

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令 目次

本則

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）	1
○ 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）（第二条関係）	260
○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）	284
○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）（第四条関係）	515
○ 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）（第五条関係）	545
○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）（第六条関係）	555
○ 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）（第七条関係）	578
○ 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年三月二十八日大蔵省令第十二号）（第八条関係）	580
○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）（第九条関係）	598
○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）（第十条関係）	648
○ 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）（第十一条関係）	671
○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）（第十二条関係）	691
○ 業務補助等に関する規則（昭和二十五年公認会計士管理委員会規則第七号）（第十三条関係）	706

- 公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令（昭和四十九年大蔵省令第五十八号）（第十四条関係）……………707
- 公認会計士試験規則（平成十六年内閣府令第十八号）（第十五条関係）……………709
- 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則（平成十一年大蔵省
総理府令第三十一号）（第十六条関係）……………711
- 内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）
（第十七条関係）……………713

附則

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 有価証券 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうち、次に掲げるもの（法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>イ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二条の八に規定するもの</p> <p>ロ 法第二条第一項第五号に掲げるもの</p> <p>ハ 法第二条第一項第七号に掲げるもの</p> <p>ニ 法第二条第一項第九号に掲げるもの</p> <p>ホ 法第二条第一項第十七号に掲げるものであつて、イに掲げる有価証券の性質を有するもの</p> <p>ヘ 法第二条第一項第十七号に掲げるものであつて、同項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの</p> <p>ト 法第二条第一項第十九号に掲げるもの</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 有価証券 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>イ 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二条に規定するもの</p> <p>ロ 法第二条第一項第四号に掲げるもの</p> <p>ハ 法第二条第一項第五号の二に掲げるもの</p> <p>ニ 法第二条第一項第六号に掲げるもの</p> <p>ホ 法第二条第一項第九号に掲げるものであつて、イに掲げる有価証券の性質を有するもの</p> <p>ヘ 同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの</p> <p>ト 同条第一項第十号の二に掲げるもの</p>

チ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第二条に規定するもの

リ 法第二条第一項第十七号に掲げるものであつて同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するもの

又 令第一条第一号に掲げるもの

ル 令第一条第二号に掲げるもの

ヲ 法第二条第一項第二十号に掲げるものであつて、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

ワ 有価証券信託受益証券（令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。）のうち、受託有価証券（同号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）がイからルまでに掲げるものであるもの

カ 令第一条の三の四に規定するもの

（削る）

二 有価証券の種類 法第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同条第一項第十七号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

二の二 （略）

三 社債券 法第二条第一項第五号に掲げるものをいい、同項第十

チ 証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第一条に規定するもの

リ 法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

又 令第一条に規定するもの

ル 法第二条第一項第十号の三に掲げるものであつて、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

ヲ 法第二条第二項第四号に規定する有限責任事業組合契約（以下「組合契約」という。）に基づく権利

ワ 法第二条第二項第五号に掲げる権利（組合契約に類するものに基づく権利に限る。）

カ 法第二条第二項第六号に掲げる合同会社の社員権及び令第一条の三の四に規定する権利（以下「社員権」という。）

ヨ 法第二条第二項第七号に掲げる社員権

二 有価証券の種類 法第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同条第一項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

二の二 （略）

三 社債券 法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九

七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四 株券 法第二条第一項第九号に掲げる株券をいい、同項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二 優先出資証券 法第二条第一項第七号に掲げる優先出資証券をいい、同項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五 新株予約権証券 法第二条第一項第九号に掲げる新株予約権証券をいい、同項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六 (略)

六の二 カバードワラント 法第二条第一項第十九号に掲げるものをいう。

六の三 預託証券 第一号ヲに掲げるものをいう。

六の四・六の五 (略)

六の六 学校債券 第一号ルに掲げるものをいう。

六の七 学校貸付債権 第一号カに掲げるものをいう。

七〇九 (略)

九の二 オプション 法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。

十 有価証券の募集 法第二条第三項に規定する有価証券の募集及び特定組織再編成発行手続(法第二条の二第四項に規定する特定組織再編成発行手続をいう。以下同じ。)をいう。

十一 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売

号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四 株券 法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二 優先出資証券 法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五 新株予約権証券 法第二条第一項第六号に掲げる新株予約権証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六 (略)

六の二 カバードワラント 法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の三 預託証券 第一号ルに掲げるものをいう。

六の四・六の五 (略)

(新設)

(新設)

七〇九 (略)

九の二 オプション 法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十 有価証券の募集 法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売

出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。

）、同条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）及び特定組織再編成交付手続（法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。

十二〇十八（略）

十八の二 確認書 法第二十四条の四の二第一項（法第二十四条の

四の八第一項及び法第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する確認書をいう。

十八の三 四半期報告書 法第二十四条の四の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する四半期報告書をいう。

十九〇二十の二（略）

二十の三 内国会社 第一号イ、ロ、ニ、チ、ル又はカに掲げる有価証券の発行者及び第一号ト、ヲ又はワに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の四 外国会社 第一号ホ、ヘ、リ又はヌに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第十七号に掲げるものであつて、同項第七号に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ト、ヲ又はワに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四の二（略）

出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。

）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二〇十八（略）

（新設）

（新設）

十九〇二十の二（略）

二十の三 内国会社 第一号イ、ロ、ニ、チ、ヲ又はカに掲げる有価証券の発行者及び第一号ト又はルに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の四 外国会社 第一号ホ、ヘ、リ、ヌ、ワ又はヨに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ト又はルに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四の二（略）

二十の四の三 学校法人等 第一号ル又はカに掲げる有価証券の発
行者をいう。

二十の五 (略)

二十の六 組合等 有価証券投資事業権利等(法第三条第三号に規
定する有価証券投資事業権利等をいう。)の発行者をいう。

二十の六の二 組合契約 組合等に係る契約をいう。

二十の七 提出会社 第十四号及び第十七号から第二十号までに掲
げる書類を提出する会社(指定法人を含む。)をいう。

二十一 (略)

二十一の二 四半期連結財務諸表 提出会社が内国会社である場合
には、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規
則(平成十九年内閣府令第 号。以下「四半期連結財務諸表
規則」という。)第一条第一項に規定する四半期連結財務諸表を
いい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその
子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算
に関する書類をいう。

二十一の二の二 (略)

二十一の二の三 四半期財務諸表 提出会社が内国会社である場合
には、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
(平成十九年内閣府令第 号。以下「四半期財務諸表等規則
」という。)第一条第一項に規定する四半期財務諸表をいい、提
出会社が外国会社である場合には、金融庁長官が認める財務計算
に関する書類をいう。

(新設)

二十の五 (略)

二十の六 組合 第一号ヲ又はワに掲げる有価証券の発行者をい
う。

(新設)

二十の七 提出会社 第十四号及び第十七号から第二十号までに掲
げる書類を提出する会社(指定法人及び組合を含む。)をいう。

二十一 (略)

(新設)

二十一の二 (略)

(新設)

二十一の二の四 中間財務諸表 提出会社が内国会社である場合には、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する中間財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものと連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三 連結子会社 連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四 連結会社 連結財務諸表規則第二条第五号に規定する連結会社をいう。

二十二 (略)

二十二の二 四半期連結会計期間 四半期財務諸表等規則第三条第五号に規定する四半期連結会計期間をいう。

二十二の三 中間連結会計期間 中間連結財務諸表規則第三条第二項に規定する中間連結会計期間をいう。

二十二の四 四半期会計期間 四半期財務諸表等規則第三条第四号に規定する四半期会計期間をいう。

二十三～二十七の四 (略)

二十七の五 関連当事者 財務諸表等規則第八条第十七項に規定する関連当事者をいう。

二十八 継続開示会社 有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出の日前に有価証券届出書又

(新設)

二十一の三 連結子会社 連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四 連結会社 連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

二十三～二十七の四 (略)

二十七の五 関連当事者 財務諸表等規則第八条第十六項に規定する関連当事者をいう。

二十八 継続開示会社 有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人及び組合を含む。）のうち、当該提出の日前に有価証券

は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九 金融商品取引所 法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十 算式表示 有価証券の発行価格又は売出価格を、一の金融商品市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第二十八条第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の認可金融商品取引業協会（法第二十三条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一 特別利害関係者等 次に掲げる者をいう。

イ 当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又は執行役（理事及び監事その他こ

届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人及び組合を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九 証券取引所 法第二条第十六項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十 算式表示 有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第二十八条第七号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一 特別利害関係者等 次に掲げる者をいう。

イ 当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又は執行役（理事及び監事その他こ

れらに準ずる者を含む。)をいう。以下この号において同じ。
()、当該役員の配偶者及び二親等内の血族(以下この号において「役員等」という。)、役員等が自己又は他人(仮設人を含む。ロにおいて同じ。)の名義により所有する株式(優先出資を含む。以下同じ。)又は出資に係る議決権が、会社の総株主等の議決権(法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。)

ロ (略)

ハ 当該会社の人的関係会社(人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。)及び資本的關係会社(当該会社(当該会社の特別利害関係者を含む。)が他の会社の総株主等の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社(当該他の会社の特別利害関係者を含む。)が当該会社の総株主等の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。)並びにこれらの役員

二 金融商品取引業者(法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う者

れらに準ずる者を含む。)をいう。以下この号において同じ。
()、当該役員の配偶者及び二親等内の血族(以下この号において「役員等」という。)、役員等が自己又は他人(仮設人を含む。ロにおいて同じ。)の名義により所有する株式(優先出資を含む。以下同じ。)又は出資に係る議決権が、会社の総株主又は総社員の議決権(法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。)の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。)

ロ (略)

ハ 当該会社の人的関係会社(人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。)及び資本的關係会社(当該会社(当該会社の特別利害関係者を含む。)が他の会社の総株主の議決権(法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。)の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社(当該他の会社の特別利害関係者を含む。)が当該会社の総株主の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。)並びにこれらの役員

二 証券会社(法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条に規定す

に限る。)をいう。以下同じ。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的關係会社

(有価証券信託受益証券)

第一条の二 令第二条の三第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該有価証券信託受益証券に係る信託財産に受託有価証券及び当該受託有価証券に係る受取配当金、利息その他の給付金以外の財産が含まれないこと。

二 当該有価証券信託受益証券に係る受託有価証券が同一種類の有価証券(有価証券の発行者が同一で、定義府令第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券をいい、次に掲げるすべての要件を満たすものを除く。)であること。

イ 受託有価証券の発行者に適用される法令若しくは当該発行者の定款若しくは寄附行為その他これらに準ずるもの又は当該発行者の決定により受託者が受託有価証券の所有者として当該発行者が発行する有価証券の割当てを受ける権利の対象となる有価証券(ロにおいて「割当有価証券」という。)であること。

ロ 受益者による受託者に対する割当有価証券の引受けの申込みの指図に基づき、当該受益者のために当該受託者が信託財産として所有する有価証券であること。

三 各受益権の内容が、各受託有価証券に係る権利の内容に応じて

る外国証券会社をいう。以下同じ。)及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的關係会社

(新設)

均等であること。

四 受益権の内容に含まれる受託有価証券に係る権利の行使手続及び当該受託有価証券の発行者による当該受託有価証券に係る通知、報告その他書類の送付に関する手続の受託者に対する通知方法が規定されていること。

五 受託有価証券に係る権利の内容と異なる内容の受益権が発行されないこと。

(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

第二条 令第二条の十二に規定する内閣府令で定める条件は、当該有価証券の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることとする。

2 令第二条の十二に規定する内閣府令で定めるものは、新株予約権証券の発行者である会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社とする。

3 法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

一〜七 (略)

八 本邦の金融商品取引所に発行株式(発行優先出資を含む。以下同じ。)を上場しようとする会社(指定法人を含む。以下この号において同じ。)又は認可金融商品取引業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする会社(既に他の金融商品取引所に発行株式が上場されている会社又はいずれかの認可金融商

(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

第二条 (新設)

(新設)

法第四条第一項第三号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

一〜七 (略)

八 本邦の証券取引所に発行株式(発行優先出資を含む。以下同じ。)を上場しようとする会社(指定法人を含む。以下この号において同じ。)又は証券業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする会社(既に他の証券取引所に発行株式が上場されている会社又はいずれかの証券業協会に発行株式が店頭売買

品取引業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社を除く。第八条第二項において同じ。）で、継続開示会社でないものが行う当該金融商品取引所又は当該認可金融商品取引業協会の規則による発行株式の募集又は売出し

（適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者たる外国会社の代理人）

第二条の二 その有価証券発行勧誘等（法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。）が適格機関投資家向け勧誘（法第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。以下同じ。）に該当する有価証券（次条において「適格機関投資家向け証券」という。）を発行する外国会社は、本邦内に住所を有する者であつて、当該有価証券の譲渡に関する行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するもの（次条において「発行者の代理人」という。）を定めなければならない。

（届出を要しない適格機関投資家向け証券の一般投資家向け勧誘）

第二条の四 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、同項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（当該適格機関投資家取得有価証券一般勧誘に係る有価証券が令第一条の四第一号に掲げる有価証券である場合に限る。）が当該有価証券の発行者である会社に対して行われることとする。

有価証券として登録されている会社を除く。第八条第二項において同じ。）で、継続開示会社でないものが行う当該証券取引所又は当該証券業協会の規則による発行株式の募集又は売出し

（適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者たる外国会社の代理人）

第二条の二 その取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号イに掲げる場合に該当する有価証券（次条において「適格機関投資家向け証券」という。）を発行する外国会社は、本邦内に住所を有する者であつて、当該有価証券の譲渡に関する行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するもの（次条において「発行者の代理人」という。）を定めなければならない。

（届出を要しない適格機関投資家向け証券の一般投資家向け勧誘）

第二条の四 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、同項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資家向け勧誘（当該適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘に係る有価証券が令第一条の五第一号に掲げる有価証券である場合に限る。）が当該有価証券の発行者である会社に対して行われることとする。

(届出書提出期限の特例)

第三条 法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一(三) (略)

四 法第二十四条第一項第一号及び第二号(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる有価証券の発行者である会社(指定法人を含む。)以外の会社(指定法人を含む。)の発行する有価証券(前三号に掲げるもの及び本邦以外の地域の金融商品取引所において上場されているものを除く。)

(有価証券通知書)

第四条 (略)

2 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 内国会社

イ 定款(財団たる内国会社である場合は、その寄附行為)

ロ・ハ (略)

二 (略)

3・4 (略)

(届出書提出期限の特例)

第三条 法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一(三) (略)

四 法第二十四条第一項第一号及び第二号(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる有価証券の発行者である会社(指定法人及び組合を含む。)以外の会社(指定法人及び組合を含む。)の発行する有価証券(前三号に掲げるもの及び本邦以外の地域の証券取引所において上場されているものを除く。)

(有価証券通知書)

第四条 (略)

2 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 内国会社

イ 定款(財団たる内国会社である場合は、その寄附行為、組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し)

ロ・ハ (略)

二 (略)

3・4 (略)

(有価証券通知書に関する規定の準用)

(削る)

(開示が行われている場合)

第六条 法第四条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該有価証券と同一の発行に係る有価証券について既に行われた売出し又は当該有価証券と同種の有価証券(定義府令第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該有価証券と同一である他の有価証券をいう。以下この条において同じ。)について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じている場合(当該有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。)

二 四 (略)

(外国会社の代理人)

第七条 (略)

2 (略)

第六条 前二条の規定は、募集によらないで取得される株券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものを発行する場合(法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社(指定法人を含む。)が発行する場合を除く。)に準用する。ただし、第四条第二項第二号ロ及びハに掲げる書類については、これらの添付を要しない。

(開示が行われている場合)

第六条の二 法第四条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該有価証券と同一の発行に係る有価証券について既に行われた売出し又は当該有価証券と同種の有価証券(定義府令第六条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該有価証券と同一である他の有価証券をいう。以下この条において同じ。)について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じている場合(当該有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。)

二 四 (略)

(外国会社の代理人)

第七条 (略)

2 (略)

3 外国会社は、法第二十四条第一項若しくは第三項の規定による有価証券報告書、法第二十四条の四の二第一項若しくは第二項の規定による確認書、法第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書、法第二十四条の五第一項の規定による半期報告書、同条第四項の規定による臨時報告書又は令第四条第一項の規定による承認申請書を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、これらの書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するものを定めなければならない。

(有価証券届出書の記載内容等)

第八条 法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 発行者が内国会社である場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。） 第二号様式

二 (略)

三 発行者が内国会社であつて、特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続を行う場合又は法第二十七条の四第一項の場合において、有価証券届出書を提出しようとするとき（前号に掲げる場合を除く。） 第二号の六様式

四 発行者が外国会社である場合（次号に掲げる場合を除く。） 第七号様式

3 外国会社は、法第二十四条第一項若しくは第三項の規定による有価証券報告書、法第二十四条の五第一項の規定による半期報告書、同条第四項の規定による臨時報告書又は令第四条第一項の規定による承認申請書を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、これらの書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するものを定めなければならない。

(有価証券届出書の記載内容等)

第八条 法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 発行者が内国会社である場合（次号に掲げる場合を除く。） 第二号様式

二 (略)

(新設)

三 発行者が外国会社である場合 第七号様式

五 発行者が外国会社であつて、特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続を行う場合又は法第二十七条の四第一項の場合において、有価証券届出書を提出しようとするとき 第七号の四様式

2 前項の規定にかかわらず、本邦の金融商品取引所に発行株式を上場しようとする会社（指定法人を含む。以下この項において同じ。）又は認可金融商品取引業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする会社で、当該金融商品取引所又は当該認可金融商品取引業協会の規則により発行株式の募集又は売出しを行うため、法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする会社（内国会社に限る。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により、有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

- 一 当該募集又は売出しが特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に該当しない場合 第二号の四様式
- 二 当該募集又は売出しが特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に該当する場合 第二号の七様式

（有価証券届出書の記載の特例）

第九条 法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三条第二項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）

（新設）

2 前項の規定にかかわらず、本邦の証券取引所に発行株式を上場しようとする会社（指定法人を含む。以下この項において同じ。）又は証券業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする会社で、当該証券取引所又は当該証券業協会の規則により発行株式の募集又は売出しを行うため、法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする会社（内国会社に限る。）は、第二号の四様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（有価証券届出書の記載の特例）

第九条 法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三条第二項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）

に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一 時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券、有価証券信託受益証券のうち受託有価証券が株券であるもの又は預託証券で株券を表示するもの（第五号において「株券等」という。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ〜ニ (略)

ホ 引受人（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ (略)

二 時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権証券につき、当該株券の発行価格又は当該新株予約権証券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ〜ハ (略)

ニ 引受人（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ〜リ (略)

三 時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ〜ヌ (略)

に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一 時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ〜ニ (略)

ホ 引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ (略)

二 時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権証券につき、当該株券の発行価格又は当該新株予約権証券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ〜ハ (略)

ニ 引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ〜リ (略)

三 時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ〜ヌ (略)

ル 引受人（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヲカカ (略)

三の二 (略)

四 社債券（前二号に規定する新株予約権付社債券を除く。）、社会医療法人債券、学校債券又は学校貸付債権（第六号において「社債券等」という。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合 前号に掲げる事項

四の二・四の三 (略)

五 時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券等又は新株予約権証券につき、その売価の決定前に売出しを行う必要がある場合

イハハ (略)

ニ 売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ (略)

五の二八 (略)

（組込方式による有価証券届出書）

第九条の三 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする

ル 引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヲカカ (略)

三の二 (略)

四 社債券（前二号に規定する新株予約権付社債券を除く。）又は社会医療法人債券（第六号において「社債券等」という。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合 前号に掲げる事項

四の二・四の三 (略)

五 時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株予約権証券につき、その売価の決定前に売出しを行う必要がある場合

イハハ (略)

ニ 売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ (略)

五の二八 (略)

（組込方式による有価証券届出書）

第九条の三 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする

者が株式移転（当該者の最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日前二年三月内に行われたものに限る。）により設立された株式移転設立完全親会社（会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、当該株式移転により株式移転完全子会社（会社法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。以下同じ。）となつた会社（以下この項において「当該株式移転完全子会社」という。）のうち、当該株式移転の日の前日において法第五条第四項各号に掲げる要件をすべて満たしていた会社（以下この項及び第十條第一項第二号ハにおいて「適格株式移転完全子会社」という。）が当該株式移転の日前に提出した直近の有価証券報告書（適格株式移転完全子会社が二以上ある場合は最初に提出されたもの）の提出日から当該有価証券届出書を提出しようとする日までの期間とし、同条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、当該期間中において適格株式移転完全子会社及び当該株式移転設立完全親会社が提出した有価証券報告書（前項に規定するものに限る。）とすることができる。

一・二 （略）

4 （略）

（参照方式による有価証券届出書）

第九條の四 （略）

者が株式移転（当該者の最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日前二年三月内に行われたものに限る。）により設立された株式移転設立完全親会社（会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、当該株式移転により株式移転完全子会社（会社法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。以下同じ。）となつた会社（以下この項において「当該株式移転完全子会社」という。）のうち、当該株式移転の日の前日において法第五条第四項各号に掲げる要件をすべて満たしていた会社（以下この項において「適格株式移転完全子会社」という。）が当該株式移転の日前に提出した直近の有価証券報告書（適格株式移転完全子会社が二以上ある場合は最初に提出されたもの）の提出日から当該有価証券届出書を提出しようとする日までの期間とし、同条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、当該期間中において適格株式移転完全子会社及び当該株式移転設立完全親会社が提出した有価証券報告書（前項に規定するものに限る。）とすることができる。

一・二 （略）

4 （略）

（参照方式による有価証券届出書）

第九條の四 （略）

254 (略)

5 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

- 一 有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている株券（以下この項において「上場株券」という。）又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 上場日等（当該者の発行する株券が、上場株券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録株券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日）をいう。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の金融商品市場における売買金額又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（金融商品市場における時価総額

254 (略)

5 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

- 一 有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の証券取引所に上場されている株券（以下この項において「上場株券」という。）又は証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 上場日等（当該者の発行する株券が、上場株券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録株券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日）をいう。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の有価証券市場における売買金額又は証券業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（有価証券市場における時価総額又は証券業協

又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。以下この号において「時価総額」という。)の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。)が百億円以上であること。

ロ〜へ (略)

二 前号イに規定する上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日であり、かつ、有価証券届出書を提出しようとする者が前号イ中「法第二十四条第一項第一号」を「法第二十四条第一項第二号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額」を「及び認可金融商品取引業協会の発表する時価総額」を「及び認可金融商品取引業協会の発表する時価総額」に読み替えた後の前号イからニまでのいずれかの場合に該当すること。

三 (略)

(有価証券届出書の添付書類)

第十条 法第五条第六項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により有価証券届出書に添付すべき書類(次条において「添付書類」という。)として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで(第五号から第七号まで)において引用する場合を含む。)に掲げる書類を有価証券届出書

会の発表する時価総額をいう。以下この号において「時価総額」という。)の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。)が百億円以上であること。

ロ〜へ (略)

二 前号イに規定する上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日であり、かつ、有価証券届出書を提出しようとする者が前号イ中「法第二十四条第一項第一号」を「法第二十四条第一項第二号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「又は証券業協会の発表する売買金額」を「及び証券業協会の発表する売買金額」に、「又は証券業協会の発表する時価総額」を「及び証券業協会の発表する時価総額」に読み替えた後の前号イからニまでのいずれかの場合に該当すること。

三 (略)

(有価証券届出書の添付書類)

第十条 法第五条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により有価証券届出書に添付すべき書類(次条において「添付書類」という。)として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで(第五号又は第六号において引用する場合を含む。)に掲げる書類を有価証券届出書に添

に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一 第二号様式により作成した有価証券届出書

イ 定款（財団たる内国会社である場合は、その寄附行為）

ロ・ハ（略）

ニ 当該有価証券が社債、社会医療法人債、学校債券若しくは学校貸付債権（第四号及び第十七条第一項において「社債等」という。）又はコマースヤル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

(1) 当該保証を行つている会社（指定法人及び組合を含む。）以下「保証会社」という。）の定款（組合等である場合は、組合契約に係る契約書の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

(2) 当該保証の内容を記載した書面

ホ（略）

ヘ 当該有価証券が有価証券信託受益証券である場合には、当該有価証券信託受益証券の発行に關して締結された信託契約その他主要な契約の写し

ト（略）

付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一 第二号様式により作成した有価証券届出書

イ 定款（財団たる内国会社である場合は、その寄附行為、組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ・ハ（略）

ニ 当該有価証券が社債若しくは社会医療法人債（第四号及び第十七条第一項において「社債等」という。）又はコマースヤル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

(イ) 当該保証を行つている会社（指定法人及び組合を含む。）の定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

(ロ) 当該保証の内容を記載した書面

ホ（略）

(新設)

ヘ（略）

(削る)

二 第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ・ロ (略)

ハ 当該有価証券届出書の提出者が第九条の三第三項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち同項に規定するものを提出している者である場合には、次に掲げる事項を記載した書面(同項第一号に掲げる要件に該当する場合は(2)を除く。)

(1) 当該提出者の当該株式移転完全子会社及び適格株式移転完全子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

(2) 同項に規定する株式移転の日の前日における当該提出者の当該株式移転完全子会社及び適格株式移転完全子会社の株主数

(3) 当該株式移転の目的

(4) 当該株式移転の方法及び当該株式移転に係る当該適格株式移転完全子会社の株主總會の決議の内容

三 第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ・ニ (略)

ホ 当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合(次に定め

ト 当該有価証券届出書の提出者の代表者が当該有価証券届出書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券届出書に添付しようとする場合における当該書面

二 第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ・ロ (略)

ハ 当該有価証券届出書の提出者が第九条の三第三項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち同項に規定するものを提出している者である場合には、次の各号(同項第一号に掲げる要件に該当する場合は(ロ)を除く。)に掲げる事項を記載した書面

(イ) 当該提出者の当該株式移転完全子会社及び適格株式移転完全子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

(ロ) 同項に規定する株式移転の日の前日における当該提出者の当該株式移転完全子会社及び適格株式移転完全子会社の株主数

(ハ) 当該株式移転の目的

(ニ) 当該株式移転の方法及び当該株式移転に係る当該適格株式移転完全子会社の株主總會の決議の内容

三 第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ・ニ (略)

ホ 当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合(次に定め

る重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

(2) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

へ (略)

三の二 (略)

三の三 第二号の五様式により作成した有価証券届出書

イ 第一号に掲げる書類

ロ 提出会社が組織再編成(法第二条の二第一項に規定する組織再編成をいう。)を行う会社以外の会社である場合には、当該組織再編成を行う会社の定款

三の四 第二号の六様式により作成した有価証券届出書 前号に掲げる書類

三の五 第二号の七様式により作成した有価証券届出書 第三号の三に掲げる書類

四 第七号様式により作成した有価証券届出書

イホ (略)

の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

(イ) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

(ロ) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

へ (略)

三の二 (略)

三の三 第二号の五様式により作成した有価証券届出書 第一号に掲げる書類

(新設)

(新設)

四 第七号様式により作成した有価証券届出書

イホ (略)

へ 当該外国会社が金融商品取引業者との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト (略)

五・六 (略)

七 第七号の様式により作成した有価証券届出書

イ 第三号の三に掲げる書類

ロ 第四号ロからトまでに掲げる書類

2 第一項第四号から第七号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容)

第十二条 法第十三条第二項第一号イ(1)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一 内国会社

イ (略)

ロ 第二号の様式第一部から第六号までに掲げる事項

ハ 第二号の様式第一部から第五号までに掲げる事項

ニ (略)

へ 当該外国会社が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト (略)

五・六 (略)

(新設)

イ (略)

ロ (略)

2 第一項第四号から第六号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容)

第十二条 法第十三条第二項第一号イ(1)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一 内国会社

イ (略)

ロ 第二号の様式第一部から第五号までに掲げる事項

ハ 第二号の様式第一部から第四号までに掲げる事項

ニ (略)

ホ 第二号の五様式第一部から第五部まで及び第七部に掲げる事項

ヘ 第二号の六様式第一部から第四部まで及び第六部に掲げる事項

ト 第二号の七様式第一部から第三部まで、第五部及び第六部に掲げる事項

二 外国会社

イ (略)

ロ 第七号の二様式第一部から第六部までに掲げる事項

ハ 第七号の三様式第一部から第五部までに掲げる事項

ニ 第七号の四様式第一部から第四部まで及び第六部に掲げる事項

(発行登録書の記載内容等)

第十四条の三 法第二十三条の三第一項の規定により有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、内国会社のうち第一条第一号ロに掲げる有価証券(法第二十三条の八第二項の規定の適用を受ける有価証券を除く。)又は同号ハ、ニ、ト、ヲ若しくはルに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十一号の様式、同号チに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十一号の様式、外国会社にあつては第十四号様式により発行登録書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

2 (略)

ホ 第二号の五様式第一部から第四部までに掲げる事項

(新設)

(新設)

二 外国会社

イ (略)

ロ 第七号の二様式第一部から第五部までに掲げる事項

ハ 第七号の三様式第一部から第四部までに掲げる事項

(新設)

(発行登録書の記載内容等)

第十四条の三 法第二十三条の三第一項の規定により有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、内国会社のうち第一条第一号ロに掲げる有価証券(法第二十三条の八第二項の規定の適用を受ける有価証券を除く。)又は同号ハ、ニ、ト若しくはルに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十一号の様式、同号チに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十一号の様式、外国会社にあつては第十四号様式により発行登録書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

2 (略)

(発行登録書の添付書類)

第十四条の四 法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 第十一号様式及び第十一号の二の様式により作成した発行登録書

イ・ロ (略)

ハ 当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合（次に定める重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

(2) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ・ホ (略)

二 (略)

(発行登録書の添付書類)

第十四条の四 法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 第十一号様式及び第十一号の二の様式により作成した発行登録書

イ・ロ (略)

ハ 当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

(イ) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

(ロ) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ・ホ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(訂正発行登録書の提出事由等)

第十四条の五 提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一 (略)

二 記載された引受けを予定する金融商品取引業者のうちの主たるものに異動があつたこと。

三 (略)

2・3 (略)

(発行登録追補書類の記載内容等)

第十四条の八 法第二十三条の八第一項の規定により登録されている有価証券を取得させ、又は売り付けようとする発行登録者は、当該有価証券の募集又は売出しごとに、内国会社のうち第一条第一号ロ、ハ、ニ、ト、ヲ又はワに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十二号様式、同号チに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十二号の二様式、外国会社にあつては第十五号様式により発行登録追補書類三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(発行登録追補書類の提出を要しない募集又は売出し)

第十四条の九 法第二十三条の八第一項ただし書(法第二十七条にお

2・3 (略)

(訂正発行登録書の提出事由等)

第十四条の五 提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一 (略)

二 記載された引受けを予定する証券会社のうちの主たるものに異動があつたこと。

三 (略)

2・3 (略)

(発行登録追補書類の記載内容等)

第十四条の八 法第二十三条の八第一項の規定により登録されている有価証券を取得させ、又は売り付けようとする発行登録者は、当該有価証券の募集又は売出しごとに、内国会社のうち第一条第一号ロ、ハ、ニ、ト又はルに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十二号様式、同号チに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十二号の二様式、外国会社にあつては第十五号様式により発行登録追補書類三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(発行登録追補書類の提出を要しない募集又は売出し)

第十四条の九 法第二十三条の八第一項ただし書(法第二十七条にお

いて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、第二条第三項各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

(発行登録追補書類の提出を要しない有価証券)

第十四条の九の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十七条において準用する同法第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替外債(同条に規定する振替社債及び同法第一百七十七条において準用する同法第六十六条(同条第一号イからニまでを除く。))に規定する保険業法(平成七年法律第百五号)に規定する相互会社の社債の性質を有するものに限る。)をいう。以下この条において同じ。)のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの(第十四条の十五の二において「短期外債」という。)とする。

一〜四 (略)

(発行登録追補書類の添付書類)

第十四条の十二 法第二十三条の八第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類(第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)とする。

一 第十二号様式により作成した発行登録追補書類

いて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、第二条各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

(発行登録追補書類の提出を要しない有価証券)

第十四条の九の二 令第三条の二の二第三号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十七条において準用する同法第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替外債をいう。以下この条において同じ。)のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの(第十四条の十五の二において「短期外債」という。)とする。

一〜四 (略)

(発行登録追補書類の添付書類)

第十四条の十二 法第二十三条の八第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類(第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)とする。

一 第十二号様式により作成した発行登録追補書類

イ・ロ (略)

ハ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合(次に定める重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

(2) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ (略)

ホ 第十条第一項第一号ニ、ホ、へ又はトに掲げる書面

二 (略)

2 (略)

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十四条の十三 法第二十三条の十二第二項において準用し、同項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

イ・ロ (略)

ハ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合(次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

(イ) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

(ロ) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ (略)

ホ 第十条第一項第一号ニ、ホ又はへに掲げる書面

二 (略)

2 (略)

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十四条の十三 法第二十三条の十二第二項において準用し、同項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 発行登録目論見書

イ〜ホ (略)

へ 当該発行登録書又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書のうち、直近のもの提出日以後次に掲げる事情が生じた場合（次に定める重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載されている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

(1) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかったものにつき、記載することができる状態になったこと。

(2) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ト (略)

二 (略)

三 発行登録追補目論見書

イ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合（次に定める重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

一 発行登録目論見書

イ〜ホ (略)

へ 当該発行登録書又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書のうち、直近のもの提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載されている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

(イ) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかったものにつき、記載することができる状態になったこと。

(ロ) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ト (略)

二 (略)

三 発行登録追補目論見書

イ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

(1) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

(2) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ロ (略)

2 (略)

(適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十四条の十四 (略)

2 法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 当該有価証券の有価証券発行勧誘等に令第一条の四第一号に規定する条件が付されている場合 当該有価証券発行勧誘等に付された条件の内容

二 当該有価証券に定義府令第十一条第一項に定める方式に従つた譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容

三 当該有価証券が定義府令第十一条第二項又は第三項に定める要件に該当している場合 当該要件の内容

(イ) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

(ロ) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ロ (略)

2 (略)

(適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十四条の十四 (略)

2 法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号イに該当することにより当該取得の申込みの勧誘に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 当該有価証券の取得の申込みの勧誘に令第一条の五第一号に規定する条件が付されている場合 当該取得の申込みの勧誘に付された条件の内容

二 当該有価証券に定義府令第五条第一項に定める方式に従つた譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容

三 当該有価証券が定義府令第五条第二項及び第三項に定める要件に該当している場合 当該要件の内容

3 (略)

(少人数向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十四条の十五 法第二十三条の十三第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等が少人数向け勧誘(法第二十三条の十三第三項に規定する少人数向け勧誘をいう。以下「勧誘」)に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 当該有価証券に定義府令第十三条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容
- 二 前号に掲げる場合のほか当該有価証券が定義府令第十三条第二項又は第三項に定める要件を満たしている場合 当該要件のうち当該有価証券の所有者の権利を制限するものの内容

2 (略)

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第十四条の十六 (略)

- 2 法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。
 - 一 次のいずれかの場合に該当すること。

3 (略)

(少人数向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十四条の十五 法第二十三条の十三第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号ロに該当することにより当該取得の申込みの勧誘に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 当該有価証券に定義府令第七条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容
- 二 前号に掲げる場合のほか当該有価証券が定義府令第七条第二項又は第三項に定める要件を満たしている場合 当該要件のうち当該有価証券の所有者の権利を制限するものの内容

2 (略)

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第十四条の十六 (略)

- 2 法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。
 - 一 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国金融商品取引所（本邦以外の地域において設立されている金融商品取引所をいう。以下この号及び第十九条の五第一項において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国金融商品取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号及び第十九条の五第一項において同じ。）の法令又は当該外国金融商品取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ 当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が金融商品取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ（略）

二 当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 金融商品取引業者（認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）、登録金融機関（法第十二条第十一項に規定する登録金融機関をいい、認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。ロ及び次号において同じ。）又は金融商品仲介業者（法第十二条第十二項に規定する金

イ 当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号及び第十九条の五第一項において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号及び第十九条の五第一項において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ 当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ（略）

二 当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）、登録金融機関（法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいい、証券業協会に加入しているものに限る。ロ及び次号において同じ。）又は証券仲介業者（法第十二条第十一項に規定する証券仲介業者をいう。次号ハにおい

融商品仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ 当該有価証券の保管の委託を受けた金融商品取引業者又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該勧誘の相手方が金融商品取引業者又は登録金融機関である場合

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を金融商品取引業者又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項及び第十九条の四において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ 当該勧誘を行う者が金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者が

て同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ 当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該勧誘の相手方が証券会社又は登録金融機関である場合

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項及び第十九条の四において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ 当該勧誘を行う者が証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券

その有価証券の保管を金融商品取引業者又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

3（8）（略）

（有価証券報告書の記載内容等）

第十五条 法第二十四条第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 内国会社

イ 法第二十四条第一項の規定による場合及び同条第三項の規定による場合のうち同条第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。第十六条の二において同じ。）の規定の適用を受けない会社（指定法人を含む。）が発行者である有価証券が同項第三号（法第二十七条において準用する場合を含む。第十六条の二において同じ。）に掲げる有価証券に該当することとなつたとき（ロに掲げる場合を除く。） 第三号様式

ロ・ハ（略）

二（略）

（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

の保管を証券会社又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

3（8）（略）

（有価証券報告書の記載内容等）

第十五条 法第二十四条第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき会社（指定法人及び組合を含む。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 内国会社

イ 法第二十四条第一項の規定による場合及び同条第三項の規定による場合のうち同条第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。第十六条の二において同じ。）の規定の適用を受けない会社（指定法人及び組合を含む。）が発行者である有価証券が同項第三号（法第二十七条において準用する場合を含む。第十六条の二において同じ。）に掲げる有価証券に該当することとなつたとき（ロに掲げる場合を除く。） 第三号様式

ロ・ハ（略）

二（略）

（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

第十五条の二 法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国会社が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款（財団たる外国会社である場合は、その寄附行為）

二 四 (略)

4 五 6 (略)

1 (有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續等

第十五条の三 令第三条の五第一項及び令第四条の十第一項に規定する有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければならない。

一 定款

二 申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含む。次項において同じ。）の写し

2 令第三条の五第二項及び令第四条の十第二項に規定する数は、申

第十五条の二 法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国会社が令第三条の五ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款（財団たる外国会社である場合は、その寄附行為、組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

二 四 (略)

4 五 6 (略)

(新設)

請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度の末日及び当該直前事業年度の開始の前四年以内に開始した事業年度すべての末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数とする。

(削る)

第十六条 令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 内国会社

イ 定款(財団たる内国会社である場合は、その寄附行為)

ロ 申請時における株主名簿(優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項及び第五項において同じ。)の写し

ハ 令第四条第二項第一号に掲げる会社(指定法人を含む。)については、解散を決議した株主総会(相互会社にあつては、社員総会又は総代会。社団たる医療法人にあつては、社員総会。以下同じ。)の議事録の写し(財団たる医療法人及び学校法人等にあつては、解散事由に該当することとなつたことを知るに足る書面の写し)及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

1 (有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續等

第十六条 令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 内国会社

イ 定款(財団たる内国会社である場合は、その寄附行為、組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し)

ロ 申請時における株主名簿(優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。第三項、第五項及び第十六条の三において同じ。)の写し

ハ 令第四条第二項第一号に掲げる会社(指定法人及び組合を含む。)については、解散を決議した株主総会(相互会社にあつては、社員総会又は総代会。社団たる医療法人にあつては、社員総会。以下同じ。)の議事録の写し(持分会社にあつては、総社員の同意があつたことを知るに足る書面の写し、財団たる医療法人にあつては、解散事由に該当することとなつたことを知るに足る書面の写し)及び解散の登記をした登記事項証明書

- 二 令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人を含む。）については、事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面
- ホ（略）
- 二（略）
- 2（略）
- 3 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。
- 一（略）
- 二 外国会社の発行する有価証券 基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数
- 4（略）
- 5 令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。
- 一（略）
- 二 当該事業年度に係る会社法第四百三十八条に掲げるもので、定時株主総会に報告したもの又はその承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）
- 6（略）

- 又はこれらに準ずる書面
- 二 令第四条第二項第二号に掲げる会社（指定法人及び組合を含む。）については、事業の休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面
- ホ（略）
- 二（略）
- 2（略）
- 3 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。
- 一（略）
- 二 外国会社の発行する有価証券 基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数
- 4（略）
- 5 令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。
- 一（略）
- 二 当該事業年度に係る会社法第四百三十八条に掲げるもので、定時株主総会に報告したもの又はその承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人、組合及び合同会社にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）
- 6（略）

(有価証券報告書の提出を要しない場合)

第十六条の二 法第二十四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第一項本文の規定の適用を受けない会社(指定法人を含む)の発行する有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなつた場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

- 一 その該当することとなつた日がその日の属する事業年度開始の日から三月(外国会社の発行する有価証券の場合は六月、令第三条の四により関東財務局長の承認を受けた場合には当該承認を受けた期間)を経過しているとき。

二 (略)

(有価証券の所有者数の算定方法)

第十六条の三 法第二十四条第一項第四号に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定するものとする。ただし、特別の法律により定款をもつて譲受人を当該会社の事業に係る者に限ることができることとされている株券について、当該株券の所有状況の把握に資するため、当該会社が株主名簿以外に当該会社の事業と特定の関係を有する当該株券の所有者に係る名簿を作成している場合であつて、当該名簿に基づき当該株券の移動が管理されているときは、当該名簿に記載された所有者については、その数を当該名簿の数により算定することができる。

(有価証券報告書の提出を要しない場合)

第十六条の二 法第二十四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第一項本文の規定の適用を受けない会社(指定法人を含む)の発行する有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなつた場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

- 一 その該当することとなつた日がその日の属する事業年度開始の日から三月(外国会社の発行する有価証券の場合は六月、令第三条の五により関東財務局長の承認を受けた場合には当該承認を受けた期間)を経過しているとき。

二 (略)

(有価証券の所有者数の算定方法)

第十六条の三 法第二十四条第一項第四号に規定する所有者の数は、剰余金の配当、残余財産の分配、株式の買受け及び優先出資法第十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定による優先出資の消却並びに株主総会において議決権を行使することができる事項についての内容が同一である有価証券ごとに、その株主名簿に記載され、又は記録された株主(当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者)の数により算定するものとする。ただし、特別の法律により定款をもつて譲受人を当該会社の事業に係る者に限ることができることとされている株券について、当該株券の所有状況の把握に資するため、当該会社が株主名簿以外に当該会社

- 一 株券 次に掲げる数を合算した数
- イ 株券に係る権利の内容（剰余金の配当、残余財産の分配、株式の買受け及び株主総会において議決権を行使することができる事項についての内容をいう。以下この条において「権利内容」という。）が同一である株券ごとに、その株主名簿に記載され、又は記録された株主の数
- ロ 受託有価証券が株券（イに規定する株券と権利内容が同一であるものに限る。ハにおいて同じ。）である有価証券信託受益証券に係る受益権名簿に記載され、又は記録された受益者の数（当該有価証券信託受益証券が無記名式である場合には、当該有価証券信託受益証券の数）
- ハ 株券に係る権利を表示する預託証券の所有者の名簿に記載された当該有価証券の所有者の数
- 二 有価証券信託受益証券（受託有価証券が株券であるものに限る。） 次に掲げる数を合算した数
- イ 受託有価証券である株券の権利内容が同一である有価証券信託受益証券ごとに、当該有価証券信託受益証券に係る受益権名簿に記載され、又は記録された受益者の数（当該有価証券信託受益証券が無記名式である場合には、当該有価証券信託受益証券の数）
- ロ 受託有価証券である株券と権利内容が同一である株券の株主名簿に記載され、又は記録された株主の数
- ハ 受託有価証券である株券の権利内容と同一の権利を表示する

の事業と特定の関係を有する当該株券の所有者に係る名簿を作成している場合であつて、当該名簿に基づき当該株券の移動が管理されているときは、当該名簿に記載された所有者については、その数を当該名簿の数により算定することができる。

預託証券の所有者の名簿に記載された当該預託証券の所有者の
数

三 預託証券（株券に係る権利を表示するものに限る。） 次に掲
げる数を合算した数

イ その表示する権利内容が同一である預託証券ごとに、当該預
託証券の所有者の名簿に記載された当該預託証券の所有者の数
ロ 当該預託証券が表示する権利内容と同一である株券の株主名
簿に記載され、又は記録された株主の数

ハ 当該預託証券が表示する権利内容と同一である株券を受託有
価証券とする有価証券信託受益証券に係る受益権名簿に記載さ
れ、又は記録された受益者の数（当該有価証券信託受益証券が
無記名式である場合には、当該有価証券信託受益証券の数）

四 優先出資証券 剰余金の配当、残余財産の分配及び優先出資法
第十五条第一項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定による
優先出資の消却の方法の内容が同一である優先出資証券ごとに、
同法に規定する優先出資者名簿に記載され、又は記録された優先
出資者の数

五 学校貸付債権 弁済期及び利率（当該学校貸付債権に係る貸付
けが利息を天引する方法による貸付けである場合にあっては、弁
済期限）が同一である学校貸付債権ごとに、当該学校貸付債権に
係る債権者の名簿に記載された当該債権者の数

（有価証券報告書の添付書類）

（有価証券報告書の添付書類）

第十七条 法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社

イ 定款（財団たる内国会社である場合は、その寄附行為）

ロ（略）

ハ その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債等又はコマースヤル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

- (1) 当該保証を行っている会社（指定法人及び組合等を含む。）の定款（組合等である場合は、組合契約に係る契約書の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主

第十七条 法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社

イ 定款（財団たる内国会社である場合は、その寄附行為、組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ（略）

ハ その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債等又はコマースヤル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

- (イ) 当該保証を行っている会社（指定法人及び組合を含む。）の定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会

総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

(2) 当該保証の内容を記載した書面

二 (略)

ホ 当該有価証券が有価証券信託受益証券である場合には、当該有価証券信託受益証券の発行に関して締結された信託契約その他主要な契約の写し

ヘ (略)

(削る)

二 (略)

2 (略)

(公告の方法)

第十七条の二 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第一条の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告（令第四条の二の四第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により行う者について、同府令第二条（第五項を除く。）の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、同府令第一

の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

(ロ) 当該保証の内容を記載した書面

二 (略)

(新設)

ホ (略)

ヘ 当該有価証券報告書の提出者の代表者が当該有価証券報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券報告書に添付しようとする場合における当該書面

二 (略)

2 (略)

(公告の方法)

第十七条の二 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第一条の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告（令第四条の二第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により行う者について、同府令第二条（第五項を除く。）の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、同府令第一

条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略できる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、同府令第二条中「第一号様式」とあるのは「第十九号様式」と、「電子開示システム登録届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合はこの限りでない」と、同条第四項中「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 令第四条の二の四第一項第二号の規定により日刊新聞紙に掲載する方法による公告をする場合には、全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行わなければならない。

(電子公告による公告ができない場合の承認等)

「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略できる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、同府令第二条中「第一号様式」とあるのは「第十九号様式」と、「電子開示システム登録届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合はこの限りでない」と、同条第四項中「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 令第四条の二の四第一項第二号の規定により日刊新聞紙に掲載する方法による公告をする場合には、全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行わなければならない。

(電子公告による公告ができない場合の承認等)

第十七条の三 令第四条の二の四第三項の規定による承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該公告に係る訂正報告書を提出すべきこととされている財務局長等に提出しなければならない。

一～四 (略)

2 令第四条の二の四第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(公告の中断の内容の公告)

第十七条の四 令第四条の二の四第四項第三号の規定により公告の中断の内容の公告をする場合には、中断が生じた当該公告に次に掲げる事項を公告するものとする。

一・二 (略)

(確認書の記載内容等)

第十七条の五 法第二十四条の四の二第一項の規定により確認書を有価証券報告書と併せて提出すべき会社(指定法人を含む。)又は同条第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により確認書を有価証券報告書と併せて提出する会社(指定法人を含む。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により確認書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 内国会社である場合 第四号の様式

第十七条の三 令第四条の二第三項の規定による承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該公告に係る訂正報告書を提出すべきこととされている財務局長等に提出しなければならない。

一～四 (略)

2 令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(公告の中断の内容の公告)

第十七条の四 令第四条の二第四項第三号の規定により公告の中断の内容の公告をする場合には、中断が生じた当該公告に次に掲げる事項を公告するものとする。

一・二 (略)

(新設)

二 外国会社である場合 第九号の二様式

2 外国会社が提出する確認書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一 当該確認書に記載された当該外国会社の代表者が当該確認書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二 当該確認書が、本邦内に住所を有する者に、当該確認書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

3 前二項の規定は、法第二十四条の四の八（法第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する四半期報告書に係る確認書について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第二十四条の五の二（法第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する半期報告書に係る確認書について準用する。

（四半期報告書の記載内容等）

第十七条の六 法第二十四条の四の七第一項の規定により四半期報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）又は同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により四半期報告書を提出する会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により四半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。この場合において、当該四半

（新設）

期報告書に四半期連結財務諸表を記載した場合には、四半期財務諸表については記載を要しない。

一 内国会社である場合 第四号の三様式

二 外国会社である場合 第九号の三様式

2 法第二十四条の四の七第一項に規定する内閣府令で定める事業は、次の各号に掲げる事業とする。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に定める銀行業（同条第一項に定める銀行（同法第四十七条第一項の規定により同法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた外国銀行を除く。）が行うものに限る。）に係る事業及び同法第五十二条の二十一第一項に定める業務（同法第二条第十三項に定める銀行持株会社が行うものに限る。）に係る事業

二 保険業法第二条第一項に定める保険業（保険会社（同条第二項に定める保険会社をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）及び同条第十七項に定める少額短期保険業（少額短期保険業者（同条第十八項に定める少額短期保険業者をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）並びに同法第二百七十一条の二十一第一項に定める業務（同法第二条第十六項に定める保険持株会社（当該保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該保険持株会社の子会社である保険会社及び少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該保険持株会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超えるものに限る。）が行うものに限る。）及び同法第二百七十二条の三十八第一項に

定める業務（同法第二百七十二条の三十七第二項に定める少額短期保険持株会社（当該少額短期保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該少額短期保険持株会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超えるものに限る。）が行うものに限る。）

三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条に定める業務（同法第六条第一項第二号に掲げるものに限る。）に係る事業

3 外国会社が提出する四半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一 当該四半期報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該四半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二 当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該四半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

（半期報告書の記載内容等）

第十八条 法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に

（半期報告書の記載内容等）

第十八条 法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社（指定法人及び組合を含む。）は、次の各号に掲げる場合

応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一〜三 (略)

(削る)

- 2| 外国会社が提出する半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一・二 (略)

(削る)

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

- 2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一〜三 (略)

- 2| 内国会社が提出する半期報告書には、当該半期報告書の提出者の代表者が当該半期報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該半期報告書に添付しようとする場合には、当該書面を添付するものとする。

- 3| 外国会社が提出する半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一・二 (略)

- 三| 当該半期報告書の提出者の代表者が当該半期報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を半期報告書に添付しようとする場合における当該書面

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

- 2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人及び組合を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 提出会社が発行者である有価証券（新株予約権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この号において同じ。）以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コーポレション・ペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券とするものを除く。）、預託証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。）、及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第四項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合

イ）ト （略）

チ 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

リ 有価証券信託受益証券の場合には、イからチまでに掲げる事項に準ずる事項のほか当該有価証券信託受益証券に係る受託有価証券の内容

ヌ） （略）

二 募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、

一 提出会社が発行者である有価証券（新株予約権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この号において同じ。）以外の社債券、社会医療法人債券、コーポレション・ペーパー、外国譲渡性預金証書、預託証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。）、及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第四項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合

イ）ト （略）

チ 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

（新設）

リ） （略）

二 募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、

当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議又は主務大臣の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ〜ハ（略）

ニ 株券（準備金の資本組入れ又は剰余金処分による資本組入れにより発行されるものを除く。）又は新株予約権証券の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

(1)〜(3)（略）

二の二 法第四条第一項第一号（令第二条の十二に規定する場合に限る。）の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる新株予約権証券の取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）又は売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合

イ 銘柄

ロ 第一号ロの(2)に掲げる事項

ハ 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方（以下この号において「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳

ニ 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第二条第二項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用

当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議又は主務大臣の認可があつた場合（次号に該当する場合を除き、当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ〜ハ（略）

ニ 株券（準備金の資本組入れ又は剰余金処分による資本組入れ及び合併により発行されるものを除く。）又は新株予約権証券の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

(1)〜(3)（略）

二の二 令第一条の四第三項（令第一条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定により募集に該当しないこととなる新株予約権証券の取得の申込みの勧誘（令第一条の四第一項に規定する取得の申込みの勧誘をいう。）又は令第一条の八第二項の規定により売出しに該当しないこととなる新株予約権証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘（法第二条第四項に規定する売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘をいう。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合

イ 銘柄

ロ 第一号ロの(2)に掲げる事項

ハ 当該取得の申込みの勧誘又は売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘の相手方（以下この号において「勧誘の相

人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

三 提出会社の親会社の異動（当該提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなる）又は親会社でなかつた会社が当該提出会社の親会社になることをいう。）又は提出会社の特定子会社の異動（当該提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなる）こと又は子会社でなかつた会社が当該提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合

イ (略)

ロ 当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下ロ及び次号ロにおいて同じ。）の数（当該提出会社の親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これらの数を含む。）及び当該提出会社の総株主等の議決権に対する割合

「相手方」という。）の人数及びその内訳

二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として定義府令第三条の第三項各号に規定する会社の取締役、会計参与、執行役員、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

三 提出会社の親会社の異動（当該提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなる）又は親会社でなかつた会社が当該提出会社の親会社になることをいう。）又は提出会社の特定子会社の異動（当該提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなる）こと又は子会社でなかつた会社が当該提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合

イ (略)

ロ 当該異動に係る会社が親会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の親会社の所有に係る当該提出会社の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下ロ及び次号ロにおいて同じ。）の数（当該提出会社の親会社の他の子会社が当該提出会社の議決権を所有している場合には、これらの数を含む。）及び当該提出会社の総株主等の議決権に対する割合

ハ 当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の数（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これらの数を含む。）及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

二 (略)

四 提出会社の主要株主（法第六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。）の異動（当該提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなることを又は主要株主でなかつた者が当該提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ (略)

ロ 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

ハ (略)

五・六 (略)

六の二 提出会社が株式交換完全親会社（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社をいう。以下この号及び第十四号の

ハ 当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の数（当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これらの数を含む。）及び当該特定子会社の総株主等の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。）に対する割合

二 (略)

四 提出会社の主要株主の異動（当該提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなることを又は主要株主でなかつた者が当該提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ (略)

ロ 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

ハ (略)

五・六 (略)

六の二 提出会社が株式交換完全親会社（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社をいう。以下この号及び第十四号の

二において同じ。)となる株式交換(当該株式交換により株式交換完全子会社(同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。以下同じ。)となる会社の最近事業年度の末日における資産の額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上に相当する場合又は当該株式交換完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上に相当する場合に限る。)又は提出会社が株式交換完全子会社となる株式交換が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ・ロ (略)

ハ 当該株式交換の方法、株式交換完全子会社となる会社の株式一株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社の株式の数その他の財産の内容(以下この号及び第十四号の二において「株式交換に係る割当ての内容」という。)その他の株式交換契約の内容

ニ 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠(提出会社又は当該株式交換の相手会社以外の者が当該株式交換に係る割当ての内容の算定を行い、かつ、当該提出会社が当該算定を踏まえて当該株式交換に係る割当ての内容を決定したときは、当該株式交換に係る割当ての内容の算定を行った者の氏名又は名称を含む)。

ホ (略)

二において同じ。)となる株式交換(当該株式交換により株式交換完全子会社(同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。以下同じ。)となる会社の最近事業年度の末日における資産の額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上に相当する場合又は当該株式交換完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上に相当する場合に限る。)又は提出会社が株式交換完全子会社となる株式交換が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ・ロ (略)

ハ 当該株式交換の方法、株式交換完全子会社となる会社の株式一株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社の株式の数又は持分の内容(以下この号及び第十四号の二において「株式交換比率」という。)その他の株式交換契約の内容

ニ 株式交換比率の算定根拠(提出会社又は当該株式交換の相手会社以外の者が当該株式交換比率の算定を行い、かつ、当該提出会社が当該算定を踏まえて当該株式交換比率を決定したときは、当該株式交換比率の算定を行った者の氏名又は名称を含む)。

ホ (略)

へ 株式交換に係る割当ての内容が当該株式交換完全親会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債又は持分以外の有価証券に係るものである場合 当該有価証券の発行者についてイに掲げる事項

六の三 株式移転が行われることが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ・ロ (略)

ハ 当該株式移転の方法、株式移転完全子会社となる会社の株式一株に割り当てられる株式移転設立完全親会社となる会社の株式の数その他の財産の内容(以下この号及び第十四号の三において「株式移転に係る割当ての内容」という。)その他の株式移転計画の内容

ニ 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠(提出会社又は当該他の株式移転完全子会社となる会社以外の者が当該株式移転に係る割当ての内容の算定を行い、かつ、当該提出会社が当該算定を踏まえて当該株式移転に係る割当ての内容を決定したときは、当該株式移転に係る割当ての内容の算定を行った者の氏名又は名称を含む。)

ホ (略)

七 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる吸収分割又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上減少し、若しくは増加するこ

(新設)

六の三 株式移転が行われることが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ・ロ (略)

ハ 当該株式移転の方法、株式移転完全子会社となる会社の株式一株に割り当てられる株式移転設立完全親会社となる会社の株式の数(以下この号及び第十四号の三において「株式移転比率」という。)その他の株式移転計画の内容

ニ 株式移転比率の算定根拠(提出会社又は当該他の株式移転完全子会社となる会社以外の者が当該株式移転比率の算定を行い、かつ、当該提出会社が当該算定を踏まえて当該株式移転比率を決定したときは、当該株式移転比率の算定を行った者の氏名又は名称を含む。)

ホ (略)

七 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる吸収分割又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上減少し、若しくは増加するこ

とが見込まれる吸収分割が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ・ロ (略)

ハ 当該吸収分割の方法、吸収分割会社(会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。)となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社(同法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社をいう。以下この号及び第十五号において同じ。)となる会社の株式の数その他の財産の内容(以下この号及び第十五号において「吸収分割に係る割当ての内容」という。)その他の吸収分割契約の内容

ニ・ホ (略)

ヘ 吸収分割に係る割当ての内容が当該吸収分割承継会社となる会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債又は持分以上の有価証券に係るものである場合 当該有価証券の発行者に ついてイに掲げる事項

七の二 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上減少することが見込まれる新設分割又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上減少することが見込まれる新設分割が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ・ロ (略)

ハ 当該新設分割の方法、新設分割会社となる会社に割り当てら

とが見込まれる吸収分割が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ・ロ (略)

ハ 当該吸収分割の方法、吸収分割会社(会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。)となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社(同法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社をいう。以下この号及び第十五号において同じ。)となる会社の株式の数又は持分の内容(以下この号及び第十五号において「吸収分割に係る割当ての内容」という。)その他の吸収分割契約の内容

ニ・ホ (略)

(新設)

七の二 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上減少することが見込まれる新設分割又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上減少することが見込まれる新設分割が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ・ロ (略)

ハ 当該新設分割の方法、新設分割会社となる会社に割り当てら

れる新設分割設立会社（会社法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。以下この号及び第十五号の二において同じ。）となる会社の株式の数その他の財産の内容（以下この号及び第十五号の二において「新設分割に係る割当ての内容」という。）その他の新設分割計画の内容

ニ・ホ（略）

七の三 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上増加することが見込まれる吸収合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上増加することが見込まれる吸収合併又は提出会社が消滅することとなる吸収合併が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ 当該吸収合併の相手会社についての次に掲げる事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（医療法人及び学校法人等の場合にあつては、名称、主たる事務所の所在地、理事長の氏名、純資産の額、総資産の額及び事業の内容）

(2) (略)

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（合同会社の場合にあつては、社員（定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員）の氏名又は名称、医療法人及び学校法人等の場合にあつては、理事の氏名）

れる新設分割設立会社（会社法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。以下この号及び第十五号の二において同じ。）となる会社の株式の数又は持分の内容（以下この号及び第十五号の二において「新設分割に係る割当ての内容」という。）その他の新設分割計画の内容

ニ・ホ（略）

七の三 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上増加することが見込まれる吸収合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上増加することが見込まれる吸収合併又は提出会社が消滅することとなる吸収合併が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ 当該吸収合併の相手会社についての次に掲げる事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（医療法人の場合にあつては、名称、主たる事務所の所在地、理事長の氏名、純資産の額、総資産の額及び事業の内容）

(2) (略)

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（合同会社の場合にあつては、社員（定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員）の氏名又は名称、医療法人の場合にあつては、理事の氏名）

(4) (略)

ロ (略)

ハ 当該吸収合併の方法、吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいう。）となる会社の株式一株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社（同項に規定する吸収合併存続会社をいう。以下この号及び第十五号の三において同じ。）となる会社の株式の数その他の財産の内容（以下この号及び第十五号の三において「吸収合併に係る割当ての内容」という。）その他の吸収合併契約の内容（医療法人の場合にあつては、合併後存続する医療法人の定款又は寄附行為の内容。学校法人等の場合にあつては、合併後存続する学校法人等の寄附行為の内容）

ニ 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠（提出会社又は当該吸収合併の相手会社以外の者が当該吸収合併に係る割当ての内容の算定を行い、かつ、当該提出会社が当該算定を踏まえて当該吸収合併に係る割当ての内容を決定したときは、当該吸収合併に係る割当ての内容の算定を行った者の氏名又は名称を含む。）

ホ 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（医療法人の場合にあつては、合併後存続する医療法人の名称、主たる事務所の所在地、理事長の氏名、純資産の額、総資産の額及び事業の内容。学校法人等

(4) (略)

ロ (略)

ハ 当該吸収合併の方法、吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいう。）となる会社の株式一株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社（同項に規定する吸収合併存続会社をいう。以下この号及び第十五号の三において同じ。）となる会社の株式の数又は持分の内容（以下この号及び第十五号の三において「吸収合併に係る割当ての比率」という。）その他の吸収合併契約の内容（医療法人の場合にあつては、合併後存続する医療法人の定款又は寄附行為の内容）

ニ 吸収合併に係る割当ての比率の算定根拠（提出会社又は当該吸収合併の相手会社以外の者が当該吸収合併に係る割当ての比率の算定を行い、かつ、当該提出会社が当該算定を踏まえて当該吸収合併に係る割当ての比率を決定したときは、当該吸収合併に係る割当ての比率の算定を行った者の氏名又は名称を含む。）

ホ 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（医療法人の場合にあつては、合併後存続する医療法人の名称、主たる事務所の所在地、理事長の氏名、純資産の額、総資産の額及び事業の内容）

の場合においても同様とする。)

へ 吸収合併に係る割当ての内容が当該吸収合併存続会社となる会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債又は持分以外の有価証券に係るものである場合 当該有価証券の発行者についてイに掲げる事項

七の四 新設合併が行われることが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ 当該新設合併における提出会社以外の新設合併消滅会社(会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。以下この号及び第十五号の四において同じ。)となる会社(合併によつて消滅する医療法人及び学校法人等を含む。以下この号において同じ。)についての次に掲げる事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容(医療法人及び学校法人等の場合にあつては、名称、主たる事務所の所在地、理事長の氏名、純資産の額、総資産の額及び事業の内容)

(2) (略)

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(合同会社の場合にあつては、社員(定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員)の氏名又は名称、医療法人及び学校法人等の場合にあつては、理事の氏名)

(4) (略)

(新設)

七の四 新設合併が行われることが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ 当該新設合併における提出会社以外の新設合併消滅会社(会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。以下この号及び第十五号の四において同じ。)となる会社(合併によつて消滅する医療法人を含む。以下この号において同じ。)についての次に掲げる事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容(医療法人の場合にあつては、名称、主たる事務所の所在地、理事長の氏名、純資産の額、総資産の額及び事業の内容)

(2) (略)

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(合同会社の場合にあつては、社員(定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員)の氏名又は名称、医療法人の場合にあつては、理事の氏名)

(4) (略)

ロ (略)

ハ 当該新設合併の方法、新設合併消滅会社となる会社の株式一株又は持分に割り当てられる新設合併設立会社（会社法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下この号及び第十五号の四において同じ。）となる会社の株式の数その他の財産の内容（以下この号及び第十五号の四において「新設合併に係る割当ての内容」という。）その他の新設合併契約の内容（医療法人の場合にあつては、当該新設合併によつて設立される医療法人の定款又は寄附行為の内容。学校法人等の場合にあつては、当該新設合併によつて設立される学校法人等の寄附行為の内容）

ニ 新設合併に係る割当ての内容の算定根拠（提出会社又は当該提出会社以外の新設合併消滅会社となる会社以外の者が当該新設合併に係る割当ての内容の算定を行い、かつ、当該提出会社が当該算定を踏まえて当該新設合併に係る割当ての内容を決定したときは、当該新設合併に係る割当ての内容の算定を行った者の氏名又は名称を含む。）

ホ 当該新設合併の後の新設合併設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（医療法人の場合にあつては、当該新設合併によつて設立される医療法人の名称、主たる事務所の所在地、理事長の氏名、純資産の額、総資産の額及び事業の内容。学校法人等の場合においても同様とする。）

ロ (略)

ハ 当該新設合併の方法、新設合併消滅会社となる会社の株式一株又は持分に割り当てられる新設合併設立会社（会社法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下この号及び第十五号の四において同じ。）となる会社の株式の数又は持分の内容（以下この号及び第十五号の四において「新設合併に係る割当ての比率」という。）その他の新設合併契約の内容（医療法人の場合にあつては、当該新設合併によつて設立される医療法人の定款又は寄附行為の内容）

ニ 新設合併に係る割当ての比率の算定根拠（提出会社又は当該提出会社以外の新設合併消滅会社となる会社以外の者が当該新設合併に係る割当ての比率の算定を行い、かつ、当該提出会社が当該算定を踏まえて当該新設合併に係る割当ての比率を決定したときは、当該新設合併に係る割当ての比率の算定を行った者の氏名又は名称を含む。）

ホ 当該新設合併の後の新設合併設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（医療法人の場合にあつては、当該新設合併によつて設立される医療法人の名称、主たる事務所の所在地、理事長の氏名、純資産の額、総資産の額及び事業の内容）

八 (略)

九 提出会社の代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を代表すべき役員を含み、委員会設置会社である場合は代表執行役、医療法人及び学校法人等である場合は理事長。以下同じ。）の異動（当該提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなることを又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会並びに医療法第四十八条の三第二項に規定する定時社員総会及び同法第四十九条の三第二項の規定による報告を含む。）終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ〜ニ (略)

十〜十四 (略)

十四の二 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式交換又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式交換が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ〜ハ (略)

二 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の

八 (略)

九 提出会社の代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を代表すべき役員を含み、委員会設置会社である場合は代表執行役、医療法人である場合は理事長。以下同じ。）の異動（当該提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなることを又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会並びに医療法第四十八条の三第二項に規定する定時社員総会及び同法第四十九条の三第二項の規定による報告を含む。）終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ〜ニ (略)

十〜十四 (略)

十四の二 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式交換又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式交換が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ〜ハ (略)

二 当該株式交換の方法、株式交換比率その他の株式交換契約の

株式交換契約の内容

ホ 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠（提出会社、当該連結子会社又は当該株式交換の相手会社以外の者が当該株式交換に係る割当ての内容の算定を行い、かつ、当該提出会社、当該連結子会社又は当該株式交換の相手会社が当該算定を踏まえて当該株式交換に係る割当ての内容を決定したときは、当該株式交換に係る割当ての内容の算定を行った者の氏名又は名称を含む。）

ヘ（略）

ト 株式交換に係る割当ての内容が当該株式交換完全親会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債又は持分以外の有価証券（提出会社が発行者である有価証券を除く。）に係るものである場合、当該有価証券の発行者について口に掲げる事項

十四の三 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式移転又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式移転が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ〜ハ（略）

二 当該株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の内容

内容

ホ 株式交換比率の算定根拠（提出会社、当該連結子会社又は当該株式交換の相手会社以外の者が当該株式交換比率の算定を行い、かつ、当該提出会社、当該連結子会社又は当該株式交換の相手会社が当該算定を踏まえて当該株式交換比率を決定したときは、当該株式交換比率の算定を行った者の氏名又は名称を含む。）

ヘ（略）

（新設）

十四の三 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式移転又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式移転が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ〜ハ（略）

二 当該株式移転の方法、株式移転比率その他の株式移転計画の内容

ホ 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠（提出会社、当該連結子会社又は当該他の株式移転完全子会社となる会社以外の者が当該株式移転に係る割当ての内容の算定を行い、かつ、当該提出会社、当該連結子会社又は当該他の株式移転完全子会社となる会社が当該算定を踏まえて当該株式移転に係る割当ての内容を決定したときは、当該株式移転に係る割当ての内容の算定を行った者の氏名又は名称を含む。）

へ（略）

十五 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収分割又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収分割が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ〜へ（略）

ト 吸収分割に係る割当ての内容が当該吸収分割承継会社となる会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債又は持分以外の有価証券（提出会社が発行者である有価証券を除く。）に係るものである場合 当該有価証券の発行者について口に掲げる事項

十五の二（略）

十五の三 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会

ホ 株式移転比率の算定根拠（提出会社、当該連結子会社又は当該他の株式移転完全子会社となる会社以外の者が当該株式移転比率の算定を行い、かつ、当該提出会社、当該連結子会社又は当該他の株式移転完全子会社となる会社が当該算定を踏まえて当該株式移転比率を決定したときは、当該株式移転比率の算定を行った者の氏名又は名称を含む。）

へ（略）

十五 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収分割又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収分割が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ〜へ（略）

（新設）

十五の二（略）

十五の三 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会

計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収合併又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収合併が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ〜ハ (略)

ニ 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

ホ 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠（提出会社、当該連結子会社又は当該吸収合併の相手会社以外の者が当該吸収合併に係る割当ての内容の算定を行い、かつ、当該提出会社、当該連結子会社又は当該吸収合併の相手会社が当該算定を踏まえて当該吸収合併に係る割当ての内容を決定したときは、当該吸収合併に係る割当ての内容の算定を行った者の氏名又は名称を含む。）

へ (略)

ト 吸収合併に係る割当ての内容が当該吸収合併存続会社となる会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債又は持分以外の有価証券（提出会社が発行者である有価証券を除く。）に係るものである場合、当該有価証券の発行者について口に掲げる事項

十五の四 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会

計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収合併又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収合併が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ〜ハ (略)

ニ 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての比率その他の吸収合併契約の内容

ホ 吸収合併に係る割当ての比率の算定根拠（提出会社、当該連結子会社又は当該吸収合併の相手会社以外の者が当該吸収合併に係る割当ての比率の算定を行い、かつ、当該提出会社、当該連結子会社又は当該吸収合併の相手会社が当該算定を踏まえて当該吸収合併に係る割当ての比率を決定したときは、当該吸収合併に係る割当ての比率の算定を行った者の氏名又は名称を含む。）

へ (略)

(新設)

十五の四 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会

計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設合併又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設合併が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ〜ハ (略)

二 当該新設合併の方法、新設合併に係る割当ての内容その他の新設合併契約の内容

ホ 新設合併に係る割当ての内容の算定根拠（提出会社、当該連結子会社又は当該連結子会社以外の新設合併消滅会社となる会社以外の者が当該新設合併に係る割当ての内容の算定を行い、かつ、当該提出会社、当該連結子会社又は当該連結子会社以外の新設合併消滅会社となる会社が当該算定を踏まえて当該新設合併に係る割当ての内容を決定したときは、当該新設合併に係る割当ての内容の算定を行った者の氏名又は名称を含む。）

へ (略)

十六〜十九 (略)

三〜八 (略)

第十九条の二 前条第二項各号に掲げる場合のほか、第八条第二項の規定により有価証券届出書を提出した場合で、当該有価証券届出書の提出日後発行株式が当該金融商品取引所に上場される日の前日又

計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設合併又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設合併が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ〜ハ (略)

二 当該新設合併の方法、新設合併に係る割当ての比率その他の新設合併契約の内容

ホ 新設合併に係る割当ての比率の算定根拠（提出会社、当該連結子会社又は当該連結子会社以外の新設合併消滅会社となる会社以外の者が当該新設合併に係る割当ての比率の算定を行い、かつ、当該提出会社、当該連結子会社又は当該連結子会社以外の新設合併消滅会社となる会社が当該算定を踏まえて当該新設合併に係る割当ての比率を決定したときは、当該新設合併に係る割当ての比率の算定を行った者の氏名又は名称を含む。）

へ (略)

十六〜十九 (略)

三〜八 (略)

第十九条の二 前条第二項各号に掲げる場合のほか、第八条第二項の規定により有価証券届出書を提出した場合で、当該有価証券届出書の提出日後発行株式が当該証券取引所に上場される日の前日又は当

は当該金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録される日の前日までの間に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分に記載すべき事項が生じたとき又は当該各号に定める部分に記載された内容に変更が生じたときには、その内容を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 第二号の四様式により作成された有価証券届出書を提出した場合

合 第二号の四様式第四部

二 第二号の七様式により作成された有価証券届出書を提出した場合

合 第二号の七様式第六部

(親会社等状況報告書の記載内容等)

第十九条の五 法第二十四条の七第一項に規定する内閣府令で定めるものは、親会社等が発行者である有価証券が外国金融商品取引所に上場され、当該外国金融商品取引所が設立されている国の法令又は当該外国金融商品取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合又は店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が金融商品取引所に上場されている有価証券に準ずるもので、その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合であつて、当該書類について本邦において閲覧することができる状態にある会社とする。

2・3 (略)

該証券業協会に店頭売買有価証券として登録される日の前日までの間に、当該有価証券届出書第四部に記載すべき事項が生じたとき又は第四部に記載された内容に変更が生じたときには、その内容を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(親会社等状況報告書の記載内容等)

第十九条の五 法第二十四条の七第一項に規定する内閣府令で定めるものは、親会社等が発行者である有価証券が外国証券取引所に上場され、当該外国証券取引所が設立されている国の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合又は店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるもので、その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合であつて、当該書類について本邦において閲覧することができる状態にある会社とする。

2・3 (略)

(外国親会社等に係る親会社等状況報告書の提出期限の承認の手續等)

第十九条の六 法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書を提出すべき外国親会社等が令第四条の五ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を財務局長等に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 6 (略)

(有価証券通知書等の提出先)

第二十条 有価証券通知書、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類(発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。)並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、確認書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、第十五条の三第一項の規定による承認申請書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類(発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。)及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国

(外国親会社等に係る親会社等状況報告書の提出期限の承認の手續等)

第十九条の六 法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書を提出すべき外国親会社等が令第四条の八ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を財務局長等に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 6 (略)

(有価証券通知書等の提出先)

第二十条 有価証券通知書(第六条において準用する第四条第一項の規定による有価証券通知書を含む。)、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類(発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。)並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類(発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。)及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会

会社で次の各号のいずれかに該当するときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等に提出しなければならない。

一 資本金の額、基金の総額又は出資の総額（会社（指定法人を含む。）の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額）が五十億円未満の会社（指定法人を含む。）

二 その発行する有価証券で金融商品取引所に上場されているものがない会社（指定法人を含む。）

2 (略)

3 親会社等状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（同条第一項第十二号に規定するものに限る。）、第十九条の六第一項に規定する承認申請書及びこれらの添付書類を提出する親会社等は、当該書類を提出子会社（法第二十四条の七第一項に規定する提出子会社をいう。次条第二号、第二十二条第一項第二号及び同条第三項において同じ。）が有価証券報告書を提出する財務局長等と同じ財務局長等に提出しなければならない。

4 (略)

(有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧)

第二十一条 法第二十五条第一項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる書類は、次の

社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

一 資本金の額、基金の総額又は出資の総額（会社（指定法人及び組合を含む。）の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額）が五十億円未満の会社（指定法人及び組合を含む。）

二 その発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない会社（指定法人及び組合を含む。）

2 (略)

3 親会社等状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（同条第一項第八号に規定するものに限る。）、第十九条の六第一項に規定する承認申請書及びこれらの添付書類を提出する親会社等は、当該書類を提出子会社（法第二十四条の七第一項に規定する提出子会社をいう。次条第二号、第二十二条第一項第二号及び同条第三項において同じ。）が有価証券報告書を提出する財務局長等と同じ財務局長等に提出しなければならない。

4 (略)

(有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧)

第二十一条 法第二十五条第一項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる書類は、次の

各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める財務局又は福岡財務支局（以下この条において「財務局等」という。）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

一 法第二十五条第一項第一号から第十一号までに掲げる書類 関東財務局及び当該書類の提出会社の本店又は主たる事務所（提出会社が外国会社である場合には、第七条の規定による代理人）の所在地を管轄する財務局等

二 法第二十五条第一項第十二号に掲げる書類 関東財務局及び当該書類を提出する親会社等に係る提出子会社の本店又は主たる事務所（当該提出子会社が外国会社である場合には、提出子会社の第七条の規定による代理人）の所在地を管轄する財務局等

第二十三条 金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、法第二十五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により、その業務時間中法第二十五条第一項各号に掲げる書類の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

一 法第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる書類 関東財務局及び当該書類の提出会社の本店又は主たる事務所（提出会社が外国会社である場合には、第七条の規定による代理人）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局。次号において同じ。）

二 法第二十五条第一項第八号に掲げる書類 関東財務局及び当該書類を提出する親会社等に係る提出子会社の本店又は主たる事務所（当該提出子会社が外国会社である場合には、提出子会社の第七条の規定による代理人）の所在地を管轄する財務局

第二十三条 証券取引所及び証券業協会は、法第二十五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により、その業務時間中法第二十五条第一項各号に掲げる書類の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案

現行

<p>第一号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>1 (略) 2 【有価証券の募集（売出し）の方法及び条件】(4) (1) 【募集の場合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発行（売出）数</th> <th>発行（売出）価格</th> <th>資本組入額</th> <th>申込期間</th> <th>払込期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式の株主割当</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式のその他の者に対する割当</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式の一般募集 (発起人の引受株式)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式計（総発行株式）</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>新株予約権証券</td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社債（短期社債を除く。）</td> <td>-</td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コーポラル・ペーパー及び短期社債</td> <td>-</td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>カバードワラント</td> <td>-</td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>預託証券及び有価証券信託受益証券</td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 【売出しの場合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発行（売出）数</th> <th>発行（売出）価格</th> <th>申込期間</th> <th>払込期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コーポラル・ペーパー</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>カバードワラント</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>預託証券及び有価証券信託受益証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3・4 (略)</p>	区分	発行（売出）数	発行（売出）価格	資本組入額	申込期間	払込期日	株式の株主割当						株式のその他の者に対する割当						株式の一般募集 (発起人の引受株式)						株式計（総発行株式）		-	-	-	-	新株予約権証券			-			社債（短期社債を除く。）	-		-			コーポラル・ペーパー及び短期社債	-		-		-	カバードワラント	-		-			預託証券及び有価証券信託受益証券			-			区分	発行（売出）数	発行（売出）価格	申込期間	払込期日	株式				-	社債					コーポラル・ペーパー	-			-	カバードワラント	-				預託証券及び有価証券信託受益証券					<p>第一号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>1 (略) 2 【有価証券の募集（売出し）の方法及び条件】(4) (1) 【募集の場合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発行（売出）数</th> <th>発行（売出）価格</th> <th>資本組入額</th> <th>申込期間</th> <th>払込期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式の株主割当</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式のその他の者に対する割当</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式の一般募集 (発起人の引受株式)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式計（総発行株式）</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>新株予約権証券</td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社債（短期社債を除く。）</td> <td>-</td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コーポラル・ペーパー及び短期社債</td> <td>-</td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>カバードワラント</td> <td>-</td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>預託証券</td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 【売出しの場合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発行（売出）数</th> <th>発行（売出）価格</th> <th>申込期間</th> <th>払込期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コーポラル・ペーパー</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>カバードワラント</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>預託証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3・4 (略)</p>	区分	発行（売出）数	発行（売出）価格	資本組入額	申込期間	払込期日	株式の株主割当						株式のその他の者に対する割当						株式の一般募集 (発起人の引受株式)						株式計（総発行株式）		-	-	-	-	新株予約権証券			-			社債（短期社債を除く。）	-		-			コーポラル・ペーパー及び短期社債	-		-		-	カバードワラント	-		-			預託証券			-			区分	発行（売出）数	発行（売出）価格	申込期間	払込期日	株式				-	社債					コーポラル・ペーパー	-			-	カバードワラント	-				預託証券				
区分	発行（売出）数	発行（売出）価格	資本組入額	申込期間	払込期日																																																																																																																																																																																
株式の株主割当																																																																																																																																																																																					
株式のその他の者に対する割当																																																																																																																																																																																					
株式の一般募集 (発起人の引受株式)																																																																																																																																																																																					
株式計（総発行株式）		-	-	-	-																																																																																																																																																																																
新株予約権証券			-																																																																																																																																																																																		
社債（短期社債を除く。）	-		-																																																																																																																																																																																		
コーポラル・ペーパー及び短期社債	-		-		-																																																																																																																																																																																
カバードワラント	-		-																																																																																																																																																																																		
預託証券及び有価証券信託受益証券			-																																																																																																																																																																																		
区分	発行（売出）数	発行（売出）価格	申込期間	払込期日																																																																																																																																																																																	
株式				-																																																																																																																																																																																	
社債																																																																																																																																																																																					
コーポラル・ペーパー	-			-																																																																																																																																																																																	
カバードワラント	-																																																																																																																																																																																				
預託証券及び有価証券信託受益証券																																																																																																																																																																																					
区分	発行（売出）数	発行（売出）価格	資本組入額	申込期間	払込期日																																																																																																																																																																																
株式の株主割当																																																																																																																																																																																					
株式のその他の者に対する割当																																																																																																																																																																																					
株式の一般募集 (発起人の引受株式)																																																																																																																																																																																					
株式計（総発行株式）		-	-	-	-																																																																																																																																																																																
新株予約権証券			-																																																																																																																																																																																		
社債（短期社債を除く。）	-		-																																																																																																																																																																																		
コーポラル・ペーパー及び短期社債	-		-		-																																																																																																																																																																																
カバードワラント	-		-																																																																																																																																																																																		
預託証券			-																																																																																																																																																																																		
区分	発行（売出）数	発行（売出）価格	申込期間	払込期日																																																																																																																																																																																	
株式				-																																																																																																																																																																																	
社債																																																																																																																																																																																					
コーポラル・ペーパー	-			-																																																																																																																																																																																	
カバードワラント	-																																																																																																																																																																																				
預託証券																																																																																																																																																																																					

(別る)

(記載上の注意)

(1)~(2) (略)

(3) 新規発行(売出)有価証券

a 募集若しくは売出しをしようとする有価証券で当該取得に係る発行価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)が1億円未満であるものについて記載すること。

b~k (略)

1 預託証券及び有価証券信託受益証券については、当該預託証券及び有価証券信託受益証券に表示される権利に係る有価証券の内容を欄外に具体的に記載すること。

(4) 有価証券の募集(売出し)の方法及び条件

a (略)

b 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出价額、新株予約権証券については新株予約権1個の発行価額又は売出价額、社債については券面額の金額100円についての発行価額若しくは売出价額又は振替社債の金額100円についての発行価額若しくは売出价額、コーポレート・ペーパーについては券面額100円についての発行価額又は売出价額、カバードラント、預託証券及び有価証券信託受益証券については1単位の発行価額又は売出价額を記載すること。

なお、一部払込発行の場合には、払込金額を「発行(売出)価格」欄に内書きすること。

c~g (略)

(5) 有価証券の引受けの概要

a (略)

b 新株予約権証券の引受けについては引受新株予約権数を、社債(短期社債を除く。)、カバードラント、預託証券及び有価証券信託受益証券の引受けについては引受金額を「引受株式数」欄に記載すること。

c (略)

(6) 過去1年以内における募集又は売出し

a (略)

b 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出价額を、新株予約権証券に

5 【募集によらないで取得される新規発行株式の発行方法】(7)

種類	発行数	発行価格(円)	資本組入額 (円)	新規発行株式を取得しようとする者の氏名又は名称

(記載上の注意)

(1)~(2) (略)

(3) 新規発行(売出)有価証券

a 募集若しくは売出しをしようとする有価証券で当該取得に係る発行価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)が1億円未満であるもの又は募集によらないで取得される株式で当該取得に係る発行価額の総額が1億円以上であるものを発行する場合における当該株式について記載すること。

b~k (略)

1 預託証券については、当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容を欄外に具体的に記載すること。

(4) 有価証券の募集(売出し)の方法及び条件

a (略)

b 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出价額、新株予約権証券については新株予約権1個の発行価額又は売出价額、社債については券面額の金額100円についての発行価額若しくは売出价額又は振替社債の金額100円についての発行価額若しくは売出价額、コーポレート・ペーパーについては券面額100円についての発行価額又は売出价額、カバードラント及び預託証券については1単位の発行価額又は売出价額を記載すること。

なお、一部払込発行の場合には、払込金額を「発行(売出)価格」欄に内書きすること。

c~g (略)

(5) 有価証券の引受けの概要

a (略)

b 新株予約権証券の引受けについては引受新株予約権数を、社債(短期社債を除く。)、カバードラント及び預託証券の引受けについては引受金額を「引受株式数」欄に記載すること。

c (略)

(6) 過去1年以内における募集又は売出し

a (略)

b 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出价額を、新株予約権証券に

<p>については新株予約権 1個の発行価額又は売価を、社債については券面額100円についての発行価額若しくは売価又は振替社債の金額100円についての発行価額若しくは売出価額を、コーポレート・ベーパーについては券面額100円についての発行価額又は売出価額を、カードラント、預託証券及び有価証券信託受益証券については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(割る)</p> <p>(7) 読替え</p> <p>a (略)</p> <p>(割る)</p> <p>(割る)</p> <p>b 提出者が、<u>学校法人等である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と読み替えて記載すること。</u></p>	<p>については新株予約権 1個の発行価額又は売出価額を、社債については券面額100円についての発行価額若しくは売出価額又は振替社債の金額100円についての発行価額若しくは売出価額を、コーポレート・ベーパーについては券面額100円についての発行価額又は売出価額を、カードラント及び預託証券については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(7) 募集によらないで取得される新規発行株式の発行方法</p> <p>a 募集によらないで取得される株式で、当該取得に係る発行価額の総額が1億円以上であるものを発行する場合に記載すること。</p> <p>b 発行価格又は資本組入額が決定されていない場合には、通知書提出日現在における見込額を記載し、その旨及びその決定予定時期を注記すること。</p> <p>c 欄外には、準備金の資本組入れ又は剰余金処分による資本組入れ、第三者割当等の別及び割当日、割当比率、申込期間、払込期日等について記載すること。</p> <p>(8) 読替え</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出者が、<u>法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第4号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「資本組入額」とあるのは「出資金組入額」と、「株式」とあるのは「組合出資持分（法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第4号に掲げる権利をいう。）」と、「株主」とあるのは「組合員」と読み替えて記載すること。</u></p> <p>c 提出者が、<u>法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第6号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。</u></p> <p>(新設)</p>
--	---

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案

現行

<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p>有価証券届出書 (略)</p>	<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p>有価証券届出書 (略)</p>
<p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1～3 (略)</p> <p>4【新規発行新株予約権証券】(12) (1) (略)</p> <p>(2)【新株予約権の内容等】</p>	<p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1～3 (略)</p> <p>4【新規発行新株予約権証券】(12) (1) (略)</p> <p>(2)【新株予約権の内容等】</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の総額</p>	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の総額</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>新株予約権の行使期間</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>新株予約権の行使の条件</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>
<p>代用払込みにに関する事項</p>	<p>代用払込みにに関する事項</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>

5 【新規発行社債（短期社債を除く。）】(13)		5 【新規発行社債（短期社債を除く。）】(13)	
銘柄		銘柄	
記名・無記名の別		記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)		券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)		各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)		発行価額の総額(円)	
発行価格(円)		発行価格(円)	
利率(%)		利率(%)	
利払日		利払日	
利息支払の方法		利息支払の方法	
償還期限		償還期限	
償還の方法		償還の方法	
募集の方法		募集の方法	
申込証拠金(円)		申込証拠金(円)	
申込期間		申込期間	
申込取扱場所		申込取扱場所	
払込期日		払込期日	
振替機関・登録機関		振替機関・登録機関	
担保の種類		担保の種類	
担保の目的物		担保の目的物	
担保の順位		担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額		先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に關し担保権者に対抗する権利		担保の目的物に關し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社		担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証		担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）		財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）		財務上の特約（その他の条項）	
取得格付		取得格付	
（新株予約権付社債に関する事項）(14)		（新株予約権付社債に関する事項）(14)	
新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の目的となる株式の数	

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p> <p>新株予約権の行使期間</p> <p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p> <p>新株予約権の譲渡に関する事項</p> <p>代用払込みに関する事項</p> <p><u>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</u></p>		<p>新株予約権の行使時の払込金額</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p> <p>新株予約権の行使期間</p> <p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p> <p>新株予約権の譲渡に関する事項</p> <p>代用払込みに関する事項</p> <p><u>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</u></p>	
<p>6～8 (略)</p> <p>9 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】(18) 10・11 (略)</p> <p>第2 【売出要項】</p> <p>1 【売出有価証券】(22)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 【売出預託証券及び売出有価証券信託受益証券】</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第2部 【企業情報】</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 【提出会社の状況】</p> <p>1 【株式等の状況】</p> <p>(1) 【株式の総数等】(38) (略)</p> <p>【発行済株式】</p>		<p>6～8 (略)</p> <p>9 【新規発行預託証券】(18) 10・11 (略)</p> <p>第2 【売出要項】</p> <p>1 【売出有価証券】(22)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 【売出預託証券】</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第2部 【企業情報】</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 【提出会社の状況】</p> <p>1 【株式等の状況】</p> <p>(1) 【株式の総数等】(38) (略)</p> <p>【発行済株式】</p>	
<p>種 類</p> <p>発行数(株)</p> <p>上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名</p>		<p>種 類</p> <p>発行数(株)</p> <p>上場証券取引所名又は登録証券業協会名</p>	

計		-

(2) 【新株予約権等の状況】(38 - 2)

区 分	最近事業年度未現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3)・(4) (略)

(5) 【所有者別状況】(40)

区分	株式の状況(1単元の株式数)					単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他 の法人	外国人等 個人 以外	
株主数 (人)						-
所有株式						

年 月 日現在

計		-

(2) 【新株予約権等の状況】(38 - 2)

区 分	最近事業年度未現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3)・(4) (略)

(5) 【所有者別状況】(40)

区分	株式の状況(1単元の株式数)					単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他 の法人	外国人等 個人 以外	
株主数 (人)						-
所有株式						

年 月 日現在

<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する主要な支店、<u>金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会</u>について記載すること。</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>(11) 株式の引受け</p> <p>a 元引受契約（株主割当の場合の失権株を引き受けるものを含む。）を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する<u>予定の金融商品取引業者</u>のうち主たるものを記載すること。</p> <p>b・c (略)</p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する主要な支店、<u>証券取引所又は証券業協会</u>について記載すること。</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>(11) 株式の引受け</p> <p>a 元引受契約（株主割当の場合の失権株を引き受けるものを含む。）を締結する証券会社のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する<u>予定の証券会社</u>のうち主たるものを記載すること。</p> <p>b・c (略)</p>
<p>(12) 新規発行新株予約権証券</p> <p>a～k (略)</p> <p>1 「<u>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</u>」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。</p> <p>m・n (略)</p> <p>(13) 新規発行社債</p> <p>a～j (略)</p> <p>k 「財務上の特約」の欄には、当該発行に係る社債において社債権者保護のために設定されている財務上の特約で、一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有するもの及びその効果に変更を与えるものについて、担保提供制限とその他の条項（純資産額維持、利益維持、担附切換等）に分けて、その内容を記載すること。</p> <p>また、当該発行に係る社債について<u>保証会社</u>に関して財務上の特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) 社債の引受け及び社債管理の委託</p> <p>a (略)</p> <p>b 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する<u>予定の金融商品取引業者</u>のうち主たるものを記載すること。</p> <p>c～f (略)</p> <p>(16)・(17) (略)</p>	<p>(12) 新規発行新株予約権証券</p> <p>a～k (略)</p> <p>1 「<u>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</u>」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。</p> <p>m・n (略)</p> <p>(13) 新規発行社債</p> <p>a～j (略)</p> <p>k 「財務上の特約」の欄には、当該発行に係る社債において社債権者保護のために設定されている財務上の特約で、一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有するもの及びその効果に変更を与えるものについて、担保提供制限とその他の条項（純資産額維持、利益維持、担附切換等）に分けて、その内容を記載すること。</p> <p>また、当該発行に係る社債について<u>保証</u>を行っている会社（以下「<u>保証会社</u>」<u>という。</u>）に関して財務上の特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) 社債の引受け及び社債管理の委託</p> <p>a (略)</p> <p>b 元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する<u>予定の証券会社</u>のうち主たるものを記載すること。</p> <p>c～f (略)</p> <p>(16)・(17) (略)</p>
<p>(18) <u>新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券</u></p> <p>a 届出書に係る新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を記載すること。</p> <p>b 当該預託証券及び有価証券信託受益証券に表示される権利に係る有価証券の内容について具体的に記載すること。</p>	<p>(18) <u>新規発行預託証券</u></p> <p>a 届出書に係る新規発行預託証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を記載すること。</p> <p>b 当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容について具体的に記載すること。</p>

<p>c 当該預託証券及び有価証券信託受益証券の発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。</p> <p>d aからcまでに掲げる事項以外の事項で、当該預託証券及び有価証券信託受益証券に係る権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。</p> <p>(19)～(22) (略)</p> <p>(23) 売出しの条件</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。</p> <p>e・f (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) 主要な経営指標等の推移</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出会社の最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額(財務諸表等規則第8条の9の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。ただし、連結財務諸表を作成している場合を除く。)</p> <p>(e)～(u) (略)</p> <p>c・d (略)</p> <p>(26)～(29) (略)</p> <p>(30) 業績等の概要</p> <p>a 最近連結会計年度及び(55)のaただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合にあつては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間(四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。)又は中間連結貸借対照表を掲げた場合にあつては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間(以下「最近連結会計年度等」という。)における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期(前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。)と比較して分析的に記載すること。</p> <p>なお、業績については、事業の種類別セグメント及び所在地別セグメントの区分により記載すること。</p> <p>b 連結財務諸表を作成していない場合で、最近事業年度及び(62)のaただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合にあつては当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間(四半期財務諸表等規則第3条第6号に規定する四半期累計期間をいう。以下この様式において同じ。)又は中間貸借対照表を掲げた場合にあつては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間(以下「最近事業年度等」という。)における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期(前年同四半期累計期間又は前中間会計期間を除く。)と比較して分析的に記載すること。</p> <p>(31)・(32) (略)</p>	<p>c 当該預託証券の発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。</p> <p>d aからcまでに掲げる事項以外の事項で、当該預託証券に係る権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。</p> <p>(19)～(22) (略)</p> <p>(23) 売出しの条件</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の証券会社のうち主たるものを記載すること。</p> <p>e・f (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) 主要な経営指標等の推移</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出会社の最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額(財務諸表等規則第8条の9に規定する投資利益又は投資損失の金額をいう。ただし、連結財務諸表を作成している場合を除く。)</p> <p>(e)～(u) (略)</p> <p>c・d (略)</p> <p>(26)～(29) (略)</p> <p>(30) 業績等の概要</p> <p>a 最近連結会計年度及び(55)のaただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合にあつては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間(以下「最近連結会計年度等」という。)における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期(前中間連結会計期間を除く。)と比較して分析的に記載すること。</p> <p>なお、業績については、事業の種類別セグメント及び所在地別セグメントの区分により記載すること。</p> <p>b 連結財務諸表を作成していない場合で、最近事業年度及び(62)のaただし書により中間貸借対照表を掲げた場合にあつては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間(以下「最近事業年度等」という。)における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期(前中間会計期間を除く。)と比較して分析的に記載すること。</p> <p>(31)・(32) (略)</p>
---	---

<p>(32-2) 事業等のリスク</p> <p>a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（連結財務諸表規則第2条第13号及び財務諸表等規則第8条第18項に規定するキャッシュ・フローをいう。）の状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(33) 経営上の重要な契約等</p> <p>a 最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度。以下この号において同じ。）の開始日から届出書提出日までの間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併消滅会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>d 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社（以下「株式交換完全子会社等」という。）の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。</p> <p>e 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割後の吸収分割承継会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価</p>	
<p>(32-2) 事業等のリスク</p> <p>a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（連結財務諸表規則第2条第13号及び財務諸表等規則第8条第17項に規定するキャッシュ・フローをいう。）の状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(33) 経営上の重要な契約等</p> <p>a 最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度。以下この号において同じ。）の開始日から届出書提出日までの間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併後の吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>d 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社（以下「株式交換完全子会社等」という。）の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。</p> <p>e 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割後の吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。</p>	

証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

(34)～(35) (略)

(36) 主要な設備の状況

a 最近連結会計年度末(55)のあたり書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結決算日現在、中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在)における主要な設備(連結会社以外の者から賃借しているものを含む。)について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名(提出会社の場合を除く。)、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額(土地については、その面積も示す。)及び従業員数を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。
なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示したうえで、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度末(62)のあたり書により四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期決算日現在、中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在)における主要な設備(賃借しているものを含む。)について、aに準じて記載すること。

c (略)

(37)～(38) (略)

(38-2) 新株予約権等の状況

a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに届出書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編行為に伴う交付に関する事項(43)において「新株予約権の内容」という。)を記載すること。なお新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。

b～d (略)

e 「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。

f (略)

(38-3)～(42) (略)

(43) ストックオプション制度の内容

a (略)

b 当該決議により新株予約権証券を付与する、又は付与している場合には、新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数並びに新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項及び組織再編行為に伴う交付に関する事項を記載すること。
なお、「(2) 新株予約権等の状況」において新株予約権の内容を記載している場合には、その旨

(34)～(35) (略)

(36) 主要な設備の状況

a 最近連結会計年度末(55)のあたり書により中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在)における主要な設備(連結会社以外の者から賃借しているものを含む。)について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名(提出会社の場合を除く。)、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額(土地については、その面積も示す。)及び従業員数を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。
なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示したうえで、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度末(62)のあたり書により中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在)における主要な設備(賃借しているものを含む。)について、aに準じて記載すること。

c (略)

(37)～(38) (略)

(38-2) 新株予約権等の状況

a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに届出書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編行為に伴う交付に関する事項(43)において「新株予約権の内容」という。)を記載すること。なお新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。

b～d (略)

e 「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。

f (略)

(38-3)～(42) (略)

(43) ストックオプション制度の内容

a (略)

b 当該決議により新株予約権証券を付与する、又は付与している場合には、新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数並びに新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項及び組織再編行為に伴う交付に関する事項を記載すること。
なお、「(2) 新株予約権等の状況」において新株予約権の内容を記載している場合には、その旨

<p>のみを記載することができる。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(44)～(50) (略)</p> <p>(51) 株価の推移</p> <p>a 株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。</p> <p>b 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(52)・(52-2) (略)</p> <p>(53) 経理の状況</p> <p>a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令又は準則の定めるところにより若しくはこれらに準じて連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表(以下この号において「連結財務諸表等」という。)を作成している場合には、その旨を記載すること。</p> <p>b 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表若しくは中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(54) 連結財務諸表</p> <p>a 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。</p> <p>なお、(55)のaただし書、(56)のaただし書、(57)ただし書及び(58)ただし書により、<u>四半期連結貸借対照表</u>、<u>四半期連結損益計算書</u>及び<u>四半期連結キャッシュ・フロー計算書</u>又は<u>中間連結貸借対照表</u>、<u>中間連結損益計算書</u>、<u>中間連結株主資本等変動計算書</u>及び<u>中間連結キャッシュ・フロー計算書</u>を掲げる場合には、(55)のa、(56)のa、(57)又は(58)により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。</p> <p>b <u>連結財務諸表</u>、<u>四半期連結財務諸表</u>及び<u>中間連結財務諸表</u>の作成に当たっては、<u>連結財務諸表規則</u>、<u>四半期連結財務諸表規則</u>及び<u>中間連結財務諸表規則</u>に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、<u>連結財務諸表</u>、<u>四半期連結財務諸表</u>及び<u>中間連結財務諸表</u>作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、<u>連結附属明細表</u>等を会社に即して適正に記載すること。</p> <p>c <u>連結財務諸表</u>、<u>四半期連結財務諸表</u>及び<u>中間連結財務諸表</u>に対する<u>監査報告書</u>、<u>四半期レビュー報告書</u>及び<u>中間監査報告書</u>は、<u>連結財務諸表</u>、<u>四半期連結財務諸表</u>及び<u>中間連結財務諸表</u>に添付すること。</p> <p>なお、<u>連結財務諸表</u>、<u>四半期連結財務諸表</u>及び<u>中間連結財務諸表</u>のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項若しくは第2項、第24条の4の7第1項若しくは第2項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書、<u>四半期報告書</u>又は半期報告書に含まれた<u>連結財務諸</u></p>	<p>のみを記載することができる。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(44)～(50) (略)</p> <p>(51) 株価の推移</p> <p>a 株式が証券取引所に上場されている場合には、主要な1証券取引所の市場相場を記載し、当該証券取引所名を注記すること。</p> <p>b 株式が店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている場合には、当該証券業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(52)・(52-2) (略)</p> <p>(53) 経理の状況</p> <p>a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令又は準則の定めるところにより若しくはこれらに準じて連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表及び中間財務諸表(以下この号において「連結財務諸表等」という。)を作成している場合には、その旨を記載すること。</p> <p>b 連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(54) 連結財務諸表</p> <p>a 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。</p> <p>なお、(55)のaただし書、(56)のaただし書、(57)ただし書及び(58)ただし書により、<u>中間連結貸借対照表</u>、<u>中間連結損益計算書</u>、<u>中間連結株主資本等変動計算書</u>及び<u>中間連結キャッシュ・フロー計算書</u>を掲げる場合には、(55)のa、(56)のa、(57)又は(58)により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。</p> <p>b <u>連結財務諸表</u>及び<u>中間連結財務諸表</u>の作成に当たっては、<u>連結財務諸表規則</u>及び<u>中間連結財務諸表規則</u>に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、<u>連結財務諸表</u>及び<u>中間連結財務諸表</u>作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、<u>連結附属明細表</u>等を会社に即して適正に記載すること。</p> <p>c <u>連結財務諸表</u>及び<u>中間連結財務諸表</u>に対する<u>監査報告書</u>及び<u>中間監査報告書</u>は、<u>連結財務諸表</u>及び<u>中間連結財務諸表</u>に添付すること。</p> <p>なお、<u>連結財務諸表</u>及び<u>中間連結財務諸表</u>のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項若しくは第2項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた<u>連結財務諸表</u>及び<u>中間連結財務諸表</u>と同一の内容のものであつて新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該<u>連結財務諸表</u>及び<u>中間連結財務諸表</u>に対する<u>監査報</u></p>
--	--

告書又は中間監査報告書によるものとする。

表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

(55) 連結貸借対照表

2 最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げて比較すること。

ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して次の(a)から(c)までに定める期間を経過した後に届出書を提出する場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る直近の四半期連結貸借対照表(特定事業会社(第17条の6第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。))が(b)に定める期間を経過した後届出書を提出する場合は中間連結貸借対照表)を併せて掲げること。

(a) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して3箇月を経過した日以後令第4条の2の10第3項に規定する期間(提出会社が特定事業会社である場合には令第4条の2の10第4項に規定する期間、以下この様式において「提出期間」という。)を経過した日 当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間

(b) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して6箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間

(c) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して9箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌々四半期連結会計期間

また、半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後届出書を提出する場合には、当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を併せて掲げること。

b (略)

(56) 連結損益計算書

a 最近2連結会計年度の連結損益計算書を掲げて比較すること。

ただし、(55)のaただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書を、また、(55)のaただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書を併せて掲げること。

b (略)

(57) 連結株主資本等変動計算書

最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書を掲げること。

ただし、(55)のaただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等

(55) 連結貸借対照表

2 最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げて比較すること。

ただし、1年を1連結会計年度とする会社が最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後届出書を提出する場合には、当該連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を併せて掲げること。

(a) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して3箇月を経過した日以後令第4条の2の10第3項に規定する期間(提出会社が特定事業会社である場合には令第4条の2の10第4項に規定する期間、以下この様式において「提出期間」という。)を経過した日 当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間

(b) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して6箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間

(c) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して9箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌々四半期連結会計期間

また、半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後届出書を提出する場合には、当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を併せて掲げること。

b (略)

(56) 連結損益計算書

a 最近2連結会計年度の連結損益計算書を掲げて比較すること。

ただし、(55)のaただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書を併せて掲げること。

b (略)

(57) 連結株主資本等変動計算書

最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書を掲げること。

ただし、(55)のaただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書を併せて掲げること。

<p>変動計算書を併せて掲げること。</p> <p>(58) 連結キャッシュ・フロー計算書 最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。 ただし、(55)のaただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書を、また、(55)のaただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書を併せて掲げること。</p> <p>(59) (略)</p> <p>(60) その他</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。</p> <p>(a) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(55)のaただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後3箇月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式により記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(b) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(55)のaただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）当該次の連結会計年度開始後6箇月の業績の概要（四半期連結財務諸表（特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(c) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(55)のaただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後9箇月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(d) 半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（(55)のaただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後6箇月の業績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(e) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合、当該次の連結会計年度の業績の概要（連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>c 提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間、当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間、以下この号において「最終四半期連結会計期間」という。）を含む。）に係る次に掲げる項目の金額に</p>	<p>(58) 連結キャッシュ・フロー計算書 最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。 ただし、(55)のaただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書を併せて掲げること。</p> <p>(59) (略)</p> <p>(60) その他</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の(a)及び(b)に掲げる場合に応じ、当該(a)及び(b)に掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。</p> <p>(a) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(55)のaただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後6箇月の業績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(b) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合、当該次の連結会計年度の業績の概要（連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p>		<p>(新設)</p>
--	--	--	-------------

<p>ついて、四半期連結会計期間の順に記載すること。</p> <p>(a) 売上高</p> <p>(b) 税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第76条の規定により記載しなければならぬ税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額（最終四半期連結会計期間に係る税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）をいう。）</p> <p>(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第77条第3項の規定により記載しなければならぬ四半期純利益金額又は四半期純損失金額（最終四半期連結会計期間に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）をいう。）</p> <p>(d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により記載しなければならぬ1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（最終四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）をいう。）</p> <p>㉔（略）</p> <p>(61) 財務諸表</p> <p>a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下この号において同じ。）については、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。</p> <p>なお、(62)のあたし書、(63)のあたし書、(64)のあたし書及び(65)のあたし書により、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書又は中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）を掲げる場合には、(62)のa、(63)のa、(64)及び(65)により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。</p> <p>b 財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、<u>財務諸表等規則、四半期財務諸表等規則及び中間財務諸表等規則</u>に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、<u>財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表</u>作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。</p> <p>c 財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表に対する<u>監査報告書、四半期レビュー報告書及び中間監査報告書は、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表</u>に添付すること。</p> <p>なお、<u>財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表</u>のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項若しくは第2項、第24条の4の7第1項若しくは第2項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に含まれた<u>財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表</u>と同一の内容のものであつて新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該<u>財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表</u>に対する<u>監査報告書、四半期レビュー報告書又は中間監査報告書</u>によるものとする。</p> <p>d～f（略）</p>	<p>(61) 財務諸表</p> <p>a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下この号において同じ。）については、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。</p> <p>なお、(62)のあたし書、(63)のあたし書、(64)のあたし書及び(65)のあたし書により、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）を掲げる場合には、(62)のa、(63)のa、(64)及び(65)により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。</p> <p>㉔（略）</p> <p>(61) 財務諸表</p> <p>a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下この号において同じ。）については、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。</p> <p>なお、(62)のあたし書、(63)のあたし書、(64)のあたし書及び(65)のあたし書により、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）を掲げる場合には、(62)のa、(63)のa、(64)及び(65)により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。</p> <p>b 財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、<u>財務諸表等規則及び中間財務諸表等規則</u>に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、<u>財務諸表及び中間財務諸表</u>作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。</p> <p>c 財務諸表及び中間財務諸表に対する<u>監査報告書及び中間監査報告書は、財務諸表及び中間財務諸表</u>に添付すること。</p> <p>なお、<u>財務諸表及び中間財務諸表</u>のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項若しくは第2項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた<u>財務諸表及び中間財務諸表</u>と同一の内容のものであつて新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該<u>財務諸表及び中間財務諸表</u>に対する<u>監査報告書又は中間監査報告書</u>によるものとする。</p> <p>d～f（略）</p>
---	---

<p>(62) 貸借対照表</p> <p>a 最近2事業年度末現在における貸借対照表を掲げて比較すること。 <u>ただし、四半期報告書を提出する会社（特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。(68)において同じ。）において、1年を1事業年度とする会社が最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して次の(a)から(c)までに定める期間を経過した後に届出書を提出する場合（特定事業会社（四半期連結財務諸表を作成していない会社を除く。）が(a)及び(c)に定める期間を経過した後に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期貸借対照表（特定事業会社が(b)に定める期間を経過した後に届出書を提出する場合は、中間貸借対照表）を併せて掲げること。</u></p> <p>(a) 最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して3箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の事業年度の最初の四半期会計期間</p> <p>(b) 最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して6箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間</p> <p>(c) 最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌々四半期会計期間</p> <p>また、半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度に係る中間貸借対照表を併せて掲げること。</p>	<p>(62) 貸借対照表</p> <p>a 最近2事業年度末現在における貸借対照表を掲げて比較すること。 <u>ただし、1年を1事業年度とする会社が最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表を併せて掲げること。</u></p>
<p>(63) 損益計算書</p> <p>a 最近2事業年度の損益計算書を掲げて比較すること。 <u>ただし、(62)のaただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書を、また、(62)のaただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書を併せて掲げること。</u></p> <p>b・c (略)</p> <p>(64) 株主資本等変動計算書</p> <p>最近2事業年度の株主資本等変動計算書を掲げること。 <u>ただし、(62)のaただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書を併せて掲げること。</u></p>	<p>(63) 損益計算書</p> <p>a 最近2事業年度の損益計算書を掲げて比較すること。 <u>ただし、(62)のaただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書を併せて掲げること。</u></p> <p>b (略)</p>
<p>(65) キャッシュ・フロー計算書</p> <p>連結財務諸表を作成していない場合には、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書を掲げること。 <u>ただし、(62)のaただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を、また、(62)のaただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書を併せて掲げること。</u></p>	<p>(65) キャッシュ・フロー計算書</p> <p>連結財務諸表を作成していない場合には、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書を掲げること。 <u>ただし、(62)のaただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書を併せて掲げること。</u></p>

<p>(66)・(67) (略)</p> <p>(68) その他</p> <p>a (略)</p> <p>b 1年を1事業年度とする会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(60)のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。</p> <p>(a) 四半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((62)のaただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。)</p> <p>(b) 四半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((62)のaただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。)</p> <p>(c) 四半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((62)のaただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。)</p> <p>(d) 半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合((62)のaただし書により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。)</p> <p>(e) 最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合、当該次の事業年度の業績の概要(財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)</p> <p>と。</p> <p>c (略)</p> <p>d 提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合であつて、四半期連結財務諸表を作成していないときは、最近事業年度における各四半期会計期間(当該事業年度の最後の四半期会計期間(以下この号において「最終四半期会計期間」という。)を含む。)に係る次に掲げる項目の金額について、四半期会計期間の順に記載すること。</p> <p>(a) 売上高</p> <p>(b) 税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額(四半期財務諸表等規則第68条の規定により記載しなければならない税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額(最終四半期会計期間に係る税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの)をいう。)</p> <p>(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額(四半期財務諸表等規則第69条第3項の規定により記</p>	<p>(66)・(67) (略)</p> <p>(68) その他</p> <p>a (略)</p> <p>b 1年を1事業年度とする会社においては、次の(a)及び(b)に掲げる場合に応じ、当該(a)及び(b)に掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(60)のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。</p> <p>(a) 最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合((62)のaただし書により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。)</p> <p>(b) 最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合、当該次の事業年度の業績の概要(財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)</p> <p>c (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

<p>載しなければならぬ四半期純利益金額又は四半期純損失金額（最終四半期会計期間に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）をいう。）</p> <p>(d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により記載しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（最終四半期会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）をいう。）</p>	<p>載しなければならぬ四半期純利益金額又は四半期純損失金額（最終四半期会計期間に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）をいう。）</p> <p>(d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により記載しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）をいう。）</p>
<p>e (略)</p> <p>(69) ~ (70-2) (略)</p> <p>(71) 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。） 当該届出が売出しに係るものである場合に、保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）について、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債の総額、償還額、提出会社の最近事業年度末日の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会を記載すること。</p> <p>(72) 継続開示会社たる保証会社に関する事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）、半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>d 「訂正報告書」については、当該訂正報告書が、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるかを付記すること。</p> <p>(73) (略)</p> <p>(74) 保証会社以外の会社の情報</p> <p>当該届出に係る有価証券に関し、運動子会社（第19条第3項に規定する運動子会社をいう。以下同じ。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社（例えば、当該届出に係る有価証券がカバードワラントにあつてはオプシヨンの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあつては預託を受ける者、有価証券信託受益証券にあつては受託者）の企業情報について記載すること。</p> <p>a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会等を記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(75) ~ (77) (略)</p> <p>(78) 読替え</p> <p>a (略)</p> <p>(別る)</p>	<p>d (略)</p> <p>(69) ~ (70-2) (略)</p> <p>(71) 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。） 当該届出が売出しに係るものである場合に、保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）について、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債の総額、償還額、提出会社の最近事業年度末日の未償還額及び上場証券取引所又は登録証券業協会を記載すること。</p> <p>(72) 継続開示会社たる保証会社に関する事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>d 「訂正報告書」については、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるかを付記すること。</p> <p>(73) (略)</p> <p>(74) 保証会社以外の会社の情報</p> <p>当該届出に係る有価証券に関し、運動子会社（第19条第3項に規定する運動子会社をいう。以下同じ。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社（例えば、当該届出に係る有価証券がカバードワラントにあつてはオプシヨンの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあつては預託を受ける者）の企業情報について記載すること。</p> <p>a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売価額の総額、上場証券取引所又は登録証券業協会等を記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(75) ~ (77) (略)</p> <p>(78) 読替え</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第4号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本組入額」とあるのは「出資金組入額」と、「申込株数単位」とあるのは「申込組合出資持分単位」と、「企業」とあるのは</p>

<p>(別) (割る)</p> <p>b 提出者が、学校法人等である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「企業」とあるのは「学校法人等」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。</p> <p>(79) (略)</p> <p>(80) 学校法人等の特例</p> <p>2 提出者が、学校法人等である場合には、「第二部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目を「2 事業の概要」に代えて、次に掲げる事項について、重要性の乏しいものを除き、学校法人等の活動ごとに記載すること。</p> <p>(a) 最近日現在の当該学校法人等が運営する学校、専修学校及び各種学校（以下「学校等」という。）の種類及びその数</p> <p>(b) 最近日現在における学校等の収容定員及び在籍者数（大学にあつては学部ごと、大学院にあつては研究科ごと、短期大学及び高等専門学校にあつては学科ごとに記載すること。また、高等学校については収容定員に代えて募集定員を記載すること。）</p> <p>(c) 最近日現在における教員数（大学院及び大学にあつては教授、准教授及び専任教員、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等にあつては教員とその他職員に分けて記載すること。）と教員以外の職員数を記載し、教員については常勤と非常勤とに分けた人数も記載すること。</p> <p>(d) 最近事業年度において補助金の交付を受けた場合には、交付を受けた補助金の合計額とその内訳（経常費補助金、施設・設備等の整備に対する補助金及びそれ以外の補助金）を記載すること。それ以外の補助金については、交付を受けた金額の多いもの上位5件について、当該補助金の名称及びこれに係る申請内容（教育研究課題等の名称及びその概要）を分かりやすく記載すること。</p> <p>e 提出者が、学校法人等である場合には、「第二部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「7 財政状態及び経営成績の分析」の項目において、当該学校法人等の基本金（学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第29条に規定する基本金をいう。）について同令第30条第1項各号に掲げる各金額ごとに、前会計年度末残高、会計年度中の変動額（増減）及び当会計年度末残高並びに対象資産及びその組み入れ目的などを具体的に記載すること。当該記載に当たっては投資者に誤解を生じさせることとならないように特に注意しなければならない。</p>	<p>は「組合」と、「従業員」とあるのは「組合員」と、「会社」とあるのは「組合」と、「資本金」とあるのは「出資金」と、「株主数」とあるのは「組合員数」と、「大株主」とあるのは「主要な組合員」と読み替えて記載すること。</p> <p>c 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第6号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(79) (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案

現行

<p>第二号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【募集要項】</p> <p>1～3（略）</p> <p>4【新規発行新株予約権証券】</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)【新株予約権の内容等】</p>	<p>第二号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【募集要項】</p> <p>1～3（略）</p> <p>4【新規発行新株予約権証券】</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)【新株予約権の内容等】</p>
<p>有価証券届出書</p> <p>(略)</p>	<p>有価証券届出書</p> <p>(略)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数</p> <p>新株予約権の行使時の払込金額</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p> <p>新株予約権の行使期間</p> <p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p> <p>新株予約権の譲渡に関する事項</p> <p>代用払込みに関する事項</p> <p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p> <p>(3)（略）</p> <p>5【新規発行社債（短期社債を除く。）】</p>	<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数</p> <p>新株予約権の行使時の払込金額</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p> <p>新株予約権の行使期間</p> <p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p> <p>新株予約権の譲渡に関する事項</p> <p>代用払込みに関する事項</p> <p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p> <p>(3)（略）</p> <p>5【新規発行社債（短期社債を除く。）】</p>

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に対し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
取得格付	
(新株予約権付社債に関する事項)	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に対し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
取得格付	
(新株予約権付社債に関する事項)	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>新株予約権の行使期間</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>新株予約権の行使の条件</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>
<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>代用払込みに関する事項</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>

<p>6～8 (略)</p>	<p>6～8 (略)</p>
<p>9 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】</p>	<p>9 【新規発行預託証券】</p>
<p>10 (略)</p>	<p>10 (略)</p>
<p>第2 【売出要項】</p>	<p>第2 【売出要項】</p>
<p>1 【売出有価証券】</p>	<p>1 【売出有価証券】</p>
<p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p>
<p>(6) 【売出預託証券及び売出有価証券信託受益証券】</p>	<p>(6) 【売出預託証券】</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第3 (略)</p>	<p>第3 (略)</p>
<p>第2部 【公開買付けに関する情報】 (1)</p>	<p>第2部 【追完情報】 (1)</p>
<p>第1 【公開買付けの概要】</p>	<p>第1 【新設】</p>
<p>1 【公開買付けの目的等】</p>	<p>1 【公開買付けの目的等】</p>
<p>2 【公開買付けの当事会社の概要】</p>	<p>2 【公開買付けに係る契約】</p>
<p>3 【公開買付けに係る契約】</p>	<p>3 【公開買付けに係る契約】</p>
<p>4 【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】</p>	<p>4 【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】</p>
<p>5 【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違】</p>	<p>5 【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違】</p>
<p>6 【公開買付けに関する手続】</p>	<p>6 【公開買付けに関する手続】</p>
<p>第2 【総合財務情報】</p>	<p>第2 【総合財務情報】</p>
<p>第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】</p>	<p>第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】</p>
<p>第3部 【追完情報】 (2)</p>	<p>第2部 【追完情報】 (1)</p>

<p>第四部【組込情報】(3) 第五部・第六部（略） （記載上の注意） 次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) 公開買付けに関する情報 第二号の六様式記載上の注意(1)から(9)までに準じて記載すること。</p> <p>(2) 追完情報</p> <p>a (3)のaの有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の提出日までの間に、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。</p> <p>b (3)のaの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>c (3)のaの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>d (3)のaの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。</p> <p>(a) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね3月を経過した日から令第4条の2の10第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社（第17条の6第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）である場合には令第4条の2の10第4項に規定する期間。以下この様式において同じ。）を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の連結会計年度開始後3月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能ときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(b) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね6月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。） 当該次の連結会計年度開始後6月の業績の概要（四半期連結財務諸表（特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表）の形式による記載が可能ときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(c) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね9月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌々四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の連結会計年度開始後9月の業績の概要（四半期連結財務諸表の</p>	<p>第三部【組込情報】(2) 第四部・第五部（略） （記載上の注意） 次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 追完情報</p> <p>a (2)のaの有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の提出日までの間に、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。</p> <p>b (2)のaの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>c (2)のaの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>d (2)のaの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次の(a)及び(b)に掲げる場合に応じ、当該(a)及び(b)に掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。</p> <p>(a) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の連結会計年度開始後6月の業績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能ときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(b) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね13月経過後に届出書を提出する場合 当該次の連結会計年度の業績の概要（連結財務諸表の形式による記載が可能ときは、当該形式により記載すること。）</p>
---	---

<p>形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)</p> <p>(d) 半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでに届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の連結会計年度開始後6月の業績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(e) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね13月経過後に届出書を提出する場合 当該次の連結会計年度の業績の概要（連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>e (3)のaの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない1年を1事業年度とする会社及び特定事業会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。</p> <p>(a) 四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社は除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね3月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度の最初の四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の事業年度開始後3月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(b) 四半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね6月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。） 当該次の事業年度開始後6月の業績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(c) 四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね9月から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌々四半期会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の事業年度開始後9月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(d) 半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度に係る中間貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の事業年度開始後6月の業績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(e) 最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね13月経過後に届出書を提出する場合 当該次の事業年度の業績の概要（財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>f (3)のaの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない6月を1事業年度とする会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の業績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。</p>	<p>e (2)のaの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない1年を1事業年度とする会社においては、次の(a)及び(b)に掲げる場合に応じ、当該(a)及び(b)に掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。</p> <p>(a) 最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度に係る中間貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の事業年度開始後6月の業績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(b) 最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね13月経過後に届出書を提出する場合 当該次の事業年度の業績の概要（財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>f (2)のaの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない6月を1事業年度とする会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の業績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。</p>
--	---

<p>g 届出書提出日の直近の株主総会において自己株式に係る株主総会決議があつた場合には、(3)のaの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日の間に於ける当該自己株式の取得状況等について、法第24条の6第1項の規定による自己株券買付状況報告書の記載事項に準じて記載すること。</p> <p>(3) 組込情報 次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。</p> <p>a (略)</p> <p>b aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に四半期報告書又は半期報告書を提出している場合にあつては、当該四半期報告書(当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。)又は半期報告書</p> <p>c aの有価証券報告書又はbの四半期報告書若しくは半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあつては、当該訂正報告書</p> <p>(4) 読替え a (略)</p> <p>(別る)</p> <p>b 提出者が、学校法人等である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「学校法人等名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。</p>	<p>g 届出書提出日の直近の株主総会において自己株式に係る株主総会決議があつた場合には、(2)のaの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日の間に於ける当該自己株式の取得状況等について、法第24条の6第1項の規定による自己株券買付状況報告書の記載事項に準じて記載すること。</p> <p>(2) 組込情報 次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。</p> <p>a (略)</p> <p>b aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあつては、当該半期報告書</p> <p>c aの有価証券報告書又はbの半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあつては、当該訂正報告書</p> <p>(3) 読替え a (略)</p> <p>b 提出者が、法第24条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第4号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本組入額」とあるのは「出資金組入額」と、「申込株数単位」とあるのは「申込組合出資持分単位」と読み替えて記載すること。</p> <p>c 提出者が、法第24条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第6号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。 (新設)</p>
---	---

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>第二号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【募集要項】</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4【新規発行新株予約権証券】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)【新株予約権の内容等】</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数</p> <p>新株予約権の行使時の払込金額</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p> <p>新株予約権の行使期間</p> <p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p> <p>新株予約権の譲渡に関する事項</p> <p>代用払込みに関する事項</p>	<p>第二号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【募集要項】</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4【新規発行新株予約権証券】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)【新株予約権の内容等】</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数</p> <p>新株予約権の行使時の払込金額</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p> <p>新株予約権の行使期間</p> <p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p> <p>新株予約権の譲渡に関する事項</p> <p>代用払込みに関する事項</p>

組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
(3) (略)	
5【新規発行社債(短期社債を除く。)】	
銘柄	銘柄
記名・無記名の別	記名・無記名の別
券面総額又は振替社債の総額(円)	券面総額又は振替社債の総額(円)
各社債の金額(円)	各社債の金額(円)
発行価額の総額(円)	発行価額の総額(円)
発行価格(円)	発行価格(円)
利率(%)	利率(%)
利払日	利払日
利息支払の方法	利息支払の方法
償還期限	償還期限
償還の方法	償還の方法
募集の方法	募集の方法
申込証拠金(円)	申込証拠金(円)
申込期間	申込期間
申込取扱場所	申込取扱場所
払込期日	払込期日
振替機関・登録機関	振替機関・登録機関
担保の種類	担保の種類
担保の目的物	担保の目的物
担保の順位	担保の順位
先順位の担保をつけた債権の金額	先順位の担保をつけた債権の金額
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利
担保付社債信託法上の受託会社	担保付社債信託法上の受託会社
担保の保証	担保の保証
財務上の特約(担保提供制限)	財務上の特約(担保提供制限)

財務上の特約（その他の条項）		財務上の特約（その他の条項）	
取得格付		取得格付	
（新株予約権付社債に関する事項）		（新株予約権付社債に関する事項）	
新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間		新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件		新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び取得の条件		自己の新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項		代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
6～8（略）		6～8（略）	
9【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】		9【新規発行預託証券】	
10（略）		10（略）	
第2【売出要項】		第2【売出要項】	
1【売出有価証券】		1【売出有価証券】	

<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 【売出預託証券及び売出有価証券信託受益証券】</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第二部 【公開買付けに関する情報】(1)</p> <p>第1 【公開買付けの概要】</p> <p>1 【公開買付けの目的等】</p> <p>2 【公開買付けの当事会社の概要】</p> <p>3 【公開買付けに係る契約】</p> <p>4 【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】</p> <p>5 【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違】</p> <p>6 【公開買付けに関する手続】</p> <p>第2 【総合財務情報】</p> <p>第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】</p> <p>第三部 【参照情報】(2)</p> <p>第1 【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 【四半期報告書又は半期報告書】</p> <p>事業年度 第 二期第 四半期(第 期中) (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第四部・第五部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) <u>公開買付けに関する情報</u></p> <p>第二号の六様式記載上の注意(1)から(9)までに準じて記載すること。</p> <p>(2) <u>参照情報</u></p> <p>a (略)</p> <p>b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p> <p>c・d (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 【売出預託証券】</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第二部 【参照情報】(1)</p> <p>第1 【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 【半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第三部・第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) <u>参照情報</u></p> <p>a (略)</p> <p>b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p> <p>c・d (略)</p>
---	---

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案

現行

第二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)	第二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)																																																
第一部 (略) 第二部【企業情報】 第1～第3 (略) 第4【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1)【株式の総数等】 (略)	第一部 (略) 第二部【企業情報】 第1～第3 (略) 第4【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1)【株式の総数等】 (略)																																																
【発行済株式】 <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>発行数(株)</td> <td>上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>-</td> </tr> </table>	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名							計		-	【発行済株式】 <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>発行数(株)</td> <td>上場証券取引所名又は登録証券業協会名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>-</td> </tr> </table>	種類	発行数(株)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名							計		-																								
種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名																																															
計		-																																															
種類	発行数(株)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名																																															
計		-																																															
(2)【新株予約権等の状況】 <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>最近事業年度末現在 (年月日)</td> <td>提出日の前月末現在 (年月日)</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区分	最近事業年度末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)	新株予約権の数			新株予約権の目的となる株式の種類			新株予約権の目的となる株式の数			新株予約権の行使時の払込金額			新株予約権の行使期間			新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額			新株予約権の行使の条件			(2)【新株予約権等の状況】 <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>最近事業年度末現在 (年月日)</td> <td>提出日の前月末現在 (年月日)</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区分	最近事業年度末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)	新株予約権の数			新株予約権の目的となる株式の種類			新株予約権の目的となる株式の数			新株予約権の行使時の払込金額			新株予約権の行使期間			新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額			新株予約権の行使の条件		
区分	最近事業年度末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)																																															
新株予約権の数																																																	
新株予約権の目的となる株式の種類																																																	
新株予約権の目的となる株式の数																																																	
新株予約権の行使時の払込金額																																																	
新株予約権の行使期間																																																	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																	
新株予約権の行使の条件																																																	
区分	最近事業年度末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)																																															
新株予約権の数																																																	
新株予約権の目的となる株式の種類																																																	
新株予約権の目的となる株式の数																																																	
新株予約権の行使時の払込金額																																																	
新株予約権の行使期間																																																	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																	
新株予約権の行使の条件																																																	

新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3)・(4) (略)

(5) 【所有者別状況】 年月日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数）							単元未満株式の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国人等		個人の計	
					個人	個人		
株主数(人)								-
所有株式数(単元)								
所有株式数の割合(%)								100

(6) (略)

(7) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

2～6 (略)

第5～第7 (略)

第三部・第四部 (略)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3)・(4) (略)

(5) 【所有者別状況】 年月日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数）							単元未満株式の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国人等		個人の計	
					個人	個人		
株主数(人)								-
所有株式数(単元)								
所有株式数の割合(%)								100

(6) (略)

(7) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

2～6 (略)

第5～第7 (略)

第三部・第四部 (略)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 募集の方法</p> <p>a (略)</p> <p>b 欄外には、募集を行うに際しての手続等を定めた<u>金融商品取引所</u>又は<u>認可金融商品取引業協会</u>の規則その他募集に当たつての重要な事項を記載すること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 売出株式</p> <p>a (略)</p> <p>b 欄外には、売出しを行うに際しての手続等を定めた<u>金融商品取引所</u>又は<u>認可金融商品取引業協会</u>の規則その他売出しに当たつての重要な事項を記載すること。</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(12) 特別利害関係者等の株式等の移動状況</p> <p>a 最近事業年度の末日の2年前の日から届出書提出日までの間に於いて、特別利害関係者等が提出会社の発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債の譲渡又は譲受け（新株予約権及び新株予約権付社債に係る新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行った場合（<u>金融商品取引業者</u>が特別利害関係者等以外の者との間で株式等の移動（<u>認可金融商品取引業協会</u>が定める規則により当該<u>認可金融商品取引業協会</u>が売買内容を発表するものに限る。）を行った場合を除く。）について記載すること。その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権に準じて記載すること。</p> <p>b～h (略)</p> <p>i 以下の事項について簡単に注記すること。</p> <p>(a) 特別利害関係者等の株式等の移動に関する<u>金融商品取引所</u>又は<u>認可金融商品取引業協会</u>の規則等</p> <p>(b) (略)</p> <p>j (略)</p> <p>(13) 第三者割当等の概況</p> <p>a 第三者割当等による株式等の発行の内容</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(e) 「保有期間等に関する確約」の欄には、<u>金融商品取引所</u>又は<u>認可金融商品取引業協会</u>の規則による保有期間その他当該株券等の保有に関する事項についての取得者（第三者割当等による株式等の発行により、新株発行の割当を受けた者又は新株予約権若しくは新株予約権付社債を取得した者をいう。以下この様式、第三号様式及び第五号様式において同じ。）と提出会社との間の取決めの内容（以下「保有期間等に関する確約」という。）について記載すること。</p> <p>(f) (略)</p> <p>(g) 第三者割当等による株式等の発行の制限及び禁止に関し、その根拠となる<u>金融商品取引所</u>又は<u>認可金融商品取引業協会</u>の規則等並びに第三者割当等による株式等の発行の制限期間及び禁止期間について注記すること。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 募集の方法</p> <p>a (略)</p> <p>b 欄外には、募集を行うに際しての手続等を定めた<u>証券取引所</u>又は<u>証券業協会</u>の規則その他募集に当たつての重要な事項を記載すること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 売出株式</p> <p>a (略)</p> <p>b 欄外には、売出しを行うに際しての手続等を定めた<u>証券取引所</u>又は<u>証券業協会</u>の規則その他売出しに当たつての重要な事項を記載すること。</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(12) 特別利害関係者等の株式等の移動状況</p> <p>a 最近事業年度の末日の2年前の日から届出書提出日までの間に於いて、特別利害関係者等が提出会社の発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債の譲渡又は譲受け（新株予約権及び新株予約権付社債に係る新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行った場合（<u>証券会社</u>が特別利害関係者等以外の者との間で株式等の移動（<u>証券業協会</u>が定める規則により当該<u>証券業協会</u>が売買内容を発表するものに限る。）について記載すること。その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権に準じて記載すること。</p> <p>b～h (略)</p> <p>i 以下の事項について簡単に注記すること。</p> <p>(a) 特別利害関係者等の株式等の移動に関する<u>証券取引所</u>又は<u>証券業協会</u>の規則等</p> <p>(b) (略)</p> <p>j (略)</p> <p>(13) 第三者割当等の概況</p> <p>a 第三者割当等による株式等の発行の内容</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(e) 「保有期間等に関する確約」の欄には、<u>証券取引所</u>又は<u>証券業協会</u>の規則による保有期間その他当該株券等の保有に関する事項についての取得者（第三者割当等による株式等の発行により、新株発行の割当を受けた者又は新株予約権若しくは新株予約権付社債を取得した者をいう。以下この様式、第三号様式及び第五号様式において同じ。）と提出会社との間の取決めの内容（以下「保有期間等に関する確約」という。）について記載すること。</p> <p>(f) (略)</p> <p>(g) 第三者割当等による株式等の発行の制限及び禁止に関し、その根拠となる<u>証券取引所</u>又は<u>証券業協会</u>の規則等並びに第三者割当等による株式等の発行の制限期間及び禁止期間について注記すること。</p>
--	---

b · c (略)	b · c (略)
(14) (略)	(14) (略)

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案

現行

<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【募集要項】</p> <p>1～3（略）</p> <p>4【新規発行新株予約権証券】(12)</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)【新株予約権の内容等】</p> <table border="1"> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代用払込みに関する事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</td> <td></td> </tr> </table> <p>(3)（略）</p>	新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件		新株予約権の譲渡に関する事項		代用払込みに関する事項		組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【募集要項】</p> <p>1～3（略）</p> <p>4【新規発行新株予約権証券】(12)</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)【新株予約権の内容等】</p> <table border="1"> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代用払込みに関する事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</td> <td></td> </tr> </table> <p>(3)（略）</p>	新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件		新株予約権の譲渡に関する事項		代用払込みに関する事項		組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の目的となる株式の種類																																													
新株予約権の目的となる株式の数																																													
新株予約権の行使時の払込金額																																													
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																													
新株予約権の行使期間																																													
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																																													
新株予約権の行使の条件																																													
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件																																													
新株予約権の譲渡に関する事項																																													
代用払込みに関する事項																																													
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項																																													
新株予約権の目的となる株式の種類																																													
新株予約権の目的となる株式の数																																													
新株予約権の行使時の払込金額																																													
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																													
新株予約権の行使期間																																													
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																																													
新株予約権の行使の条件																																													
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件																																													
新株予約権の譲渡に関する事項																																													
代用払込みに関する事項																																													
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項																																													

5 【新規発行社債（短期社債を除く。）】(13)	
銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の事項）	
取得格付	

5 【新規発行社債（短期社債を除く。）】(13)	
銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の事項）	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項) (14)		(新株予約権付社債に関する事項) (14)	
新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間		新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件		新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件		自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項		代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
6～8 (略)		6～8 (略)	
9 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】(18)		9 【新規発行預託証券】(18)	
10・11 (略)		10・11 (略)	
第2 【売出要項】		第2 【売出要項】	
1 【売出有価証券】(22)		1 【売出有価証券】(22)	
(1)～(5) (略)		(1)～(5) (略)	
(6) 【売出預託証券及び売出有価証券信託受益証券】		(6) 【売出預託証券】	
2 (略)		2 (略)	
3 (略)		3 (略)	
第3 (略)		第3 (略)	
第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】(24-2)		(新設)	
第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】			
1 【組織再編成(公開買付け)の目的等】			
2 【組織再編成(公開買付け)の当季会社の概要】			
3 【組織再編成(公開買付け)に係る契約】			

4 【組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠】

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違）】

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

7 【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】

第2 【総合財務情報】

第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1～3 （略）

4 【株式等の状況】(28)

(1) 【株式の総数等】
(略)

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
計	-	

(2) 【新株予約権等の状況】

区分	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1～3 （略）

4 【株式等の状況】(28)

(1) 【株式の総数等】
(略)

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
計	-	

(2) 【新株予約権等の状況】

区分	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3)・(4) (略)
(5) 【所有者別状況】

区分	株式の状況（1単元の株式数）						株）	計	単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金商品取引業者	その他の法人	外国法人等				
					個人以外	個人			
株主数（人）								-	
所有株式数（単元）									
所有株式数の割合（%）							100	-	

(6)・(7) (略)
(8) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

5～9 (略)
第2～第6 (略)
第四部 (略)

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3)・(4) (略)
(5) 【所有者別状況】

区分	株式の状況（1単元の株式数）						株）	計	単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等				
					個人以外	個人			
株主数（人）								-	
所有株式数（単元）									
所有株式数の割合（%）							100	-	

(6)・(7) (略)
(8) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

5～9 (略)
第2～第6 (略)
第三部 (略)

<p>第五部【提出会社の保証会社等の情報】(48)</p> <p>第1【保証会社情報】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】</p> <p>(1)【保証会社が提出した書類】</p> <p>(略)</p> <p>【四半期報告書又は半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期第 四半期(第 期中)(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出</p> <p>・ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第六部 (略)</p> <p>第七部【組織再編成対象会社情報】(49-2)</p> <p>第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】</p> <p>(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】</p> <p>【有価証券報告書及びその添付書類】</p> <p>事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出</p> <p>(支)局長に提出</p> <p>【四半期報告書又は半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期第 四半期(第 期中)(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出</p> <p>【臨時報告書】</p> <p>の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出</p> <p>【訂正報告書】</p> <p>訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出</p> <p>(2)【上記書類を縦覧に供している場所】</p> <p>名称 _____</p> <p>(所在地) _____</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 縦覧に供する場所</p> <p>公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。</p> <p>(8)~(10) (略)</p>	<p>第四部【提出会社の保証会社等の情報】(48)</p> <p>第1【保証会社情報】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】</p> <p>(1)【保証会社が提出した書類】</p> <p>(略)</p> <p>【半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出</p> <p>・ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第五部 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 縦覧に供する場所</p> <p>公衆の縦覧に供する主要な支店、証券取引所又は証券業協会について記載すること。</p> <p>(8)~(10) (略)</p>
--	---

<p>(11) 株式の引受け</p> <p>a 元引受契約（株主割当の場合の失権株を引き受けるものを含む。）を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。</p> <p>b・c（略）</p> <p>(12) 新規発行新株予約権証券</p> <p>a～k（略）</p> <p>1 「組織再編成行爲に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。</p> <p>m（略）</p> <p>(13) 新規発行社債（短期社債を除く。）</p> <p>a～j（略）</p> <p>k 「財務上の特約」の欄には、当該発行に係る社債において社債権者保護のために設定されている財務上の特約で、一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有するもの及びその効果に変更を与えるものについて、担保提供制限とその他の条項（純資産額維持、利益維持、担附切換等）に分けて、その内容を記載すること。</p> <p>また、当該発行に係る社債についての保証会社に関して財務上の特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。</p> <p>1（略）</p> <p>(14)（略）</p> <p>(15) 社債の引受け及び社債管理の委託</p> <p>a（略）</p> <p>b 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。</p> <p>c～f（略）</p> <p>(16)・(17)（略）</p> <p>(18) 新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券</p> <p>a 届出書に係る新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を記載すること。</p> <p>b 当該預託証券及び有価証券信託受益証券に表示される権利に係る有価証券の内容について具体的に記載すること。</p> <p>c 当該預託証券及び有価証券信託受益証券の発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。</p> <p>d aからcまでの記載事項以外の事項で、当該預託証券及び有価証券信託受益証券に係る権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。</p> <p>(19)～(22)（略）</p> <p>(23) 売出しの条件</p>	<p>(11) 株式の引受け</p> <p>a 元引受契約（株主割当の場合の失権株を引き受けるものを含む。）を締結する証券会社のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の証券会社のうち主たるものを記載すること。</p> <p>b・c（略）</p> <p>(12) 新規発行新株予約権証券</p> <p>a～k（略）</p> <p>1 「組織再編成行爲に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。</p> <p>m（略）</p> <p>(13) 新規発行社債（短期社債を除く。）</p> <p>a～j（略）</p> <p>k 「財務上の特約」の欄には、当該発行に係る社債において社債権者保護のために設定されている財務上の特約で、一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有するもの及びその効果に変更を与えるものについて、担保提供制限とその他の条項（純資産額維持、利益維持、担附切換等）に分けて、その内容を記載すること。</p> <p>また、当該発行に係る社債について保証を行っている会社（以下「保証会社」という。）に関して財務上の特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。</p> <p>1（略）</p> <p>(14)（略）</p> <p>(15) 社債の引受け及び社債管理の委託</p> <p>a（略）</p> <p>b 元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の証券会社のうち主たるものを記載すること。</p> <p>c～f（略）</p> <p>(16)・(17)（略）</p> <p>(18) 新規発行預託証券</p> <p>a 届出書に係る新規発行預託証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を記載すること。</p> <p>b 当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容について具体的に記載すること。</p> <p>c 当該預託証券の発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。</p> <p>d aからcまでの記載事項以外の事項で、当該預託証券に係る権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。</p> <p>(19)～(22)（略）</p> <p>(23) 売出しの条件</p>
--	---

<p>a～c (略)</p> <p>d 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。</p> <p>e・f (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(24-2) 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第二号の六様式記載上の注意(1)から(9)までに準じて記載すること。</p> <p>(25)～(35-2) (略)</p> <p>(36) 経営上の重要な契約等</p> <p>a 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間に於いて、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産(吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社(吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社)が発行する有価証券以外の有価証券である場合を含む。)又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>c 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間に於いて、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社(以下「株式交換完全親会社等」という。)の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社となる会社(株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合を含む。)又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。</p> <p>d 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間に於いて、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産(吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社(吸収分割会社となる会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社)が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。</p>	<p>a～c (略)</p> <p>d 元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の証券会社のうち主たるものを記載すること。</p> <p>e・f (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(25)～(35-2) (略)</p> <p>(36) 経営上の重要な契約等</p> <p>a 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間に於いて、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>c 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間に於いて、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社(以下「株式交換完全親会社等」という。)の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。</p> <p>d 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間に於いて、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社(吸収分割会社となる会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社)が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。</p>
---	--

<p>(37)～(49) (略)</p> <p>(49-2) <u>組織再編成対象会社情報</u></p> <p><u>第二号の六様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。</u></p>	<p>(37)～(49) (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(50) 読替え</p> <p>a (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(50) 読替え</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出者が、<u>法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第4号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本組入額」とあるのは「出資金組入額」と、「申込株数単位」とあるのは「申込組合出資持分単位」と、「企業」とあるのは「組合」と、「従業員」とあるのは「組合員」と、「会社」とあるのは「組合」と、「資本金」とあるのは「出資金」と、「株主数」とあるのは「組合員数」と、「大株主」とあるのは「主要な組合員」と読み替えて記載すること。</u></p> <p>c 提出者が、<u>法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第6号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。</u></p>
<p>(削る)</p> <p>b 提出者が、<u>学校法人等である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「企業」とあるのは「学校法人等」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(51) (略)</p> <p>(52) <u>学校法人等の特例</u></p> <p><u>提出者が、学校法人等である場合には、「第三部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」及び「7 財政状態及び経営成績の分析」の項目については、第二号様式記載上の注意(80)に準じて記載すること。</u></p>	<p>(51) (略)</p> <p>(新設)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案

現行

第二号の六様式 【表紙】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【会社名】 【英訳名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【最寄りの連絡場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 【届出の対象とした募集（売出）金額】 【安定操作に関する事項】 【総覧に供する場所】 第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1【新規発行株式】 <table border="1" data-bbox="438 185 518 974"> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>発</td> <td>行</td> <td>数</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> 2【株式募集の方法及び条件】 (1)【募集の方法】 <table border="1" data-bbox="194 185 375 974"> <tr> <td>区</td> <td>分</td> <td>発行数</td> <td>発行価額の総額 (円)</td> <td>資本組入額の総額 (円)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">募集株式のうち株主割当</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">募集株式のうちその他の者に 対する割当</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	種	類	発	行	数						区	分	発行数	発行価額の総額 (円)	資本組入額の総額 (円)						募集株式のうち株主割当					募集株式のうちその他の者に 対する割当					(新設)
種	類	発	行	数																											
区	分	発行数	発行価額の総額 (円)	資本組入額の総額 (円)																											
募集株式のうち株主割当																															
募集株式のうちその他の者に 対する割当																															

募集株式のうち一般募集				
発起人の引受株式				
計（総発行株式）				

(2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数 単位	申込 期間	申込証拠 金（円）	申込 期日

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

3 【株式の引受け】

引受人の氏名 又は名称	住 所	引受株式数（株）	引受けの条件
計			

4 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
割当日	
払込期日	

払込取扱場所			
(2) 【新株予約権の内容等】			
新株予約権の目的となる株式の種類			
新株予約権の目的となる株式の数			
新株予約権の行使時の払込金額			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額			
新株予約権の行使期間			
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所			
新株予約権の行使の条件			
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件			
新株予約権の譲渡に関する事項			
代用払込みに関する事項			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項			
(3) 【新株予約権証券の引受け】			
引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数	引受けの条件
計	-		-
5 【新規発行社債（短期社債を除く。）】			
銘柄			
記名・無記名の別			
券面総額又は振替社債の総額 (円)			
各社債の金額 (円)			

発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
取得格付	
(新株予約権付社債に関する事項)	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	

の総額	
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場 所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及 び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約 権の交付に関する事項	

6【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又 は名称	住 所	引受金額(円)	引受けの条件
計	-		-

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の 名称	住 所	委託の条件

7【新規発行コール・ペーパー及び新規発行短期社債】

振出日	
振出地	
発行価格(円)	
券面総額又は短期社債の総額 (円)	

発行価額の総額(円)	
発行限度額(円)	
発行限度額残高(円)	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
取得格付	

8【新規発行カバードラント】

9【新規発行種証券及び新規発行有価証券信託受益証券】

10【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

私込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
------------	--------------	------------

(2)【手取金の使途】

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

(1)【売出株式】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称

(2)【売出新株予約権証券】

売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権の内容等)

(3)【売出社債(売出短期社債を除く。)】

銘柄	売出券面額の総額又は売出振替社債	売出価額の総額(円)	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称
----	------------------	------------	-------------------------

	の総額(円)		は名称

(新株予約権付社債に関する事項)

(4) 【売出コーポレート・ペーパー及び売出短期社債】

支払期日	売出券面額の総額 又は売出短期社債 の総額(円)	売出価額の総額(円)	売出しに係るコーポ レート・ペーパー又は短期 社債の所有者の住所及 び氏名又は名称

(5) 【売出カバードラント】

(6) 【売出預託証券及び売出有価証券信託受益証券】

2 【売出しの条件】

売出価 格(円)	申込 期間	申込 単位	申込証 金(円)	申込受 付場所	売出しの委託を受 けた者の住所及び 氏名又は名称	売出しの委託契約 の内容

第3 【その他の記載事項】

第二部 【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1 【組織再編成（公開買付け）の概要】

- 1 【組織再編成（公開買付け）の目的等】(1)
- 2 【組織再編成（公開買付け）の当事会社の概要】(2)
- 3 【組織再編成（公開買付け）に係る契約】(3)
- 4 【組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠】(4)
- 5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違）】(5)

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】(6)

7 【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】(7)

第2 【統合財務情報】(8)

第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】(9)

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) 【ライツプランの内容】

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

取得事項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年 月 日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(円)	資本金残高(円)	資本準備金増減額(円)	資本準備金残高(円)

(5) 【所有者別状況】

区分	株式の状況(1単元の株式数)						単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国人等個人	個人その他	
株主数(人)							-
所有株式数(単元)							
所有株式数の割合(%)							100
							-

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住 所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計		-	

(7) 【議決権の状況】

年 月 日現在

【発行済株式】

年 月 日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式		-	
議決権制限株式(自己株式等)		-	
議決権制限株式(その他)		-	
完全議決権株式(自己株式等)		-	
完全議決権株式(その他)		-	
単元未満株式		-	
発行済株式総数		-	
総株主の議決権	-		-

【自己株式等】

年 月 日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
社	-				

(8)【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

(1)【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(年月日)での決議状況 (取得期間 年月日～年月日)		
最近事業年度における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 (年月日～年月日)		
残存授権株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
最近期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(年月日)での決議状況 (取得期間 年月日～年月日)		
最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 (年月日～年月日)		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
最近期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併株式交換会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 ()				

- 【貸借対照表】
 - 【損益計算書】
 - 【株主資本等変動計算書】
 - 【キャッシュ・フロー計算書】
 - 【附属明細表】
- (2)【主な資産及び負債の内容】
- (3)【その他】

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	月 日から 月 日まで
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月 日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取り手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第7【提出会社の参考情報】

- 1【提出会社の親会社等の情報】
- 2【その他の参考情報】

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

- 第1【保証会社情報】

<p>1【保証の対象となっている社債】</p> <p>2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】</p> <p>(1)【保証会社が提出した書類】</p> <p>【有価証券報告書及びその添付書類】</p> <p>事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出</p> <p>【四半期報告書又は半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期第 四半期(第 期中)(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出</p> <p>【臨時報告書】</p> <p>の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出</p> <p>【訂正報告書】</p> <p>訂正報告書(上記 名称)の訂正報告書(支)局長に提出</p> <p>(2)【上記書類を縦覧に供している場所】</p> <p>名称 (所在地)</p> <p>3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】</p> <p>(1)【会社名・代表者の役職氏名及び本店の所在の場所】</p> <p>(2)【企業の概況】</p> <p>(3)【事業の状況】</p> <p>(4)【設備の状況】</p> <p>(5)【保証会社の状況】</p> <p>(6)【経理の状況】</p> <p>第2【保証会社以外の会社の情報】</p> <p>1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】</p> <p>2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】</p> <p>3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】</p> <p>第3【指数等の情報】</p> <p>1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】</p> <p>2【当該指数等の推移】</p> <p>第五部【提出会社の特別情報】</p> <p>第1【最近の財務諸表】</p> <p>1【貸借対照表】</p> <p>2【損益計算書】</p> <p>3【株主資本等変動計算書】</p> <p>4【キャッシュ・フロー計算書】</p>	
--	--

<p>第2【保証会社及び運動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】</p> <p>1【貸借対照表】</p> <p>2【損益計算書】</p> <p>3【株主資本等変動計算書】</p> <p>4【キャッシュ・フロー計算書】</p> <p>第六部【組織再編成対象会社情報】(10)</p> <p>第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】</p> <p>(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】</p> <p>【有価証券報告書及びその添付書類】</p> <p>事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出</p> <p>【四半期報告書又は半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期第 四半期(第 期中)(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出</p> <p>【臨時報告書】</p> <p>の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出</p> <p>【訂正報告書】</p> <p>訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出</p> <p>(2)【上記書類を縦覧に供している場所】</p> <p>名称 _____</p> <p>(所在地) _____</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第二号様式の記載上の注意に準じて記載すること。</p> <p>(1) 組織再編成(公開買付け)の目的等</p> <p>a 組織再編成の目的(経営統合、関係会社化による経営参加等)及び理由を具体的に分かりやすく記載すること。当該組織再編成後、組織再編成当委員会(当該組織再編成における組織再編成対象会社以外の会社をいい、当該会社が提出会社以外である場合には提出会社を含む。以下同じ。)の企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他提出会社の企業集団の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容も記載すること。</p> <p>b 組織再編成の効力の発生效后、提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係(資本関係、役員兼任関係、取引関係等)について、図表等を用いて、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>c 公開買付者(法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいう。以下同じ。)である提出会社は、当該提出会社が、法第27条の4第1項の規定により本届出書と同時に提出を行った公開買付届出書(発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第二号様式)に基づく公開買付届出書</p>	
--	--

<p>をいう。以下同じ。)中「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」欄に記載された事項を記載すること。</p> <p>d 提出会社以外の者が公開買付けを行う場合であつて、当該公開買付けにつき提出会社(以下「公開買付者でない提出会社」という。)が発行する有価証券をもつて当該公開買付けの対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本届出書の提出がなされる場合にあつては、当該公開買付けに係る公開買付届出書に記載された公開買付けの目的と提出会社の企業集団との関係(資本関係、役員の関係、取引関係等)については、当該公開買付届出書の提出日及び提出先並びに当該公開買付届出書中「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」欄に記載された事項を記載すること。</p> <p>(2) 組織再編成(公開買付け)の当社会社の概要</p> <p>a 組織再編成当社会社が提出会社以外の会社であつて、継続開示会社に該当しない場合には、当該組織再編成当社会社について、商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額、事業の内容及び大株主(発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合の多い順に5名をいう。以下同じ。)並びに最近3事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益について分かりやすく記載すること。また、提出会社との関係(資本関係、役員の関係、取引関係等)を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>b 組織再編成当社会社が提出会社以外の会社であつて、継続開示会社に該当する場合には、本様式中第六に準じて、当該組織再編成当社会社が提出した書類及びその提出年月日を記載すること。また、提出会社との関係(資本関係、役員の関係、取引関係等)を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>c 提出会社が組織再編成当社会社である場合には、記載を要しない。</p> <p>d 公開買付者である提出会社は、その届出を行った公開買付届出書中「第2 公開買付者の状況」の「1 会社の概要」欄に記載された事項を記載すること。</p> <p>e 公開買付者でない提出会社は、商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額、事業の内容及び大株主並びに最近3事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益について分かりやすく記載すること。また、提出会社との関係(資本関係、役員の関係、取引関係等)を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(3) 組織再編成(公開買付け)に係る契約</p> <p>a 組織再編成に係る契約の概要について具体的に、かつ、分かりやすく説明すること。</p> <p>b 組織再編成に係る契約の内容を記載すること。</p> <p>c 公開買付者である提出会社は、当該提出会社が、提出を行った公開買付届出書中「第4 公開買付者」と対象者との取引等「欄」に記載された事項を記載すること。</p> <p>(4) 組織再編成(公開買付け)に係る割当ての内容及びその算定根拠</p> <p>a 組織再編成対象会社の有価証券の所有者に割り当てられる有価証券の種類及び数又は算定方法(以下本様式において「組織再編成に係る割当ての内容」という。)及び組織再編成に係る割当ての内容の算定根拠を具体的に記載すること。</p>	
---	--

- また、組織再編成対象会社が発行者である有価証券の種類に応じて割当ての内容に差を設ける場合について、組織再編成に係る割当て内容を異にすることとした考え方等の内容を具体的に記載すること。
- h 組織再編成当事会社が、組織再編成に係る有価証券の割当ての内容を決定する際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて割当ての内容を決定するに至った経緯を記載すること。なお、組織再編成当事会社が共通支配下関係（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第3号に規定する共通支配下関係をいう。）にあるときは、組織再編成対象会社の発行する有価証券の所有者の利益を書さないように留意した事項（当該事項がない場合にあつては、その旨）を記載すること。
- c 公開買付者である提出会社及び公開買付者でない提出会社（以下「公開買付けに係る提出会社」という。）は、公開買付届出書中「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」欄に記載された事項を記載すること。
- (5) 組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によつて発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けによつて発行（交付）される有価証券との相違）
- a 組織再編成対象会社が発行者である有価証券に関する権利と第一部に記載される有価証券に関する権利との重要な相違事項（例えば、有価証券に係る配当、残余財産の分配、有価証券の買受け、議決権を行使することができる事項、有価証券の処分に関する制限等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- b 公開買付けに係る提出会社は、公開買付けの対象となつている有価証券に関する権利と第一部に記載される有価証券に関する権利との重要な相違事項（例えば、有価証券に係る配当、残余財産の分配、有価証券の買受け、議決権を行使することができる事項、有価証券の処分に関する制限等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (6) 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利
- a 組織再編成対象会社の発行する証券保有者が、組織再編成に関して有する権利（有価証券の買取請求権、議決権の行使の方法、組織再編成によつて発行（交付）される有価証券の受取方法）について、当該権利行使の方法等について分かりやすく記載すること。
- b 公開買付けに係る提出会社は、記載を要しない。
- (7) 組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）
- a 組織再編成に関する手続（組織再編成に閉じ会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要、当該書類の閲覧方法、株主総会等の組織再編成に係る手続の方法、日程、組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して有価証券の買取請求権の行使方法（当該権利がない場合にあつては、その旨）等）を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- b 公開買付けに係る提出会社は、公開買付けに関する手続について、公開買付届出書中「第1 公開買付要項」の「7 応募及び契約の解除の方法」、「10 決済の方法」及び「11 その他買付け等の条件及び方法」欄に記載された事項を記載すること。
- (8) 総合財務情報
- a 提出会社が、特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に関して本届出書を提出する場

合には、組織再編成対象会社（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときは各新設分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときは各株式移転完全子会社をいう。）及び提出会社について、最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度）に係る主要な経営指標等（以下(8)において「主要な経営指標等」という。）を第二号様式記載上の注意(25)のaの①から⑥まで（連結財務諸表を作成していない場合には、同記載上の注意(25)のbの①から①まで）に掲げる主要な経営指標等を同記載上の注意に準じて記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該組織再編成後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。

なお、組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。

組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。

h 提出会社が、公開買付けに関して本届出書を提出する場合には、提出会社（提出会社が公開買付者でない場合には、当該公開買付者である会社をいう。以下この号において同じ。）及び当該公開買付けの対象者について最近事業年度に係る主要な経営指標等を第二号様式記載上の注意(25)に準じて記載すること。

(9) 発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）

2 最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度）において、組織再編成対象会社（その関係会社を含む。以下この記載上の注意において同じ。）と組織再編成当委員会（その関係会社を含む。組織再編成当委員会が提出会社でない場合には、提出会社及びその関係会社も含む。以下この記載上の注意において同じ。）の間において、吸収合併、新設合併、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受け、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割が行われることが、組織再編成当委員会の業務執行を決定する機関により決定された場合には、第二号様式記載上の注意(33)に準じて記載すること（組織再編成当委員会（組織再編成当委員会が提出会社以外の会社である場合には、当該会社をいう。）が組織再編成対象会社と締結する組織再編成に係る契約を除く。）。

b 組織再編成対象会社と組織再編成当委員会において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。

c 公開買付けに係る提出会社が、本届出書を提出する場合には、公開買付けに係る提出会社と当該提出会社に係る公開買付けに係る対象者（その関係会社を含む。）との間で締結された契約について、上記a及びbに準じて記載すること。ただし、公開買付届出書中「第4 公開買付者と対象者との取引等」に記載している事項がある場合には、記載を省略することができる。

(10) 組織再編成対象会社情報

a 組織再編成対象会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。

b 当該届出書の提出日において既に提出されている組織再編成対象会社の直近の有価証券報告書及び

<p> <u>び</u>その添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書若しくは半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。 <u>c</u> 「<u>臨時報告書</u>」については、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。 <u>d</u> 「<u>訂正報告書</u>」については、当該訂正報告書が、有価証券報告書、四半期報告書若しくは半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。 </p>	
--	--

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案

現行

<p>第二号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【会社名】</p> <p>【英訳名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【最寄りの連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）金額】</p> <p>【総覧に供する場所】</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【募集要項】</p> <p>1【新規発行株式】</p> <table border="1" data-bbox="491 185 568 1016"> <tr> <td>種類</td> <td>発行数</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>2【募集の方法】</p> <table border="1" data-bbox="223 185 456 1016"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発行数</th> <th>発行価額の総額（円）</th> <th>資本組入額の総額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入札方式のうち入札による募集</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入札方式のうち入札によらない募集</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブックビルディング方式</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計（総発行株式）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3【募集の条件】</p> <p>(1)【入札方式】</p> <p>【入札による募集】</p>	種類	発行数			区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）	入札方式のうち入札による募集				入札方式のうち入札によらない募集				ブックビルディング方式				計（総発行株式）				<p>(新設)</p>
種類	発行数																								
区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）																						
入札方式のうち入札による募集																									
入札方式のうち入札によらない募集																									
ブックビルディング方式																									
計（総発行株式）																									

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	入札 申込日	入札日	申込証拠金 (円)	払込期日
-------------	--------------	------------	-----------	-----	--------------	------

イ【入札申込取扱場所】

ロ【払込取扱場所】

店名	所在地
----	-----

【入札によらない募集】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
-------------	--------------	--------	------	--------------	------

イ【申込取扱場所】

店名	所在地
----	-----

ロ【払込取扱場所】

店名	所在地
----	-----

(2)【ツックビルディング方式】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
-------------	--------------	--------	------	--------------	------

【申込取扱場所】

店名	所在地
----	-----

【払込取扱場所】

店名	所在地
----	-----

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は 名称	住所	引受株式数	引受けの条件
計			

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
-------------	---------------	-------------

(2) 【手取金の使途】

第2 【売出要項】

1 【売出株式】

種類	売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札による売出し		
	入札方式のうち入札によらない売出し		
	ブックビルディング方式		
	社(総売出株式)		

2 【売出しの条件】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

売出価格 (円)	入札最低価格 (円)	申込株数単位	入札申込日	入札日	申込証拠金 (円)

【入札によらない売出し】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	売出しの委託を受けたる者の住所及び氏名又は名称	売出しの委託契約の内容

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	売出しの委託を受けたる者の住所及び氏名又は名称	売出しの委託契約の内容

第3 【その他の記載事項】

第二部 【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1 【組織再編成（公開買付け）の概要】

- 1 【組織再編成（公開買付け）の目的等】
- 2 【組織再編成（公開買付け）の当事会社の概要】
- 3 【組織再編成（公開買付け）に係る契約】
- 4 【組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠】
- 5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違）】

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

7【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】

第2【総合財務情報】

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

2【沿革】

3【事業の内容】

4【関係会社の状況】

5【従業員の状況】

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

2【生産、受注及び販売の状況】

3【対処すべき課題】

4【事業等のリスク】

5【経営上の重要な契約等】

6【研究開発活動】

7【財政状態及び経営成績の分析】

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

2【主要な設備の状況】

3【設備の新設、除却等の計画】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
社	

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
社		
社		

(2) 【新株予約権等の状況】

区分	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) 【ライツプランの内容】

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株 式総数 高(株)	資本金増 減額(円)	資本金残 高(円)	資本準備 金増減額 (円)	資本準備 金残高(円)

【所有者別状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)						単 元 未 満 株 の 状 況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融 機関	金融 商品 取引 業者	その 他の 法人	外 国 法 人 等	個 人 の 計	
株主数(人)					個人 以外	個人	-
所有株式数 (単元)							
所有株式数 の割合(%)							100
							-

【議決権の状況】

【発行済株式】

年 月 日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		-	
議決権制限株式(自己株式等)		-	
議決権制限株式(その他)		-	
完全議決権株式(自己株式等)		-	
完全議決権株式(その他)		-	
単元未満株式		-	
発行済株式総数		-	
総株主の議決権	-	-	

【自己株式等】

年 月 日現在

所有者の氏 名又は名称	所有者の 住所	自己名義所 有株式数 (株)	他人名義所 有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 (%)

計	-		
(7) 【ストックオプション制度の内容】			
決議年月日			
付与対象者の区分及び人数			
新株予約権の目的となる株式の種類			
株式の数			
新株予約権の行使時の払込金額			
新株予約権の行使期間			
新株予約権の行使の条件			
新株予約権の譲渡に関する事項			
代用払込みに関する事項			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項			

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額 (円)
株主総会(年 月 日)での決議状況 (取得期間 年 月 日～ 年 月 日)		
最近事業年度における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 (年 月 日～ 年 月 日)		
残存授権株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
最近期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額 (円)
取締役会(年 月 日)での決議状況 (取得期間 年 月 日～ 年 月 日)		
最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 (年 月 日～ 年 月 日)		
残存決議株式の総数及び価額の総額		

最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)	
最近期間における取得自己株式 提出日現在の未行使割合(%)	

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移動を行った取得自己株式				
その他 ()				
保有自己株式数		-		-

3 【配当政策】

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次				
決算年月				
最高(円)				
最低(円)				

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別				
最高(円)				
最低(円)				

5 【役員状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)

社				

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

【連結損益計算書】

【連結株主資本等変動計算書】

【連結キャッシュ・フロー計算書】

【連結附属明細表】

(2)【その他】

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

【キャッシュ・フロー計算書】

【附属明細表】

(2)【主な資産及び負債の内容】

(3)【その他】

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	月 日から 月 日まで
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月 日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料 単元未満株式の買取り 取扱場所	

株主名簿管理人 取次所 買取手数料 公告掲載方法 株主に対する特典	
---	--

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

2【その他の参考情報】

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び運動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

2【損益計算書】

3【株主資本等変動計算書】

4【キャッシュ・フロー計算書】

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

—【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日 財務

（支）局長に提出

—【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期（第 期中）（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成

年 月 日 財務（支）局長に提出

—【臨時報告書】

—の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成 年 月 日）までに、臨時報告書を平

成 年 月 日に 財務（支）局長に提出

—【訂正報告書】

訂正報告書（上記 _____ の訂正報告書）を平成 年 月 日に 財務（支）局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

名称 _____

(所在地) _____

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動日	移動前 所有者 の氏名 又は名 称	移動 前住所	移動前 所有者 の氏名 又は名 称	移動後 所有者 の氏名 又は名 称	移動後 所有者 の住所	移動後 提出 会社と の関係等	移 動 株 数 (株)	価 格 (単価) (円)	移 動 理 由

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権	新株予約権付社債
発行年月日			
種類			
発行数			
発行価格			
資本組入額			
発行価額の総額			
資本組入額の総額			
発行方法			
保有期間等に関する確約			

2【取得者の概況】

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係

3【取得者の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計		-	

(記載上の注意)

「第二部 組織再編成(公開買付け)」に関する情報、及び「第五部 組織再編成対象会社情報」については、第二号の六様式の記載上の注意に、それ以外の項目については、第二号の四様式の記載上の注意に準じて記載すること。

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案

現行

<p>第三号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 金融商品取引法第24条第1項 【根拠条文】 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1～第3 (略)</p> <p>第4【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1)【株式の総数等】(17) (略)</p> <p>【発行済株式】</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>事業年度末現在発行数 (株) (年月日)</th> <th>提出日現在発行数(株) (年月日)</th> <th>上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2)【新株予約権等の状況】(17-2)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>事業年度末現在 (年月日)</td> <td>提出日の前月末現在 (年月日)</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権のうち自己新株予約権の数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種類	事業年度末現在発行数 (株) (年月日)	提出日現在発行数(株) (年月日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容						計						事業年度末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)	新株予約権の数			新株予約権のうち自己新株予約権の数			新株予約権の目的となる株式の種類			新株予約権の目的となる株式の数			新株予約権の行使時の払込金額			新株予約権の行使期間			新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額			新株予約権の行使の条件			<p>第三号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 証券取引法第24条第1項 【根拠条文】 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1～第3 (略)</p> <p>第4【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1)【株式の総数等】(17) (略)</p> <p>【発行済株式】</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>事業年度末現在発行数 (株) (年月日)</th> <th>提出日現在発行数(株) (年月日)</th> <th>上場証券取引所名又は登録証券業協会名</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2)【新株予約権等の状況】(17-2)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>事業年度末現在 (年月日)</td> <td>提出日の前月末現在 (年月日)</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権のうち自己新株予約権の数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種類	事業年度末現在発行数 (株) (年月日)	提出日現在発行数(株) (年月日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容						計						事業年度末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)	新株予約権の数			新株予約権のうち自己新株予約権の数			新株予約権の目的となる株式の種類			新株予約権の目的となる株式の数			新株予約権の行使時の払込金額			新株予約権の行使期間			新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額			新株予約権の行使の条件		
種類	事業年度末現在発行数 (株) (年月日)	提出日現在発行数(株) (年月日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容																																																																																	
計																																																																																					
	事業年度末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)																																																																																			
新株予約権の数																																																																																					
新株予約権のうち自己新株予約権の数																																																																																					
新株予約権の目的となる株式の種類																																																																																					
新株予約権の目的となる株式の数																																																																																					
新株予約権の行使時の払込金額																																																																																					
新株予約権の行使期間																																																																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																																																					
新株予約権の行使の条件																																																																																					
種類	事業年度末現在発行数 (株) (年月日)	提出日現在発行数(株) (年月日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容																																																																																	
計																																																																																					
	事業年度末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)																																																																																			
新株予約権の数																																																																																					
新株予約権のうち自己新株予約権の数																																																																																					
新株予約権の目的となる株式の種類																																																																																					
新株予約権の目的となる株式の数																																																																																					
新株予約権の行使時の払込金額																																																																																					
新株予約権の行使期間																																																																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																																																					
新株予約権の行使の条件																																																																																					

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3)・(4) (略)

(5) 【所有者別状況】(19) 年月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数)					株	計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金 融 商 品 取 引 所 其 他 の 法 人	外国法人等個人以外	個人その他			
株主数(人)								-
所有株式数(単元)								-
所有株式数の割合(%)							100	-

(6)・(7) (略)

(8) 【ストックオプション制度の内容】(22)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

2～6 (略)

第5～第7 (略)

【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 (略)

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(51)

(1) 【保証会社が提出した書類】

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3)・(4) (略)

(5) 【所有者別状況】(19) 年月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数)					株	計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社の法人	外国法人等個人以外	個人その他			
株主数(人)								-
所有株式数(単元)								-
所有株式数の割合(%)							100	-

(6)・(7) (略)

(8) 【ストックオプション制度の内容】(22)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

2～6 (略)

第5～第7 (略)

【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 (略)

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(51)

(1) 【保証会社が提出した書類】

<p>【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) (2) (略) 3 (略) 第2・第3 (略) (記載上の注意) (略) (1)～(17) (略) (17-2) 新株予約権等の状況 <ul style="list-style-type: none"> a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当事業年度の末日並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。 b～d (略) e 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。 f (略) (17-3)～(20) (略) (21) 議決権の状況 <ul style="list-style-type: none"> a～h (略) i 当事業年度の開始日から報告書の提出日までの間に、保有期間等に関する確約を取得者等との間で締結している株式(当該株式の発行時において、既に金融商品取引所に発行株式が上場されている会社又は認可金融商品取引業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社)にあつては、当該株式の発行価額の総額が1億円以上のものに限る。)について当該取得者により移動(譲受けを除く。)が行われた場合には、移動年月日、移動前所有者、移動後所有者、移動内容、移動理由等について、第二号の四様式第四部第2の3「取得者の株式等の移動状況」に準じて記載すること。 (22)～(38) (略) (39) その他 <ul style="list-style-type: none"> a (略) b 第二号様式記載上の注意(60)のcに準じて記載すること。 c (略) (40)～(46) (略) (47) その他 	<p>【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) (2) (略) 3 (略) 第2・第3 (略) (記載上の注意) (略) (1)～(17) (略) (17-2) 新株予約権等の状況 <ul style="list-style-type: none"> a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当事業年度の末日並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。 b～d (略) e 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。 f (略) (17-3)～(20) (略) (21) 議決権の状況 <ul style="list-style-type: none"> a～h (略) i 当事業年度の開始日から報告書の提出日までの間に、保有期間等に関する確約を取得者等との間で締結している株式(当該株式の発行時において、既に証券取引所に発行株式が上場されている会社又は証券業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社)にあつては、当該株式の発行価額の総額が1億円以上のものに限る。)について当該取得者により移動(譲受けを除く。)が行われた場合には、移動年月日、移動前所有者、移動後所有者、移動内容、移動理由等について、第二号の四様式第四部第2の3「取得者の株式等の移動状況」に準じて記載すること。 (22)～(38) (略) (39) その他 <ul style="list-style-type: none"> a (略) (新設) 上 (略) (40)～(46) (略) (47) その他
---	---

<p>a (略)</p> <p>b <u>第二号様式記載上の注意(68)のdに準じて記載すること。</u></p> <p>c (略)</p> <p>(48)・(49) (略)</p> <p>(49-2) その他の参考情報</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 訂正報告書が当該書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、報告書、<u>四半期報告書</u>、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを併せて記載すること。</p> <p>(50) 保証の対象となつている社債（短期社債を除く。） 提出会社の発行している社債（法第24条第1項第1号から第3号までに掲げる有価証券に該当するものに限り、短期社債を除く。以下「公募社債等」という。）のうち、保証の対象となつているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等（以下「振替社債等」という。）の総額、償還額、提出会社の当事業年度末現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。</p> <p>(51) 継続開示会社たる保証会社に関する事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。</p> <p>なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る<u>四半期報告書</u>又は<u>半期報告書</u>が本報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。</p> <p>c (略)</p> <p>d 「<u>訂正報告書</u>」については、当該訂正報告書が、報告書、<u>四半期報告書</u>、<u>半期報告書</u>又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p> <p>(52) (略)</p> <p>(53) 保証会社以外の会社の情報</p>	<p>a (略)</p> <p>(新設)</p> <p>b (略)</p> <p>(48)・(49) (略)</p> <p>(49-2) その他の参考情報</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 訂正報告書が当該書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、報告書、<u>半期報告書</u>又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを併せて記載すること。</p> <p>(50) 保証の対象となつている社債（短期社債を除く。） 提出会社の発行している社債（法第24条第1項第1号から第3号までに掲げる有価証券に該当するものに限り、短期社債を除く。以下「公募社債等」という。）のうち、保証の対象となつているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等（以下「振替社債等」という。）の総額、償還額、提出会社の当事業年度末現在の未償還額及び上場証券取引所又は登録証券業協会名を記載すること。</p> <p>(51) 継続開示会社たる保証会社に関する事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。</p> <p>なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。</p> <p>c (略)</p> <p>d 「<u>訂正報告書</u>」については、当該訂正報告書が、報告書、<u>半期報告書</u>又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p> <p>(52) (略)</p> <p>(53) 保証会社以外の会社の情報</p>
<p>a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売出価額の総額、<u>上場金融商品取引所</u>又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。</p>	<p>a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売出価額の総額、<u>上場証券取引所</u>又は登録証券業協会名等を記載すること。</p>

<p>b・c (略)</p> <p>(54) (略)</p> <p>(55) 読替え</p> <p>a (略)</p> <p>(別る)</p> <p>(別る)</p> <p>b 提出者が、学校法人等である場合には、本様式中「本店の所在地」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「企業」とあるのは「学校法人等」と、<u>「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。</u></p> <p>(56) (略)</p> <p>(57) <u>学校法人等の特例</u> 提出者が、学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」及び「7 財政状態及び経営成績の分析」の項目については、<u>第二号様式記載上の注意(80)に準じて記載すること。</u></p>	<p>b・c (略)</p> <p>(54) (略)</p> <p>(55) 読替え</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出者が、<u>法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第四号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在地」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「企業」とあるのは「組合」と、「従業員」とあるのは「組合員」と、「会社」とあるのは「組合」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本金」とあるのは「出資金」と、「株主数」とあるのは「組合員数」と、「大株主」とあるのは「主要な組合員」と読み替えて記載すること。</u></p> <p>c 提出者が、<u>法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第6号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(56) (略)</p> <p>(新設)</p>
--	---

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案

現行

<p>第三号の二様式 【表紙】 【提出書類】 【根拠条文】</p> <p>有価証券報告書 金融商品取引法第24条第1項及び第2項 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1【企業の概況】 1～3 (略) 4【株式等の状況】(7) (1)【株式の総数等】 (略)</p> <p>【発行済株式】</p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>事業年度未現在発行数 (株) (年月日)</td> <td>提出日現在発行数 (株) (年月日)</td> <td>上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名</td> <td>内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>(2)【新株予約権等の状況】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>事業年度未現在 (年月日)</td> <td>提出日の前月末現在 (年月日)</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権のうち自己新株予 約権の数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式 の種類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式 の数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金 額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種類	事業年度未現在発行数 (株) (年月日)	提出日現在発行数 (株) (年月日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容											計			-	-		事業年度未現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)	新株予約権の数			新株予約権のうち自己新株予 約権の数			新株予約権の目的となる株式 の種類			新株予約権の目的となる株式 の数			新株予約権の行使時の払込金 額			新株予約権の行使期間			<p>第三号の二様式 【表紙】 【提出書類】 【根拠条文】</p> <p>有価証券報告書 証券取引法第24条第1項及び第2項 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1【企業の概況】 1～3 (略) 4【株式等の状況】(7) (1)【株式の総数等】 (略)</p> <p>【発行済株式】</p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>事業年度未現在発行数 (株) (年月日)</td> <td>提出日現在発行数 (株) (年月日)</td> <td>上場証券取引所名 又は登録証券業協 会名</td> <td>内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>(2)【新株予約権等の状況】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>事業年度未現在 (年月日)</td> <td>提出日の前月末現在 (年月日)</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権のうち自己新株予 約権の数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式 の種類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式 の数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金 額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種類	事業年度未現在発行数 (株) (年月日)	提出日現在発行数 (株) (年月日)	上場証券取引所名 又は登録証券業協 会名	内容											計			-	-		事業年度未現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)	新株予約権の数			新株予約権のうち自己新株予 約権の数			新株予約権の目的となる株式 の種類			新株予約権の目的となる株式 の数			新株予約権の行使時の払込金 額			新株予約権の行使期間		
種類	事業年度未現在発行数 (株) (年月日)	提出日現在発行数 (株) (年月日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容																																																																															
計			-	-																																																																															
	事業年度未現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)																																																																																	
新株予約権の数																																																																																			
新株予約権のうち自己新株予 約権の数																																																																																			
新株予約権の目的となる株式 の種類																																																																																			
新株予約権の目的となる株式 の数																																																																																			
新株予約権の行使時の払込金 額																																																																																			
新株予約権の行使期間																																																																																			
種類	事業年度未現在発行数 (株) (年月日)	提出日現在発行数 (株) (年月日)	上場証券取引所名 又は登録証券業協 会名	内容																																																																															
計			-	-																																																																															
	事業年度未現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)																																																																																	
新株予約権の数																																																																																			
新株予約権のうち自己新株予 約権の数																																																																																			
新株予約権の目的となる株式 の種類																																																																																			
新株予約権の目的となる株式 の数																																																																																			
新株予約権の行使時の払込金 額																																																																																			
新株予約権の行使期間																																																																																			

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3)・(4) (略)

(5) 【所有者別状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数）					単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	外国法人等個人以外	個人その他	
株主数（人）						-
所有株式数（単元）						
所有株式数の割合（%）						100

(6)・(7) (略)

(8) 【ス Tô ッ ク オ フ シ ョ ン 制 度 の 内 容】 (8)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事	

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3)・(4) (略)

(5) 【所有者別状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数）					単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	外国法人等個人以外	個人その他	
株主数（人）						-
所有株式数（単元）						
所有株式数の割合（%）						100

(6)・(7) (略)

(8) 【ス Tô ッ ク オ フ シ ョ ン 制 度 の 内 容】 (8)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事	

<p>項</p> <p>代用払込みに関する事項</p> <p>組織再編成行爲に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>項</p> <p>代用払込みに関する事項</p> <p>組織再編成行爲に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>
<p>5～9 (略)</p> <p>第2～第6 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>第三部【提出会社の保証会社等の情報】</p> <p>第1【保証会社情報】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(34)</p> <p>(1)【保証会社が提出した書類】</p> <p>【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支)局長に提出</p> <p>・ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>以下の規定により第二号様式及び第二号の五様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、第二号様式及び第二号の五様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当事業年度末」と、「最近5事業年度」とあるのは「当事業年度の前4事業年度及び当事業年度」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。</p> <p>(1)～(37) (略)</p> <p>(38) 読替え</p> <p>a (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>5～9 (略)</p> <p>第2～第6 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>第三部【提出会社の保証会社等の情報】</p> <p>第1【保証会社情報】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(34)</p> <p>(1)【保証会社が提出した書類】</p> <p>【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支)局長に提出</p> <p>・ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>以下の規定により第二号様式及び第二号の五様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、第二号様式及び第二号の五様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当事業年度末」と、「最近5事業年度」とあるのは「当事業年度の前4事業年度及び当事業年度」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。</p> <p>(1)～(37) (略)</p> <p>(38) 読替え</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出者が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる回項第4号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「<u>組合の名称</u>」と、「本店の所在の場所」とあるのは「<u>組合の事務所の所在地</u>」と、「企業」とあるのは「<u>組合</u>」と、「従業員」とあるのは「<u>組合員</u>」と、「会社」とあるのは「<u>組合</u>」と、「株式」とあるのは「<u>組合出資持分</u>」と、「資本金」とあるのは「<u>出資金</u>」と、「株主数」とあるのは「<u>組合員数</u>」と、「大株主」とあるのは「<u>主要な組合員</u>」と読み替えて記載すること。</p>

<p>(削る)</p> <p>ロ 提出者が、学校法人等である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「企業」とあるのは「学校法人等」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。</p> <p>(39) (略)</p> <p>(40) <u>学校法人等の特例</u> 提出者が、学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」及び「7 財政状態及び経営成績の分析」の項目については、第二号様式記載上の注意(80)に準じて記載すること。</p>	<p>シ 提出者が、<u>法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる回項第6号に掲げる権利の発行者</u>である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(39) (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案

現行

<p>第四号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【根拠条文】</p> <p>有価証券報告書 金融商品取引法第24条第3項 (略)</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4【提出会社の状況】</p> <p>1【株式等の状況】</p> <p>(1)【株式の総数等】 (略)</p> <p>【発行済株式】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>種類</td> <td>事業年度末現在発行数 (株) (年 月 日)</td> <td>提出日現在発行数(株) (年 月 日)</td> <td>上場金融 商品取引 所名又は 登録認可 金融商品 取引業協 会名</td> <td>内容</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>(2)【新株予約権等の状況】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td>事業年度末現在 (年 月 日)</td> <td>提出日の前月末現在 (年 月 日)</td> </tr> <tr> <td>新株予約権のうち自己新 株予約権の数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる 株式の種類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる 株式の数</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種類	事業年度末現在発行数 (株) (年 月 日)	提出日現在発行数(株) (年 月 日)	上場金融 商品取引 所名又は 登録認可 金融商品 取引業協 会名	内容	計			-	-	新株予約権の数	事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)	新株予約権のうち自己新 株予約権の数			新株予約権の目的となる 株式の種類			新株予約権の目的となる 株式の数			<p>第四号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【根拠条文】</p> <p>有価証券報告書 証券取引法第24条第3項 (略)</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4【提出会社の状況】</p> <p>1【株式等の状況】</p> <p>(1)【株式の総数等】 (略)</p> <p>【発行済株式】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>種類</td> <td>事業年度末現在発行数 (株) (年 月 日)</td> <td>提出日現在発行数(株) (年 月 日)</td> <td>上場証券 取引所名 又は登録 証券業協 会名</td> <td>内容</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>(2)【新株予約権等の状況】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td>事業年度末現在 (年 月 日)</td> <td>提出日の前月末現在 (年 月 日)</td> </tr> <tr> <td>新株予約権のうち自己新 株予約権の数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる 株式の種類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる 株式の数</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種類	事業年度末現在発行数 (株) (年 月 日)	提出日現在発行数(株) (年 月 日)	上場証券 取引所名 又は登録 証券業協 会名	内容	計			-	-	新株予約権の数	事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)	新株予約権のうち自己新 株予約権の数			新株予約権の目的となる 株式の種類			新株予約権の目的となる 株式の数		
種類	事業年度末現在発行数 (株) (年 月 日)	提出日現在発行数(株) (年 月 日)	上場金融 商品取引 所名又は 登録認可 金融商品 取引業協 会名	内容																																									
計			-	-																																									
新株予約権の数	事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)																																											
新株予約権のうち自己新 株予約権の数																																													
新株予約権の目的となる 株式の種類																																													
新株予約権の目的となる 株式の数																																													
種類	事業年度末現在発行数 (株) (年 月 日)	提出日現在発行数(株) (年 月 日)	上場証券 取引所名 又は登録 証券業協 会名	内容																																									
計			-	-																																									
新株予約権の数	事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)																																											
新株予約権のうち自己新 株予約権の数																																													
新株予約権の目的となる 株式の種類																																													
新株予約権の目的となる 株式の数																																													

新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3)・(4) (略)

(5) 【所有者別状況】

年月日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数）					単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他個人以外	個人その他	
株主数（人）						-
所有株式数（単元）						-
所有株式数の割合（%）						100

(6) (略)

(7) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	

新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3)・(4) (略)

(5) 【所有者別状況】

年月日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数）					単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他個人以外	個人その他	
株主数（人）						-
所有株式数（単元）						-
所有株式数の割合（%）						100

(6) (略)

(7) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	

新株予約権の行使期間		新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件		新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項		代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
2～5 (略)		2～5 (略)	
第5～第8 (略)		第5～第8 (略)	
第二部 (略)		第二部 (略)	
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
(略)		(略)	

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案

現行

<p>第四号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【根拠条文】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【会社名】(2)</p> <p>【英訳名】</p> <p>【代表者の役職氏名】(3)</p> <p>【最高財務責任者の役職氏名】(4)</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【総覧に供する場所】(5)</p> <p>1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】(6)</p> <p>2 【特記事項】(7)</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p> a 記載事項及び記載上の注意で、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。</p> <p> b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、確認書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。</p> <p>(2) 会社名</p> <p> 提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。</p> <p>(3) 代表者の役職氏名</p> <p> 法第27条の30の5第1項の規定により確認書を書面で提出する場合には、併せて代表者が自署し、かつ、自己の印を押印すること。</p> <p>(4) 最高財務責任者の役職氏名</p> <p> 会社が、財務報告に関し、代表者に準ずる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名を記載する。</p> <p> 法第27条の30の5第1項の規定により確認書を書面で提出する場合には、併せて最高財務責任者が自署し、かつ、自己の印を押印すること。</p> <p>(5) 総覧に供する場所</p> <p> 公衆の総覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。</p> <p>(6) 有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項</p>	<p>(新設)</p>
---	-------------

<p>a 確認した有価証券報告書の事業年度を記載すること。なお、有価証券報告書の訂正報告書を確認した場合には、その旨を明記すること。</p> <p>b 代表者及び最高財務責任者(会社が(4)にいう最高財務責任者を定めている場合に限る。)が有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載すること。</p> <p>c 確認を行った記載内容の範囲が限定されている場合には、その旨及びその理由を記載すること。</p> <p>(7) 特記事項 確認について特記すべき事項がある場合には、その旨及びその内容を記載すること。</p> <p>(8) 誤謬 a 提出者が、四半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「四半期会計期間」と読み替えて記載すること。</p> <p>b 提出者が、半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と読み替えて記載すること。</p>	
---	--

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案

現行

<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【根拠条文】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【四半期会計期間】</p> <p>【会社名】(2)</p> <p>【英訳名】</p> <p>【代表者の役職氏名】(3)</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【最寄りの連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【総覧に供する場所】(4)</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1【企業の概況】</p> <p>1【主要な経営指標等の推移】(5)</p> <p>2【事業の内容】(6)</p> <p>3【関係会社の状況】(7)</p> <p>4【従業員の状況】(8)</p> <p>第2【事業の状況】</p> <p>1【生産、受注及び販売の状況】(9)</p> <p>2【経営上の重要な契約等】(10)</p> <p>3【財政状態及び経営成績の分析】(11)</p> <p>第4【提出会社の状況】</p> <p>1【株式等の状況】</p> <p>(1)【株式の総数等】(13)</p> <p>【株式の総数】</p>	<p>(新設)</p>
---	-------------

議決権制限株式(自己株式等)		-		
議決権制限株式(その他)				
完全議決権株式(自己株式等)		-		
完全議決権株式(その他)				
単元未満株式		-		
発行済株式総数		-		-
総株主の議決権		-		-

【自己株式等】

年 月 日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式 数 (株)	他人名義 所有株式 数 (株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計		-			

2 【株価の推移】(19)

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月 別									
最高(円)									
最低(円)									

3 【役員状況】(20)

第5 【経理の状況】(21)

1 【四半期連結財務諸表】(22)

(1) 【四半期連結貸借対照表】(23)

(2) 【四半期連結損益計算書】(24)

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】(25)

2 【その他】(26)

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 【保証の対象となっている社債】(33)

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(34)

(1) 【保証会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務

(支) 局長に提出

【臨時報告書】

<p>の書類の提出後、本四半期報告書提出日（平成 年 月 日）までに、臨時報告書を平成 年 月 日に 財務（支）局長に提出</p> <p>【訂正報告書】 訂正報告書（上記 の訂正報告書）を平成 年 月 日に 財務（支）局長に提出</p> <p>(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】 名称 (所在地)</p> <p>3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】(35)</p> <p>第2 【保証会社以外の会社の情報】(36)</p> <p>1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】</p> <p>2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】</p> <p>3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】</p> <p>第3 【指数等の情報】(37)</p> <p>1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】</p> <p>2 【当該指数等の推移】 (記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、四半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。</p> <p>b 「第一部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。</p> <p>c 四半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないう注意しなければならない。</p> <p>d この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第41項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</p> <p>e この様式において、「四半期連結累計期間」とは、四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいい、「四半期累計期間」とは、同条第6号に規定する四半期累計期間をいう。</p> <p>(2) 会社名 提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。</p> <p>(3) 代表者の役職氏名 法第27条の30の5第1項の規定により四半期報告書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。</p>	
--	--

<p>(4) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。</p>	
<p>(5) 主要な経営指標等の推移</p> <p>2 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第17条の6第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）であつて、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間（当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下この様式において「第1四半期連結会計期間」という。）の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間、当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。）及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間（以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(a)、(f)、(g)、(h)、(d)及び(e)については、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間の末日に係るものを記載し、(b)、(c)及び(e)については、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。</p>	
<p>(a) 売上高</p> <p>(b) 経常利益金額又は経常損失金額</p> <p>(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額</p> <p>(d) 当期純利益金額又は当期純損失金額</p> <p>(e) 純資産額</p> <p>(f) 総資産額</p> <p>(g) 1株当たり純資産額（四半期連結財務諸表規則第59条及び連結財務諸表規則第44条の2の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）</p> <p>(h) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）</p> <p>2</p> <p>(i) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）</p> <p>(j) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額（四半期連結財務諸表規則第78条第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額をいう。）</p> <p>(k) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の2第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）</p> <p>(l) 自己資本比率（四半期連結会計期間に係るものにあつては、四半期連結会計期間に係る純資産額から四半期連結財務諸表規則第57条の規定による新株予約権の金額及び四半期連結財務諸表規則第58条に規定する少数株主持分の金額を控除した額を当該四半期連結会計期間に係る純資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸</p>	

表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。

2)

- ㉔) 営業活動によるキャッシュ・フロー
- ㉕) 投資活動によるキャッシュ・フロー
- ㉖) 財務活動によるキャッシュ・フロー
- ㉗) 現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高
- ㉘) 従業員数

㉙) 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社であつて、当四半期会計期間が第2四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間（以下この様式において「第1四半期会計期間」という。）の翌四半期会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、提出会社の当四半期会計期間及び当四半期累計期間、当四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間（以下この様式において「前年同四半期会計期間」という。）及び当四半期累計期間に対応する前年の四半期累計期間（以下この様式において「前年同四半期累計期間」という。）並びに最近事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(f)、(g)、(h)、(i)、(j)、(k)、(l)及び(m)については、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載し、(g)、(r)及び(s)については、当四半期累計期間及び前年同四半期累計期間並びに最近事業年度に係るものを記載すること。

- (a) 売上高
- (b) 経常利益金額又は経常損失金額
- (c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額
- (d) 当期純利益金額又は当期純損失金額
- (e) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（四半期財務諸表等規則第12条の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）
- (f) 資本金
- (g) 発行済株式総数
- (h) 純資産額
- (i) 総資産額
- (j) 1株当たり純資産額（四半期財務諸表等規則第52条及び財務諸表等規則第68条の4の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）
- (k) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）
- (l) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の5の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）
- (m) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額（四半期財務諸表等規則第70条第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額をいう。）
- (n) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（財務諸表等規則第95条の5の2第2項に規定する

<p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。)</p> <p>① 1株当たり配当額(会社法第453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当(同法第454条第5項に規定する中間配当の金額を含む。)をいう。)</p> <p>② 自己資本比率(四半期会計期間に係るものにあつては、四半期会計期間に係る純資産額から四半期財務諸表等規則第51条の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該四半期会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第58条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。)</p> <p>④ 営業活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>⑤ 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>⑥ 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>⑦ 現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高</p> <p>⑧ 従業員数</p> <p>⑨ 提出会社が特定事業会社であつて、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間(中間連結財務諸表を作成していない場合は、第2四半期会計期間)である場合には、第五号株式の記載上の注意(4)に準じて記載すること。</p> <p>(6) 事業の内容</p> <p>当四半期連結会計期間において、提出会社及び提出会社の親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社(以下この様式において「関係会社」という。)において営まれてい事業の内容について、重要な変更があつた場合には、その内容を記載すること。</p> <p>なお、事業の種類別セグメントの区分ごとに、当該事業に携わつてい主要な関係会社に異動があつた場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(7) 関係会社の状況</p> <p>a 当四半期連結会計期間において、提出会社の関係会社(重要性の乏しい関係会社を除く、以下この号において同じ。)に異動があつた場合には、その内容を記載すること。</p> <p>また、新たに提出会社の関係会社となつた会社等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう、以下同じ。)については、当該関係会社の名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容(例えば、役員兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。)について記載すること。</p> <p>なお、四半期連結財務諸表を作成していない場合には、当四半期会計期間における提出会社の関係会社の異動の状況について、これに準じて記載すること。</p> <p>b 住所については、市町村(政令指定都市にあつては区)程度の記載で差し支えない。また、主要な事業の内容については、事業の種類別セグメントの名称を記載することと差し支えない。</p> <p>③ 関係会社の議決権に対する提出会社の所有割合については、提出会社の他の子会社による間接所有の議決権がある場合には、当該関係会社の議決権の総数に対する提出会社及び当該他の子会社が所有する当該関係会社の議決権の合計の割合を記載するとともに、間接所有の議決権の合計の割合</p>	
---	--

を内書きとして記載すること。

d 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が存在することにより、新たに子会社又は関連会社として判定された会社等がある場合には、これらの者が所有する議決権の割合を併せて記載すること。

e 新たに関係会社となった会社等が親会社又はその他の関係会社である場合には、提出会社の議決権に対する当該親会社又はその他の関係会社の所有割合を記載すること。

f 新たに関係会社となった会社等について、次に掲げる事項を記載すること。

- (a) 特定子会社に該当する関係会社があるときは、その旨
- (b) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している関係会社があるときは、その旨
- (c) 四半期連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況(負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。以下この号において同じ。)にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額

(d) 四半期連結財務諸表を作成していない場合において、重要な債務超過の状況にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額

(8) 従業員の状況

a 当四半期連結会計期間の末日現在の連結会社における従業員数(就業人員数をいう。以下この様式において同じ。)を記載すること。また、提出会社の当四半期会計期間の末日現在の従業員について、その数を記載すること。

b 連結会社又は提出会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、当四半期連結会計期間又は当四半期会計期間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。

c 当四半期連結会計期間又は当四半期会計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数に著しい増減があった場合には、事業の種類別セグメントに関連つけて、その事情及び内容を記載すること。

(9) 生産、受注及び販売の状況

a 当四半期連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について、前年同四半期連結会計期間と比較して事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。ただし、業種・業態によりこれによりがたい場合には、「3 財政状態及び経営成績の分析」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。

b 四半期連結財務諸表を作成していない場合には、当四半期会計期間における生産、受注及び販売の実績について前年同四半期会計期間と比較して事業部門等に関連付けて記載すること。また、前年同四半期会計期間及び当四半期会計期間における輸出高の総額及び総販売実績に対する輸出高の割合並びに輸出高の総額に対する主要な輸出先国又は地域別の輸出の割合を記載すること。ただし、総販売実績に対する輸出高の割合が100分の10未満である場合には、記載を省略することができる。

c 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、

季節的変動が大きい場合、その他生産、受注及び販売等に関して特記すべき事項があるときは、事業の種類別セグメントに関連付けてその内容について記載すること。

d 主要な販売先がある場合には、前年同四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には前年同四半期会計期間及び当四半期会計期間）における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。

(10) 経営上の重要な契約等

a 当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下この号において同じ。）において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

b 当四半期連結会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。

c 当四半期連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があつた場合には、その内容を記載すること。

d 当四半期連結会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社、株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

e 当四半期連結会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）

む。)及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社(吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

(11) 財政状態及び経営成績の分析

2 この報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態及び経営成績に関する分析・検討内容(次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報)を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

a) 当四半期連結会計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下この号において同じ。)における事業の種類別セグメント及び所在地別セグメントごとの業績の状況及びキャッシュ・フロー(四半期連結財務諸表規則第2条第13号に規定するキャッシュ・フロー(四半期連結財務諸表を作成していない場合には四半期財務諸表等規則第3条第8号に規定するキャッシュ・フロー))の状況についての前年同四半期連結会計期間との比較・分析。
b) 当四半期連結会計期間において、連結会社(四半期連結財務諸表を作成していない場合には提出会社)の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。

なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針(以下この様式において「基本方針」という。)を定めている会社については、会社法施行規則第127条各号に掲げる事項。

c) 当四半期連結会計期間における研究開発活動の金額。加えて、研究開発活動の状況(例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等)に重要な変更があった場合には、事業の種類別セグメントに関連付けた内容。

b) 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

(12) 設備の状況

2 主要な設備(連結会社以外の者から賃借しているものを含む。)について、当四半期連結会計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下この号において同じ。)において重要な異動があった場合には、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名(提出会社の場合を除く。)、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額(土地については、その面積も示す。)及び従業員数を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載し、当四半期連結会計期間において主要な設備のうち生産能力に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止があった場合には、その内容を記載すること。

b) 前四半期連結会計期間末(当該四半期連結会計期間が第1四半期連結会計期間である場合には前連結会計年度末。以下この号において同じ。)において計画であった重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等について、当四半期連結会計期間に重要な変更があった場合には、事業の種類別セグメントに関連付けて、変更の内容を記載し、当該四半期連結会計期間において完了したもの

がある場合には、その旨及び完了年月を記載すること。

c 当四半期連結会計期間において、新たに重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画が確定した場合には、その内容（例えば、事業所名、所在地、事業の内容、設備の内容、投資予定金額（総額及び既支払額）、資金調達方法（増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。）、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等）を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。

(13) 株式の総数等

a 「発行可能株式総数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数を記載すること。

なお、当四半期会計期間の末日後四半期報告書の提出日までの間に定款に定められた会社が発行する株式の総数に増減があった場合には、その旨、その決議があつた日、株式数が増（減）した日、増（減）株式数及び増（減）後の株式の総数を欄外に記載すること。

b 「発行済株式」の「種類」の欄には、会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行するときは、株式の種類を記載し、その種類ごとに株式の具体的な内容を欄外に記載すること。

この場合、取得請求権付株式については取得の対価及び請求期間、取得条項付株式については取得の対価及び取得事由、全部取得条項付種類株式については取得対価の決定方法及び条件、譲渡制限株式については会社が譲渡を承認したとみなす場合の条件、議決権制限株式（無議決権株式を除く。以下同じ。）については議決権行使事項及び条件、拒否権付株式については種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を必要とする事項及び条件、種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任する株式については選任する取締役又は監査役の数を含めて欄外に記載すること。

なお、ある種類の株式の内容として、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨定款で定めた場合には、欄外にその旨記載すること。

また、無議決権株式又は議決権制限株式であつても、定款の定めにより議決権を有することとなる場合には、その旨及びその内容を欄外に記載することとし、会社が発行する全部の株式の内容について会社法第107条第1項各号に規定する事項を定めた場合には、その具体的な内容を欄外に記載すること。

c 「発行数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下c、(14)及び(16)において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、四半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

d 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を欄外に記載

<p>すること。</p> <p>e 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1 株式等の状況」の「(4) 発行済株式総数、資本金等の状況」から「(6) 議決権の状況」までにおいて同じ。）。</p> <p>f 相互会社にあつては、記載を要しない（「1 株式等の状況」の「(5) 大株主の状況」から「2 株価の推移」までにおいて同じ。）。</p> <p>(14) 新株予約権等の状況</p> <p>a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当四半期会計期間の末日現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。</p> <p>b その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。</p> <p>c 旧転換社債等が発行している場合には、当四半期会計期間の末日現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。</p> <p>d 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。</p> <p>e 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。</p> <p>f 会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。</p> <p>(15) ライツプランの内容</p> <p>a 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 財政状態及び経営成績の分析」において記載を要する、基本方針に照らして不適切な者によつて当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。</p> <p>なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。</p> <p>b 「ライツプランの内容」には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない。</p> <p>(16) 発行済株式総数、資本金等の推移</p> <p>a 当四半期会計期間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。</p> <p>b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態有</p>	
---	--

償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等)、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使(旧轉換社債等の権利行使を含む。)による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当四半期会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

相互会社にあつては、発行済株式総数に係る記載を省略し、「資本金及び資本準備金」を「基金等の総額」に読み替えて記載し、基金等の概要及び基金償却積立金の額を注記すること。なお、基金等とは、基金及び保険業法第56条に規定する基金償却積立金をいう。

(17) 大株主の状況

a 当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

b 「所有株式数」の欄には、他人(仮設人を含む。)名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。

c 「大株主」は、所有株式数の多し順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たつては、市区町村名までを記載しても差し支えない。

d 当四半期会計期間が第1四半期会計期間及び第3四半期会計期間、第2四半期会計期間の翌四半期会計期間をいう。)である場合について、当四半期会計期間において大株主の異動があつた場合には、その旨を注記すること。

e 会社が大量保有報告書の写しの送付を受けた場合(法第27条の30の11第4項の規定により送付したとみなされる場合を含む。)であつて、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。

なお、記載内容が大幅に相違している場合であつて実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。

(18) 議決権の状況

a 当四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。

b 「無議決権株式」の欄には、無議決権株式(単元未満株式を除く。eにおいて同じ。)の総数及び内容を記載すること。

c 「議決権制限株式(自己株式等)」の欄には、議決権制限株式(単元未満株式を除く。d及びeにおいて同じ。)のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記

載すること。

d 「議決権制限株式（その他）」の欄には、cに該当する議決権制限株式以外の議決権制限株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

e 「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、完全議決権株式のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

f 「完全議決権株式（その他）」の欄には、eに該当する完全議決権株式以外の完全議決権株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

g 「単元未満株式」の欄には、単元未満株式の総数を種類ごとに記載すること。

h 「他人名義」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を記載するとともに、欄外に他人名義で所有している理由並びにその名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること。

なお、株主名簿において所有者となつていない場合であつても実質的に所有していない株式については、その旨及びその株式数を欄外に記載すること。

(19) 株価の推移

a 株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。

b 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。

c その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。

(20) 役員状況

a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後この報告書の提出日までに役員に異動があつた場合に記載すること。

b 新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴（例えば、入社年月、役員就任直前の役職名、役員就任年月、他の主要な会社の代表取締役就任している場合の当該役職名、中途入社の場合における前職）、任期及び所有株式数を記載すること（所有株式数は、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。）。また、他の役員と二親等内の親族関係がある場合には、その内容を記載すること。

なお、相互会社の場合にあつては、「所有株式数」の記載を要しない。

c 退任役員については、その役職名、氏名及び退任年月日を記載すること。

d 役員役職の異動については、当該役員の氏名、新旧役職名及び異動年月日を記載すること。

e 会社が、会社法第108条第1項第9号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を注記すること。

(21) 経理状況

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令又は準則の定めるところにより若しくはこれに準じて四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表（以下この号において「四半期連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

b 四半期連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。

と。

- c 提出会社が特定事業会社であつて、(32)により中間連結財務諸表及び中間財務諸表(以下この号において「中間連結財務諸表等」という。)を作成している場合には、その旨を記載すること。
 - d 四半期連結財務諸表等又は中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。
- なお、当四半期連結会計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間)において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。

(22) 四半期連結財務諸表

- a 四半期連結貸借対照表については、当四半期連結会計期間に係るものを記載すること。なお、(23)の規定により、前連結会計年度に係る要約連結貸借対照表(有価証券報告書に記載された連結貸借対照表を四半期連結貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。)を掲げる場合には、当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表の右側に配列して記載すること。
- b 四半期連結損益計算書については、四半期連結累計期間に係るもの(前年同四半期連結累計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。)及び四半期連結会計期間に係るもの(前年同四半期連結会計期間に係るものを左側に、当四半期連結会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。)を記載すること。
- c 四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、前年同四半期連結累計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。
- d 四半期連結財務諸表の作成に当たつては、四半期連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。
- e 四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期連結財務諸表に添付すること。なお、四半期連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項又は第24条の4の7第1項若しくは同条第2項の規定により提出された有価証券届出書又は四半期報告書に含まれた四半期連結財務諸表と同一の内容のものであつて新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。

(23) 四半期連結貸借対照表

- a 当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げること。なお、この場合には、前連結会計年度に係る要約連結貸借対照表を併せて掲げて比較すること。
- b 大科目について、その構成比を示すこと。

(24) 四半期連結損益計算書

- a 当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書と前年同四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書を掲げて比較すること。
 - b 当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書と前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を掲げて比較すること。
- ただし、当四半期連結会計期間が第1四半期連結会計期間である場合又は提出会社が特定事業会

社であつて、当四半期連結会計期間が第3四半期連結会計期間である場合には、記載を要しない。
c a、bいずれも大科目について、売上高を100とした百分比を示すこと。

(25) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

当四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書と前年同四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

(26) その他

a 当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日まで、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。

ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものであるについては、記載を要しない。

b 当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に關し重要な訴訟事件等があつたときは、その概要を記載すること。

c 当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当について、提出会社の取締役会の決議があつたときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び1株当たりの金額を注記すること。

d 提出会社が特定事業会社であつて、当四半期連結会計期間が第3四半期連結会計期間である場合には、第3四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書の形式により記載すること。

(27) 四半期財務諸表

a 四半期報告書提出会社が、四半期連結財務諸表を作成していない場合には、四半期財務諸表を記載すること。

b 四半期貸借対照表については、当四半期会計期間に係るものを記載すること。なお、(28)の規定により、要約貸借対照表(有価証券報告書に記載された貸借対照表を四半期貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。)を掲げる場合には、当四半期会計期間に係る四半期貸借対照表の右側に配列して記載すること。

c 四半期損益計算書については、四半期累計期間に係るもの(前年同四半期累計期間に係るものを左側に、当四半期累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。)及び四半期会計期間に係るもの(前年同四半期会計期間に係るものを左側に、当四半期会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。)を記載すること。

d 四半期キャッシュ・フロー計算書については、前年同四半期累計期間に係るものを左側に、当四半期累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。

e 四半期財務諸表の作成に当たっては、四半期財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

f 四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期財務諸表に添付すること。なお、四半期財務諸表のうち、従前において法第5条第1項又は第24条の4の7第1項若しくは同条第2項の規定により提出された有価証券届出書又は四半期報告書に含まれた四半期財務諸表と同一の内容

のものであつて新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。

(28) 四半期貸借対照表

- a 当四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げること。なお、この場合には、前事業年度に係る要約貸借対照表を併せて掲げて比較すること。
- b 大科目について、その構成比を示すこと。

(29) 四半期損益計算書

- a 当四半期累計期間に係る四半期損益計算書と前年同四半期累計期間に係る四半期損益計算書を掲げて比較すること。
- b 当四半期会計期間に係る四半期損益計算書と前年同四半期会計期間に係る四半期損益計算書を掲げて比較すること。
ただし、当四半期会計期間が第1四半期会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であつて、当四半期会計期間が第3四半期会計期間である場合には、記載を要しない。
- c a、bいずれも大科目について、売上高を100とした百分比を示すこと。

(30) 四半期キャッシュ・フロー計算書

当四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書と前年同四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

(31) その他

- a 当四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。
- ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。
- b 当四半期会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があつたときは、その概要を記載すること。
- c 当四半期会計期間及び当四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当について、提出会社の取締役会の決議があつたときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び1株当たりの金額を注記すること。
- d 提出会社が特定事業会社であつて、当四半期会計期間が第3四半期会計期間である場合には、第3四半期会計期間及び前年同四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により記載すること。

(32) 中間連結財務諸表及び中間財務諸表

提出会社が特定事業会社であつて、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間に該当する場合は、「1 四半期連結財務諸表」及び「2 その他」を「1 中間連結財務諸表」、「2 その他」、「3 中間財務諸表」及び「4 その他」とし、第五号様式の記載上の注意(22)から(32)までに準じて、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。)を記載すること。

なお、これらに加えて、第2四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書の形式により「2 その他」(四半期連結財務諸表を作成していない場合には、第2四半期会計期間及び前年同四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により「4 その他」)に記載すること。

(33) 保証の対象となっている社債(短期社債を除く。)

提出会社の発行している公募社債のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当四半期会計期間の末日現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

(34) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。

b 本四半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類 これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書又は当該半期報告書)並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本四半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本四半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

c 「臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。

d 「訂正報告書」については、当該訂正報告書が、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを併せて記載すること。

(35) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となつていものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。

b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度(以下この号において「直近事業年度」という。)に関する当該保証会社の業績の概要について、第三号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

ただし、当該保証会社の直近事業年度が3月を超える場合であつて、おおむね、直近事業年度が開始した日から次の(a)から(c)までに掲げる日までの期間を経過した後に本四半期報告書が提出される場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間の当該保証会社の業績の概要について、本様式「第一部 企業情報」に準じて記載すること。

(a) 直近事業年度が開始した日から3月を経過した日以後令第4条の2の10第3項に規定する期

<p>間(「b」及び「c」において「提出期間」という。)を経過した日 当該事業年度が開始した日以後3月間</p> <p>b) 直近事業年度が開始した日から6月を経過した日以後提出期間を経過した日 直近事業年度が開始した日から3月を経過した日以後3月間</p> <p>c) 直近事業年度が開始した日から9月を経過した日以後提出期間を経過した日 直近事業年度が開始した日から6月を経過した日以後3月間</p> <p>なお、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。</p> <p>(36) 保証会社以外の会社の情報</p> <p>提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社(第19条第3項に規定する連動子会社をいう。)その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について記載すること。</p> <p>a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。</p> <p>b 「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第二部中「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載すること。</p> <p>c 連動子会社については、当四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前年同四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は当四半期会計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書及び前年同四半期会計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これらに準じて、四半期連結キャッシュ・フロー又は四半期キャッシュ・フローの状況を記載すること。</p>	
<p>(37) 指数等の情報</p> <p>提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。</p> <p>a 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。</p> <p>b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)の年度別最高・最低値及び当四半期累計期間の月別最高・最低値を記載すること。</p>	

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案

現行

第五号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 （略） 第一部【企業情報】 第1～第3（略） 第4【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 （1）【株式の総数等】（15） （略）		第五号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 （略） 第一部【企業情報】 第1～第3（略） 第4【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 （1）【株式の総数等】（15） （略）	
【発行済株式】 種類 中間会計期間未現在発行数(株) X 年 月 日 提出日現在発行数(株) X 年 月 日 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 内容 計		【発行済株式】 種類 中間会計期間未現在発行数(株) X 年 月 日 提出日現在発行数(株) X 年 月 日 上場証券取引所名又は登録証券業協会名 内容 計	
(2) 【新株予約権等の状況】 (15 - 2) 新株予約権の数 新株予約権のうち自己新株予約権の数 新株予約権の目的となる株式の種類 新株予約権の目的となる株式の数 新株予約権の行使時の払込金額 新株予約権の行使期間		(2) 【新株予約権等の状況】 (15 - 2) 新株予約権の数 新株予約権のうち自己新株予約権の数 新株予約権の目的となる株式の種類 新株予約権の目的となる株式の数 新株予約権の行使時の払込金額 新株予約権の行使期間	
中間会計期間未現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)	中間会計期間未現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>新株予約権の譲渡に関する事項</p> <p>代用払込みに関する事項</p> <p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>新株予約権の譲渡に関する事項</p> <p>代用払込みに関する事項</p> <p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>
<p>(3)～(6) (略)</p>	<p>(3)～(6) (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>第5・第6 (略)</p>	<p>第5・第6 (略)</p>
<p>第二部【提出会社の保証会社等の情報】</p>	
<p>第1【保証会社情報】</p>	
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(35)</p>	<p>2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(35)</p>
<p>(1)【保証会社が提出した書類】</p>	<p>(1)【保証会社が提出した書類】</p>
<p>【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日____財務(支)局長に提出</p> <p>・ (略)</p>	<p>【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日____財務(支)局長に提出</p> <p>・ (略)</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>第2・第3 (略)</p>	<p>第2・第3 (略)</p>
<p>(記載上の注意)</p>	<p>(記載上の注意)</p>
<p>(1)～(2-2) (略)</p>	<p>(1)～(2-2) (略)</p>
<p>法第27条の30の5第1項の規定により半期報告書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。</p>	<p>法第27条の30の5第1項の規定により半期報告書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。</p>
<p>(3) 縦覧に供する場所</p>	<p>(3) 縦覧に供する場所</p>
<p>公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。</p>	<p>公衆の縦覧に供する主要な支店、証券取引所又は証券業協会について記載すること。</p>
<p>(4) 主要な経営指標等の推移</p>	<p>(4) 主要な経営指標等の推移</p>
<p>a (略)</p>	<p>a (略)</p>
<p>b 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、中間連結財務諸表を作成している場合において中間財務諸表に1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記していないときは、(i)から(m)までに掲げる事項の記載を省略することができる。</p>	<p>b 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、中間連結財務諸表を作成している場合において中間財務諸表に1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記していないときは、(i)から(m)までに掲げる事項の記載を省略することができる。</p>

<p>(a)～(d) (略)</p> <p>(e) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額(中間財務諸表等規則第5条の7の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。ただし、中間連結財務諸表を作成している場合を除く。)</p> <p>(f)～(u) (略)</p> <p>c (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 業績等の概要</p> <p>a (略)</p> <p>b 中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における業績及びキャッシュ・フロー(中間財務諸表等規則第2条の2第4号に規定するキャッシュ・フローをいう。)の状況について、前年同期と比較して分析的に記載すること。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) 経営上の重要な契約等</p> <p>a 当中間連結会計期間(中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。以下この号において同じ。)において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併継続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数のその他の財産(吸収合併継続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併継続会社となる会社(吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併継続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>d 当中間連結会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社(以下「株式交換完全親会社等」という。)の株式の数のその他の財産(株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社(株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)の資本金・事業の内容等について記載すること。</p> <p>e 当中間連結会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継</p>	<p>(a)～(d) (略)</p> <p>(e) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。))第5条の7に規定する投資利益又は投資損失の金額をいう。ただし、中間連結財務諸表を作成している場合を除く。)</p> <p>(f)～(u) (略)</p> <p>c (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 業績等の概要</p> <p>a (略)</p> <p>b 中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における業績及びキャッシュ・フロー(中間財務諸表等規則第2条の2第3号に規定するキャッシュ・フローをいう。)の状況について、前年同期と比較して分析的に記載すること。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) 経営上の重要な契約等</p> <p>a 当中間連結会計期間(中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。以下この号において同じ。)において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併継続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数のその他の内容及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併継続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>d 当中間連結会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社(以下「株式交換完全親会社等」という。)の株式の数の内容及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。</p> <p>e 当中間連結会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継</p>
---	--

<p>する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。</p> <p>(12)～(15) (略)</p> <p>(15-2) 新株予約権等の状況</p> <p>a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当中間会計期間の末日現在並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。</p> <p>b～d (略)</p> <p>e 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。</p> <p>f (略)</p> <p>(15-3)～(18) (略)</p> <p>(19) 株価の推移</p> <p>a 株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。</p> <p>b 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(20)～(33) (略)</p> <p>(34) 保証の対象となつている社債（短期社債を除く。）</p> <p>提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となつているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当該半期末現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。</p> <p>(35) 継続開示会社たる保証会社に関する事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書に</p>	<p>する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。</p> <p>(12)～(15) (略)</p> <p>(15-2) 新株予約権等の状況</p> <p>a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当中間会計期間の末日現在並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。</p> <p>b～d (略)</p> <p>e 「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。</p> <p>f (略)</p> <p>(15-3)～(18) (略)</p> <p>(19) 株価の推移</p> <p>a 株式が証券取引所に上場されている場合には、主要な1証券取引所の市場相場を記載し、当該証券取引所名を注記すること。</p> <p>b 株式が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されている場合には、当該日本証券業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(20)～(33) (略)</p> <p>(34) 保証の対象となつている社債（短期社債を除く。）</p> <p>提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となつているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当該半期末現在の未償還額及び上場証券取引所又は登録証券業協会名を記載すること。</p> <p>(35) 継続開示会社たる保証会社に関する事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。</p>
---	---

<p>ついで記載すること。</p> <p>なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>d 「訂正報告書」については、当該訂正報告書が、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを併せて記載すること。</p> <p>(36) (略)</p> <p>(37) 保証会社以外の会社の情報 提出会社の発行している有価証券に関し、運動子会社(第19条第3項に規定する運動子会社をいう。)その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について記載すること。</p> <p>a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会等を記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(38) (略)</p> <p>(39) 読替え a (略) (別る)</p> <p>(別る)</p> <p>h 提出者が、学校法人等である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは、「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「企業」とあるのは「学校法人等」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。</p> <p>(40) (略)</p> <p>(41) 学校法人等の特例 提出者が、学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(80)に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意(80)中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。</p>	<p>なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>d 「訂正報告書」については、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを併せて記載すること。</p> <p>(36) (略)</p> <p>(37) 保証会社以外の会社の情報 提出会社の発行している有価証券に関し、運動子会社(第19条第3項に規定する運動子会社をいう。)その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について記載すること。</p> <p>a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売価額の総額、上場証券取引所又は登録証券業協会等を記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(38) (略)</p> <p>(39) 読替え a (略) b 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第4号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「企業」とあるのは「組合」と、「従業員」とあるのは「組合員」と、「会社」とあるのは「組合」と、「株主」とあるのは「組合出資持分」と、「資本金」とあるのは「出資金」と、「大株主」とあるのは「主要な組合員」と読み替えて記載すること。</p> <p>c 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第6号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。 (新設)</p> <p>(40) (略) (新設)</p>
--	--

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案

現行

第五号の二様式

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書
(略)

【表紙】

【提出書類】

半期報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1・2 (略)

3【株式等の状況】(6)

(1)【株式の総数等】
(略)

【発行済株式】

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1・2 (略)

3【株式等の状況】(6)

(1)【株式の総数等】
(略)

【発行済株式】

種類	中間会計期間未現在発行数(株) (年月日)	提出日現在発行数(株) (年月日)	上場金融 商品取引 所名又は 登録認可 金融商品 取引業協 会名	内容
計			-	-

種類	中間会計期間未現在発行数(株) (年月日)	提出日現在発行数(株) (年月日)	上場証券 取引所名 又は登録 証券業協 会名	内容
計			-	-

(2)【新株予約権等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

	中間会計期間未現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		

	中間会計期間未現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		

<p>新株子約権の行使の条件 新株子約権の譲渡に関する事項 代用払込みに関する事項 組織再編成行為に伴う新株子約権の交付に関する事項</p>	<p>新株子約権の行使の条件 新株子約権の譲渡に関する事項 代用払込みに関する事項 組織再編成行為に伴う新株子約権の交付に関する事項</p>
<p>(3)～(6) (略) 4～6 (略) 第2～第5 (略) 第2部 (略) 第3部【提出会社の保証会社等の情報】 第1【保証会社情報】 1 (略) 2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(23) (1)【保証会社が提出した書類】 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】 事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支)局長に提出 ・ (略) (2) (略) 3 (略) 第2・第3 (略) (記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 主要な経営指標等の推移 a 提出会社の最近3中間会計年度及び最近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。 (a)～(h) (略) (i) 1株当たり純資産額(中間財務諸表等規則第36条の3及び財務諸表等規則第68条の4の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。) (j)～(t) (略) b (略) (5)～(9) (略) (10) 業績等の概要 当中間会計期間における業績及びキャッシュ・フロー(中間財務諸表等規則第2条の2第4号に規定するキャッシュ・フローをいう。)の状況について、前年同期と比較して分析的に記載すること。 (11)・(12) (略) (13) 経営上の重要な契約等</p>	<p>(3)～(6) (略) 4～6 (略) 第2～第5 (略) 第2部 (略) 第3部【提出会社の保証会社等の情報】 第1【保証会社情報】 1 (略) 2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(23) (1)【保証会社が提出した書類】 【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】 事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支)局長に提出 ・ (略) (2) (略) 3 (略) 第2・第3 (略) (記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 主要な経営指標等の推移 a 提出会社の最近3中間会計年度及び最近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。 (a)～(h) (略) (i) 1株当たり純資産額(中間財務諸表等規則第36条の3及び財務諸表等規則第68条の3の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。) (j)～(t) (略) b (略) (5)～(9) (略) (10) 業績等の概要 当中間会計期間における業績及びキャッシュ・フロー(中間財務諸表等規則第2条の2第3号に規定するキャッシュ・フローをいう。)の状況について、前年同期と比較して分析的に記載すること。 (11)・(12) (略) (13) 経営上の重要な契約等</p>

<p>a 当中間会計期間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。</p> <p>b・c（略）</p> <p>d 当中間会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換又は株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。</p> <p>e 当中間会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。</p> <p>(14)～(26)（略）</p> <p>(27) 読替え</p> <p>a（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>a 当中間会計期間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。</p> <p>b・c（略）</p> <p>d 当中間会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。</p> <p>e 当中間会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。</p> <p>(14)～(26)（略）</p> <p>(27) 読替え</p> <p>a（略）</p> <p>b 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第4号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「企業」とあるのは「組合」と、「従業員」とあるのは「組合員」と、「会社」とあるのは「組合」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本金」とあるのは「出資金」と、「大株主」とあるのは「主要な組合員」と読み替えて記載すること。</p> <p>c 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第6号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替え</p>
---	---

<p> <u>b</u> 提出者が、学校法人等である場合には、本様式中「本店の所在地」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「企業」とあるのは「学校法人等」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。 (28) (略) <u>(29)</u> 学校法人等の特例 提出者が、学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(80)に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意(80)中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。 </p>	<p> <u>で記載すること。</u> (新設) (28) (略) (新設) </p>
--	--

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>第五号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 臨時報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 読替え a (略)</p> <p>(削る)</p> <p>b 提出者が、学校法人等である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「学校法人等名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と読み替えて記載すること。</p>	<p>第五号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 臨時報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する主要な支店、証券取引所又は証券業協会について記載すること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 読替え a (略)</p> <p>b 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第4号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と読み替えて記載すること。</p> <p>c 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第6号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。</p> <p>(新設)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案

現行

第五号の四様式		第五号の四様式																													
【表紙】	親会社等状況報告書	【表紙】	親会社等状況報告書																												
【提出書類】	金融商品取引法第24条の7第1項及び第2項	【提出書類】	証券取引法第24条の7第1項及び第2項																												
【根拠条文】	____ 財務（支）局長	【根拠条文】	____ 財務（支）局長																												
【提出先】	平成 年 月 日	【提出先】	平成 年 月 日																												
【提出日】	第 期	【提出日】	第 期																												
【事業年度】	（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）	【事業年度】	（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）																												
【会社名】	_____	【会社名】	_____																												
【英訳名】	_____	【英訳名】	_____																												
【代表者の役職氏名】	_____	【代表者の役職氏名】	_____																												
【本店の所在の場所】	_____	【本店の所在の場所】	_____																												
【電話番号】	_____	【電話番号】	_____																												
【事務連絡者氏名】	_____	【事務連絡者氏名】	_____																												
【最寄りの連絡場所】	_____	【最寄りの連絡場所】	_____																												
【電話番号】	_____	【電話番号】	_____																												
【事務連絡者氏名】	_____	【事務連絡者氏名】	_____																												
【提出子会社名】（1）	_____	（新設）	_____																												
【提出子会社代表者の役職氏名】	_____	（新設）	_____																												
【提出子会社本店の所在の場所】	_____	（新設）	_____																												
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）	【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）																												
第1【提出会社の状況】		第1【提出会社の状況】																													
1【株式等の状況】		1【株式等の状況】																													
(1)【所有者別状況】		(1)【所有者別状況】																													
区分	株式の状況（1単元の株式数 株）	区分	株式の状況（1単元の株式数 株）																												
	<table border="1"> <tr> <td>政府及び地方公共団体</td> <td>金融機関</td> <td>金融商品取引業者</td> <td>その他 の法人</td> <td>外国法人等</td> <td>個人その他</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>個人以外</td> <td>個人</td> <td></td> </tr> </table>	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他 の法人	外国法人等	個人その他	計					個人以外	個人			<table border="1"> <tr> <td>政府及び地方公共団体</td> <td>金融機関</td> <td>証券会社</td> <td>その他 の法人</td> <td>外国法人等</td> <td>個人その他</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>個人以外</td> <td>個人</td> <td></td> </tr> </table>	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他 の法人	外国法人等	個人その他	計					個人以外	個人	
政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他 の法人	外国法人等	個人その他	計																									
				個人以外	個人																										
政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他 の法人	外国法人等	個人その他	計																									
				個人以外	個人																										
	単元未満株式の状況（株）		単元未満株式の状況（株）																												

株主数 (人)										
所有株式 数 (単元)										
所有株式 数の割合 (%)									100	-

(2) (略)

2 (略)

第2【会社法の規定に基づく計算書類等】(2)

- 1【貸借対照表】
- 2【損益計算書】
- 3【株主資本等変動計算書】
- 4【個別注記表】
- 5【事業報告】
- 6【附属明細書】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第三号様式に準じて記載すること。

(1) 提出会社を親会社とする提出子会社について記載すること。

(2) 親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の会社法第435条第2項及び会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第91条に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告及び附属明細書(以下「計算書類等」という。)に記載すること(同法第436条第1項及び第2項の規定による監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員会)の監査に係る監査報告及び同項の規定による会計監査人の監査を受けている場合の当該監査に係る監査報告を当該計算書類等に添付すること。)

(3) 親会社等が会社以外の者の場合、(2)に準じた書類を提出すること。

(4) (略)

株主数 (人)										
所有株式 数 (単元)										
所有株式 数の割合 (%)									100	-

(2) (略)

2 (略)

第2【会社法の規定に基づく計算書類等】(1)

- 1【貸借対照表】
- 2【損益計算書】
- 3【株主資本等変動計算書】
- 4【事業報告】
- 5【附属明細書】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第三号様式に準じて記載すること。

(新設)

(1) 親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の会社法第435条第2項及び会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第91条に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、事業報告及び附属明細書(以下「計算書類等」という。)に記載すること(同法第436条第1項及び第2項の規定による監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員会)の監査に係る監査報告及び同項の規定による会計監査人の監査を受けている場合の当該監査に係る監査報告を当該計算書類等に添付すること。)

(2) 親会社等が会社以外の者の場合、(1)に準じた書類を提出すること。

(3) (略)

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案

現行

第六号様式						第六号様式					
【表紙】						【表紙】					
【提出書類】						【提出書類】					
有価証券通知書						有価証券通知書					
(略)						(略)					
1 (略)						1 (略)					
2 【有価証券の募集（売出し）の方法及び条件】(6)						2 【有価証券の募集（売出し）の方法及び条件】(6)					
(1) 【募集の場合】						(1) 【募集の場合】					
区分	発行(売出)数	発行(売出)価格	資本組入額	申込期間	払込期日	区分	発行(売出)数	発行(売出)価格	資本組入額	申込期間	払込期日
株式の株主割当						株式の株主割当					
株式のその他の者に対する割当						株式のその他の者に対する割当					
株式の一般募集						株式の一般募集					
(発起人の引受株式)						(発起人の引受株式)					
株式計(総発行株式)		-	-	-	-	株式計(総発行株式)		-	-	-	-
新株予約権証券			-			新株予約権証券			-		
社債(短期社債を除く。)	-		-			社債(短期社債を除く。)	-		-		
コーポラル・ペーパー短期社債	-		-		-	コーポラル・ペーパー短期社債	-		-		-
外国譲渡性預金証書						外国譲渡性預金証書					
カバードワラント	-		-			カバードワラント	-		-		
預託証券及び有価証券信託受益証券			-			預託証券			-		
(2) 【売出しの場合】						(2) 【売出しの場合】					
区分	発行(売出)数	発行(売出)価格	申込期間	払込期日		区分	発行(売出)数	発行(売出)価格	申込期間	払込期日	
株式				-		株式				-	
社債						社債					
コーポラル・ペーパー外国譲渡性預金証書	-			-		コーポラル・ペーパー外国譲渡性預金証書	-			-	
カバードワラント	-					カバードワラント	-				
預託証券及び有価証券信託受益証券						預託証券					

3・4 (略)

(判る)

(記載上の注意)

(1)~(4) (略)

(5) 新規発行(売出)有価証券

a 募集若しくは売出しをしようとする有価証券で当該取得に係る発行価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)が1億円未満であるものについて、記載すること。

b~k (略)

l 預託証券及び有価証券信託受益証券については、当該預託証券及び有価証券信託受益証券に表示される権利に係る有価証券の内容を欄外に記載すること。

m (略)

(6) 有価証券の募集(売出し)の方法及び条件

a・b (略)

c 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額、新株予約権証券については新株予約権1個の発行価額又は売出価額、社債、コーポレショナル・ペーパー及び外国譲渡性預金証券については券面額についての発行価額若しくは売出価額又は振替社債の発行価額若しくは売出価額、カバードワラント、預託証券及び有価証券信託受益証券については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。

なお、一部払込発行の場合には、払込金額を「発行(売出)価格」欄に内書きすること。

d~f (略)

(7) 有価証券の引受けの概要

a (略)

b 新株予約権証券の引受けについては引受新株予約権数並びに社債(短期社債を除く。)、カバードワラント、預託証券及び有価証券信託受益証券の引受けについては引受金額を「引受株式数」欄に記載すること。

3・4 (略)

5【募集によらないで取得される新規発行株式の発行方法】(9)

記名・無記名の別額面・無額面の別及び種類	発行数	発行価格	資本組入額	新規発行株式を取得しようとする者の氏名又は名称

(記載上の注意)

(1)~(4) (略)

(5) 新規発行(売出)有価証券

a 募集若しくは売出しをしようとする有価証券で当該取得に係る発行価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)が1億円未満であるもの又は募集によらないで取得される株式で当該取得に係る発行価額の総額が1億円以上であるものを発行する場合における当該株式について、記載すること。

b~k (略)

l 預託証券については、当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容を欄外に記載すること。

m (略)

(6) 有価証券の募集(売出し)の方法及び条件

a・b (略)

c 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額、新株予約権証券については新株予約権1個の発行価額又は売出価額、社債、コーポレショナル・ペーパー及び外国譲渡性預金証券については券面額についての発行価額若しくは売出価額又は振替社債の発行価額若しくは売出価額、カバードワラント及び預託証券については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。

なお、一部払込発行の場合には、払込金額を「発行(売出)価格」欄に内書きすること。

d~f (略)

(7) 有価証券の引受けの概要

a (略)

b 新株予約権証券の引受けについては引受新株予約権数並びに社債(短期社債を除く。)、カバードワラント及び預託証券の引受けについては引受金額を「引受株式数」欄に記載すること。

<p>c (略)</p> <p>(8) 過去1年以内における募集又は売出し</p> <p>a (略)</p> <p>b 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額を、新株予約権証券については新株予約権1個の発行価額又は売出価額、社債及びコンマシヤル・ペーパーについては券面額についての発行価額若しくは売出価額又は振替社債の発行価額若しくは売出価額、外国譲渡性預金証券については申込単位当たりの発行価額又は売出価格額、カバードワラント、預託証券及び有価証券信託受益証券については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(9) 読替え</p> <p>提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と読み替えて記載すること。</p>	<p>c (略)</p> <p>(8) 過去1年以内における募集又は売出し</p> <p>a (略)</p> <p>b 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額を、新株予約権証券については新株予約権1個の発行価額又は売出価額、社債及びコンマシヤル・ペーパーについては券面額についての発行価額若しくは売出価額又は振替社債の発行価額若しくは売出価額、外国譲渡性預金証券については申込単位当たりの発行価額又は売出価格額、カバードワラント及び預託証券については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(9) 募集によらないで取得される新規発行株式の発行方法</p> <p>a 募集によらないで取得される株式で、当該取得に係る発行価額の総額が1億円以上であるものを発行する場合に記載すること。</p> <p>b 発行価格又は資本組入額が決定されていない場合には、通知書提出日現在における見込額を記載し、その旨及びその決定時期を注記すること。</p> <p>c 欄外には、株式配当、準備金の資本組入、第三者割当等の別及び割当日、割当比率、申込期間、払込期日等について記載すること。</p>
<p>(割る)</p>	<p>(10) 読替え</p> <p>a 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と読み替えて記載すること。</p> <p>b 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第5号に掲げる権利(有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利に限る。)の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「資本組入額」とあるのは「出資金組入額」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「株主」とあるのは「組合員」と読み替えて記載すること。</p> <p>c 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第7号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案

現行

<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1 (略) 2【新株予約権証券の募集】(14) (1) (略)</p> <p>(2)【新株予約権の内容等】</p> <table border="1"> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使期間</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使の条件</td><td></td></tr> <tr><td>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の譲渡に関する事項</td><td></td></tr> <tr><td>代用払込みに関する事項</td><td></td></tr> <tr><td>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</td><td></td></tr> </table> <p>(3) (略)</p> <p>3【社債（短期社債を除く。）の募集】(15)</p> <table border="1"> <tr><td>銘柄</td><td></td></tr> <tr><td>記名・無記名の別</td><td></td></tr> </table>	新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件		新株予約権の譲渡に関する事項		代用払込みに関する事項		組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		銘柄		記名・無記名の別		<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1 (略) 2【新株予約権証券の募集】(14) (1) (略)</p> <p>(2)【新株予約権の内容等】</p> <table border="1"> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使期間</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使の条件</td><td></td></tr> <tr><td>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の譲渡に関する事項</td><td></td></tr> <tr><td>代用払込みに関する事項</td><td></td></tr> <tr><td>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</td><td></td></tr> </table> <p>(3) (略)</p> <p>3【社債（短期社債を除く。）の募集】(15)</p> <table border="1"> <tr><td>銘柄</td><td></td></tr> <tr><td>記名・無記名の別</td><td></td></tr> </table>	新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件		新株予約権の譲渡に関する事項		代用払込みに関する事項		組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		銘柄		記名・無記名の別	
新株予約権の目的となる株式の種類																																																									
新株予約権の目的となる株式の数																																																									
新株予約権の行使時の払込金額																																																									
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額																																																									
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																									
新株予約権の行使期間																																																									
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																																																									
新株予約権の行使の条件																																																									
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件																																																									
新株予約権の譲渡に関する事項																																																									
代用払込みに関する事項																																																									
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項																																																									
銘柄																																																									
記名・無記名の別																																																									
新株予約権の目的となる株式の種類																																																									
新株予約権の目的となる株式の数																																																									
新株予約権の行使時の払込金額																																																									
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額																																																									
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																									
新株予約権の行使期間																																																									
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																																																									
新株予約権の行使の条件																																																									
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件																																																									
新株予約権の譲渡に関する事項																																																									
代用払込みに関する事項																																																									
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項																																																									
銘柄																																																									
記名・無記名の別																																																									

券面総額又は振替社債の総額		券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額		各社債の金額	
発行価額の総額		発行価額の総額	
発行価格		発行価格	
利率(%)		利率(%)	
利払日		利払日	
利息支払の方法		利息支払の方法	
償還期限		償還期限	
償還の方法		償還の方法	
募集の方法		募集の方法	
申込証拠金		申込証拠金	
申込期間		申込期間	
申込取扱場所		申込取扱場所	
払込期日		払込期日	
振替機関・登録機関		振替機関・登録機関	
公告の方法		公告の方法	
引受人		引受人	
社債の管理会社とその職務		社債の管理会社とその職務	
担保の種類		担保の種類	
担保の目的物		担保の目的物	
担保の順位		担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額		先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利		担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証		担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)		財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)		財務上の特約(その他の条項)	
債権者集会		債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所		準拠法及び管轄裁判所	
取得格付		取得格付	
(新株子約権付社債に関する事項)(16)		(新株子約権付社債に関する事項)(16)	
新株子約権の目的となる株式の種類		新株子約権の目的となる株式の種類	

新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

4～6 (略)			
7 【 <u>預託証券及び有価証券信託受益証券の募集</u> 】(20)			
8 (略)			
第2 【 <u>売出要項</u> 】			
1 【 <u>売出有価証券</u> 】(23)			
(1)～(6) (略)			
(7) 【 <u>売出預託証券及び売出有価証券信託受益証券</u> 】			
2 (略)			
第3 (略)			
第二部 【 <u>企業情報</u> 】			
第1～第4 (略)			
第5 【 <u>提出会社の状況</u> 】			
1 【 <u>株式等の状況</u> 】			
(1) 【 <u>株式の総数等</u> 】(41)			
(略)			
【 <u>発行済株式</u> 】			
記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

4～6 (略)			
7 【 <u>預託証券の募集</u> 】(20)			
8 (略)			
第2 【 <u>売出要項</u> 】			
1 【 <u>売出有価証券</u> 】(23)			
(1)～(6) (略)			
(7) 【 <u>売出預託証券</u> 】			
2 (略)			
第3 (略)			
第二部 【 <u>企業情報</u> 】			
第1～第4 (略)			
第5 【 <u>提出会社の状況</u> 】			
1 【 <u>株式等の状況</u> 】			
(1) 【 <u>株式の総数等</u> 】(41)			
(略)			
【 <u>発行済株式</u> 】			
記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名

<p>(15) 社債（短期社債を除く。）の募集</p> <p>a～h (略)</p> <p>i 「引受人」の欄には、引受人の氏名又は名称、住所、引受金額及び引受けの条件（買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等）を記載すること。 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。 引受人の氏名又は名称、住所、引受金額及び引受けの条件を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期を注記すること。</p> <p>j～q (略)</p> <p>(16)～(19) (略)</p> <p>(20) 預託証券及び有価証券信託受益証券の募集</p> <p>a 届出書に係る預託証券及び有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を記載すること。</p> <p>b 当該預託証券及び有価証券信託受益証券に表示される権利に係る有価証券の内容について具体的に記載すること。</p> <p>c 当該預託証券及び有価証券信託受益証券の発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。</p> <p>d aからcまでに掲げる事項以外の事項で、当該預託証券及び有価証券信託受益証券に係る権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。</p> <p>(21)～(23) (略)</p> <p>(24) 売出しの条件</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。</p> <p>e・f (略)</p> <p>(25)～(45) (略)</p> <p>(46) 株価の推移</p> <p>a 株式が本邦内の金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。</p> <p>b 株式が本邦以外の地域の金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場についてaと同様の記載をし、当該金融商品取引所名を注記すること。</p> <p>c 株式が店頭売買有価証券として本邦内の認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(47)・(48) (略)</p> <p>(49) 財務書類</p> <p>a (略)</p> <p>b 財務書類は、最近2事業年度（附属明細表については最近1事業年度）のものを掲げること。</p>	<p>(15) 社債（短期社債を除く。）の募集</p> <p>a～h (略)</p> <p>i 「引受人」の欄には、引受人の氏名又は名称、住所、引受金額及び引受けの条件（買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等）を記載すること。 元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の証券会社のうち主たるものを記載すること。 引受人の氏名又は名称、住所、引受金額及び引受けの条件を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期を注記すること。</p> <p>j～q (略)</p> <p>(16)～(19) (略)</p> <p>(20) 預託証券の募集</p> <p>a 届出書に係る預託証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を記載すること。</p> <p>b 当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容について具体的に記載すること。</p> <p>c 当該預託証券の発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。</p> <p>d aからcまでに掲げる事項以外の事項で、当該預託証券に係る権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。</p> <p>(21)～(23) (略)</p> <p>(24) 売出しの条件</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の証券会社のうち主たるものを記載すること。</p> <p>e・f (略)</p> <p>(25)～(45) (略)</p> <p>(46) 株価の推移</p> <p>a 株式が本邦内の証券取引所に上場されている場合には、主要な1証券取引所の市場相場を記載し、当該証券取引所名を注記すること。</p> <p>b 株式が本邦以外の地域の証券取引所に上場されている場合には、主要な1証券取引所の市場相場についてaと同様の記載をし、当該証券取引所名を注記すること。</p> <p>c 株式が店頭売買有価証券として本邦内の証券業協会に登録されている場合には、当該証券業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(47)・(48) (略)</p> <p>(49) 財務書類</p> <p>a (略)</p> <p>b 財務書類は、最近2事業年度（附属明細表については最近1事業年度）のものを掲げること。</p>
---	---

<p>ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して次の(a)から(c)までに定める期間を経過した後に届出書を提出する場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る直近の四半期財務書類をも掲げること。</p> <p>(a) 最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して3箇月を経過した日以後令第4条の2の10第3項に規定する期間（以下この号において「提出期間」という。）を経過した日 当該次の事業年度の最初の四半期会計期間</p> <p>(b) 最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して6箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間</p> <p>(c) 最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌々四半期会計期間</p> <p>また、半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して8箇月を経過した日以後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度に係る中間財務書類をも掲げること。</p>	<p>ただし、1年を1事業年度とする会社が最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して8箇月を経過した日以後に届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間財務書類をも掲げること。</p>
<p>(50) (略)</p> <p>(51) その他</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第二号様式記載上の注意(60)のc又は(68)のdに準じて記載すること。</p> <p>d (略)</p>	<p>(50) (略)</p> <p>(51) その他</p> <p>a・b (略)</p> <p>(新設)</p> <p>c (略)</p>
<p>(52)～(54) (略)</p> <p>(54-2) その他の参考情報</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 訂正報告書が当該書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを併せて記載すること。</p>	<p>(52)～(54) (略)</p> <p>(54-2) その他の参考情報</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 訂正報告書が当該書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを併せて記載すること。</p>
<p>(55) 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）</p> <p>当該届出が売出しに係るものである場合に、保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）について、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債の総額、償還額、提出会社の最近事業年度末日の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。</p> <p>(56) 継続開示会社たる保証会社に関する事項</p> <p>a (略)</p>	<p>(55) 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）</p> <p>当該届出が売出しに係るものである場合に、保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）について、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債の総額、償還額、提出会社の最近事業年度末日の未償還額及び上場証券取引所又は登録証券業協会名を記載すること。</p> <p>(56) 継続開示会社たる保証会社に関する事項</p> <p>a (略)</p>
<p>b 当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものを用いる。）半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>d 「訂正報告書」については、当該訂正報告書が、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p>	<p>b 当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>d 「訂正報告書」については、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p>
<p>(57) (略)</p> <p>(58) 保証会社以外の会社の情報</p> <p>当該届出に係る有価証券に關し、運動子会社、第19条第3項に規定する運動子会社をいう。以下同じ。）</p>	<p>(57) (略)</p> <p>(58) 保証会社以外の会社の情報</p> <p>当該届出に係る有価証券に關し、運動子会社、第19条第3項に規定する運動子会社をいう。以下同じ。）</p>

<p>その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社等（例えば、当該届出に係る有価証券がカバードラフメントにあつてはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあつては預託を受ける者、有価証券信託受益証券にあつては受託者）の企業情報について記載すること。</p> <p>ア 「 1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売出価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。</p> <p>イ （略）</p> <p>(59)～(62) （略）</p> <p>(63) 読み替え</p> <p>提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。</p>	<p>その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社等（例えば、当該届出に係る有価証券がカバードラフメントにあつてはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあつては預託を受ける者）の企業情報について記載すること。</p> <p>ア 「 1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売出価額の総額、上場証券取引所又は登録証券業協会名等を記載すること。</p> <p>イ （略）</p> <p>(59)～(62) （略）</p> <p>(63) 読み替え</p> <p>ア 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。</p> <p>イ 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第5号に掲げる権利（有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利に限る。）の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本組入額」とあるのは「出資金組入額」と、「申込株数単位」とあるのは「申込組合出資持分単位」と、「会社」とあるのは「組合」と、「企業」とあるのは「組合」と、「従業員」とあるのは「組合員」と、「資本金」とあるのは「出資金」と、「大株主」とあるのは「主要な組合員」と読み替えて記載すること。</p> <p>ウ 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第7号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。</p>
<p>(64) （略）</p>	<p>(64) （略）</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>第七号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【募集要項】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【新規発行新株予約権証券】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)【新株予約権の内容等】</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数</p> <p>新株予約権の行使時の払込金額</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p> <p>新株予約権の行使期間</p> <p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p> <p>新株予約権の譲渡に関する事項</p> <p>代用払込みに関する事項</p> <p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>第七号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【募集要項】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【新規発行新株予約権証券】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)【新株予約権の内容等】</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数</p> <p>新株予約権の行使時の払込金額</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p> <p>新株予約権の行使期間</p> <p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p> <p>新株予約権の譲渡に関する事項</p> <p>代用払込みに関する事項</p> <p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>

(3) (略)		(3) (略)	
3【社債(短期社債を除く。)の募集】		3【社債(短期社債を除く。)の募集】	
銘柄		銘柄	
記名・無記名の別		記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額		券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額		各社債の金額	
発行価額の総額		発行価額の総額	
発行価格		発行価格	
利率(%)		利率(%)	
利払日		利払日	
利息支払の方法		利息支払の方法	
償還期限		償還期限	
償還の方法		償還の方法	
募集の方法		募集の方法	
申込証拠金		申込証拠金	
申込期間		申込期間	
申込取扱場所		申込取扱場所	
払込期日		払込期日	
振替機関・登録機関		振替機関・登録機関	
公告の方法		公告の方法	
引受人		引受人	
社債の管理会社とその職務		社債の管理会社とその職務	
担保の種類		担保の種類	
担保の目的物		担保の目的物	
担保の順位		担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額		先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利		担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証		担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)		財務上の特約(担保提供制限)	

財務上の特約（その他の条項）		財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会		債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所		準拠法及び管轄裁判所	
取得格付		取得格付	
（新株予約権付社債に関する事項）		（新株予約権付社債に関する事項）	
新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間		新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件		新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件		自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項		代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
4～6（略）		4～6（略）	
7【預託証券及び有価証券信託受益証券の募集】		7【預託証券の募集】	
8（略）		8（略）	
第2【売出要項】		第2【売出要項】	
1【売出有価証券】		1【売出有価証券】	
(1)～(6)（略）		(1)～(6)（略）	

<p>(7) 【<u>売出預託証券及び売出有価証券信託受益証券</u>】</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第二部【公開買付けに関する情報】(1-2)</p> <p>第1【公開買付けの概要】</p> <p>1【公開買付けの目的等】</p> <p>2【公開買付けの当事会社の概要】</p> <p>3【公開買付けに係る契約】</p> <p>4【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】</p> <p>5【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違】</p> <p>6【公開買付けに関する手続】</p> <p>第2【総合財務情報】</p> <p>第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】</p> <p>第三部～第六部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(1-2) 公開買付けに関する情報</p> <p>第二号の六様式記載上の注意①から⑨までに準じて記載すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 組込情報</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) (a)の有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に四半期報告書又は半期報告書を提出している場合にあつては、当該四半期報告書又は半期報告書</p> <p>(c) (a)の有価証券報告書又は(b)の四半期報告書若しくは半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあつては、当該訂正報告書</p> <p>(d) (略)</p> <p>(4) 読替え</p> <p>提出者が、<u>社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と読み替えて記載すること。</u></p>	<p>(7) 【<u>売出預託証券</u>】</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2部～第五部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 組込情報</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) (a)の有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあつては、当該半期報告書</p> <p>(c) (a)の有価証券報告書又は(b)の半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあつては、当該訂正報告書</p> <p>(d) (略)</p> <p>(4) 読替え</p> <p>a 提出者が、<u>社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と読み替えて記載すること。</u></p> <p>b 提出者が、<u>法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第5号(有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利に限る。)に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本組入額」とあるのは「出資金組入額」と、「申込株数単位」と</u></p>
--	---

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>第七号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第1【募集要項】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【新規発行新株予約権証券】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)【新株予約権の内容等】</p>	<p>第七号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第1【募集要項】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【新規発行新株予約権証券】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)【新株予約権の内容等】</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数</p> <p>新株予約権の行使時の払込金額</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p> <p>新株予約権の行使期間</p> <p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p> <p>新株予約権の譲渡に関する事項</p> <p>代用払込みに関する事項</p> <p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数</p> <p>新株予約権の行使時の払込金額</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p> <p>新株予約権の行使期間</p> <p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p> <p>新株予約権の譲渡に関する事項</p> <p>代用払込みに関する事項</p> <p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>

(3) (略)		(3) (略)	
3 【社債（短期社債を除く。）の募集】		3 【社債（短期社債を除く。）の募集】	
銘柄		銘柄	
記名・無記名の別		記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額		券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額		各社債の金額	
発行価額の総額		発行価額の総額	
発行価格		発行価格	
利率（％）		利率（％）	
利払日		利払日	
利息支払の方法		利息支払の方法	
償還期限		償還期限	
償還の方法		償還の方法	
募集の方法		募集の方法	
申込証拠金		申込証拠金	
申込期間		申込期間	
申込取扱場所		申込取扱場所	
払込期日		払込期日	
振替機関・登録機関		振替機関・登録機関	
公告の方法		公告の方法	
引受人		引受人	
社債の管理会社とその職務		社債の管理会社とその職務	
担保の種類		担保の種類	
担保の目的物		担保の目的物	
担保の順位		担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額		先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利		担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証		担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）		財務上の特約（担保提供制限）	

財務上の特約（その他の条項）		財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会		債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所		準拠法及び管轄裁判所	
取得格付		取得格付	
（新株予約権付社債に関する事項）			
新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間		新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件		新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件		自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項		代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
4～6（略）			
7【預託証券及び有価証券信託受益証券の募集】			
4～6（略）			
7【預託証券の募集】			

<p>8 (略)</p> <p>第2【売出要項】</p> <p>1【売出有価証券】</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)【売出預託証券及び売出有価証券信託受益証券】</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第2部【公開買付けに関する情報】(1)</p> <p>第1【公開買付けの概要】</p> <p>1【公開買付けの目的等】</p> <p>2【公開買付けの当事会社の概要】</p> <p>3【公開買付けに係る契約】</p> <p>4【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】</p> <p>5【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によつて発行(交付)される有価証券との相違】</p> <p>6【公開買付けに関する手続】</p> <p>第2【総合財務情報】</p> <p>第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】</p> <p>第3部【参照情報】(2)</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【四半期報告書又は半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年月 日至平成 年月 日) 平成 年月 日関東財務局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4部・第5部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) <u>公開買付けに関する情報</u></p> <p>第二号の六様式記載上の注意(1)から(9)までに準じて記載すること。</p> <p>(2) 参照情報</p> <p>a (略)</p> <p>b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p>	<p>8 (略)</p> <p>第2【売出要項】</p> <p>1【売出有価証券】</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)【売出預託証券】</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第2部【参照情報】(1)</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年月 日至平成 年月 日) 平成 年月 日関東財務局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第3部・第4部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 参照情報</p> <p>a (略)</p> <p>b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p>
--	--

(附) p.c

(附) p.c

発起人の引受株式		
計（総発行株式）		

【募集の条件】

額面・無額面の別	発行価格	資本組入額	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金	払込期日

【申込取扱場所】

店名	所在地

【払込取扱場所】

店名	所在地

(3) 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
計	-		-

2 【新株予約権証券の募集】

(1) 【募集の条件】

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
割当日	
払込期日	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) 【新株予約権証券の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数	引受けの条件
計		-	-

3 【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率（％）	

利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関・登録機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に対し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	
<u>（新株予約権付社債に関する事項）</u>	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	

新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、 取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取 得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	
4【コンベンショナル・ペーパー及び短期社債の募集】	
振出日	
振出地	
発行価格	
券面総額又は短期社債の総額	
発行価額の総額	
発行限度額	
発行限度額残高	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	
5【外国譲渡性預金証書の募集】	
預入日	
利払日	
記名・無記名の別	
満期日	
発行単位	
額面金額の総額	
割引率	

申込期間	
利率	
申込取扱場所	
利息支払の方法	
連携法及び管轄裁判所	
取得格付	

6【カバードワラントの募集】

7【預託証券及び有価証券信託受益証券の募集】

8【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
---------	-----------	---------

(2)【手取金の使途】

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

(1)【売出株式】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-----------------------	-----	------------	-------------------------

(2)【売出新株予約権証券】

売出数	売出価額の総額	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称
-----	---------	------------------------------

(新株予約権の内容等)

(3)【売出社債（売出短期社債を除く。）】

銘柄	売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称
----	---------------------	---------	-------------------------

(新株予約権付社債に関する事項)

(4)【売出コーポレート・ペーパー及び売出短期社債】

支払期日	売出券面額の総額又は売出短期社債の総額	売出価額の総額	売出しに係るコーポレート・ペーパー又は短期社債の所有者の住所及び氏名又は名称
------	---------------------	---------	--

(5) 【売出外国譲渡性預金証書】

満期日	売出対象の 預入金額	売出価額 の総額	売出しに係る外国譲渡性預金証書の所有者 の住所及び氏名又は名称
-----	---------------	-------------	------------------------------------

(6) 【売出カバードラント】

(7) 【売出預託証券及び売出有価証券信託受益証券】

2 【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位 金	申込受 付場所	売出しの委託を受けた者 の住所及び氏名又は名称	売出しの委託 契約の内容
------	------	-----------	------------	----------------------------	-----------------

第3 【その他の記載事項】

第2部 【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1 【組織再編成（公開買付け）の概要】

- 1 【組織再編成（公開買付け）の目的等】
- 2 【組織再編成（公開買付け）の当事会社の概要】
- 3 【組織再編成（公開買付け）に係る契約】
- 4 【組織再編成（公開買付け）に係る割当の内容及びその算定根拠】
- 5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違）】
- 6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】
- 7 【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】

第2 【総合財務情報】

第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

第3部 【発行者情報】

第1 【本国における法制等の概要】

1 【会社制度等の概要】

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

2 【外国為替管理制度】

3 【課税上の取扱い】

4 【法律意見】

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

2 【沿革】

3 【事業の内容】

4 【関係会社の状況】

5 【従業員の状況】

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

2 【生産、受注及び販売の状況】

3 【対処すべき課題】

4 【事業等のリスク】

5 【経営上の重要な契約等】

6 【研究開発活動】

7 【財政状態及び経営成績の分析】

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

2 【主要な設備の状況】

3 【設備の新設、除却等の計画】

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

発行済株式総数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)

【発行済株式】

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
計		-	

(2) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高	資本金増減額	資本金残高

(3) 【所有者別状況】

(4) 【大株主の状況】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—		

2 【配当政策】

3 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次					
決算年月					
最高(円)					
最低(円)					

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別					
最高(円)					
最低(円)					

4 【役員の状態】

5 【コーポレート・ガバナンスの状態】

第6 【経理の状態】

1 【財務書類】

2 【主な資産・負債及び収支の内容】

3 【その他】

第7 【外国為替相場の推移】

1 【最近5年間の事業年度別為替相場の推移】

回次					
決算年月					
最高(円)					
最低(円)					
平均(円)					
期末(円)					

2【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

月別					
最高(円)					
最低(円)					
平均(円)					

3【最近日の為替相場】

円(年 月 日)

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

2【その他の参考情報】

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

(1)【保証会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)平成 年 月 日 財務(支)局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期(第 期中)(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)平成 年 月 日 財務(支)局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出

【訂正報告書】

訂正報告書(上記 名称)の訂正報告書)を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

(1)【会社名・代表者の役職氏名及び本店の所在の場所】

(2)【本国における法制度の概要】

(3)【企業の概況】

(4)【事業の状況】

(5)【設備の状況】

<p>(6) 【保証会社の状況】</p> <p>(7) 【経理の状況】</p> <p>第2【保証会社以外の会社の情報】</p> <p>1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】</p> <p>2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】</p> <p>3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】</p> <p>第3【指数等の情報】</p> <p>1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】</p> <p>2【当該指数等の推移】</p> <p>第五部【特別情報】</p> <p>第1【最近の財務書類】</p> <p>第2【有価証券の様式】</p> <p>第3【保証会社及び運動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】</p> <p>第六部【組織再編成対象会社情報】</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>「第二部 組織再編成（公開買付け）」に関する情報、及び「第六部 組織再編成対象会社情報」については、第二号の六様式の記載上の注意に、それ以外の項目については、第七号様式の記載上の注意に準じて記載すること。</p>	
--	--

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案

現行

<p>第八号様式 【表紙】 【提出書類】 【根拠条文】</p> <p>有価証券報告書 金融商品取引法第24条第1項 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1～第4 (略) 第5【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1)【株式の総数等】(23) (略)</p> <p>【発行済株式】</p>	<p>第八号様式 【表紙】 【提出書類】 【根拠条文】</p> <p>有価証券報告書 証券取引法第24条第1項 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1～第4 (略) 第5【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1)【株式の総数等】(23) (略)</p> <p>【発行済株式】</p>																																
<table border="1"> <tr> <td>記名・無記名の別及び額面・無額面の別</td> <td>種類</td> <td>発行数(株)</td> <td>上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>(2)～(4) (略) 2～5 (略) 第6～第9 (略)</p> <p>第二部【提出会社の保証会社等の情報】 第1【保証会社情報】 1 (略)</p> <p>2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(38) (1)【保証会社が提出した書類】 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】 事業年度第 期(自平成 年月日 至平成 年月日) 平成 年月日 財務(支)局長に提出 (略)</p> <p>(2) (略)</p>	記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名									計		-	-	<table border="1"> <tr> <td>記名・無記名の別及び額面・無額面の別</td> <td>種類</td> <td>発行数(株)</td> <td>上場証券取引所名又は登録証券業協会名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>(2)～(4) (略) 2～5 (略) 第6～第9 (略)</p> <p>第二部【提出会社の保証会社等の情報】 第1【保証会社情報】 1 (略)</p> <p>2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(38) (1)【保証会社が提出した書類】 【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】 事業年度第 期(自平成 年月日 至平成 年月日) 平成 年月日 財務(支)局長に提出 (略)</p> <p>(2) (略)</p>	記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名									計		-	-
記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名																														
計		-	-																														
記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名																														
計		-	-																														

<p>3 (略)</p> <p>第2・第3 (略) (記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 一般的事項 a～f (略)</p> <p>g 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。 (a) 財務書類として連結財務諸表のみを掲げている場合には、<u>連結会社</u>について記載すること。</p> <p>(b)～(c) (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する主要な支店、<u>金融商品取引所</u>又は<u>認可金融商品取引業協会</u>について記載すること。</p>	<p>3 (略)</p> <p>第2・第3 (略) (記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 一般的事項 a～f (略)</p> <p>g 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。 (a) 財務書類として連結財務諸表のみを掲げている場合には、<u>提出会社と連結子会社</u>（以下この様式において「<u>連結会社</u>」という。）を<u>連結した</u>ものについて記載すること。</p> <p>(b)～(c) (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する主要な支店、<u>証券取引所</u>又は<u>証券業協会</u>について記載すること。</p>
<p>(7) 本国における法制等の概要 第1の1から3までの事項については、以下のいずれかにより記載すること。 a (略) b 5 事業年度ごとに当該事項の記載を行う。この場合には、当該事項の記載を行った事業年度（この号において「<u>基準事業年度</u>」という。）に続く4事業年度に係る報告書については、<u>基準事業年度を</u>明記した上、以下によること。 (a)・(b) (略)</p> <p>(8)～(32) (略)</p> <p>(33) その他 a (略) b <u>第七号様式記載上の注意(51)のcに準じて記載すること。</u> c (略)</p> <p>(34) (略)</p> <p>(35) 本邦における提出会社の株式事務等の概要 a・b (略) c bに掲げる事項については、5 事業年度ごとに記載することができる。この場合には、当該事項の記載を行った事業年度（この号において「<u>基準事業年度</u>」という。）に続く4事業年度に係る報告書の当該事項の記載については、<u>基準事業年度を</u>明記した上、以下によること。 (a)・(b) (略)</p> <p>(36) (略)</p> <p>(36 2) その他の参考情報 a・b (略) c <u>訂正報告書が当該書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、報告書、四半期報告書、半期</u></p>	<p>(7) 本国における法制等の概要 第1の1から3までの事項については、以下のいずれかにより記載すること。 a (略) b 5 事業年度ごとに当該事項の記載を行う。この場合には、当該事項の記載を行った事業年度（この号において「<u>基準事業年度</u>」という。）に続く4事業年度に係る報告書については、<u>基準事業年度を</u>明記した上、以下によること。 (a)・(b) (略)</p> <p>(8)～(32) (略)</p> <p>(33) その他 a (略) b (新設) c (略)</p> <p>(34) (略)</p> <p>(35) 本邦における提出会社の株式事務等の概要 a・b (略) c bに掲げる事項については、5 事業年度ごとに記載することができる。この場合には、当該事項の記載を行った事業年度（この号において「<u>基準事業年度</u>」という。）に続く4事業年度に係る報告書の当該事項の記載については、<u>基準事業年度を</u>明記した上、以下によること。 (a)・(b) (略)</p> <p>(36) (略)</p> <p>(36 2) その他の参考情報 a・b (略) c <u>訂正報告書が当該書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、報告書、半期報告書又は臨時</u></p>

<p>報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを併せて記載すること。</p> <p>(37) 保証の対象となつている社債（短期社債を除く。） 提出会社の発行している公募社債のうち、保証の対象となつているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当事業年度未現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。</p> <p>(38) 継続開示会社たる保証会社に関する事項</p>	<p>報告書のいずれの訂正報告書であるのかを併せて記載すること。</p> <p>(37) 保証の対象となつている社債（短期社債を除く。） 提出会社の発行している公募社債のうち、保証の対象となつているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当事業年度未現在の未償還額及び上場証券取引所又は登録証券業協会名を記載すること。</p> <p>(38) 継続開示会社たる保証会社に関する事項</p>
<p>a (略)</p> <p>b 本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。</p> <p>なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。</p>	<p>a (略)</p> <p>b 本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。</p> <p>なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。</p>
<p>c (略)</p> <p>d 「訂正報告書」については、当該訂正報告書が、報告書、四半期報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p> <p>(39) (略)</p> <p>(40) 保証会社以外の会社の情報</p> <p>提出会社の発行している有価証券に関し、運動子会社（第19条第3項に規定する運動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社等（例えば、提出会社の発行している有価証券がカバードフォワードにあつてはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあつては預託を受けている者、有価証券信託受益証券にあつては受益者）の企業情報について記載すること。</p>	<p>c (略)</p> <p>d 「訂正報告書」については、当該訂正報告書が、報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p> <p>(39) (略)</p> <p>(40) 保証会社以外の会社の情報</p> <p>提出会社の発行している有価証券に関し、運動子会社（第19条第3項に規定する運動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社等（例えば、提出会社の発行している有価証券がカバードフォワードにあつてはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあつては預託を受けている者）の企業情報について記載すること。</p>
<p>a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売出価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(41) (略)</p> <p>(42) 監査</p> <p>提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。</p>	<p>a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売出価額の総額、上場証券取引所又は登録証券業協会名等を記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(41) (略)</p> <p>(42) 監査</p> <p>提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。</p> <p>b 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第五号に掲げる権利（有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利に限る。）の発行者である場合には、本様式中「会社名」と</p>

(43) (略)	<p>あるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「会社」とあるのは「組合」と、「企業」とあるのは「組合」と、「従業員」とあるのは「組合員」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本金」とあるのは「出資金」と、「大株主」とあるのは「主要な組合員」と読み替えて記載すること。</p> <p>② 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第7号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。</p>
(43) (略)	(43) (略)

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案	現行																																
<p>第九号様式 【表紙】 【提出書類】 【根拠条文】</p> <p>有価証券報告書 金融商品取引法第24条第3項 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1～第4 (略) 第5【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1)【株式の総数等】 (略) 【発行済株式】</p> <table border="1" data-bbox="692 165 906 1048"> <tr> <td>記名・無記名の別及び額面・無額面の別</td> <td>種類</td> <td>発行数(株)</td> <td>上場金融商品取引所名又は登録認可証券取引業協会名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>-</td> <td></td> <td>-</td> </tr> </table> <p>(2)～(4) (略) 2～5 (略) 第6～第9 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可証券取引業協会名									計	-		-	<p>第九号様式 【表紙】 【提出書類】 【根拠条文】</p> <p>有価証券報告書 証券取引法第24条第3項 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1～第4 (略) 第5【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1)【株式の総数等】 (略) 【発行済株式】</p> <table border="1" data-bbox="692 1117 906 2000"> <tr> <td>記名・無記名の別及び額面・無額面の別</td> <td>種類</td> <td>発行数(株)</td> <td>上場証券取引所名又は登録証券業協会名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>-</td> <td></td> <td>-</td> </tr> </table> <p>(2)～(4) (略) 2～5 (略) 第6～第9 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名									計	-		-
記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可証券取引業協会名																														
計	-		-																														
記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名																														
計	-		-																														

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案

現行

<p>第九号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【根拠条文】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【会社名】(2)</p> <p>【代表者の役職氏名】(3)</p> <p>【最高財務責任者の役職氏名】(4)</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【代理人の氏名又は名称】(5)</p> <p>【代理人の住所又は所在地】</p> <p>【縦覧に供する場所】(6)</p> <p>1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】(7)</p> <p>2 【特記事項】(8)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 記載事項及び記載上の注意で、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。</p> <p>b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、確認書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。</p> <p>(2) 会社名</p> <p>原語名を括弧内に記載すること。</p> <p>(3) 代表者の役職氏名</p> <p>法第27条の30の5第1項の規定により確認書を書面で提出する場合には、併せて代表者が署名すること。</p> <p>(4) 最高財務責任者の役職氏名</p> <p>会社が財務報告に関し、代表者に準ずる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名を記載する。</p> <p>法第27条の30の5第1項の規定により確認書を書面で提出する場合には、併せて最高財務責任者が署名すること。</p> <p>(5) 代理人の氏名又は名称</p> <p>本邦内に住所を有する者であつて、確認書の提出に関する一切の行為につき確認書提出外国会社を代理する権限を有するもの(以下(5)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である</p>	<p>(新設)</p>
---	-------------

<p>場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の300の5第1項の規定により確認書を書面で提出する場合には、併せて代理人の氏名又は名称の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)</p> <p>(6) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。</p> <p>(7) 有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項 a 確認した有価証券報告書の事業年度を記載すること。なお、有価証券報告書の訂正報告書を確認した場合には、その旨を明記すること。 b 代表者及び最高財務責任者(会社が4)にいう最高財務責任者を定めている場合に限る。)が有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載すること。 c 確認を行った有価証券報告書の記載内容の範囲が限定されている場合には、その旨及びその理由を記載すること。</p> <p>(8) 特記事項 確認について特記すべき事項がある場合には、その旨及びその内容を記載すること。</p> <p>(9) 読替え a 提出者が、四半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「四半期会計期間」と読み替えて記載すること。 b 提出者が、半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と読み替えて記載すること。</p>	
---	--

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案

現行

<p>第九号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【根拠条文】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【四半期会計期間】</p> <p>【会社名】(2)</p> <p>【代表者の役職氏名】(3)</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【代理人の氏名又は名称】(4)</p> <p>【代理人の住所又は所在地】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】(5)</p> <p>【最寄りの連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【縦覧に供する場所】(6)</p> <p>名称 (所在地)</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1【本国における法制等の概要】(7)</p> <p>第2【企業の概況】</p> <p>1【主要な経営指標等の推移】(8)</p> <p>2【事業の内容】(9)</p> <p>3【関係会社の状況】(10)</p> <p>4【従業員の状況】(11)</p> <p>第3【事業の状況】</p> <p>1【生産、受注及び販売の状況】(12)</p> <p>2【経営上の重要な契約等】(13)</p> <p>3【財政状態及び経営成績の分析】(14)</p> <p>第4【設備の状況】(15)</p> <p>第5【提出会社の状況】</p> <p>1【株式等の状況】</p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

最低(円)					
-------	--	--	--	--	--

3【従業員の状況】(20)

第6【経理の状況】(21)

1【四半期財務書類】(22)

2【その他】(23)

第7【外国為替相場の推移】(24)

1【当該四半期中における月別為替相場の推移】

月別				
最高(円)				
最低(円)				
平均(円)				

2【最近日の為替相場】

円 (年 月 日)

第2部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】(25)

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(26)

(1)【保証会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日に関東財

務局長に提出

【臨時報告書】

の書類の提出後、本四半期報告書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成

年 月 日に関東財務局長に提出

【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】(27)

第2【保証会社以外の会社の情報】(28)

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

第3【指数等の情報】(29)

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

2【当該指数等の推移】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。
 - b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、四半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
 - c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
 - d 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
 - e 「第一部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。
 - f 四半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないう注意しなければならない。
 - g 第一節中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。
 - (a) 有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表のみを掲げている場合には、提出会社と連結子会社を連結したものについて記載すること。
 - (b) 有価証券報告書に財務書類として個別財務諸表のみを掲げている場合には、提出会社について記載すること。ただし、提出会社の事業に密接な関係を有する親会社又は重要な子会社がある場合には、それらについても記載事項ごとには一括して記載すること。
 - (c) 有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。
 - 財務諸表等規則第127条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときには(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときには(b)に準じて記載すること。
 - 財務諸表等規則第127条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合には、(a)に準じて記載すること。
 - h この様式において、「四半期累計期間」とは、四半期財務諸表等規則第3条第6号に規定する四半期累計期間をいう。
- (2) 会社名
原語名を括弧内に記載すること。
- (3) 代表者の役職氏名
四半期報告書の提出について正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

<p>(4) <u>代理人の氏名又は名称</u> <u>本邦内に住所を有する者であつて、四半期報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下（4）において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の300の5第1項の規定により四半期報告書を畫面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。</u></p> <p>(5) <u>事務連絡者氏名</u> <u>本邦内に住所を有する者であつて、関東財務局長から指示又は連絡を受けているものの氏名を記載すること。</u></p> <p>(6) <u>縦覧に供する場所</u> <u>公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。</u></p> <p>(7) <u>本国における法制等の概要</u> <u>当四半期会計期間に、提出会社の属する国・州等における会社制度、提出会社の定款等に規定する制度、外国為替管理制度及び課税上の取扱いについて異動があつた場合には、その概要を記載すること。</u></p> <p>(8) <u>主要な経営指標等の推移</u> <u>第四号の三様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。</u></p> <p>(9) <u>事業の内容</u> <u>第四号の三様式記載上の注意(6)に準じて記載すること。</u></p> <p>(10) <u>関係会社の状況</u> <u>第四号の三様式記載上の注意(7)に準じて記載すること。</u></p> <p>(11) <u>従業員の状況</u> <u>第四号の三様式記載上の注意(8)に準じて記載すること。</u></p> <p>(12) <u>生産、受注及び販売の状況</u> <u>第四号の三様式記載上の注意(9)に準じて記載すること。</u></p> <p>(13) <u>経営上の重要な契約等</u> <u>第四号の三様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。</u></p> <p>(14) <u>財政状態及び経営成績の分析</u> <u>第四号の三様式記載上の注意(11)に準じて記載すること。</u></p> <p>(15) <u>設備の状況</u> <u>第四号の三様式記載上の注意(12)に準じて記載すること。</u></p> <p>(16) <u>株式の総数等</u> <u>第七号様式記載上の注意(41)に準じて記載すること。</u></p> <p>(17) <u>発行済株式総数、資本金等の推移</u> <u>2 当四半期会計期間における発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。</u> <u>なお、資本金の増減については、その増減の金額が当四半期会計期間末日の資本金の100分の10以</u></p>	
---	--

<p>上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、四半期会計期間の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。</p> <p>b 新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）を欄外に記載すること。</p> <p>合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。</p> <p>新株予約権の行使による発行済株式総数及び資本金の増加については、当四半期会計期間の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。</p> <p>c 新株予約権を発行している場合には、当四半期会計期間末日現在における新株予約権の残高、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。</p> <p>(18) 大株主の状況</p> <p>a 当四半期会計期間が第2四半期会計期間（第1四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間をいう。以下この号において同じ。）の翌四半期会計期間をいう。以下この号において同じ。）である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。</p> <p>b 第2四半期会計期間の末日現在の議決権のある無記名株式の所有者の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。</p> <p>なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。</p> <p>c 当四半期会計期間が第1四半期会計期間及び第3四半期会計期間（第2四半期会計期間の翌四半期会計期間をいう。）である場合について、当四半期会計期間において大株主の異動があつた場合には、その旨を注記すること。</p> <p>(19) 株価の推移</p> <p>第七号様式記載上の注意(46)に準じて記載すること。</p> <p>(20) 役員の様況</p> <p>a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後この報告書の提出日までに役員（取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらの者と同等の権限を有する職員をいう。以下この様式において同じ。）に異動があつた場合に記載すること。</p> <p>b 新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴、任期、所有株式数及び就任年月日を記載すること。</p> <p>c 退任役員については、その役職名、氏名及び退任年月日を記載すること。</p> <p>d 役員役職の異動については、当該役員の氏名、新旧役職名及び異動年月日を記載すること。</p> <p>(21) 経理の様況</p> <p>四半期財務書類は、四半期財務諸表等規則第83条第1項から第3項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。</p> <p>(22) 四半期財務書類</p> <p>a 次の四半期財務書類を掲げること。</p>	
---	--

- (a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している四半期財務書類が、四半期財務諸表等規則第83条第1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により、四半期財務書類を掲げること。
- この場合において、四半期財務書類の種類（四半期会計期間に係る四半期貸借対照表、四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書並びに四半期累計期間に係るキャッシュ・フロー計算書をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。（以下(ハ)において同じ。）
- 当該地域において四半期連結財務諸表のみを開示している場合 四半期連結財務諸表
 - 当該地域において四半期財務諸表のみを開示している場合 四半期財務諸表
 - 当該地域において四半期連結財務諸表と四半期財務諸表の両者を開示している場合 四半期連結財務諸表
 - (b) 四半期財務諸表等規則第83条第3項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された四半期財務書類を掲げること。
 - b 当四半期会計期間に係る四半期財務書類と前年同四半期会計期間に係る四半期財務書類を掲げて比較すること。
- なお、この場合には、前事業年度に係る要約貸借対照表（有価証券報告書に記載された貸借対照表を四半期貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。）をも掲げること。
- (23) その他
- a 当該四半期会計期間終了後四半期報告書提出日まで、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものであるについては、記載を要しない。
 - b 当四半期会計期間に営業その他に重要な訴訟事件等があったときは、その概要について記載すること。
- (24) 外国為替相場の推移
- 四半期財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場の推移を記載すること。
- なお、四半期財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に当該四半期中において掲載されている場合には、記載を省略することができる。
- (25) 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）
- 提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当四半期会計期間の末日現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。
- (26) 継続開示会社たる保証会社に関する事項
- a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。
 - b 本四半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告

書が提出されている場合には、当該四半期報告書又は当該半期報告書)並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本四半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本四半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

「 臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。

「 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを併せて記載すること。

(27) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となつており、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。

当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度(以下この号において「直近事業年度」という。)に関する当該保証会社の業績の概要について、第8号様式「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

ただし、当該保証会社の直近事業年度が3月を超える場合であつて、おおむね、直近事業年度が開始した日から次の(a)から(c)までに掲げる日までの期間を経過した後に本四半期報告書が提出される場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間の当該保証会社の業績の概要について、本様式「第一部 企業情報」に準じて記載すること。

(a) 直近事業年度が開始した日から3月を経過した日以後令第4条の2の10第3項に規定する期間(b)及び(c)において「提出期間」という。)を経過した日 該当事業年度が開始した日以後3月間

(b) 直近事業年度が開始した日から6月を経過した日以後提出期間を経過した日 直近事業年度が開始した日から3月を経過した日以後3月間

(c) 直近事業年度が開始した日から9月を経過した日以後提出期間を経過した日 直近事業年度が開始した日から6月を経過した日以後3月間

(28) 保証会社以外の会社の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、運動子会社(第19条第3項に規定する運動子会社をいう。)その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について記載すること。

「 1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。

「 2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「 3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第二部中「第1 保証会社情報」の「 2 継続開示会社たる保証会社

<p>に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載すること。</p> <p>(29) 指数等の情報</p> <p>提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。</p> <p>a 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。</p> <p>b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度（6月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当四半期累計期間の月別最高・最低値を記載すること。</p>	
--	--

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案

現行

<p>第十号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1～第4 (略) 第5【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1)【株式の総数等】(18) (略)</p> <p>【発行済株式】</p> <table border="1" data-bbox="683 159 938 1048"> <tr> <td>記名・無記名の別及び額面・無額面の別</td> <td>種類</td> <td>発行数(株)</td> <td>上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>(2)・(3) (略) 2・3 (略) 第6～第8 (略)</p> <p>第二部【提出会社の保証会社等の情報】 第1【保証会社情報】 1 (略) 2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(29) (1)【保証会社が提出した書類】 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】 事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出 ・ (略) (2) (略) 3 (略) 第2・第3 (略)</p>	記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名									計		-	-	<p>第十号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1～第4 (略) 第5【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1)【株式の総数等】(18) (略)</p> <p>【発行済株式】</p> <table border="1" data-bbox="683 1099 938 1989"> <tr> <td>記名・無記名の別及び額面・無額面の別</td> <td>種類</td> <td>発行数(株)</td> <td>上場証券取引所名又は登録証券業協会名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>(2)・(3) (略) 2・3 (略) 第6～第8 (略)</p> <p>第二部【提出会社の保証会社等の情報】 第1【保証会社情報】 1 (略) 2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(29) (1)【保証会社が提出した書類】 【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】 事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出 ・ (略) (2) (略) 3 (略) 第2・第3 (略)</p>	記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名									計		-	-
記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名																														
計		-	-																														
記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名																														
計		-	-																														

<p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～f (略)</p> <p>g 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。 (略)</p> <p>財務諸表等規則第127条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合には、(a)に準じて記載すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する主要な支店、<u>金融商品取引所</u>又は認可金融商品取引業協会について記載すること。</p> <p>(7)～(22) (略)</p> <p>(23) 経理の状況 中間財務書類は、<u>中間財務諸表等規則第74条第1項、第2項又は第3項の規定のうちいずれか</u>によるものであるかを記載すること。</p> <p>(24) 中間財務書類 a 次の中間財務書類を掲げること。 (a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している中間財務書類が、<u>中間財務諸表等規則第74条第1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることかないものとして認められた場合には、次の区分により、中間財務書類を掲げること。</u> この場合において、<u>中間財務書類の種類(中間貸借対照表、中間損益計算書等をいう。)</u>は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。(以下(b)において同じ。) ～ (略)</p> <p>(b) <u>中間財務諸表等規則第74条第3項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された中間財務書類を掲げること。</u> b (略)</p> <p>(25)～(27) (略)</p> <p>(28) 保証の対象となっている社債(短期社債を除く。) 提出会社の発行している公債社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当該半期末現在の未償還額及び<u>上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会</u>を記載すること。</p> <p>(29) 継続開示会社たる保証会社に関する事項 a (略) b 本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～f (略)</p> <p>g 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。 (略)</p> <p>財務諸表等規則第127条第4項又は第5項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合には、(a)に準じて記載すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する主要な支店、<u>証券取引所</u>又は<u>証券業協会</u>について記載すること。</p> <p>(7)～(22) (略)</p> <p>(23) 経理の状況 中間財務書類は、<u>中間財務諸表等規則第63条第1項、第2項、第3項又は第4項の規定のうちいずれか</u>によるものであるかを記載すること。</p> <p>(24) 中間財務書類 a 次の中間財務書類を掲げること。 (a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している中間財務書類が、<u>中間財務諸表等規則第63条第1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることかないものとして認められた場合には、次の区分により、中間財務書類を掲げること。</u> この場合において、<u>中間財務書類の種類(中間貸借対照表、中間損益計算書等をいう。)</u>は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。(以下(b)において同じ。) ～ (略)</p> <p>(b) <u>中間財務諸表等規則第63条第3項又は第4項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された中間財務書類を掲げること。</u> b (略)</p> <p>(25)～(27) (略)</p> <p>(28) 保証の対象となっている社債(短期社債を除く。) 提出会社の発行している公債社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当該半期末現在の未償還額及び<u>上場証券取引所又は登録証券業協会</u>を記載すること。</p> <p>(29) 継続開示会社たる保証会社に関する事項 a (略) b 本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報</p>
---	---

<p> 告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。 なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。 </p>	<p> 告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。 なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。 </p>
<p> c (略) d 「訂正報告書」については、当該訂正報告書が、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。 </p>	<p> c (略) d 「訂正報告書」については、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。 </p>
<p> (30) (略) </p>	<p> (30) (略) </p>
<p> (31) 保証会社以外の会社の情報 提出会社の発行している有価証券に関し、運動子会社（第19条第3項に規定する運動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社等の企業情報について記載すること。 </p>	<p> (31) 保証会社以外の会社の情報 提出会社の発行している有価証券に関し、運動子会社（第19条第3項に規定する運動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社等の企業情報について記載すること。 </p>
<p> a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。 b (略) </p>	<p> a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売価額の総額、上場証券取引所又は登録証券業協会名等を記載すること。 b (略) </p>
<p> (32) (略) </p>	<p> (32) (略) </p>
<p> (33) 読替え <u>提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。</u> </p>	<p> (33) 読替え <u>提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。</u> </p>
<p> b 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第5号に掲げる権利（有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利に限る。）の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「企業」とあるのは「組合」と、「従業員」とあるのは「組合員」と、「会社」とあるのは「組合」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本金」とあるのは「出資金」と、「大株主」とあるのは「主要な組合員」と読み替えて記載すること。 </p>	<p> b 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第5号に掲げる権利（有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利に限る。）の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「企業」とあるのは「組合」と、「従業員」とあるのは「組合員」と、「会社」とあるのは「組合」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本金」とあるのは「出資金」と、「大株主」とあるのは「主要な組合員」と読み替えて記載すること。 </p>
<p> c 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第7号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。 </p>	<p> c 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第7号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。 </p>
<p> (34) (略) </p>	<p> (34) (略) </p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>第十号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 臨時報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 読替え</p> <p>提出者が、<u>社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と読み替えて記載すること。</u></p>	<p>第十号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 臨時報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 読替え</p> <p>a 提出者が、<u>社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と読み替えて記載すること。</u></p> <p>b 提出者が、<u>法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第5号に掲げる権利（有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利に限る。）の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と読み替えて記載すること。</u></p> <p>c 提出者が、<u>法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第7号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。</u></p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案

現行

第十号の三様式	第十号の三様式
<p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【根拠条文】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【事業年度】</p>	<p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【根拠条文】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【事業年度】</p>
<p>親会社等状況報告書</p> <p>金融商品取引法第24条の7第1項及び第2項</p> <p>財務（支）局長</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）</p>	<p>親会社等状況報告書</p> <p>証券取引法第24条の7第1項及び第2項</p> <p>財務（支）局長</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）</p>
<p>【会社名】</p> <p>【英訳名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【代理人の氏名又は名称】</p> <p>【代理人の住所又は所在地】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【提出子会社名】（1）</p> <p>【提出子会社代表者の役職氏名】</p> <p>【提出子会社本店の所在の場所】</p> <p>【縦覧に供する場所】</p>	<p>【会社名】</p> <p>【英訳名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【代理人の氏名又は名称】</p> <p>【代理人の住所又は所在地】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【最寄りの連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>【縦覧に供する場所】</p>
<p>名称</p> <p>（所在地）</p>	<p>名称</p> <p>（所在地）</p>
<p>第1（略）</p> <p>第2 【計算書類等】(2)</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>以下に掲げるものを除き、第八号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) 提出会社を親会社等とする提出子会社について記載すること。</p> <p>(2) 親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の会社法第435条第2項及び会社計算規則第91条に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告及び附属明細書に準ずるもの（以下「計算書類等」という。）を記載すること（同法第436条第1項及び第2項の規定による</p>	<p>第1（略）</p> <p>第2 【計算書類等】(1)</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>以下に掲げるものを除き、第八号様式に準じて記載すること。</p> <p>（新設）</p> <p>(1) 親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の会社法第435条第2項及び会社計算規則第91条に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、事業報告及び附属明細書に準ずるもの（以下「計算書類等」という。）を記載すること（同法第436条第1項及び第2項の規定による監査</p>

<p>(3) (略)</p> <p>る監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）の監査に係る監査報告に準ずるもの及び同項の規定による会計監査人の監査を受けている場合の当該監査に係る監査報告に準ずるものを当該計算書類等に添付すること。）。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）の監査に係る監査報告に準ずるもの及び同項の規定による会計監査人の監査を受けている場合の当該監査に係る監査報告に準ずるものを当該計算書類等に添付すること。）。</p>
--	---

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>第十一号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】(8)</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【四半期報告書又は半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年月 日至平成 年月 日) 平成 年月 日 財務(支)局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 縦覧に供する場所</p> <p>公衆の縦覧に供する主要な支店及び<u>金融商品取引所</u>又は<u>認可金融商品取引業協会</u>について記載すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 参照情報</p> <p>a (略)</p> <p>b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(9) (略)</p>	<p>第十一号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】(8)</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年月 日至平成 年月 日) 平成 年月 日 財務(支)局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 縦覧に供する場所</p> <p>公衆の縦覧に供する主要な支店及び<u>証券取引所</u>又は<u>証券業協会</u>について記載すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 参照情報</p> <p>a (略)</p> <p>b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(9) (略)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>第十一号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>発行登録書 （略）</p> <p>第一部（略）</p> <p>第二部【参照情報】</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1（略）</p> <p>2【四半期報告書又は半期報告書】</p> <p>事業年度第 期中（自平成 年月 日至平成 年月 日）平成 年月 日__財務（支）局長に提出</p> <p>3・4（略）</p> <p>第2・第3（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>（略）</p>	<p>第十一号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>発行登録書 （略）</p> <p>第一部（略）</p> <p>第二部【参照情報】</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1（略）</p> <p>2【半期報告書】</p> <p>事業年度第 期中（自平成 年月 日至平成 年月 日）平成 年月 日__財務（支）局長に提出</p> <p>3・4（略）</p> <p>第2・第3（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>（略）</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>第十一号の二の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>発行登録書 （略）</p> <p>第一部（略）</p> <p>第二部【参照情報】</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1（略）</p> <p>2【四半期報告書又は半期報告書】</p> <p>事業年度第 期中（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日____財務（支）局長に提出</p> <p>3・4（略）</p> <p>第2・第3（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>（略）</p>	<p>第十一号の二の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>発行登録書 （略）</p> <p>第一部（略）</p> <p>第二部【参照情報】</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1（略）</p> <p>2【半期報告書】</p> <p>事業年度第 期中（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日____財務（支）局長に提出</p> <p>3・4（略）</p> <p>第2・第3（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>（略）</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>第十一号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 訂正発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する主な支店、<u>金融商品取引所</u>又は<u>認可金融商品取引業協会</u>について記載すること。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>第十一号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 訂正発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する主な支店、<u>証券取引所</u>又は<u>証券業協会</u>について記載すること。</p> <p>(5) (略)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案

現行

<p>第十二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録追補書類番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>発行登録追補書類 (略)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【募集要項】</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4【新規発行新株予約権証券】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)【新株予約権の内容等】</p> <table border="1"> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代用払込みに関する事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) (略)</p> <p>5【新規発行社債（短期社債を除く。）】</p>	新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件		新株予約権の譲渡に関する事項		代用払込みに関する事項		組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		<p>第十二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録追補書類番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>発行登録追補書類 (略)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【募集要項】</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4【新規発行新株予約権証券】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)【新株予約権の内容等】</p> <table border="1"> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代用払込みに関する事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) (略)</p> <p>5【新規発行社債（短期社債を除く。）】</p>	新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件		新株予約権の譲渡に関する事項		代用払込みに関する事項		組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の目的となる株式の種類																																																	
新株予約権の目的となる株式の数																																																	
新株予約権の行使時の払込金額																																																	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額																																																	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																	
新株予約権の行使期間																																																	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																																																	
新株予約権の行使の条件																																																	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件																																																	
新株予約権の譲渡に関する事項																																																	
代用払込みに関する事項																																																	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項																																																	
新株予約権の目的となる株式の種類																																																	
新株予約権の目的となる株式の数																																																	
新株予約権の行使時の払込金額																																																	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額																																																	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																	
新株予約権の行使期間																																																	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																																																	
新株予約権の行使の条件																																																	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件																																																	
新株予約権の譲渡に関する事項																																																	
代用払込みに関する事項																																																	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項																																																	

銘柄		銘柄	
記名・無記名の別		記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)		券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)		各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)		発行価額の総額(円)	
発行価格(円)		発行価格(円)	
利率(%)		利率(%)	
利払日		利払日	
利息支払の方法		利息支払の方法	
償還期限		償還期限	
償還の方法		償還の方法	
募集の方法		募集の方法	
申込証拠金(円)		申込証拠金(円)	
申込期間		申込期間	
申込取扱場所		申込取扱場所	
払込期日		払込期日	
振替機関・登録機関		振替機関・登録機関	
担保の種類		担保の種類	
担保の目的物		担保の目的物	
担保の順位		担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額		先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利		担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社		担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証		担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)		財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)		財務上の特約(その他の条項)	
取得格付		取得格付	
(新株予約権付社債に関する事項)		(新株予約権付社債に関する事項)	
新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の種類	

新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6・7 (略)

第2・第3 (略)

第二部【公開買付けに関する情報】(7)

第1【公開買付けの概要】

- 1【公開買付けの目的等】
- 2【公開買付けの当事会社の概要】
- 3【公開買付けに係る契約】
- 4【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】
- 5【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違】
- 6【公開買付けに関する手続】

第2【総合財務情報】

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

第三部【参照情報】(8)

第1【参照書類】

- 1 (略)
- 2【四半期報告書又は半期報告書】

新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6・7 (略)

第2・第3 (略)

(新設)

第二部【参照情報】(7)

第1【参照書類】

- 1 (略)
- 2【半期報告書】

事業年度 第 期中(自平成 年月 日 至平成 年月 日) 平成 年月 日__財務(支)局長に提出 3・4 (略) 第2・第3 (略)	事業年度 第 期中(自平成 年月 日 至平成 年月 日) 平成 年月 日__財務(支)局長に提出 3・4 (略) 第2・第3 (略)
<p>【<u>第四部【保証会社等の情報】(9)</u>】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する主要な支店及び金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。</p> <p>【<u>7】 公開買付けに関する情報</u> 第二号の六様式記載上の注意①から⑨までに準じて記載すること。</p> <p>【<u>8】 参照情報</u> a (略) b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告者が、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。 c・d (略)</p> <p>【<u>9</u>】 (略)</p>	<p>【<u>第三部【保証会社等の情報】(8)</u>】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する主要な支店及び証券取引所又は証券業協会について記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>【<u>7</u>】 参照情報 a (略) b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告者が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。 c・d (略)</p> <p>【<u>8</u>】 (略)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>第十二号の二様式 【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】</p> <p>発行登録追補書類 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【公開買付けに関する情報】(5)</p> <p>第1【公開買付けの概要】</p> <p>1【公開買付けの目的等】</p> <p>2【公開買付けの当会社の概要】</p> <p>3【公開買付けに係る契約】</p> <p>4【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】</p> <p>5【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違】</p> <p>6【公開買付けに関する手続】</p> <p>第2【統合財務情報】</p> <p>第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】</p> <p>第三部【参照情報】(6)</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【四半期報告書又は半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支)</p> <p>局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 公開買付けに関する情報</p> <p>第二号の六様式記載上の注意(1)から(9)までに準じて記載すること。</p>	<p>第十二号の二様式 【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】</p> <p>発行登録追補書類 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第二部【参照情報】(5)</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支)</p> <p>局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p>

(6) (略)

(5) (略)

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案

現行

<p>第十四号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】(8)</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【四半期報告書又は半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年月 日 至平成 年月 日) 平成 年月 日関東財務局長 に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する主要な支店及び<u>金融商品取引所</u>について記載すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 参照情報</p> <p>a (略)</p> <p>b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、<u>四半期報告書</u>、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(9) (略)</p>	<p>第十四号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】(8)</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年月 日 至平成 年月 日) 平成 年月 日関東財務局長 に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する主要な支店及び<u>証券取引所</u>について記載すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 参照情報</p> <p>a (略)</p> <p>b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(9) (略)</p>
---	---

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>第十四号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【四半期報告書又は半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>	<p>第十四号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案

現行

<p>第十五号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録追補書類番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録追補書類 (略)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【募集要項】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【新株予約権証券の募集】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)【新株予約権の内容等】</p>	<table border="1"> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代用払込みに関する事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) (略)</p>	新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件		新株予約権の譲渡に関する事項		代用払込みに関する事項		組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の目的となる株式の種類																									
新株予約権の目的となる株式の数																									
新株予約権の行使時の払込金額																									
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額																									
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																									
新株予約権の行使期間																									
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																									
新株予約権の行使の条件																									
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件																									
新株予約権の譲渡に関する事項																									
代用払込みに関する事項																									
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項																									
<p>第十五号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録追補書類番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録追補書類 (略)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【募集要項】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【新株予約権証券の募集】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)【新株予約権の内容等】</p>	<table border="1"> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代用払込みに関する事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) (略)</p>	新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件		新株予約権の譲渡に関する事項		代用払込みに関する事項		組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の目的となる株式の種類																									
新株予約権の目的となる株式の数																									
新株予約権の行使時の払込金額																									
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額																									
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																									
新株予約権の行使期間																									
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																									
新株予約権の行使の条件																									
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件																									
新株予約権の譲渡に関する事項																									
代用払込みに関する事項																									
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項																									

3【社債（短期社債を除く。）の募集】	
銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関・登録機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

3【社債（短期社債を除く。）の募集】	
銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関・登録機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

4～6 (略)

第2・第3 (略)

第二部【公開買付けに関する情報】(7)

第1【公開買付けの概要】

- 1【公開買付けの目的等】
- 2【公開買付けの当事会社の概要】
- 3【公開買付けに係る契約】
- 4【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】
- 5【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違】
- 6【公開買付けに関する手続】

第2【総合財務情報】

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

第三部【参照情報】(8)

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(新株予約権付社債に関する事項)	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

4～6 (略)

第2・第3 (略)

(新設)

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

<p>1 (略)</p> <p>2 【<u>四半期報告書又は半期報告書</u>】 事業年度 第 期中(自平成 年 月 日至平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長 に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第四部【<u>保証会社等の情報</u>】(9)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する主要な支店及び<u>金融商品取引所</u>について記載すること。</p> <p>(7) 公開買付けに関する情報 第二号の六様式記載上の注意①から⑨までに準じて記載すること。</p> <p>(8) 参照情報 a (略) b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、<u>有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書又は臨時報告書</u>のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。 c・d (略)</p> <p>(9) (略)</p>	
<p>1 (略)</p> <p>2 【<u>半期報告書</u>】 事業年度 第 期中(自平成 年 月 日至平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長 に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第三部【<u>保証会社等の情報</u>】(8)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する主要な支店及び<u>証券取引所</u>について記載すること。 (新設)</p> <p>(7) 参照情報 a (略) b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、<u>有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書</u>のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。 c・d (略)</p> <p>(8) (略)</p>	

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改 正 案	現 行
<p>第十七号様式 【表紙】 【提出書類】 自己株券買付状況報告書 【根拠条文】 金融商品取引法第24条の6第1項 (略)</p>	<p>第十七号様式 【表紙】 【提出書類】 自己株券買付状況報告書 【根拠条文】 証券取引法第24条の6第1項 (略)</p>

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 外国債等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）<u>第二条第一項第十七号</u>に掲げる有価証券のうち、同項第一号から第三号まで又は第六号に掲げるものの性質を有するもの（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）<u>第一条第一号</u>ホに掲げるものを除く。）</p> <p>ロ <u>法第二条第一項第二十号</u>に掲げる有価証券のうち、イに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの</p> <p>一の二 (略)</p> <p>二 有価証券の種類 <u>法第二条第一項第十七号</u>に掲げる有価証券について、同項第一号から第三号まで及び第六号に掲げるものの性質の異なるごとに区分されたものをいう。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 有価証券の売出し <u>法第二条第四項</u>に規定する有価証券の売出し（<u>法第四条第一項第四号</u>に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び同条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 外国債等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）<u>第二条第一項第九号</u>に掲げる有価証券のうち、同項第一号から第三号まで又は第五号に掲げるものの性質を有するもの（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）<u>第一条第一号</u>ホに掲げるものを除く。）</p> <p>ロ <u>法第二条第一項第十号</u>の三に掲げる有価証券のうち、イに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの</p> <p>一の二 (略)</p> <p>二 有価証券の種類 <u>法第二条第一項第九号</u>に掲げる有価証券について、同項第一号から第三号まで及び第五号に掲げるものの性質の異なるごとに区分されたものをいう。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 有価証券の売出し <u>法第二条第四項</u>に規定する有価証券の売出し（<u>法第四条第一項第二号</u>に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び同条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者</p>

(法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。)をいう。

五〇二十一 (略)

二十二 金融商品取引所 法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、本邦(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。)以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

二十三 金融商品取引業者 法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)をいう。

(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

第一条の二 発行者が外国債等の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

一 (略)

一の二 募集(金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。)第一条の六で定める要件に該当することにより募集に該当することとなった場合に限る。)に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同条に規定する同種の新規発行証券の発行価

向け勧誘(法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。)をいう。

五〇二十一 (略)

二十二 証券取引所 法第二条第十六項に規定する証券取引所をいい、本邦(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。)以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

(新設)

(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

第一条の二 発行者が外国債等の発行者である場合における法第四条第一項第三号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

一 (略)

一の二 募集(証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。)第一条の六で定める要件に該当することにより募集に該当することとなった場合に限る。)に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同条に規定する同種の新規発行証券の発行価額の

額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

二〇五 (略)

(適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者の代理人)

第一条の三 その有価証券発行勧誘等(法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。)が適格機関投資家向け勧誘(法第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。以下同じ。)に該当する外国債等の発行者は、本邦内に住所を有する者であつて、当該有価証券の譲渡に関する行為につき、当該外国債等の発行者を代理する権限を有するもの(次条において「発行者の代理人」という。)を定めなければならない。

(有価証券通知書)

第二条 (略)

2 有価証券通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものであるときは、その訳文を付さなければならない。

一 当該発行者又は所有者が金融商品取引業者との間に締結した元引受契約の契約書の写し

二・三 (略)

3 (略)

総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

二〇五 (略)

(私募により取得の申込みの勧誘が行われる有価証券の発行者の代理人)

第一条の三 その取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号イに掲げる場合に該当する外国債等の発行者は、本邦内に住所を有する者であつて、当該有価証券の譲渡に関する行為につき、当該外国債等の発行者を代理する権限を有するもの(次条において「発行者の代理人」という。)を定めなければならない。

(有価証券通知書)

第二条 (略)

2 有価証券通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものであるときは、その訳文を付さなければならない。

一 当該発行者又は所有者が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

二・三 (略)

3 (略)

(開示が行われている場合)

第三条の二 法第四条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、当該有価証券が外国債等である場合には次に掲げる場合とする。

- 一 当該外国債等と同一の発行に係る外国債等について既に行われた売出し又は当該外国債等と同種の外国債等(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。)第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該外国債等と同一である他の外国債等をいう。以下この条において同じ。)について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じている場合(当該外国債等の発行者が法第二十七条において準用する法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。)

二・三 (略)

(有価証券届出書の記載の特例)

第六条 有価証券届出書につき、法第二十七条において準用する法第五条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

- 一 当該有価証券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

(開示が行われている場合)

第三条の二 法第四条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、当該有価証券が外国債等である場合には次に掲げる場合とする。

- 一 当該外国債等と同一の発行に係る外国債等について既に行われた売出し又は当該外国債等と同種の外国債等(証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。)第六条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該外国債等と同一である他の外国債等をいう。以下この条において同じ。)について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じている場合(当該外国債等の発行者が法第二十七条において準用する法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。)

二・三 (略)

(有価証券届出書の記載の特例)

第六条 有価証券届出書につき、法第二十七条において準用する法第五条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

- 一 当該有価証券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ・ロ (略)

ホ 引受けの契約の内容（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものの名称及び住所を除く。）

ヘ・ト (略)

二 当該有価証券の売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

イ・ロ (略)

ハ 売出しの委託契約の内容（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものの名称及び住所を除く。）

（参照方式による有価証券届出書）

第六条の三 (略)

2・3 (略)

4 法第二十七条において準用する法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする外国債等の発行者が次の各号のいずれかに該当することとする。

一 (略)

二 一の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下この項において同じ。）により、当該発行者が発行者である外国債等で既に発行されたもののいずれかに特定格付（企業内容等の開示に関する内閣府令第九条の四第五項第一号ホに規定する格付をいう。以下この項において同じ。）が付与され、かつ、他の指定格付機関に

イ・ロ (略)

ホ 引受けの契約の内容（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものの名称及び住所を除く。）

ヘ・ト (略)

二 当該有価証券の売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

イ・ロ (略)

ハ 売出しの委託契約の内容（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものの名称及び住所を除く。）

（参照方式による有価証券届出書）

第六条の三 (略)

2・3 (略)

4 法第二十七条において準用する法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする外国債等の発行者が次の各号のいずれかに該当することとする。

一 (略)

二 一の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下この項において同じ。）により、当該発行者が発行者である外国債等で既に発行されたもののいずれかに特定格付（企業内容等の開示に関する内閣府令第九条の四第四項第一号ホに規定する格付をいう。以下この項において同じ。）が付与され、かつ、他の指定格付機関に

より、当該者が発行者である外国債等で既に発行されたもの又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする外国債等のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

（有価証券届出書の添付書類）

第七条 法第二十七条において準用する法第五条第六項の規定により外国債等の発行者が有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。この場合において、第一号ロからニまで（第二号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、法第二十七条において準用する法第七条に規定する訂正届出書に添付して提出することができる。

一 第二号様式又は第二号の二様式により作成した有価証券届出書
イ（略）

ロ 当該発行者又は所有者が金融商品取引業者との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ハ～ホ（略）

ヘ 外国債等（法第二条第一項第一号及び第六号に掲げるものの性質を有するものを除く。）の元利金の支払につき当該発行者の属する国の保証が付されているときは、当該保証の内容を記載した書面

より、当該者が発行者である外国債等で既に発行されたもの又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする外国債等のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

（有価証券届出書の添付書類）

第七条 法第二十七条において準用する法第五条第五項の規定により外国債等の発行者が有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。この場合において、第一号ロからニまで（第二号において引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、法第二十七条において準用する法第七条に規定する訂正届出書に添付して提出することができる。

一 第二号様式又は第二号の二様式により作成した有価証券届出書
イ（略）

ロ 当該発行者又は所有者が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ハ～ホ（略）

ヘ 外国債等（法第二条第一項第一号及び第五号に掲げるものの性質を有するものを除く。）の元利金の支払につき当該発行者の属する国の保証が付されているときは、当該保証の内容を記載した書面

二 第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ・ロ (略)

ハ 当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合（次に定める重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

(2) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

二 (略)

2 (略)

(訂正発行登録書の提出事由等)

第十一条の五 提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十七条において準用する法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一 (略)

二 第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ・ロ (略)

ハ 当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

(イ) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

(ロ) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

二 (略)

2 (略)

(訂正発行登録書の提出事由等)

第十一条の五 提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十七条において準用する法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一 (略)

二 記載された引受けを予定する金融商品取引業者のうちの主たるものに異動があつたこと。

三 (略)

2・3 (略)

(発行登録通知書の記載内容等)

第十一条の十 (略)

2 発行登録通知書には、次の各号に掲げる書類(第十一条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一 当該発行者又は所有者が金融商品取引業者との間に締結した元引受契約の契約書の写し

二・三 (略)

3 (略)

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十一条の十二 法第二十七条において準用する法第二十三条の十二第二項において準用し、同項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一・二 (略)

二 記載された引受けを予定する証券会社の中の主たるものに異動があつたこと。

三 (略)

2・3 (略)

(発行登録通知書の記載内容等)

第十一条の十 (略)

2 発行登録通知書には、次の各号に掲げる書類(第十一条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一 当該発行者又は所有者が証券会社との間に締結した元引受契約の契約書の写し

二・三 (略)

3 (略)

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十一条の十二 法第二十七条において準用する法第二十三条の十二第二項において準用し、同項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 発行登録追補目論見書

イ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合（次に定める重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

(1) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

(2) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ロ (略)

2 (略)

(適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十一条の十三 (略)

2 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

三 発行登録追補目論見書

イ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

(イ) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

(ロ) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ロ (略)

2 (略)

(適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十一条の十三 (略)

2 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号イに該当することにより当該取得の申込みの勧誘に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

- 一 当該有価証券発行勧誘等に令第一条の四第一号に規定する条件が付されている場合 当該有価証券発行勧誘等に付された条件の内容
- 二 当該有価証券に定義府令第十一条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容
- 三 当該有価証券が定義府令第十一条第二項又は第三項に定める要件に該当している場合 当該要件の内容

3
(略)

(少数者向け勧誘等に係る告知の内容等)

- 第十一条の十四 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第三項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等が少数者向け勧誘(同項に規定する少数者向け勧誘をいう。)に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
 - 一 当該有価証券に定義府令第十三条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容
 - 二 当該有価証券が定義府令第十三条第二項又は第三項に定める要件を満たしている場合 当該要件のうち当該有価証券の所有者の権利を制限するもの内容

2
(略)

- 一 当該有価証券の取得の申込みの勧誘に令第一条の五第一号に規定する条件が付されている場合 当該取得の申込みの勧誘に付された条件の内容
- 二 当該有価証券に定義府令第五条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容
- 三 当該有価証券が定義府令第五条第二項及び第三項に定める要件に該当している場合 当該要件の内容

3
(略)

(少数者向け勧誘等に係る告知の内容等)

- 第十一条の十四 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第三項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号ロに該当することにより当該取得の申込みの勧誘に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
 - 一 当該有価証券に定義府令第七条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容
 - 二 当該有価証券が定義府令第七条第二項に定める要件を満たしている場合 当該要件のうち当該有価証券の所有者の権利を制限するもの内容

2
(略)

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第十一条の十五 (略)

2 法第二十七条において準用する法第二十三条の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 金融商品取引業者(認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。)、登録金融機関(法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいい、認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。ロ及び次号において同じ。)又は金融商品仲介業者(法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。)が適格機関投資家(法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。)以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘(以下この項において単に「勧誘」という。)を行う場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ 当該有価証券の保管の委託を受けた金融商品取引業者又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第十一条の十五 (略)

2 法第二十七条において準用する法第二十三条の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 証券会社(証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。)、登録金融機関(法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいい、証券業協会に加入しているものに限る。ロ及び次号において同じ。)又は証券仲介業者(法第二条第十一項に規定する証券仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。)が適格機関投資家(法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。)以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘(以下この項において単に「勧誘」という。)を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ 当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

二 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該勧誘の相手方が金融商品取引業者又は登録金融機関である場合

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を金融商品取引業者又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十三条の二第四項において同じ）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ 当該勧誘を行う者が金融商品取引業者、登録金融機関又は証券仲介業者であり、かつ、当該有価証券を買付けた者がその有価証券の保管を金融商品取引業者又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

3～8 (略)

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第十三条 法第二十七条において準用する法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国債等の発行者が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

二 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該勧誘の相手方が証券会社又は登録金融機関である場合

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十三条の二第四項において同じ）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ 当該勧誘を行う者が証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者であり、かつ、当該有価証券を買付けた者がその有価証券の保管を証券会社又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

3～8 (略)

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第十三条 法第二十七条において準用する法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国債等の発行者が令第三条の五ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

<p>一〇三 (略)</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續等)</p> <p>第十三条の二 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>4 前項に規定する数は、申請のあつた日の属する会計年度の直前会計年度又は事業年度の直前事業年度の末日において当該外国債等の保管の委託を受けている金融商品取引業者の有する当該外国債等の所有者の名簿に記載されている者(非居住者を除く。)の数により算定するものとする。</p> <p>五・六 (略)</p> <p>(承認申請書等の提出先)</p> <p>第十六条の二 令第四条第一項の規定による承認申請書及び法第二十五条第四項の規定に係る申請に係る書類は、関東財務局長に提出しなければならない。</p> <p>第十八条 金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、外国債等に係る法第二十七条において準用する法第二十五条第一項各号に掲げる書類の写しを、同条第三項の規定により、その業務時間中公衆の縦覧に供しなければならない。</p>	<p>一〇三 (略)</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續等)</p> <p>第十三条の二 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>4 前項に規定する数は、申請のあつた日の属する会計年度の直前会計年度又は事業年度の直前事業年度の末日において当該外国債等の保管の委託を受けている証券会社の有する当該外国債等の所有者の名簿に記載されている者(非居住者を除く。)の数により算定するものとする。</p> <p>五・六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第十八条 証券取引所及び証券業協会は、外国債等に係る法第二十七条において準用する法第二十五条第一項各号に掲げる書類の写しを、同条第三項の規定により、その業務時間中公衆の縦覧に供しなければならない。</p>
---	---

○ 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>第一号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c この様式中「募集債権」、「債券」、「券面総額」及び「売出債券」は、振替外債（仕債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第127条において準用する同法第66条（第1号を除く。））に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利をいひ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第220条第1項に規定する外国投資法人の発行する投資法人債券に類する証券及び法第2条第1項第4号に掲げるものの性質を有する有価証券に表示されるべき権利を除く。以下この様式、第二号様式、第三号様式、第五号様式、第六号様式及び第十号様式において同じ。）に係るものを含むものとする。また、振替外債については、記名・無記名の別を要しない。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 募集債権に関する基本事項 以下の記載上の注意は、外国債等のうち、法第2条第1項第1号から第3号までに掲げるものの性質を有する有価証券について示したものであり、<u>同項第6号</u>に掲げるものの性質を有する有価証券については、これに準じて記載すること。</p> <p>(5) 引受けの契約の内容</p> <p>a 引受人の名称及び住所を記載し、元引受契約を縮結した<u>金融商品取引業者</u>については、その旨を明示すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(6)～(12) (略)</p> <p>(13) 売出債券に関する基本事項</p> <p>a 以下の記載上の注意は、外国債等のうち、法第2条第1項第1号から第3号までに掲げるものの性質を有する有価証券について示したものであり、<u>同項第6号</u>に掲げるものの性質を有する有価証券については、これに準じて記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>(16) 過去1年以内における募集又は売出し a (略)</p>	<p>第一号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c この様式中「募集債権」、「債券」、「券面総額」及び「売出債券」は、振替外債（仕債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第127条において準用する同法第66条（第1号を除く。））に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利をいひ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第220条第1項に規定する外国投資法人の発行する投資法人債券に類する証券及び法第2条第1項第3号の2に掲げるものの性質を有する有価証券に表示されるべき権利を除く。以下この様式、第二号様式、第三号様式、第五号様式、第六号様式及び第十号様式において同じ。）に係るものを含むものとする。また、振替外債については、記名・無記名の別を要しない。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 募集債権に関する基本事項 以下の記載上の注意は、外国債等のうち、法第2条第1項第1号から第3号までに掲げるものの性質を有する有価証券について示したものであり、<u>同項第5号</u>に掲げるものの性質を有する有価証券については、これに準じて記載すること。</p> <p>(5) 引受けの契約の内容</p> <p>a 引受人の名称及び住所を記載し、元引受契約を縮結した<u>証券会社</u>については、その旨を明示すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(6)～(12) (略)</p> <p>(13) 売出債券に関する基本事項</p> <p>a 以下の記載上の注意は、外国債等のうち、法第2条第1項第1号から第3号までに掲げるものの性質を有する有価証券について示したものであり、<u>同項第5号</u>に掲げるものの性質を有する有価証券については、これに準じて記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>(16) 過去1年以内における募集又は売出し a (略)</p>

b 法第2条第1項第6号に掲げるものの性質を有する有価証券については、a に準じて記載すること。

b 法第2条第1項第5号に掲げるものの性質を有する有価証券については、a に準じて記載すること。

○ 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>第二号様式 【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 縦覧に供する場所 金融商品取引所^{上場され又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録されている場合には、縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の名称及び事務所の所在地を記載すること。}</p> <p>(6) 募集債券に関する基本事項 a 以下の記載上の注意は、外国債券のうち、法第2条第1項第1号から第3号までに掲げるものの性質を有する有価証券について示したものであり、<u>同項第6号</u>に掲げるものの性質を有する有価証券については、これに準じて記載すること。 b (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 引受けの契約の内容 a 引受人の名称及び住所を記載し、元引受契約を締結した金融商品取引業者^{については、その旨を明示すること。} b (略)</p> <p>(9)～(21) (略)</p> <p>(22) 売出債券に関する基本事項 a 以下の記載上の注意は、外国債券のうち、法第2条第1項第1号から第3号までに掲げるものの性質を有する有価証券について示したものであり、<u>同項第6号</u>に掲げるものの性質を有する有価証券については、これに準じて記載すること。 b・c (略)</p> <p>(23)～(27) (略)</p> <p>(28) 募集 (売出) 債券の状況 a (略) b 法第2条第1項第6号^{に掲げるものの性質を有する有価証券については、aに準じて記載すること。}</p> <p>(29)～(47) (略)</p>	<p>第二号様式 【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 縦覧に供する場所 証券取引所^{上場され又は証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている場合には、縦覧に供する証券取引所又は証券業協会の名称及び事務所の所在地を記載すること。}</p> <p>(6) 募集債券に関する基本事項 a 以下の記載上の注意は、外国債券のうち、法第2条第1項第1号から第3号までに掲げるものの性質を有する有価証券について示したものであり、<u>同項第5号</u>に掲げるものの性質を有する有価証券については、これに準じて記載すること。 b (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 引受けの契約の内容 a 引受人の名称及び住所を記載し、元引受契約を締結した証券会社^{については、その旨を明示すること。} b (略)</p> <p>(9)～(21) (略)</p> <p>(22) 売出債券に関する基本事項 a 以下の記載上の注意は、外国債券のうち、法第2条第1項第1号から第3号までに掲げるものの性質を有する有価証券について示したものであり、<u>同項第5号</u>に掲げるものの性質を有する有価証券については、これに準じて記載すること。 b・c (略)</p> <p>(23)～(27) (略)</p> <p>(28) 募集 (売出) 債券の状況 a (略) b 法第2条第1項第5号^{に掲げるものの性質を有する有価証券については、aに準じて記載すること。}</p> <p>(29)～(47) (略)</p>

○ 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）（第一条関係）

改 正 案

現 行

<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 【根拠条文】</p> <p>有価証券報告書 金融商品取引法第24条第1項 (略)</p>	<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 【根拠条文】</p> <p>有価証券報告書 証券取引法第24条第1項 (略)</p>																																																																		
<p>第1 【募集（売出）債券の状況】（5） (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>債券の名称</th> <th>発行年月</th> <th>券面総額</th> <th>償還額</th> <th>会計年度（又は事業年度）末の未償還額</th> <th>上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計年度（又は事業年度）末の未償還額	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名																									<p>第1 【募集（売出）債券の状況】（5） (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>債券の名称</th> <th>発行年月</th> <th>券面総額</th> <th>償還額</th> <th>会計年度（又は事業年度）末の未償還額</th> <th>上場証券取引所名又は登録証券業協会名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計年度（又は事業年度）末の未償還額	上場証券取引所名又は登録証券業協会名																														
債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計年度（又は事業年度）末の未償還額	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名																																																														
債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計年度（又は事業年度）末の未償還額	上場証券取引所名又は登録証券業協会名																																																														
<p>第2・第3 (略)</p> <p>【第三号様式】 (記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該有価証券報告書の提出者が外国債等預託証券の発行者である場合には、当該外国債等預託証券について名称、発行年月、<u>上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名</u>等を「第1 募集（売出）債券の状況」に記載するとともに、当該外国債等預託証券に表示される権利に係る外国債等の内容について記載すること。</p> <p>なお、当該外国債等預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）がある場合には、本様式「第3 発行者の概況」の次に「第4 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 縦覧に供する場所</p> <p>金融商品取引所に上場され又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録されている場合には、縦覧に供する<u>金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会</u>の名称及び事務所の所在地を記載すること。</p>	<p>第2・第3 (略)</p> <p>【第三号様式】 (記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該有価証券報告書の提出者が外国債等預託証券の発行者である場合には、当該外国債等預託証券について名称、発行年月、<u>上場証券取引所名又は登録証券業協会名</u>等を「第1 募集（売出）債券の状況」に記載するとともに、当該外国債等預託証券に表示される権利に係る外国債等の内容について記載すること。</p> <p>なお、当該外国債等預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）がある場合には、本様式「第3 発行者の概況」の次に「第4 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 縦覧に供する場所</p> <p>証券取引所に上場され又は証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている場合には、縦覧に供する<u>証券取引所又は証券業協会</u>の名称及び事務所の所在地を記載すること。</p>																																																																		

<p>(5) 募集 (先出) 債券の状況</p> <p>a (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 法第2条第1項第6号に掲げるものの性質を有する有価証券については、a及びbに準じて記載すること。</p> <p>(6)～(23) (略)</p>	<p>(5) 募集 (先出) 債券の状況</p> <p>a (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 法第2条第1項第5号に掲げるものの性質を有する有価証券については、a及びbに準じて記載すること。</p> <p>(6)～(23) (略)</p>
--	--

○ 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）（第一条関係）

改正案

現行

<p>第四号様式 【表紙】 【提出書類】 【根拠条文】</p> <p>有価証券報告書 金融商品取引法第24条第3項 (略)</p>	<p>第四号様式 【表紙】 【提出書類】 【根拠条文】</p> <p>有価証券報告書 証券取引法第24条第3項 (略)</p>																																																																													
<p>第1 【上場債券等の状況】(5) (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>債券の名称</th> <th>発行年月</th> <th>償還年月</th> <th>券面総額</th> <th>会計年度(又は事業年度)末の未償還額</th> <th>上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名</th> <th>上場又は登録年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	債券の名称	発行年月	償還年月	券面総額	会計年度(又は事業年度)末の未償還額	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	上場又は登録年月日																													<p>第1 【上場債券等の状況】(5) (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>債券の名称</th> <th>発行年月</th> <th>償還年月</th> <th>券面総額</th> <th>会計年度(又は事業年度)末の未償還額</th> <th>上場証券取引所名又は登録証券業協会名</th> <th>上場又は登録年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	債券の名称	発行年月	償還年月	券面総額	会計年度(又は事業年度)末の未償還額	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	上場又は登録年月日																																			
債券の名称	発行年月	償還年月	券面総額	会計年度(又は事業年度)末の未償還額	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	上場又は登録年月日																																																																								
債券の名称	発行年月	償還年月	券面総額	会計年度(又は事業年度)末の未償還額	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	上場又は登録年月日																																																																								
<p>第2～第4 (略) 【第四号様式】 (記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 当該有価証券報告書の提出者が外国債等預託証券の発行者である場合には、当該外国債等預託証券について名称、発行年月、上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名等を「第1 募集(先出)債券の状況」に記載するとともに、当該外国債等預託証券に表示される権利に係る外国債等の内容について記載すること。 なお、当該外国債等預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)がある場合には、本様式「第3 発行者の概況」の次に「第4 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c (略) (2)・(3) (略) (4) 縦覧に供する場所 金融商品取引所(上場され又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録されている場合には、縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の名称及び事務所の所在地を記載すること。</p>	<p>第2～第4 (略) 【第四号様式】 (記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 当該有価証券報告書の提出者が外国債等預託証券の発行者である場合には、当該外国債等預託証券について名称、発行年月、上場証券取引所名又は登録証券業協会名等を「第1 募集(先出)債券の状況」に記載するとともに、当該外国債等預託証券に表示される権利に係る外国債等の内容について記載すること。 なお、当該外国債等預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)がある場合には、本様式「第3 発行者の概況」の次に「第4 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c (略) (2)・(3) (略) (4) 縦覧に供する場所 証券取引所(上場され又は証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている場合には、縦覧に供する証券取引所又は証券業協会の名称及び事務所の所在地を記載すること。</p>																																																																													

<p>(5) 上場債券等の状況</p> <p>a (略)</p> <p>b 法第2条第1項第6号に掲げるものの性質を有する有価証券については、aに準じて記載すること。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(5) 上場債券等の状況</p> <p>a (略)</p> <p>b 法第2条第1項第5号に掲げるものの性質を有する有価証券については、aに準じて記載すること。</p> <p>(6) (略)</p>
--	--

○ 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>第五号様式 【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 縦覧に供する場所 金融商品取引所に上場され又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録されている場合には、縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の名称及び事務所の所在地を記載すること。</p> <p>(5) 募集（売出）債券の状況 a (略) b (略) c 法第2条第1項第6号に掲げるものの性質を有する有価証券については、a及びbに準じて記載すること。</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>第五号様式 【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 縦覧に供する場所 証券取引所に上場され又は証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている場合には、縦覧に供する証券取引所又は証券業協会の名称及び事務所の所在地を記載すること。</p> <p>(5) 募集（売出）債券の状況 a (略) b (略) c 法第2条第1項第5号に掲げるものの性質を有する有価証券については、a及びbに準じて記載すること。</p> <p>(6)～(10) (略)</p>

○ 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>第六号様式 【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 縦覧に供する場所 <u>金融商品取引所</u>に上場され又は<u>認可金融商品取引業協会</u>に店頭売買有価証券として登録されている場合には、縦覧に供する<u>金融商品取引所</u>又は<u>認可金融商品取引業協会</u>の名称及び事務所の所在地を記載すること。</p> <p>(6) 証券情報 第九号様式に準じて記載すること。ただし、当該有価証券について引受けを予定する<u>金融商品取引業者</u>のうち主たるものの名称を除いては、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>第六号様式 【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 縦覧に供する場所 <u>証券取引所</u>に上場され又は<u>証券業協会</u>に店頭売買有価証券として登録されている場合には、縦覧に供する<u>証券取引所</u>又は<u>証券業協会</u>の名称及び事務所の所在地を記載すること。</p> <p>(6) 証券情報 第九号様式に準じて記載すること。ただし、当該有価証券について引受けを予定する<u>証券会社</u>のうち主たるものの名称を除いては、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。</p> <p>(7) (略)</p>

○ 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】 訂正発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 提出理由 次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載すること。 a・b (略) c 記載された引受けを予定する<u>金融商品取引業者</u>のうちの主たるものに異動があったこと。 d・e (略)</p> <p>(5) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する主な支店、<u>金融商品取引所</u>又は<u>認可金融商品取引業協会</u>についても記載すること。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】 訂正発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 提出理由 次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載すること。 a・b (略) c 記載された引受けを予定する<u>証券会社</u>のうちの主たるものに異動があったこと。 d・e (略)</p> <p>(5) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する主な支店、<u>証券取引所</u>又は<u>証券業協会</u>についても記載すること。</p> <p>(6) (略)</p>

○ 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>第九号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録追補書類番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録追補書類 _____</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 縦覧に供する場所</p> <p><u>金融商品取引所</u>に上場され又は<u>認可金融商品取引業協会</u>に店頭売買有価証券として登録されている場合には、縦覧に供する<u>金融商品取引所</u>又は<u>認可金融商品取引業協会</u>の名称及び事務所の所在地を記載すること。</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>第九号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録追補書類番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録追補書類 _____</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 縦覧に供する場所</p> <p><u>証券取引所</u>に上場され又は<u>証券業協会</u>に店頭売買有価証券として登録されている場合には、縦覧に供する<u>証券取引所</u>又は<u>証券業協会</u>の名称及び事務所の所在地を記載すること。</p> <p>(6)・(7) (略)</p>

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定有価証券 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）<u>第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）</u>に規定する特定有価証券をいう。</p> <p>二 (略)</p> <p>二の二 内国投資信託証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 内国投資信託受益証券 <u>法第二条第一項第十号</u>に掲げる投資信託の受益証券をいう。</p> <p>ロ 内国投資証券 <u>法第二条第一項第十一号</u>に掲げる投資証券及び投資法人債券をいう。</p> <p>二の三 外国投資信託証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 外国投資信託受益証券 <u>法第二条第十号</u>に掲げる外国投資信託の受益証券をいう。</p> <p>ロ 外国投資証券 <u>法第二条第一項第十一号</u>に掲げる外国投資証券をいう。</p> <p>(削る)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定有価証券 <u>証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）</u>に規定する特定有価証券をいう。</p> <p>二 (略)</p> <p>二の二 内国投資信託証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 内国投資信託受益証券 <u>法第二条第一項第七号</u>に掲げる投資信託の受益証券をいう。</p> <p>ロ 内国投資証券 <u>法第二条第一項第七号の二</u>に掲げる投資証券及び投資法人債券をいう。</p> <p>二の三 外国投資信託証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 外国投資信託受益証券 <u>法第二条第一項第七号</u>に掲げる外国投資信託の受益証券をいう。</p> <p>ロ 外国投資証券 <u>法第二条第一項第七号の二</u>に掲げる外国投資証券をいう。</p> <p>三 <u>外国貸付債権信託受益証券 法第二条第一項第十号</u>に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項</p>

三| 資産流動化証券 次に掲げるものをいう。

イ 内国資産流動化証券 法第二条第一項第四号及び第八号に掲げる有価証券、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第十項に規定する特定約束手形並びに第八条第二号に掲げる有価証券をいう。

ロ 外国資産流動化証券 第八条第四号に掲げる有価証券をいう。

三の二 資産信託流動化受益証券 次に掲げるものをいう。

イ 内国資産信託流動化受益証券 法第二条第一項第十三号に掲げる有価証券をいう。

ロ 外国資産信託流動化受益証券 第八条第五号に掲げる有価証券をいう。

四| 信託受益証券 次に掲げるものをいう。

イ 内国信託受益証券 法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券（第六号に掲げるものを除く。以下同じ。）をいう。

ロ 外国信託受益証券 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。

四の二 信託社債券 次に掲げるものをいう。

第二号に掲げる権利をいう。

四| 資産流動化証券 次に掲げるものをいう。

イ 内国資産流動化証券 法第二条第一項第三号の二及び第五号の三に掲げる有価証券、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第十項に規定する特定約束手形並びに証券取引法施行令第三条の四第四号に掲げる特定有価証券を定める内閣府令（平成五年大蔵省令第十五号。以下「特定有価証券府令」という。）第一号に掲げる有価証券をいう。

ロ 外国資産流動化証券 特定有価証券府令第二号に掲げる有価証券をいう。

四の二 資産信託流動化受益証券 次に掲げるものをいう。

イ 内国資産信託流動化受益証券 法第二条第一項第七号の四に掲げる有価証券をいう。

ロ 外国資産信託流動化受益証券 特定有価証券府令第二号の二に掲げる有価証券をいう。

（新設）

（新設）

- イ 内国信託社債券 第八条第一号に掲げるものをいう。
- ロ 外国信託社債券 第八条第三号に掲げるものをいう。
- 四の三 抵当証券等 次に掲げるものをいう。
 - イ 内国抵当証券 法第二条第一項第十六号に掲げる有価証券をいう。
 - ロ 外国抵当証券 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち抵当証券の性質を有するものをいう。
- 四の四 外国貸付債権信託受益証券 法第二条第一項第十八号に規定する有価証券をいう。
- 五 信託受益権 次に掲げるものをいう。
 - イ 内国信託受益権 法第二条第二項第一号に掲げる権利のうち有価証券投資事業権利等（法第三条第三号に掲げる有価証券投資事業権利等をいう。ロ並びに次号イ及びロ並びに第二十三条において同じ。）に該当するものをいう。
 - ロ 外国信託受益権 法第二条第二項第二号に掲げる権利のうち有価証券投資事業権利等に該当するものをいう。
- 五の二 有価証券投資事業権利等 次に掲げるものをいう。
 - イ 内国 有価証券投資事業権利等 法第二条第二項第三号及び第五号に掲げる権利のうち有価証券投資事業権利等に該当するものをいう。
 - ロ 外国 有価証券投資事業権利等 法第二条第二項第四号及び第六号に掲げる権利のうち有価証券投資事業権利等に該当するものをいう。

- (新設)
- 五 貸付債権信託受益権 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条の三に規定する権利をいう。
- (新設)
- 五の二 組合契約出資持分 次に掲げるものをいう。
 - イ 内国 組合契約出資持分 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号に掲げる権利をいう。
 - ロ 外国 組合契約出資持分 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号に掲げる権利（同号に掲げる権利については、外国の法令に基づく契約であつて、法第二条第二項

六 特定有価証券信託受益証券 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二条の十三第六号及び第八条第六号に掲げる有価証券をいう。

六の二 特定預託証券 第八条第七号に掲げる有価証券をいう。

七 内国特定有価証券 第二号の二、第三号イ、第三号の二イ、第四号イ、第四号の二イ、第四号の三イ、第五号イ及び第五号の二イに掲げる有価証券並びに第六号及び第六号の二に掲げる有価証券（内国法人が発行者であるものに限る。）をいう。

八 外国特定有価証券 第二号の三、第三号ロ、第三号の二ロ、第四号ロ、第四号の二ロ、第四号の三ロ、第四号の四、第五号ロ及び第五号の二ロに掲げる有価証券並びに第六号の二に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）をいう。

九（略）
（削る）

九の二・九の三（略）

九の四 信託財産 信託受益証券、信託社債券、信託受益権及び外国貸付債権信託受益証券に係る信託に信託された財産をいう。

十 有価証券の種類 法第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において同条第

第四号に規定する有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利を除く。）をいう。

（新設）

五の三 特定預託証券 特定有価証券府令第三号に掲げる有価証券をいう。

六 内国特定有価証券 第二号の二、第四号イ、第四号の二イ、第五号及び第五号の二イに掲げる有価証券並びに前号に掲げる有価証券（内国法人が発行者であるものに限る。）をいう。

七 外国特定有価証券 第二号の三、第三号、第四号ロ、第四号の二ロ及び第五号の二ロに掲げる有価証券並びに第五号の三に掲げる有価証券（外国法人が発行者であるものに限る。）をいう。

八（略）

九 信託財産 外国貸付債権信託受益証券及び貸付債権信託受益権に係る信託に信託された貸付債権をいう。

九の二・九の三（略）
（新設）

十 有価証券の種類 法第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において同条第

一項第十七号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとくに異なる種類とする。

十一 有価証券の募集 法第二条第三項に規定する有価証券の募集及び特定組織再編成発行手続（法第二条の二第四項に規定する特定組織再編成発行手続をいう。以下同じ。）をいう。

十二 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第四号に規定する有価証券の売出しを除く。）及び同条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）及び特定組織再編成交付手続（法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。

十三 略

二十三 金融商品取引所 法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

二十四 金融商品取引業者 法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）をいう。

（有価証券信託受益証券）

第一条の二 令第二条の三第三号に規定する内閣府令で定める事項は

一項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとくに異なる種類とする。

十一 有価証券の募集 法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十二 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に規定する有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十三 略

二十三 証券取引所 法第二条第十六項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

（新設）

（新設）

- 、特定有価証券信託受益証券にあつては、次に掲げる事項とする。
- 一 当該特定有価証券信託受益証券に係る信託財産に受託有価証券（令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）である特定有価証券及び当該特定有価証券に係る受取配当金、利息その他の給付金以外の財産が含まれないこと。
 - 二 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券が同一種類の特定有価証券（特定有価証券の発行者が同一で、定義府令第十条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である特定有価証券をいい、次に掲げるすべての要件を満たすものを除く。）であること。
 - イ 受託有価証券の発行者に適用される法令若しくは当該発行者の定款、約款若しくは規約又は信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類又は当該発行者の決定により受託者が受託有価証券の所有者として当該発行者が発行する有価証券の割当てを受ける権利の対象となる有価証券（ロにおいて「割当有価証券」という。）であること。
 - ロ 受益者による受託者に対する割当有価証券の引受けの申込みの指図に基づき、当該受益者のために当該受託者が信託財産として所有する有価証券であること。
 - 三 各受益権の内容が、各受託有価証券に係る権利の内容に応じて均等であること。
 - 四 受益権の内容に含まれる受託有価証券に係る権利の行使手続及び当該受託有価証券の発行者による当該受託有価証券に係る通知

、報告その他書類の送付に関する手続の受託者に対する通知方法が規定されていること。

五 受託有価証券に係る権利の内容と異なる内容の受益権が発行されないこと。

(法第二章の規定を適用する有価証券投資事業権利等に係る出資対象事業の範囲)

第一条の三 令第二条の九第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、競走用馬(競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)第十四条(同法第二十二條において準用する場合を含む。))の登録を受け、又は受けようとするものに限る。)とする。

(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

第二条 発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の当該募集又は売出しとする。

一 (略)

二 募集(令第一条の六で定める要件に該当することにより募集に該当することとなった場合に限る。)に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日前六月以内に発行された同条に規定する同種の新規発行証券(令第一条の六において規定する同種の新規発行証券をいう。)の発行価額の総額を合算した

(新設)

(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

第二条 発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四条第一項第三号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の当該募集又は売出しとする。

一 (略)

二 募集(令第一条の六で定める要件に該当することにより募集に該当することとなった場合に限る。)に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日前六月以内に発行された同条に規定する同種の新規発行証券(令第一条の六において規定する同種の新規発行証券をいう。以下同じ。)の発行価額の総額

金額が一億円以上となる場合における当該募集

三〇六 (略)

(適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者の代理人)

第三条 その有価証券発行勧誘等(法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。)が適格機関投資家向け勧誘(法第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。第十九条第二項本文において同じ。)に該当する特定有価証券(次条において「適格機関投資家向け特定有価証券」という。)を発行する外国の者は、本邦内に住所を有する者であつて、当該外国特定有価証券の譲渡に関する行為につき、当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を有するもの(次条において「発行者の代理人」という。)を定めなければならない。

(有価証券通知書)

第五条 法第四条第五項の規定により特定有価証券の発行者が提出する有価証券通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一 (略)

二・三 (略)

四 外国投資証券 第二号様式

を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

三〇六 (略)

(私募により取得の申込みの勧誘が行われる有価証券の発行者の代理人)

第三条 その取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号イに掲げる場合に該当する特定有価証券(次条において「適格機関投資家向け特定有価証券」という。)を発行する外国法人は、本邦内に住所を有する者であつて、当該外国特定有価証券の譲渡に関する行為につき、当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を有するもの(次条において「発行者の代理人」という。)を定めなければならない。

(有価証券通知書)

第五条 法第四条第五項の規定により特定有価証券の発行者が提出する有価証券通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、財務局長又は福岡財務支局長(以下「財務局長等」という。)に提出しなければならない。

一 (略)

一・二・一の三 (略)

一・四 外国投資証券 第一号の四様式

(削る)

五〇八 (略)

(削る)

九 内国信託受益証券、内国信託社債券及び内国信託受益権 第三号様式

十 外国信託受益証券、外国信託社債券、外国信託受益権及び外国貸付信託受益証券 第三号の二様式

十一 内国抵当証券 第三号の三様式

十二 外国抵当証券 第三号の四様式

十三 内国有価証券投資事業権利等 第三号の五様式

十四 外国有価証券投資事業権利等 第三号の六様式

十五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2 有価証券通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語によって記載したものであるときは、その訳文を付さなければならない。

一 定款、約款若しくは規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二・三 (略)

二 外国貸付債権信託受益証券 第二号様式

三〇四の三 (略)

五 貸付債権信託受益権 第三号様式

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

五の二 内国組合契約出資持分 第三号の二様式

五の三 外国組合契約出資持分 第三号の三様式

(新設)

六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、前各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2 有価証券通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語によって記載したものであるときは、その訳文を付さなければならない。

一 定款、約款若しくは規約又は信託契約書

二・三 (略)

(変更通知書)

第六条 前条第一項の規定による有価証券通知書提出日以後当該募集又は売出しに係る特定有価証券の取引が終了する日以前において当該有価証券通知書に記載された内容につき変更があった場合には、当該有価証券通知書を提出した者は、遅滞なく、当該変更の内容を記載した変更通知書を関東財務局長に提出しなければならない。

(削る)

(開示が行われている場合)

第七条 法第四条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該特定有価証券と同一の発行に係る特定有価証券について既に行われた売出し又は当該特定有価証券と同種の特定有価証券（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該特定有価証券と同一である他の特定有価証券をいう。）につ

(変更通知書)

第六条 前条第一項の規定による有価証券通知書提出日以後当該募集又は売出しに係る特定有価証券の取引が終了する日以前において当該有価証券通知書に記載された内容につき変更があった場合には、当該有価証券通知書を提出した者は、遅滞なく、当該変更の内容を記載した変更通知書を財務局長等に提出しなければならない。

(有価証券通知書に関する規定の準用)

第七条 前二条の規定は、発行価額の総額が一億円以上である投資信託証券及び資産信託流動化受益証券を募集によらないで発行する場合に準用する。

(開示が行われている場合)

第八条 法第四条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該特定有価証券と同一の発行に係る特定有価証券について既に行われた売出し又は当該特定有価証券と同種の特定有価証券（証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第六条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該特定有価証券と同一である他の特定有価証券をいう。）につ

いて既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じている場合（当該特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

二 当該特定有価証券が法第二十四条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に掲げる有価証券に該当する場合で、法第二十四条第五項において準用する同条第三項の規定により当該特定有価証券が同条第一項第一号又は第二号に掲げる有価証券に該当することとなった日の属する特定期間（第二十三条に規定する期間をいう。）の直前特定期間に係る有価証券報告書が関東財務局長に提出されている場合

（令第二条の十三第八号に掲げる特定有価証券）

第八条 令第二条の十三第八号に規定する内閣府令で定めるものは、

次の各号に掲げるものとする。

一 法第二十一条第五号に掲げる有価証券のうち、信託社債（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二条第三項第十七号に定める信託社債をいう。第三号において同じ。）に該当するもの

二 法第二十一条第五号又は第十五号に掲げる有価証券（資産流動化法第二条第十項に規定する特定約束手形を除く。）の性質を

に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じている場合（当該特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

二 当該特定有価証券が法第二十四条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に掲げる有価証券に該当する場合で、法第二十四条第五項において準用する同条第三項の規定により当該特定有価証券が同条第一項第一号又は第二号に掲げる有価証券に該当することとなった日の属する特定期間（第二十三条に規定する期間をいう。）の直前特定期間に係る有価証券報告書が財務局長等に提出されている場合

（新設）

有するものうち、次に掲げるすべての要件を満たすもの

イ 当該有価証券の発行を目的として設立又は運営される法人（以下「特別目的法人」という。）に直接又は間接に所有者から譲渡（取得を含む。）される金銭債権その他の資産（以下「譲渡資産」という。）が存在すること。

ロ 特別目的法人が当該有価証券を発行し、当該有価証券（当該有価証券の借換のために発行されるものを含む。）上の債務の履行について譲渡資産の管理、運用又は処分を行うことにより得られる金銭を充てること。

三 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもので信託社債の性質を有するもの

四 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第五号、第六号、第九号若しくは第十五号に掲げる有価証券の性質を有するもので第二号に掲げるすべての要件を満たすもの又は同項第四号若しくは第八号に掲げるものの性質を有するもの

五 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十三号及び第十四号に掲げる有価証券の性質を有するもの

六 有価証券信託受益証券（令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。）のうち、第一号から第五号までに掲げる有価証券を受託有価証券とするもの

七 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券のうち、令第二条の十三第一号から第五号までに掲げる有価証券又は第一号から第五

号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

(有価証券届出書の記載内容等)

第十条 法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通(当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者(定義府令第九条第一号に規定する原委託者をいう。以下同じ。)の本店の所在地(原委託者が個人である場合にあつては、住所)を管轄する財務局(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「原委託者管轄財務局等」という。)が当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者の本店の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「受託者管轄財務局等」という。))と異なるときは、当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数)を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一 (略)

二 四 (略)

(削る)

五 八 (略)

(削る)

(有価証券届出書の記載内容等)

第十条 法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通(当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者(定義府令第三条第一号に規定する原委託者をいう。以下同じ。)の本店の所在地(原委託者が個人である場合にあつては、住所)を管轄する財務局(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「原委託者管轄財務局等」という。)が当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者の本店の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「受託者管轄財務局等」という。))と異なるときは、当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数)を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 (略)

一 二 一 四 (略)

二 外国貸付債権信託受益証券 第五号様式

三 四 三 (略)

五 貸付債権信託受益権 第六号様式

九 内国信託受益証券、内国信託社債券及び内国信託受益権 第六号様式

(新設)

十 外国信託受益証券、外国信託社債券、外国信託受益権及び外国貸付債権信託受益証券 第六号の二様式

(新設)

十一 内国抵当証券 第六号の三様式

(新設)

十二 外国抵当証券 第六号の四様式

(新設)

十三 内国有限証券投資事業権利等 第六号の五様式

五の二 内国組合契約出資持分 第六号の二様式

十四 外国有限証券投資事業権利等 第六号の六様式

五の三 外国組合契約出資持分 第六号の三様式

十五 特定有限証券信託受益証券 当該特定有限証券信託受益証券に係る受託有限証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有限証券の区分に応じ当該各号に定める様式

(新設)

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有限証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有限証券の区分に応じ当該各号に定める様式

六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有限証券につき、前各号に掲げる有限証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2

(新設)

前項の規定により有限証券届出書を提出しようとする場合において、当該特定有限証券が信託受益証券又は信託受益権（定義府令第十四条第二項第二号ハ及び同条第三項第一号ハに掲げる場合に該当するものに限る。第二十二条第三項、第二十二条の二第二号、第二十八条第四項、第二十九条第五項及び第三十一条第二項において同じ。）であるときは、前項中「資産信託流動化受益証券である」とあるのは「信託受益証券又は信託受益権である」と、「当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者（定義府令第九条第一号に規定する原委託者をいう。以下同じ。）」とあるのは「信託受益

証券又は信託受益権の発行者である信託行為の効力が生ずるときに
おける委託者（以下この項において「当初委託者」という。）と
、「当該資産流動化受益証券の発行者である受託者」とあるのは「
当該信託受益証券又は当該信託受益権の発行者である受託者」と、
「原委託者が」とあるのは「当初委託者が」と、「原委託者管轄財
務局等」とあるのは「当初委託者管轄財務局等」と読み替えて、同
項の規定を適用する。

（有価証券届出書の記載の特例）

第十一条 有価証券届出書につき、法第五条第一項ただし書（法第二
十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定め
る場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三
条第二項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）
に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする
。

一 投資法人債券、外国投資証券（投資法人債券の性質を有するも
のに限る。以下「外国投資法人債券」という。）又は資産流動化
証券（法第二条第一項第八号に掲げる有価証券（以下「特定優先
出資証券」という。）及び外国資産流動化証券のうち法第二条第
一項第六号、第八号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有する
ものを除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要
がある場合

イホ （略）

（有価証券届出書の記載の特例）

第十一条 有価証券届出書につき、法第五条第一項ただし書（法第二
十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定め
る場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三
条第二項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）
に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする
。

一 投資法人債券、外国投資証券（投資法人債券の性質を有するも
のに限る。以下「外国投資法人債券」という。）又は資産流動化
証券（法第二条第一項第五号の三に掲げる有価証券（以下「特定
優先出資証券」という。）及び外国資産流動化証券のうち法第二
条第一項第五号、第五号の三又は第六号に掲げる有価証券の性質
を有するものを除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を
行う必要がある場合

イホ （略）

へ 引受人（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

トヨリ（略）

一 の二 特定優先出資証券又は外国資産流動化証券（法第二条第一項第八号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イハハ（略）

二 引受人（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ（略）

一 の三 国内投資証券（投資法人債券を除く。次号において同じ。）
、外国投資証券（外国投資法人債券を除く。次号において同じ。）
、資産信託流動化受益証券又は信託受益証券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イハハ（略）

二 引受人（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ（略）

二 国内投資証券、外国投資証券又は資産流動化証券につき、その
売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

イハハ（略）

二 売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する金融商品取

へ 引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

トヨリ（略）

一 の二 特定優先出資証券又は外国資産流動化証券（法第二条第一項第五号の三又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イハハ（略）

二 引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ（略）

一 の三 国内投資証券（投資法人債券を除く。次号において同じ。）
、外国投資証券（外国投資法人債券を除く。次号において同じ。）
、又は資産信託流動化受益証券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イハハ（略）

二 引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ（略）

二 国内投資証券、外国投資証券又は資産流動化証券につき、その
売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

イハハ（略）

二 売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社の

引業者のうち主たるものを除く。)の氏名又は名称及びその住所

ホ (略)

三 (略)

(組込方式による有価証券届出書)

第十一条の二 (略)

2 法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、内国投資証券の発行者にあつては第七号の三様式、外国投資証券の発行者にあつては第八号様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書とする。

3 (略)

(参照方式による有価証券届出書)

第十一条の三 法第五条第四項各号(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げるすべての要件を満たす者が、内国投資証券又は外国投資証券に係る有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第四項の規定により、内国投資証券の発行者にあつては第四号の三の三様式、外国投資証券の発行者にあつては第五号様式により有価証券届出書を作成することができる。

2 (略)

3 法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、内国

うち主たるものを除く。)の氏名又は名称及びその住所

ホ (略)

三 (略)

(組込方式による有価証券届出書)

第十一条の二 (略)

2 法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、内国投資証券の発行者にあつては第七号の三様式、外国投資証券の発行者にあつては第七号の四様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書とする。

3 (略)

(参照方式による有価証券届出書)

第十一条の三 法第五条第四項各号(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げるすべての要件を満たす者が、内国投資証券又は外国投資証券に係る有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第四項の規定により、内国投資証券の発行者にあつては第四号の三の三様式、外国投資証券の発行者にあつては第四号の四の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

2 (略)

3 法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、内国

投資証券の発行者にあつては第七号の三様式、外国投資証券の発行者にあつては第八号様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書とする。

4 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている内国投資証券若しくは外国投資証券（以下この項において「上場投資証券」という。）又は認可金融商品取引業協会（法第十二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）に店頭売買有価証券（法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）として登録されている内国投資証券若しくは外国投資証券（以下この項において「店頭登録投資証券」という。）を発行しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 上場日等（当該者の発行する内国投資証券又は外国投資証券が、上場投資証券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなった日、店頭登録投資証券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなった日を含む。以下この項において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の金融商品市場（法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この項において同じ。）にお

投資証券の発行者にあつては第七号の三様式、外国投資証券の発行者にあつては第七号の四様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書とする。

4 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の証券取引所に上場されている内国投資証券若しくは外国投資証券（以下この項において「上場投資証券」という。）又は証券業協会に店頭売買有価証券（法第二条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）として登録されている内国投資証券若しくは外国投資証券（以下この項において「店頭登録投資証券」という。）を発行しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 上場日等（当該者の発行する内国投資証券又は外国投資証券が、上場投資証券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなった日、店頭登録投資証券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなった日を含む。以下この項において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の有価証券市場における売買金額又は証券業協会の発表する売買金額（以下この項において「売買金額」

る売買金額又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額（以下この項において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。以下この項において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

二〇五（略）

（有価証券届出書の添付書類）

第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同内容のものである場合には、これを除く。

一 国内特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書の場合（第四号の三の二様式及び第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書を除く。）

イ 定款、約款若しくは規約又は信託契約書若しくは組合契約書

という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（有価証券市場における時価総額又は証券業協会の発表する時価総額をいう。以下この項において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

二〇五（略）

（有価証券届出書の添付書類）

第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同内容のものである場合には、これを除く。

一 外国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書の場合（第四号の四の二様式及び第四号の四の三様式により作成された有価証券届出書を除く。）

イ 定款、約款若しくは規約又は信託契約書

又はこれらに準ずる書類

ロ・ハ (略)

二 当該内国特定有価証券が特定有価証券信託受益証券(内国法人が発行者であるものに限る。)である場合には、当該特定有価証券信託受益証券の発行に関して締結された信託契約その他主要な契約の写し

ホ 当該内国特定有価証券が特定預託証券(内国法人が発行者であるものに限る。)である場合には、当該特定預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の写し(削る)

二 第四号の三の二様式により作成された有価証券届出書

イ (略)

ロ 前号ロからホまでに掲げる書類

三 第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書

イ (略)

ロ 第一号ロからホまでに掲げる書類

ハ・ニ (略)

ホ 投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

四 外国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書の場
合(第四号の四の二様式及び第五号様式により作成された有価証

ロ・ハ (略)

二 有価証券届出書に記載された代表者が当該外国特定有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ホ 発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該外国特定有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

ヘ 当該外国特定有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

二 第四号の四の二様式により作成された有価証券届出書

イ (略)

ロ 前号ロからヘまでに掲げる書類

三 第四号の四の三様式により作成された有価証券届出書

イ (略)

ロ 第一号ロからヘまでに掲げる書類

ハ・ニ (略)

ホ 外国投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

四 内国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書の場
合(第四号の三の二様式及び第四号の三の三様式により作成され

券届出書を除く。))

イ 第一号に掲げる書類

ロ 有価証券届出書に記載された代表者が当該外国特定有価証券の募集又は売出しの届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ 発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該外国特定有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ 当該外国特定有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

五 第四号の四の二様式により作成された有価証券届出書

イ (略)

ロ 第一号ロからホまでに掲げる書類

ハ 前号ロからニまでに掲げる書類

六 第五号様式により作成された有価証券届出書

イ 第一号イに掲げる書類(第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。)

ロ 前号ロ及びハに掲げる書類

ハ 第三号ハ及びニに掲げる書類

ニ 外国投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

た有価証券届出書を除く。)) 第一号イからハまでに掲げる書類

五 第四号の三の二様式により作成された有価証券届出書

イ (略)

ロ 第一号ロからハまでに掲げる書類

(新設)

六 第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書

イ 第一号イに掲げる書類(第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。)

ロ 第一号ロからハまでに掲げる書類

ハ 当該有価証券届出書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ニ 当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証

2
(略)

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容)

第十五条 第十三条第二項第一号イ(1)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一～三 (略)

2
(略)

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容)

第十五条 第十三条第二項第一号イ(1)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一～三 (略)

券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合(次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出するときにはその内容を記載することができなかったものにつき、記載することができる状態になったこと。

(2) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ホ 投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

2
(略)

四 外国投資証券

イ・ロ (略)

ハ 第五号様式第一部から第四部までに掲げる事項
(削る)

五〇八 (略)
(削る)

九 内国信託受益証券、内国信託社債券及び内国信託受益権 第六号様式第一部から第三部までに掲げる事項

十 外国信託受益証券、外国信託社債券、外国信託受益権及び外国貸付債権信託受益証券 第六号の二様式第一部から第三部までに掲げる事項

十一 内国抵当証券 第六号の三様式第一部から第二部までに掲げる事項

十二 外国抵当証券 第六号の四様式第一部から第二部までに掲げる事項

十三 内国有限証券投資事業権利等 第六号の五様式第一部及び第二部に掲げる事項

十四 外国有限証券投資事業権利等 第六号の六様式第一部から第三部までに掲げる事項

十五 特定有限証券信託受益証券 当該特定有限証券信託受益証券に係る受託有限証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有

四 外国投資証券

イ・ロ (略)

ハ 第四号の四の三様式第一部から第四部までに掲げる事項
五 外国貸付債権信託受益証券 第五号様式第一部及び第二部に掲げる事項

六〇九 (略)
十 貸付債権信託受益権 第六号様式第一部及び第二部に掲げる事項

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

十一 内国組合契約出資持分 第六号の二様式第一部及び第二部に掲げる事項

十二 外国組合契約出資持分 第六号の三様式第一部から第三部までに掲げる事項

(新設)

有価証券の区分に応じ当該各号に掲げる事項

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に掲げる事項

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十五条の二 法第十三条第二項第一号イ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

イ〜ハ (略)

二 当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は内国信託受益証券のうち外国貸付債権信託受益証券に類する性質を有するものである場合であつて元本の保証が行われていない場合には、その旨

ホ 法第十三条第三項の適用を受ける場合には、内国投資証券にあつては第十二条第一項第三号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項、外国投資証券にあつては同項第六号ハ及び二に掲げる書類に記載された事項

二 (略)

2 (略)

十三 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に掲げる事項

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十五条の二 法第十三条第二項第一号イ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

イ〜ハ (略)

二 当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は貸付債権信託受益証券である場合であつて元本の保証が行われていない場合には、その旨

ホ 法第十三条第三項の適用を受ける場合には、内国投資証券にあつては第十二条第一項第六号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項、外国投資証券にあつては同項第三号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項

二 (略)

2 (略)

(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十五条の三 法第十三条第二項第一号ロ(2)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

イ〜ハ (略)

二 当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は内国信託受益証券のうち外国貸付債権信託受益証券に類する性質を有するものである場合であつて元本の保証が行われていない場合は、その旨

ホ (略)

二 (略)

2 (略)

(届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十六条の二 法第十三条第二項第二号イ(2)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

イ・ロ (略)

(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十五条の三 法第十三条第二項第一号ロ(2)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

イ〜ハ (略)

二 当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は貸付債権信託受益権である場合であつて元本の保証が行われていない場合には、その旨

ホ (略)

二 (略)

2 (略)

(届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十六条の二 法第十三条第二項第二号イ(2)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

イ・ロ (略)

ハ 当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は内国信託受益証券のうち外国貸付債権信託受益証券に類する性質を有するものである場合であつて元本の保証が行われていない場合には、その旨

二 (略)

2 (略)

(既に開示された有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の特記事項)

第十六条の三 法第十三条第二項第二号ロ(2)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

イ・ロ (略)

ハ 当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は内国信託受益証券のうち外国貸付債権信託受益証券に類する性質を有するものである場合であつて元本の保証が行われていない場合には、その旨

二 (略)

2 (略)

(発行登録書の記載内容等)

第十八条 (略)

ハ 当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は貸付債権信託受益証券である場合であつて元本の保証が行われていない場合には、その旨

二 (略)

2 (略)

(既に開示された有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の特記事項)

第十六条の三 法第十三条第二項第二号ロ(2)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

イ・ロ (略)

ハ 当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は貸付債権信託受益証券である場合であつて元本の保証が行われていない場合には、その旨

二 (略)

2 (略)

(発行登録書の記載内容等)

第十八条 (略)

2 法第二十三条の八第二項の規定の適用を受ける有価証券の募集又は

は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一 投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債 第十五号の様式

二 短期外債（第十八条の七の二に規定するものをいう。） 第十六号の様式

（発行登録書の添付書類）

第十八条の二 法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 第十五号様式及び第十五号の様式により作成した発行登録書

イ〜ニ （略）

二 第十六号様式及び第十六号の様式により作成した発行登録書

イ〜ニ （略）

2 発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十八条の八第二項及び第十八条の九第一項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

（新設）

（発行登録書の添付書類）

第十八条の二 法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 第十五号様式により作成した発行登録書

イ〜ニ （略）

二 第十六号様式により作成した発行登録書

イ〜ニ （略）

2 発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十八条の八第二項及び第十八条の九第一項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

一 第十五号様式及び第十五号の二様式により作成した発行登録書
当該特定有価証券の発行につき役員会の決議又は投資主総会の
決議があった場合における当該役員会の議事録の写し又は当該投
資主総会の議事録の写し

二 第十六号様式及び第十六号の二様式により作成した発行登録書
イゝハ (略)

3
(略)

(発行登録追補書類の提出を要しない有価証券)

第十八条の七の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定
めるものは、振替外債(社債等の振替に関する法律(平成十三年法
律第七十五号)第二百七条において準用する同法第六十六条(第
一号を除く。))に規定する振替外債(同法第一百八条において準用
する同法第六十六条(同条第一号イからニまでを除く。))に規定す
る資産流動化法に規定する特定社債、社債等の振替に関する法律第
百十五条において準用する同法第六十六条(同条第一号を除く。))
に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人
債及び同法に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券に
表示されるべき権利の性質を有するものに限る。)をいう。以下こ
の条において同じ。)のうち、次に掲げる要件のすべてに該当する
もの(第二十条の二において「短期外債」という。)とする。
一 円建てで発行されるものであること。
二 各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。

一 第十五号様式により作成した発行登録書 当該特定有価証券の
発行につき役員会の決議又は投資主総会の決議があった場合にお
ける当該役員会の議事録の写し又は当該投資主総会の議事録の写
し

二 第十六号様式により作成した発行登録書
イゝハ (略)

3
(略)

(新設)

三 元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

(適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十九条 (略)

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等に令第一条の四第一号に規定する条件が付されている場合 当該有価証券発行勧誘等に付された条件の内容

二 当該特定有価証券に定義府令第十一条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容

三 当該特定有価証券が定義府令第十一条第二項又は第三項に定める要件に該当している場合 当該要件の内容

3 (略)

(適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十九条 (略)

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号イに該当することにより当該取得の申込みの勧誘に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 当該有価証券の取得の申込みの勧誘に令第一条の五第一号に規定する条件が付されている場合 当該取得の申込みの勧誘に付された条件の内容

二 当該有価証券に定義府令第五条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容

三 当該有価証券が定義府令第五条第二項及び第三項に定める要件に該当している場合 当該要件の内容

3 (略)

(少数者向け勧誘等に係る告知の内容等)

第二十条 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等が少数者向け勧誘(法第二十三条の十三第三項に規定する少数者向け勧誘をいう。)に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 当該特定有価証券に定義府令第十三条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容
- 二 前号に掲げる場合のほか当該特定有価証券が定義府令第十三条第二項又は第三項に定める要件を満たしている場合 当該要件のうち当該特定有価証券の所有者の権利を制限するものの内容
- 三 当該特定有価証券が第一条第五号又は同条第五号の二に掲げる特定有価証券である場合 当該特定有価証券が法第二条第二項各号に掲げる権利であること

2

(略)

(少数者向け勧誘に係る告知を要しない有価証券)

第二十条の二 令第三条の二の三第三号に規定する内閣府令で定めるものは、短期外債とする。

(少数者向け勧誘等に係る告知の内容等)

第二十条 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号に該当することにより当該取得の申込みの勧誘に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 当該特定有価証券に定義府令第七条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容
 - 二 前号に掲げる場合のほか当該特定有価証券が定義府令第七条第二項又は第三項に定める要件を満たしている場合 当該要件のうち当該特定有価証券の所有者の権利を制限するものの内容
- (新設)

2

(略)

(新設)

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第二十一条 (略)

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該特定有価証券が外国金融商品取引所(本邦以外の地域において設立されている金融商品取引所をいう。以下この号において同じ。)に上場されている場合(当該有価証券の発行者が当該外国金融商品取引所が設立されている国(州その他の地域を含む。以下この号において同じ。))の法令又は当該外国金融商品取引所の規則に基づき、当該特定有価証券の内容等に関する書類が開示されている場合に限る。)

ロ 当該特定有価証券が店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該特定有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が金融商品取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合(その国の法令等に基づき、当該特定有価証券の内容等に関する書類が開示されている場合に限る。)

ハ (略)

二 当該特定有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 金融商品取引業者(認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。)、登録金融機関(法

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第二十一条 (略)

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該特定有価証券が外国証券取引所(本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。)に上場されている場合(当該有価証券の発行者が当該外国証券取引所が設立されている国(州その他の地域を含む。以下この号において同じ。))の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、当該特定有価証券の内容等に関する書類が開示されている場合に限る。)

ロ 当該特定有価証券が店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該特定有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合(その国の法令等に基づき、当該特定有価証券の内容等に関する書類が開示されている場合に限る。)

ハ (略)

二 当該特定有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 証券会社(証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。)、登録金融機関(法第六十五条の二第三項

第二条第十一項に規定する登録金融機関をいい、認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。ロ及び次号において同じ。）又は金融商品仲介業者（法第十二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。）が適格機関投資家以外の者に当該特定有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該特定有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ 当該特定有価証券の保管の委託を受けた金融商品取引業者又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該特定有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該勧誘の相手方が金融商品取引業者又は登録金融機関である場合

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該特定有価証券を買い付けた者がその買い付けた特定有価証券を金融商品取引業者又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第二十五条第四項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

に規定する登録金融機関をいい、証券業協会に加入しているものに限る。ロ及び次号において同じ。）又は証券仲介業者（法第十二条第十一項に規定する証券仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。）が適格機関投資家以外の者に当該特定有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該特定有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ 当該特定有価証券の保管の委託を受けた証券会社又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該特定有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該勧誘の相手方が証券会社又は登録金融機関である場合

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該特定有価証券を買い付けた者がその買い付けた特定有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第二十五条第四項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ 当該勧誘を行う者が金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者であり、かつ、当該特定有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を金融商品取引業者又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

3～8 (略)

(有価証券報告書の記載内容等)

第二十二条 法第二十四条第五項において準用する法第二十四条第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一 (略)

二・三 (略)

四 外国投資証券 第八号様式

(削る)

五～八 (略)

(削る)

九 内国信託受益証券、内国信託社債券及び内国信託受益権 第九

ハ 当該勧誘を行う者が証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者であり、かつ、当該特定有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

3～8 (略)

(有価証券報告書の記載内容等)

第二十二条 法第二十四条第五項において準用する法第二十四条第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 (略)

一の一・一の一 (略)

一の四 外国投資証券 第七号の四様式

二 外国貸付債権信託受益証券 第八号様式

三～四の三 (略)

五 貸付債権信託受益権 第九号様式

(新設)

号様式

十 外国信託受益証券、外国信託社債券、外国信託受益権及び外国貸付債権信託受益証券 第九号の二様式

十一 内国抵当証券 第九号の三様式

十二 外国抵当証券 第九号の四様式

十三 内国有限証券投資事業権利等 第九号の五様式

十四 外国有限証券投資事業権利等 第九号の六様式

十五 特定有限証券信託受益証券 当該特定有限証券信託受益証券に係る受託有限証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有限証券の区分に応じ当該各号に定める様式

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有限証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有限証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2
(略)

3 第一項の規定により有限証券報告書を提出する場合において、当該特定有限証券が信託受益証券又は信託受益権であるときは、同項中「資産信託流動化受益証券」とあるのは「信託受益証券又は信託受益権」と、「原委託者管轄財務局等」とあるのは「当初委託者管轄財務局等」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(有限証券報告書の提出が免除される者)

第二十二條の二 法第二十四條第五項において準用する同條第一項本文及び第三項に規定する内閣府令で定める有限証券は、次の各号に

(新設)

(新設)

(新設)

五の二 内国組合契約出資持分 第九号の二様式

五の三 外国組合契約出資持分 第九号の三様式

(新設)

六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有限証券につき、前各号に掲げる有限証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2
(略)

(新設)

(有限証券報告書の提出が免除される者)

第二十二條の二 法第二十四條第五項において準用する同條第一項本文及び第三項に規定する内閣府令で定める有限証券は、資産信託流

掲げる有価証券とし、同条第五項において準用する同条第一項本文及び第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一 資産信託流動化受益証券 原委託者

二 信託受益証券及び信託受益権 信託行為の効力が生ずるときにおける委託者

(特定期間)

第二十三条 法第二十四条第五項に規定する内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第二号に掲げる特定有価証券について同号に定める期間が六月に満たない場合には、六月とし、当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（十二月二十九日及び十二月三十日を除く。）をいう。第二十九条において同じ。）に該当する場合には、当該末日の翌日を当該期間の末日とすることができる。

一 内国投資証券、外国投資証券、資産流動化証券、抵当証券等及び有価証券投資事業権利等並びに特定有価証券信託受益証券でこれらの特定有価証券（有価証券投資事業権利等を除く。）を受託有価証券とするもの又は特定預託証券でこれらの特定有価証券（有価証券投資事業権利等を除く。）に係る権利を表示するもの 当該特定有価証券の発行者の事業年度

二 前号に掲げる有価証券以外の特定有価証券 信託の計算期間（

動化受益証券とし、同条第五項において準用する同条第一項本文及び第三項に規定する内閣府令で定める者は、原委託者とする。

(新設)

(新設)

(特定期間)

第二十三条 法第二十四条第五項に規定する内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第二号に掲げる特定有価証券について同号に定める期間が六月に満たない場合には、六月とし、当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（十二月二十九日及び十二月三十日を除く。）をいう。第二十九条において同じ。）に該当する場合には、当該末日の翌日を当該期間の末日とすることができる。

一 内国投資証券、外国投資証券、資産流動化証券及び組合契約出資持分並びに特定預託証券でこれらの特定有価証券に係る権利を表示するもの 当該特定有価証券の発行者の事業年度

二 前号に掲げる有価証券以外の特定有価証券 信託の計算期間（

当該特定有価証券が内国投資信託受益証券若しくは外国投資信託受益証券又は特定有価証券信託受益証券でこれらの特定有価証券を受託有価証券とするもの若しくは特定預託証券でこれらの特定有価証券に係る権利を表示するものである場合には、信託の計算期間に相当する期間)

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第二十四条 法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券の発行者である外国特定有価証券の発行者が令第三條の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款、約款若しくは規約又は信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二 四 (略)

4 5 6 (略)

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)

当該有価証券が内国投資信託受益証券若しくは外国投資信託受益証券又は特定預託証券でこれらの特定有価証券に係る権利を表示するものである場合には、信託の計算期間に相当する期間)

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第二十四条 法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券の発行者である外国特定有価証券の発行者が令第三條の五ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款、約款若しくは規約又は信託契約書

二 四 (略)

4 5 6 (略)

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)

第二十五条 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が令第四条の第二項において準用する令第四条第一項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

2 特定有価証券に係る令第四条の二第一項において準用する令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款、約款若しくは規約又は信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二 (略)

三 令第四条第二項第一号に掲げる者については、解散を決議した役員会の決議、投資主総会の決議又は組合員総会の決議があつた場合における当該役員会の議事録の写し、当該投資主総会の議事録の写し又は当該組合員総会の議事録の写し及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

四 令第四条第二項第二号に掲げる者については、事業休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

五・六 (略)

3 特定有価証券に係る令第四条の二第一項において準用する令第四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 内国特定有価証券

第二十五条 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が令第四条第五項において準用する同条第一項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

2 特定有価証券に係る令第四条第五項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款、約款若しくは規約又は信託契約書

二 (略)

三 令第四条第二項第一号に掲げる者については、解散を決議した株主総会の議事録(会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面)の写し及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

四 令第四条第二項第二号に掲げる者については、営業休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

五・六 (略)

3 特定有価証券に係る令第四条第五項において準用する同条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 外国特定有価証券 申請のあつた日の属する特定期間の直前特

イ 内国投資信託受益証券 申請のあった日の属する特定期間の直前特定期間（以下この項において「基準特定期間」という。）の末日において当該特定有価証券に係る収益金の支払事務を行う者の有する当該特定有価証券の購入者の名簿に記載されている者の数

ロ 内国投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券に限る。） 基準特定期間の末日において投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の三第一項に規定する投資主名簿に記載され、又は記録されている者の数

ハ 内国投資証券（ロに掲げるものを除く。） 基準特定期間の末日において投資法人債管理者等の有する当該投資法人債券の所有者の名簿に記載されている者の数

ニ 内国資産流動化証券 基準特定期間の末日において社債管理会社等の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者の数

ホ 内国資産信託流動化受益証券 基準特定期間の末日において資産流動化法第二百三十五条第一項に規定する権利者名簿に記載され、又は記録されている者の数

ヘ 内国信託受益証券 基準特定期間の末日において信託法（平成十八年法律第八十八号）第八十六条に規定する受益権原簿に記載され、又は記録されている者の数

ト 内国信託社債券 基準特定期間の末日において会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百八十一条に規定する社債原簿に

定期間（以下この項において「基準特定期間」という。）の末日において当該特定有価証券の保管の委託を受けている証券会社の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

二 内国特定有価証券

イ 内国投資信託受益証券 基準特定期間の末日において当該特定有価証券に係る収益金の支払事務を行う者の有する当該特定有価証券の購入者の名簿に記載されている者の数

ロ 内国投資証券（法第二条第一項第七号の二に掲げる投資証券に限る。） 基準特定期間の末日において投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条に規定する投資主名簿に記載されている者の数

ハ 内国投資証券（ロに掲げるものを除く。） 基準特定期間の末日において投資法人債管理者等の有する当該投資法人債券の所有者の名簿に記載されている者の数

ニ 内国資産流動化証券 基準特定期間の末日において社債管理会社等の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者の数

ホ 内国資産信託流動化受益証券 基準特定期間の末日において資産流動化法第七十五条に規定する権利者名簿に記載されている者の数

ヘ 貸付債権信託受益権 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の信託財産の受託者の有する当該特定有価証券の所有

記載され、又は記録されている者の数

チ 内国信託受益権 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の信託財産の受託者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者の数

リ 内国^一有価証券投資事業権利等（法第三条第三号に規定する有価証券投資事業権利等のうち法第二条第二項第三号に掲げる権利に限る。） 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の所有者である社員として定款に記載され、又は記録されている者の数

ヌ 内国^二有価証券投資事業権利等（法第三条第三号に規定する有価証券投資事業権利等のうち法第二条第二項第五号に掲げる権利に限る。） 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の発行者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

二 外国特定有価証券 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

5 特定有価証券に係る令第四条の二第一項において準用する令第四条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とする。

6 特定有価証券に係る令第四条の二第一項において準用する令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

者の名簿に記載されている者の数

5 特定有価証券に係る令第四条第五項において準用する同条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とする。

6 特定有価証券に係る令第四条第五項において準用する同条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

7 (略)

(有価証券報告書の提出を要しない場合)

第二十六条 法第二十四条第五項において準用する同条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第五項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受けない者の発行する特定有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなった場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

- 一 その該当することとなった日がその日の属する特定期間開始の日から三月(外国特定有価証券の場合は六月、令第三条の四)により関東財務局長の承認を受けた場合には当該承認を受けた期間を経過しているとき。

二・三 (略)

(有価証券の所有者数の算定方法)

第二十六条の二 法第二十四条第五項において準用する同条第四項に規定する所有者の数の算定に關し必要な事項として内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である特定有価証券ごとに、その所有者の名簿に記載されている者の数とする。

- 一 法第二条第二項第一号に掲げる権利 信託財産、当該権利に係る受益債権の内容及び弁済期

一・二 (略)

7 (略)

(有価証券報告書の提出を要しない場合)

第二十六条 法第二十四条第五項において準用する同条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第五項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受けない者の発行する特定有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなった場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

- 一 その該当することとなった日がその日の属する特定期間開始の日から三月(外国特定有価証券の場合は六月、令第三条の五)により関東財務局長の承認を受けた場合には当該承認を受けた期間を経過しているとき。

二・三 (略)

(新設)

二 法第二条第二項第三号に掲げる権利 社員権の内容

三 法第二条第二項第五号に掲げる権利 出資者の権利の内容

(有価証券報告書の添付書類)

第二十七条 特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付すべき書類として法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）とする。ただし、定款等について、当該有価証券報告書に記載されたもの又は当該有価証券報告書提出前五年以内に当該有価証券報告書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券報告書に添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 国内投資信託証券の発行者

イ (略)

ロ 当該有価証券報告書の提出者について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る会社法第四百三十五条第二項の貸借対照表及び損益計算書（以下この項において「計算書類等」という。）で、定時株主総会の承認を受けたもの（外国の者にあつては、これらに準ずるもの）

二 (略)

(削る)

(有価証券報告書の添付書類)

第二十七条 特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付すべき書類として法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）とする。ただし、定款等について、当該有価証券報告書に記載されたもの又は当該有価証券報告書提出前五年以内に当該有価証券報告書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券報告書に添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 国内投資信託証券の発行者

イ (略)

ロ 当該有価証券報告書の提出者について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る会社法第四百三十五条第二項の貸借対照表及び損益計算書（以下この項において「計算書類等」という。）で、定時株主総会の承認を受けたもの（外国法人にあつては、これらに準ずるもの）

一の二 (略)

二 外国貸付債権信託受益証券の発行者

三 国内資産流動化証券の発行者

イ (略)

ロ 当該有価証券報告書の提出者及び当該提出者の主要な関係法人について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る計算書類等（資産流動化法第百二条第二項の貸借対照表及び損益計算書を含む。）で、定時株主総会（資産流動化法第五十二条第一項に規定する定時社員総会）の承認を受けたもの（外国の者）であつては、これらに準ずるもの）

四 外国資産流動化証券の発行者

イ (略)

ロ 第二号ロ及びハに掲げる書類

ハ 当該有価証券報告書の提出者及び当該提出者の主要な関係法人について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る計算書類等で、定時株主総会の承認を受けたもの（外国の者）であつては、これらに準ずるもの）

五 国内資産信託流動化受益証券の発行者

イ (略)

ロ 当該有価証券報告書の提出者及び当該提出者の主要な関係法人について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る計算書類等で、定時株主総会の承認を受けたもの（外国の者）であつては、これらに準ずるもの）

イ 約款

ロ 前号ロ及びハに掲げる書類

三 国内資産流動化証券の発行者

イ (略)

ロ 当該有価証券報告書の提出者及び当該提出者の主要な関係法人について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る計算書類等（資産流動化法第百二条第二項の貸借対照表及び損益計算書を含む。）で、定時株主総会（資産流動化法に規定する定時社員総会を含む。）の承認を受けたもの（外国法人）であつては、これらに準ずるもの）

四 外国資産流動化証券の発行者

イ (略)

ロ 第一号の二ロ及びハに掲げる書類

ハ 当該有価証券報告書の提出者及び当該提出者の主要な関係法人について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る計算書類等で、定時株主総会の承認を受けたもの（外国法人）であつては、これらに準ずるもの）

四の二 国内資産信託流動化受益証券

イ (略)

ロ 当該有価証券報告書の提出者及び当該提出者の主要な関係法人について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る計算書類等で、定時株主総会の承認を受けたもの（外国法人）であつては、これらに準ずるもの）

六| 外国資産信託流動化受益証券の発行者

イ・ロ| (略)

(削る)

七| 内国信託受益証券及び内国信託受益権の発行者

イ| 第五号イに掲げる書類(当該有価証券報告書が有価証券届出書と同時に提出される場合のものを除く。)

ロ| 第五号ロに掲げる書類

ハ| イに掲げる書類が一個の信託約款に基づく信託契約書である場合には当該信託契約書に代えて当該信託約款(当該有価証券報告書が有価証券届出書と同時に提出される場合のものを除く。)

八| 外国信託受益証券及び外国信託受益権の発行者

イ| 第六号イに掲げる書類(当該有価証券報告書が有価証券届出書と同時に提出される場合のものを除く。)

ロ| 第六号ロに掲げる書類

ハ| 第七号ハに掲げる書類

九| 内国信託社債券の発行者

イ| 受託者の定款

ロ| 当該有価証券報告書の提出者について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る計算書類等で、定時株主総会の承認を受けたもの

ハ| 当該有価証券の信託に係る信託契約書

十| 外国信託社債券の発行者 前号に掲げる書類に準ずる書類

四の三| 外国資産信託流動化受益証券

イ・ロ| (略)

五| 貸付債権信託受益権の発行者 約款

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

十一	内国抵当証券の発行者 当該有価証券に表示される債権及び 抵当権の設定に係る契約書の写し	(新設)
十二	外国抵当証券の発行者	(新設)
イ	前号に掲げる書類に準ずる書類	
ロ	第二号ロ及びハに掲げる書類	
十三	外国貸付債権信託受益証券の発行者	(新設)
イ	約款	
ロ	第二号ロ及びハに掲げる書類	
十四	内国有価証券投資事業権利等の発行者 定款、約款若しくは 規約又は組合契約書又はこれらに準ずる書類	(新設)
十五	外国有価証券投資事業権利等の発行者	(新設)
イ	前号に掲げる書類	
ロ	第二号ロ及びハに掲げる書類	
十六	特定有価証券信託受益証券の発行者	(新設)
イ	当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、 第一号から第十三号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各 号に定める書類	
ロ	当該特定有価証券信託受益証券の発行に関して締結された信 託契約その他主要な契約の写し	
十七	特定預託証券の発行者	(新設)
イ	当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につ き、第一号から第十三号までに掲げる有価証券の区分に応じ当 該各号に定める書類	

ロ 当該特定預託証券の発行に関して締結された預託契約その他
主要な契約の写し

2
(略)

(外国会社報告書の提出要件)

第二十七条の二 (略)

2 法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める者は、次の各号
に掲げる者とする。

一 外国金融商品市場(法第二条第八項第三号ロに規定する外国金
融商品市場をいう。次号において同じ。)を開設する者

二 外国金融商品市場に準ずるものとして外国に開設された法第六
十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場の性質を有する市
場を開設する者

(外国会社報告書の提出期限の承認の手続等)

第二十七条の四 法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を
提出しようとする外国特定有価証券の発行者が令第四条の二の二た
だし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項
を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一～三 (略)

2
(略)

3 第一項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければなら
ない。

2
(略)

(外国会社報告書の提出要件)

第二十七条の二 (略)

2 法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める者は、次の各号
に掲げる者とする。

一 外国有価証券市場(法第二条第八項第三号ロに規定する外国有
価証券市場をいう。次号において同じ。)を開設する者

二 外国有価証券市場に準ずるものとして外国に開設された法第六
十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場の性質を有する市
場を開設する者

(外国会社報告書の提出期限の承認の手続等)

第二十七条の四 法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を
提出しようとする外国特定有価証券の発行者が令第四条の四ただし
書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記
載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一～三 (略)

2
(略)

3 第一項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければなら
ない。

一 定款、約款若しくは規約又は信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二 四 (略)

4 5 6 (略)

(報告書代替書面の提出等)

第二十七条の四の二 法第二十四条第十四項の規定により報告書代替書面(同項に規定する報告書代替書面をいう。以下この条において同じ。)を提出しようとする特定有価証券の発行者は、報告書代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する有価証券報告書(以下この条において「原有有価証券報告書」という。)と併せて関東財務局長に提出しなければならない。

2 法第二十四条第十四項の規定により報告書代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、原有有価証券報告書に係る特定期間の終了後、直ちに、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 当該原有有価証券報告書に係る特定期間

二 当該報告書代替書面の提出に関して当該承認を必要とする理由

三 当該報告書代替書面の作成の根拠となる法令の条項又は金融商品取引所の規則の規定

3 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が前項に規定する承

一 定款、約款若しくは規約又は信託契約書

二 四 (略)

4 5 6 (略)

(新設)

認申請書を提出する場合について準用する。

4 第二項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付する。

一 定款、約款又は規約

二 当該承認申請書の提出者が外国特定有価証券の発行者である場合には、当該発行者の代表者が当該承認申請書の提出に關し正当な権限を有する者であることを証する書面

三 当該発行者が外国特定有価証券の発行者である場合には、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書提出に關する一切の行為につき当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

四 当該承認申請書の提出者が外国特定有価証券の発行者である場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に關する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

五 前各号に掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文

(公告の方法)

第二十七条の五 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第四十五号)第一条の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告(令第四条の二の四第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。)により行

(公告の方法)

第二十七条の五 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第四十五号)第一条の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告(令第四条の二第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。)により行う者

う者について、同府令第二条の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、同府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略できる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、同府令第二条中「第一号様式」とあるのは「第二十五号様式」と、「電子開示システム登録届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合はこの限りでない。」と、同条第四項中「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 法第二十四条の二第二項に規定する公告をする者が、令第四条の二の四第一項第二号の規定により日刊新聞紙に掲載する方法による公告をする場合には、全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行わなければならない。

について、同府令第二条の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、同府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略できる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、同府令第二条中「第一号様式」とあるのは「第二十五号様式」と、「電子開示システム登録届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合はこの限りでない。」と、同条第四項中「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 法第二十四条の二第二項に規定する公告をする者が、令第四条の二第一項第二号の規定により日刊新聞紙に掲載する方法による公告をする場合には、全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行わなければならない。

(電子公告による公告ができない場合の承認等)

第二十七条の六 法第二十四条の二第二項に規定する公告をする者が、令第四条の二の四第三項の規定による承認を得ようとする場合には、次に掲げる事項を記載した書面を当該公告に係る訂正報告書を提出すべきこととされている関東財務局長に提出しなければならない。

一～四 (略)

2 令第四条の二の四第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(公告の中断の内容の公告)

第二十七条の七 法第二十四条の二第二項に規定する公告をする者が、令第四条の二の四第四項第三号の規定により公告の中断の内容の公告をする場合には、中断が生じた当該公告に次に掲げる事項を公告するものとする。

一・二 (略)

(半期報告書の記載内容等)

第二十八条 法第二十四条の五第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。)において準用する法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定

(電子公告による公告ができない場合の承認等)

第二十七条の六 法第二十四条の二第二項に規定する公告をする者が、令第四条の二第三項の規定による承認を得ようとする場合には、次に掲げる事項を記載した書面を当該公告に係る訂正報告書を提出すべきこととされている財務局長等に提出しなければならない。

一～四 (略)

2 令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(公告の中断の内容の公告)

第二十七条の七 法第二十四条の二第二項に規定する公告をする者が、令第四条の二第四項第三号の規定により公告の中断の内容の公告をする場合には、中断が生じた当該公告に次に掲げる事項を公告するものとする。

一・二 (略)

(半期報告書の記載内容等)

第二十八条 法第二十四条の五第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。)において準用する法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定有価証券の

有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二・三 (略)
- 四 外国投資証券 第十一号様式
(削る)
- 五〇八 (略)
- (削る)
- 九 内国信託受益証券、内国信託社債券及び内国信託受益権 第十二号様式
- 十 外国信託受益証券、外国信託社債券、外国信託受益権及び外国貸付債権信託受益証券 第十二号の二様式
- 十一 内国抵当証券 第十二号の三様式
- 十二 外国抵当証券 第十二号の四様式
- 十三 内国^(新設)有価証券投資事業権利等 第十二号の五様式
- 十四 外国^(新設)有価証券投資事業権利等 第十二号の六様式
- 十五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式

発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 一の一・一の三 (略)
- 一の四 外国投資証券 第十号の四様式
- 二 外国貸付債権信託受益証券 第十一号様式
- 三〇四の三 (略)
- 五 貸付債権信託受益権 第十二号様式
(新設)
- (新設)
- (新設)
- 五の二 内国^(新設)組合契約出資持分 第十二号の二様式
- 五の三 外国^(新設)組合契約出資持分 第十二号の三様式
- (新設)

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2・3 (略)

4 第一項の規定により半期報告書を提出する場合において、当該有価証券が信託受益証券又は信託受益権の発行者であるときは、同項中「資産信託流動化受益証券」とあるのは「信託受益証券又は信託受益権」と、「原委託者管轄財務局等」とあるのは「当初委託者管轄財務局等」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(半期代替書面)

第二十八条の四 法第二十四条の五第十三項の規定により半期代替書面(同項に規定する半期代替書面をいう。以下この条において同じ。)を提出しようとする特定有価証券の発行者は、半期代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する半期報告書(以下この条において「原半期報告書」という。)と併せて関東財務局長に提出しなければならない。

2 法第二十四条の五第十三項の規定により半期代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、原半期報告書に係る特定期間の終了後、直ちに、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 当該原半期報告書に係る特定期間

六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、前各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2・3 (略)

(新設)

(新設)

- 二 当該半期代替書面の提出に関して当該承認を必要とする理由
- 三 当該半期代替書面の作成の根拠となる法令の条項又は金融商品取引所の規則の規定
- 三 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。
- 四 第二項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付する。
 - 一 当該承認申請書の提出者が外国特定有価証券の発行者である場合には、当該発行者の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
 - 二 当該発行者が外国特定有価証券の発行者である場合には、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書提出に関する一切の行為につき当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面
 - 三 当該承認申請書の提出者が外国特定有価証券の発行者である場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文
 - 四 前各号に掲げる書類が日本語によって記載したものでないときは、その訳文

(臨時報告書の記載内容等)
第二十九条 (略)

(臨時報告書の記載内容等)
第二十九条 (略)

2

法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一 当該発行者の発行する特定有価証券と同一の種類の特有価証券の募集（当該特定有価証券が法第二条第三項に規定する第一項有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は売出し（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。以下この号において同じ。）を本邦以外の地域において行う場合

イ・ト （略）

二 主要な関係法人の異動（関係法人であった法人が関係法人でなくなることを又は関係法人でなかった法人が関係法人になることをいう。）があった場合

イ・ロ （略）

三 当該発行者が発行する投資信託証券に係るファンドの運用に関する基本方針、投資制限若しくは利子若しくは配当の分配方針、当該発行者が発行する資産流動化証券に係る管理資産の状況若しくは資産流動化に関する計画、当該発行者が発行する資産信託流動化受益証券に係る特定信託財産の状況若しくは資産流動化に

2

法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 当該発行者の発行する特定有価証券と同一の種類の特有価証券の募集（均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。以下この号において同じ。）を本邦以外の地域において行う場合

イ・ト （略）

二 主要な関係法人の異動があった場合

イ・ロ （略）

三 当該発行者が発行する投資信託証券に係るファンドの運用に関する基本方針、投資制限若しくは利子若しくは配当の分配方針、当該発行者が発行する資産流動化証券に係る管理資産の状況若しくは資産流動化に関する計画又は当該発行者が発行する資産信託流動化受益証券に係る特定信託財産の状況若しくは資産流動化に

する計画又は当該発行者が発行する信託受益証券若しくは信託受益権に係る信託財産の状況について、重要な変更があった場合

イ・ロ (略)

四 (略)

3・4 (略)

5 第一項の規定により臨時報告書を提出する場合において、当該有価証券が信託受益証券又は信託受益権の発行者であるときは、同項中「資産信託流動化受益証券」とあるのは「信託受益証券又は信託受益権」と、「原委託者管轄財務局等」とあるのは「当初委託者管轄財務局等」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(臨時代替書面)

第二十九条の二 法第二十四条の五第十五項の規定により臨時代替書面(同項に規定する臨時代替書面をいう。以下この条において同じ。)を提出しようとする特定有価証券の発行者は、臨時代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する同条第四項に規定する臨時報告書と併せて関東財務局長に提出しなければならない。

2 法第二十四条の五第十五項の規定により臨時代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 当該臨時代替書面の提出に関して当該承認を必要とする理由

関する計画について、重要な変更があった場合

イ・ロ (略)

四 (略)

3・4 (略)

(新設)

(新設)

二 当該臨時代替書面の作成の根拠となる法令の条項又は金融商品取引所の規則の規定

3 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

4 第二項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付する。

一 当該承認申請書の提出者が外国特定有価証券の発行者である場合には、当該発行者の代表者が当該承認申請書の提出に關し正当な権限を有する者であることを証する書面

二 当該発行者が外国特定有価証券の発行者である場合には、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書提出に關する一切の行為につき当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

三 当該承認申請書の提出者が外国特定有価証券の発行者である場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に關する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の關係条文

四 前各号に掲げる書類が日本語によつて記載したものではないときは、その訳文

(承認申請書等の提出先)

第三十条 令第四条の二第一項において準用する令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る

(有価証券通知書等の提出先)

第三十条 有価証券通知書(第七条において準用する第五条第一項の規定による有価証券通知書を含む。)及びその添付書類を提出する

書類及び法第二十五条第六項に規定する書類は、関東財務局長に提出しなければならない。

(有価証券届出書の備置き及び公衆縦覧)

第三十一条 特定有価証券に係る法第二十五条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。次条において同じ。)に掲げる

- 場合において、その提出者が貸付債権信託受益権の発行者(当該貸付債権信託受益権を発行する場合に限る。以下この項において「内国会社等」という。)であるとき、又は有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、令第四条第四項において準用する同条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類及び第二十五条第六項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出者が内国会社等で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に提出しなければならない。
- 一 資本金の額が五十億円未満の会社
 - 二 その発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない会社
 - 三 前項に規定する書類を提出する場合において、その提出者が同項に規定する者以外の者であるときは、関東財務局長に提出しなければならない。
- 3 前二項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長等に提出しなければならない。

(有価証券届出書の備置き及び公衆縦覧)

第三十一条 特定有価証券に係る法第二十五条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。次条において同じ。)に掲げる

書類は、関東財務局及び当該書類の提出者（当該特定有価証券が、資産信託流動化受益証券である場合にあつては当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者に、信託受益証券又は信託受益権である場合にあつては当該信託受益証券又は信託受益権の発行者である受託者に限る。）の本店（提出者が外国の者である場合には、第九条の規定による代理人の住所）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供する。

2 資産信託流動化受益証券又は信託受益証券若しくは信託受益権に係る法第二十五条第一項各号に掲げる書類は、前項に規定する財務局のほか、資産信託流動化受益証券である場合にあつては原委託者管轄財務局等に、信託受益証券又は信託受益権である場合にあつては当該財務局等に備え置き、公衆の縦覧に供する。

（特定有価証券に係る開示関係書類の関東財務局長の受理等）

第三十三条 令第三十九条第一項第一号及び同条第五項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、内閣投資信託受益証券、内閣投資証券、内閣資産流動化証券、内閣資産信託流動化受益証券、内閣信託受益証券、内閣信託社債券、内閣抵当証券、内閣信託受益権、内閣有価証券投資事業権利等、特定有価証券信託受益証券（発行者が内国会社である場合に限る。）及び特定預託証券（発行者が内国会社である場合に限る。）の特定募集等に関する通知書とする。

2 令第三十九条第二項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定

書類は、関東財務局及び当該書類の提出者（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合は、当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者に限る。）の本店（提出者が外国人である場合には、第九条の規定による代理人の住所）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供する。

2 資産信託流動化受益証券に係る法第二十五条第一項各号に掲げる書類は、前項に規定する財務局のほか、原委託者管轄財務局等に備え置き、公衆の縦覧に供する。

（特定有価証券に係る開示関係書類の財務局長等の受理等）

第三十三条 令第三十九条第一項第一号及び同条第五項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、内閣投資信託受益証券、内閣投資証券、内閣資産流動化証券、内閣資産信託流動化受益証券及び特定預託証券（発行者が内国会社である場合に限る。）の特定募集等に関する通知書とする。

2 令第三十九条第二項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定

めるものは、内国投資信託受益証券、内国投資証券、内国資産流動化証券、内国資産信託流動化受益証券、内国信託受益証券、内国信託社債券、内国抵当証券、内国信託受益権、内国有価証券投資事業権利等、特定有価証券信託受益証券及び特定預託証券の発行者である会社（これらの有価証券を発行する場合に限るものとし、特定有価証券信託受益証券及び特定預託証券の発行会社にあつては内国会社に限る。）とする。

めるものは、内国投資信託受益証券、内国投資証券、内国資産流動化証券、内国資産信託流動化受益証券及び特定預託証券の発行者である会社（これらの有価証券を発行する場合に限るものとし、特定預託証券の発行会社にあつては内国会社に限る。）とする。

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第一号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券通知書</p> <p>（別る）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>（1） 一般的事項</p> <p>a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券及び特定有価証券信託受益証券（以下「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>b・c （略）</p> <p>（2）～（5） （略）</p>	<p>第一号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券通知書</p> <p>【根拠条文】 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 条</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>（1） 一般的事項</p> <p>a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>b・c （略）</p> <p>（2）～（5） （略）</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第一号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券通知書</p> <p>（別る）</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>（1） 一般的事項</p> <p>a 当該通知に係る外国特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>b・c （略）</p> <p>（2）～（5） （略）</p>	<p>第一号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券通知書</p> <p>【根拠条文】 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 条</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>（1） 一般的事項</p> <p>a 当該通知に係る外国特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>b・c （略）</p> <p>（2）～（5） （略）</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案

現行

第一号の三様式	第一号の三様式
<p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 （別紙）</p> <p>有価証券通知書</p>	<p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 【根拠条文】</p> <p>有価証券通知書 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第 条</p>
<p>第1【募集（売出）要項】</p> <p>1（略）</p> <p>2【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】</p> <p>（1）～（19）（略）</p> <p>3【短期投資法人債】</p> <p>（1）【発行（売出）短期投資法人債の総額】</p> <p>（2）【発行（売出）価額の総額】</p> <p>（3）【発行（売出）価格】</p> <p>（4）【発行限度額】</p> <p>（5）【発行限度額残高】</p> <p>（6）【支払期日】</p> <p>（7）【支払場所】</p> <p>（8）【振替機関に関する事項】</p> <p>（9）【レバレッジの設定金融機関】</p> <p>（10）【レバレッジの設定内容】</p> <p>（11）【取得格付】</p>	<p>第1【募集（売出）要項】</p> <p>1（略）</p> <p>2【投資法人債券】</p> <p>（1）～（19）（略）</p> <p>（新設）</p>
<p>第2【最近における募集（売出し）の状況】（5）</p> <p>1（略）</p> <p>2【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】</p> <p>（1）～（13）（略）</p> <p>3【短期投資法人債】</p> <p>（1）【発行（売出）短期投資法人債の総額】</p> <p>（2）【発行（売出）価額の総額】</p> <p>（3）【発行（売出）価格】</p> <p>（4）【発行限度額】</p> <p>（5）【発行限度額残高】</p> <p>（6）【支払期日】</p> <p>（記載上の注意）</p>	<p>第2【最近における募集（売出し）の状況】（5）</p> <p>1（略）</p> <p>2【投資法人債券】</p> <p>（1）～（13）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（記載上の注意）</p>

<p>(1) 一般的事項</p> <p>a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(1) 一般的事項</p> <p>a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案

現行

<p>(削除)</p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【根拠条文】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>第1【募集(売出)要項】</p> <p>1【証券の名称】</p> <p>2【外国貸付債権信託受益証券の形態及び基本的仕組み等】</p> <p>3【発行(売出)数】</p> <p>4【発行(売出)価額の総額】</p> <p>5【発行(売出)単位】</p> <p>6【申込期間】</p> <p>7【申込期間】</p> <p>8【申込取扱場所】</p> <p>9【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>10【引受け等の概要】</p> <p>11【保管に関する事項】</p> <p>12【手取金の使途】</p> <p>13【その他】</p> <p>第2【最近における募集(売出し)の状況】(2)</p> <p>1【証券の名称】</p> <p>2【外国貸付債権信託受益証券の形態及び基本的仕組み等】</p> <p>3【発行(売出)数】</p> <p>4【発行(売出)価額の総額】</p> <p>5【発行(売出)価格】</p>
-------------	--

有価証券通知書
 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣
 府令 第 条
 閣僚財務局長
 平成 年 月 日

	<p>6 【申込期間】</p> <p>7 【払込期日】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。</p> <p>b 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記する事。</p> <p>c 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。</p> <p>d 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。</p> <p>e この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>f 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2) 最近における募集(売出し)の状況</p> <p>有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、外国貸付債権信託受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>
--	---

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案

現行

第二号様式	第一号の四様式
<p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 （別る）</p> <p>有価証券通知書</p>	<p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 【根拠条文】</p> <p>有価証券通知書 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 条 （略）</p>
<p>第1【募集(売出)要項】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【外国投資法人債券(短期外債を除く。)]】 (1)~(19) (略)</p> <p>3【短期外債】</p> <p>(1)【発行(売出)短期外債の総額】</p> <p>(2)【発行(売出)価額の総額】</p> <p>(3)【発行(売出)価格】</p> <p>(4)【発行限度額】</p> <p>(5)【発行限度額残高】</p> <p>(6)【支払期日】</p> <p>(7)【支払場所】</p> <p>(8)【振替機関に関する事項】</p> <p>(9)【バックアップラインの設定金融機関】</p> <p>(10)【バックアップラインの設定内容】</p> <p>(11)【取得格付】</p>	<p>第1【募集(売出)要項】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【外国投資法人債券】 (1)~(19) (略) (新設)</p>
<p>第2【最近における募集(売出し)の状況】(5)</p> <p>1 (略)</p> <p>2【外国投資法人債券(短期外債を除く。)]】 (1)~(13) (略)</p> <p>3【短期外債】</p> <p>(1)【発行(売出)短期外債の総額】</p> <p>(2)【発行(売出)価額の総額】</p> <p>(3)【発行(売出)価格】</p> <p>(4)【発行限度額】</p> <p>(5)【発行限度額残高】</p> <p>(6)【支払期日】</p> <p>(記載上の注意)</p>	<p>第2【最近における募集(売出し)の状況】(5)</p> <p>1 (略)</p> <p>2【外国投資法人債券】 (1)~(13) (略) (新設)</p> <p>(記載上の注意)</p>

<p>(1) 一般的事項</p> <p>a 当該通知に係る外国特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>d この様式中「短期外債」とは、第18条の7の2に規定する有価証券をいう（以下第四号の四様式、第四号の四の二様式、第五号様式、第十六号様式、第十六号の二様式、第十八号様式、第二十二号様式及び第二十四号様式において同じ。）。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(1) 一般的事項</p> <p>a 当該通知に係る外国特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第二号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券通知書 （別る）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>（1） 一般的事項</p> <p>a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、第一号様式の「記載上の注意」 （1）aに準じて記載すること。</p> <p>b・c （略）</p> <p>（2） （略）</p>	<p>第二号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券通知書 【根拠条文】 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二条 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>（1） 一般的事項</p> <p>a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」 （1）aに準じて記載すること。</p> <p>b・c （略）</p> <p>（2） （略）</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第二号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券通知書 (別る)</p> <p>第一部【募集(売出)要項】 第1【社債】 1～18 (略)</p> <p>【新株予約権付社債に関する事項】</p> <p>19【新株予約権の内容】</p> <p>20【新株予約権の行使請求期間】</p> <p>21【新株予約権の受付場所、取次場所及び私込取次事項】</p> <p>22【新株予約権の譲渡に関する事項】</p> <p>23【代用私込みに関する事項】</p> <p>24【その他】</p> <p>第2～第5 (略)</p> <p>第二部 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～c (略)</p> <p>d 当該通知に係る特定有価証券が<u>特定預託証券</u>である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。</p> <p>e・f (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第二号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券通知書 【根拠条文】 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 二 条 (略)</p> <p>第一部【募集(売出)要項】 第1【社債】 1～18 (略)</p> <p>【転換社債に関する事項】</p> <p>19【転換の条件】</p> <p>20【転換により発行する株式の内容】</p> <p>21【転換請求期間】</p> <p>22【転換請求の受付場所及び取次場所】</p> <p>23【その他】</p> <p>第2～第5 (略)</p> <p>第二部 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～c (略)</p> <p>d 当該通知に係る特定有価証券が<u>特定預託証券</u>である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。</p> <p>e・f (略)</p> <p>(2) (略)</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第二号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券通知書 (別る)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 当該通知に係る特定有価証券が特定種類証券等である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第二号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券通知書 【根拠条文】 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 条 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 当該通知に係る特定有価証券が特定種類証券等である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2) (略)</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券通知書 (別る)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 当該通知に係る特定有価証券が特定種類証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。</p> <p>e (略)</p> <p>f 有価証券通知書の記載に当たっては、以下の掲げるものを除き、第五号の五様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券通知書 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 条 【根拠条文】 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 当該通知に係る特定有価証券が特定種類証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。</p> <p>e (略)</p> <p>f 有価証券通知書の記載に当たっては、以下の掲げるものを除き、第四号の五様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2) (略)</p>

2【募集（売出し）の方法及び条件】

(1)【募集の場合】

区分	発行（売出）価格	申込期間	払込期日
社債（短期社債を除く。）			
短期社債			-

(2)【売出しの場合】

区分	発行（売出）価格	申込期間
社債		

3【引受けの概要】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
計	-		-

第二部【最近における募集（売出し）の状況】

第1【最近における内国信託受益証券の募集（売出し）の状況】(3)

1【内国信託受益証券の形態等】

2【発行（売出）数】

3【発行（売出）価額の総額】

4【発行（売出）価格】

5【申込期間】

6【申込証拠金】

7【払込期日】

第2【過去1年以内における内国信託社債の募集又は売出し】(4)

(1)【募集の場合】

銘柄	発行（売出）価格（円）	発行（売出）価額の総額（円）

(2)【売出しの場合】

銘柄	発行（売出）価格（円）	発行（売出）価額の総額（円）

第4【発行（売出）価格】

第5【申込期間】

第6【申込証拠金】

第7【払込期日】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意（1）」

aに準じて記載すること。

b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下の掲げるものを除き、第六号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 最近における募集（売出し）の状況

有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し（法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について、住宅ローン債権信託受益権の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。

<p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。</p> <p>b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2) 内国信託社債券の募集(売出)要項 企業内容等の開示に関する内閣府令第一号様式「記載上の注意」(3)から(5)までに準じて記載すること。</p> <p>(3) 最近における内国信託受益証券の募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国信託受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p> <p>(4) 過去1年以内における内国信託社債券の募集又は売出し 企業内容等の開示に関する内閣府令第一号様式「記載上の注意」(6)に準じて記載すること。</p>	
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案

現行

<p>第三号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【発行者（受託者）名称】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【代理人の氏名又は名称】</p> <p>【代理人の住所又は所在地】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【発行者（委託者）氏名又は名称】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【住所又は本店の所在の場所】</p> <p>【代理人の氏名又は名称】</p> <p>【代理人の住所又は所在地】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【電話番号】</p> <p>第一部【募集（売出）要項】</p> <p>第1【外国信託受益証券の募集（売出）要項】</p> <p>1【外国信託受益証券の形態等】</p> <p>2【発行（売出）数】</p> <p>3【発行（売出）価額の総額】</p> <p>4【発行（売出）価格】</p> <p>5【給付の内容、時期及び場所】</p> <p>6【申込単位】</p> <p>7【申込期間】</p> <p>8【申込証拠金】</p> <p>9【申込取扱場所】</p> <p>10【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>11【引受け等の概要】</p>	<p>（新設）</p>
<p>有価証券通知書</p> <p>関東財務局長</p> <p>平成 年 月 日</p>	

12【その他】

第2【外国信託社債券の募集（売出）要項】(2)

1【新規発行（売出）社債】

銘柄	記名・無記名の別	発行（売出）価額の総額

2【募集（売出し）の方法及び条件】

(1)【募集の場合】

区分	発行（売出）価格	申込期間	払込期日
社債（短期社債を除く。）			
短期社債			-

(2)【売出しの場合】

区分	発行（売出）価格	申込期間
社債		

3【引受けの概要】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
社		-	-

第二部【最近における募集（売出し）の状況】

第1【最近における外国信託受益証券の募集（売出し）の状況】(3)

1【外国信託受益証券の形態等】

2【発行（売出）数】

3【発行（売出）価額の総額】

4【発行（売出）価格】

5【申込期間】

6【申込証拠金】

7【払込期日】

第2【過去1年以内における外国信託社債券の募集又は売出し】(4)

(1)【募集の場合】

銘柄	記名・無記名の別	発行（売出）価格	発行（売出）価額の総額

【(2) 売出しの場合】			
銘柄	記名・無記名の別	発行（売出）価格	発行（売出）価額の総額

（記載上の注意）

(1) 一般的事項

a 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

b 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

c 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。

d 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) a) に準じて記載すること。

e この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

f 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 社債の募集（売出）要項
企業内容等の開示に関する内閣府令第六号様式「記載上の注意」(5)から(7)までに準じて記載すること。

(3) 最近における外国信託受益証券の募集（売出し）の状況
有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し（法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について、外国信託受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。

(4) 過去1年以内における外国信託社債券の募集又は売出し
企業内容等の開示に関する内閣府令第六号様式「記載上の注意」(8)に準じて記載すること。

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案

現行

<p>第三号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>第一部【募集（売出）要項】</p> <p>第1【内国抵当証券の基本的仕組み等】</p> <p>第2【発行（売出）価額の総額】</p> <p>第3【発行（売出）価格】</p> <p>第4【利率】</p> <p>第5【弁済期】</p> <p>第6【利払日及び利息支払の方法】</p> <p>第7【募集の方法】</p> <p>第8【申込期間及び申込取扱場所】</p> <p>第9【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>第10【手取金の使途】</p> <p>第11【内国抵当証券の番号、登記所の表示及び証券作成の年月日】</p> <p>第12【金融商品取引業者の概要】</p> <p>第13【その他】</p> <p>第二部【最近における募集（売出し）の状況】（2）</p> <p>第1【発行（売出）価額の総額】</p> <p>第2【発行（売出）価格】</p> <p>第3【利率】</p> <p>第4【弁済期】</p> <p>第5【申込期間】</p> <p>第6【払込期日】</p> <p>第7【内国抵当証券の番号、登記所の表示及び証券作成の年月日】</p>	<p>（新設）</p>
---	-------------

有価証券通知書
 関東財務局長
 平成 年 月 日

<p>〔記載上の注意〕</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。</p> <p>b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2) 最近における募集(売出し)の状況</p> <p>有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国抵当証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>	
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案

現行

<p>第三号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>第一部【募集（売出）要項】</p> <p>第1【外国抵当証券の基本的仕組み等】</p> <p>第2【発行（売出）価額の総額】</p> <p>第3【発行（売出）価格】</p> <p>第4【利率】</p> <p>第5【弁済期】</p> <p>第6【利払日及び利息支払の方法】</p> <p>第7【募集の方法】</p> <p>第8【申込期間及び申込取扱場所】</p> <p>第9【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>第10【手取金の使途】</p> <p>第11【外国抵当証券の番号、登記所の表示及び証券作成の年月日】</p> <p>第12【金融商品取引業者の概要】</p> <p>第13【その他】</p> <p>第二部【最近における募集（売出し）の状況】（2）</p> <p>第1【発行（売出）価額の総額】</p> <p>第2【発行（売出）価格】</p> <p>第3【利率】</p> <p>第4【弁済期】</p> <p>第5【申込期間】</p> <p>第6【払込期日】</p> <p>第7【外国抵当証券の番号、登記所の表示及び証券作成の年月日】</p>	<p>（新設）</p>
---	-------------

有価証券通知書
 関東財務局長
 平成 年 月 日

<p>〔記載上の注意〕</p> <p>(1) <u>一般的事項</u></p> <p>a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1) aに準じて記載すること。</p> <p>b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2) 最近における募集（売出し）の状況</p> <p>第三号の三様式「記載上の注意」(2)に準じて記載すること。</p>	
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第三号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券通知書 （別）</p> <p>第1【募集（売出）要項】 （1）（略） （2）【<u>内国</u>有価証券投資事業権利等の形態等】 （3）～（13）（略）</p> <p>第2【最近における募集（売出し）の状況】（6） （1）（略） （2）【<u>内国</u>有価証券投資事業権利等の形態等】 （3）～（9）（略） （記載上の注意） （1） 一般的事項 （別）</p> <p>α（略） ㇀ 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、<u>第六号の五様式</u>の「記載上の注意」に準ずるものとする。 （2）～（5）（略） （6） 最近における募集（売出し）の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し（<u>法第4条第1項</u>又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について、<u>内国</u>有価証券投資事業権利等の契約別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>	<p>第三号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券通知書 【<u>根拠条文</u>】 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 条 （略）</p> <p>第1【募集（売出）要項】 （1）（略） （2）【<u>内国</u>組合契約出資持分の形態等】 （3）～（13）（略）</p> <p>第2【最近における募集（売出し）の状況】（6） （1）（略） （2）【<u>内国</u>組合契約出資持分の形態等】 （3）～（9）（略） （記載上の注意） （1） 一般的事項 α 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について総柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 ㇀（略） ㇁ 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、<u>第六号の二様式</u>の「記載上の注意」に準ずるものとする。 （2）～（5）（略） （6） 最近における募集（売出し）の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し（<u>法第4条第1項</u>又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について、<u>内国</u>組合契約出資持分の契約別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十一号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>第三号の六様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券通知書 (別添)</p> <p>第1【募集(売出)要項】 (略)</p> <p>(1)【外国組合等の名称】</p> <p>(2)【外国有価証券投資事業権利等の形態等】</p> <p>(3)～(13) (略)</p> <p>第2【最近における募集(売出し)の状況】(6)</p> <p>(1)【外国組合等の名称】</p> <p>(2)【外国有価証券投資事業権利等の形態等】</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 (別添)</p> <p>2 (略)</p> <p>ロ 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、<u>第六号の六様式</u>の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 最近における募集(売出し)の状況</p> <p>有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、<u>外国有価証券投資事業権利等の契約別及び募集又は売出し別</u>ごとに記載すること。</p>	<p>第三号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券通知書 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 条 【根拠条文】 (略)</p> <p>第1【募集(売出)要項】 (略)</p> <p>(1)【組合等の名称】</p> <p>(2)【外国組合契約出資持分の形態等】</p> <p>(3)～(13) (略)</p> <p>第2【最近における募集(売出し)の状況】(6)</p> <p>(1)【組合等の名称】</p> <p>(2)【外国組合契約出資持分の形態等】</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 当該通知に係る外国特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第1 募集(売出)要項」に記載するとともに、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>シ 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、<u>第六号の三様式</u>の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 最近における募集(売出し)の状況</p> <p>有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、<u>外国組合契約出資持分の契約別及び募集又は売出し別</u>ごとに記載すること。</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第 111 号）（第 3 条関係）

改 正 案

現 行

第四号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 （略）	第四号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 （略）
<p>（記載上の注意）</p> <p>（1） 一般的事項</p> <p>a～d （略）</p> <p>e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式第三部中「第 4 フォンドの経理状況」の次に「第 4 の 2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）の第二号様式第三部中「第 2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>f （略）</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>（4） 内閣投資信託受益証券の形態等</p> <p>a （略）</p> <p>b 当該届出に係る内閣投資信託受益証券について、届出法人（発行者たる内閣投資信託受益証券のファンドの委託会社等、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項に規定する委託者指図型投資信託に係る同法に規定する投資信託委託会社又は同条第 2 項に規定する委託者非指図型投資信託に係る同法第 4 条に規定する信託会社等をいう。以下この様式、第七号様式及び第十号様式において同じ。）をいう。以下この様式において同じ。）の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第 13 号の 2 に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</p> <p>（5）～（11）（略）</p> <p>（12） フォンドの目的及び基本的性格</p>	<p>（記載上の注意）</p> <p>（1） 一般的事項</p> <p>a～d （略）</p> <p>e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第三部中「第 4 フォンドの経理状況」の次に「第 4 の 2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）の第二号様式第三部中「第 2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>f （略）</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>（4） 内閣投資信託受益証券の形態等</p> <p>a （略）</p> <p>b 当該届出に係る内閣投資信託受益証券について、届出法人（発行者たる内閣投資信託受益証券のファンドの委託会社等、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項に規定する委託者指図型投資信託に係る同法に規定する投資信託委託業者又は同条第 2 項に規定する委託者非指図型投資信託に係る同法第 4 条に規定する信託会社等をいう。以下この様式、第七号様式及び第十号様式において同じ。）をいう。以下この様式において同じ。）の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第 13 号の 2 に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</p> <p>（5）～（11）（略）</p> <p>（12） フォンドの目的及び基本的性格</p>

<p>a・b (略)</p> <p>c <u>ファンドが、特定の投資信託証券のみを投資対象とし、その旨が当該特定の投資信託証券に係る投資信託の約款に定められている場合には、当該投資信託を含めた全体をファンドとみなして記載すること(以下この様式及び第四号の二様式において同じ。)</u></p> <p>d <u>ファンドが、ファンド・オブ・ファンズ(投資信託証券への投資を目的とする投資信託(c)に該当する場合を除く。)をいう。以下この様式及び第四号の二様式において同じ。)の形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。</u></p>	<p>a・b (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(13) ファンドの仕組み</p> <p>a <u>ファンドの仕組みが当該ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、その仕組みも含む。)について図表等を用いて分かりやすく記載すること。</u></p> <p>b・c (略)</p>	<p>(13) ファンドの仕組み</p> <p>a <u>ファンドの仕組みについて図表等を用いて分かりやすく記載すること。</u></p> <p>b・c (略)</p>
<p>(14) 投資方針</p> <p><u>ファンドの運用に関する基本的態度(投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針(ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、投資先ファンドの選定の方針として投資先ファンドの投資実績全体を重視しているものが、投資先ファンドの具体的な投資先を重視しているものか等)等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</u></p>	<p>(14) 投資方針</p> <p><u>ファンドの運用に関する基本的態度(投資態度、運用の方針、運用の形態等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</u></p>
<p>(15) 投資対象</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>ファンドが、ファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する投資対象ファンドの名称・運用の基本方針・主要な投資対象及び委託会社の名称を記載すること。</u></p>	<p>(15) 投資対象</p> <p>a・b (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(16) 運用体制</p> <p><u>ファンドの運用体制(組織、当該運用体制に関する社内規則、内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織、人員及び手続並びにこれらの者の相互連携等、委託会社等によるファンドの関係法人(販売会社を除く。)に対する管理体制等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</u></p>	<p>(16) 運用体制</p> <p><u>ファンドの運用体制(組織、当該運用体制に関する社内規則等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</u></p>
<p>(17)～(25) (略)</p>	<p>(17)～(25) (略)</p>
<p>(26) 投資状況</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>投資資産についてはその種類別(有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産(以下この様式において「その他の資産」という。))にあっては具体的な内容等による区分)及び地域別(有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別(国別又はこれに準ずる地域区分をいう。)、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別)ごとに、価格(有価証券にあっては時価、不動産にあっては約款に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載</u></p>	<p>(26) 投資状況</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>投資資産についてはその種類別(有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産(以下この様式において「その他の資産」という。))にあっては具体的な内容等による区分)及び地域別(有価証券にあっては発行地又は上場証券取引所等の地域別(国別又はこれに準ずる地域区分をいう。)、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別)ごとに、価格(有価証券にあっては時価、不動産にあっては約款に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載</u></p>

<p>て記載すること。)、その他の資産にあっては時価又は評価額(併せて評価方法等)について記載すること。))及び投資比率(ファンドの純資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。))を記載すること。</p> <p>(27) 投資有価証券の主要銘柄</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種(株式である場合に限り。)、数量、金額(簿価、時価及びそれぞれの単価)、利率及び償還期限(債券である場合に限り。))並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別(株式である場合に限り。))の投資比率を記載すること。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(28) 投資不動産物件</p> <p>a (略)</p> <p>b 投資不動産について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格(約款に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等)について記載すること。))、担保の内容、不動産の状況(不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項)、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要(行っていない場合にはその旨)及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。))がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。))の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。</p> <p>(29)・(30) (略)</p> <p>(31) 純資産の推移</p> <p>有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式、第七号様式及び第十号様式において同じ。))(6月を1計算期間とするファンド(第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。以下この様式及び第七号様式において同じ。))にあっては、20計算期間)の各計算期間末について、ファンドの純資産総額及び国内投資信託受益証券1単位当たりの純資産額(以下この様式において「基準価額」という。)を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。</p>	<p>すること。))その他の資産にあっては時価又は評価額(併せて評価方法等)について記載すること。))及び投資比率(ファンドの純資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。))を記載すること。</p> <p>(27) 投資有価証券の主要銘柄</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種(株式である場合に限り。)、数量、金額(簿価、時価及びそれぞれの単価)、利率及び償還期限(債券である場合に限り。))並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別(株式である場合に限り。))の投資比率を記載すること。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(28) 投資不動産物件</p> <p>a (略)</p> <p>b 投資不動産について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格(約款に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等)について記載すること。))、また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。))がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。))の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。</p> <p>(29)・(30) (略)</p> <p>(31) 純資産の推移</p> <p>有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式、第七号様式及び第十号様式において同じ。))(6月を1計算期間とするファンド(第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。以下この様式及び第七号様式において同じ。))にあっては、20計算期間)の各計算期間末について、ファンドの純資産総額及び国内投資信託受益証券1単位当たりの純資産額(以下この様式において「基準価額」という。)を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。</p>
--	--

<p>なお、当該内国投資信託受益証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。</p> <p>(32)～(36) (略)</p> <p>(37) 内国投資信託受益証券事務の概要 当該内国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。</p> <p>a (略) (削る)</p> <p>b～d (略)</p> <p>(39) フラットの沿革 設立経緯、基本的性格の変更、金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。</p> <p>(40)～(65) (略)</p> <p>(66) 組織再編成(公開買付け)に関する情報 内国投資信託受益証券に係る組織再編成発 hands 若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け(法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。)につき内国投資信託受益証券をその買付け等(法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。)の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときは、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成(公開買付け)に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第2号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。</p>	<p>なお、当該内国投資信託受益証券が証券取引所に上場されている場合には、証券取引所の市場相場及び当該証券取引所の名称を付記すること。</p> <p>(32)～(36) (略)</p> <p>(37) 内国投資信託受益証券事務の概要 当該内国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。</p> <p>a (略) b 受益者等名簿の閉鎖の時期 c～e (略)</p> <p>(39) フラットの沿革 設立経緯、基本的性格の変更、証券取引所への上場等主な変遷について記載すること。</p> <p>(40)～(65) (略) (新設)</p>
---	---

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案

現行

第四号の様式	第四号の様式
<p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～g (略)</p> <p>h 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、第四号様式の「記載上の注意」(1)eに準じて記載すること。</p> <p>i (略)</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>(14) フランズの目的及び基本的性格</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>上記a及びbの記載においては、ファンドが、ファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。</u></p> <p>(15) フランズの仕組み</p> <p>a <u>ファンドの仕組み(当該ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、その仕組みも含む。)</u>について図表等を用いて分かりやすく記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(16) 投資方針</p> <p>ファンドの運用に関する基本的態度(投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針(ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、投資先ファンドの選定の方針として投資先ファンドの投資実績全体を重視しているものか、投資先ファンドの具体的な投資先を重視しているものか等)等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(17) 投資対象</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>ファンドが、ファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する投資対象の名称・運用の基本方針・主要な投資対象及び管理会社の名称を記載すること。</u></p> <p>(18) 運用体制</p> <p>ファンドの運用体制(組織、当該ファンドの運用に関する内部規則、内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織、人員及び手続並びにこれらの者の相互連携等、管理会社等によるファンドの関係法人(販売会社を除く。)に対する管理体制等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記</p>	<p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～g (略)</p> <p>h 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第四号様式の「記載上の注意」(1)eに準じて記載すること。</p> <p>i (略)</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>(14) フランズの目的及び基本的性格</p> <p>a・b (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(15) フランズの仕組み</p> <p>a フランズの仕組みについて図表等を用いて分かりやすく記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(16) 投資方針</p> <p>ファンドの運用に関する基本的態度(投資態度、運用の方針、<u>運用の形態等</u>)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(17) 投資対象</p> <p>a・b (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(18) 運用体制</p> <p>ファンドの運用体制(組織、当該ファンドの運用に関する部内規則等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p>

<p>載すること。</p> <p>(19)～(27) (略)</p> <p>(28) 投資状況</p> <p>a (略)</p> <p>b 投資資産についてはその種類別(有価証券の種類、不動産にあって用途等、有価証券及び不動産以外の資産(以下この様式において「その他の資産」という。))にあっては具体的な内容等による区分)及び地域別(有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別(国別又はこれに準ずる地域区分をいう。)、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別)ごとに、価格(有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率(フロンツの純資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。)を記載すること。</p> <p>(29) 投資有価証券の主要銘柄</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種(株式である場合に限り。)、数量、金額(簿価、時価及びそれぞれの単価)、利率及び償還期限(債券である場合に限り。)並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別(株式である場合に限り。)の投資比率を記載すること。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(30) <u>投資不動産物件</u></p> <p>a 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。</p> <p>b 投資不動産について、所在地による地域別、用途別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別等、価格(規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。))、担保の内容、不動産の状況(不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項)、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要(行っていない場合にはその旨)及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に關して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日に占める稼働率。以下この様式において同じ。)の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料等)につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。</p>	<p>(19)～(27) (略)</p> <p>(28) 投資状況</p> <p>a (略)</p> <p>b 投資資産についてはその種類別(有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあって用途等、有価証券及び不動産以外の資産(以下この様式において「その他の資産」という。))にあっては具体的な内容等による区分)及び地域別(有価証券にあっては発行地又は上場証券取引所等の地域別(国別又はこれに準ずる地域区分をいう。)、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別)ごとに、価格(有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率(フロンツの純資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。)を記載すること。</p> <p>(29) 投資有価証券の主要銘柄</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種(株式である場合に限り。)、数量、金額(簿価、時価及びそれぞれの単価)、利率及び償還期限(債券である場合に限り。)並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別(株式である場合に限り。)の投資比率を記載すること。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(30) <u>投資不動産物件表</u></p> <p>a 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。</p> <p>b 投資不動産について、所在地による地域別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別等、価格(規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に關して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。)の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に關して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。</p>
--	--

<p>年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。</p>	
<p>(31)・(32) (略)</p> <p>(33) 純資産の推移</p> <p>有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式及び第七号の様式において同じ。)(6月を1計算期間とするファンド(第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。以下この様式及び第七号の様式において同じ。))にあつては、20計算期間)の各計算期間末について、ファンドの純資産総額及び外国投資信託受益証券1単位当たりの純資産額(以下この様式において「基準価額」という。)を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。</p> <p>なお、当該外国投資信託受益証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。</p>	<p>(31)・(32) (略)</p> <p>(33) 純資産の推移</p> <p>有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式及び第七号の様式において同じ。)(6月を1計算期間とするファンド(第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。以下この様式及び第七号の様式において同じ。))にあつては、20計算期間)の各計算期間末について、ファンドの純資産総額及び外国投資信託受益証券1単位当たりの純資産額(以下この様式において「基準価額」という。)を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。</p> <p>なお、当該外国投資信託受益証券が証券取引所に上場されている場合には、証券取引所の市場相場及び当該証券取引所の名称を付記すること</p>
<p>(34)～(38) (略)</p>	<p>(34)～(38) (略)</p>
<p>(39) 外国投資信託受益証券事務の概要</p> <p>当該外国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。</p> <p>a (略)</p> <p>(別る)</p> <p>h～d (略)</p>	<p>(39) 外国投資信託受益証券事務の概要</p> <p>当該外国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。</p> <p>a (略)</p> <p>h 受益者等名簿の閉鎖の時期</p> <p>c～e (略)</p>
<p>(40) (略)</p>	<p>(40) (略)</p>
<p>(41) ファンドの沿革</p> <p>設立経緯、基本的性格の変更、金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。</p>	<p>(41) ファンドの沿革</p> <p>設立経緯、基本的性格の変更、証券取引所への上場等主な変遷について記載すること。</p>
<p>(42)～(73) (略)</p>	<p>(42)～(73) (略)</p>
<p>(74) 組織再編成(公開買付け)に関する情報</p> <p>外国投資信託受益証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け(法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。)につき外国投資信託受益証券をその買付け差(法第27条の2第1項に規定する買付け差をいう。)の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときは、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成(公開買付け)に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第2号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。</p>	

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十一号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>第3【短期投資法人債】(14-2)</p> <p>(1)【発行（売出）短期投資法人債の総額】</p> <p>(2)【発行（売出）債額の総額】</p> <p>(3)【発行（売出）価格】</p> <p>(4)【発行限度額】</p> <p>(5)【発行限度額残高】</p> <p>(6)【支払期日】</p> <p>(7)【支払場所】</p> <p>(8)【振替機関に関する事項】</p> <p>(9)【レバレッジアップラインの設定金融機関】</p> <p>(10)【レバレッジアップラインの設定内容】</p> <p>(11)【取得格付】</p> <p>第二部 (略)</p> <p>第三部【投資法人の詳細情報】</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5【投資法人の経理状況】(65)</p> <p>1【財務諸表】</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)【金銭の分配に係る計算書】(68)</p> <p>(5)【キャッシュ・フロー計算書】(69)</p> <p>(6)【注記表】(69-2)</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第四部 (略)</p>	<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2【投資法人債券】</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>第三部【投資法人の詳細情報】</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5【投資法人の経理状況】(65)</p> <p>1【財務諸表】</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)【注記表】(67-3)</p> <p>(5)【金銭の分配に係る計算書】(68)</p> <p>(6)【キャッシュ・フロー計算書】(69)</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第四部 (略)</p>

<p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式第三部中「第5 投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>f・g (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名</p> <p>a (略)</p> <p>b 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいう。以下この様式、第七号の三様式及び第十号の三様式において同じ。）の設立の場合にあっては、設立企画人全員の氏名を記載すること。</p> <p>(3) 届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額</p> <p>a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資証券の形態（投資証券、投資法人債券、短期投資法人債券の別等）及び当該募集又は売出しことの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(4)～(14) (略)</p> <p>(14-2) 短期投資法人債</p> <p>a 「発行（売出）価格」の欄には、短期投資法人債の金額100円についての発行（売出）価額を記載すること。</p> <p>b 「発行（売出）短期投資法人債の総額」の欄には、当該発行（売出）に係る短期投資法人債の発行総額を記載すること。</p> <p>c 役員会決議等で短期投資法人債の発行総額が決定されている場合には、「発行限度額」の欄には当該限度額を、「発行限度額残高」の欄には届出書提出日の前日現在における発行限度額の残高を記載すること。</p> <p>d 「支払期日」の欄には、当該短期投資法人債の償還期限を記載すること。</p> <p>e 「バックアップラインの設定内容」の欄には、当該金融機関から借入れができる短期借入枠の金額、条件等を記載すること。</p> <p>f 「取得格付」の欄には、当該発行（売出）に係る短期投資法人債について、発行者が申込みにより取得するすべての格付（指定格付機関から取得するものに限る。）、当該格付を付与した指定格付機</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第三部中「第5 投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>f・g (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名</p> <p>a (略)</p> <p>b 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第19項に規定する投資法人をいう。以下この様式、第七号の三様式及び第十号の三様式において同じ。）の設立の場合にあっては、設立企画人全員の氏名を記載すること。</p> <p>(3) 届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額</p> <p>a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資証券の形態（投資証券、投資法人債券の別等）及び当該募集又は売出しことの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(4)～(14) (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--

<p>関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。</p>	
(15)～(17) (略)	(15)～(17) (略)
(18) 投資法人の機構	(18) 投資法人の機構
<p>2 投資法人の統治に関する事項(例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監督役員による監督及び会計監査の相互連携等)、投資法人による関係法人(販売会社を除く。)に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p>	<p>投資法人の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、投資運用の意思決定機構について、特に詳細に記載すること。</p>
<p>2 投資法人の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、投資運用の意思決定機構、投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況については、特に詳細に記載すること。</p>	
(19)・(20) (略)	(19)・(20) (略)
(21) 投資方針	(21) 投資方針
<p>投資法人の運用に関する基本的態度(投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p>	<p>投資法人の運用に関する基本的態度(投資態度、運用方針、運用の形態等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p>
(22)～(31) (略)	(22)～(31) (略)
(32) 投資状況	(32) 投資状況
a (略)	a (略)
<p>b 投資資産についてはその種類別(有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産(以下この様式において「その他の資産」という。))にあっては具体的な内容等による区分)及び地域別(有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別(国別又はこれに準ずる地域区分をいう。)、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別)ごとに、価格(有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。))、その他の資産にあっては時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率(投資法人の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。)を記載すること。</p>	<p>b 投資資産についてはその種類別(有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産(以下この様式において「その他の資産」という。))にあっては具体的な内容等による区分)及び地域別(有価証券にあっては発行地又は上場証券取引所等の地域別(国別又はこれに準ずる地域区分をいう。))、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別)ごとに、価格(有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。))、その他の資産にあっては時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率(投資法人の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。)を記載すること。</p>
c (略)	c (略)
(33) 投資有価証券の主要銘柄	(33) 投資有価証券の主要銘柄
a・b (略)	a・b (略)
<p>c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種(株式である場合に限る。)、数量、金額(簿価、時価及びそれぞれの単価)、利率及び償還期限(債券(振替社債等(社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等を含む。))である場合に限る。))並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別(株式である場合に限る。))の投資</p>	<p>c 発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種(株式である場合に限る。))、数量、金額(簿価、時価及びそれぞれの単価)、利率及び償還期限(債券(振替社債等(社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等を含む。))である場合に限る。))並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別(株式である場合に限る。))の投資</p>

<p>比率を記載すること。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(34) 投資不動産物件</p> <p>a (略)</p> <p>b 投資不動産について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格(規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。))、担保の内容、不動産の状況(不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項)、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要(行っていない場合にはその旨)及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、総賃料収入の合計、総賃貸面積の合計及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。))の稼働率及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。))の推移並びに主要な不動産の物件(一体として使用されていると認められる土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が総賃料収入の合計の10%以上を占めるもの)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が総賃貸面積の合計の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。</p> <p>(35)・(36) (略)</p> <p>(37) 純資産等の推移</p> <p>有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式、第七号の三様式及び第十号の三様式において同じ。)(6月を1計算期間とする投資法人にあっては、20計算期間)の各計算期間末について、投資法人の総資産額、純資産総額及び内国投資証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。また、当該内国投資証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。</p> <p>(38)～(57) (略)</p> <p>(58) 運用体制</p> <p>資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>なお、投資運用の意思決定機構、投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況については、特に詳細に記載すること。</p> <p>(59)～(65) (略)</p>	<p>記載すること。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(34) 投資不動産物件</p> <p>a (略)</p> <p>b 投資不動産について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格(規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。))及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、総賃料収入の合計、総賃貸面積の合計、総賃貸可能面積の合計及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。))の推移並びに主要な不動産の物件(一体として使用されていると認められる土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が総賃料収入の合計の10%以上を占めるもの)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が総賃貸面積の合計の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。</p> <p>(35)・(36) (略)</p> <p>(37) 純資産等の推移</p> <p>有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式、第七号の三様式及び第十号の三様式において同じ。)(6月を1計算期間とする投資法人にあっては、20計算期間)の各計算期間末について、投資法人の総資産額、純資産総額及び内国投資証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。また、当該内国投資証券が証券取引所に上場されている場合には、証券取引所の市場相場及び当該証券取引所の名称を付記すること。</p> <p>(38)～(57) (略)</p> <p>(58) 運用体制</p> <p>資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>なお、投資運用の意思決定機構について、特に詳細に記載すること。</p> <p>(59)～(65) (略)</p>
---	---

<p>(66) 貸借対照表</p> <p>最近2計算期間について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする投資法人について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。(67)、(67-2)及び(69-2)において同じ。)をも記載すること。</p> <p>(67)・(67-2) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(66) 貸借対照表</p> <p>最近2計算期間について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする投資法人について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。(67)、(67-2)及び(67-3)において同じ。)をも記載すること。</p> <p>(67)・(67-2) (略)</p> <p>(67-3) 注記表</p> <p>最近2計算期間について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいう。)をも記載すること。</p> <p>なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関連する注記を記載すること。</p> <p>(68)・(69) (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(68)・(69) (略)</p> <p>(69-2) 注記表</p> <p>最近2計算期間について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいう。)をも記載すること。</p> <p>なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関連する注記を記載すること。</p>	<p>(68)・(69) (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(70)～(73) (略)</p> <p>(74) 組織再編成(公開買付け)に関する情報</p> <p>内国投資証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け(法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。)につき内国投資証券をその買付け等(法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。)の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成(公開買付け)に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第2号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。</p>	<p>(70)～(73) (略)</p> <p>(新設)</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第四号の三の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1 (略)</p> <p>第2【投資法人債券(短期投資法人債を除く。)] (1)~(20) (略)</p> <p>第3【短期投資法人債】</p> <p>(1)【発行(売出)短期投資法人債の総額】</p> <p>(2)【発行(売出)価額の総額】</p> <p>(3)【発行(売出)価格】</p> <p>(4)【発行限度額】</p> <p>(5)【発行限度額残高】</p> <p>(6)【支払期日】</p> <p>(7)【支払場所】</p> <p>(8)【振替機関に関する事項】</p> <p>(9)【バックアップラインの設定金融機関】</p> <p>(10)【バックアップラインの設定内容】</p> <p>(11)【取得格付】</p> <p>第二部~第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>	<p>第四号の三の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1 (略)</p> <p>第2【投資法人債券】 (1)~(20) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第二部~第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第四号の三の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1 (略)</p> <p>第2【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】 (1)～(20) (略)</p> <p>第3【短期投資法人債】</p> <p>(1)【発行（売出）短期投資法人債の総額】</p> <p>(2)【発行（売出）価額の総額】</p> <p>(3)【発行（売出）価格】</p> <p>(4)【発行限度額】</p> <p>(5)【発行限度額残高】</p> <p>(6)【支払期日】</p> <p>(7)【支払場所】</p> <p>(8)【振替機関に関する事項】</p> <p>(9)【レバレッジアップラインの設定金融機関】</p> <p>(10)【レバレッジアップラインの設定内容】</p> <p>(11)【取得格付】</p> <p>第二部・第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>	<p>第四号の三の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1 (略)</p> <p>第2【投資法人債券】 (1)～(20) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第二部・第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案

現行

<p>第四号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>第3 【短期外債】(17-2)</p> <p>(1) 【発行（売出）短期外債の総額】</p> <p>(2) 【発行（売出）債額の総額】</p> <p>(3) 【発行（売出）価格】</p> <p>(4) 【発行限度額】</p> <p>(5) 【発行限度額残高】</p> <p>(6) 【支払期日】</p> <p>(7) 【支払場所】</p> <p>(8) 【振替機関に関する事項】</p> <p>(9) 【バツクアツプライソの設定金融機関】</p> <p>(10) 【バツクアツプライソの設定内容】</p> <p>(11) 【取得格付】</p> <p>第二部～第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～g (略)</p> <p>h 当該届出に係る特定有価証券が<u>特定預託証券</u>である場合には、第四号の三様式の「記載上の注意」(1) e に準じて記載すること。</p> <p>i・j (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名</p> <p>a (略)</p> <p>b 外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第23項に規定する外国投資法人をいう。以下この様式、<u>第八号様式及び第十一号様式</u>において同じ。）設立の場合にあっては、発起人全員の氏名を記載すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>第四号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【外国投資法人債券】</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第二部～第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～g (略)</p> <p>h 当該届出に係る特定有価証券が<u>特定預託証券</u>である場合には、第四号の三様式の「記載上の注意」(1) e に準じて記載すること。</p> <p>i・j (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名</p> <p>a (略)</p> <p>b 外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第29項に規定する外国投資法人をいう。以下この様式、<u>第七号の四様式及び第十号の四様式</u>において同じ。）設立の場合にあっては、発起人全員の氏名を記載すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
---	---

<p>(5) 届出の対象とした募集(売出)外国投資信託証券の形態及び金額</p> <p>a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資証券の形態(投資証券に類するもの、投資法人債券に類するもの(以下この様式において「外国投資法人債券」という。))、<u>短期投資法人債に類するものの別等</u>)及び当該募集又は売出しことの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(6)～(17) (略)</p> <p>(17-2) <u>短期外債</u></p> <p>第四号の三様式「記載上の注意」(14-2)に準じて記載すること。</p> <p>(18)～(20) (略)</p> <p>(21) <u>外国投資法人の機構</u></p> <p>a <u>外国投資法人の統治に関する事項(例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監督役員による監督及び会計監査の相互連携等)、外国投資法人による関係会社(販売会社を除く。)に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</u></p> <p>b <u>外国投資法人の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、投資運用の意思決定機構、投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況については、特に詳細に記載すること。</u></p> <p>(22)・(23) (略)</p> <p>(24) <u>投資方針</u></p> <p>外国投資法人の運用に関する基本的態度(投資態度、運用方針、<u>運用の形態、銘柄選定の方針等</u>)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(25)～(34) (略)</p> <p>(35) <u>投資状況</u></p> <p>a (略)</p> <p>b 投資資産についてはその種類別(有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産(以下この様式において「その他の資産」という。))にあっては具体的な内容等による区分)及び地域別(有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別(国別又はこれに準ずる地域区分をいう。)、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別)ごとに、価格(有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。))、その他の資産にあっては時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率(投資法人の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。)を記載すること。</p> <p>c (略)</p>	<p>(5) 届出の対象とした募集(売出)外国投資信託証券の形態及び金額</p> <p>a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資証券の形態(投資証券に類するもの、投資法人債券に類するもの(以下この様式において「外国投資法人債券」という。))の別等)及び当該募集又は売出しことの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(6)～(17) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(18)～(20) (略)</p> <p>(21) <u>外国投資法人の機構</u></p> <p><u>外国投資法人の機構について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</u></p> <p>なお、<u>投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。</u></p> <p>(22)・(23) (略)</p> <p>(24) <u>投資方針</u></p> <p>外国投資法人の運用に関する基本的態度(投資態度、運用方針、<u>運用の形態等</u>)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(25)～(34) (略)</p> <p>(35) <u>投資状況</u></p> <p>a (略)</p> <p>b 投資資産についてはその種類別(有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産(以下この様式において「その他の資産」という。))にあっては具体的な内容等による区分)及び地域別(有価証券にあっては発行地又は上場証券取引所等の地域別(国別又はこれに準ずる地域区分をいう。)、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別)ごとに、価格(有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。))、その他の資産にあっては時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率(投資法人の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。)を記載すること。</p> <p>c (略)</p>
--	---

<p>(36) 投資有価証券の主要銘柄</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 発行地又は<u>上場金融商品取引所</u>等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種(株式である場合に限る。)、数量、金額(簿価、時価及びそれぞれ単価)、利率及び償還期限(債券(振替社債等(社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等をいう。第五号の二様式及び第五号の三様式において同じ。))に係るものを含む。)である場合に限る。)並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別(株式である場合に限る。)の投資比率を記載すること。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(37) 投資不動産物件</p> <p>a (略)</p> <p>b 投資不動産について、所在地による地域別、用途別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別等、価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。))、担保の内容、不動産の状況(不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項)、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要(行っていない場合にはその旨)及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。)の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃賃面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃賃面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。</p> <p>(38)・(39) (略)</p> <p>(40) 純資産等の推移</p> <p>有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式、第八号様式及び第十一様式において同じ。)(6月を1計算期間とする外国投資法人にあつては、20計算期間)の各計算期間末について、外国投資法人の総資産額、純資産総額及び外国投資証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に配当(分配)が行われているときは、配当(分配)付及び配当(分配)落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。</p> <p>また、当該外国投資証券が金融商品取引所に上場されている場合には、<u>金融商品取引所</u>の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。</p>	<p>(36) 投資有価証券の主要銘柄</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 発行地又は<u>上場証券取引所</u>等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種(株式である場合に限る。)、数量、金額(簿価、時価及びそれぞれ単価)、利率及び償還期限(債券(振替社債等(社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等をいう。第五号の二様式及び第五号の三様式において同じ。))に係るものを含む。)である場合に限る。)並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別(株式である場合に限る。)の投資比率を記載すること。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(37) 投資不動産物件</p> <p>a (略)</p> <p>b 投資不動産について、所在地による地域別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、用途別、所有・それ以外の別等、価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。)の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃賃面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。</p> <p>(38)・(39) (略)</p> <p>(40) 純資産等の推移</p> <p>有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式、第七号の四様式及び第十号の四様式において同じ。)(6月を1計算期間とする外国投資法人にあつては、20計算期間)の各計算期間末について、外国投資法人の総資産額、純資産総額及び外国投資証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に配当(分配)が行われているときは、配当(分配)付及び配当(分配)落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。</p> <p>また、当該外国投資証券が証券取引所に上場されている場合には、<u>証券取引所</u>の市場相場及び当該証券取引所の名称を付記すること。</p>
--	--

<p>(41) (略)</p>	<p>(41) (略)</p>
<p>(42) 自己資本利益率（収益率）の推移 有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、自己資本利益率又は収益率（第四号様式の「記載上の注意」(33)に規定する収益率をいう。第八号様式及び第十一号様式において同じ。）を記載すること。</p>	<p>(42) 自己資本利益率（収益率）の推移 有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、自己資本利益率又は収益率（第四号様式の「記載上の注意」(33)に規定する収益率をいう。第七号の四様式及び第十号の四様式において同じ。）を記載すること。</p>
<p>(43)～(65) (略)</p>	<p>(43)～(65) (略)</p>
<p>(66) 運用体制 資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、投資運用の意思決定機構及び投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況については、特に詳細に記載すること。</p>	<p>(66) 運用体制 資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。</p>
<p>(67)～(83) (略)</p>	<p>(67)～(83) (略)</p>
<p>(84) 組織再編成（公開買付け）に関する情報 外国投資証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき外国投資証券をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときは、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。</p>	<p>(67)～(83) (略)</p> <p>(新設)</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第四号の四の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1 (略)</p> <p>第2【外国投資法人債券(短期外債を除く。)] (1)~(20) (略)</p> <p>第3【短期外債】 (1)【発行(売出)短期外債の総額】 (2)【発行(売出)価額の総額】 (3)【発行(売出)価格】 (4)【発行限度額】 (5)【発行限度額残高】 (6)【支払期日】 (7)【支払場所】 (8)【振替機関に関する事項】 (9)【バックアップラインの設定金融機関】 (10)【バックアップラインの設定内容】 (11)【取得格付】</p> <p>第二部~第四部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第四号の四の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1 (略)</p> <p>第2【外国投資法人債券】 (1)~(20) (略) (新設)</p> <p>第二部~第四部 (略) (記載上の注意) (略)</p>

第二部【信託財産情報】

第1【信託財産の状況】

1【概況】

- (1)【信託に係る法制度の概要】(13)
- (2)【信託財産の基本的性格】(14)
- (3)【信託財産の沿革】(15)
- (4)【信託財産の関係法人】(16)

2【貸付債権の概要】

- (1)【貸付債権に係る法制度の概要】(17)
- (2)【貸付債権の原保有者の債権貸付事業の概要】(18)
- (3)【貸付債権の内容】(19)
- (4)【貸付債権の回収方法】(20)

3【管理及び運営の仕組み】

- (1)【資産管理等の概要】
 - 【信託財産の管理】(21)
 - 【信用補充】(22)
 - 【管理報酬等】(23)
 - 【その他】(24)
- (2)【情報開示の概要】(25)

4【証券所有者の権利行使等】

- (1)【証券所有者の権利】(26)
- (2)【証券の上場等に関する事項】(27)
- (3)【課税上の取扱い】(28)
- (4)【為替管理上の取扱い】(29)
- (5)【本邦における代理人】(30)
- (6)【裁判管轄等】(31)

5【運用状況】

- (1)【貸付債権の状況】
 - 【貸付債権の概要】(32)
 - 【損失及び延滞の状況】(33)
- (2)【収益状況の推移】(34)

第2【関係法人の概況】(35)

1【設立準拠法】

2【監督官庁の概要】(36)

3【名称、資本金の額及び事業の内容】(37)

4【関係業務の概要】(38)

5【資本関係】(39)

	<p>6 【その他】(40)</p> <p>第3 【信託財産の経理状況】(41)</p> <p>1 【主な資産の内容】平成 年 月 日</p> <ul style="list-style-type: none"> — 貸付債権残高 元本相当部分 利息相当部分 — 有価証券所有者への利息・配当支払基金の残高 — 有価証券所有者への元本償還基金の残高 <p>2 【主な損益の内容】</p> <p>(第 期)自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総収入 貸付債権の回収額 うち元本返済相当部分 利息相当部分 その他の手数料収入 信託された貸付債権の再譲渡に伴う収入 その他 — 総費用 管理報酬 信用補完手数料 その他の手数料 貸付債権の貸倒償却額 うち元本相当部分 利息相当部分 <p>— 収入金(又は損失金)(- -)</p> <p>3 【収入金(又は損失金)の処理】(42)平成 年 月 日</p> <p>貸付債権への再投資</p> <p>証券所有者への利息・配当支払(又は基金への積立)</p> <p>証券所有者への償還(又は基金への積立)</p> <p>その他</p> <p>4 【監査等の概要】(43)</p> <p>第4 【証券事務の概要】(44)</p> <p>第5 【その他】(45)</p> <p>第三部 【特別情報】</p> <p>第1 【関係法人の経理の概況】(46)</p> <p>1 【主な資産及び負債の内容】</p> <p>2 【主な損益の内容】</p>
--	---

第2【外国貸付債権信託受益証券の様式】(47)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項のうち「第二部 信託財産情報」に掲げる事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
- b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- c 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を示すこと。
- d 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第3 信託財産の経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

f この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

(2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の300の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。）。

(3) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下この(3)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の300の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

(4) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者で関東財務局長から命令、指示又は連絡を受ける者の氏名を記載すること。

(5) 届出の対象とした募集（売出）外国貸付債権信託受益証券の金額

- a 当該届出に係る募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

	<p>(6) 外国貸付債権信託受益証券の形態及び基本的仕組み等</p> <p>a 記名・無記名の別等を記載すること。</p> <p>b 当該有価証券の所有者の主な権利内容(利率、利払日、償還期限、利息支払の方法、償還の方法等)、貸付債権の信託の方法、信託の形態及び信用補充の形態等について、概略を簡潔に記載すること。</p> <p>c 契約等において、当該届出に係る外国貸付債権信託受益証券の所有者保護のために一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有する特約又はその効果に変更を与える特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。</p> <p>d 当該届出に係る外国貸付債権信託受益証券について、発行者等が申込により格付(指定格付機関から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付けられている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</p> <p>(7) 発行(売出)価額の総額 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。</p> <p>(8) 発行(売出)価格 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定時期及び具体的な決定方法を注記すること。</p> <p>(9) 引受け等の概要 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定時期を注記すること。</p> <p>(10) 保管に関する事項 外国貸付債権信託受益証券の保管に関する事項を記載すること。</p> <p>(11) 手取金の使途 貸付債権の原保有者が取得する手取金についてその使途の内容(例えば、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係法人に対する出資又は融資等)を記載すること。</p> <p>(12) その他 a 申込みの方法その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。 b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該外国貸付債権信託証券の発行が行われる場合には、有価証券届出書提出日現在における発行予定数、発行価額の総額の予定額について記載すること。</p> <p>(13) 信託に係る法制度の概要 貸付債権の原保有者による信託財産への債権移転の法的効果、信託財産の管理者の義務・責任等に關し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。</p> <p>(14) 信託財産の基本的性格 信託された貸付債権の基本的性格(債権の種類、当該貸付債権の債務者の特質等)について記載する</p>
--	---

	<p>こと。</p> <p>(15) 信託財産の沿革 設定経緯、基本的性格の変更、信託証券の証券取引所への上場等主な変遷について記載すること。</p> <p>(16) 信託財産の関係法人 信託財産を構成する貸付債権の原保有者、信託の受託又は信託財産の管理を行う会社、貸付債権の回収等の管理会社及び当該外国貸付債券信託受益証券に信用補充等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。</p> <p>(17) 貸付債権に係る法制度の概要 信託財産を構成する貸付債権に適用される法律のうち、債権の発生、破産・強制執行等を規定した法律及び債務者の保護に関する法律等の名称並びに主な内容を記載すること。</p> <p>(18) 貸付債権の原保有者の債権貸付事業の概要 貸付債権の原保有者の債権貸付事業の概要及び当該事業に影響を与える社会・経済背景等について記載すること。</p> <p>(19) 貸付債権の内容 信託財産を構成する貸付債権について、その発生原因、元本の償還期間、元本返済の方法及び利子支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。信託財産たる貸付債権に担保又は保証が付されている場合にはその内容を記載すること。</p> <p>(20) 貸付債権の回収方法 貸付債権にかかる延滞債務及び貸倒債権の回収の方法及び手続き（担保付貸付債権の場合には担保権の実行方法を含む。）について記載すること。</p> <p>(21) 信託財産の管理 a 原保有者が信託する貸付債権について、一定の要件を満たすものに限定している場合には当該要件の内容を記載すること。 b 当該届出に係る外国貸付債権信託受益証券の所有者以外に、当該信託に関し他の種類の受益権（受益権に係る信託財産が同一であり、かつ、信託の元本の償還若しくは収益の分配又は元本の償還期限が異なる他の受益権をいう。以下同じ。）を有している者（貸付債権の原保有者又は当該他の種類の受益権に係る外国貸付債権信託受益証券の所有者等）がいる場合には、信託財産を構成する貸付債権の元本及び利息の回収額の配分方法並びに債務不履行による貸付債権の償却額の配分方法を記載すること。 c 当該届出に係る外国貸付債権信託受益証券の信託財産たる貸付債権の元本及び利息につき回収したものに係る処理の方法（貸付債権等に再投資する場合には当該投資の対象及び時期等、有価証券の所有者に償還又は配当する場合にはその時期、方法及び当該金額の計算方法等）を記載すること。</p> <p>(22) 信用補充 当該届出に係る外国貸付債権信託受益証券の持分権又は受益権の元本の償還等について信用補充がなされている場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(23) 管理報酬等 a 信託財産から支払われる報酬及び手数料のうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法</p>
--	--

	<p>(33) 損失及び延滞の状況</p> <p>a 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに信託財産たる貸付債権に係る純損失の金額（貸付債権の元本及び利息の償却額）及び延滞となっている債務の金額の推移を記載すること。</p> <p>b 信託財産たる貸付債権のうち担保付債権の担保権が実行されている場合には、各計算期間における当該担保権の実行に係る回収額の実績を注記すること。</p> <p>c 有価証券届出書提出日が信託の設定日後1計算期間が経過する日前である場合には、貸付債権の原保有者の財産たる貸付債権についての損失及び延滞の状況について、当該者の事業年度ごとに金額又は件数等参考となるべき事項を記載すること。</p> <p>(34) 収益状況の推移</p> <p>有価証券届出書提出日前6年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに信託財産たる貸付債権から発生する利息・手数料等の収益の額、当該貸付債権の元本金額の当該各期間における期末残高及び両者の比率の推移について記載すること。</p> <p>(35) 関係法人の概況</p> <p>信託財産を構成する貸付債権の原保有者、信託の受託又は信託財産の管理を行う会社、貸付債権の回収等の管理会社及び当該外国貸付債権信託受益証券に信用補充等を行っている会社等について記載すること。</p> <p>(36) 監督官庁の概要</p> <p>監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。</p> <p>(37) 名称、資本金の額及び事業の内容</p> <p>資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。</p> <p>(38) 関係業務の概要</p> <p>信託財産との関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。</p> <p>(39) 資本関係</p> <p>他の関係法人との資本関係を記載すること。</p> <p>(40) その他</p> <p>a 当該関係業務につき、当該関係法人の不履行があった場合又は当該関係法人が倒産した場合等の取扱い等につき信託契約又は約款において定めがある場合には、その内容を記載すること。</p> <p>b 関係法人について、信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他の重要事項について記載すること。</p> <p>c 関係法人について、信託財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(41) 信託財産の経理状況</p> <p>a 「1 主な資産の内容」、「2 主な利益の内容」及び「3 収入金（又は損失金）の処理」の様式は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載することができる。</p> <p>b 最近2計算期間について記載すること。</p>
--	---

	<p>c 当該届出に係る外国貸付債権信託受益証券の所有者以外に、当該信託に関し他の種類の受益権を有している者がいる場合には、当該有価証券の所有者の持分に応じて配分された後の経理状況についても記載すること。</p> <p>(42) 収入金（又は損失金）の処理</p> <p>a 「証券所有者への利息・配当支払（又は基金への積立）」又は「証券所有者への償還（又は基金への積立）」の金額が、信託契約又は約款においてあらかじめ定められた金額に満たない場合には、その旨及び金額を注記すること。</p> <p>b 証券所有者への利息・配当支払基金又は償還基金への積立がされている場合には、当該計算期間において当該基金から有価証券の所有者へ支払われた利息・配当又は元本の償還金の金額を注記すること。</p> <p>(43) 監査等の概要</p> <p>当該届出に係る外国貸付債権信託受益証券の信託財産について、法令、信託契約又は約款により、公認会計士又は監査法人（外国においてこれに相当する者を含む。）の監査等を受けることとなっている場合には、当該監査の対象となる書類の内容、監査の頻度及び時期等を記載し、届出書提出日前直近の日に提出された当該公認会計士等による報告書を添付すること。</p> <p>(44) 証券事務の概要</p> <p>当該外国貸付債権信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。</p> <p>a 名義書替えについてその手続、取扱場所、取次所、代理人（名称及び住所）及び手数料</p> <p>b 持分権者（受益者等）に対する特典</p> <p>c 外国貸付債権信託受益証券に譲渡制限が付されている場合には、その内容</p> <p>d その他外国貸付債権信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項</p> <p>(45) その他</p> <p>当該有価証券の目録見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目録見書への記載箇所を記載すること。</p> <p>(46) 関係法人の経理の概況</p> <p>信託財産を構成する貸付債権の原保有者及び貸付債権の回収等の管理会社の最近2事業年度における主な資産、負債及び損益について、その概況を記載すること。</p> <p>(47) 外国貸付債権信託受益証券の様式</p> <p>当該外国貸付債権信託受益証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。</p>
--	---

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第五号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】 (1)～(20) (略)</p> <p>第3 【短期外債】</p> <p>(1) 【発行（売出）短期外債の総額】</p> <p>(2) 【発行（売出）価額の総額】</p> <p>(3) 【発行（売出）価格】</p> <p>(4) 【発行限度額】</p> <p>(5) 【発行限度額残高】</p> <p>(6) 【支払期日】</p> <p>(7) 【支払場所】</p> <p>(8) 【振替機関に関する事項】</p> <p>(9) 【レバレッジアップラインの設定金融機関】</p> <p>(10) 【レバレッジアップラインの設定内容】</p> <p>(11) 【取得格付】</p> <p>第二部～第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>	<p>第四号の四の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【外国投資法人債券】 (1)～(20) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第二部～第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第五号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【管理資産情報】</p> <p>第1【管理資産の状況】</p> <p>1【概況】</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)【管理資産の管理体制等】(13)</p> <p>【管理資産の関係法人】</p> <p>【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】</p> <p>【管理資産の管理体制】</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6【投資リスク】(26-2)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 管理資産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等</p>	<p>第五号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【管理資産情報】</p> <p>第1【管理資産の状況】</p> <p>1【概況】</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)【管理資産の関係法人】(13)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 管理資産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等</p>

<p>a～d (略)</p> <p>e 当該届出に係る内国資産流動化証券を発行する法人が、資産流動化法第2条第12項に規定する特定目的借入れを行っている場合には、借入金額、借入先、借入条件(利率及びその積算根拠を含む。)等当該特定目的借入れの内容を記載すること。</p> <p>f～h (略)</p> <p>(13) 管理資産の管理体制等</p> <p>a 「管理資産の関係法人」の欄については、原保有者、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び当該内国資産流動化証券に信用補充等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。</p> <p>b 「管理資産の管理及び処分に関する基本的態度」の欄については、管理資産の管理を行う会社の管理資産の管理及び処分に關する基本的態度(管理及び処分の方針、管理及び処分の形態等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>c 「管理資産の管理体制」の欄については、管理資産の管理を行う会社の統治に関する事項(例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監督役等の監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監督役等の監督及び会計監督の相互連携等)、管理資産の管理を行う会社が事務委託等を行っている場合には当該事務を委託している会社に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>また、管理資産の管理を行う会社による管理資産に関するリスク管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p>	<p>a～d (略)</p> <p>e 当該届出に係る内国資産流動化証券を発行する法人が、資産流動化法第2条第11項に規定する特定目的借入れを行っている場合には、借入金額、借入先、借入条件(利率及びその積算根拠を含む。)等当該特定目的借入れの内容を記載すること。</p> <p>f～h (略)</p> <p>(13) 管理資産の関係法人</p> <p>原保有者、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び当該内国資産流動化証券に信用補充等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。</p>
<p>(14)・(15) (略)</p> <p>(16) 管理資産を構成する資産の内容</p> <p>a 管理資産を構成する資産が債権である場合には、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること(基本的性格の異なる複数の債権の種類が存在する場合には、その類型ごとに記載すること)。また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。</p> <p>b 管理資産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等)について記載すること。)、担保の内容、不動産の状況(不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項)、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要(行っていない場合にはその旨)及び調査者の氏名又は名称等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に關して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率、以下この様式において同じ。)の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件、以下この様式において同じ。)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸可能面積、総賃貸可能面積の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、</p>	<p>(14)・(15) (略)</p> <p>(16) 管理資産を構成する資産の内容</p> <p>a 管理資産を構成する資産が債権である場合には、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。</p> <p>b 管理資産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等)について記載すること。)、担保の内容等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に關して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率、以下この様式において同じ。)の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件、以下この様式において同じ。)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に關して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。</p>

<p>質貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等質貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。</p> <p>c～g (略)</p> <p>h 管理資産を構成する資産が信託受益権又はこれを表示する有価証券である場合には、当該信託に係る受益者及び委託者並びに信託管理人、信託監督人又は受益者代理人(特定目的信託の受益権にあっては、代表権利者又は特定信託管理者)の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該信託に係る財産の内容(当該財産がaからgまでに掲げる資産である場合には、当該財産の内容に応じaからgまでに掲げる事項)等当該信託の内容について記載すること。</p> <p>i (略)</p> <p>(17)～(26) (略)</p> <p>(26-2) 投資リスク</p> <p>a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。</p> <p>b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(27)～(39) (略)</p> <p>(40) 組織再編成(公開買付け)に関する情報</p> <p>内国資産流動化証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け(法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。)につき内国資産流動化証券をその買付け等(法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。)の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成(公開買付け)に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上」の注意「(1)から(9)までに準じて記載すること。</p>	<p>c～g (略)</p> <p>h 管理資産を構成する資産が信託受益権又はこれを表示する有価証券である場合には、当該信託に係る受益者、委託者及び信託管理人(特定目的信託の受益権にあっては、代表権利者又は特定信託管理者)の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該信託に係る財産の内容(当該財産がaからgまでに掲げる資産である場合には、当該財産の内容に応じaからgまでに掲げる事項)等当該信託の内容について記載すること。</p> <p>i (略)</p> <p>(17)～(26) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(27)～(39) (略)</p> <p>(新設)</p>
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案

現行

<p>第五号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【社債】</p> <p>1～18 (略)</p> <p>【新株予約権付社債に関する事項】</p> <p>19【新株予約権の内容】</p> <p>20【新株予約権の行使請求期間】</p> <p>21【新株予約権の受付場所、取次場所及び払込取次事項】</p> <p>22【新株予約権の譲渡に関する事項】</p> <p>23【代用払込みに関する事項】</p> <p>24【その他】</p>	<p>第五号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【社債】</p> <p>1～18 (略)</p> <p>【転換社債に関する事項】</p> <p>19【転換の条件】</p> <p>20【転換により発行する株式の内容】</p> <p>21【転換請求期間】</p> <p>22【転換請求の受付場所及び取次場所】</p> <p>23【その他】</p> <p>【新株引受権付社債に関する事項】</p> <p>24【新株引受権の内容】</p> <p>25【新株引受権の行使請求期間】</p> <p>26【新株引受権の受付場所、取次場所及び払込取次事項】</p> <p>27【新株引受権の譲渡に関する事項】</p> <p>28【代用払込みに関する事項】</p> <p>29【その他】</p> <p>第2～第5 (略)</p> <p>第二部【管理資産情報】</p> <p>第1【管理資産の状況】</p> <p>1【概況】</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)【管理資産の関係法人】</p> <p>【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】</p> <p>【管理資産の管理体制】</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6【投資リスク】</p> <p>第2【管理資産の経理状況】</p> <p>1～4 (略)</p>
<p>第2～第5 (略)</p> <p>第二部【管理資産情報】</p> <p>第1【管理資産の状況】</p> <p>1【概況】</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)【管理資産の管理体制等】</p> <p>【管理資産の関係法人】</p> <p>【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】</p> <p>【管理資産の管理体制】</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6【投資リスク】</p> <p>第2【管理資産の経理状況】</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第2【管理資産の経理状況】</p> <p>1～4 (略)</p>

<p>第3・第4 (略)</p> <p>第三部・第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 管理資産の沿革</p> <p>設定経緯、基本的性格の変更、当該外国資産流動化証券の金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 証券の上場等に関する事項</p> <p>当該届出に係る外国資産流動化証券が金融商品取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは金融商品取引業者等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該金融商品取引所又は当該金融機関若しくは金融商品取引業者等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。</p> <p>(8)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>組織再編成(公開買付け)に関する情報</u></p> <p><u>外国資産流動化証券に係る組織再編成発 hands 続若しくは組織再編成交付 hands 続を行う場合又は公開買付け(法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。)につき外国資産流動化証券をその買付け等(法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。)の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「<u>第一部 証券情報</u>」の次に「<u>組織再編成(公開買付け)に関する情報</u>」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること²。</u></p>	<p>第3・第4 (略)</p> <p>第三部・第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 管理資産の沿革</p> <p>設定経緯、基本的性格の変更、当該外国資産流動化証券の証券取引所への上場等主な変遷について記載すること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 証券の上場等に関する事項</p> <p>当該届出に係る外国資産流動化証券が証券取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは証券会社等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該証券取引所又は当該金融機関若しくは証券会社等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。</p> <p>(8)～(15) (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十一号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>第五号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【特定信託財産情報】</p> <p>第1【特定信託財産の状況】</p> <p>1【概況】</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)【特定信託財産の管理体制等】(12)</p> <p>【特定信託財産の関係法人】</p> <p>【特定信託財産の管理及び処分に関する基本的態度】</p> <p>【特定信託財産の管理体制】</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5【投資リスク】(20-2)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第三部・第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 特定信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 内国資産信託流動化受益証券の形態等</p> <p>a 記名・無記名の別を記載すること。ただし、振替特定目的信託受益権（社債等の振替に関する法</p>	<p>第五号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【特定信託財産情報】</p> <p>第1【特定信託財産の状況】</p> <p>1【概況】</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)【特定信託財産の関係法人】(12)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第三部・第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 特定信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 内国資産信託流動化受益証券の形態等</p> <p>a 記名・無記名の別を記載すること。ただし、振替特定目的信託受益権（社債等の振替に関する法</p>

<p>法律第124条において準用する同法第66条(第1号を除く。)に規定する資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権をいう。以下この様式において同じ。)については、この限りでない。</p> <p>b (略)</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>(12) 特定信託財産の管理体制等</p> <p>a 「特定信託財産の関係法人」の欄については、原委託者、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び当該国内資産信託流動化受益証券に信用補充等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。</p> <p>b 「特定信託財産の管理及び処分に関する基本的態度」の欄については、特定信託財産の管理を行う会社の管理資産の管理及び処分に関する基本的態度(管理及び処分の方針、管理及び処分の形態等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>c 「特定信託財産の管理体制」の欄については、特定信託財産の管理を行う会社の統治に関する事項(例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監督役等の監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監督役等の監督及び会計監査の相互連携等)、特定信託財産の管理を行う会社が事務委託等を行っている場合には当該事務を受託している会社に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>また、特定信託財産の管理を行う会社による特定信託財産に関するリスク管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p>	<p>法律第125条において準用する同法第66条(第1号を除く。)に規定する資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権をいう。以下この様式において同じ。)については、この限りでない。</p> <p>b (略)</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>(12) 特定信託財産の関係法人</p> <p>原委託者、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び当該国内資産信託流動化受益証券に信用補充等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。</p>
<p>(13) (略)</p> <p>(14) 特定信託財産を構成する資産の内容</p> <p>a 特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること(基本的性格の異なる複数の債権の種類が存在する場合には、その類型ごとに記載すること)。また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。</p> <p>b 特定信託財産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。))、担保の内容、不動産の状況(不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項)、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要(行っていない場合にはその旨)及び調査者の氏名又は名称等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。)の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。以下この様式において同じ。)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要な</p>	<p>(13) (略)</p> <p>(14) 特定信託財産を構成する資産の内容</p> <p>a 特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。</p> <p>b 特定信託財産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。))、担保の内容等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。)の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。以下この様式において同じ。)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記</p>

<p>テナント(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の100%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>d 特定信託財産を構成する資産が有価証券(hの有価証券を除く。)である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。</p> <p>e ~ g (略)</p> <p>h 特定信託財産を構成する資産が信託受益権又はこれを表示する有価証券である場合には、当該信託に係る受益者及び委託者並びに信託管理人、信託監督人又は受益者代理人(特定目的信託の受益権にあっては、資産流動化法に規定する代表権利者又は特定信託管理者)の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該信託に係る財産の内容(当該財産が a から g までに掲げる資産である場合には、当該財産の内容に応じ a から g までに掲げる事項)等当該信託の内容について記載すること。</p> <p>(15) ~ (20) (略)</p> <p>(20-2) 投資リスク</p> <p>a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。</p> <p>b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(21) ~ (34) (略)</p> <p>(35) 内国資産信託流動化受益証券の様式 当該内国資産信託流動化受益証券の様式及び券面に記載される事項(振替特定目的信託受益権にあっては、その旨及び社債等の振替に関する法律第124条において準用する同法第69条第1項に規定する通知事項)の内容について記載すること。</p> <p>(36) 組織再編成(公開買付け)に関する情報 内国資産信託流動化受益証券に係る組織再編成実行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け(法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。)につき内国資産信託流動化受益証券をその買付け等(法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。)の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成(公開買付け)に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。</p>	<p>載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>d 管理資産を構成する資産が有価証券(hの有価証券を除く。)である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。</p> <p>e ~ g (略)</p> <p>h 特定信託財産を構成する資産が信託受益権又はこれを表示する有価証券である場合には、当該信託に係る受益者、委託者及び信託管理人(特定目的信託の受益権にあっては、資産流動化法に規定する代表権利者又は特定信託管理者)の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該信託に係る財産の内容(当該財産が a から g までに掲げる資産である場合には、当該財産の内容に応じ a から g までに掲げる事項)等当該信託の内容について記載すること。</p> <p>(15) ~ (20) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(21) ~ (34) (略)</p> <p>(35) 内国資産信託流動化受益証券の様式 当該内国資産信託流動化受益証券の様式及び券面に記載される事項(振替特定目的信託受益権にあっては、その旨及び社債等の振替に関する法律第125条において準用する同法第69条第1項に規定する通知事項)の内容について記載すること。</p> <p>(新設)</p>
---	---

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>第五号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【特定信託財産情報】</p> <p>第1【特定信託財産の状況】</p> <p>1【概況】</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)【特定信託財産の管理体制等】</p> <p> 【特定信託財産の関係法人】</p> <p> 【特定信託財産の管理及び処分に関する基本的態度】</p> <p> 【特定信託財産の管理体制】</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5【投資リヌク】</p> <p> 6・7 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第三部・第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p> a (略)</p> <p> b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p> なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式第三部中「第2 原委託者の状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p> c～f (略)</p> <p>(割る)</p>	<p>第五号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【特定信託財産情報】</p> <p>第1【特定信託財産の状況】</p> <p>1【概況】</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)【特定信託財産の関係法人】</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第三部・第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p> a (略)</p> <p> b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p> なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 特定信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p> c～f (略)</p> <p> g この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p>

<p>ロ (略)</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>(11) 特定信託財産の沿革 設定経緯、基本的性格の変更、当該外国資産信託流動化受益証券の金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。</p> <p>(12)～(16) (略)</p> <p>(17) 証券の上場等に関する事項 当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券が金融商品取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは金融商品取引業者等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該金融商品取引所又は当該金融機関若しくは金融商品取引業者等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。</p> <p>(18)～(25) (略)</p> <p>(26) 組織再編成(公開買付け)に関する情報 外国資産信託流動化受益証券に係る組織再編成実行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け(法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。)につき外国資産信託流動化受益証券をその買付け等(法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。)の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成(公開買付け)に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。</p>	<p>ハ (略)</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>(11) 特定信託財産の沿革 設定経緯、基本的性格の変更、当該外国資産信託流動化受益証券の証券取引所への上場等主な変遷について記載すること。</p> <p>(12)～(16) (略)</p> <p>(17) 証券の上場等に関する事項 当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券が証券取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは証券会社等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該証券取引所又は当該金融機関若しくは証券会社等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。</p> <p>(18)～(25) (略) (新設)</p>
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案

現行

<p>第六号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【発行者（受託者）名称】</p> <p>【代表者の役職氏名】(2)</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【発行者（委託者）氏名又は名称】</p> <p>【住所又は本店の所在の場所】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】(3)</p> <p>【縦覧に供する場所】</p> <p>名称 (所在地)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【内国信託受益証券の募集（売出）要項】</p> <p>1【内国信託受益証券の形態等】(4)</p> <p>2【発行（売出）数】</p> <p>3【発行（売出）価額の総額】(5)</p> <p>4【発行（売出）価格】(6)</p> <p>5【給付の内容、時期及び場所】</p> <p>6【募集の方法】</p> <p>7【申込手数料】(7)</p> <p>8【申込単位】</p> <p>9【申込期間及び申込取扱場所】</p> <p>10【申込証拠金】</p>	<p>第六号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】(2)</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）貸付債権信託受益権の名称】</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）貸付債権信託受益権の金額】(3)</p> <p>【縦覧に供する場所】</p> <p>名称 (所在地)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【証券の名称】</p> <p>第2【貸付債権信託受益権の基本的仕組み等】(4)</p> <p>第3【発行（売出）価額の総額】(5)</p> <p>第4【発行（売出）価格】(6)</p> <p>第5【申込手数料】(7)</p> <p>第6【申込単位】</p> <p>第7【申込期間】</p> <p>第8【申込証拠金】</p> <p>第9【申込取扱場所】</p> <p>第10【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>第11【引受け等の概要】(8)</p> <p>第12【手取金の用途】(9)</p> <p>第13【振替機関に関する事項】</p> <p>第14【その他】(10)</p> <p>第二部【信託財産情報】</p>
--	---

<p>11【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>12【引受け等の概要】(8)</p> <p>13【その他】(9)</p>	<p>第1【信託財産の状況】</p> <p>1【概要】</p> <p>(1)【信託に係る法制度の概要】(11)</p> <p>(2)【信託財産の基本的性格】(12)</p> <p>(3)【信託財産の沿革】(13)</p> <p>(4)【信託財産に関し関係を有する者】(14)</p>
<p>第2【内国信託社債券の募集（売出）要項】</p> <p>1【新規発行社債（短期社債を除く。）】(10)</p>	<p>2【貸付債権の概要】</p> <p>(1)【委託者の貸付に係る事業の概要】(15)</p> <p>(2)【貸付債権の内容】(16)</p> <p>(3)【貸付債権の回収方法】(17)</p>
<p>銘柄</p> <p>記名・無記名の別</p> <p>券面総額又は振替社債の総額(円)</p> <p>各社債の金額(円)</p> <p>発行価額の総額(円)</p> <p>発行価格(円)</p> <p>利率(%)</p> <p>利払日</p> <p>利息支払の方法</p> <p>償還期限</p> <p>償還の方法</p> <p>募集の方法</p> <p>申込証拠金(円)</p> <p>申込期間</p> <p>申込取扱場所</p> <p>払込期日</p> <p>振替機関・登録機関</p> <p>担保の種類</p> <p>担保の目的物</p> <p>担保の順位</p> <p>先順位の担保をつけた債権の金額</p> <p>担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利</p> <p>担保付社債信託法上の受託会社</p> <p>担保の保証</p> <p>財務上の特約（担保提供制限）</p> <p>財務上の特約（その他の条項）</p> <p>取得格付</p>	<p>3【管理及び運営の仕組み】</p> <p>(1)【信託財産の管理】(18)</p> <p>(2)【信用補充】(19)</p> <p>(3)【その他】(20)</p> <p>4【受益者の権利】(21)</p> <p>5【運用状況】</p> <p>(1)【貸付債権の状況】(22)</p> <p>(2)【収益状況の推移】(23)</p>
	<p>第2【関係法人の概況】(24)</p> <p>1【名称、資本の額及び事業の内容】(25)</p> <p>2【関係業務の概要】(26)</p> <p>3【資本関係】(27)</p> <p>4【役員との兼職関係】(28)</p> <p>5【その他】(29)</p>
	<p>第3【信託財産の経理状況】(30)</p> <p>1【財産目録】</p> <p>2【貸付債権信託計算書】</p> <p>第4【証券事務の概要】(31)</p> <p>第5【その他】(32)</p>
	<p>第三部【特別情報】</p> <p>第1【発行者の経理状況】(33)</p> <p>1【貸借対照表】</p> <p>2【損益計算書】</p> <p>3【株主資本等変動計算書】</p>
	<p>第2【関係法人の経理の概況】(34)</p> <p>1【主な資産及び負債の内容】</p> <p>2【主な損益の内容】</p>

2【社債の引受け及び社債管理の委託】(11)

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額(円)	引受けの条件
計	-		-

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住 所	委託の条件

3【新規発行短期社債】(12)

発行価格(円)	
短期社債の総額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行限度額(円)	
発行限度額残高(円)	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
取得格付	

4【売出社債(売出短期社債を除く。)(13)

銘 柄	売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額(円)	売出面額の総額(円)	売出しに係る社債の所 有者の住所及び氏名又 は名称

5【売出短期社債】(13)

支払期日	売出短期社債の総 額(円)	売出面額の総額(円)	売出しに係る短期社債 の所有者の住所及び氏 名又は名称

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項のうち「第二部 信託財産情報」に掲げる事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
- b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第五号様式「記載上の注意」(1) bに準じて記載すること。
- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

(2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(法第27条の300の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)

(3) 届出の対象とした募集(売出)貸付債権信託受益権の金額

- a 当該届出に係る募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出面額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨記載すること。

(4) 貸付債権信託受益権の基本的仕組み等

- a 当該届出に係る貸付債権信託受益権の受益権者の主な権利内容(配当率、配当支払日、償還期限、配当支払の方法、償還の方法等)、信託期間、信託の形態及び信用補充の形態等について、概略を簡潔に記載すること。
- b 契約等において、当該届出に係る貸付債権信託受益権の受益権者保護のために一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有する特約又はその効果に変更を与える特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。
- c 当該届出に係る貸付債権信託受益権について、発行者等が申込により格付(指定格付機関から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付けられている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。

(5) 発行(売出)価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨記載すること。

(6) 発行(売出)価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(7) 申込手数料

手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階ごとに当該数量又は金額及び手数料を記載すること。

(8) 引受け等の概要

6【売出社債の条件】(14)				
売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所
				売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称
				売出しの委託契約の内容

第二部【信託財産情報】

第1【信託財産の状況】

1【概況】

- (1)【信託財産に係る法制度の概要】(15)
- (2)【信託財産の基本的性格】(16)
- (3)【信託財産の沿革】(17)
- (4)【信託財産の管理体制等】(18)

―【信託財産の関係法人】

―【信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度】

―【信託財産の管理体制】

2【信託財産を構成する資産の概要】

- (1)【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】(19)
- (2)【信託財産を構成する資産の内容】(20)
- (3)【信託財産を構成する資産の回収方法】(21)

3【信託の仕組み】

- (1)【信託の概要】

―【信託の基本的仕組み】(22)

―【信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】(23)

―【委託者の義務に関する事項】

―【その他】(24)

- (2)【受益権】(25)

- (3)【内国信託受益証券（内国信託社債券）の取得者の権利】

4【信託財産を構成する資産の状況】

- (1)【信託財産を構成する資産の運用（管理）の概況】(26)
- (2)【損失及び延滞の状況】(27)
- (3)【収益状況の推移】(28)

- 5【投資リスク】(29)

第2【信託財産の経理状況】(30)

1【貸借対照表】(31)

- (9) 元引契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定時期を注記すること。
- (9) 手取金の使途
信託契約の委託者が取得する新規発行による手取金について、その使途の内容（例えば、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係法人に対する出資又は融資等）を記載すること。
- (10) その他
a 申込みの方法、申込証拠金の利息、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
b 当該届出に係る募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該貸付債券信託受益権の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額について記載すること。
- (11) 信託に係る法制度の概要
貸付債権の原保有者による信託財産への債権移転の法的効果、信託財産の管理者の義務・責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。
- (12) 信託財産の基本的性格
信託された貸付債権の基本的性格（債権の種類、債務者の特質等）について記載すること。
- (13) 信託財産の沿革
設定経緯、基本的性格の変更について記載すること。
- (14) 信託財産に関し関係を有する者
a 信託契約の委託者、受託者、当該信託財産たる貸付債権に信用補充等を行っている者及び当該貸付債権の回収の委託を受けた者についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。
b 当該関係業務につき当該関係法人の不履行があった場合又は当該関係法人が倒産した場合等の取扱い等のうち、信託財産に関し法令又は信託契約若しくは約款において定めがある場合には、その内容を記載すること。
- (15) 委託者の貸付に係る事業の概要
委託者の貸付に係る事業の概要及び当該事業に影響を与える社会・経済背景等について記載すること。
- (16) 貸付債権の内容
信託財産を構成する貸付債権について、その発生原因、元本の償還期間、元本返済の方法、固定金利・変動金利の別及び金利等、その集団的な基本的性格について概略的に記載すること（基本的性格の異なる複数の貸付債権の種類が存在する場合には、その類型ごとに記載すること。）
a 信託財産たる貸付債権について、担保又は保証が付されているものに限られている場合にはその内容を概略的に記載すること。
- (17) 貸付債権の回収方法
貸付債権にかかると延滞債務の回収の方法及び手続きについて記載すること。
- (18) 信託財産の管理
a 委託者が信託する貸付債権について、一定の要件を満たすものに限定している場合には当該要件の内容を記載すること。
b 当該届出に係る貸付債権信託受益権の受益権者以外に、当該信託に関し他の種類の受益権（受益権に係る信託財産が同一であり、かつ、信託の元本の償還若しくは収益の分配の方法又は元本の償還期限が

<p>2【損益計算書】(32)</p> <p>第3【証券事務の概要】(33)</p> <p>第4【その他】(34)</p> <p>第三部【受託者、委託者及び関係法人の情報】</p> <p>第1【受託者の状況】(35)</p> <p>1【受託者の概況】</p> <p>2【事業の状況】</p> <p>3【設備の状況】</p> <p>4【経理の状況】</p> <p>5【その他】(36)</p> <p>第2【委託者の状況】(37)</p> <p>1【会社の場合】</p> <p>(1)【会社の概況】</p> <p>(2)【事業の状況】</p> <p>(3)【設備の状況】</p> <p>(4)【経理の状況】</p> <p>(5)【その他】(36)</p> <p>2【会社以外の団体の場合】</p> <p>(1)【団体の沿革】</p> <p>(2)【団体の目的及び事業の内容】</p> <p>(3)【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】</p> <p>(4)【役員の名、職名、氏名、生年月日及び職歴】</p> <p>3【個人の場合】</p> <p>(1)【生年月日】</p> <p>(2)【本籍地】</p> <p>(3)【職歴】</p> <p>(4)【破産手続開始の決定の有無】</p> <p>第3【その他関係法人の概況】</p> <p>1【名称、資本金の額及び事業の内容】(38)</p> <p>2【関係業務の概要】(39)</p> <p>3【資本関係】(40)</p> <p>4【役員との兼職関係】(41)</p> <p>5【その他】(42)</p> <p>第四部【特別情報】</p> <p>【内国信託受益証券(内国信託社債券)の様式】(43)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p>	<p>異なる他の受益権をいう。以下同じ。)を有している者(信託契約の委託者又は当該信託に係る他の種類の受益権を有する者等)がいる場合には、当該貸付債権の元本及び利息の回収額の配分方法及び債務不履行による貸付債権の償却額の配分方法を記載すること。</p> <p>　　c 当該貸付債権の元本及び利息につき回収したものに係る処理の方法(貸付債権等に再投資する場合には当該投資の対象及び時期等、受益権者に償還若しくは配当する場合又は償還基金若しくは配当基金に積立てる場合には、その時期及び金額の計算方法等)を記載すること。</p> <p>　　d 貸付債権に取立不能、期限前弁済等の事由が生じた場合に、信託契約の委託者その他の者が当該債権の買戻し又は他の債権と交換する等の義務を負うこととなっているときは、その内容を記載すること。</p> <p>(19) 信用補充</p> <p>　　当該届出に係る貸付債権信託受益権の元本の償還等について信用補充がなされている場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(20) その他</p> <p>　　a 信託期間、計算期間又は償還条件等について記載すること。</p> <p>　　b 信託契約又は約款の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。</p> <p>(21) 受益権者の権利</p> <p>　　a 当該届出に係る貸付債権信託受益権の受益権者に係る配当金額及び償還金額の計算方法等について記載すること。</p> <p>　　b 配当・利息受領権、償還金の受領権その他の権利に関しその内容(権利の発生及び消滅時期を含む。)及び権利行使の手続について記載すること。</p> <p>(22) 貸付債権の状況</p> <p>　　当該届出に係る貸付債権信託受益権の信託財産を構成する貸付債権について、資金使途別、1件当たりの金額別及び貸付期間別に、有価証券届出書提出日の直近日及び当該提出日の直近2計算期間の末日における件数並びに金額及びその構成比を記載すること。</p> <p>(23) 収益状況の推移</p> <p>　　有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間ごとに信託財産たる貸付債権から発生する利息・手数料等の収益の額、当該貸付債権の元本金額の当該各期間における期末残高及び両者の比率の推移について記載すること。</p> <p>(24) 関係法人の概況</p> <p>　　信託契約の委託者、受託者並びに信託財産たる貸付債権に信用補充等を行っている者及び当該貸付債権の回収の委託を受けた者のうち主要な者について記載すること。</p> <p>(25) 名称、資本の額及び事業の内容</p> <p>　　資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。</p> <p>(26) 関係業務の概要</p> <p>　　信託財産との関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。</p> <p>(27) 資本関係</p> <p>　　他の関係法人との資本関係を記載すること。</p>
---	--

<p>(1) 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。</p> <p>ⓑ 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>ㄷ この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を画面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）。</p> <p>(3) 届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額 ⓐ 当該届出により募集又は売出しをしようとする有価証券に係る当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 ⓑ 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。</p> <p>(4) 内国信託受益証券の形態等 ⓐ 記名・無記名の別を記載すること。 ⓑ 当該届出に係る内国信託受益証券について、発行者の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</p> <p>(5) 発行（売出）価額の総額 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。</p> <p>(6) 発行（売出）価格 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、その決定時期及び具体的な決定方法を注記すること。</p> <p>(7) 申込手数料</p>	<p>(28) 役員の間接関係 当該関係法人の役員であって、他の関係法人の役員又は従業員を兼ねているものがある場合には、その氏名及び役職名を記載すること。</p> <p>(29) その他 ⓐ 信託契約の委託者又は受託者について、信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡及び事業譲受その他の重要事項がある場合には、その内容を記載すること。 ⓑ 信託契約の委託者又は受託者について、信託財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な事実がある場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(30) 信託財産の経理状況 ⓐ 最近2計算期間について記載すること。 ⓑ 財産目録及び貸付債権信託計算書の作成に関与した銀行、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の規定により信託業務を営むことの認可を受けた当該信託の受託者に限る。）による意見書を本項の冒頭において掲記すること。 ㄷ 当該届出に係る貸付債権信託受益権の受益者以外に、当該信託に関し他の種類の受益権を有している者がいる場合には、当該受益権の持分に応じて配分された後の経理状況についても記載すること。</p> <p>(31) 証券事務の概要 当該届出に係る貸付債権信託受益権に関し、次の事項を記載すること。 ⓐ 受益者の変更についての手続等 ⓑ 貸付債権信託受益権に譲渡制限等が付されている場合には、その内容 ㄷ その他貸付債権信託受益権事務に関し投資者に示すことが必要な事項</p> <p>(32) その他 当該届出に係る貸付債権信託受益権の目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。</p> <p>(33) 発行者の経理状況 ⓐ 当該届出に係る貸付債権信託受益権の発行者に係る最近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を記載すること。 ⓑ 当該財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書は該当する財務諸表に添付すること。</p> <p>(34) 関係法人の経理の概況 信託契約の受託者の最近2事業年度における主な資産、負債及び損益について、その概況を記載すること。</p>
--	--

<p>手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階ごとに当該数量又は金額及び手数料を記載すること。</p> <p>(8) <u>引受け等の概要</u> <u>元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。</u></p> <p>(9) <u>その他</u> a <u>申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産の振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。</u> b <u>当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該国内国信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。</u> c <u>銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者（以下「銀行等」という。）が委託者としてその貸付債権を信託する場合には、委託者が取得する新規発行による手取金について、その用途の内容（例えば、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係法人に対する出資又は融資等）を記載すること。</u></p> <p>(10) <u>新規発行社債</u> <u>企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(13)に準じて記載すること。</u></p> <p>(11) <u>社債の引受け及び社債管理の委託</u> <u>企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(15)に準じて記載すること。</u></p> <p>(12) <u>新規発行短期社債</u> <u>企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(16)に準じて記載すること。</u></p> <p>(13) <u>売出社債</u> <u>企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(22)に準じて記載すること。</u></p> <p>(14) <u>売出社債の条件</u> <u>企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(23)に準じて記載すること。</u></p> <p>(15) <u>信託財産に係る法制度の概要</u> <u>委託者から受託者への資産移動の法的効果、発行者の義務、責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。また、信託法第2条第12項に規定する限定責任信託である場合又は同法第21条第2項第4号に規定する合意がある場合には、当該社債が信託財産のために発行されることを内国信託社債が発行される場合にあつては、当該社債が信託財産のために発行されることを具体的に、かつ、分かつやすく記載すること。</u></p> <p>(16) <u>信託財産の基本的性格</u> <u>信託財産を構成する資産の種類及び構成比並びに当該信託財産を構成する資産に係る債務者の特質等について記載すること。</u></p> <p>(17) <u>信託財産の沿革</u> <u>設定経緯、基本的性格の変更、当該国内国信託受益証券（当該国内国信託社債券）の金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。</u></p>	
---	--

<p>(18) 信託財産の管理体制等</p> <p>a 「信託財産の關係法人」の欄については、委託者、受託者、信託財産の管理を行う会社、信託財産の回収等の管理会社及び当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券に信用補充等を行っている会社等についてその名称及び關係業務の内容を簡潔に記載すること。</p> <p>b 「信託財産の運用（管理及び処分）」に関する基本的態度」の欄については、信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態等又は管理及び処分の方針、管理及び処分の形態等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>c 「信託財産の管理体制」の欄については、信託財産の管理を行う会社の統治に関する事項（例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監査役等の監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監査役等の監督及び会計監査の相互連携等）、信託財産の管理を行う会社が事務委託等を行っている場合には当該事務を受託している会社に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>また、信託財産の管理を行う会社による信託財産に関するリスク管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(19) 信託財産を構成する資産に係る法制度の概要</p> <p>a 信託財産を構成する資産に適用される法律のうち、当該資産が債権の場合には債権の発生、破産手続開始・強制執行等を規定した法律及び債務者の保護に関する法律等の名称及び主な内容を記載し、当該資産が債権及び有価証券以外の資産の場合には当該資産の利用を制限する法律等の名称及び主な内容を記載すること。</p> <p>b 保有する資産を証券等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者がいる場合には、当該保有資産についても信託財産を構成する資産と同様の記載を行うこと。</p> <p>以下、信託財産を構成する資産に係る記載について同じ。</p> <p>(20) 信託財産を構成する資産の内容</p> <p>a 信託財産を構成する資産が債権である場合には、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること（基本的性格の異なる複数の債権の種類が存在する場合には、その類型ごとに記載すること。）。また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。</p> <p>b 信託財産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率、以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・</p>

<p>施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。以下この様式において同じ。）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。</p> <p>ｃ 信託財産を構成する資産がa又はbに掲げる資産に係る権利（iの信託受益権を除く。）である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（a又はbに掲げる事項）を記載すること。</p> <p>d 信託財産を構成する資産が有価証券（iの有価証券を除く。）である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法等その集团的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付けられている場合には、その内容を記載すること。</p> <p>e 信託財産を構成する資産が動産（有価証券を除く。）である場合には、当該動産の種類、名称、価格、形式、製造番号、当該動産が所在する場所等当該動産の内容について記載すること。また、当該動産に関してリース契約等を締結している場合には、当該契約の内容（リース期間、受取り料等）について具体的に記載すること。</p> <p>f 信託財産を構成する資産が無体財産権である場合には、当該無体財産権の種類、内容、登録の番号及び年月日、存続期間等当該無体財産権の内容について具体的に記載すること。また、当該無体財産権に係る実施権等を設定している場合には、実施権等の権利者の氏名又は名称、実施権等の範囲、対価の額等当該実施権等の内容に関する事項を記載すること。</p> <p>g 信託財産を構成する資産が会社の事業を構成するものである場合には、当該事業の主要な経営指標等の推移、沿革、事業の内容、関係会社の状況、従業員の状況、業績等の概要、生産、受注及び販売の状況、対処すべき課題、事業等のリスク、事業上の重要な契約等、研究開発活動、財政状態及び経営成績の分析、設備投資等の概要、主要な設備の状況、設備の新設及び売却等の計画について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(25)から(37)までに準じて記載すること。</p> <p>h 信託財産を構成する資産がaからgまでに掲げる資産以外の資産（iに掲げるものは除く。）である場合には、当該資産の種類及び内容に応じaからgまでに準じて記載すること。</p> <p>i 信託財産を構成する資産が信託受益権又はこれを表示する有価証券である場合には、当該信託に係る受益者及び委託者並びに信託管理人、信託監督人又は受益者代理人の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該信託に係る財産の内容（当該財産がaからhまでに掲げる資産である場合には、当該財産の内容に応じbからiまでに掲げる事項）等当該信託の内容について記載すること。</p> <p>1 信託前に生じた委託者に対する債権であって、当該債権に係る債務を信託財産責任負担債務（信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいう。）とする旨の信託行為の定めがあるものについて、当該定めの内容について記載すること。</p>	
---	--

<p>(21) 信託財産を構成する資産の回収方法 信託財産を構成する債権に係る延滞債務及び買倒債権の回収の方法及び手続（担保付債権の場合には担保権の実行方法を含む。）について記載すること。</p>	
<p>(22) 信託の基本的仕組み 当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券を組成する仕組みの概要（保有者（信託財産を構成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者（保有する資産を証券等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。）をいう。）、当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券に係る信託の委託者及び受託者、信託財産の管理を行う会社、信託財産の回収等の管理会社及び当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券に信用補充等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等）及び当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券の償還の仕組みの概要について、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。 これに加えて、内国信託社債券が発行される場合においては、当該内国信託社債券と信託財産との関係（当該内国信託社債券について信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負うか否か、発行者と当該信託財産の責任割合等）についても、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。</p>	
<p>(23) 信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項</p> <p>a 当該内国信託受益証券の信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の残高別、支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）別及び当該債権等の発生からの期間別に、当該届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに信託財産を構成する債権の残高及びその総資産残高に対する割合を記載すること。また、当該債権が貸付債権である場合において、当該債権に取立不能、期限前弁済等の事由が生じた場合に、委託者その他の者が当該債権の買戻し又は他の債権と交換する等の義務を負うこととなっているときは、その内容を記載すること。</p> <p>b 当該内国信託受益証券の信託財産を構成する資産が不動産であり、当該不動産に関して賃貸借契約が締結されている場合には、当該不動産に係る賃料の支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）をテナント数及び総賃料収入に対する割合として記載すること。</p> <p>c 当該内国信託受益証券の信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記 a 及び b に準じて、その管理の概況が把握できる内容を具体的に記載すること。</p> <p>d 信託財産について、一定の要件を満たすものに限定している場合には、信託財産の類型ごと（信託財産が債権であって基本的性格の異なる複数の債権の類型が存在する場合には、その類型ごと。）に当該要件の内容を記載すること。</p> <p>e 当該信託財産を構成する資産につき回収したものに係る処理の方法（他の資産に再投資する場合には当該投資の対象及び時期等、受益権者に償還若しくは配当する場合又は償還基金若しくは配当基金に積立てる場合には、その時期及び金額の計算方法等）を記載すること。</p> <p>(24) その他</p> <p>a 当該届出に係る内国信託受益証券の受益者又は内国信託社債券の社債券者以外に、当該信託に關し他の種類の受益権（受益権に係る信託財産が同一であり、かつ、受益債権の給付の内容又は</p>	

<p>弁済期が異なるほかの受益権をいう。以下同じ。)を有している者及び当該信託に関し信託財産のために発行された他の種類(会社法第681条第1号に規定する種類をいう。(30)において同じ。)の内国信託社債券の社債券者がいる場合には、当該信託財産を構成する債権の回収額の配分方法及び債務不履行による信託財産の元本の償却額の配分方法を記載すること。</p> <p>b 当該届出に係る内国信託受益証券又は内国信託社債券の元本の償還等について信用補充がなされている場合には、その内容を記載すること。</p> <p>c 受益者が二人以上ある信託においては、信託事務の処理についての決定及びその執行方法が把握できる内容を具体的に記載すること。</p>	<p>(25) 受益権</p> <p>受益者集会に関する権利、受益権に係る受益債権の内容、その他の受益権の内容及び権利行使の手続について記載すること。なお、当該届出書に係る有価証券が内国信託社債券である場合には、記載を要しない。</p>
<p>(26) 信託財産を構成する資産の運用(管理)の概況</p> <p>当該届出に係る内国信託受益証券の信託財産又は内国信託社債券についての信託に係る信託財産を構成する債権について、債権額の残高別、支払状況(延滞の有無及び延滞期間)別及び債権の発生からの期間別に、当該届出書提出日の直前日における債務者数及びその総債務者に対する割合並びに債権額の残高及びその総債権残高に対する割合を記載すること。</p>	<p>(27) 損失及び延滞の状況</p> <p>a 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに信託財産を構成する債権に係る純損失の金額(元本及び利息等の償却額)及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産金額に対する割合の推移を記載すること。</p> <p>b 信託財産を構成する資産のうち担保付債権の担保権が実行されている場合には、各計算期間における当該担保権の実行に係る回収額の実績を注記すること。</p> <p>c 有価証券届出書提出日が信託財産譲受日後1計算期間が経過する日前である場合には、信託財産を構成することとなった委託者の財産たる資産の損失及び延滞の状況について、当該者の事業年度ごとに金額又は件数等参考となるべき事項を記載すること。</p>
<p>(28) 収益状況の推移</p> <p>有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに次の事項を記載すること。</p> <p>a 信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権から発生する利息、手数料等の収益の額及び当該債権に係る費用の額、当該債権に係る元本金額の当該各期間における期末残高並びに当該期末残高に占める当該収益の額及び当該費用の額の比率</p> <p>b 信託財産を構成する資産が不動産である場合には、全賃料収入及び費用並びに主要な不動産の物件ごとの総賃料収入及び当該物件に係る費用並びに当該総賃料収入の全賃料収入に占める比率</p> <p>c 信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記a及びbに準じて、その収益状況が把握できる内容を具体的に記載すること。</p>	

<p>(29) 投資リスク</p> <p>a 信託財産のもつリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。</p> <p>b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(30) 信託財産の経理状況</p> <p>a 財務諸表又は中間財務諸表等(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。)は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。</p> <p>b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。</p> <p>c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。</p> <p>d 信託財産に銀行等の貸付債権が含まれる場合には、委託者である銀行等は、財産目録及び貸付債権信託計算書の作成に関与した銀行(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)第1条第1項の規定により信託業務を営むことの認可を受けた当該信託の受託者に限る。)による意見書を本項の冒頭において掲記すること。</p> <p>e 当該届出に係る内国信託受益証券の受益者又は内国信託社債券の社債券者以外に、当該信託に関し他の種類の受益権を有している者及び他の種類の内国信託社債券者がいる場合には、当該受益証券及び当該社債券に応じて配分された後の経理の状況についても記載すること。</p> <p>(31) 貸借対照表</p> <p>最近2計算期間について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。(32)において同じ。))をも記載すること。</p> <p>(32) 損益計算書</p> <p>a 最近2計算期間について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書(当該期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。)をも記載すること。</p> <p>b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、印を付記すること。</p> <p>(33) 証券事務の概要</p> <p>当該内国信託受益証券(当該内国信託社債券)に関し、次の事項を記載すること。</p> <p>a 名義書替えについてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料</p> <p>b 証券所有者に対する特典</p> <p>c 内国信託受益証券(当該内国信託社債券)に譲渡制限が付けられている場合には、その内容</p>	
--	--

<p>d その他国内信託受益証券（当該国内信託社債券）事務に関し投資者に示すことが必要な事項 <u>その他</u> 当該有価証券の目録見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目録見書への記載箇所を記載すること。</p> <p>(35) 受託者の状況 「1 受託者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。</p> <p>(36) その他 a 受託者、委託者又は関係法人について、信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他の重要事項について記載すること。 b 信託財産の管理業務以外の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。信託財産の信託業務以外の業務につき、信託財産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。 c 受託者又は委託者について、信託財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(37) 委託者の状況 委託者が会社である場合、「(1) 会社の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。委託者が発行者（法第2条第5項に規定する発行者をいう。）とならない場合には記載を要しない。</p> <p>(38) 名称、資本金の額及び事業の内容 資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。</p> <p>(39) 関係業務の概要 信託財産の運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。</p> <p>(40) 資本関係 届出会社及び他の関係者との資本関係を記載すること。</p> <p>(41) 役員の兼職関係 当該関係法人の役員であって、届出会社の役員又は従業員を兼ねているものがある場合には、その氏名及び役職名を記載すること。</p> <p>(42) その他 a 信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡及び事業譲受その他重要事項について記載すること。 b 信託財産の運営に関する関係業務以外の業務につき、信託財産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(43) 国内信託受益証券（国内信託社債券）の様式</p>	
--	--

当該内国信託受益証券（内国信託社債券）の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

(44) 読み替え

提出者が、内国信託受益権の発行者である場合には、本様式中、「内国信託受益証券」とあるのは「内国信託受益権」と読み替えて記載すること。この場合において、本様式中(43)については該当しない旨を記載すること。

(45) 組織再編成（公開買付け）に関する情報

内国信託受益証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき内国信託受益証券をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。

5 【給付の内容、時期及び場所】

6 【募集の方法】

7 【申込手数料】

8 【申込単位】

9 【申込期間及び申込取扱場所】

10 【申込証拠金】

11 【払込期日及び払込取扱場所】

12 【引受け等の概要】(9)

13 【その他】(10)

第2 【外国信託社債券の募集（売出）要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】(11)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率（%）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関・登録機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	

先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に対し担保権者に対 拉する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

2【新規発行短期社債】(12)

発行価格	
短期社債の総額	
発行価額の総額	
発行限度額	
発行限度額残高	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

3【売出社債（売出短期社債を除く。）】(13)

銘柄	売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額(円)	売出価額の総額(円)	売出しに係る社債の所 有者の住所及び氏名又 は名称

4【売出短期社債】(13)

支払期日	売出短期社債の総 額(円)	売出価額の総額(円)	売出しに係る短期社債 の所有者の住所及び氏 名又は名称
------	------------------	------------	-----------------------------------

5【売出社債の条件】(14)						
売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	売出しの委託契約の内容

第二部【信託財産情報】

第1【信託財産の状況】

1【概況】

(1)【信託財産に係る法制度の概要】

(2)【信託財産の基本的性格】

(3)【信託財産の沿革】(15)

(4)【信託財産の管理体制等】

——【信託財産の関係法人】

——【信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度】

——【信託財産の管理体制】

2【信託財産を構成する資産の概要】

(1)【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】

(2)【信託財産を構成する資産の内容】

(3)【信託財産を構成する資産の回収方法】

3【信託の仕組み】

(1)【信託の概要】

——【信託の基本的仕組み】

——【信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】

——【委託者の義務に関する事項】

——【その他】

(2)【受益権】

(3)【外国信託受益証券（外国信託社債券）の取得者の権利】

(4)【情報開示の概要】(16)

4【信託財産を構成する資産の状況】

(1)【信託財産を構成する資産の運用（管理）の状況】

(2)【損失及び延滞の状況】

(3)【収益状況の推移】

5【投資リスク】

6【財務書類】(17)

<p>(1)【償借対照表】(18)</p> <p>(2)【損益計算書】(19)</p> <p><u>7【証券所有者に関する事項】</u></p> <p>(1)【証券の上場等に関する事項】(20)</p> <p>(2)【課税上の取扱い】(21)</p> <p>(3)【為替管理上の取扱い】(22)</p> <p>(4)【本判における代理人】(23)</p> <p>(5)【裁判管轄等】(24)</p> <p><u>第2【証券事務の概要】</u></p> <p><u>第3【その他】</u></p> <p><u>第三部【受託者、委託者及び関係法人の情報】</u></p> <p><u>第1【受託者の状況】(25)</u></p> <p>1【受託者の概況】</p> <p>2【事業の状況】</p> <p>3【設備の状況】</p> <p>4【経理の状況】</p> <p>5【監督官庁の概要】(26)</p> <p>6【その他】</p> <p><u>第2【委託者の状況】(27)</u></p> <p><u>1【会社の場合】</u></p> <p>(1)【会社の概況】</p> <p>(2)【事業の状況】</p> <p>(3)【設備の状況】</p> <p>(4)【経理の状況】</p> <p>(5)【監督官庁の概要】(26)</p> <p>(6)【その他】</p> <p><u>2【会社以外の団体の場合】</u></p> <p>(1)【団体の沿革】</p> <p>(2)【団体の目的及び事業の内容】</p> <p>(3)【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】</p> <p>(4)【役員の名、職名、氏名、生年月日及び職歴】</p> <p>(5)【監督官庁の概要】(26)</p> <p>(6)【その他】</p> <p><u>3【個人の場合】</u></p> <p>(1)【生年月日】</p> <p>(2)【本籍地】</p> <p>(3)【職歴】</p>	
--	--

(4) 【破産手続開始の決定の有無】

第3 【その他関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

2 【関係業務の概要】

3 【資本関係】

4 【役員との兼職関係】

5 【監督官庁の概要】(26)

6 【その他】

第四部 【特別情報】

【外国信託受益証券（外国信託社債券）の様式】(28)

（記載上の注意）

(1) 一般的事項

2 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。

b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式第三部中「第2 委託者の状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

d 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

e 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

f 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。

g 有価証券届出書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。）。

<p>(3) <u>代理人の氏名又は名称</u> 本邦内に住所を有する者であつて、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この(3)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)。</p> <p>(4) <u>事務連絡者氏名</u> 本邦内に住所を有する者で関東財務局長から命令、指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。</p> <p>(5) <u>届出の対象とした募集(売出)外国信託受益証券の金額</u> a 当該届出に係る募集又は売出しをしようとする外国信託受益証券に係る当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。</p> <p>(6) <u>外国信託受益証券の形態等</u> a 記名・無記名の別、額面・無額面の別を記載すること。 b 当該届出に係る外国信託受益証券について、提出者の申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付けられている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</p> <p>(7) <u>発行(売出)価額の総額</u> 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。</p> <p>(8) <u>発行(売出)価格</u> 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。</p> <p>(9) <u>引受け等の概要</u> 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。</p> <p>(10) <u>その他</u> a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産の振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。 b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該外国信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。</p>	
---	--

<p>(11) 新規発行社債（短期社債を除く。）</p> <p>企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(15)に準じて記載すること。</p>	
<p>(12) 新規発行短期社債</p> <p>企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(17)に準じて記載すること。</p>	
<p>(13) 売出社債</p> <p>企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(23)に準じて記載すること。</p>	
<p>(14) 売出社債の条件</p> <p>企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(24)に準じて記載すること。</p>	
<p>(15) 信託財産の沿革</p> <p>設定経緯、基本的性格の変更、当該外国信託受益証券（当該外国信託社債券）の金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。</p>	
<p>(16) 情報開示の概要</p> <p>当該外国信託受益証券に係る信託の設立及び運営が行われている国における監督官庁、受益者に対する開示（公告を含む。）及び発行要項等に定められている情報開示について、その内容、方法、頻度等について記載すること。</p>	
<p>(17) 財務書類</p> <p>a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）は該当する財務書類に添付すること。</p> <p>b 以下の「記載上の注意」によりかたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。</p> <p>c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。</p> <p>d 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第127条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。</p>	
<p>(18) 貸借対照表</p> <p>最近2計算期間について記載すること。</p>	
<p>(19) 損益計算書</p> <p>a 最近2計算期間について記載すること。</p> <p>b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、印を付記すること。</p>	
<p>(20) 証券の上場等に関する事項</p> <p>当該届出に係る外国信託受益証券（外国信託社債券）が金融商品取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは金融商品取引業者等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該金融商品取引所又は当該金融機関若しくは金融商品取引業者等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。</p>	

<p>(21) 課税上の取扱い 利息金、売上代金等について課税上の取扱いについて記載すること。</p>	
<p>(22) 為替管理上の取扱い 利息金、償還金、売却代金等の送付についての為替管理上の取扱いについて記載すること。</p>	
<p>(23) 本邦における代理人 本邦内に住所を有する者であつて、裁判上及び裁判外において当該外国信託受益証券(当該外国信託社債券)の発行者を代理する権限を有するもの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人(第9条に規定する代理人をいう。)との関係について記載すること。</p>	
<p>(24) 裁判管轄等 当該届出に係る外国信託受益証券(外国信託社債券)に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。</p>	
<p>(25) 受託者の状況 「1 受託者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。</p>	
<p>(26) 監督官庁の概要 監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。</p>	
<p>(27) 委託者の状況 委託者が会社の場合、「(1) 会社の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。委託者が発行者(法第2条第5項に規定する発行者をいう。)と異なる場合には記載を要しない。</p>	
<p>(28) 外国信託受益証券(外国信託社債券)の様式 当該外国信託受益証券(当該外国信託社債券)の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。</p>	
<p>(29) 誌替え 提出者が、外国信託受益権の発行者である場合には、本様式中、「外国信託受益証券」とあるのは「外国信託受益権」と読み替えて記載すること。この場合において、本様式中(27)については該当はない旨を記載すること。</p>	
<p>(30) 組織再編成(公開買付け)に関する情報 外国信託受益証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け(法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。)につき外国信託受益証券をその買付け等(法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。)の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成(公開買付け)に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。</p>	

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案

現行

<p>第六号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】(2)</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）内国抵当証券に係る金融商品取引業者の名称】</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）内国抵当証券の金額】(3)</p> <p>【縦覧に供する場所】</p> <p>名称 所在地</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【内国抵当証券の基本的仕組み等】(4)</p> <p>第2【発行（売出）価額の総額】(5)</p> <p>第3【発行（売出）価格】(6)</p> <p>第4【利率】</p> <p>第5【弁済期】</p> <p>第6【利払日及び利息支払の方法】</p> <p>第7【募集の方法】</p> <p>第8【申込期間及び申込取扱場所】</p> <p>第9【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>第10【手取金の用途】(7)</p> <p>第11【内国抵当証券の番号、登記所の表示及び証券作成の年月日】</p> <p>第12【金融商品取引業者の概要】</p> <p>第13【その他】(8)</p> <p>第二部【原資産情報】</p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

<p>第1【<u>抵当権の状況</u>】</p> <p>1【<u>概況</u>】</p> <p>(1)【<u>内国抵当証券に係る法制度の概要</u>】(9)</p> <p>(2)【<u>内国抵当証券の基本的性格</u>】(10)</p> <p>(3)【<u>内国抵当証券の目的財産の沿革</u>】(11)</p> <p>(4)【<u>内国抵当証券の目的財産に関し関係を有する者</u>】(12)</p> <p>2【<u>貸付債権の概要</u>】</p> <p>(1)【<u>金融商品取引業者の貸付に係る事業の概要</u>】(13)</p> <p>(2)【<u>貸付債権の内容</u>】(14)</p> <p>(3)【<u>貸付債権の回収方法</u>】(15)</p> <p>(4)【<u>信用補充</u>】(16)</p> <p>(5)【<u>その他</u>】(17)</p> <p>3【<u>内国抵当証券保有者の権利</u>】(18)</p> <p>4【<u>貸付債権の弁済状況</u>】(19)</p> <p>第2【<u>内国抵当証券の目的財産の概要</u>】</p> <p>1【<u>内国抵当証券の目的財産の概要</u>】(20)</p> <p>2【<u>内国抵当証券の目的財産の利用及び管理状況</u>】(21)</p> <p>3【<u>内国抵当証券の目的財産の評価に関する事項</u>】(22)</p> <p>4【<u>内国抵当証券に表示される抵当権に優先する権利の内容</u>】(23)</p> <p>5【<u>抵当権の実行に係る制約</u>】(24)</p> <p>第3【<u>リスク情報</u>】(25)</p> <p>第4【<u>その他</u>】(26)</p> <p>第三部【<u>特別情報</u>】</p> <p>第1【<u>発行者の経理状況</u>】(27)</p> <p>1【<u>貸借対照表</u>】</p> <p>2【<u>損益計算書</u>】</p> <p>3【<u>株主資本等変動計算書</u>】</p> <p>第2【<u>貸付債権に係る債務者の経理の概況</u>】(28)</p> <p>1【<u>資産及び負債の状況</u>】</p> <p>2【<u>損益の状況</u>】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 記載事項のうち「第二部 原資産情報」に掲げる事項については、投資者が容易に理解できるよう、<u>図表等による表示をすることができる。</u></p> <p>b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法、条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに</p>	
---	--

<p>に、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式第三部中「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>(2) 代表者の役職氏名</p> <p>当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）</p> <p>(3) 届出の対象とした募集（売出）内国抵当証券の金額</p> <p>2 当該届出に係る募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。</p> <p>1 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。</p> <p>(4) 内国抵当証券の基本的仕組み等</p> <p>a 当該届出に係る内国抵当証券の内国抵当証券保有者の主な権利内容（利払日、弁済期限、利息支払の方法、償還の方法等）及び信用補充の形態等について、概略を簡潔に記載すること。</p> <p>b 契約等において、当該届出に係る内国抵当証券の内国抵当証券保有者保護のために一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有する特約又はその効果に変更を与える特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。</p> <p>c 当該届出に係る内国抵当証券について、発行者等が申込みにより格付（指定格付機関から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付けられている場合においてはその内容を記載すること。</p> <p>なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</p> <p>(5) 発行（売出）価額の総額</p> <p>「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。</p> <p>(6) 発行（売出）価格</p> <p>「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。</p> <p>(7) 手取金の使途</p> <p>金融商品取引業者が取得する新規発行による手取金について、その使途の内容（例えば、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、金融商品取引業者が業務を委託する者（以下「業務受託者」という。）に対する出資又は融資等）を記載すること。</p> <p>(8) その他</p>	
--	--

<p>a 申込みの方法、申込証拠金・申込手数料がある場合にはそれに関する事項、その他申込み等に関する必要な事項を記載すること。</p> <p>b 当該届出に係る募集又は売却と同時に、本邦以外の地域において当該内国抵当証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額について記載すること。</p>	
<p>(9) 内国抵当証券に係る法制度の概要</p> <p>内国抵当証券の発行の法的効果、内国抵当証券の目的財産の管理者の義務・責任等に関する適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。</p>	
<p>(10) 内国抵当証券の基本的性格</p> <p>内国抵当証券の基本的性格（譲渡の方法、内国抵当証券上の権利行使の方法）について記載すること。</p>	
<p>(11) 内国抵当証券の目的財産の沿革</p> <p>内国抵当証券の目的財産に係る抵当権の設定経緯について記載すること。</p>	
<p>(12) 内国抵当証券に關し關係を有する者</p> <p>a 貸付債権の債権者、債務者、抵当権者及び抵当権設定者、債務者に信用補充（内国抵当証券に表示される抵当権を除く。）等を行っている者及び当該貸付債権の回収の委託を受けた者についてその名称及び關係業務の内容を簡潔に記載すること。</p> <p>b 当該關係業務の業務委託者の不履行があった場合又は業務委託者が倒産した場合等の取扱い等のうち、内国抵当証券の目的財産に關し法令又は当該金銭債権に係る契約者しくは抵当権設定契約において定めがある場合には、その内容を記載すること。</p>	
<p>(13) 金融商品取引業者の貸付に係る事業の概要</p> <p>金融商品取引業者の貸付に係る事業の概要及び当該事業に影響を与える社会・経済背景等について記載すること。</p>	
<p>(14) 貸付債権の内容</p> <p>内国抵当証券に表示される貸付債権について、その発生原因、元本の償還期間、元本返済の方法、固定金利・変動金利の別及び金利等、その基本的性格について概略的に記載すること。内国抵当証券に表示される貸付債権について、信用補充がなされているものに限られている場合にはその内容を概略的に記載すること。</p>	
<p>(15) 貸付債権の回収方法</p> <p>貸付債権にかかる債務の回収の方法及び手続きについて記載すること。</p> <p>(16) 信用補充</p> <p>当該届出に係る内国抵当証券に係る債権の元本の償還等について信用補充がなされている場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(17) その他</p> <p>抵当権設定契約のうち重要事項を記載すること。</p>	
<p>(18) 内国抵当証券保有者の権利</p> <p>a 当該届出に係る内国抵当証券保有者に係る内国抵当証券及び償還金額の計算方法等について記載すること。</p> <p>b 内国抵当証券に表示される元利金受領権その他の権利に關しその内容（権利の発生及び消滅時期を</p>	

<p>(19) <u>貸付債権の弁済状況</u> 含む。)及び権利行使の手続について記載すること。 当該届出に係る内国抵当証券に表示される貸付債権について、債務者の弁済状況、履行遅滞の有無及び遅滞があった場合にはその状況について、有価証券届出書提出日の直近日及び当該提出日の直近2計算期間の末日における件数並びに金額及びその構成比を記載すること。</p>	
<p>(20) <u>内国抵当証券の目的財産の概要</u> 内国抵当証券に表示される抵当権の目的たる土地、建物又は地上権の表示、抵当権設定者及び第三取得者の氏名及び住所、抵当権の順位及び登記の年月日、当該抵当権以外の抵当権その他担保権の登記があるときは債権額、債権者の氏名及び住所並びに登記の年月日その他内国抵当証券の目的財産に係る重要事項の概要を記載すること。</p>	
<p>(21) <u>内国抵当証券の目的財産の利用及び管理状況</u> 内国抵当証券の目的財産に係る地上権、永小作権、地役権又は賃借権の登記があるときはその権利者の氏名及び住所並びに登記の年月日、登記されていない内国抵当証券の目的財産の利用権に関する契約があるときはその契約の概要（利用権の内容及び期間、利用権を有する者の氏名及び住所、契約の終了事由）、その他内国抵当証券の目的財産を占有している者の有無及び当該占有者による占有の状況並びに内国抵当証券の目的財産の管理を委託された者がある場合にはその管理者の名称又は氏名及び住所及び管理状況を記載すること。</p>	
<p>(22) <u>内国抵当証券の目的財産の評価に関する事項</u> <u>抵当証券法（昭和6年法律第15号）第11条の規定により内国抵当証券の交付を受けた時の内国抵当証券の目的財産の鑑定評価額及び届出書提出日前1年以内における鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格、その他これに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等）について記載すること。</u></p>	
<p>(23) <u>内国抵当証券に表示される抵当権に優先する権利の内容</u> 内国抵当証券に表示される抵当権に優先する権利があるときは、当該権利の内容及び被担保債権額を記載すること。</p>	
<p>(24) <u>抵当権の実行に係る制約</u> a 内国抵当証券の目的財産について、不法占有者の存在、内国抵当証券に表示される抵当権の実行に係る制約その他の重要事項がある場合には、その内容を記載すること。 b 内国抵当証券の目的財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な事実がある場合には、その内容を記載すること。</p>	
<p>(25) <u>リスク情報</u> a 届出書に記載した事項のうち、債務者に関する事項、抵当権に関する事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。 b 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。</p>	
<p>(26) <u>その他</u> 当該届出に係る内国抵当証券の目録写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合に</p>	

<p>は、その旨及び自論見書への記載箇所を記載すること。</p> <p>(27) 発行者の経理状況 「第1 発行者の経理状況」の事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第一部 企業情報」の「第5 経理の状況」に準じて記載すること。</p> <p>(28) 貸付債権に係る債務者の経理の概況 貸付債権に係る債務者が法人である場合には、最近2事業年度に係る会社法第435条第2項の貸借対照表及び損益計算書で、定時株主総会の承認を受けたもの（会社以外の法人にあっては、これらに準ずるもの）を記載すること。</p> <p>(29) 組織再編成（公開買付け）に関する情報 内国担当証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき内国担当証券をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときは、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。</p>	
--	--

<p>第13【その他】</p> <p>第二部【原簿産情報】</p> <p>第1【抵当権の状況】</p> <p>1【概況】</p> <p>(1)【外国抵当証券に係る法制度の概要】</p> <p>(2)【外国抵当証券の基本的性格】</p> <p>(3)【外国抵当証券の目的財産の沿革】</p> <p>(4)【外国抵当証券の目的財産に関し関係を有する者】</p> <p>2【貸付債権の概要】</p> <p>(1)【金融商品取引業者の貸付に係る事業の概要】</p> <p>(2)【貸付債権の内容】</p> <p>(3)【貸付債権の回収方法】</p> <p>(4)【信用補完】</p> <p>(5)【その他】</p> <p>3【外国抵当証券保有者の権利】</p> <p>(1)【外国抵当証券保有者の権利】</p> <p>(2)【課税上の取扱い】(4)</p> <p>(3)【為替管理上の取扱い】(5)</p> <p>(4)【本邦における代理人】(6)</p> <p>(5)【裁判管轄等】(7)</p> <p>4【貸付債権の弁済状況】</p> <p>第2【外国抵当証券の目的財産の概要】</p> <p>1【外国抵当証券の目的財産の概要】</p> <p>2【外国抵当証券の目的財産の利用及び管理状況】</p> <p>3【外国抵当証券の目的財産の評価に関する事項】</p> <p>4【外国抵当証券に表示される抵当権に優先する権利の内容】</p> <p>5【抵当権の実行に係る制約】</p> <p>第3【リスク情報】</p> <p>第4【その他】</p> <p>第三部【特別情報】</p> <p>第1【発行者の経理状況】(8)</p> <p>1【貸借対照表】</p> <p>2【損益計算書】</p> <p>3【株主資本等変動計算書】</p> <p>第2【貸付債権に係る債務者の経理の概況】(9)</p> <p>1【資産及び負債の状況】</p> <p>2【損益の状況】</p>	
--	--

<p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 記載事項のうち「第二部 原資産情報」に掲げる事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。</p> <p>b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、第六号の三様式「記載上の注意」(1) bに準じて記載すること。</p> <p>c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。</p> <p>d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。</p> <p>e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。</p> <p>f この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>g 有価証券届出書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の三様式の「記載上の注意」に準じて記載すること。</p> <p>(2) 外国担当証券の番号、登記所の表示及び証券作成の年月日 担当証券の番号及び登記所に類するものが存在しない場合には、証券作成の年月日のみを記載すること。</p> <p>(3) 監督官庁の概要 監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。</p> <p>(4) 課税上の取扱い 利息金等について課税上の取扱いについて記載すること。</p> <p>(5) 為替管理上の取扱い 利息金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。</p> <p>(6) 本邦における代理人 本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国担当証券の発行者を代理する権限を有するもの有無並びに当該者がいる場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人(第9条に規定する代理人をいう。)との関係について記載すること。</p> <p>(7) 裁判管轄等 当該外国担当証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。</p> <p>(8) 発行者の経理状況 「1 発行者の経理状況」の事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第6 経理の状況」に準じて記載すること。</p> <p>(9) 貸付債権に係る債務者の経理の概況 貸付債権に係る債務者が法人である場合には、最近2事業年度に係る会社法第435条第2項の貸借対照表及び損益計算書若しくはこれらに準ずるものを記載すること。</p> <p>(10) 組織再編成(公開買付け)に関する情報</p>	
--	--

<p>外国抵当証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき外国抵当証券をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第2号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。</p>	
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第六号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 関東財務局長 平成 年 月 日</p> <p>【提出日】</p> <p>【発行者名】(2)</p> <p>【代表者の役職氏名】(3)</p> <p>【主たる事務所の所在の場所】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【届出の対象とした募集(売出)内国 有価証券投資事業権利等に係る組合等の 名称】</p> <p>【届出の対象とした募集(売出)内国 有価証券投資事業権利等の金額】(4)</p> <p>【縦覧に供する場所】</p> <p>名称 所在地</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 【内国^有価証券投資事業権利等の形態等】(5)</p> <p>(3)～(14) (略)</p> <p>第二部【発行者情報】</p> <p>第1【組合等の状況】</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6【管理及び運営】</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)【出資者等の権利】(46)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3【組合等の経理状況】(55)</p> <p>1 (略)</p> <p>2【組合等の現況】(58)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>第六号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 関東財務局長 平成 年 月 日</p> <p>【提出日】</p> <p>【発行者名】(2)</p> <p>【代表者の役職氏名】(3)</p> <p>【主たる事務所の所在の場所】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【届出の対象とした募集(売出)内国組 合契約出資持分に係る組合等の名称】</p> <p>【届出の対象とした募集(売出)内国組 合契約出資持分の金額】(4)</p> <p>【縦覧に供する場所】</p> <p>名称 所在地</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 【内国組合契約出資持分の形態等】(5)</p> <p>(3)～(14) (略)</p> <p>第二部【発行者情報】</p> <p>第1【組合等の状況】</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6【管理及び運営】</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)【組合員の権利】(46)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3【組合等の経理状況】(55)</p> <p>1 (略)</p> <p>2【組合等の現況】(58)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)【投資不動産物件】(60)</p>

<p>(3) 【その他投資資産の主要なもの】(60)</p> <p>第4 【その他】(61)</p> <p>第5 【<u>内国有限証券投資事業権利等事務の概要</u>】(62)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～d (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(4) 【その他投資資産の主要なもの】(61)</p> <p>第4 【その他】(62)</p> <p>第5 【<u>内国組合契約出資持分事務の概要</u>】(63)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>なお、当該特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第3 組合等の経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>f 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする内国組合契約出資持分に係る組合等の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書（以下この様式において「継続開示書類」という。）と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したことをする。</p> <p>この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。</p> <p>g この様式中「組合等」とは、<u>投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。）</u>、<u>民法に規定する組合（民法（明治29年法律第89号）第67条第1項に規定する組合をいう。）</u>及び匿名組合（商法（明治32年法律第48号）第535条によって成立する組合をいう。）をいう。</p> <p>h 提出者が、<u>法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる回第3号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「組合等」とあるのは「会社」と、「契約又は規約」とあるのは「定款」と読み替えて記載すること。</u></p> <p>(新設)</p>
<p>e 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする内国有限証券投資事業権利等に係る組合等の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書（以下この様式において「継続開示書類」という。）と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したことをする。</p> <p>この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。</p> <p>f この様式中「組合等」とは、<u>民法（明治29年法律第89号）に規定する組合（民法第67条第1項に規定する組合契約によって成立する組合をいう。）</u>、<u>匿名組合（商法（明治32年法律第48号）第535条によって成立する組合をいう。）</u>、<u>投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。）</u>、<u>有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定する有限責任事業組合をいう。）</u>、<u>社団法人その他の出資対象事業（法第2条第2項第5号に規定するものをいう。）</u>を行う者をいう。</p> <p>g 提出者が、<u>法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる回第3号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「組合等」とあるのは「会社」と、「契約又は規約」とあるのは「定款」と読み替えて記載すること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 届出の対象とした募集（売出）内国有限証券投資事業権利等の形態及び金額</p> <p>a・b (略)</p> <p>(5) <u>内国有限証券投資事業権利等の形態等</u></p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 届出の対象とした募集（売出）内国組合契約出資持分の形態及び金額</p> <p>a・b (略)</p> <p>(5) <u>内国組合契約出資持分の形態等</u></p>

<p>a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国有価証券投資事業権利等の形態（民法に規定する組合、匿名組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合、社団法人、合資会社、合資会社及び合同会社の別等）を記載すること。</p> <p>b 当該届出に係る内国有価証券投資事業権利等について、届出組合等の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</p> <p>(6) 発行（売出）数 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国有価証券投資事業権利等の募集又は売出しことの発行数又は売出数を記載すること。</p> <p>(7) 発行（売出）価額の総額 a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国有価証券投資事業権利等の募集又は売出しこととの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b (略)</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>(13) その他 a・b (略)</p> <p>c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国有価証券投資事業権利等の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。</p> <p>(14)～(17) (略)</p> <p>(18) 組合等の機構 組合等の機構、組織、運用体制に関する内部規則、内部管理及び組合等の業務の執行に係る意思決定を監督する組織、人員及び手続並びにこれらの者の相互連携等、組合等による関係法人に対する管理体制等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。</p> <p>(19)・(20) (略)</p> <p>(21) 投資方針 組合等の運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) 運用体制 組合等の運用体制（当該運用体制に関する組織及び内部規則等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(24)～(30) (略)</p> <p>(31) その他の手数料等</p>	<p>a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国組合契約出資持分の形態（投資事業有限責任組合、民法に規定する組合、匿名組合の別等）を記載すること。</p> <p>b 当該届出に係る内国組合契約出資持分について、届出組合等の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</p> <p>(6) 発行（売出）数 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国組合契約出資持分の募集又は売出しこととの発行数又は売出数を記載すること。</p> <p>(7) 発行（売出）価額の総額 a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国組合契約出資持分の募集又は売出しこととの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b (略)</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>(13) その他 a・b (略)</p> <p>c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国組合契約出資持分の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。</p> <p>(14)～(17) (略)</p> <p>(18) 組合等の機構 組合等の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。</p> <p>(19)・(20) (略)</p> <p>(21) 投資方針 組合等の運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) 運用体制 組合等の運用体制（組織、当該運用体制に関する内部規則等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(24)～(30) (略)</p> <p>(31) その他の手数料等</p>
---	---

<p>内国¹有価証券投資事業権利等に係る手数料等のうち(28)から(30)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。</p>	<p>組合契約出資持分に係る手数料等のうち(28)から(30)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。</p>
<p>(32) (略)</p>	<p>(32) (略)</p>
<p>(33) 投資状況</p>	<p>(33) 投資状況</p>
<p>a (略)</p> <p>b 投資資産についてはその種類別(有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産(以下この様式において「その他の資産」という。))にあっては具体的な内容等による区分)及び地域別(有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別(国別又はこれに準ずる地域区分をいう。)、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別)ごとに、価格(有価証券にあっては時価、不動産にあっては契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。))、その他の資産にあっては時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率(組合等の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。)を記載すること。</p>	<p>a (略)</p> <p>b 投資資産についてはその種類別(有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産(以下この様式において「その他の資産」という。))にあっては具体的な内容等による区分)及び地域別(有価証券にあっては発行地又は上場証券取引所等の地域別(国別又はこれに準ずる地域区分をいう。)、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別)ごとに、価格(有価証券にあっては時価、不動産にあっては契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。))、その他の資産にあっては時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率(組合等の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。)を記載すること。</p>
<p>c (略)</p>	<p>c (略)</p>
<p>(34) (略)</p>	<p>(34) (略)</p>
<p>(35) 純資産等の推移</p> <p>有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10事業年度の各事業年度末について、組合等の総資産額、純資産総額及び内国¹有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各事業年度末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。</p>	<p>(35) 純資産等の推移</p> <p>有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10事業年度の各事業年度末について、組合等の総資産額、純資産総額及び内国¹組合契約出資持分1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各事業年度末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。</p>
<p>(36) 分配の推移</p> <p>有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、分配総額、内国¹有価証券投資事業権利等1単位当たりの分配の額を記載すること。</p>	<p>(36) 分配の推移</p> <p>有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、分配総額、内国¹組合契約出資持分1単位当たりの分配の額を記載すること。</p>
<p>(37)・(38) (略)</p>	<p>(37)・(38) (略)</p>
<p>(39) 資産の評価</p> <p>内国¹有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額についてその算出方法(投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。)、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。</p>	<p>(39) 資産の評価</p> <p>内国¹組合契約出資持分1単位当たりの純資産額についてその算出方法(投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。)、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。</p>
<p>(40) 申込(販売)手続等</p>	<p>(40) 申込(販売)手続等</p>
<p>a 内国¹有価証券投資事業権利等の申込みについてその手続及び受渡方法を記載すること。</p>	<p>a 内国¹組合契約出資持分の申込みについてその手続及び受渡方法を記載すること。</p>
<p>b (略)</p>	<p>b (略)</p>
<p>c 内国¹有価証券投資事業権利等1単位当たりの販売価格が内国¹有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該</p>	<p>c 内国¹組合契約出資持分1単位当たりの販売価格が内国¹組合契約出資持分1単位当たりの純資産額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し</p>

<p>該照会に関し必要な事項を記載すること。</p> <p>(41) 払戻し手続等</p> <p>a 内国¹有価証券投資事業権利等の払戻しについてその手続及び受渡方法を記載すること。</p> <p>b 内国¹有価証券投資事業権利等1単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。</p> <p>(42)～(45) (略)</p> <p>(46) 出資者等の権利</p> <p>出資者等(出資者(法第2条第2項第5号に規定される者をいう。))並びに合名会社、合資会社及び合同会社の社員をいう。以下この様式において同じ。))による総会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該内国¹有価証券投資事業権利等の払戻し請求権その他の権利に關しその内容(権利の発生及び消滅時期を含む。))及び権利行使の手続について記載すること。</p> <p>(47)～(50) (略)</p> <p>(51) 事業の内容及び営業の概況</p> <p>資産運用会社が複数の組合等に係る資産を運用している場合には、すべての組合等についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額(総額及び内国¹有価証券投資事業権利等1単位当たりの額)を記載すること。なお、やむを得ない事情によりすべての組合等について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な組合等について記載すること。</p> <p>(52)～(58) (略)</p> <p>(59) 投資有価証券の主要銘柄</p> <p>a (略)</p> <p>b 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種(株式である場合に限る。)、数量、金額(簿価、時価及びそれぞれの単価)、利率及び償還期限(債券(振替社債等(社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等をいう。))に係るものを含む。))である場合に限る。))並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別(株式である場合に限る。))の投資比率を記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(割る)</p>	<p>必要な事項を記載すること。</p> <p>(41) 払戻し手続等</p> <p>a 内国¹組合契約出資持分の払戻しについてその手続及び受渡方法を記載すること。</p> <p>b 内国¹組合契約出資持分1単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。</p> <p>(42)～(45) (略)</p> <p>(46) 組合員の権利</p> <p>組合員総会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該内国¹組合契約出資持分の払戻し請求権その他の権利に關しその内容(権利の発生及び消滅時期を含む。))及び権利行使の手続について記載すること。</p> <p>(47)～(50) (略)</p> <p>(51) 事業の内容及び営業の概況</p> <p>資産運用会社が複数の組合等に係る資産を運用している場合には、すべての組合等についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額(総額及び内国¹組合契約出資持分1単位当たりの額)を記載すること。なお、やむを得ない事情によりすべての組合等について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な組合等について記載すること。</p> <p>(52)～(58) (略)</p> <p>(59) 投資有価証券の主要銘柄</p> <p>a (略)</p> <p>b 発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種(株式である場合に限る。)、数量、金額(簿価、時価及びそれぞれの単価)、利率及び償還期限(債券(振替社債等(社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等をいう。))に係るものを含む。))である場合に限る。))並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別(株式である場合に限る。))の投資比率を記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(60) 投資不動産物件</p> <p>投資不動産について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格、契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に關して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。))がある場合には、テナントの総数、総賃料収入の合計、総賃貸面積の合計、総賃料可能面積の合計及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率、以下この様式において同じ。))の推移並びに主要な不動産の物件(一体として使用されていると認められる土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が総賃料収入の合計の10%以上を占めるもの)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が</p>
--	--

<p>(60) その他投資資産の主要なもの</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 投資資産が不動産に係る権利である場合には、当該権利については、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、総賃料収入の合計、総賃貸面積の合計、総賃貸可能面積の合計及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一体として使用されていると認められる土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が総賃料収入の合計の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が総賃貸面積の合計の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。</p> <p>d (略)</p> <p>(61) その他</p> <p>当該内国所有証券投資事業権利等の目録見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目録見書への記載箇所を記載すること。</p> <p>(62) 内国所有証券投資事業権利等事務の概要</p> <p>当該内国所有証券投資事業権利等に関し、次の事項を記載すること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 出資者等に対する特典</p> <p>c 内国所有証券投資事業権利等の譲渡制限の内容</p> <p>d その他内国所有証券投資事業権利等事務に関し投資者に示すことが必要な事項</p> <p>(63) 組織再編成（公開買付け）に関する情報</p> <p>内国所有証券投資事業権利等に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき内国所有証券投資事業権利等をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法</p>	<p>総賃貸面積の合計の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。</p> <p>(61) その他投資資産の主要なもの</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（59）b又は(60)に掲げる事項）を記載すること。</p> <p>d (略)</p> <p>(62) その他</p> <p>当該内国組合契約出資持分の目録見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目録見書への記載箇所を記載すること。</p> <p>(63) 内国組合契約出資持分事務の概要</p> <p>当該内国組合契約出資持分に関し、次の事項を記載すること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 組合員に対する特典</p> <p>c 内国組合契約出資持分の譲渡制限の内容</p> <p>d その他内国組合契約出資持分事務に関し投資者に示すことが必要な事項</p> <p>（新設）</p>
---	--

第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案

現行

第六号の六様式	第六号の三様式
【表紙】	【表紙】
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【発行者名】（2）	【発行者名】（2）
【代表者の役職氏名】（3）	【代表者の役職氏名】（3）
【主たる事務所の所在の場所】	【主たる事務所の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】（4）	【代理人の氏名又は名称】（4）
【代理人の住所又は所在地】	【代理人の住所又は所在地】
【事務連絡者氏名】（5）	【事務連絡者氏名】（5）
【連絡場所】	【連絡場所】
【電話番号】	【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）外国有価証券投資事業権利等に係る組合等の名称】	【届出の対象とした募集（売出）外国組合契約出資持分に係る組合等の名称】
【届出の対象とした募集（売出）外国有価証券投資事業権利等の金額】（6）	【届出の対象とした募集（売出）外国組合契約出資持分の金額】（6）
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）
第一部【証券情報】	第一部【証券情報】
（1）（略）	（1）（略）
（2）【外国有価証券投資事業権利等の形態等】（7）	（2）【外国組合契約出資持分の形態等】（7）
（3）～（14）（略）	（3）～（14）（略）
第二部（略）	第二部（略）
第三部【外国有価証券投資事業権利等事務の概要】（73）	第三部【外国組合契約出資持分事務の概要】（73）
第四部【特別情報】	第四部【特別情報】
第1（略）	第1（略）
第2【外国有価証券投資事業権利等の様式】（75）	第2【外国組合契約出資持分の様式】（75）
（記載上の注意）	（記載上の注意）
（1）一般的事項	（1）一般的事項
a～g（略）	a～g（略）
（削る）	<p>h 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p>

<p> <u>上</u> 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする外国有価証券投資事業権利等に係る組合等の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書（以下この様式において「継続開示書類」という。）と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したとする。 この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。 <u>上</u> この様式中「外国組合等」とは、外国の法令に基づき組合等であって、民法に規定する組合（民法第687条第1項に規定する組合契約によって成立する組合をいう。）、匿名組合（商法第535条によって成立する組合をいう。）、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。）、社団法人その他の出資対象事業（法律第2条第2項第5号に規定するものをいう。）を行う者に類する組合等をいう。 <u>上</u> 提出者が、本様式中「外国組合等」とあるのは「外国法人」と「契約又は規約」とあるのは「定款」と読み替えて記載すること。 </p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 届出の対象とした募集（売出）<u>外国有価証券投資事業権利等の形態及び金額</u> a・b (略)</p> <p>(7) <u>外国有価証券投資事業権利等の形態等</u> a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国有価証券投資事業権利等の形態（投資事業有限責任組合、民法に規定する組合及び匿名組合に類するものの別）及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b 当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等について、届出外国組合等の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</p> <p>(8) 発行（売出）数 当該届出により募集又は売出しをしようとする<u>外国有価証券投資事業権利等の募集又は売出しごとの発行数又は売出数</u>を記載すること。</p> <p>(9) 発行（売出）価額の総額 a 当該届出により募集又は売出しをしようとする<u>外国有価証券投資事業権利等の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額</u>を記載すること。</p>	<p> なお、当該特定種証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、種証券を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第3 外国組合等の経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 </p> <p> <u>上</u> 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする外国組合契約出資持分に係る組合等の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書（以下この様式において「継続開示書類」という。）と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したとする。 この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。 <u>上</u> この様式中「外国組合等」とは、外国の法令に基づき組合等であって、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。）に類する組合をいう。 </p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 届出の対象とした募集（売出）<u>外国組合契約出資持分の形態及び金額</u> a・b (略)</p> <p>(7) <u>外国組合契約出資持分の形態等</u> a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国組合契約出資持分の形態（投資事業有限責任組合、民法に規定する組合及び匿名組合に類するものの別）及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b 当該届出に係る外国組合契約出資持分について、届出外国組合等の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</p> <p>(8) 発行（売出）数 当該届出により募集又は売出しをしようとする<u>外国組合契約出資持分の募集又は売出しごとの発行数又は売出数</u>を記載すること。</p> <p>(9) 発行（売出）価額の総額 a 当該届出により募集又は売出しをしようとする<u>外国組合契約出資持分の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額</u>を記載すること。</p>
---	--

<p>(10) ~ (14) (略)</p> <p>(15) その他</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該外国有価証券投資事業権利等の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。</p> <p>(16) 主要な経営指標等の推移</p> <p>外国組合等の直近5事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について、第六号の五様式の「記載上の注意」(14)に準じて記載すること。</p> <p>(17) ~ (19) (略)</p> <p>(20) 外国組合等の機構</p> <p>外国組合等の機構(組織、運用体制に関する内部規則、内部管理及び組合等の業務の執行に係る意思決定を監督する組織、人員及び手続並びにこれらの者の相互連携等、組合等による関係法人に対する管理体制等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。</p> <p>(21) ~ (24) (略)</p> <p>(25) 投資方針</p> <p>外国組合等の運用に関する基本的態度(投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) 運用体制</p> <p>組合等の運用体制(当該運用体制に関する組織及び内部規則等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(28) ~ (34) (略)</p> <p>(35) その他の手数料等</p> <p>外国有価証券投資事業権利等に係る手数料等のうち(32)から(34)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。</p> <p>(36) (略)</p> <p>(37) 投資状況</p> <p>a (略)</p> <p>b 投資資産についてはその種類別(有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産(以下この様式において「その他の資産」という。))にあっては具体的な内容等による区分)及び地域別(有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別(国別又はこれに準ずる地域区分をいう。)、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別)ごとに、価格(有価証券にあっては時価、不動産にあっては契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。))等について記載すること。)、その他の資産にあっては時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率(外国組合等の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。))を記載すること。</p>	<p>(10) ~ (14) (略)</p> <p>(15) その他</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該外国組合契約出資持分の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。</p> <p>(16) 主要な経営指標等の推移</p> <p>外国組合等の直近5事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について、第六号の二様式の「記載上の注意」(14)に準じて記載すること。</p> <p>(17) ~ (19) (略)</p> <p>(20) 外国組合等の機構</p> <p>外国組合等の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。</p> <p>(21) ~ (24) (略)</p> <p>(25) 投資方針</p> <p>外国組合等の運用に関する基本的態度(投資態度、運用方針、運用の形態等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) 運用体制</p> <p>組合等の運用体制(組織、当該運用体制に関する内部規則等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(28) ~ (34) (略)</p> <p>(35) その他の手数料等</p> <p>組合契約出資持分に係る手数料等のうち(32)から(34)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。</p> <p>(36) (略)</p> <p>(37) 投資状況</p> <p>a (略)</p> <p>b 投資資産についてはその種類別(有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産(以下この様式において「その他の資産」という。))にあっては具体的な内容等による区分)及び地域別(有価証券にあっては発行地又は上場証券取引所等の地域別(国別又はこれに準ずる地域区分をいう。)、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別)ごとに、価格(有価証券にあっては時価、不動産にあっては契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。))等について記載すること。)、その他の資産にあっては時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率(外国組合等の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。))を記載すること。</p>
--	---

<p>c (略)</p> <p>(38) (略)</p> <p>(39) 純資産等の推移 有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10事業年度の各事業年度末について、外国組合等の総資産額、純資産総額及び外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各事業年度末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。</p> <p>(40) 分配の推移 有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、分配総額、外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの分配の額を記載すること。</p> <p>(41)・(42) (略)</p> <p>(43) 資産の評価 外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額についてその算出方法(投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。)、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。</p> <p>(44) 申込(販売)手続等 a 外国有価証券投資事業権利等の申込みについてその手続及び受渡方法を記載すること。 b (略) c 外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの販売価格が外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。</p> <p>(45) 払戻し手続等 a 外国有価証券投資事業権利等の払戻しについてその手続及び受渡方法を記載すること。 b 外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。</p> <p>(46)～(49) (略)</p> <p>(50) 出資者等の権利 出資者等(法第2条第2項第4号に規定する権利を有する者及び同項第6号に規定する権利を有する者)をいう。以下この様式において同じ。)による総会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該外国有価証券投資事業権利等の払戻し請求権その他の権利に関しその内容(権利の発生及び消滅時期を含む。)及び権利行使の手続について記載すること。</p> <p>(51) (略)</p> <p>(52) 本邦における代理人 本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国有価証券投資事業権利等の発行者を代理する権限を有するもの有無並びに当該者があつた場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人(第9条に規定する代理人をいう。)との関係について記載すること。</p> <p>(53) 裁判管轄等 当該外国有価証券投資事業権利等に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。</p> <p>(54)～(57) (略)</p>	<p>c (略)</p> <p>(38) (略)</p> <p>(39) 純資産等の推移 有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10事業年度の各事業年度末について、外国組合等の総資産額、純資産総額及び外国組合契約出資持分1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各事業年度末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。</p> <p>(40) 分配の推移 有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、分配総額、外国組合契約出資持分1単位当たりの分配の額を記載すること。</p> <p>(41)・(42) (略)</p> <p>(43) 資産の評価 外国組合契約出資持分1単位当たりの純資産額についてその算出方法(投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。)、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。</p> <p>(44) 申込(販売)手続等 a 外国組合契約出資持分の申込みについてその手続及び受渡方法を記載すること。 b (略) c 外国組合契約出資持分1単位当たりの販売価格が外国組合契約出資持分1単位当たりの純資産額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。</p> <p>(45) 払戻し手続等 a 外国組合契約出資持分の払戻しについてその手続及び受渡方法を記載すること。 b 外国組合契約出資持分1単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。</p> <p>(46)～(49) (略)</p> <p>(50) 組合員の権利 組合員総会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該外国組合契約出資持分の払戻し請求権その他の権利に関しその内容(権利の発生及び消滅時期を含む。)及び権利行使の手続について記載すること。</p> <p>(51) (略)</p> <p>(52) 本邦における代理人 本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国組合契約出資持分の発行者を代理する権限を有するもの有無並びに当該者があつた場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人(第9条に規定する代理人をいう。)との関係について記載すること。</p> <p>(53) 裁判管轄等 当該外国組合契約出資持分に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。</p> <p>(54)～(57) (略)</p>
---	--

<p>(58) 事業の内容及び営業の概況</p> <p>資産運用会社が複数の外国組合等に係る資産を運用している場合には、すべての外国組合等についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総額及び外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの額）を記載すること。なお、やむを得ない事情によりすべての外国組合等について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な外国組合等について記載すること。</p>	<p>(58) 事業の内容及び営業の概況</p> <p>資産運用会社が複数の外国組合等に係る資産を運用している場合には、すべての外国組合等についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総額及び外国組合契約出資持分1単位当たりの額）を記載すること。なお、やむを得ない事情によりすべての外国組合等について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な外国組合等について記載すること。</p>
<p>(59)～(65) (略)</p> <p>(66) 投資株式明細表</p> <p>a 投資株式については、発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、業種、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）及び投資比率を記載するとともに、業種別の投資比率を記載すること。</p> <p>b・c (略)</p>	<p>(59)～(65) (略)</p> <p>(66) 投資株式明細表</p> <p>a 投資株式については、発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、業種、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）及び投資比率を記載するとともに、業種別の投資比率を記載すること。</p> <p>b・c (略)</p>
<p>(67) 株式以外の投資有価証券明細表</p> <p>a 株式以外の有価証券については、発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別並びに公社債等の種類別及びその他の有価証券の種類別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）及び投資比率を記載すること。</p> <p>b～d (略)</p>	<p>(67) 株式以外の投資有価証券明細表</p> <p>a 株式以外の有価証券については、発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別並びに公社債等の種類別及びその他の有価証券の種類別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）及び投資比率を記載すること。</p> <p>b～d (略)</p>
<p>(68) 投資不動産明細表</p> <p>投資不動産については、所在地による地域別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、用途別、所有・それ以外の別等、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等）について記載すること。）、担保の内容及び不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。</p> <p>(69)～(71) (略)</p> <p>(72) その他</p> <p>当該外国有価証券投資事業権利等の目録見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目録見書への記載箇所を記載すること。</p>	<p>(68) 投資不動産明細表</p> <p>投資不動産については、所在地による地域別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、用途別、所有・それ以外の別等、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等）について記載すること。）、及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。</p> <p>(69)～(71) (略)</p> <p>(72) その他</p> <p>当該外国組合契約出資持分の目録見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目録見書への記載箇所を記載すること。</p>
<p>(73) 外国有価証券投資事業権利等事務の概要</p> <p>当該外国有価証券投資事業権利等に関し、次の事項を記載すること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 外国有価証券投資事業権利等の譲渡制限の内容</p>	<p>(73) 外国組合契約出資持分事務の概要</p> <p>当該外国組合契約出資持分に関し、次の事項を記載すること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 外国組合契約出資持分の譲渡制限の内容</p>

<p>e その他外国有価証券投資事業権利等事務に関し投資者に示すことが必要な事項</p> <p>(74) (略)</p> <p>(75) 当該外国有価証券投資事業権利等の様式及び券面に記載される事項の内容及び券面について記載すること。</p> <p>(76) 組織再編成(公開買付け)に関する情報</p> <p>外国有価証券投資事業権利等に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け(法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。)につき外国有価証券投資事業権利等をその買付け等(法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。)の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときは、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成(公開買付け)に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。</p>	<p>e その他外国組合契約出資持分事務に関し投資者に示すことが必要な事項</p> <p>(74) (略)</p> <p>(75) 外国組合契約出資持分の様式</p> <p>当該外国組合契約出資持分の様式及び券面に記載される事項の内容及び券面について記載すること。</p> <p>(新設)</p>
---	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第七号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書(1) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 提出会社の発行している特定種証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、「第三部 特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>g (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p>	<p>第七号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書(1) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 提出会社の発行している特定種証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、「第三部 特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>g (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第七号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書(1) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～f (略)</p> <p>g 提出会社の発行している特定種証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、「第三部 特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>h～j (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p>	<p>第七号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書(1) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～f (略)</p> <p>g 提出会社の発行している特定種証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、「第三部 特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>h～j (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第七号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書(1) (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【投資法人の詳細情報】</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5【投資法人の経理状況】</p> <p>1【財務諸表】</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)【金銭の分配に係る計算書】</u></p> <p><u>(5)【キャッシュ・フロー計算書】</u></p> <p><u>(6)【注記表】</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6・第7 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、「第二部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>f (略)</p> <p>(2)～(16) (略)</p>	<p>第七号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書(1) (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【投資法人の詳細情報】</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5【投資法人の経理状況】</p> <p>1【財務諸表】</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)【注記表】</u></p> <p><u>(5)【金銭の分配に係る計算書】</u></p> <p><u>(6)【キャッシュ・フロー計算書】</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6・第7 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、「第二部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>f (略)</p> <p>(2)～(16) (略)</p>

	<p>(2) 【情報開示の概要】</p> <p>4 【証券所有者の権利行使等】</p> <p>(1) 【証券所有者の権利】</p> <p>(2) 【証券の上場等に関する事項】</p> <p>(3) 【課税上の取扱い】</p> <p>(4) 【為替管理上の取扱い】</p> <p>(5) 【本邦における代理人】</p> <p>(6) 【裁判管轄権等】</p> <p>5 【運用状況】</p> <p>(1) 【貸付債権の状況】</p> <p> 【貸付債権の概況】</p> <p> 【損失及び延滞の状況】(2)</p> <p>(2) 【収益状況の推移】(3)</p> <p>第2 【関係法人の概況】</p> <p>1 【設立準備状況】</p> <p>2 【監督官庁の概要】</p> <p>3 【名称、資本金の額及び事業の内容】</p> <p>4 【関係業務の概要】</p> <p>5 【資本関係】</p> <p>6 【その他】(4)</p> <p>第3 【信託財産の経理状況】</p> <p>1 【主な資産の内容】平成 年 月 日</p> <p> — 貸付債権残高</p> <p> 元本相当部分</p> <p> 利息相当部分</p> <p> — 有価証券所有者への利息・配当支払基金の残高</p> <p> — 有価証券所有者への元本償還基金の残高</p> <p>2 【主な損益の内容】(第 期)自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日</p> <p> — 総収入</p> <p> 貸付債権の回収額</p> <p> うち元本返済相当部分</p> <p> 利息相当部分</p> <p> その他の手数料収入</p> <p> 信託された貸付債権の再譲渡に伴う収入</p> <p> その他</p> <p> — 総費用</p> <p> 管理報酬</p>
--	--

	<p>信用補充手数料 その他の手数料 貸付債権の貸倒償却額 うち元本相当部分 利息相当部分</p> <p>— 収入金（又は損失金）（ - - ）</p> <p>3 【収入金（又は損失金）の処理】 平成 年 月 日 貸付債権への再投資 証券所有者への利息・配当支払（又は基金への積立） 証券所有者への償還（又は基金への積立） その他</p> <p>4 【監査等の概要】 第4 【証券事務の概要】 第5 【参考情報】（5） （記載上の注意）</p> <p>（1） 一般的事項</p> <p>a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。</p> <p>b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。</p> <p>c 本邦通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を示すこと。</p> <p>d 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。</p> <p>e 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）がある場合には、本様式「第3 信託財産の経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>f この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>g 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>（2） 損失及び延滞の状況 有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号様式の「記載上の注意」(34)に準じて記載すること。</p> <p>（3） 収益状況の推移 有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号様式の「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。</p> <p>（4） その他</p>
--	---

	<p>a 有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とする信託財産にあっては、6月以内)において、関係法人について訴訟事件その他当該重要な影響を与えた事実及び重要な影響を与えることが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。</p> <p>b 上記以外については、第五号様式の「記載上の注意」(41)に準じて記載すること。</p> <p>(5) 参考情報</p> <p>当計算期間において、法第26条第1項各号(法第27条において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。</p>
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第八号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書(1) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 提出会社の発行している特定種証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、「第二部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>g～i (略)</p> <p>(2)～(16) (略)</p>	<p>第七号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書(1) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 提出会社の発行している特定種証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、「第二部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>g～i (略)</p> <p>(2)～(16) (略)</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第八号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1【管理会社の状況】</p> <p>1【概況】</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5)【管理資産の管理体制等】</p> <p>—【管理資産の関係法人】</p> <p>—【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】</p> <p>—【管理資産の管理体制】</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6【投資リスク】</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）がある場合には、本様式「第4 発行者及び関係人情報」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p>	<p>第八号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1【管理会社の状況】</p> <p>1【概況】</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5)【管理資産の関係法人】</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）がある場合には、本様式「第4 発行者及び関係人情報」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第八号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1 【管理資産の状況】</p> <p>1 【概況】</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 【管理資産の管理体制等】</p> <p>— 【管理資産の関係法人】</p> <p>— 【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】</p> <p>— 【管理資産の管理体制】</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 【投資リスク】</p> <p>第2～第5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、第八号様式の「記載上の注意」(1) eに準じて記載すること。</p> <p>f・g (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>第八号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1 【管理資産の状況】</p> <p>1 【概況】</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 【管理資産の関係法人】</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第2～第5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 提出会社の発行している特定預託証券に関し、第八号様式の「記載上の注意」(1) eに準じて記載すること。</p> <p>f・g (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案

現行

<p>第八号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>有価証券報告書 (略)</p> <p>第1【特定信託財産の状況】</p> <p>1【概況】</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)【特定信託財産の管理体制等】</p> <p>——【特定信託財産の関係法人】</p> <p>——【特定信託財産の管理及び処分に関する基本的態度】</p> <p>——【特定信託財産の管理体制】</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5【投資リスク】</p> <p>6 (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式第1中「6 特定信託財産の経理状況」の次に「7 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(2) 特定目的信託の仕組み</p> <p>a (略)</p> <p>b 資産流動化法第2条第14項に規定する資産信託流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該有価証券報告書他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。</p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>第八号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>有価証券報告書 (略)</p> <p>第1【特定信託財産の状況】</p> <p>1【概況】</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)【特定信託財産の関係法人】</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第1中「5 特定信託財産の経理状況」の次に「6 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(2) 特定目的信託の仕組み</p> <p>a (略)</p> <p>b 資産流動化法第2条第13項に規定する資産信託流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該有価証券報告書他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。</p> <p>(3)～(7) (略)</p>
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案

現行

<p>第八号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>有価証券報告書 (略)</p> <p>第1【特定信託財産の状況】</p> <p>1【概況】</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)【特定信託財産の管理体制等】</p> <p>—【特定信託財産の関係法人】</p> <p>—【特定信託財産の管理及び処分に関する基本的態度】</p> <p>—【特定信託財産の管理体制】</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5【投資リスク】</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第2～第5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式第1中「6 特定信託財産の経理状況」の次に「6の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c～g (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>第八号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>有価証券報告書 (略)</p> <p>第1【特定信託財産の状況】</p> <p>1【概況】</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)【特定信託財産の関係法人】</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第2～第5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第1中「5 特定信託財産の経理状況」の次に「5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c～g (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>
---	---

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案

現行

<p>第九号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【計算期間】 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【総覧に供する場所】 _____</p> <p>名称 _____ （所在地） _____</p>	<p>第九号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書</p> <p>【提出先】 財務（支）局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【計算期間】 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【総覧に供する場所】 _____</p> <p>名称 _____ （所在地） _____</p>
<p>第1【信託財産の状況】</p> <p>1【概況】</p> <p>(1)【信託財産に係る法制度の概要】</p> <p>(2)【信託財産の基本的性格】</p> <p>(3)【信託財産の沿革】</p> <p>(4)【信託財産の管理体制等】</p> <p>_____【信託財産の関係法人】</p> <p>_____【信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度】</p> <p>_____【信託財産の管理体制】</p> <p>2【信託財産を構成する資産の概要】</p> <p>(1)【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】</p> <p>(2)【信託財産を構成する資産の内容】</p> <p>(3)【信託財産を構成する資産の回収方法】</p> <p>3【信託の仕組み】</p> <p>(1)【信託の概要】</p> <p>_____【信託の基本的仕組み】</p> <p>_____【信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】</p> <p>_____【委託者の義務に関する事項】</p> <p>_____【その他】</p> <p>(2)【受益権】</p>	<p>第1【信託財産の状況】</p> <p>1【概況】</p> <p>(1)【信託に係る法制度の概要】</p> <p>(2)【信託財産の基本的性格】</p> <p>(3)【信託財産の沿革】</p> <p>(4)【信託財産に関し関係を有する者】</p> <p>_____【貸付債権の概要】</p> <p>(1)【委託者の貸付に係る事業の概要】</p> <p>(2)【貸付債権の内容】</p> <p>(3)【貸付債権の回収方法】</p> <p>3【管理及び運営の仕組み】</p> <p>(1)【信託財産の管理】</p> <p>(2)【信用補充】</p> <p>(3)【その他】</p> <p>4【受益権者の権利】</p> <p>5【運用状況】</p> <p>(1)【貸付債権の状況】</p> <p>(2)【収益状況の推移】(2)</p> <p>第2【関係法人の概況】</p> <p>1【名称】 資本金の額及び事業の内容】</p>

<p>(3) 【内国信託受益証券の取得者の権利】</p> <p>4 【信託財産を構成する資産の状況】</p> <p>(1) 【信託財産を構成する資産の運用（管理）の概況】</p> <p>(2) 【損失及び延滞の状況】(2)</p> <p>(3) 【収益状況の推移】(3)</p> <p>5 【投資リスク】</p> <p>6 【信託財産の経理状況】</p> <p>(1) 【貸借対照表】</p> <p>(2) 【損益計算書】</p> <p>第2 【証券事務の概要】</p> <p>第3 【受託者、委託者及び関係法人の情報】</p> <p>1 【受託者の状況】</p> <p>(1) 【受託者の概況】</p> <p>(2) 【事業の状況】</p> <p>(3) 【設備の状況】</p> <p>(4) 【経理の状況】</p> <p>(5) 【その他】(4)</p> <p>2 【委託者の状況】</p> <p>(1) 【会社の場合】</p> <p>— 【会社の概況】</p> <p>— 【事業の状況】</p> <p>— 【設備の状況】</p> <p>— 【経理の状況】</p> <p>— 【その他】(5)</p> <p>(2) 【会社以外の団体の場合】</p> <p>— 【団体の沿革】</p> <p>— 【団体の目的及び事業の内容】</p> <p>— 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】</p> <p>— 【役員の名、職名、氏名、生年月日及び職歴】</p> <p>(3) 【個人の場合】</p> <p>— 【生年月日】</p> <p>— 【本籍地】</p> <p>— 【職歴】</p> <p>— 【破産手続開始の決定の有無】</p> <p>3 【その他関係法人の概況】</p> <p>(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】</p> <p>(2) 【関係業務の概要】</p>	<p>2 【関係業務の概要】</p> <p>3 【資本関係】</p> <p>4 【役員との兼職関係】</p> <p>5 【その他】(3)</p> <p>第3 【信託財産の経理状況】</p> <p>1 【財産目録】</p> <p>2 【貸付債権信託計算書】</p> <p>第4 【発行者の経理状況】</p> <p>1 【貸借対照表】</p> <p>2 【損益計算書】</p> <p>3 【株主資本等変動計算書】</p> <p>第5 【証券事務の概要】</p> <p>第6 【参考情報】(4)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。</p> <p>b 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）がある場合には、本様式「第4 発行者の経理状況」の次に「第4 の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>d 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2) 収益状況の推移</p> <p>有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第六号様式記載上の注意(23)に準じて記載すること。</p> <p>(3) その他</p> <p>有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とする信託財産にあっては、6月以内)において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を与えた事実及び重要な影響を与えることが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(4) 参考情報</p> <p>当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。</p>
--	---

<p>(3) 【資本関係】</p> <p>(4) 【役員・監事の兼職関係】</p> <p>(5) 【その他】(5)</p> <p>第4 【参考情報】(6)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができ、この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。</p> <p>b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式第1中「6 信託財産の経理状況」の次に「6の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>d 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2) 損失及び延滞の状況</p> <p>有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(21)に準じて記載すること。</p> <p>(3) 収益状況の推移</p> <p>有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(22)に準じて記載すること。</p> <p>(4) その他</p> <p>a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあつては、6月以内)において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。</p> <p>b 上記以外については、第六号様式「記載上の注意」(30)に準じて記載すること。</p> <p>(5) その他</p> <p>a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあつては、6月以内)において、委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。</p> <p>b 上記以外については、第六号様式「記載上の注意」(30)及び(36)に準じて記載すること。</p> <p>(6) 参考情報</p> <p>当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。</p>	
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案

現行

<p>第九号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【計算期間】</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【代理人の氏名又は名称】</p> <p>【代理人の住所又は所在地】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【縦覧に供する場所】</p>	<p>（新設）</p>
<p>有価証券報告書</p> <p>関東財務局長</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>名称 _____</p> <p>（所在地） _____</p>	
<p>第1【信託財産の状況】</p> <p>1【概況】</p> <p>(1)【信託財産に係る法制度の概要】</p> <p>(2)【信託財産の基本的性格】</p> <p>(3)【信託財産の沿革】</p> <p>(4)【信託財産の管理体制等】</p> <p>_____【信託財産の関係法人】</p> <p>_____【信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度】</p> <p>_____【信託財産の管理体制】</p> <p>2【信託財産を構成する資産の概要】</p> <p>(1)【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】</p> <p>(2)【信託財産を構成する資産の内容】</p> <p>(3)【信託財産を構成する資産の回収方法】</p> <p>3【信託の仕組み】</p> <p>(1)【信託の概要】</p> <p>_____【信託の基本的仕組み】</p> <p>_____【信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】</p> <p>_____【委託者の義務に関する事項】</p> <p>_____【その他】</p> <p>(2)【受益権】</p>	

<p>(3) 【外国信託受益証券の取得者の権利】</p> <p>(4) 【情報開示の概要】</p> <p>4 【信託財産を構成する資産の状況】</p> <p>(1) 【信託財産を構成する資産の運用（管理）の概況】</p> <p>(2) 【損失及び延滞の状況】 (2)</p> <p>(3) 【収益状況の推移】 (3)</p> <p>5 【投資リスク】</p> <p>6 【信託財産の経理状況】</p> <p>(1) 【貸借対照表】</p> <p>(2) 【損益計算書】</p> <p>7 【証券所有者に関する事項】</p> <p>(1) 【証券の上場等に関する事項】</p> <p>(2) 【課税上の取扱い】</p> <p>(3) 【急務管理上の取扱い】</p> <p>(4) 【本邦における代理人】</p> <p>(5) 【裁判管轄権等】</p> <p>第2 【証券事務の概要】</p> <p>第3 【その他】</p> <p>第4 【受託者、委託者及び関係法人の情報】</p> <p>1 【受託者の状況】</p> <p>(1) 【受託者の概況】</p> <p>(2) 【事業の状況】</p> <p>(3) 【設備の状況】</p> <p>(4) 【経理の状況】</p> <p>(5) 【その他】 (4)</p> <p>2 【委託者の状況】</p> <p>(1) 【会社の場合】</p> <p> 【会社の概況】</p> <p> 【事業の状況】</p> <p> 【設備の状況】</p> <p> 【経理の状況】</p> <p> 【その他】 (5)</p> <p>(2) 【会社以外の団体の場合】</p> <p> 【団体の沿革】</p> <p> 【団体の目的及び事業の内容】</p> <p> 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】</p> <p> 【役員の名、職名、氏名、生年月日及び職歴】</p> <p>(3) 【個人の場合】</p> <p> 【生年月日】</p> <p> 【本籍地】</p>	
---	--

<p>【職歴】</p> <p>【破産手続開始の決定の有無】</p> <p>3 【その他関係法人の概況】</p> <p>(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】</p> <p>(2) 【関係業務の概要】</p> <p>(3) 【資本関係】</p> <p>(4) 【役員との兼職関係】</p> <p>(5) 【その他】(5)</p> <p>第5 【参考情報】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができ、この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならぬ。</p> <p>b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式第1中「6 信託財産の経理状況」の次に「6の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。</p> <p>d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。</p> <p>e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。</p> <p>f この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>g 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2) 損失及び延滞の状況</p> <p>有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(21)に準じて記載すること。</p> <p>(3) 収益状況の推移</p> <p>有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(22)に準じて記載すること。</p> <p>(4) その他</p> <p>第九号様式の「記載上の注意」(4)に準じて記載すること。</p> <p>(5) その他</p> <p>第九号様式の「記載上の注意」(5)に準じて記載すること。</p>	
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案

現行

<p>第九号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【計算期間】</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【縦覧に供する場所】</p> <p>第一部【原簿産情報】</p> <p>第1【抵当権の状況】</p> <p>1【概況】</p> <p>(1)【内国抵当証券に係る法制度の概要】</p> <p>(2)【内国抵当証券の基本的性格】</p> <p>(3)【内国抵当証券の目的財産の沿革】</p> <p>(4)【内国抵当証券の目的財産に関し関係を有する者】</p> <p>2【貸付債権の概要】</p> <p>(1)【金融商品取引業者の貸付に係る事業の概要】</p> <p>(2)【貸付債権の内容】</p> <p>(3)【貸付債権の回収方法】</p> <p>(4)【信用補充】</p> <p>(5)【その他】</p> <p>3【内国抵当証券保有者の権利】</p> <p>4【貸付債権の弁済状況】</p> <p>第2【内国抵当証券の目的財産の概況】</p> <p>1【内国抵当証券の目的財産の概要】</p> <p>2【内国抵当証券の目的財産の利用及び管理状況】</p>	<p>(新設)</p>
---	-------------

<p>3【内国抵当証券の目的財産の評価に関する事項】</p> <p>4【内国抵当証券に表示される抵当権に優先する権利の内容】</p> <p>5【<u>抵当権の実行に係る制約</u>】</p> <p>第3【<u>リスク情報</u>】</p> <p>第4【<u>その他</u>】</p> <p>第二部【<u>特別情報</u>】</p> <p>第1【<u>発行者の経理状況</u>】</p> <p>1【<u>貸借対照表</u>】</p> <p>2【<u>損益計算書</u>】</p> <p>3【<u>株主資本等変動計算書</u>】</p> <p>第2【<u>貸付債権に係る債務者の経理の概況</u>】</p> <p>1【<u>資産及び負債の状況</u>】</p> <p>2【<u>損益の状況</u>】</p> <p>第3【<u>参考情報</u>】(2)</p> <p>〔記載上の注意〕</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。</p> <p>b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）がある場合には、本様式第二部中「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>d 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2) 参考情報</p> <p>当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。</p>	
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案

現行

<p>第九号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【計算期間】</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【縦覧に供する場所】</p> <p>第一部【原簿産情報】</p> <p>第1【抵当権の状況】</p> <p>1【概況】</p> <p>(1)【外国抵当証券に係る法制度の概要】</p> <p>(2)【外国抵当証券の基本的性格】</p> <p>(3)【外国抵当証券の目的財産の沿革】</p> <p>(4)【外国抵当証券の目的財産に関し関係を有する者】</p> <p>2【貸付債権の概要】</p> <p>(1)【金融商品取引業者の貸付に係る事業の概要】</p> <p>(2)【貸付債権の内容】</p> <p>(3)【貸付債権の回収方法】</p> <p>(4)【信用補充】</p> <p>(5)【その他】</p> <p>3【外国抵当証券保有者の権利】</p> <p>(1)【外国抵当証券保有者の権利】</p> <p>(2)【課税上の取扱い】</p> <p>(3)【為替管理上の取扱い】</p> <p>(4)【本邦における代理人】</p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

<p>(5) 【裁判管轄等】</p> <p>4 【貸付債権の弁済状況】</p> <p>第2 【外国担当証券の目的財産の概況】</p> <p>1 【外国担当証券の目的財産の概要】</p> <p>2 【外国担当証券の目的財産の利用及び管理状況】</p> <p>3 【外国担当証券の目的財産の評価に関する事項】</p> <p>4 【外国担当証券に表示される抵当権に優先する権利の内容】</p> <p>5 【抵当権の実行に係る制約】</p> <p>第3 【リスク情報】</p> <p>第4 【その他】</p> <p>第二部 【特別情報】</p> <p>第1 【発行者の経理状況】</p> <p>1 【貸借対照表】</p> <p>2 【損益計算書】</p> <p>3 【株主資本等変動計算書】</p> <p>第2 【貸付債権に係る債務者の経理の概況】</p> <p>1 【資産及び負債の状況】</p> <p>2 【損益の状況】</p> <p>第3 【参考情報】 (2)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができ、</p> <p>b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）がある場合には、本様式第二部中「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>d 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2) 参考情報</p> <p>当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。</p>	
---	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第111号）（第二条関係）

改正案

現行

第九号の五様式	第九号の二様式
<p>【表紙】</p>	<p>【表紙】</p>
<p>【提出書類】</p>	<p>【提出書類】</p>
<p>有価証券報告書 (略)</p>	<p>有価証券報告書 (略)</p>
<p>第1【組合等の状況】</p>	<p>第1【組合等の状況】</p>
<p>1～5 (略)</p>	<p>1～5 (略)</p>
<p>6【管理及び運営】</p>	<p>6【管理及び運営】</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(3)【出資者等の権利】</p>	<p>(3)【組合員の権利】</p>
<p>第2～第4 (略)</p>	<p>第2～第4 (略)</p>
<p>(記載上の注意)</p>	<p>(記載上の注意)</p>
<p>(1) 一般的事項</p>	<p>(1) 一般的事項</p>
<p>a～d (略)</p>	<p>a～d (略)</p>
<p>(削る)</p>	
<p>e 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の五様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p>	<p>e 提出者の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式「第3 組合等の経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p>
<p>(2) 組合等の出資総額</p>	<p>f 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p>
<p>有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の五様式「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。</p>	<p>有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の二様式「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。</p>
<p>(3) その他</p>	<p>(3) その他</p>
<p>a (略)</p>	<p>a (略)</p>
<p>b a以外については、第六号の五様式「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。</p>	<p>b a以外については、第六号の二様式「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。</p>
<p>(4) 投資状況</p>	<p>(4) 投資状況</p>
<p>有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の五様式「記載上の注意」(33)に準じて記載すること。</p>	<p>有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の二様式「記載上の注意」(33)に準じて記載すること。</p>
<p>(5) 純資産等の推移</p>	<p>(5) 純資産等の推移</p>
<p>有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3事業年度の各事業年度末について、第六号の五様式「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。</p>	<p>有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3事業年度の各事業年度末について、第六号の二様式「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。</p>
<p>(6) 分配の推移</p>	<p>(6) 分配の推移</p>
<p>有価証券報告書提出日の直近3事業年度について、第六号の五様式「記載上の注意」(36)に準じて記</p>	<p>有価証券報告書提出日の直近3事業年度について、第六号の二様式「記載上の注意」(36)に準じて記</p>

<p>載すること。</p> <p>(7) 自己資本利益率（収益率）の推移 有価証券報告書提出日の直近3事業年度について、<u>第六号の五様式「記載上の注意」</u> (37)に準じて記載すること。</p> <p>(8) 販売及び払戻の実績 有価証券報告書提出日の直近3事業年度について、<u>第六号の五様式「記載上の注意」</u> (38)に準じて記載すること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 大株主の状況 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の五様式「記載上の注意」</u> (49)に準じて記載すること。</p> <p>(11) 役員の状況 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の五様式「記載上の注意」</u> (50)に準じて記載すること。</p> <p>(12)～(14) (略)</p>	<p>載すること。</p> <p>(7) 自己資本利益率（収益率）の推移 有価証券報告書提出日の直近3事業年度について、<u>第六号の二様式「記載上の注意」</u> (37)に準じて記載すること。</p> <p>(8) 販売及び払戻の実績 有価証券報告書提出日の直近3事業年度について、<u>第六号の二様式「記載上の注意」</u> (38)に準じて記載すること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 大株主の状況 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の二様式「記載上の注意」</u> (49)に準じて記載すること。</p> <p>(11) 役員の状況 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の二様式「記載上の注意」</u> (50)に準じて記載すること。</p> <p>(12)～(14) (略)</p>
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>第九号の六様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1 【外国組合等の状況】 (略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 【管理及び運営】 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 【出資者等の権利等】 【出資者等の権利】 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4 【外国有価証券投資事業権利等事務の概要】</p> <p>第5・第6 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～g (略) (別添)</p> <p>上 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、<u>第六号の六様式</u>の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2) 外国組合等の出資総額 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の六様式</u>「記載上の注意」(21)に準じて記載すること。</p> <p>(3) その他 a (略)</p> <p>b a以外については、<u>第六号の六様式</u>「記載上の注意」(24)に準じて記載すること。</p> <p>(4) 投資状況 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の六様式</u>「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。</p> <p>(5) 純資産等の推移</p>	<p>第九号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1 【外国組合等の状況】 (略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 【管理及び運営】 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 【組合員の権利等】 【組合員の権利】 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4 【外国組合契約出資持分事務の概要】</p> <p>第5・第6 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～g (略)</p> <p>ハ 提出者の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式「第3 外国組合等の経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>上 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、<u>第六号の三様式</u>の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2) 外国組合等の出資総額 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の三様式</u>「記載上の注意」(21)に準じて記載すること。</p> <p>(3) その他 a (略)</p> <p>b a以外については、<u>第六号の三様式</u>「記載上の注意」(24)に準じて記載すること。</p> <p>(4) 投資状況 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の三様式</u>「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。</p> <p>(5) 純資産等の推移</p>

<p>有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3事業年度の各事業年度末について、<u>第六号の六様式</u>「記載上の注意」(39)に準じて記載すること。</p>	<p>有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3事業年度の各事業年度末について、<u>第六号の三様式</u>「記載上の注意」(39)に準じて記載すること。</p>
<p>(6) 分配の推移 有価証券報告書提出日の直近日3事業年度について、<u>第六号の六様式</u>「記載上の注意」(40)に準じて記載すること。</p>	<p>(6) 分配の推移 有価証券報告書提出日の直近日3事業年度について、<u>第六号の三様式</u>「記載上の注意」(40)に準じて記載すること。</p>
<p>(7) 自己資本利益率(収益率)の推移 有価証券報告書提出日の直近日3事業年度について、<u>第六号の六様式</u>「記載上の注意」(41)に準じて記載すること。</p>	<p>(7) 自己資本利益率(収益率)の推移 有価証券報告書提出日の直近日3事業年度について、<u>第六号の三様式</u>「記載上の注意」(41)に準じて記載すること。</p>
<p>(8) 販売及び払戻しの実績 有価証券報告書提出日の直近日3事業年度について、<u>第六号の六様式</u>「記載上の注意」(42)に準じて記載すること。</p>	<p>(8) 販売及び払戻しの実績 有価証券報告書提出日の直近日3事業年度について、<u>第六号の三様式</u>「記載上の注意」(42)に準じて記載すること。</p>
<p>(9) (略)</p>	<p>(9) (略)</p>
<p>(10) 大株主の状況 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の六様式</u>「記載上の注意」(56)に準じて記載すること。</p>	<p>(10) 大株主の状況 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の三様式</u>「記載上の注意」(56)に準じて記載すること。</p>
<p>(11) 役員の状態 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の六様式</u>「記載上の注意」(57)に準じて記載すること。</p>	<p>(11) 役員の状態 有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の三様式</u>「記載上の注意」(57)に準じて記載すること。</p>
<p>(12)～(14) (略)</p>	<p>(12)～(14) (略)</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第十号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書(1) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 提出会社の発行している特定種証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、最近2事業年度における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。</p> <p>g (略)</p> <p>(2)～(15) (略)</p>	<p>第十号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書(1) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 提出会社の発行している特定種証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、最近2事業年度における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。</p> <p>g (略)</p> <p>(2)～(15) (略)</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第十号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書(1) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a・f (略)</p> <p>g 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) f に準じて記載すること。</p> <p>h～j (略)</p> <p>(2)～(9) (略)</p>	<p>第十号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書(1) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a・f (略)</p> <p>g 提出会社の発行している特定預託証券に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) f に準じて記載すること。</p> <p>h～j (略)</p> <p>(2)～(9) (略)</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第十号の三様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書(1) (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 【投資法人の経理状況】(13) (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 【中間キャッシュ・フロー計算書】(16) (5) 【中間注記表】(16-2)</p> <p>5 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～d (略)</p> <p>e 提出会社の発行している特定種証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、最近2事業年度における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務諸表について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認めらるる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。</p> <p>f (略)</p> <p>(2)～(15-2) (略) (削る)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(16-2) 中間注記表 当該計算期間及び前計算期間に係る中間注記表（中間計算期間に係る注記表をいう。）を記載すること。</p> <p>と。 なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書及び投資主資本等変動計算書に関連する注記を記載すること。</p> <p>(17) (略)</p>	<p>第十号の三様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書(1) (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 【投資法人の経理状況】(13) (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 【中間注記表】(15-3) (5) 【中間キャッシュ・フロー計算書】(16)</p> <p>5 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～d (略)</p> <p>e 提出会社の発行している特定種証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、最近2事業年度における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務諸表について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認めらるる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。</p> <p>f (略)</p> <p>(2)～(15-2) (略) (15-3) 中間注記表 当該計算期間及び前計算期間に係る中間注記表（中間計算期間に係る注記表をいう。）を記載すること。</p> <p>と。 なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書及び投資主資本等変動計算書に関連する注記を記載すること。</p> <p>(16) (略) (新設)</p> <p>(17) (略)</p>

	<p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。</p> <p>b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。</p> <p>c 本邦通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を示すこと。</p> <p>d 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。</p> <p>e 提出会社の発行している特定預託証券に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1)dに準じて記載すること。</p> <p>f この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>g 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2) 損失及び延滞の状況 半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号様式の記載上の注意(34)に準じて記載すること。</p> <p>(3) 収益状況の推移 半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第五号様式の記載上の注意(35)に準じて記載すること。</p> <p>(4) その他 半期報告書提出前6月以内において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を与えた事実及び重要な影響を与えることが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(5) 信託財産の経理の概況 半期報告書の提出日の直近日現在における当該信託財産の経理の概況について第五号様式の記載上の注意に準じて記載すること。</p>
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第十一号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書(1) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、第十号の三様式の「記載上の注意」(1)eに準じて記載すること。</p> <p>g・h (略)</p> <p>(2)～(14) (略)</p>	<p>第十号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書(1) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 提出会社の発行している特定預託証券に関し、第十号の三様式の「記載上の注意」(1)eに準じて記載すること。</p> <p>g・h (略)</p> <p>(2)～(14) (略)</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第十一号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出会社の発行している特定種証券等に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) d に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p>	<p>第十一号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出会社の発行している特定種証券等に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) d に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第十一号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 提出会社の発行している特定種証券等に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) d に準じて記載すること。</p> <p>f・g (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p>	<p>第十一号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 提出会社の発行している特定種証券等に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) d に準じて記載すること。</p> <p>f・g (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第十一号の四様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p>半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 提出会社の発行している<u>特定預証証券</u>に関し、第十号様式「記載上の注意」(1)dに準じて記載すること。 c・d (略)</p> <p>(2) 特定目的信託の仕組み a (略) b 資産流動化法第2条第14項に規定する資産信託流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該半期報告書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。 (3)～(11) (略)</p>	<p>第十一号の四様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p>半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 提出会社の発行している<u>特定預証証券</u>に関し、第十号様式「記載上の注意」(1)dに準じて記載すること。 c・d (略)</p> <p>(2) 特定目的信託の仕組み a (略) b 資産流動化法第2条第13項に規定する資産信託流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該半期報告書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。 (3)～(11) (略)</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第十一号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) d に準じて記載すること。</p> <p>f・g (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>第十一号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 提出会社の発行している特定預託証券に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) d に準じて記載すること。</p> <p>f・g (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案

現行

<p>第十二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【計算期間】</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【総覧に供する場所】</p>	<p>第十二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【計算期間】</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【総覧に供する場所】</p>
<p>1 【信託財産を構成する資産の状況】</p> <p>（1）【信託の仕組み】</p> <p>（2）【信託財産を構成する資産の運用（管理）の概況】</p> <p>（3）【損失及び延滞の状況】（2）</p> <p>（4）【収益状況の推移】（3）</p> <p>2 【投資リスク】</p> <p>3 【信託財産の経理状況】（4）</p> <p>（1）【中間貸借対照表】（5）</p> <p>（2）【中間損益計算書】（6）</p> <p>4 【受託者、委託者及び関係法人の情報】</p> <p>（1）【受託者の状況】（7）</p> <p>（2）【委託者の状況】（8）</p> <p>（3）【会社の場合】</p> <p>イ 【会社の概況】</p>	<p>1 【信託財産の運用状況】</p> <p>（1）【貸付債権の状況】</p> <p>（2）【収益状況の推移】（2）</p> <p>2 【関係法人の概況】</p> <p>（1）【名称、資本金の額及び事業の内容】</p> <p>（2）【関係業務の概要】</p> <p>（3）【資本関係】</p> <p>（4）【役員兼職関係】</p> <p>（5）【その他】（3）</p> <p>3 【信託財産の経理の概況】（4）</p> <p>【財産目録】</p> <p>4 【発行者の経理の概況】（5）</p> <p>（1）【資産及び負債の状況】</p> <p>（2）【損益の状況】</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>（1） 一般的事項</p> <p>a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。</p> <p>b 提出会社の発行している特定預託証券に関し、第十号様式の「記載上の注意」（1）dに準じて記載すること。</p>

<p>ロ【事業の状況】</p> <p>ハ【設備の状況】</p> <p>ニ【経理の状況】</p> <p>ホ【その他】(10)</p> <p>【会社以外の団体の場合】</p> <p>イ【団体の沿革】</p> <p>ロ【団体の目的及び事業の内容】</p> <p>ハ【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】</p> <p>ニ【役員の名、職名、氏名、生年月日及び職歴】</p> <p>【個人の場合】</p> <p>イ【生年月日】</p> <p>ロ【本籍地】</p> <p>ハ【職歴】</p> <p>ニ【破産手続開始の決定の有無】</p> <p>(3)【その他関係法人の概況】</p> <p>【名称、資本金の額及び事業の内容】</p> <p>【関係業務の概要】</p> <p>【資本関係】</p> <p>【役員との兼職関係】</p> <p>【その他】(10)</p> <p>5【参考情報】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。</p> <p>b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式中「3 信託財産の経理状況」の次に「3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>d 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2) 損失及び延滞の状況</p> <p>半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(21)に準じて記載すること。</p> <p>(3) 収益状況の推移</p> <p>半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(22)に準</p>	<p>c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>d 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2) 収益状況の推移</p> <p>半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第六号様式の記載上の注意(23)に準じて記載すること。</p> <p>(3) その他</p> <p>半期報告書提出日前6月以内において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を与えることが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(4) 信託財産の経理の概況</p> <p>半期報告書提出日の直近日現在における当該信託財産の経理の概況について第六号様式の記載上の注意に準じて記載すること。</p> <p>(5) 発行者の経理の概況</p> <p>発行者の当該期間における経理の概況について第六号様式の記載上の注意に準じて記載すること。</p>
---	--

<p>じて記載すること。</p> <p>(4) 信託財産の経理状況 中間財務諸表について、第六号様式の「記載上の注意」(24)に準じて記載すること。</p> <p>(5) 中間貸借対照表 当該計算期間及び前計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。）を記載すること。</p> <p>(6) 中間損益計算書 当該計算期間及び前計算期間に係る中間損益計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。）を記載すること。</p> <p>(7) 受託者の状況 「 受託者の概況」から「 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。</p> <p>(8) その他 a 半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該特定信託財産に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b 上記以外については、第六号様式「記載上の注意」(31)に準じて記載すること。</p> <p>(9) 委託者の状況 委託者が会社の場合、「イ 会社の概況」から「ニ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。委託者が発行者（法第2条第5項に規定する発行者をいう。）と異なる場合には記載を要しない。</p> <p>(10) その他 半期報告書提出日前6月以内において、委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。</p>	
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案

現行

<p>第十二号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【計算期間】</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【代理人の氏名又は名称】</p> <p>【代理人の住所又は所在地】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【縦覧に供する場所】</p> <p>1 【信託財産を構成する資産の状況】</p> <p> (1) 【信託財産の仕組み】</p> <p> (2) 【信託財産を構成する資産の運用（管理）の概況】</p> <p> (3) 【損失及び延滞の状況】(2)</p> <p> (4) 【収益状況の推移】(3)</p> <p>2 【投資リスク】</p> <p>3 【信託財産の経理状況】</p> <p> (1) 【中間貸借対照表】</p> <p> (2) 【中間損益計算書】</p> <p>4 【受託者、委託者及び関係法人の情報】</p> <p> (1) 【受託者の状況】</p> <p> 【受託者の概況】</p> <p> 【事業の状況】</p> <p> 【設備の状況】</p> <p> 【経理の状況】</p> <p> 【その他】(4)</p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

<p>(2) 【委託者の状況】</p> <p> — 【会社の場合】</p> <p> イ【会社の概況】</p> <p> ロ【事業の状況】</p> <p> ハ【設備の状況】</p> <p> ニ【経理の状況】</p> <p> ホ【その他】(5)</p> <p> — 【会社以外の団体の場合】</p> <p> イ【団体の沿革】</p> <p> ロ【団体の目的及び事業の内容】</p> <p> ハ【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】</p> <p> ニ【役員の名、職名、氏名、生年月日及び職歴】</p> <p> — 【個人の場合】</p> <p> イ【生年月日】</p> <p> ロ【本籍地】</p> <p> ハ【職歴】</p> <p> ニ【破産手続開始の決定の有無】</p> <p>(3) 【その他関係法人の概況】</p> <p> — 【名称、資本金の額及び事業の内容】</p> <p> — 【関係業務の概要】</p> <p> — 【資本関係】</p> <p> — 【役員の兼職関係】</p> <p> — 【その他】(5)</p> <p>5 【参考情報】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p> a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。</p> <p> b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。</p> <p> c 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。</p> <p> d 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。</p> <p> e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式中「3 信託財産の経理状況」の次に「3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令</p>	
---	--

<p>第十二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>「この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。」</p> <p>g. 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の二様式及び第十二号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2) 損失及び延滞の状況 半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(21)に準じて記載すること。</p> <p>(3) 収益状況の推移 半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。</p> <p>(4) その他 第十二号様式の「記載上の注意」(8)に準じて記載すること。</p> <p>(5) その他 第十二号様式の「記載上の注意」(10)に準じて記載すること。</p>	
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案

現行

<p>第十二号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【計算期間】</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【総覧に供する場所】</p> <p>第1 【貸付債権の状況】</p> <p>1 【貸付債権の内容】</p> <p>2 【貸付債権の弁済状況】</p> <p>第2 【内国抵当証券の目的財産の状況】</p> <p>1 【内国抵当証券の目的財産の利用及び管理状況】</p> <p>2 【内国抵当証券の目的財産の評価に関する事項】</p> <p>3 【内国抵当証券に表示される抵当権に優先する権利の内容】</p> <p>4 【抵当権の実行に係る制約】</p> <p>5 【内国抵当証券の目的財産に關し關係を有する者】</p> <p>第3 【発行者の経理状況】（2）</p> <p>1 【中間貸借対照表】</p> <p>2 【中間損益計算書】</p> <p>3 【中間株主資本等変動計算書】</p> <p>第4 【貸付債権に係る債務者の経理の概況】（3）</p> <p>1 【資産及び負債の状況】</p> <p>2 【損益の状況】</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>（1） 一般的事項</p> <p>a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができ。</p>	<p>（新設）</p>
---	-------------

<p>b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）がある場合には、本様式「第4 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>d 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2) 発行者の経理状況</p> <p>「第3 発行者の経理状況」の事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第5 経理の状況」に準じて記載すること。</p> <p>(3) 貸付債権に係る債務者の経理の概況</p> <p>貸付債権に係る債務者が法人である場合には、事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の主な資産及び負債の状況並びに当該期間における損益の状況について記載すること。</p>	
---	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案

現行

<p>第十二号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【計算期間】</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【総覧に供する場所】</p> <p>第1 【貸付債権の状況】</p> <p>1 【貸付債権の内容】</p> <p>2 【貸付債権の弁済状況】</p> <p>第2 【外国担当証券の目的財産の状況】</p> <p>1 【外国担当証券の目的財産の利用及び管理状況】</p> <p>2 【外国担当証券の目的財産の評価に関する事項】</p> <p>3 【外国担当証券に表示される抵当権に優先する権利の内容】</p> <p>4 【抵当権の実行に係る制約】</p> <p>5 【外国担当証券の目的財産に關し關係を有する者】</p> <p>第3 【発行者の経理状況】（2）</p> <p>1 【中間貸借対照表】</p> <p>2 【中間損益計算書】</p> <p>3 【中間株主資本等変動計算書】</p> <p>第4 【貸付債権に係る債務者の経理の概況】（3）</p> <p>1 【資産及び負債の状況】</p> <p>2 【損益の状況】</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>（1） 一般的事項</p> <p>a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができ、</p>	<p>（新設）</p>
---	-------------

<p>b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）がある場合には、本様式「第4 貸付債権に係る債務者の経営の概況」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</p> <p>d 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2) 発行者の経営状況</p> <p>「第3 発行者の経営状況」の事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第十号様式「第一部 企業情報」の「第6 経営の状況」に準じて記載すること。</p> <p>(3) 貸付債権に係る債務者の経営状況</p> <p>貸付債権に係る債務者が法人である場合には、事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の主な資産及び負債の状況並びに当該期間における損益の状況について記載すること。</p>	
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十一号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>第十二号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～d (略)</p> <p>(削る)</p> <p>② 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の五様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 組合等の出資総額 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の五様式「記載上の注意」(18)に準じて記載すること。</p> <p>(4) その他 a (略) b a以外については、第六号の五様式「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。</p> <p>(5) 純資産等の推移 半期報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末について、第六号の五様式「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。</p> <p>(6) 分配の推移 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の五様式「記載上の注意」(36)に準じて記載すること。</p> <p>(7) 自己資本利益率（収益率）の推移 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の五様式「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。</p> <p>(8) 販売及び払戻しの実績 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の五様式「記載上の注意」(38)に準じて記載すること。</p>	<p>第十二号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～d (略)</p> <p>③ 提出者の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、最近2事業年度における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。</p> <p>④ 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 組合等の出資総額 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の二様式「記載上の注意」(18)に準じて記載すること。</p> <p>(4) その他 a (略) b a以外については、第六号の二様式「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。</p> <p>(5) 純資産等の推移 半期報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末について、第六号の二様式「記載上の注意」(35)に準じて記載すること。</p> <p>(6) 分配の推移 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の二様式「記載上の注意」(36)に準じて記載すること。</p> <p>(7) 自己資本利益率（収益率）の推移 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の二様式「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。</p> <p>(8) 販売及び払戻しの実績 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の二様式「記載上の注意」(38)に準じて記載すること。</p>

<p>(9) (略)</p>	<p>(9) (略)</p>
<p>(10) 大株主の状況 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の五様式</u>「記載上の注意」(49)に準じて記載すること。</p>	<p>(10) 大株主の状況 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の二様式</u>「記載上の注意」(49)に準じて記載すること。</p>
<p>(11) 役員の状態 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の五様式</u>「記載上の注意」(50)に準じて記載すること。</p>	<p>(11) 役員の状態 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の二様式</u>「記載上の注意」(50)に準じて記載すること。</p>
<p>(12) 組合等の経理状況 中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成に関する規則第1条に規定する中間財務諸表をいう。)について、<u>第六号の五様式</u>「記載上の注意」(55)に準じて記載すること。</p>	<p>(12) 組合等の経理状況 中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成に関する規則第1条に規定する中間財務諸表をいう。)について、<u>第六号の二様式</u>「記載上の注意」(55)に準じて記載すること。</p>
<p>(13)・(14) (略)</p>	<p>(13)・(14) (略)</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第111号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第十二号の六様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～g (略)</p> <p>(削る)</p> <p>上 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の六様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 外国組合等の出資総額 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の六様式「記載上の注意」(21)に準じて記載すること。</p> <p>(4) その他 a (略) b a 以外については、第六号の六様式「記載上の注意」(24)に準じて記載すること。</p> <p>(5) 純資産等の推移 半期報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末について、第六号の六様式「記載上の注意」(39)に準じて記載すること。</p> <p>(6) 分配の推移 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の六様式「記載上の注意」(40)に準じて記載すること。</p> <p>(7) 自己資本利益率（収益率）の推移 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の六様式「記載上の注意」(41)に準じて記載すること。</p> <p>(8) 販売及び買入の実績 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の六様式「記載上の注意」(42)に準じて記載すること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 大株主の状況 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の六様式「記載上の注意」(56)に準じて記載</p>	<p>第十二号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～g (略)</p> <p>上 提出者の発行している特定種証券に關し、第十二号の二様式「記載上の注意」(1)に準じて記載すること。</p> <p>上 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 外国組合等の出資総額 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の三様式「記載上の注意」(21)に準じて記載すること。</p> <p>(4) その他 a (略) b a 以外については、第六号の三様式「記載上の注意」(24)に準じて記載すること。</p> <p>(5) 純資産等の推移 半期報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末について、第六号の三様式「記載上の注意」(39)に準じて記載すること。</p> <p>(6) 分配の推移 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の三様式「記載上の注意」(40)に準じて記載すること。</p> <p>(7) 自己資本利益率（収益率）の推移 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の三様式「記載上の注意」(41)に準じて記載すること。</p> <p>(8) 販売及び買入の実績 半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の三様式「記載上の注意」(42)に準じて記載すること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 大株主の状況 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の三様式「記載上の注意」(56)に準じて記載</p>

<p>すること。</p> <p>(11) 役員の状態 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の六様式「記載上の注意」</u>(57)に準じて記載すること。</p> <p>(12) 組合等の経理状況 半期報告書提出日現在の直近日現在における当該外国組合等の経理の概況について、<u>第六号の六様式「記載上の注意」</u>(62)に準じて記載すること。</p>	<p>すること。</p> <p>(11) 役員の状態 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、<u>第六号の三様式「記載上の注意」</u>(57)に準じて記載すること。</p> <p>(12) 組合等の経理状況 半期報告書提出日現在の直近日現在における当該外国組合等の経理の概況について、<u>第六号の三様式「記載上の注意」</u>(62)に準じて記載すること。</p>
---	---

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第十五号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】(7)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2【<u>投資法人債券（短期投資法人債を除く。）</u>】</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態 発行登録による募集又は売出しを予定している内国投資証券の形態（投資証券、投資法人債券（<u>短期投資法人債を除く。</u>）の別等）を記載すること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。</p> <p>(7)・(8) (略)</p>	<p>第十五号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】(7)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2【<u>投資法人債券</u>】</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態 発行登録による募集又は売出しを予定している内国投資証券の形態（投資証券、投資法人債券の別等）を記載すること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する証券取引所又は証券業協会について記載すること。</p> <p>(7)・(8) (略)</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案

現行

<p>第十五号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【発行登録の対象とした募集（売出）短期投資法人債に係る投資法人の名称】</p> <p>【発行予定期間】</p> <p>【発行限度額】（1）</p> <p>【縦覧に供する場所】</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【募集要項】</p> <p>1【短期投資法人債】</p> <table border="1" data-bbox="391 190 534 1030"> <tr> <td>バックアップラインの設定金融機関</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>バックアップラインの設定内容</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取得格付</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第2【その他の記載事項】（2）</p> <p>第二部【参照情報】</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【有価証券報告書及びその添付書類】</p>	バックアップラインの設定金融機関				バックアップラインの設定内容				取得格付				<p>（新設）</p>
バックアップラインの設定金融機関													
バックアップラインの設定内容													
取得格付													

<p>事業年度 第 期（自平成 年 月 日至平成 年 月 日）平成 年 月 日に関東財務局長に提出</p>	
<p>2【半期報告書】 事業年度 第 期中（自平成 年 月 日至平成 年 月 日）平成 年 月 日に関東財務局長に提出</p>	
<p>3【臨時報告書】 1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成 年 月 日）までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出</p>	
<p>4【訂正報告書】 訂正報告書（上記 の訂正報告書）を平成 年 月 日に関東財務局長に提出</p>	
<p>第2【参照書類の補充情報】</p>	
<p>第3【参照書類を縦覧に供している場所】 名称 所在地</p>	
<p>（記載上の注意） 次に掲げるものを除き、第十五号様式に準じて記載すること。</p>	
<p>(1) 発行限度額 本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期投資法人債の上限額を記載すること。</p>	
<p>(2) その他の記載事項 提出者が法第27条において準用する法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示すこと。</p>	

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第十六号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】(8)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2【外国投資法人債券(短期外債を除く。)]】</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 本邦通貨以外の通貨建てを本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。</p> <p>(2) 代理人の氏名又は名称</p> <p>本邦内に住所を有する者であつて、発行登録書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この(2)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)</p> <p>(3) 発行登録の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態</p> <p>発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の形態(外国投資証券、外国投資法人債券(短期外債を除く。))の別等)を記載すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 縦覧に供する場所</p> <p>公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。</p> <p>(8)・(9) (略)</p>	<p>第十六号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】(8)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2【外国投資法人債券】</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 本邦通貨以外の通貨建てを本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。</p> <p>(2) 代理人の氏名又は名称</p> <p>本邦内に住所を有する者であつて、発行登録書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この(2)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)</p> <p>(3) 発行登録の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態</p> <p>発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の形態(外国投資証券、外国投資法人債券の別等)を記載すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 縦覧に供する場所</p> <p>公衆の縦覧に供する証券取引所又は証券業協会について記載すること。</p> <p>(8)・(9) (略)</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案

現行

<p>第十六号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【代理人の氏名又は名称】</p> <p>【代理人の住所又は所在地】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【発行登録の対象とした募集（売出）短期外債に係る投資法人の名称】</p> <p>【発行予定期間】</p> <p>【発行限度額】（1）</p> <p>【縦覧に供する場所】</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【募集要項】</p> <p>1【短期外債】</p> <table border="1" data-bbox="284 168 427 1008"> <tr> <td>バックアップラインの設定金融機関</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>バックアップラインの設定内容</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>準拠法及び管轄裁判所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取得格付</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第2【その他の記載事項】（2）</p> <p>第二部【参照情報】</p> <p>第1【参照書類】</p>	バックアップラインの設定金融機関				バックアップラインの設定内容				準拠法及び管轄裁判所				取得格付				<p>（新設）</p>
バックアップラインの設定金融機関																	
バックアップラインの設定内容																	
準拠法及び管轄裁判所																	
取得格付																	

発行登録書
 関東財務局長
 平成 年 月 日

この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成 年 月 日）から 年を経過する日（平成 年 月 日）

名称
 （所在地）

<p>法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【<u>有価証券報告書及びその添付書類</u>】 事業年度 第 期（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>2【<u>半期報告書</u>】 事業年度 第 期中（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>3【<u>臨時報告書</u>】 1の有価証券報告書提出後、本発行登録書類提出日（平成 年 月 日）までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出</p> <p>4【<u>訂正報告書</u>】 訂正報告書（上記 第 訂正報告書）を平成 年 月 日に関東財務局長に提出</p> <p>第2【<u>参照書類の補充情報</u>】</p> <p>第3【<u>参照書類を縦覧に供している場所</u>】 名称 _____ 所在地 _____</p> <p>（記載上の注意） 次に掲げるものを除き、第十六号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) 発行限度額 本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期外債の上限額を記載すること。</p> <p>(2) その他の記載事項 提出者が法第27条において準用する法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示すこと。</p>	
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第十七号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 訂正発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態 発行登録により募集又は売出しを予定している内国投資証券の形態（投資証券、投資法人債券〔短期 投資法人債を除く。〕、短期投資法人債の別等）を記載すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>第十七号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 訂正発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態 発行登録により募集又は売出しを予定している内国投資証券の形態（投資証券、投資法人債券の別等） を記載すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する証券取引所又は証券業協会について記載すること。</p> <p>(6) (略)</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第十八号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 訂正発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態 発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の形態(外国投資証券、外国投資法人債券(短期外債を除く。))、短期外債の別等)を記載すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>第十八号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 訂正発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態 発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の形態(外国投資証券、外国投資法人債券の別等)を記載すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する証券取引所又は証券業協会について記載すること。</p> <p>(6) (略)</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第二十号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録取下届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>代理人の氏名又は名称</p> <p>本邦内に住所を有する者であつて、発行登録取下届出書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。</p>	<p>第二十号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録取下届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>代理人の氏名又は名称</p> <p>本邦内に住所を有する者であつて、発行登録取下届出書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案

現行

<p>第二十一号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録追補書類番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>発行登録追補書類 (略)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の形態（投資証券、投資法人債券（短期投資法人債を除く。）の別等）を記載すること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。</p> <p>(8) (略)</p>	<p>第二十一号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録追補書類番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>発行登録追補書類 (略)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2【投資法人債券】</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の形態（投資証券、投資法人債券の別等）を記載すること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する証券取引所又は証券業協会について記載すること。</p> <p>(8) (略)</p>
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十一号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第二十二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録追補書類番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>発行登録追補書類 （略）</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1（略）</p> <p>第2【<u>外国投資法人債券（短期外債を除く。）</u>】</p> <p>(1)～(20)（略）</p> <p>第二部・第三部（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の形態（外国投資証券、外国投資法人債券（短期外債を除く。）の別等）を記載すること。</p> <p>(3)～(6)（略）</p> <p>(7) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する<u>金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会</u>について記載すること。</p> <p>(8)（略）</p>	<p>第二十二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録追補書類番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>発行登録追補書類 （略）</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1（略）</p> <p>第2【<u>外国投資法人債券</u>】</p> <p>(1)～(20)（略）</p> <p>第二部・第三部（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の形態（外国投資証券、外国投資法人債券の別等）を記載すること。</p> <p>(3)～(6)（略）</p> <p>(7) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する<u>証券取引所又は証券業協会</u>について記載すること。</p> <p>(8)（略）</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案

現行

<p>第二十三号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録通知書番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>発行登録通知書 (略)</p>	<p>第二十三号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録通知書番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>発行登録通知書 (略)</p>
<p>第1【募集（売出）要項】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】</u></p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>第2【過去2年以内における発行登録による募集（売出し）】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】</u></p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第一号の三様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の形態（投資証券、投資法人債券<u>（短期投資法人債を除く。）</u>の別等）を記載すること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>第1【募集（売出）要項】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>【投資法人債券】</u></p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>第2【過去2年以内における発行登録による募集（売出し）】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>【投資法人債券】</u></p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第一号の三様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の形態（投資証券、投資法人債券の別等）を記載すること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案

現行

<p>第二十四号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録通知書番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>発行登録通知書 (略)</p> <p>第1【募集（売出）要項】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】</u></p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>第2【過去2年以内における発行登録による募集（売出し）】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】</u></p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、<u>第二号様式</u>に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の形態（外国投資証券、外国投資法人債券<u>短期外債を除く。</u>）の別等）を記載すること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>第二十四号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録通知書番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>発行登録通知書 (略)</p> <p>第1【募集（売出）要項】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>【外国投資法人債券】</u></p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>第2【過去2年以内における発行登録による募集（売出し）】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>【外国投資法人債券】</u></p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、<u>第一号の四様式</u>に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の形態（外国投資証券、外国投資法人債券の別等）を記載すること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>
--	--

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第二十五号様式</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A4）</p> <p style="text-align: right;">届出日：平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">電子公告届出書</p> <p>関東財務局長 殿</p> <p>電子開示システムにより公告を行いたいので、添付書類(2)とともに電子公告届出書を提出いたします。</p> <p style="text-align: right;">（略）</p>	<p>第二十五号様式</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A4）</p> <p style="text-align: right;">届出日：平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">電子公告届出書</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p>電子開示システムにより公告を行いたいので、添付書類(2)とともに電子公告届出書を提出いたします。</p> <p style="text-align: right;">（略）</p>

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）（第四条関係）

改正案	現行
<p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 有価証券 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項又は第二項に規定する有価証券をいう。</p> <p>一の二 株券等信託受益証券 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第二百二十一号。以下「令」という。）第六条第一項第四号に掲げる有価証券をいう。</p> <p>一の三 株券等預託証券 令第六条第一項第五号に掲げる有価証券をいう。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 金融商品取引業者 法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。</p> <p>四 二十六 (略)</p> <p>（株券等に含まない有価証券）</p> <p>第二条 令第六条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。</p>	<p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 有価証券 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項又は第二項に規定する有価証券をいう。</p> <p>一の二 株券等預託証券 証券取引法施行令（昭和四十年政令第二百二十一号。以下「令」という。）第六条第一項第四号に掲げる有価証券をいう。</p> <p>（新設）</p> <p>二 (略)</p> <p>三 証券会社 法第二条第九項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。</p> <p>四 二十六 (略)</p> <p>（株券等に含まない有価証券）</p> <p>第二条 令第六条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。</p>

一・二 (略)

三 外国の者の発行する証券又は証書で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

(特別支配関係にある法人等から除かれるもの)

第二条の三 令第六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等(令第六条の二第一項第四号に規定する特定買付け等をいう。以下同じ。)を行う日以前一年間継続して当該特定買付け等を行う法人等に対してその総株主等の議決権(令第四条の四第一項第一号に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の数の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係にある場合以外の場合とする。

(株券等の所有者が少数である場合)

第二条の五 (略)

2 令第六条の二第一項第七号に規定するすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 特定買付け等の後における当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合(法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この号において同じ。)とその者の特別関係者(法第二十七条の二第八項第二号に規定する特別関係者をいう。)の株券等所有割合を合計した割合が三

一・二 (略)

三 外国法人の発行する証券又は証書で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

(特別支配関係にある法人等から除かれるもの)

第二条の三 令第六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等(令第六条の二第一項第四号に規定する特定買付け等をいう。以下同じ。)を行う日以前一年間継続して当該特定買付け等を行う法人等に対してその総株主の議決権(令第四条の七第一項第一号に規定する総株主の議決権をいう。以下同じ。)の数の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係にある場合以外の場合とする。

(株券等の所有者が少数である場合)

第二条の五 (略)

2 令第六条の二第一項第七号に規定するすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 特定買付け等の後における当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合(法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この号において同じ。)とその者の特別関係者(法第二十七条の二第一項ただし書に規定する特別関係者をいう。)の株券等所有割合を合計した割合が三

分の二以上となる場合であつて、当該特定買付け等の対象とならない株券等（以下この号において「買付け等対象外株券等」という。）があるとき、当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等のすべての所有者から提出され、かつ、買付け等対象外株券等についてイ又はロの条件が満たされている場合。

イ・ロ（略）

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等のすべての所有者から提出された場合

3～5（略）

（適用除外となる買付け等）

第二条の六 令第六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 株券等の発行者の役員（令第六条の二第一項第十三号に規定する役員をいう。以下同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券の買付け等を行う場合（当該発行者が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第七十条第十号において同じ。）の規定に基づき買付け等を行った株

三分の二以上となる場合であつて、当該特定買付け等の対象とならない株券等（以下この号において「買付け等対象外株券等」という。）があるとき、当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等のすべての所有者から提出され、かつ、買付け等対象外株券等についてイ又はロの条件が満たされていること。

イ・ロ（略）

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等のすべての所有者から提出された場合とする。

3～5（略）

（適用除外となる買付け等）

第二条の六 令第六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 株券等の発行者の役員（令第六条の二第一項第十三号に規定する役員をいう。以下同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券の買付け等を行う場合（当該発行者が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第七十条第十号において同じ。）の規定に基づき買付け等を行った株

券以外の株券の買付け等を行うときは、金融商品取引業者に委託して行う場合に限る。）であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

二（略）

（特別関係者で除外される者等）

第三条（略）

2 法第二十七条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、その者（第一号において「小規模所有者」という。）の所有（令第七条第一項に定める場合を含む。以下同じ。）に係る当該株券等に係る議決権の数（株券については第八条第一項及び第二項に規定する方法により計算した株式に係る議決権の数を、その他のものについては第八条第三項及び第四項に規定する方法により換算した株式に係る議決権の数をいう。以下同じ。）が、次に掲げる株券等の区分に従い当該各号に定める数以下である者とする。

一 内国法人の発行する株券等 総株主等の議決権の千分の一に相当する数（買付け等を行う者の他の特別関係者（法第二十七条の二第七項第一号に規定する者に限る。）の所有に係る株券等に係る議決権の数のうち小規模所有者の所有に係る株券等に係る議決権の数以下であるものを合計した数が総株主等の議決

券以外の株券の買付け等を行うときは、証券会社に委託して行う場合に限る。）であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

二（略）

（特別関係者で除外される者等）

第三条（略）

2 法第二十七条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、その者（第一号において「小規模所有者」という。）の所有（令第七条第一項に定める場合を含む。以下同じ。）に係る当該株券等に係る議決権の数（株券については第八条第一項及び第二項に規定する方法により計算した株式に係る議決権の数を、その他のものについては第八条第三項及び第四項に規定する方法により換算した株式に係る議決権の数をいう。以下同じ。）が、次に掲げる株券等の区分に従い当該各号に定める数以下である者とする。

一 内国法人の発行する株券等 総株主の議決権の千分の一に相当する数（買付け等を行う者の他の特別関係者（法第二十七条の二第七項第一号に規定する者に限る。）の所有に係る株券等に係る議決権の数のうち小規模所有者の所有に係る株券等に係る議決権の数以下であるものを合計した数が総株主の議決権の

権の千分の九に相当する数を超える場合にあつては、総株主等の議決権の百分の一に相当する数から当該合計した数を控除した数（控除してなお控除しきれない数がある場合には、当該控除しきれない数はないものとする。）

二 外国の者の発行する株券等 総株主等の議決権の百分の一に相当する数

3 (略)

(株券等の取得に係る割合等の計算)

第四条の二 令第七条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

一 (略)

二 株券等の発行者の総株主等の議決権の数に大量取得者及びその特別関係者（法第二十七条の二第八項第二号に規定する特別関係者をいう。次項第二号及び第三項において同じ。）の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議決権の数（当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれないものに限る。）を加算した数

2 令第七条第四項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

一 特定売買等（法第二十七条の二第一項第三号に規定する特定

千分の九に相当する数を超える場合にあつては、総株主の議決権の百分の一に相当する数から当該合計した数を控除した数（控除してなお控除しきれない数がある場合には、当該控除しきれない数はないものとする。）

二 外国法人の発行する株券等 総株主の議決権の百分の一に相当する数

3 (略)

(株券等の取得に係る割合等の計算)

第四条の二 令第七条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

一 (略)

二 株券等の発行者の総株主の議決権の数に大量取得者及びその特別関係者（法第二十七条の二第八項第二号に規定する特別関係者をいう。次項第二号及び第三項において同じ。）の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議決権の数（当該発行者の総株主の議決権の数に含まれないものに限る。）を加算した数

2 令第七条第四項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

一 特定売買等（法第二十七条の二第一項第三号に規定する特定

売買等をいう。)による株券等の買付け等又は取引所金融商品市場外における株券等の買付け等(以下この号において「市場外等買付け等」という。)を行う者(次号において「市場外等買付け等」という。)が市場外等買付け等により新たに所有することとなる当該株券等(第七条各号に掲げるものを除く。)に係る議決権の数

二 株券等の発行者の総株主等の議決権の数に市場外等買付け及びその特別関係者の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議決権の数(当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれないものに限る。)を加算した数

3 令第七条第六項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

一 (略)

二 株券等の発行者の総株主等の議決権の数に買付け者及びその特別関係者の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議決権の数(当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれないものに限る。)を加算した数

(買付け等の通知書の記載事項等)

第五条 令第八条第五項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜四 (略)

売買等をいう。)による株券等の買付け等又は取引所有価証券市場外における株券等の買付け等(以下この号において「市場外等買付け等」という。)を行う者(次号において「市場外等買付け等」という。)が市場外等買付け等により新たに所有することとなる当該株券等(第七条各号に掲げるものを除く。)に係る議決権の数

二 株券等の発行者の総株主等の議決権の数に市場外等買付け及びその特別関係者の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議決権の数(当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれないものに限る。)を加算した数

3 令第七条第六項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

一 (略)

二 株券等の発行者の総株主等の議決権の数に買付け者及びその特別関係者の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議決権の数(当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれないものに限る。)を加算した数

(買付け等の通知書の記載事項等)

第五条 令第八条第五項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜四 (略)

五 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称及び所在地並びに決済の開始日、方法及び場所

2511 (略)

(株券等の所有割合の計算)

第六条 法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合は、次に掲げる方法で計算することとする。

一 株券等の買付け等を行う者にあつては、その者の所有に係る当該株券等（次条に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）に係る議決権の数を、当該株券等の発行者の総株主等の議決権の数にその者の所有に係る令第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれるものを除く。以下この号において同じ。）及びその者の特別関係者の所有に係る同条各号に掲げる有価証券に係る議決権の数を加算した数で除す方法

二 特別関係者（法第二十七条の二第七項第二号に掲げる者で当該発行者の発行する株券等の買付け等を行うものを除く。）にあつては、その者の所有に係る当該株券等に係る議決権の数、当該発行者の総株主等の議決権の数にその者の所有に係る令第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれるものを除く。）及び当該買付け等を行う者の所有に係る同条各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれる

五 買付け等の決済をする証券会社又は銀行等の名称及び所在地並びに決済の開始日、方法及び場所

2511 (略)

(株券等の所有割合の計算)

第六条 法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合は、次に掲げる方法で計算することとする。

一 株券等の買付け等を行う者にあつては、その者の所有に係る当該株券等（次条に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）に係る議決権の数を、当該株券等の発行者の総株主の議決権の数にその者の所有に係る令第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主の議決権の数に含まれるものを除く。以下この号において同じ。）及びその者の特別関係者の所有に係る同条各号に掲げる有価証券に係る議決権の数を加算した数で除す方法

二 特別関係者（法第二十七条の二第七項第二号に掲げる者で当該発行者の発行する株券等の買付け等を行うものを除く。）にあつては、その者の所有に係る当該株券等に係る議決権の数、当該発行者の総株主の議決権の数にその者の所有に係る令第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主の議決権の数に含まれるものを除く。）及び当該買付け等を行う者の所有に係る同条各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主の議決権の数に含まれるものを

ものを除く。)を加算した数で除す方法

(所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの)

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一 (略)

二 有価証券関連連業(法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。)を行う者が引受け又は売出しを行う業務により所有する株券等(引受けの場合にあつては当該株券等の払込期日の翌日以後、売出しの場合にあつては当該株券等の受渡期日の翌日以後所有するものを除く。)

三・四 (略)

五 金融商品取引所(法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第三十三条において同じ。)で行われる銘柄の異なる株券の集合体を対象とする先物取引を行ったことにより所有している株券(当該先物取引の売買取引最終日の翌日以後所有するものを除く。)

六・九 (略)

十 発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員

除く。)を加算した数で除す方法

(所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの)

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一 (略)

二 証券業を営む者が引受け又は売出しを行う業務により所有する株券等(引受けの場合にあつては当該株券等の払込期日の翌日以後、売出しの場合にあつては当該株券等の受渡期日の翌日以後所有するものを除く。)

三・四 (略)

五 証券取引所で行われる銘柄の異なる株券の集合体を対象とする先物取引を行ったことにより所有している株券(当該先物取引の売買取引最終日の翌日以後所有するものを除く。)

六・九 (略)

十 発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員

の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該発行者が会社法第百五十六条第一項の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券等の買付け等を行ったときは、金融商品取引業者に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした株券等を信託された者が所有する当該株券等(当該信託された者が当該株券等について令第七条第一項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。)

十一 銀行等保有株式取得機構が所有する株券(銀行等保有株式取得機構が株券の買付けを行う場合には、法第二十七条の第二項第一号括弧書の規定により銀行等保有株式取得機構の所有する株券に含まれることとされるものを含む。)

(議決権の数の計算等)

第八条 (略)

2 (略)

3 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一・二 (略)

三 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式に係る議決権の数とし、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて換算した株式に係る

の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該発行者が会社法第百五十六条第一項の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券等の買付け等を行ったときは、証券会社に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした株券等を信託された者が所有する当該株券等(当該信託された者が当該株券等について令第七条第一項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。)

十一 銀行等保有株式取得機構が所有する株券(銀行等保有株式取得機構が株券の買付けを行う場合には、法第二十七条の第二項第三号括弧書の規定により銀行等保有株式取得機構の所有する株券に含まれることとされるものを含む。)

(議決権の数の計算等)

第八条 (略)

2 (略)

3 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一・二 (略)

三 外国法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式に係る議決権の数とし、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて換算した株式に係る

議決権の数とする方法

四| 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券（令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。第九条の六第四号において同じ。）の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ| 株券 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である株式に係る議決権の数

ロ| 新株予約権証券 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式に係る議決権の数

ハ| 新株予約権付社債券 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である新株予約権付社債に付与されている新株予約権の目的である株式に係る議決権の数

ニ| 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である株式に係る議決権の数

ホ| 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて換算した株式に係る議決権の数

五| 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

議決権の数とする方法

（新設）

四| 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ〜ハ (略)

ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である株式に係る議決権の数

ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて換算した株式に係る議決権の数

4 (略)

(公告の方法)

第九条 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第四十五号)第一条の規定は法第二十七条の三第一項の規定による公告を電子公告(令第九条の三第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。)により行う者について、同府令第二条の規定は法第二十七条の三第一項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、同府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略できる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、同府令第二条中「第一号様式」とあるのは「第七号様式」と、「電子開示シス

イ〜ハ (略)

ニ 外国法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である株式に係る議決権の数

ホ 外国法人が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて換算した株式に係る議決権の数

4 (略)

(公告の方法)

第九条 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第四十五号)第一条の規定は法第二十七条の三第一項の規定による公告を電子公告(令第九条の三第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。)により行う者について、同府令第二条の規定は法第二十七条の三第一項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、同府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略できる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、同府令第二条中「第一号様式」とあるのは「第七号様式」と、「電子開示シス

テム登録届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「公開買付届出書を」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第十七条の第二項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第二十七条の五第一項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合はこの限りでない」と、同条第四項中「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と読み替えるものとする。

2 前項において読み替えて準用する開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項ただし書の規定により同項の電子公告届出書の提出を行わない場合においては、同項ただし書に規定する届出により通知された開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第四項（企業内容等の開示に関する内閣府令第十七条の第二項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二十七条の五第二項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第三条第二項において準用する場合を含む。）の識別番号及び暗証番号を前項において準用する開示用電子情報処理組織による手続の特

テム登録届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「公開買付届出書を」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第十七条の第二項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第二十七条の二第一項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合はこの限りでない」と、同条第四項中「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と読み替えるものとする。

2 前項において読み替えて準用する開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項ただし書の規定により同項の電子公告届出書の提出を行わない場合においては、同項ただし書に規定する届出により通知された開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第四項（企業内容等の開示に関する内閣府令第十七条の第二項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二十七条の二第二項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第三条第二項において準用する場合を含む。）の識別番号及び暗証番号を前項において準用する開示用電子情報処理組織による手続の特

例等に関する内閣府令第二条第四項の識別番号及び暗証番号とみなす。

3 (略)

4 令第九条の三第一項本文に規定する公告（法第二十七条の三第一項を除く。）は、これらの公告に係る公開買付開始公告が電子公告による公告をする場合には電子公告により、日刊新聞紙に掲載する方法による公告をする場合には当該公告を掲載した日刊新聞紙により行わなければならない。ただし、令第九条の三第五項において準用する令第四条の二の四第三項の規定により公告をする場合は、この限りでない。

（電子公告による公告ができない場合の承認等）

第九条の三 令第九条の三第五項において準用する令第四条の二の四第三項の規定による承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出しなければならない。

一～四 (略)

2 令第九条の三第五項において準用する令第四条の二の四第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

（公告の中断の内容の公告）

第九条の四 令第九条の三第五項において準用する令第四条の二の四第四項第三号の規定により公告の中断の内容の公告をする場合は

例等に関する内閣府令第二条第四項の識別番号及び暗証番号とみなす。

3 (略)

4 令第九条の三第一項本文に規定する公告（法第二十七条の三第一項を除く。）は、これらの公告に係る公開買付開始公告が電子公告による公告をする場合には電子公告により、日刊新聞紙に掲載する方法による公告をする場合には当該公告を掲載した日刊新聞紙により行わなければならない。ただし、令第九条の三第五項において準用する令第四条の二第三項の規定により公告をする場合は、この限りでない。

（電子公告による公告ができない場合の承認等）

第九条の三 令第九条の三第五項において準用する令第四条の二第三項の規定による承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出しなければならない。

一～四 (略)

2 令第九条の三第五項において準用する令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

（公告の中断の内容の公告）

第九条の四 令第九条の三第五項において準用する令第四条の二第四項第三号の規定により公告の中断の内容の公告をする場合には

には、中断が生じた当該公告に次に掲げる事項を公告するものとする。

一・二 (略)

(株券等の数の換算)

第九条の六 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定めるところにより株式に換算した数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一・二 (略)

三 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数とし、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数とする方法

四 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の

区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ 株券 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である株式の数

ロ 新株予約権証券 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ 新株予約権付社債券 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である新株予約権付社債に付与されている新株予約権の目的である株式の数

、中断が生じた当該公告に次に掲げる事項を公告するものとする。

一・二 (略)

(株券等の数の換算)

第九条の六 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定めるところにより株式に換算した数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一・二 (略)

三 内国法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数とし、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数とする方法

(新設)

二 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である株式の数

ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

五 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ〜ハ (略)

ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

(公開買付開始公告の掲載事項)

第十条 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜三 (略)

四 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの
イ〜ト (略)

四 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ〜ハ (略)

ニ 外国法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ホ 外国法人が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

(公開買付開始公告の掲載事項)

第十条 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜三 (略)

四 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの
イ〜ト (略)

チ 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称、決済の開始日、方法及び場所並びに株券等の返還方法

リ (略)

五〇七 (略)

(公開買付届出書の添付書類)

第十三条 法第二十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次に掲げる書類とする。

一〇四 (略)

五 当該公開買付者が金融商品取引業者又は銀行等と法第二十七条の二第四項に規定する事務につき締結した契約の契約書の写し

六〇十 (略)

2 (略)

(買付条件等の変更の公告の掲載事項)

第十九条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、同条第二項の規定により変更される前の買付け等の価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算式により算定した率を乗じて得た価格を下限とする方法とする。

一 株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十三項に規定する外国投資法

チ 買付け等の決済をする証券会社又は銀行等の名称、決済の開始日、方法及び場所並びに株券等の返還方法

リ (略)

五〇七 (略)

(公開買付届出書の添付書類)

第十三条 法第二十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次に掲げる書類とする。

一〇四 (略)

五 当該公開買付者が証券会社又は銀行等と法第二十七条の二第四項に規定する事務につき締結した契約の契約書の写し

六〇十 (略)

2 (略)

(買付条件等の変更の公告の掲載事項)

第十九条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、同条第二項の規定により変更される前の買付け等の価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算式により算定した率を乗じて得た価格を下限とする方法とする。

一 株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二十一項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十九項に規定する外国投資

<p>人をいう。以下同じ。)の社員の地位を含む。以下同じ。)の分割</p> <p>1. (当該分割前の一株又は一口に係る当該分割後の株式又は投資口の数)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(公衆縦覧の方法)</p> <p>第三十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会(法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。)は、法第二十七条の十四第三項の規定により、その業務時間中第一項に規定する書類の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等)</p> <p>第三十三条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の三の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場合について準用する。</p> <p>2 3 4 (略)</p>	<p>法人をいう。以下同じ。)の社員の地位を含む。以下同じ。)の分割</p> <p>1. (当該分割前の一株又は一口に係る当該分割後の株式又は投資口の数)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(公衆縦覧の方法)</p> <p>第三十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 証券取引所及び証券業協会は、法第二十七条の十四第三項の規定により、その業務時間中第一項に規定する書類の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等)</p> <p>第三十三条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第二十三条の三の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場合について準用する。</p> <p>2 3 4 (略)</p>
---	---

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）（第四条関係）

改正案		現行	
第一号様式 公開買付けによる買付け等の通知書 (略)		第一号様式 公開買付けによる買付け等の通知書 (略)	
1～3 (略)		1～3 (略)	
4 決済の方法(5)		4 決済の方法(5)	
買付け等の決済をする金融商品 取引業者又は銀行等	名称 本店の所在地	買付け等の決済をする証券会社 又は銀行等	名称 本店の所在地
決済の開始日	平成 年 月 日	決済の開始日	平成 年 月 日
決済の方法		決済の方法	
決済の場所		決済の場所	
(記載上の注意) (略)		(記載上の注意) (略)	

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）（第四条関係）

改 正 案	現 行												
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">公開買付届出書 (略)</p> <p>第1【公開買付要項】 1～3 (略)</p> <p>4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】(6)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)【買付け等の価格】</p> <p>株券</p> <p>新株予約権証券</p> <p>新株予約権付社債券</p> <p>株券等信託受益証券 (_____)</p> <p>株券等預託証券 (_____)</p> <p>算定の基礎</p> <p>算定の経緯</p> <p>(3)【買付予定の株券等の数】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">株式に換算した買付予定数</td> <td style="width: 25%;">株式に換算した買付予定の 下限</td> <td style="width: 25%;">株式に換算した買付予定の 上限</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(株)</td> <td style="text-align: center;">(株)</td> <td style="text-align: center;">(株)</td> </tr> </table> <p>5【買付け等を行った後における株券等所有割合】(7)</p>	株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の 下限	株式に換算した買付予定の 上限	(株)	(株)	(株)	<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">公開買付届出書 (略)</p> <p>第1【公開買付要項】 1～3 (略)</p> <p>4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】(6)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)【買付け等の価格】</p> <p>株券</p> <p>新株予約権証券</p> <p>新株予約権付社債券</p> <p>株券等預託証券 (_____)</p> <p>算定の基礎</p> <p>算定の経緯</p> <p>(3)【買付予定の株券等の数】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">株式に換算した買付予定数</td> <td style="width: 33%;">株式に換算した超過予定数</td> <td style="width: 34%;">株式に換算した買付予定数及 び超過予定数の合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(株)</td> <td style="text-align: center;">(株)</td> <td style="text-align: center;">(株)</td> </tr> </table> <p>5【買付け等を行った後における株券等所有割合】(7)</p>	株式に換算した買付予定数	株式に換算した超過予定数	株式に換算した買付予定数及 び超過予定数の合計	(株)	(株)	(株)
株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の 下限	株式に換算した買付予定の 上限											
(株)	(株)	(株)											
株式に換算した買付予定数	株式に換算した超過予定数	株式に換算した買付予定数及 び超過予定数の合計											
(株)	(株)	(株)											

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数 (個) (a)	
aのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (c)	
届出書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (f)	
届出書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (g)	
gのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (i)	
対象者の総株主等の議決権の数 (年 月 日現在) (個) (j)	
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合 (a/j) (%)	
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) ×100) (%)	
6 (略)	
7 【応募及び契約の解除の方法】 (9)	
(1)～(3) 【株券等の返還方法】	
(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】	
8 (略)	
9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】 (11)	
(1)～(6) (略)	
(7) 【最近の株価及び株式売買高の状況】	
金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名	
月別	

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数 (個) (a)	
aのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (c)	
届出書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (f)	
届出書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (g)	
gのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (i)	
対象者の総株主の議決権の数 (年 月 日現在) (個) (j)	
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合 (a) / (j) (%)	
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) ×100) (%)	
6 (略)	
7 【応募及び契約の解除の方法】 (9)	
(1)～(3) 【株券等の返還方法】	
(4) 【株券等の保管及び返還を行う証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地】	
8 (略)	
9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】 (11)	
(1)～(6) (略)	
(7) 【最近の株価及び株式売買高の状況】	
証券取引所名又は証券業協会名	
月別	

最高株価						
最低株価						
売買高						

10 【決済の方法】 (12)

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

(2)～(4) (略)

11 (略)

第2 (略)

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【届出書提出日現在における株券等の所有状況】 (20)

(1) (略)

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(株)	(株)	(株)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券	()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)】

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数

最高株価						
最低株価						
売買高						

10 【決済の方法】 (12)

(1) 【買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地】

(2)～(4) (略)

11 (略)

第2 (略)

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【届出書提出日現在における株券等の所有状況】 (20)

(1) (略)

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(株)	(株)	(株)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)】

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数

株券	(株)	(株)	(株)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		二	
株券等信託受益証券 ()		二	
株券等預託証券 ()		二	
合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者ごとの内訳)】

① (略)

② 【所有株券等の数】

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(株)	(株)	(株)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		二	
株券等信託受益証券 ()		二	
株券等預託証券 ()		二	
合計			
所有株券等の合計数		—	—

株券	(株)	(株)	(株)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		二	
株券等預託証券 ()		二	
合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者ごとの内訳)】

① (略)

② 【所有株券等の数】

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(株)	(株)	(株)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		二	
株券等預託証券 ()		二	
合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(所有潜在株券等の合計数)	()	-	-
---------------	-----	---	---

2～4 (略)

第4 (略)

第5 【対象者の状況】 (26)

1 (略)

2 【株価の状況】 (28)

金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名				
月別				
最高株価				
最低株価				

3 【株主の状況】 (29)

(1) 【所有者別の状況】

区分	株式の状況 (1単元の株式数)					株	計	年月日現在 単元未済 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融 機関	金融 商品 取引 業者	その 他の 法人	外国 法人 等			
株主数 (人)								-
所有株式数 (単位)								
所有株式数の 割合 (%)							100	-

(2) (略)

2～4 (略)

第4 (略)

第5 【対象者の状況】 (26)

1 (略)

2 【株価の状況】 (28)

証券取引所名又は証券業協会名				
月別				
最高株価				
最低株価				

3 【株主の状況】 (29)

(1) 【所有者別の状況】

区分	株式の状況 (1単元の株式数)					株	計	年月日現在 単元未済 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融 機関	証券 会社	その 他の 法人	外国 法人 等			
株主数 (人)								-
所有株式数 (単位)								
所有株式数の 割合 (%)							100	-

(2) (略)

4 (略)

(記載上の注意)

(1)～(5) (略)

(6) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

a～c (略)

d 「買付け等の価格」欄には、有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。また、「株券等預託証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等信託受益証券及び株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること（「買付予定の株券等の数」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 届出書提出日現在における株券等の所有状況」欄において同じ。）。

なお、株券等が投資証券である場合には、「株券」、「新株予約権証券」、「新株予約権付社債券」及び「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の記載を省略し、「投資証券」欄を設けて記載すること（「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 届出書提出日現在における株券等の所有状況」欄において同じ。）。

e・f (略)

g 「株式に換算した買付予定数の下限」欄には、法第 27 条の 13 第 4 項第 1 号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の一部としてあらかじめ公開買付け公開買付開始公告において記載された数に満たないときは応募株券等の全部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における、当該記載された数を記載すること。

h 「株式に換算した買付予定数の上限」欄には、法第 27 条の 13 第 4 項第 2 号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときはその超える部分の全部又は一部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における、買付け等を行う株券等の数の上限を記載すること。

(7) 買付け等を行った後における株券等所有割合

a 「潜在株券等に係る議決権の数」欄には、新株予約権証券、新株予約権付社債券、株券等信託受益証券及び株券等預託証券について株式に換算した議決権の数並びに取得請求権付株式及び取得条項付株式について潜在的に増加し得る議決権の数の合計を記載すること。

現在は対象者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求等の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等に係る議決権の数も含めることとする。

b 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権（法第 29 条の 4 第 2 項に規定する議決権をいう。）の数を記載すること。ただし、これがわからない場合には、直前に提出された有価証券届出書（法第 2 条第 7 項に規定する有価証券届出書をいう。以下同じ。）、有価証券報告書（法第 24 条第 1 項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）、四半期報告書

4 (略)

(記載上の注意)

(1)～(5) (略)

(6) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

a～c (略)

d 「買付け等の価格」欄には、有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。また、「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること（「買付予定の株券等の数」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 届出書提出日現在における株券等の所有状況」欄において同じ。）。

なお、株券等が投資証券である場合には、「株券」、「新株予約権証券」、「新株予約権付社債券」及び「株券等預託証券」の欄の記載を省略し、「投資証券」欄を設けて記載すること（「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 届出書提出日現在における株券等の所有状況」欄において同じ。）。

e・f (略)

g 「買付予定の株券等の数」欄には、法第 27 条の 13 第 4 項第 1 号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の一部としてあらかじめ公開買付け公開買付開始公告において記載された数に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における当該記載された数を記載すること。

h 「株式に換算した超過予定数」欄には、法第 27 条の 13 第 4 項第 2 号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における株券等の数を記載すること。

(7) 買付け等を行った後における株券等所有割合

a 「潜在株券等に係る議決権の数」欄には、新株予約権証券、新株予約権付社債券及び株券等預託証券について株式に換算した議決権の数並びに取得請求権付株式及び取得条項付株式について潜在的に増加し得る議決権の数の合計を記載すること。

現在は対象者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求等の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等に係る議決権の数も含めることとする。

b 「対象者の総株主の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主の議決権（法第 32 条第 5 項に規定する議決権をいう。）の数を記載すること。ただし、これがわからない場合には、直前に提出された有価証券届出書（法第 2 条第 7 項に規定する有価証券届出書をいう。以下同じ。）、有価証券報告書（法第 24 条第 1 項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）又は半期報告書（法第 24 条の

(法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。) 又は半期報告書 (法第 24 条の 5 第 1 項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。) に記載された総株主等の議決権の数に記載しても差支えない。

なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と、「総株主等の議決権の数」とあるのは「発行済投資口の総口数」と読み替えて記載すること。この場合「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。

- (8) (略)
- (9) 応募及び契約の解除の方法

a～c (略)

d 「(4) 株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地」は、応募に際し株券等を提供させる場合に記載すること。

- (10) (略)
- (11) 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況

有価証券をもって買付け等の対価とする場合に記載すること。

a～c (略)

d 「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」には、届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。

- (a) 株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場及び株式売買高を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。
- (b) 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場及び株式売買高を記載すること。

- (c) (略)
- (12)～(15) (略)
- (16) 経理の状況

a (略)

b これらの財務諸表は、最近2事業年度のもの掲げることとし、旧事業年度分を左側に、新事業年度分を右側に配列して記載すること。最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に四半期報告書を提出している場合には、最近2事業年度の財務諸表とともに届出書提出日の直前に提出した四半期報告書に記載した四半期連結貸借対照表 (a (b) の場合) において、四半期貸借対照表) 及び四半期連結損益計算書 (当該四半期の属する事業年度の期首から当該四半期の末日までの期間に係るもの) (a (b) の場合にあっては、四半期損益計算書 (当該四半期の属する事業年度の期首から当該四半期の末日までの期間に係るもの) を掲げること。また、公開買付者が四半期報告書を提出していない場合であって、最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出しているときは、最近2事業年度の財務諸表とともに当該半期報告書に記載した中間連結貸借対照表

5 第 1 項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。) に記載された総株主の議決権の数に記載しても差支えない。

なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と、「総株主の議決権の数」とあるのは「発行済投資口の総口数」と読み替えて記載すること。この場合「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。

- (8) (略)
- (9) 応募及び契約の解除の方法

a～c (略)

d 「(4) 株券等の保管及び返還を行う証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地」は、応募に際し株券等を提供させる場合に記載すること。

- (10) (略)
- (11) 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況

有価証券をもって買付け等の対価とする場合に記載すること。

a～c (略)

d 「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」には、届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。

- (a) 株式が証券取引所に上場されている場合には、主要な1証券取引所の市場相場及び株式売買高を記載し、当該証券取引所名を注記すること。
- (b) 株式が法第 76 条に規定する店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている場合には、当該証券業協会の発表する相場及び株式売買高を記載すること。

- (c) (略)
- (12)～(15) (略)
- (16) 経理の状況

a (略)

b これらの財務諸表は、最近2事業年度のもの掲げることとし、旧事業年度分を左側に、新事業年度分を右側に配列して記載すること。ただし、公開買付者が最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合には、最近2事業年度の財務諸表とともに中間連結貸借対照表 (a (b) にあっては、中間貸借対照表) 及び中間連結損益計算書 (a (b) にあっては、中間損益計算書) を掲げること。

<p>(a (b)) にあっては、<u>中間貸借対照表</u> 及び <u>中間連結損益計算書</u> (a (b)) にあっては、<u>中間損益計算書</u> を掲げること。</p>	
<p>c (略)</p>	<p>c (略)</p>
<p>(17)～(27) (略)</p>	<p>(17)～(27) (略)</p>
<p>(28) 株価の状況</p>	<p>(28) 株価の状況</p>
<p>届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。</p>	<p>届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。</p>
<p>a 株式が<u>金融商品取引所</u>に上場されている場合には、<u>主要な1金融商品取引所</u>の市場相場を記載し、当該<u>金融商品取引所</u>名を注記すること</p>	<p>a 株式が<u>証券取引所</u>に上場されている場合には、<u>主要な1証券取引所</u>の市場相場を記載し、当該<u>証券取引所</u>名を注記すること。</p>
<p>b 株式が店頭売買有価証券として<u>認可金融商品取引業協会</u>に登録されている場合には、当該<u>認可金融商品取引業協会</u>の発表する相場を記載すること。</p>	<p>b 株式が法第 76 条に規定する店頭売買有価証券として<u>証券業協会</u>に登録されている場合には、当該<u>証券業協会</u>の発表する相場を記載すること。</p>
<p>c (略)</p>	<p>c (略)</p>
<p>d 投資口が<u>金融商品取引所</u>に上場されている場合には、<u>主要な1金融商品取引所</u>の市場相場を記載し、当該<u>金融商品取引所</u>名を注記すること。この場合において、「最高株価」とあるのは「最高1口価格」と、「最低株価」とあるのは「最低1口価格」と読み替えて記載すること。</p>	<p>d 投資口が<u>証券取引所</u>に上場されている場合には、<u>主要な1証券取引所</u>の市場相場を記載し、当該<u>証券取引所</u>名を注記すること。この場合において、「最高株価」とあるのは「最高1口価格」と、「最低株価」とあるのは「最低1口価格」と読み替えて記載すること。</p>
<p>e (略)</p>	<p>e (略)</p>
<p>(29) 株主の状況</p>	<p>(29) 株主の状況</p>
<p>a 届出日までに<u>四半期報告書</u>若しくは<u>半期報告書</u>又は<u>臨時報告書</u> (法第 24 条の5第4項に規定する<u>臨時報告書</u>をいう。)が提出され、これらの報告書に<u>主要株主</u> (法第 163 条第1項に規定する<u>主要株主</u>をいう。)及び<u>役員</u>の異動の記載がある場合には、それを「(2) 大株主及び役員^のの所有株式の数」に注記すること。</p>	<p>a 届出日までに<u>半期報告書</u>又は<u>臨時報告書</u> (法第 24 条の5第4項に規定する<u>臨時報告書</u>をいう。)が提出され、これらの報告書に<u>主要株主</u> (法第 163 条第1項に規定する<u>主要株主</u>をいう。)及び<u>役員</u>の異動の記載がある場合には、それを「(2) 大株主及び役員^のの所有株式の数」に注記すること。</p>
<p>b～d (略)</p>	<p>b～d (略)</p>
<p>(30) (略)</p>	<p>(30) (略)</p>

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）（第四条関係）

改正案	現行
<p>第三号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 別途買付け禁止の特例を受けるための申出書 (略)</p> <p><u>金融商品取引法</u>第27条の5第2号の規定により、下記のとおり申出をいたします。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 【<u>金融商品取引法</u>第27条の2第7項第2号に掲げる者に該当しない旨の誓約】(3)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公開買付者との関係 公開買付者と申出者との間の法第27条の2第7項第1号に規定する特別の関係の内容(例えば、公開買付者が総株主等の議決権(法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。)の20%の議決権を所有する会社の監査役である旨)について具体的に記載すること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>第三号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 別途買付け禁止の特例を受けるための申出書 (略)</p> <p><u>証券取引法</u>第27条の5第2号の規定により、下記のとおり申出をいたします。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 【<u>証券取引法</u>第27条の2第7項第2号に掲げる者に該当しない旨の誓約】(3)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公開買付者との関係 公開買付者と申出者との間の法第27条の2第7項第1号に規定する特別の関係の内容(例えば、公開買付者が総株主の議決権(法第54条第1項第4号に規定する総株主の議決権をいう。)の20%の議決権を所有する会社の監査役である旨)について具体的に記載すること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）（第四条関係）

改 正 案	現 行
<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付撤回届出書 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 【株券等の返還方法】 (6)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 【株券等の返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び所在地】 (記載上の注意)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 撤回等の理由 <u>公開買付届出書において記載した撤回等の条件となる事情の発生を具体的に記載するとともに、当該事情の発生があったことを知るに足る書面がある場合には、当該書面を本届出書に添付すること。</u> <u>当該撤回等の条件となる事情について第 26 条に規定する軽微基準が存在する場合には、当該軽微基準に該当しないことについて具体的に記載すること。</u> <u>令第 14 条第 1 項第 2 号に掲げる事由により撤回等を行う場合には、同号イ又はロに定める決定がなされることを回避するために講じた方策について具体的に記載すること。</u> <u>第 26 条第 4 項に定める事由により撤回する場合には、同項の決定がなされることを回避するために講じた方策について具体的に記載すること。</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付撤回届出書 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 【株券等の返還方法】 (6)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 【株券等の返還を行う証券会社・銀行等の名称及び所在地】 (記載上の注意)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 撤回等の理由 <u>公開買付届出書において記載した撤回等の条件となる事情の発生を具体的に記載するとともに、当該事情の発生があったことを知るに足る書面がある場合には、当該書面を本届出書に添付すること。</u> <u>当該撤回等の条件となる事情について第 26 条に規定する軽微基準が存在する場合には、当該軽微基準に該当しないことについて具体的に記載すること。</u> <u>令第 14 条第 1 項第 2 号に掲げる事由により撤回等を行う場合には、同号イ又はロに定める決定がなされることを回避するために講じた方策について具体的に記載すること。</u></p> <p>(6) (略)</p>

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）（第四条関係）

改 正 案		現 行											
<p>第六号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付報告書 (略)</p> <p>1 (略) 2 【買付け等の結果】 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 【買付け等を行った株券等の数】(5)</p>													
株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数											
株券	(株)	(株)											
新株予約権証券													
新株予約権付社債券													
株券等信託受益証券 ()													
株券等預託証券 ()													
合計													
(潜在株券等の数の合計)	—	()											
<p>(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】(6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>議決権の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個) (a)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個) (b)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>bのうち株券の権利を表示する株券等預託証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個) (c)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個) (d)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区 分	議決権の数	報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個) (a)		aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個) (b)		bのうち株券の権利を表示する株券等預託証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個) (c)		報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個) (d)	
区 分	議決権の数												
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個) (a)													
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個) (b)													
bのうち株券の権利を表示する株券等預託証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個) (c)													
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個) (d)													
<p>第六号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付報告書 (略)</p> <p>1 (略) 2 【買付け等の結果】 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 【買付け等を行った株券等の数】(5)</p>													
株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数											
株券	(株)	(株)											
新株予約権証券													
新株予約権付社債券													
株券等預託証券 ()													
合計													
(潜在株券等の数の合計)	—	()											
<p>(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】(6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>議決権の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個) (a)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個) (b)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>bのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数(個) (c)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個) (d)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区 分	議決権の数	報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個) (a)		aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個) (b)		bのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数(個) (c)		報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個) (d)	
区 分	議決権の数												
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個) (a)													
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個) (b)													
bのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数(個) (c)													
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個) (d)													

dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)	(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等預託証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)	(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(年月日現在)(個)	(g)	
買付け等後における株券等所有割合		
	$\frac{(a+d)}{(a+d) + (g + (b-c) + (e-f))} \times 100$	(%)

(5) (略)
(記載上の注意)

(略)

(1)～(4) (略)

(5) 買付け等を行った株券等の数

a・b (略)

c 「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等信託受益証券及び株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること。

d (略)

(6) 買付け等を行った後における株券等所有割合

a 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、報告書提出日の総株主の議決権(法第29条の4第2項に規定する議決権をいう。)の数を記載すること。ただし、これがわからない場合には、直前に提出された有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と読み替えて記載すること。この場合「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。

b (略)

(7) (略)

dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)	(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数(個)	(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(年月日現在)(個)	(g)	
買付け等後における株券等所有割合		
	$\frac{(a+d)}{(a+d) + (g + (b-c) + (e-f))} \times 100$	(%)

(5) (略)
(記載上の注意)

(略)

(1)～(4) (略)

(5) 買付け等を行った株券等の数

a・b (略)

c 「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること。

d (略)

(6) 買付け等を行った後における株券等所有割合

a 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、報告書提出日の総株主の議決権(法第32条第5項に規定する議決権をいう。)の数を記載すること。ただし、これがわからない場合には、直前に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と読み替えて記載すること。この場合「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。

b (略)

(7) (略)

○ 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）（第五条関係）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 金融商品取引業者 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。</p> <p>二 (略)</p> <p>二の二 株券預託証券 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第四条の三第二項に規定する有価証券をいう。</p> <p>三 (略)</p> <p>三の二 買付け等 法第二十七条の二十二の二第一項に規定する買付け等をいう。</p> <p>四く十一 (略)</p> <p>十二 応募上場株券等 応募株主等が公開買付けに応じて売付け等をした上場株券等をいう。</p> <p>十三く十五 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 証券会社 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第九項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第十二号に規定する外国証券会社を含む。</p> <p>二 (略)</p> <p>二の二 株券預託証券 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第四条の三第二項に規定する有価証券をいう。</p> <p>三 (略)</p> <p>三の二 買付け等 法第二十四条の六第二項に規定する買付け等をいう。</p> <p>四く十一 (略)</p> <p>十二 応募上場株券等 法第二十七条の二十二の二第二項において読み替えて準用する法第二十七条の十二第三項に規定する応募上場株券等をいう。</p> <p>十三く十五 (略)</p>

(買付け等の通知書の記載事項等)

第二条 令第十四条の三の三第五項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称及び所在地並びに決済の開始日、方法及び場所

2～8 (略)

(公告の方法)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 令第十四条の三の四第一項本文に規定する公告(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項を除く。)は、これらの公告に係る公開買付開始公告が電子公告による公告をする場合には電子公告により、日刊新聞紙に掲載する方法による公告をする場合には当該公告を掲載した日刊新聞紙により行わなければならない。ただし、令第十四条の三の四第五項において準用する令第四条の二の四第三項の規定により公告をする場合は、この限りでない。

(電子公告による公告ができない場合の承認等)

第三条の三 令第十四条の三の四第五項において準用する令第四条

(買付け等の通知書の記載事項等)

第二条 令第十四条の三の三第五項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 買付け等の決済をする証券会社又は銀行等の名称及び所在地並びに決済の開始日、方法及び場所

2～8 (略)

(公告の方法)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 令第十四条の三の四第一項本文に規定する公告(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項を除く。)は、これらの公告に係る公開買付開始公告が電子公告による公告をする場合には電子公告により、日刊新聞紙に掲載する方法による公告をする場合には当該公告を掲載した日刊新聞紙により行わなければならない。ただし、令第十四条の三の四第五項において準用する令第四条の二第三項の規定により公告をする場合は、この限りでない。

(電子公告による公告ができない場合の承認等)

第三条の三 令第十四条の三の四第五項において準用する令第四条

の二の四第三項の規定による承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出しなければならない。

一〜四 (略)

2 令第十四条の三の四第五項において準用する令第四条の二の四第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一〜二 (略)

(公告の中断の内容の公告)

第三条の四 令第十四条の三の四第五項において準用する令第四条の二の四第四項第三号の規定により公告の中断の内容の公告をする場合には、中断が生じた当該公告に次に掲げる事項を公告するものとする。

一〜二 (略)

(公開買付開始公告の掲載事項)

第四条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜四 (略)

五 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの

イ〜ハ (略)

の二第三項の規定による承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出しなければならない。

一〜四 (略)

2 令第十四条の三の四第五項において準用する令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一〜二 (略)

(公告の中断の内容の公告)

第三条の四 令第十四条の三の四第五項において準用する令第四条の二第四項第三号の規定により公告の中断の内容の公告をする場合には、中断が生じた当該公告に次に掲げる事項を公告するものとする。

一〜二 (略)

(公開買付開始公告の掲載事項)

第四条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜四 (略)

五 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの

イ〜ハ (略)

- ニ 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称、決済の開始日、方法及び場所並びに上場株券等の返還方法
- ホ (略)
- 六 (略)

(公開買付届出書の添付書類)

第六条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次の各号に掲げる公開買付者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

- 一 内国会社
- イ 当該公開買付者が金融商品取引業者又は銀行等と法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二第四項に規定する事務につき締結した契約の契約書の写し
- ロ、ホ (略)
- 二 (略)

2 前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(日曜日その他の日)

第七条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める日は、次に掲げる日とする。

- ニ 買付け等の決済をする証券会社又は銀行等の名称、決済の開始日、方法及び場所並びに上場株券等の返還方法
- ホ (略)
- 六 (略)

(公開買付届出書の添付書類)

第六条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次の各号に掲げる公開買付者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

- 一 内国会社
- イ 当該公開買付者が証券会社又は銀行等と法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二第四項に規定する事務につき締結した契約の契約書の写し
- ロ、ホ (略)
- 二 (略)

(新設)

(日曜日その他の日)

第七条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める日は、次に掲げる日とする。

一 (略)

二 行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）に規定する休日（以下「行政機関の休日」という。）のうち、日曜日及び前号に掲げる日を除く日

（買付け等の期間の延長を要しない訂正届出書等）

第十三条 (略)

2 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の八第八項に規定する内閣府令で定める期間は、当該公開買付届出書に係る公開買付期間の末日の翌日から、訂正届出書を提出する日より起算して十日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日までの期間とする。

（公開買付けの撤回等の公告の掲載事項）

第十六条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十一第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 公開買付けの撤回等（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十一第一項に規定する公開買付けの撤回等をいう。）を行う旨及びその理由

四 応募上場株券等の返還の開始日、方法及び場所

五 公開買付撤回届出書の写しを縦覧に供する場所

一 (略)

二 行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）に規定する休日（日曜日及び前号に掲げる日を除く。）

（買付け等の期間の延長を要しない訂正届出書等）

第十三条 (略)

2 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の八第八項に規定する内閣府令で定める期間は、当該公開買付届出書に係る公開買付期間の末日の翌日から、訂正届出書を提出する日より起算して十日を経過した日までの期間とする。

（公開買付けの撤回等の公告の掲載事項）

第十六条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十一第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 公開買付けの撤回等（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十一第一項に規定する公開買付けの撤回等をいう。次条において同じ。）を行う旨及びその理由

四 応募上場株券等の返還の開始日、方法及び場所

五 公開買付撤回届出書の写しを縦覧に供する場所

(公衆縦覧の方法)

第二十二条 (略)

2 (略)

3 金融商品取引所(法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。)及び認可金融商品取引業協会(法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。)は、法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十四第三項の規定により、その業務時間中第一項に規定する書類の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

(公衆縦覧の方法)

第二十二条 (略)

2 (略)

3 証券取引所及び証券業協会は、法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十四第三項の規定により、その業務時間中第一項に規定する書類の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）（第五条関係）

改 正 案	現 行																												
<p>第一号様式</p> <p style="text-align: center;"><u>公開買付けによる買付け等の通知書</u> (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>決済の方法(5)</u></p> <table border="1" data-bbox="657 159 1011 1077"> <tr> <td data-bbox="940 159 1011 501" rowspan="2">買付け等の決済をする金融商品 取引業者又は銀行等</td> <td data-bbox="940 501 1011 703">名称</td> <td data-bbox="940 703 1011 1077"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="876 501 940 703">本店の所在地</td> <td data-bbox="876 703 940 1077"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="812 159 876 501">決済の開始日</td> <td data-bbox="812 501 876 703">平成</td> <td data-bbox="812 703 876 1077">年 月 日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="748 159 812 501">決済の方法</td> <td data-bbox="748 501 812 703"></td> <td data-bbox="748 703 812 1077"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="657 159 748 501">決済の場所</td> <td data-bbox="657 501 748 703"></td> <td data-bbox="657 703 748 1077"></td> </tr> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p>	買付け等の決済をする金融商品 取引業者又は銀行等	名称		本店の所在地		決済の開始日	平成	年 月 日	決済の方法			決済の場所			<p>第一号様式</p> <p style="text-align: center;"><u>公開買付けによる買付け等の通知書</u> (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>決済の方法(5)</u></p> <table border="1" data-bbox="657 1153 1011 2072"> <tr> <td data-bbox="940 1153 1011 1496" rowspan="2">買付け等の決済をする証券会社又は銀行等</td> <td data-bbox="940 1496 1011 1697">名称</td> <td data-bbox="940 1697 1011 2072"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="876 1496 940 1697">本店の所在地</td> <td data-bbox="876 1697 940 2072"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="812 1153 876 1496">決済の開始日</td> <td data-bbox="812 1496 876 1697">平成</td> <td data-bbox="812 1697 876 2072">年 月 日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="748 1153 812 1496">決済の方法</td> <td data-bbox="748 1496 812 1697"></td> <td data-bbox="748 1697 812 2072"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="657 1153 748 1496">決済の場所</td> <td data-bbox="657 1496 748 1697"></td> <td data-bbox="657 1697 748 2072"></td> </tr> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p>	買付け等の決済をする証券会社又は銀行等	名称		本店の所在地		決済の開始日	平成	年 月 日	決済の方法			決済の場所		
買付け等の決済をする金融商品 取引業者又は銀行等		名称																											
	本店の所在地																												
決済の開始日	平成	年 月 日																											
決済の方法																													
決済の場所																													
買付け等の決済をする証券会社又は銀行等	名称																												
	本店の所在地																												
決済の開始日	平成	年 月 日																											
決済の方法																													
決済の場所																													

発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）（第五条関係）

改正案	現行																																																						
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付届出書 (略)</p> <p>第1【公開買付要項】 1～3 (略) 4【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】(5) (1)【買付け等の期間】</p> <table border="1" data-bbox="798 174 997 1086"> <tr> <td>買付け等の期間</td> <td>年 月 日から</td> <td>年 月 日まで (営業日)</td> </tr> <tr> <td>公告日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>公告掲載新聞名</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>(2)・(3) (略) 5 (略) 6【応募及び契約の解除の方法】(7) (1)～(3) (略) (4)【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】 7 (略) 8【決済の方法】(9) (1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】 (2)～(4) (略) 9 (略)</p> <p>第2【公開買付者の状況】 1・2 (略) 3【株面の状況】(13)</p> <table border="1" data-bbox="111 174 351 1086"> <tr> <td>金融商品取引所名又は認可 金融商品取引業協会名</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>月別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高株面</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	買付け等の期間	年 月 日から	年 月 日まで (営業日)	公告日			公告掲載新聞名			金融商品取引所名又は認可 金融商品取引業協会名						月別						最高株面						<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付届出書 (略)</p> <p>第1【公開買付要項】 1～3 (略) 4【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】(5) (1)【買付け等の期間】</p> <table border="1" data-bbox="798 1146 997 2058"> <tr> <td>買付け等の期間</td> <td>年 月 日から</td> <td>年 月 日まで (日間)</td> </tr> <tr> <td>公告日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>公告掲載新聞名</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>(2)・(3) (略) 5 (略) 6【応募及び契約の解除の方法】(7) (1)～(3) (略) (4)【上場株券等の保管及び返還を行う証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地】 7 (略) 8【決済の方法】(9) (1)【買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地】 (2)～(4) (略) 9 (略)</p> <p>第2【公開買付者の状況】 1・2 (略) 3【株面の状況】(13)</p> <table border="1" data-bbox="111 1146 351 2058"> <tr> <td>証券取引所名又は証券業 協会名</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>月別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高株面</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	買付け等の期間	年 月 日から	年 月 日まで (日間)	公告日			公告掲載新聞名			証券取引所名又は証券業 協会名						月別						最高株面					
買付け等の期間	年 月 日から	年 月 日まで (営業日)																																																					
公告日																																																							
公告掲載新聞名																																																							
金融商品取引所名又は認可 金融商品取引業協会名																																																							
月別																																																							
最高株面																																																							
買付け等の期間	年 月 日から	年 月 日まで (日間)																																																					
公告日																																																							
公告掲載新聞名																																																							
証券取引所名又は証券業 協会名																																																							
月別																																																							
最高株面																																																							

最低株価					
------	--	--	--	--	--

(記載上の注意)
 (1)～(6) (略)
 (7) 応募及び契約の解除の方法
 a～c (略)
 d 「(4) 上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地」は、応募に際し上場株券等を提供させる場合に記載すること。
 (8)～(12) (略)
 (12) 経理の状況
 a (略)
 b これらの財務諸表は、最近3事業年度のもの掲げることとし、事業年度順に左側から右側に配列して記載すること。ただし、最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に四半期報告書を提出している場合には、最近3事業年度の財務諸表とともに届出書提出日の直前に提出した四半期報告書に記載した四半期連結貸借対照表(a(b)の場合)にあつては、四半期貸借対照表)及び四半期連結損益計算書(当該四半期の属する事業年度の期首から当該四半期の末日までの期間に係るもの)(a(b)の場合)にあつては、四半期損益計算書(当該四半期の属する事業年度の期首から当該四半期の末日までの期間に係るもの)を掲げること。
 c (略)
 (13) 株価の状況
 届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。
 a 株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を記載すること。
 b 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録している場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載すること。

最低株価					
------	--	--	--	--	--

(記載上の注意)
 (1)～(6) (略)
 (7) 応募及び契約の解除の方法
 a～c (略)
 d 「(4) 上場株券等の保管及び返還を行う証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地」は、応募に際し上場株券等を提供させる場合に記載すること。
 (8)～(12) (略)
 (12) 経理の状況
 a (略)
 b これらの財務諸表は、最近3事業年度のもの掲げることとし、事業年度順に左側から右側に配列して記載すること。ただし、最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合には、最近3事業年度の財務諸表とともに中間連結貸借対照表(a(b)の場合)にあつては、中間貸借対照表)及び中間連結損益計算書(a(b)の場合)にあつては、中間損益計算書)を掲げること。
 c (略)
 (13) 株価の状況
 届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。
 a 株式が証券取引所に上場されている場合には、主要な1証券取引所の市場相場を記載し、当該証券取引所名を記載すること。
 b 株式が法第76条に規定する店頭売買有価証券として証券業協会に登録している場合には、当該証券業協会の発表する相場を記載すること。

発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）（第五条関係）

改 正 案	現 行
<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付撤回届出書 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 【上場株券等の返還方法】(4)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 【上場株券等の返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び所在地】 (記載上の注意) (略)</p>	<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付撤回届出書 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 【上場株券等の返還方法】(4)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 【上場株券等の返還を行う証券会社・銀行等の名称及び所在地】 (記載上の注意) (略)</p>

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）（第六条関係）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 対象有価証券カバードワラント <u>金融商品取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）<u>第二条第一項第十九号</u>に掲げる有価証券で対象有価証券（<u>法第二十七条の二十三第二項</u>に規定する対象有価証券をいう。以下この条において同じ。）に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る対象有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）を表示するものをいう。</p> <p>二 対象有価証券預託証券 <u>法第二十一条第二十号</u>に掲げる有価証券で対象有価証券に係る権利を表示するものをいう。</p> <p>三 株券預託証券 <u>法第二条第一項第二十号</u>に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するものをいう。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 対象有価証券信託受益証券 <u>有価証券信託受益証券</u>（<u>金融商品取引法施行令</u>（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）<u>第二条の三第三号</u>に掲げる有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。）で、受託有価証券（<u>同号</u>に規定する受託有価証券を</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 対象有価証券カバードワラント <u>証券取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）<u>第二条第一項第十号の二</u>に掲げる有価証券で対象有価証券（<u>法第二十七条の二十三第二項</u>に規定する対象有価証券をいう。以下この条において同じ。）に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る対象有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）を表示するものをいう。</p> <p>二 対象有価証券預託証券 <u>法第二条第一項第十号の三</u>に掲げる有価証券で対象有価証券に係る権利を表示するものをいう。</p> <p>三 株券預託証券 <u>法第二条第一項第十号の三</u>に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するものをいう。</p> <p>四 (略)</p> <p>(新設)</p>

いう。以下同じ。)が対象有価証券であるものをいう。

六 株券信託受益証券 有価証券信託受益証券で、株券が受託有価証券であるものをいう。

七 株券関連信託受益証券 対象有価証券信託受益証券のうち、株券信託受益証券以外のものをいう。

八 (略)

(発行者の定義)

第一条の二 法第二十七条の二十三第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次の各号に掲げる有価証券とし、同項に規定する内閣府令で定める者は、当該各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 対象有価証券信託受益証券 対象有価証券の発行者

四 (略)

五 外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの 対象有価証券の発行者

(議決権のない株式)

第三条の二 令第十四条の五の二第一号に規定する議決権のない株式として内閣府令で定めるものは、次に掲げるすべての要件を満たす株式とする。

(新設)

(新設)

五 (略)

(発行者の定義)

第一条の二 法第二十七条の二十三第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次の各号に掲げる有価証券とし、同項に規定する内閣府令で定める者は、当該各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に掲げる者とする。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

四 外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの 対象有価証券の発行者

(議決権のない株式)

第三条の二 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。)第十四条の五の二第一号に規定する議決権のない株式として内閣府令で定めるものは、次に掲げるすべての要件を満たす株式とする。

一・二 (略)

(権限を有することを知った有価証券)

第三条の三 法第二十七条の二十三第三項に規定する内閣府令で定める有価証券は、株券預託証券及び株券信託受益証券とする。

(保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの)

第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等(法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。)とする。

一 (略)

二 有価証券関連業(法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。第十一条第一号において同じ。)を行う者が引受け又は売出しを行う業務により保有する株券等(引受けの場合にあつては当該株券等の払込期日の翌日以後、売出しの場合にあつては当該株券等の受渡期日の翌日以後保有するものを除く。)

三 金融商品取引業者(法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。)が法第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引により保有する株券等

四・五 (略)

六 金融商品取引所(法第二条第十六項に規定する金融商品取引所

一・二 (略)

(権限を有することを知った有価証券)

第三条の三 法第二十七条の二十三第三項に規定する内閣府令で定める有価証券は、株券預託証券とする。

(保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの)

第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等(法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。)とする。

一 (略)

二 証券業を営む者が引受け又は売出しを行う業務により保有する株券等(引受けの場合にあつては当該株券等の払込期日の翌日以後、売出しの場合にあつては当該株券等の受渡期日の翌日以後保有するものを除く。)

三 証券会社が法第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引により保有する株券等

四・五 (略)

六 証券取引所で行われる銘柄の異なる複数の株券の集合体を対象

をいう。第二十一条において同じ。）で行われる銘柄の異なる複数の株券の集合体を対象とする先物取引を行ったことにより保有する株券（当該先物取引の売買取引最終日の翌日以後保有するものを除く。）

七〇十（略）

（新株予約券証券等の換算）

第五条 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定めるところにより株式に換算した数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一・二（略）

三 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数とし、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数とする方法

四 対象有価証券カバードワラントについては、次に掲げる当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションに係る対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ〇ハ（略）

二 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示される株式の数

ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は

とする先物取引を行ったことにより保有する株券（当該先物取引の売買取引最終日の翌日以後保有するものを除く。）

七〇十（略）

（新株予約券証券等の換算）

第五条 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定めるところにより株式に換算した数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一・二（略）

三 内国法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数とし、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数とする方法

四 対象有価証券カバードワラントについては、次に掲げる当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションに係る対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ〇ハ（略）

二 内国法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示される株式の数

ホ 内国法人が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は

新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

五 対象有価証券預託証券については、次に掲げる当該対象有価証券預託証券において表示される権利に係る対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ〜ハ (略)

ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

六 対象有価証券信託受益証券については、次に掲げる当該対象有価証券信託受益証券の受託有価証券である対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ 株券 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である株式の数

ロ 新株予約権証券 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ 新株予約権付社債券 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

五 対象有価証券預託証券については、次に掲げる当該対象有価証券預託証券において表示される権利に係る対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ〜ハ (略)

ニ 外国法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ホ 外国法人が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

(新設)

二 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である株式の数

ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数

七 対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ〜ハ (略)

ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 償還を受ける株式の数

ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数

(株券等保有割合に加算しない有価証券)

第五条の二 法第二十七条の二十三第四項に規定する株券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 (略)

二 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものに係る権利を表示するもの

三 有価証券信託受益証券で受託有価証券が株券又は法第二条第一

六 対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ〜ハ (略)

ニ 外国法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 償還を受ける株式の数

ホ 外国法人が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数

(株券等保有割合に加算しない有価証券)

第五条の二 法第二十七条の二十三第四項に規定する株券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 (略)

二 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で株券又は同項第九号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものに係る権利を表示するもの

(新設)

項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの

(みなし共同保有者から除外されるための保有株券等の数の基準)

第六条 法第二十七条の二十三第六項ただし書に規定する内閣府令で定める数は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。

- 一 (略)
- 二 外国の者の発行する株券等 発行済株式又は発行済投資口の総数の百分の一に相当する数

(重要な事項の変更から除外されるもの等)

第九条の二 (略)

2 (略)

3 令第十四条の七の二第二項に規定する新株予約権付社債券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

- 一・二 (略)
- 三 外国の者の発行する証券又は証書で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

(特例対象株券等の保有者である金融商品取引業者等の者)

第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する金融商品取引業者、銀行その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 金融商品取引業者(法第二十八条第一項に規定する第一種金融

(みなし共同保有者から除外されるための保有株券等の数の基準)

第六条 法第二十七条の二十三第六項ただし書に規定する内閣府令で定める数は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。

- 一 (略)
- 二 外国法人の発行する株券等 発行済株式又は発行済投資口の総数の百分の一に相当する数

(重要な事項の変更から除外されるもの等)

第九条の二 (略)

2 (略)

3 令第十四条の七の二第二項に規定する新株予約権付社債券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

- 一・二 (略)
- 三 外国法人の発行する証券又は証書で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

(特例対象株券等の保有者である証券会社等の者)

第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 証券会社、銀行、信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五

商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。次号において同じ。）を行う者又は投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち法第二条第八項第十二号及び第十四号に掲げる行為に限る。次号において同じ。）を行う者に限る。）
銀行、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は同法第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫及び商工組合中央金庫

二 外国の法令に準拠して外国において、第一種金融商品取引業、投資運用業、銀行業、信託業又は保険事業を営む者であつて前号に掲げる者以外の者

三 銀行等保有株式取得機構及び預金保険機構

四 前三号に掲げる者（以下この条及び第十三条において「金融商品取引業者等」という。）を共同保有者とする者であつて金融商品取引業者等以外の者

（保有の態様その他の事情を勘案し特例対象株券等から除外される場合）

第十三条 法第二十七条の二十六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 金融商品取引業者等に金融商品取引業者等でない共同保有者がいる場合において、当該共同保有者に金融商品取引業者等である共同保有者がいないものとみなして計算した当該共同保有者の株券等保有割合が百分の一を超える場合

十四号）第三条又は同法第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）
、保険会社、投資信託委託業者、投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二十四条第一項の認可を受けたものに限る。）、農林中央金庫及び商工組合中央金庫

二 外国の法令に準拠して外国において、証券業、銀行業、信託業又は保険事業を営む者、投資信託の委託者となることを業とする者及び投資顧問業を営む者（法第二十七条の二十三第三項第二号に規定する投資一任契約又はこれに準ずる契約に係る業務を行う者に限る。）であつて前号に掲げる者以外の者

三 銀行等保有株式取得機構及び預金保険機構

四 前三号に掲げる者（以下この条及び第十三条において「証券会社等」という。）を共同保有者とする者であつて証券会社等以外の者

（保有の態様その他の事情を勘案し特例対象株券等から除外される場合）

第十三条 法第二十七条の二十六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 証券会社等に証券会社等でない共同保有者がいる場合において、当該共同保有者に証券会社等である共同保有者がいないものとみなして計算した当該共同保有者の株券等保有割合が百分の一を超える場合

二 金融商品取引業者等が保有する株券等に係る株券等保有割合が百分の十以下となる場合であつて、当該株券等に係る大量保有報告書又は変更報告書のうち最後に提出されたものに記載された株券等保有割合（百分の十を超えているものに限る。）からの減少が百分の一未満の場合

（特例対象株券等に係る変更報告書を提出しなければならない場合）
第十七条 法第二十七条の二十六第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一・二 （略）

三 株券等保有割合が百分の十に減少し、当該株券等が特例対象株券等になった場合 当該特例対象株券等になった日から五日以内

第二十一条 金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会（法第二十三条に規定する認可金融商品取引業協会をいう。）は、法第二十七条の二十八第二項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により、その業務時間中大量保有報告書及び変更報告書並びにこれらの訂正報告書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

二 証券会社等が保有する株券等に係る株券等保有割合が百分の十以下となる場合であつて、当該株券等に係る大量保有報告書又は変更報告書のうち最後に提出されたものに記載された株券等保有割合（百分の十を超えているものに限る。）からの減少が百分の一未満の場合

（特例対象株券等に係る変更報告書を提出しなければならない場合）
第十七条 法第二十七条の二十六第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一・二 （略）

（新設）

第二十一条 証券取引所及び証券業協会は、法第二十七条の二十八第二項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により、その業務時間中大量保有報告書及び変更報告書並びにこれらの訂正報告書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）（第六条関係）

改正案

現行

第一号様式 【表紙】 【提出書類】(2)		第一号様式 【表紙】 【提出書類】(2)		
第1 【発行者に関する事項】(7) (略)		第1 【発行者に関する事項】(7) (略)		
発行者の名称		発行者の名称		
証券コード		証券コード		
上場・店頭の別		上場・店頭の別		
上場金融商品取引所		上場証券取引所		
第2 【提出者に関する事項】 1 【提出者（大量保有者）／1】(8) (1)～(3) (略) (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(12) ① 【保有株券等の数】		第2 【提出者に関する事項】 1 【提出者（大量保有者）／1】(8) (1)～(3) (略) (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(12) ① 【保有株券等の数】		
株券又は投資証券等(株・口)	法第27条の23第3項本文	株券又は投資証券等(株・口)	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第2号
新株予約権証券(株)	A	新株予約権証券(株)	A	＝ G
新株予約権付社債券(株)	B	新株予約権付社債券(株)	B	＝ H
対象有価証券 カバードワラント	C	対象有価証券 カバードワラント	C	I
株券預託証券		株券預託証券		
株券関連預託証券	D	株券関連預託証券	D	I
株券信託受益証券		対象有価証券償還社債	E	K
株券関連信託受益証券	E	他社株等転換株券	F	L
対象有価証券償還社債	F	合計(株・口)	M	N
他社株等転換株券	G	信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	Q
合計(株・口)	Q			

信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) $(0+P+Q-R-S)$	T		
保有潜在株式の数 $(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)$	U		
② 【株券等保有割合】			
発行済株式等総数 (株・口) (平成 年 月 日現在)	Y		
上記提出者の株券等保有割合 (%) $(T/(U+V) \times 100)$			
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)			
(5)・(6) (略)			
(7) 【保有株券等の取得資金】 (15)			
① 【取得資金の内訳】			
自己資金額 (W) (千円)			
借入金額計 (X) (千円)			
その他金額計 (Y) (千円)			
上記 (Y) の内訳			
取得資金合計 (千円) $(W+X+Y)$			
②・③ (略)			
第3 【共同保有者に関する事項】 (16)			
1 【共同保有者／1】 (17)			
(1) (略)			
(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】 (18)			
① 【保有株券等の数】			
株券又は投資証券等 (株・口)	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号

共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数 (総数) $(M+N+O-P-Q)$	R		
保有潜在株式の数 $(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)$	S		
② 【株券等保有割合】			
発行済株式等総数 (株・口) (平成 年 月 日現在)	T		
上記提出者の株券等保有割合 (%) $(R/(S+T) \times 100)$			
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)			
(5)・(6) (略)			
(7) 【保有株券等の取得資金】 (15)			
① 【取得資金の内訳】			
自己資金額 (U) (千円)			
借入金額計 (V) (千円)			
その他金額計 (W) (千円)			
上記 (W) の内訳			
取得資金合計 (千円) $(U+V+W)$			
②・③ (略)			
第3 【共同保有者に関する事項】 (16)			
1 【共同保有者／1】 (17)			
(1) (略)			
(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】 (18)			
① 【保有株券等の数】			
株券又は投資証券等 (株・口)	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号

新株予約権証券 (株)	A		二	H
新株予約権付社債券 (株)	B		二	I
対象有価証券 カバードワラント	C			I
株券預託証券				
株券関連預託証券	D			K
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E			L
対象有価証券償還社債	F			M
他社株等転換株券	G			N
合計 (株・口)	Q	P		Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S			
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R-S)	T			
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+ I+J+K+L+M+N)	U			
②【株券等保有割合】				
発行済株式等総数 (株・口) (平成 年 月 日現在)	Y			
上記提出者の 株券等保有割合 (%) $(T / (U+V) \times 100)$				
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)				
第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】				
1 (略)				
2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】 (21)				
(1) 【保有株券等の数】				

新株予約権証券 (株)	A		二	G
新株予約権付社債券 (株)	B		二	H
対象有価証券 カバードワラント	C			I
株券預託証券				
株券関連預託証券	D			I
対象有価証券償還社債	E			K
他社株等転換株券	F			L
合計 (株・口)	M	N		Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q			
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R			
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+ I+J+K+L)	S			
②【株券等保有割合】				
発行済株式等総数 (株・口) (平成 年 月 日現在)	T			
上記提出者の 株券等保有割合 (%) $(R / (S+D) \times 100)$				
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)				
第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】				
1 (略)				
2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】 (21)				
(1) 【保有株券等の数】				

	法第27条の23第3 項本文	法第27条の23第3 項第1号	法第27条の23第3 項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A	二	H
新株予約権付社債券(株)	B	二	I
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	Q	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) $(O+P+Q-R-S)$	T		
保有潜在株式の数 $(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)$	U		
(2) 【株券等保有割合】			
発行済株式等総数(株・口) (平成 年 月 日現在)	Y		
上記提出者の 株券等保有割合(%) $(T/Y) \times 100$			
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)			

	法第27条の23第3 項本文	法第27条の23第3 項第1号	法第27条の23第3 項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A		G
新株予約権付社債券(株)	B		H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M	N	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) $(M+N+O-P-Q)$	R		
保有潜在株式の数 $(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)$	S		
(2) 【株券等保有割合】			
発行済株式等総数(株・口) (平成 年 月 日現在)	I		
上記提出者の 株券等保有割合(%) $(R/S) \times 100$			
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)			

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】 (22)		
提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合 (%)
合 計		

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a・b (略)
- c 会社の株券等が新たに金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券と認可金融商品取引業協会に登録されたことにより、大量保有者となった者は、当該上場又は登録の日から5日(日曜日及び令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。)以内にこの報告書を提出すること。

d・e (略)

(2)～(6) (略)

(7) 発行者に関する事項

- a 「証券コード」欄には、証券コード協議会の証券コードを記載すること。

- b 「上場・店頭の別」欄には、「上場」又は「店頭」のいずれかを記載し、「上場金融商品取引所」欄には、上場しているすべての金融商品取引所の名称を記載すること。

(8)～(10) (略)

(11) 重要提案行為等

第11条第1号から第4号までに掲げる者が重要提案行為等を行うことを株券等の保有の目的としてするために本様式を使用する場合には、重要提案行為等を行う予定であることを記載すること。

(12) 上記提出者の保有株券等の内訳

a～d (略)

- e 「発行済株式等総数」欄には、原則として、報告義務が発生した日の発行済株式等総数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直前期の有価証券報告書又は半期報告書、直近の半期報告書、直近の商業登記簿等に記載された発行済株式等総数を記載しても差し支えない。

なお、発行者において株式分割等を行っており、効力が発生していない場合において、権利落日から効力発生日までの間に本報告義務が発生した場合には、発行済株式等総数は権利落日に増加するものとみなして発行済株式等総数を記入することとする。

f～j (略)

- k 信用取引において、顧客(金融商品取引業者(第四条第三号に規定する金融商品取引業者をいう。以下この号において同じ。)を含む。)が金融商品取引業者から株券の貸付けを受けたことにより、当該金融商品取引業者に対して返還義務を有する場合には、当該借入株券の数に相当する数を「信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数」欄に記載すること。ただし、「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数」欄において記載すべき数を除く。

l～n (略)

(13) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分状況

a～d (略)

- f 「単価」欄には、売買により株券等を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。ただし、金融商品市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】 (22)		
提出者又は共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合 (%)
合 計		

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a・b (略)
- c 会社の株券等が新たに証券取引所に上場され、又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されたことにより、大量保有者となった者は、当該上場又は登録の日から5日(日曜日及び令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。)以内にこの報告書を提出すること。

d・e (略)

(2)～(6) (略)

(7) 発行者に関する事項

- a 「証券コード」欄には、証券コード協議会の証券コードを記載すること。

- b 「上場・店頭の別」欄には、「上場」又は「店頭」のいずれかを記載し、「上場証券取引所」欄には、上場しているすべての証券取引所の名称を記載すること。

(8)～(10) (略)

(11) 重要提案行為等

第11条第1号から第3号までに掲げる者が重要提案行為等を行うことを株券等の保有の目的としてするために本様式を使用する場合には、重要提案行為等を行う予定であることを記載すること。

(12) 上記提出者の保有株券等の内訳

a～d (略)

- e 「発行済株式等総数」欄には、原則として、報告義務が発生した日の発行済株式等総数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直前期の有価証券報告書又は半期報告書、直近の商業登記簿等に記載された発行済株式等総数を記載しても差し支えない。

なお、発行者において株式分割等を行っており、効力が発生していない場合において、権利落日から効力発生日までの間に本報告義務が発生した場合には、発行済株式等総数は権利落日に増加するものとみなして発行済株式等総数を記入することとする。

f～j (略)

- k 信用取引において、顧客(証券会社を含む。)が証券会社から株券の貸付けを受けたことにより、当該証券会社に対して返還義務を有する場合には、当該借入株券の数に相当する数を「信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数」欄に記載すること。ただし、「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数」欄において記載すべき数を除く。

l～n (略)

(13) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分状況

a～d (略)

- f 「単価」欄には、売買により株券等を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取

<p>得し、又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等売買以外の方法により株券等を取付し、又は処分した場合にはその旨記載すること。</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) 保有株券等の取得資金</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 借入先の名称等</p> <p>この欄には、「・ 借入金の内訳」において「1」を記載した借入金について、その借入先の「名称(支店名)」、「代表者氏名」及び「所在地」を記載すること。なお、法第27条の30の5第1項の規定により報告者が報告書の写しを金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会及び発行者に送付する際には、本欄を削除して送付すること。訂正報告書についても同様とすること。</p> <p>(16)～(22) (略)</p>	<p>得し、又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等売買以外の方法により株券等を取付し、又は処分した場合にはその旨記載すること。</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) 保有株券等の取得資金</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 借入先の名称等</p> <p>この欄には、「・ 借入金の内訳」において「1」を記載した借入金について、その借入先の「名称(支店名)」、「代表者氏名」及び「所在地」を記載すること。なお、法第27条の30の5第1項の規定により報告者が報告書の写しを証券取引所又は日本証券業協会及び発行者に送付する際には、本欄を削除して送付すること。訂正報告書についても同様とすること。</p> <p>(16)～(22) (略)</p>
---	---

<p>た場合において、相手方を知ることができないときは、その旨を記載すること。</p> <p>⒍ 「単価」欄には、売買により株券等を取得し、又は処分した場合には、<u>売買単価</u>を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。ただし、<u>金融商品市場内</u>における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取得し、又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等売買以外の方法により株券等を取得し、又は処分した場合にはその旨記載すること。</p>	<p>た場合において、相手方を知ることができないときは、その旨を記載すること。</p> <p>⒍ 「単価」欄には、売買により株券等を取得し、又は処分した場合には、<u>売買単価</u>を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。ただし、<u>有価証券市場内</u>における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取得し、又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等売買以外の方法により株券等を取得し、又は処分した場合にはその旨記載すること。</p>
--	--

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令(平成二年大蔵省令第三十六号)(第六条関係)

改正案

現行

第三号様式 【表紙】 【提出書類】		第三号様式 【表紙】 【提出書類】		
第1【発行者に関する事項】		第1【発行者に関する事項】		
(略)		(略)		
発行者の名称		発行者の名称		
証券コード		証券コード		
上場・店頭の別		上場・店頭の別		
上場金融商品取引所		上場証券取引所		
第2【提出者に関する事項】		第2【提出者に関する事項】		
1【提出者(大量保有者)ノ1】		1【提出者(大量保有者)ノ1】		
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)		
(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】		(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】		
①【保有株券等の数】		①【保有株券等の数】		
株券又は投資証券等(株・口)	法第27条の23第3項本文	株券又は投資証券等(株・口)	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第2号
新株予約権証券(株)	A	新株予約権証券(株)	A	ニ G
新株予約権付社債券(株)	B	新株予約権付社債券(株)	B	ニ H
対象有価証券 カバードワラント	C	対象有価証券 カバードワラント	C	I I
株券預託証券		株券預託証券		
株券関連預託証券	D	株券関連預託証券	D	I
株券信託受益証券		株券信託受益証券		
株券関連信託受益証券	E	対象有価証券償還社債	E	K
対象有価証券償還社債	F	他社株等転換株券	F	L
他社株等転換株券	G	合計(株・口)	M	N
合計(株・口)	Q	合計(株・口)	N	Q
		信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	
		共同保有者間で引渡請求権等	Q	

信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S
保有株券等の数 (総数) $(O+P+Q-R-S)$	T
保有潜在株式の数 $(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)$	U

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 年 月 日現在)	Y
上記提出者の株券等保有割合 (%) $(T/U+V) \times 100$	
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	
(4) (略)	

第3 【共同保有者に関する事項】

1 【共同保有者／1】

- (1) (略)
(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			
新株予約権証券 (株)	A	ニ	H
新株予約権付社債券 (株)	B	ニ	I
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			

の権利が存在するものとして控除する株券等の数	
保有株券等の数 (総数) $(M+N+O-P-Q)$	R
保有潜在株式の数 $(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)$	S

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 年 月 日現在)	T
上記提出者の株券等保有割合 (%) $(R/S+T) \times 100$	
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	
(4) (略)	

第3 【共同保有者に関する事項】

1 【共同保有者／1】

- (1) (略)
(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			
新株予約権証券 (株)	A	ニ	G
新株予約権付社債券 (株)	B	ニ	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		K

株券関連(信託受益証券)	E		L
対象有価証券償還社債	E		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	Q	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) ($0+P+Q-R-S$)	T		
保有潜在株式の数 ($A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N$)	U		
② 【株券等保有割合】			
発行済株式等総数 (株・口) (平成 年 月 日現在)	Y		
上記提出者の株券等保有割合 (%) ($T/Y \times 100$)			
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)			

他社株等転換株券	E		L
合計 (株・口)	M	N	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数 (総数) ($M+N+O-P-Q$)	R		
保有潜在株式の数 ($A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L$)	S		
② 【株券等保有割合】			
発行済株式等総数 (株・口) (平成 年 月 日現在)	I		
上記提出者の株券等保有割合 (%) ($R/S \times 100$)			
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)			

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 (略)

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

株券又は投資証券等 (株・口)	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
新株予約権証券 (株)	A		H
新株予約権付社債券 (株)	B		I

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 (略)

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

株券又は投資証券等 (株・口)	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
新株予約権証券 (株)	A		G
新株予約権付社債券 (株)	B		H

対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	Q	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) $(O+P+Q-R-S)$	T		
保有潜在株式の数 $(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)$	U		
(2) 【株券等保有割合】			
発行済株式等総数 (株・口) (平成 年 月 日現在)	Y		
上記提出者の 株券等保有割合 (%) $(T/Y \times 100)$			
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)			
(3) (略)			
(記載上の注意)			
(1) 一般的事項			
a・b (略)			
c 会社の株券等が新たに金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券として認可金融商品			

対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M	N	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数 (総数) $(M+N+O-P-Q)$	R		
保有潜在株式の数 $(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)$	S		
(2) 【株券等保有割合】			
発行済株式等総数 (株・口) (平成 年 月 日現在)	T		
上記提出者の 株券等保有割合 (%) $(R/(S+T) \times 100)$			
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)			
(3) (略)			
(記載上の注意)			
(1) 一般的事項			
a・b (略)			
c 会社の株券等が新たに証券取引所に上場され、又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録			

<p>取引業協会に登録されたことにより、株券等保有割合が100分の5を超えることとなった者は、当該上場又は登録の日以後の最初に到来する基準日から5日以内に、この報告書を提出すること。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(2) 個別事項 第一号様式に準じて記載すること。</p>	<p>されたことにより、株券等保有割合が100分の5を超えることとなった者は、当該上場又は登録の日以後の最初に到来する基準日から5日以内に、この報告書を提出すること。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(2) 個別事項 第一号様式に準じて記載すること。</p>
---	---

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）（第六条関係）

改正案	現行				
<p>第四号様式 【表紙】 【提出書類】 (2) _____ (略)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 【届出者の類型】 (6)</p> <table border="1" data-bbox="1061 241 1133 1079"> <tr> <td>届出者の類型</td> <td>金融商品取引業者等、国又は地方公共団体である共同保有者の氏名又は名称</td> </tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a <u>金融商品取引業者等</u>（第11条第4号に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この様式において同じ。）又は国若しくは地方公共団体は、その者の共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出できるものとする。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 氏名又は名称及び住所又は本店所在地</p> <p>a (略)</p> <p>b 届出者が、金融商品取引業者等又は国若しくは地方公共団体である場合であって、当該届出者が共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出するときは、当該届出者の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該届出書を書面で提出する場合には、併せて押印すること）。なお、当該共同保有者が、当該届出者に届出書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を添付すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該届出書を書面で提出する場合には、届出書1通につき1通ずつ添付すること。）。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 届出者の類型</p> <p>a (略)</p> <p>b 「金融商品取引業者等、国又は地方公共団体である共同保有者の氏名又は名称」欄は、届出者が第11条第4号又は第14条第2号に掲げる者に該当する場合（将来該当する場合を含む。）に、当該届出者の共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）であって、<u>金融商品取引業者等</u>に該当する者の氏名又は名称を1つ記載すること。</p>	届出者の類型	金融商品取引業者等、国又は地方公共団体である共同保有者の氏名又は名称	<p>第四号様式 【表紙】 【提出書類】 (2) _____ (略)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 【届出者の類型】 (6)</p> <table border="1" data-bbox="1061 1191 1133 2020"> <tr> <td>届出者の類型</td> <td>証券会社等、国又は地方公共団体である共同保有者の氏名又は名称</td> </tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a <u>証券会社等</u>又は国若しくは地方公共団体は、その者の共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出できるものとする。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 氏名又は名称及び住所又は本店所在地</p> <p>a (略)</p> <p>b 届出者が、証券会社等又は国若しくは地方公共団体である場合であって、当該届出者が共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出するときは、当該届出者の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該届出書を書面で提出する場合には、併せて押印すること）。なお、当該共同保有者が、当該届出者に届出書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を添付すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該届出書を書面で提出する場合には、届出書1通につき1通ずつ添付すること。）。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 届出者の類型</p> <p>a (略)</p> <p>b 「証券会社等、国又は地方公共団体である共同保有者の氏名又は名称」欄には、届出者が第11条第4号又は第14条第2号に掲げる者に該当する場合（将来該当する場合を含む。）に、当該届出者の共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）であって、<u>証券会社等</u>に該当する者の氏名又は名称を1つ記載すること。</p>	届出者の類型	証券会社等、国又は地方公共団体である共同保有者の氏名又は名称
届出者の類型	金融商品取引業者等、国又は地方公共団体である共同保有者の氏名又は名称				
届出者の類型	証券会社等、国又は地方公共団体である共同保有者の氏名又は名称				

○ 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）（第七条関係）

改正案

現行

（電子開示手続又は任意電子開示手続の方法）

第一条 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第十四条の十第一項の規定により電子開示手続

（金融商品取引法（以下「法」という。）第二十七条の三十の二に

規定する電子開示手続をいう。以下同じ。）又は任意電子開示手続

（法第二十七条の三十の二に規定する任意電子開示手続をいう。以下同じ。）を行う者は、当該電子開示手続又は任意電子開示手続

を行う者の使用に係る入出力装置（令第十四条の十第一項の入出力装置をいう。以下同じ。）により識別番号及び暗証番号を入力して当該

入出力装置と法第二十七条の三十の二の電子計算機とを電気通信回線を使用して接続し、かつ、入出力装置から入力できる方式で、

電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。

ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができる。

（令第四十一条の二第二項に規定する内閣府令で定める会社）

第七条 令第四十一条の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省

（電子開示手続又は任意電子開示手続の方法）

第一条 証券取引法施行令（以下「令」という。）第十四条の十第一項の規定により電子開示手続（証券取引法（以下「法」という。）

第二十七条の三十の二に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。

）又は任意電子開示手続（法第二十七条の三十の二に規定する任意電子開示手続をいう。以下同じ。）を行う者は、当該電子開示手続

又は任意電子開示手続を行う者の使用に係る入出力装置（令第十四条の十第一項の入出力装置をいう。以下同じ。）により識別番号及び暗証番号を入力して当該入出力装置と法第二十七条の三十の二の

電子計算機とを電気通信回線を使用して接続し、かつ、入出力装置から入力できる方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書

をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。

ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができる。

（令第四十一条の二第二項に規定する内閣府令で定める会社）

第七条 令第四十一条の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省

令第二十二号。次条において「特定有価証券開示府令」という。）
第一条第七号に掲げる有価証券の発行者である内国会社（これらの有価証券に係る電子開示手続又は任意電子開示手続を行う場合に限り。）とする。

令第二十二号。次条において「特定有価証券開示府令」という。）
第一条第二号の二、第四号イ、第四号の二イ又は第五号の二に掲げる有価証券の発行者である内国会社（これらの有価証券に係る電子開示手続又は任意電子開示手続を行う場合に限り。）とする。

○ 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年三月二十八日大蔵省令第十二号）（第八条関係）

改正後	改正前
<p>（監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第九十三条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条の十七第一項第十三号（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第五条の十において準用する場合を含む。）、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第 号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第十五条第一項第九号、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第十五条の十二第一項第十二号（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第十七条の四において準用する場合を含む。）及び四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第 号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第二十条第一項第八号に掲げる事項の注記を除く。</p>	<p>（監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第九十三条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条の十七第一項第十三号（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第五条の十において準用する場合を含む。）及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第十五条の十二第一項第十二号（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第十七条の四において準用する場合を含む。）に掲げる事項の注記を除く。）とする。</p>

とする。

一 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表のうち同項に規定する指定法人（以下「指定法人」という。）が提出する財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）又は財務書類（財務諸表等規則第二百二十七条の規定により外国会社が提出する財務書類をいう。以下同じ。）のうち、特定有価証券（法第五条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下この号において同じ。）以外の有価証券に係るものにあつては最近事業年度及びその直前事業年度、特定有価証券に係るものにあつては最近特定期間（法第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この号において同じ。）及びその直前特定期間に係るもの（届出書に含まれる最近事業年度又は特定期間（以下この条において「事業年度等」という。）及びその直前事業年度等に係る財務諸表又は財務書類（以下この号において「書類」という。）のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた書類と同一の内容のものを除く。）

二 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる四半期財務諸表（四半期財務諸表等規則第一条第一項に規定する四半期財務諸表のうち指定法人が提出する四半期財務諸表以外のもの

一 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる財務諸表（財務諸表等規則第一条に規定する財務諸表のうち同条に規定する指定法人（以下「指定法人」という。）が提出する財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）又は財務書類（財務諸表等規則第二百二十七条に規定する外国会社の財務書類をいう。以下同じ。）のうち、特定有価証券（法第二十四条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下この号において同じ。）以外の有価証券に係るものにあつては最近事業年度及びその直前事業年度、特定有価証券に係るものにあつては最近特定期間（法第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この号において同じ。）及びその直前特定期間に係るもの（届出書に含まれる最近事業年度又は特定期間（以下この条において「事業年度等」という。）及びその直前事業年度等に係る財務諸表又は財務書類（以下この号において「書類」という。）のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた書類と同一の内容のものを除く。）

（新設）

をいう。以下この条において同じ。）（届出書に含まれる四半期財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により提出された届出書又は四半期報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号。以下「開示府令」という。）第十七条の六第二項各号に掲げる事業を行う会社（以下「特定事業会社」という。）により提出された四半期報告書のうち当該事業年度の最初の四半期会計期間（四半期財務諸表等規則第三条第四号に規定する四半期会計期間をいう。以下同じ。）の翌四半期会計期間に係るもの（以下「第二・四半期報告書」という。）を除く。）に含まれた四半期財務諸表と同一の内容のもの（を除く。））

三 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる中間財務諸表（中間財務諸表等規則第一条第一項に規定する中間財務諸表のうち指定法人が提出する中間財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）（届出書に含まれる中間財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項、法第二十四条の四の七第一項若しくは第二項又は第二十四条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により提出された届出書、四半期報告書（特定事業会社により提出された第二・四半期報告書に限る。）又は半期報告書に含まれた中間財務諸表と同一の内容のものを除く。）

二 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる中間財務諸表（中間財務諸表等規則第一条に規定する中間財務諸表のうち指定法人が提出する中間財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）（届出書に含まれる中間財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により提出された届出書又は半期報告書に含まれた中間財務諸表と同一の内容のものを除く。）

四| 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる連結財務諸表（開示府令第一条第二十一号に規定する連結財務諸表のうち指定法人が提出する連結財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）（届出書に含まれる連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

五| 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表規則第一条第一項に規定する四半期連結財務諸表のうち、指定法人が提出する四半期連結財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）（届出書に含まれる四半期連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定により提出された届出書又は四半期報告書（特定事業会社により提出された第二・四半期報告書を除く。）に含まれた四半期連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

六| 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第一条に規定する中間連結財務諸表のうち、指定法人が提出する中間連結財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）（届出書に含まれる中間連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項、第二十四

三| 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる連結財務諸表（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号。以下「開示府令」という。）第一条第二十一号に規定する連結財務諸表のうち指定法人が提出する連結財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）（届出書に含まれる連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

（新設）

四| 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第一条に規定する中間連結財務諸表のうち、指定法人が提出する中間連結財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）（届出書に含まれる中間連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十

条の四の七第一項若しくは第二項又は第二十四条の五第一項の規定により提出された届出書、四半期報告書（特定事業会社により提出された第二・四半期報告書に限る。）又は半期報告書に含まれた中間連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

七| (略)

八| (略)

九| 法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出される四半期報告書（特定事業会社により提出された第二・四半期報告書を除く。）に含まれる四半期財務諸表（四半期報告書に含まれる当該事業年度の直前事業年度に係る四半期財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定により提出された届出書又は四半期報告書に含まれた四半期財務諸表と同一の内容のものを除く。）

十| 法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出される四半期報告書（特定事業会社により提出された第二・四半期報告書に限る。）に含まれる中間財務諸表（四半期報告書に含まれる当該事業年度の直前事業年度に係る中間財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定により提出された届出書又は四半期報告書に含まれた中間財務諸表と同一の内容のものを除く。）

十一| 法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出される四半期報告書（特定事業会社により提出された第二・四半期報告書を除く。）に含まれる四半期連結財務諸表（四半期報告書

四条の五第一項の規定により提出された届出書又は半期報告書に含まれた中間連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

五| (略)

六| (略)

(新設)

(新設)

(新設)

に含まれる当該連結会計年度の直前連結会計年度に係る四半期連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定により提出された届出書又は四半期報告書に含まれた四半期連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

十二 法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出される四半期報告書（特定事業会社により提出された第二・四半期報告書に限る。）に含まれる中間連結財務諸表（四半期報告書に含まれる当該連結会計年度の直前連結会計年度に係る中間連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定により提出された届出書又は四半期報告書に含まれた中間連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

十三・十四 （略）

十五 法第七条、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十四条の二第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出される訂正届出書又は訂正報告書において、前各号の書類を訂正する書類

十六 法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定により提出される届出書、法第二十七条において準用する法第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を法第二十七条において準用する法第二十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定によ

（新設）

七・八 （略）

九 法第七条、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出される訂正届出書又は訂正報告書において、前各号の書類を訂正する書類

十 法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定により提出される届出書、法第二十七条において準用する法第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を法第二十七条において準用する法第二十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定によ

より提出される有価証券報告書、法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第一項又は第二項（これらの規定を法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出される四半期報告書及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する法第二十四条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出される半期報告書に含まれる第一号から第十四号までに定める書類又はこれらに相当する書類

十七 法第二十七条において準用する法第七条（法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項、法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第四項及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）
、法第二十七条において準用する法第九条第一項（法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項、法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第四項及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）又は法第二十七条において準用する法第十条第一項（法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項、法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第四項及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出される訂正届出書又は訂正報告書において、前号の書類を訂正する書類

り提出される有価証券報告書及び法第二十七条において準用される法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する法第二十四条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出される半期報告書に含まれる第一号から第八号までに定める書類又はこれらに相当する書類

十一 法第二十七条において準用する法第七条（法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）
、法第二十七条において準用する法第九条第一項（法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）又は法第二十七条において準用する法第十条第一項（法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出される訂正届出書又は訂正報告書において、前号の書類を訂正する書類

(監査証明を受けることを要しない旨の承認)

第一条の二 前条各号に規定する書類を提出する会社(指定法人を含む。以下同じ。)が法第九十三條の二第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、当該書類に係る承認申請書を当該書類を提出すべき財務局長等(開示府令第二十条(第三項を除く。)

又は特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)第三十条の規定により当該書類を提出すべき財務局長又は福岡財務支局長をいう。第五条において同じ。)に提出しなければならない。

(監査証明を受けないことができる会社の範囲)

第一条の三 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。)第三十五条に規定する内閣府令で定める者は、財務諸表等規則第二百二十七條第一項、第二項又は第五項ただし書の適用を受ける財務諸表について公認会計士又は監査法人に相当する者により法第九十三條の二第一項の監査証明(以下「監査証明」という。)に相当すると認められる証明を受けた者とする。

(公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係)

第二条 法第九十三條の二第三項に規定する公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六條の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第

(監査証明を受けることを要しない旨の承認)

第一条の二 前条各号に規定する書類を提出する会社(指定法人を含む。以下同じ。)が法第九十三條の二第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

(監査証明を受けないことができる会社の範囲)

第一条の三 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。)第三十五条に規定する内閣府令で定める者は、財務諸表等規則第二百二十七條第一項、第二項又は第五項ただし書の適用を受ける財務諸表について公認会計士又は監査法人に相当する者により法第九十三條の二第一項の監査証明(以下「監査証明」という。)に相当すると認められる証明を受けた者とする。

(公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係)

第二条 法第九十三條の二第二項に規定する公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六條の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第

六号については、連結財務諸表等（連結財務諸表（開示府令第一条第二十一号に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。））、中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第一条に規定する中間連結財務諸表をいう。以下同じ。））及び四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表規則第一条第一項に規定する四半期連結財務諸表をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の監査証明に関する場合に限る。

一〇五 （略）

六 公認会計士、その配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社（被監査会社が、内国会社（開示府令第一条第二十号の三）に規定する内国会社をいう。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表規則第二条第四号、中間連結財務諸表規則第二条第三号及び四半期連結財務諸表規則第二条第七号に規定する連結子会社をいい、被監査会社が、外国会社（開示府令第一条第二十号の四に規定する外国会社をいう。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表規則第二条第四号、中間連結財務諸表規則第二条第三号及び四半期連結財務諸表規則第二条第七号に規定する連結子会社に相当する会社をいう。以下同じ。）又は持分法適用会社（被監査会社が、内国会社である場合には、連結財務諸表規則第二条第八号、中間連結財務諸表規則第二条第七号及び四半期連結財務諸表規則第二条第十一号に規定する持分法が適用される非連結子会社（連結財務諸表規則第二条第六号、中間連結財務諸表規則第二条第五号及び四半期連結財務諸表規則第二条第九号に規定する非連結子会社をいう。以下同じ。））及び関連会社（連結財務諸表規則第

六号については、連結財務諸表等（連結財務諸表（開示府令第一条第二十一号に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。））及び中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第一条に規定する中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の監査証明に関する場合に限る。

一〇五 （略）

六 公認会計士、その配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社（被監査会社が、内国会社（開示府令第一条第二十号の二）に規定する内国会社をいう。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表規則第二条第三号及び中間連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいい、被監査会社が、外国会社（開示府令第一条第二十号の三）に規定する外国会社をいう。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表規則第二条第三号及び中間連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社に相当する会社をいう。以下同じ。）又は持分法適用会社（被監査会社が、内国会社である場合には、連結財務諸表規則第二条第八号及び中間連結財務諸表規則第二条第七号に規定する持分法が適用される非連結子会社（連結財務諸表規則第二条第五号及び中間連結財務諸表規則第二条第五号に規定する非連結子会社をいう。以下同じ。））及び関連会社（連結財務諸表規則第二条第六号及び中間連結財務諸表規則第二条第六号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）をいい、被監査会社が、外国会社である場合には、連結財務諸表規則

二条第七号、中間連結財務諸表規則第二条第六号及び四半期連結財務諸表規則第二条第十号に規定する関連会社をいう。以下同じ。
。をいい、被監査会社が、外国会社である場合には、連結財務諸表規則第二条第八号、中間連結財務諸表規則第二条第七号及び四半期連結財務諸表規則第二条第十一号に規定する持分法が適用される非連結子会社及び関連会社に相当する会社をいう。以下同じ。との間に、公認会計士法第二十四条第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係（補助者については同項第七号に掲げる関係を除く。）を有する場合

2 法第九十三條の二第三項に規定する監査法人に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号から第九号までについては、連結財務諸表等の監査証明に関する場合に限る。

一〇九（略）

（監査証明の手続）

第三条 財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）、財務書類又は連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）の監査証明は、財務諸表等の監査を実施した公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書により、中間財務諸表（中間財務諸表等規則第一条第一項に規定する中間財務諸表をいう。以下同じ。）又は中間連結財務諸表（以下「中間財務諸表等」とい

第二条第八号及び中間連結財務諸表規則第二条第七号に規定する持分法が適用される非連結子会社及び関連会社に相当する会社をいう。以下同じ。との間に、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係（補助者については同項第七号に掲げる関係を除く。）を有する場合

2 法第九十三條の二第二項に規定する監査法人に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号から第九号までについては、連結財務諸表等の監査証明に関する場合に限る。

一〇九（略）

（監査証明の手続）

第三条 財務諸表（財務諸表等規則第一条に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）、財務書類又は連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）の監査証明は、財務諸表等の監査を実施した公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書により、中間財務諸表（中間財務諸表等規則第一条に規定する中間財務諸表をいう。以下同じ。）又は中間連結財務諸表（以下「中間財務諸表等」という。）の監査

う。)の監査証明は、中間財務諸表等の監査(以下「中間監査」という。)を実施した公認会計士又は監査法人が作成する中間監査報告書により、四半期財務諸表(四半期財務諸表等規則第一条第一項に規定する四半期財務諸表をいう。以下同じ。)又は四半期連結財務諸表(以下「四半期財務諸表等」という。)の監査証明は、四半期財務諸表等の監査(以下「四半期レビュー」という。)を実施した公認会計士又は監査法人が作成する四半期レビュー報告書により行うものとする。

2 前項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書は、一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に従って実施された監査、中間監査又は四半期レビューの結果に基いて作成されなければならない。

3 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。

(監査報告書等の記載事項)

第四条 前条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。この場合において、当該監査報告書、中間監査報告書又は四

証明は、中間財務諸表等の監査(以下「中間監査」という。)を実施した公認会計士又は監査法人が作成する中間監査報告書により行うものとする。

2 前項の監査報告書又は中間監査報告書は、一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に従って実施された監査又は中間監査の結果に基いて作成されなければならない。

3 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第二十四条に規定する企業会計審議会により公表された監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。

(監査報告書等の記載事項)

第四条 前条第一項の監査報告書又は中間監査報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。この場合において、当該監査報告書又は中間監査報告書が監査法人の作成するもので

半期レビュー報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。以下同じ。）である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。

一・二（略）

三 四半期レビュー報告書 次に掲げる事項

イ 四半期レビューの対象

ロ 実施した四半期レビューの概要

ハ 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等（四半期会計期間及び四半期財務諸表等規則第三条第一項第六号に規定する四半期累計期間をいう。）（四半期連結財務諸表の場合には、四半期連結会計期間等（四半期財務諸表等規則第三条第五号に規定する四半期連結会計期間及び同条第七号に規定する四半期連結累計期間をいう。）（以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつたかど

あるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）であるときは、当該監査法人の代表者に代えて、当該指定証明に係る指定社員（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。以下同じ。）である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。

一・二（略）

（新設）

うかについての結論

二 追記情報

ホ 公認会計士法第二十五条第二項の規定により明示すべき利害関係

259 (略)

10 第一項第三号イに定める四半期レビューの対象は、次に掲げる事項について記載するものとする。

- 一 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等の範囲
- 二 四半期財務諸表等の作成責任は経営者にあること。
- 三 四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表等に対する結論を表明することにあること。

(新設)

11 第一項第三号ロに定める四半期レビューの概要は、次に掲げる事項について記載するものとする。ただし、重要な四半期レビュー手続が実施できなかった場合には、当該実施できなかった四半期レビュー手続を記載するものとする。

- 一 四半期レビューが一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して行われた旨
- 二 四半期レビューは質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われ、財務諸表等の監査に比べ限定された手続により行われた旨

12 第一項第三号ハに定める結論は、次の各号に掲げる結論の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

(新設)

259 (略)

(新設)

一 無限定の結論 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた旨

二 除外事項を付した限定付結論 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかつた旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該四半期財務諸表等に与えている影響（当該影響を記載することができるときに限る。）又は重要な四半期レビュー手続を実施できなかつた事実が影響する事項

三 否定的結論 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた旨及びその理由

13 第一項第三号ニに定める事項は、四半期財務諸表等規則第二十一条又は四半期連結財務諸表規則第二十七条の規定による注記に係る

(新設)

事項及び正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人が説明又は強調することが適当であると判断した事項について記載するものとする。

14 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続又は四半期レビュー手続が実施されなかつたこと等により、第一項第一号ハ若しくは第二号ハに定める意見を表明するための合理的な基礎を得られなかつた場合又は第三号ハに定める結論の表明ができない場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号ハ若しくは第二号ハの意見又は第三号ハの結論の表明をしない旨及びその理由を監査報告書若しくは中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に記載しなければならぬ。

(監査概要書等の提出)

第五条 公認会計士又は監査法人は、法第九十三条の二第五項の規定により提出すべき報告又は資料の一部として、監査、中間監査又は四半期レビュー（以下「監査等」という。）の従事者、監査日数その他当該監査等に関する事項の概要を記載した概要書を、当該監査等の終了後当該監査等に係る第一条各号に規定する書類を提出すべき財務局長等に提出しなければならない。

10 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続が実施されなかつたこと等により、第一項第一号ハ又は第二号ハに定める意見を表明するための合理的な基礎を得られなかつた場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号ハ又は第二号ハの意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書又は中間監査報告書に記載しなければならぬ。

(監査概要書等の提出)

第五条 公認会計士又は監査法人は、法第九十三条の二第四項の規定により提出すべき報告又は資料の一部として、監査又は中間監査（以下「監査等」という。）の従事者、監査日数その他当該監査等に関する事項の概要を記載した概要書を、当該監査等の終了後関東財務局長（開示府令第二十条の規定により内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下同じ。）に提出された法第五条第一項の規定による届出書、法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書又は法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書

<p>2 前項に規定する概要書は、次の各号に掲げる監査等の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成しなければならない。</p> <p>一 財務諸表等（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第一条第九号に規定するファンド及び同条第九号の四に規定する信託財産（以下この項において「ファンド及び信託財産」という。）に係る財務諸表等を除く。）の監査に係る概要書 第一号様式</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 四半期レビューに係る概要書 第四号様式</p> <p>3 第一項に規定する概要書は、次の各号に掲げる概要書の区分に応じ、当該各号に定める日までに提出しなければならない。</p> <p>一 前項第一号、第二号及び第四号に掲げる概要書 当該概要書に係る監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の作成日の翌月の末日</p> <p>二 （略）</p> <p>（監査証明に関する書類の財務局長等の受理）</p> <p>第五条の二 令第三十九条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第一項に規定する監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書とする。</p>	<p>2 前項に規定する概要書は、次の各号に掲げる監査等の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成しなければならない。</p> <p>一 財務諸表等（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（成五年大蔵省令第二十二号）第一条第八号に規定するファンド及び同条第九号に規定する信託財産（以下この項において「ファンド及び信託財産」という。）に係る財務諸表等を除く。）の監査に係る概要書 第一号様式</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>3 第一項に規定する概要書は、次の各号に掲げる概要書の区分に応じ、当該各号に定める日までに提出しなければならない。</p> <p>一 前項第一号及び第二号に掲げる概要書 当該概要書に係る監査報告書又は中間監査報告書の作成日の翌月の末日</p> <p>二 （略）</p> <p>（監査証明に関する書類の財務局長等の受理）</p> <p>第五条の二 令第三十九条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第一項に規定する監査概要書又は中間監査概要書とする。</p>

第四号様式

別葉

四 半 期 レ ビ ュ ー 概 要 書 (表紙)

平成 年 月 日提出

____財務(支)局長 殿

公認会計士の事務所名及び氏名
又は監査法人の名称

____[㊞]
事務所又は監査法人の所在地

電話番号

被監査会社名の一覧

(番号)

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210 × 297 ミリメートル)

四半期レビュー概要書

会社名 _____ (番号) _____
公認会計士の氏名又は監査法人の名称 _____

四半期財務諸表 第 期に係る第 四半期会計期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
同四半期累計期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
四半期連結財務諸表 第 四半期連結会計期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
同四半期連結累計期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
(2)

第一部 監査人等の概況

- 1 監査責任者等の氏名
- 2 補助者の状況
- 3 監査人等の異動状況
- 4 結論審査を行った公認会計士又は監査法人の担当者の氏名等
- 5 監査契約の解除

第二部 四半期レビューの実施状況等

1 四半期レビューの実施状況

従事者の内訳	人数	従事日数又は時間数
監査責任者又は業務執行社員		
公認会計士		
その他		
計		

- 2 四半期レビューの結論
- 3 追記情報の有無及び事由

(記載上の注意)

- (1) 監査概要書に準じて記載すること。
- (2) 連結財務諸表を作成している会社は下2段の四半期連結財務諸表に係る箇所を、連結財務諸表を作成していない会社は上2段の四半期財務諸表に係る箇所を記入すること。

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）（第九条関係）

改正後	現行
<p>（適用の一般原則）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）又は同条第六項（これらの規定のうち法第二十四条の二第一項において準用する場合及びこの規則を適用することが適当なものとして金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（これらの財務書類に相当するものであつて、指定法人の作成するもの及び第二条の二に規定する特定信託財産について作成するものを含む。以下同じ。）及び附属明細表（以下「財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、次条を除き、この章から第六章までの定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前</p>	<p>（適用の一般原則）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）又は同条第六項（これらの規定のうち法第二十四条の二第一項において準用する場合及びこの規則を適用することが適当なものとして金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（これらの財務書類に相当するものであつて、指定法人の作成するもの及び第二条の二に規定する特定信託財産について作成するものを含む。以下同じ。）及び附属明細表（以下「財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、次条を除き、この章から第六章までの定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規</p>

項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 (略)

第一条の二 外国会社（法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる外国投資証券、同項第十七号に掲げる有価証券で同項第三号から第九号まで若しくは第十二号から第十六号までに掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十八号に掲げる有価証券、同項第十九号若しくは第二十号に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）、同項第二十一号に掲げる有価証券又は同条第二項第二号、第四号若しくは第六号に掲げる権利の発行者をいう。以下同じ。）が提出する財務書類（中間財務書類及び四半期財務書類を除く。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、第七章の定めるところによるものとする。

（特定事業を営む会社に対するこの規則の適用）

第二条 別記に掲げる事業（以下「別記事業」という。）を営む株式会社又は指定法人が当該事業の所管官庁に提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法について、特に法令の定めがある場合又は当該事業の所管官庁がこの規則に準じて制定した財務諸表準則（以下「準則」という。）がある場合には、当該事業を営む株式会社又は指定法人が法の規定により提出する財務諸表の用語、様式及び作成方

定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 (略)

第一条の二 外国会社（法第二条第一項第七号に掲げる外国投資信託の受益証券、同項第七号の二に掲げる外国投資証券、同項第九号に掲げる有価証券で同項第三号から第六号まで、第七号の三、第七号の四若しくは第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十号に掲げる有価証券、同項第十号の二に掲げる有価証券（外国法人が発行者であるものに限る。）、同項第十号の三に掲げる有価証券（外国法人が発行者であるものに限る。）、同項第十一号に掲げる有価証券又は同条第二項第二号に掲げる権利の発行者をいう。以下同じ。）が提出する財務書類（中間財務書類を除く。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、第七章の定めるところによるものとする。

（特定事業を営む会社に対するこの規則の適用）

第二条 別記に掲げる事業（以下「別記事業」という。）を営む株式会社又は指定法人が当該事業の所管官庁に提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法について特に法令の定めがある場合又は当該事業の所管官庁がこの規則に準じて制定した財務諸表準則（以下「準則」という。）がある場合には、当該事業を営む株式会社又は指定法人が法の規定により提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法に

法については、第十一条から第六十八条の二まで、第六十八条の四から第七十七条まで、第七十九条から第九十九条まで及び第一百条から第二十一条までの規定にかかわらず、その法令又は準則の定めによるものとする。ただし、金融庁長官が必要と認めて指示した事項及びその法令又は準則に定めのない事項については、この限りでない。

(特定信託財産に対するこの規則の適用)

第二条の二 特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十二号。以下「特定目的信託財産計算規則」という。）又は投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号。以下「投資信託財産計算規則」という。）の適用を受ける信託財産（以下「特定信託財産」という。）について作成すべき財務諸表の用語、様式及び作成方法については、第十一条から第六十八条の二まで、第六十八条の四から第七十七条まで、第七十九条から第九十九条まで及び第一百条から第二十一条までの規定にかかわらず、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則によるものとする。ただし、金融庁長官が必要と認めて指示した事項及び特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則に定めのない事項については、この限りでない。

(財務諸表の作成基準及び表示方法)

第五条 法の規定により提出される財務諸表の用語、様式及び作成方

については、第十一条から第七十七条まで、第七十九条から第九十九条まで及び第一百条から第二十一条までの規定にかかわらず、その法令又は準則の定めによるものとする。ただし、金融庁長官が必要と認めて指示した事項及びその法令又は準則に定めのない事項については、この限りでない。

(特定信託財産に対するこの規則の適用)

第二条の二 特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十二号。以下「特定目的信託財産計算規則」という。）又は投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号。以下「投資信託財産計算規則」という。）の適用を受ける信託財産（以下「特定信託財産」という。）について作成すべき財務諸表の用語、様式及び作成方法については、第十一条から第七十七条まで、第七十九条から第九十九条まで及び第一百条から第二十一条までの規定にかかわらず、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則によるものとする。ただし、金融庁長官が必要と認めて指示した事項及び特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則に定めのない事項については、この限りでない。

(財務諸表の作成基準及び表示方法)

第五条 法の規定により提出される財務諸表の用語、様式及び作成方

法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

一 財務諸表提出会社（法の規定により財務諸表を提出すべき会社、指定法人及び組合をいう。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（第八条第十八項に規定するキャッシュ・フローをいう。次号において同じ。）の状況に関する真実な内容を表示すること。

二 財務諸表提出会社の利害関係人に対して、その財政、経営及びキャッシュ・フローの状況に関する判断を誤らせないために必要な会計事実を明瞭に表示すること。

三 財務諸表提出会社が採用する会計処理の原則及び手続については、正当な理由により変更を行なう場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用されていること。

2 (略)

(定義)

第八条 (略)

2 この規則において「通常の取引」とは、財務諸表提出会社の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。

3 この規則において「親会社」とは、他の会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以

法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

一 当該会社（指定法人を含む。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（第八条第十七項に規定するキャッシュ・フローをいう。次号において同じ。）の状況に関する真実な内容を表示すること。

二 当該会社の利害関係人に対して、その財政、経営及びキャッシュ・フローの状況に関する判断を誤らせないために必要な会計事実を明瞭に表示すること。

三 当該会社が採用する会計処理の原則及び手続については、正当な理由により変更を行なう場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用されていること。

2 (略)

(定義)

第八条 (略)

2 この規則において「通常の取引」とは、当該会社の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。

3 この規則において「親会社」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決

下「意思決定機関」という。)を支配している会社等をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。

4 前項に規定する他の会社等の意思決定機関を支配している会社等とは、次の各号に掲げる会社等をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社等は、この限りでない。

一 他の会社等(民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。)の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等

二 他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社等であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する会社等

イ ホ (略)

三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の

定機関」という。)を支配している会社をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。

4 前項に規定する他の会社等の意思決定機関を支配している会社とは、次の各号に掲げる会社をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社は、この限りでない。

一 他の会社等(民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。)の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社

二 他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する会社

イ ホ (略)

三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の

意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半数を占めている会社等であつて、かつ、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する会社等

5 この規則において「関連会社」とは、会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。

6 (略)

7 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百五号。以下この項及び第二百二十二条第八号において「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社（第二百二十二条第八号において「特定目的会社」という。）及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産流動化法第二条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会

意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半数を占めている会社等であつて、かつ、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する会社

5 この規則において「関連会社」とは、会社（当該会社が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。

6 (略)

7 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百五号。以下この項及び第二百二十二条第八号において「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社（第二百二十二条第八号において「特定目的会社」という。）及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産流動化法第二条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会

社等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第三項及び第四項の規定にかかわらず、出資者等の子会社に該当しないものと推定する。

8 この規則において「関係会社」とは、財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等（第十七項第四号において「その他の関係会社」という。）をいう。

9 この規則において「先物取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一 法第二十一条に規定する市場デリバティブ取引（同項第一号及び第二号に掲げる取引に限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同条第二十一項第一号及び第二号に掲げる取引に類似する取引に限る。）

二 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第八項に規定する先物取引（同項第一号から第三号までに掲げる取引に限る。）及び商品市場（同条第九項に規定する商品市場をいう。次項第三号において同じ。）に相当する外国の市場（同項第二号及び第三号において「外国商品市場」という。）における類似の取引

10 この規則において「オプション取引」とは、次に掲げる取引をいう。

社（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第三項及び第四項の規定にかかわらず、出資者等の子会社に該当しないものと推定する。

8 この規則において「関係会社」とは、法の規定により財務諸表を提出すべき会社（以下「財務諸表提出会社」という。）の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。

9 この規則において「先物取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一 法第二十条に規定する有価証券先物取引及び同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引（外国有価証券市場（同条第八項第三号に規定する外国有価証券市場をいう。次項において同じ。）における類似の取引を含む。）

二 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第二項第一号及び第二号に規定する取引所金融先物取引（海外金融先物市場（同条第三項に規定する海外金融先物市場をいう。次項において同じ。）における類似の取引を含む。）

三 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第八項第一号から第三号までに規定する先物取引（商品市場（同条第九項に規定する商品市場をいう。次項において同じ。）に相当する外国の市場（次項において「外国商品市場」という。）における類似の取引を含む。）

10 この規則において「オプション取引」とは、次に掲げる取引をいう。

- 一 法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第三号に掲げる取引に限る。）、同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（同項第三号及び第四号に掲げる取引に限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同条第二十一項第三号に掲げる取引に類似する取引に限る。）
 - 二 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引（同項第四号に掲げる取引に限る。）、同条第十項に規定する商品市場における取引（同項第一号ホに掲げる取引に限る。）及び外国商品市場における類似の取引
 - 三 前二号に掲げる取引に類似する取引（金融商品市場（法第二条第十七項に規定する金融商品市場をいう。）、外国金融商品市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。）、商品市場又は外国商品市場における取引（次項第二号及び第八條の八第二項において「市場取引」という。）以外の取引を含む。）
- 11 この規則において「先渡取引」とは、次に掲げる取引をいう。
- 一 法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（同項第一号及び第二号に掲げる取引に限る。）
 - 二 前号に掲げる取引以外の取引で先物取引に類似する取引（市場取引以外の取引に限る。）

- 一 法第二条第二十二項に規定する有価証券オプション取引（外国有価証券市場における類似の取引を含む。）
 - 二 金融先物取引法第二条第二項第三号に規定する取引所金融先物取引（海外金融先物市場における類似の取引を含む。）
 - 三 商品取引所法第二条第八項第四号及び同条第十項第一号ホに規定する取引（外国商品市場における類似の取引を含む。）
 - 四 第一号から第三号に掲げる取引に類似する取引（有価証券市場（法第二条第十七項に規定する有価証券市場をいう。）、外国有価証券市場、金融先物市場（金融先物取引法第二条第三項に規定する金融先物市場をいう。）、海外金融先物市場、商品市場又は外国商品市場における取引（以下この条及び第八條の八において「市場取引」という。）以外の取引を含む。）
- 11 この規則において「先渡取引」とは、次に掲げる取引をいう。
- 一 当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買取引（第九項第二号に掲げる取引所金融先物取引に該当するものを除く。以下「為替予約取引」という。）
 - 二 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三條の六の三第二項第六号に規定する為替先渡取引
 - 三 証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十二号）第二十四條第一号に規定する金利先渡取引

12| この規則において「スワップ取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一| 法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第四号に掲げる取引に限る。）、同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（同項第五号に掲げる取引に限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同条第二十一項第四号に掲げる取引に類似する取引に限る。）

二| 当事者が取引の対象として定めた商品の取引数量について当該当事者のそれぞれが相手方と取り決めた価格に基づき金銭の支払を相互に約する取引

三| 前二号に掲げる取引に類似する取引

13| この規則において「その他のデリバティブ取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一| 法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第五号及び第六号に掲げる取引に限る。）、同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（同項第六号及び第七号に掲げる取引に限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同条第二十一項第五号及び第六号に掲げる取引に類似する取引に限る。）

二| 前号に掲げる取引に類似する取引

14|
16| (略)

四| 第一号から第三号に掲げる取引以外の取引で先物取引に類似する取引（市場取引以外の取引を含む。）

12| この規則において「スワップ取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一| 当事者が元本及び金利として定めた外貨額について当該当事者間で取り決めた為替相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引

二| 当事者が元本として定めた金額について当該当事者のそれぞれが相手方と取り決めた利率に基づき金銭の支払を相互に約する取引

三| 当事者が取引の対象として定めた商品の取引数量について当該当事者のそれぞれが相手方と取り決めた価格に基づき金銭の支払を相互に約する取引

四| 第一号から第三号に掲げる取引に類似する取引

(新設)

13|
15| (略)

17| この規則において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一〜三 (略)

四 財務諸表提出会社その他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

五 (略)

六 財務諸表提出会社の主要株主（法第六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。次号及び第八号において同じ。）

七 財務諸表提出会社の役員（法第二十一条第一項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。次号において同じ。）及びその近親者

八 財務諸表提出会社の親会社の役員及びその近親者

九 前三号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

十 従業員のための企業年金（財務諸表提出会社と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）

18| (略)

19| この規則において「資金」とは、現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第五章において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資を

16| この規則において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一〜三 (略)

四 財務諸表提出会社その他の関係会社（財務諸表提出会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下の号において同じ。）並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

五 (略)

六 財務諸表提出会社の主要株主（法第六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。以下この号において同じ。）

七 財務諸表提出会社の役員（法第二十一条第一項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。）及びその近親者

八 (新設)

八 前二号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

(新設)

17| (略)

18| この規則において「資金」とは、現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第百一条、第百五条及び第百八条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリ

いう。第五章において同じ。）の合計額をいう。

20) 24) (略)

25) この規則において、「自社株式オプション」とは、自社の株式を原資産とするコール・オプション（一定の金額の支払により、原資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。）をいう。

26) この規則において、「ストック・オプション」とは、自社株式オプションのうち、財務諸表提出会社が従業員等（当該財務諸表提出会社と雇用関係にある使用人のほか、当該財務諸表提出会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役並びにこれらに準ずる者をいう。）に、報酬（労働や業務執行等の対価として当該財務諸表提出会社が従業員等に給付するものをいう。）として付与するものをいう。

27) 30) (略)

(重要な会計方針の記載)

第八条の二 財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務諸表作成のための基本となる事項（次条において「会計方針」という。）で次の各号に掲げる事項は、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、記載を省略することができる。

一 七 (略)

(削る)

八) ヘッジ会計（ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生

スクが低い短期的な投資をいう。以下同じ。）の合計額をいう。

19) 23) (略)

24) この規則において、「自社株式オプション」とは、自社の株式を原資産とするコール・オプション（一定の金額の支払いにより、原資産である当該会社の株式を取得する権利をいう。）をいう。

25) この規則において、「ストック・オプション」とは、自社株式オプション（前項に規定する自社株式オプションをいう。以下同じ。）のうち、財務諸表提出会社が従業員等（財務諸表提出会社と雇用関係にある使用人のほか、財務諸表提出会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役並びにこれらに準ずる者をいう。）に、報酬（労働や業務執行等の対価として財務諸表提出会社が従業員等に給付するものをいう。）として付与するものをいう。

26) 39) (略)

(重要な会計方針の記載)

第八条の二 財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務諸表作成のための基本となる事項（次条において「会計方針」という。）で次の各号に掲げる事項は、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、記載を省略することができる。

一 七 (略)

八) リース取引の処理方法

九) ヘッジ会計（ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生

すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。)若しくは負債(将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。)又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とし、かつ、当該可能性を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下この号及び第六十七条第一項第二号において同じ。)に係る損益とヘッジ対象(ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。第六十七条第一項第二号において同じ。)に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。第八条の八第一項第二号において同じ。)の方法

九・十 (略)

(重要な後発事象の注記)

第八条の四 貸借対照表日後、財務諸表提出会社の翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象(以下「重要な後発事象」という。)が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

(リース取引に関する注記)

第八条の六 ファイナンス・リース取引(リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引(次項において「解約不能のリース取引」という。))

すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。)若しくは負債(将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。)又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とし、かつ、当該可能性を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。)に係る損益とヘッジ対象(ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。)に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。以下同じ。)の方法

十・十一 (略)

(重要な後発事象の注記)

第八条の四 貸借対照表日後、当該会社の翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象(以下「重要な後発事象」という。)が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

(リース取引に関する注記)

第八条の六 ファイナンス・リース取引(リース取引のうち、リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、当該リース契約によ

リース取引」という。)で、当該リース契約により使用する物件(以下「リース物件」という。)の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。)については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 財務諸表提出会社がリース物件の借主である場合

イ 当事業年度末におけるリース資産の内容

ロ リース資産の減価償却の方法

二 財務諸表提出会社がリース物件の貸主である場合

イ 当事業年度末におけるリース投資資産に係るリース料債権(

将来のリース料を収受する権利をいう。以下この号において同じ。)部分の金額及び見積残存価額(リース期間終了時に見積られる残存価額で借主又は第三者による保証のない額をいう。)

ロ 部分の金額並びに受取利息相当額

イ 当事業年度末におけるリース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額について、貸借対照表日後五年内における一年ごとの回収予定額及び貸借対照表日後五年超の回収予定額

2 当事業年度末におけるオペレーティング・リース取引(リース取引のうち、ファイナンス・リース取引以外のものをいう。)のうち

り使用する物件(以下「リース物件」という。)の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。)については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

一 当該会社がリース物件の借主である場合

イ 当事業年度末におけるリース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び残高相当額(貸借対照表に掲記すべき科目に準じて区分する。)並びに未経過リース料残高相当額(一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分する。)及びリース資産減損勘定(リース資産に配分された減損損失に対応する負債をいう。ロにおいて同じ。)の残高

ロ 当事業年度に係る支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失の金額

ハ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

二 当該会社がリース物件の貸主である場合

イ 当事業年度末におけるリース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び残高(貸借対照表に掲記すべき科目に準じて区分する。)並びに未経過リース料残高相当額(一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分する。)

解約不能のリース取引については、当該解約不能のリース取引に係る未経過リース料の金額を一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分して注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

3 転リース取引（リース物件の所有者から物件のリースを受け、さらに当該物件をほぼ同一の条件で第三者にリースする取引をいう。以下この項において同じ。）であつて、借主としてのリース取引及び貸主としてのリース取引がともにファイナンス・リース取引に該当する場合において、財務諸表提出会社が転リース取引に係るリース債権若しくはリース投資資産又はリース債務について利息相当額を控除する前の金額で貸借対照表に計上しているときには、当該リース債権若しくはリース投資資産又はリース債務の金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

ロ 当該事業年度に係る受取りリース料、減価償却費及び受取利息相当額

ハ 利息相当額の算定方法

2 前項第一号の場合において、当該事業年度末におけるファイナンス・リース取引に係る未経過リース料残高の当該未経過リース料残高及び有形固定資産の残高（有形固定資産以外の資産をファイナンス・リース取引の対象とする場合には、当該資産の属する科目の期末残高を含む。次項において同じ。）の合計額に占める割合が低いときは、取得価額相当額及び未経過リース料残高相当額を、それぞれリース取引開始時に合意されたリース料総額及び当該事業年度末における未経過リース料残高からこれらに含まれる利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法（以下「支払利子込み法」という。）により算定することができる。

3 前項の規定にかかわらず、ファイナンス・リース取引の対象となる資産の属する科目が当該会社の事業内容に照らして重要性が乏しい場合において、当該事業年度末における当該科目に係る未経過リース料残高の当該未経過リース料残高及び有形固定資産の残高の合計額に占める割合が低いときは、当該科目に係る取得価額相当額及び未経過リース料残高相当額を支払利子込み法により算定することができる。

4 リース取引を通常の取引とする会社以外の会社が第一項第二号の記載をする場合において、当該事業年度末におけるファイナンス・リース取引に係る未経過リース料残高及び見積残存価額の残高の合

計額の当該合計額及び営業債権残高の合計額に占める割合が低いときは、未経過リース料残高相当額を当該事業年度末における未経過リース料残高及び見積残存価額の残高の合計額からこれに含まれる利息相当額を控除しない方法（以下「受取利子込み法」という。）により算定することができる。

5 当該事業年度末におけるオペレーティング・リース取引（リース取引のうち、ファイナンス・リース取引以外のものをいう。）に係る未経過リース料の金額を一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分して注記しなければならない。ただし、オペレーティング・リース取引のうち、リース期間の中途において当該リース契約を解除することができるものについては、この限りでない。

6 当該会社がリース物件の借主である場合には、当該会社の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引でリース契約一件当たりの金額が少額なもの及びリース期間が一年未満のリース取引については、第一項及び前項の注記を要しない。

（有価証券に関する注記）

第八条の七 有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第六号に掲げる事項については、同号に規定するその他有価証券の売却損益の合計額の金額の重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一～三 (略)

（有価証券に関する注記）

第八条の七 有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第六号に掲げる事項については、同号に規定するその他有価証券の売却損益の合計額の金額の重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一～三 (略)

四 その他有価証券で時価のあるもの 有価証券の種類（株式及び債券等をいう。）ごとの次に掲げる事項

イ〜ハ （略）

五・六 （略）

2〜5 （略）

（デリバティブ取引に関する注記）

第八条の八 デリバティブ取引については、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合は、この限りでない。

一 （略）

二 取引の時価等に関する事項（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。）取引の対象物の種類（通貨、金利、株式、債券及び商品等をいう。）ごとの貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定根拠

2 前項第二号に定める事項は、取引の種類（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。）による区分、市場取引とそれ以外の取引の区分、買付約定に係るものと売付約定に係るものの区分、貸借対照表日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間による区分等の区分により、デリバティブ取引の状況が明瞭に示されるよう記載するものとする。

四 その他有価証券で時価のあるもの 有価証券の種類（株式及び債券等）ごとの次に掲げる事項

イ〜ハ （略）

五・六 （略）

2〜5 （略）

（デリバティブ取引に関する注記）

第八条の八 デリバティブ取引については、次の各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、当該会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

一 （略）

二 取引の時価等に関する事項（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。）取引の対象物の種類（通貨、金利、株式、債券及び商品等）ごとの貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定根拠

2 前項第二号に定める事項は、取引の種類（先物取引、オプション取引、先渡取引及びスワップ取引）による区分、市場取引とそれ以外の取引の区分、買付約定に係るものと売付約定に係るものの区分、貸借対照表日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間による区分等の区分により、デリバティブ取引の状況が明瞭に示されるよう記載するものとする。

(関連当事者との取引に関する注記)

第八条の十 財務諸表提出会社が関連当事者との取引(当該関連当事者が第三者のために当該財務諸表提出会社との間で行う取引及び当該財務諸表提出会社と第三者との間の取引で当該関連当事者が当該取引に関して当該財務諸表提出会社に重要な影響を及ぼしているものを含む。)を行つている場合には、その重要なものについて、次の各号に掲げる事項を関連当事者ごとに注記しなければならない。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合は、この限りでない。

- 一 当該関連当事者が会社等の場合には、その名称、所在地、資本金又は出資金、事業の内容及び当該関連当事者の議決権に対する当該財務諸表提出会社の所有割合又は当該財務諸表提出会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合
- 二 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名、職業及び当該財務諸表提出会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合
- 三 当該財務諸表提出会社と当該関連当事者との関係
- 四 八 (略)
- 九 関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権(経営破綻の状態に至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じている、又は生じる可能性の高い債務者に対する債権をいう。)又は破産更生債権等(破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権

(関連当事者との取引に関する注記)

第八条の十 財務諸表の提出会社と関連当事者との間に取引がある場合(当該関連当事者が当該提出会社の親会社、その他の関係会社、主要株主又は役員(以下「親会社等」という。)の場合であつて、親会社等が第三者のために当該提出会社との間で行う取引がある場合及び当該提出会社と第三者との間の取引で親会社等が当該取引に関して当該提出会社に重要な影響を及ぼしている場合を含む。)には、その重要なものについて、次の各号に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。ただし、財務諸表の提出会社が連結財務諸表を作成している場合は、この限りでない。

- 一 当該関連当事者が会社等の場合には、その名称、所在地、資本金又は出資金、事業の内容及び当該関連当事者の議決権に対する当該提出会社の所有割合又は当該提出会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合
 - 二 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名、職業及び当該提出会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合
 - 三 当該提出会社と当該関連当事者との関係
 - 四 八 (略)
- (新設)

をいう。以下同じ。）に区分されている場合には、次に掲げる事

項

イ 当事業年度末の貸倒引当金残高

ロ 当事業年度に計上した貸倒引当金繰入額等

ハ 当事業年度に計上した貸倒損失等（一般債権（経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権をいう。）に区分されていた場合において生じた貸倒損失を含む。）

十 関連当事者との取引に関して、貸倒引当金以外の引当金が設定されている場合において、注記することが適当と認められるものについては、前号に準ずる事項

2| 前項本文の規定にかかわらず、同項第九号及び第十号に掲げる事項は、第八条第十七項各号に掲げる関連当事者の種類ごとに合算して記載することができる。

3| 関連当事者との取引のうち次の各号に定める取引については、第一項に規定する注記を要しない。

一 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

二 (略)

4| (略)

(親会社又は重要な関連会社に関する注記)

第八条の十の二 財務諸表提出会社について、次の各号に掲げる者が

(新設)

(新設)

2| 関連当事者との間の取引のうち次の各号に定める取引については、前項に規定する注記を要しない。

一 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

二 (略)

3| (略)

(新設)

存在する場合には、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合は、この限りでない。

一 親会社 当該親会社の名称並びにその発行する有価証券を金融商品取引所（法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、本邦以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。以下この号において同じ。）に上場している場合にあつてはその旨及び当該金融商品取引所の名称、その発行する有価証券を金融商品取引所に上場していない場合にあつてはその旨

二 重要な関連会社 当該関連会社の名称並びに持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額の算定対象となつた当該関連会社の貸借対照表及び損益計算書における次に掲げる項目の金額
イ 貸借対照表項目（流動資産合計、固定資産合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計その他の重要な項目をいう。）
ロ 損益計算書項目（売上高、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額その他の重要な項目をいう。）

2 前項第二号イ及びロに掲げる項目の金額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる方法により記載することができる。この場合には、その旨を記載しなければならない。

一 重要な関連会社について合算して記載する方法
二 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額の算定対象となつた関連会社について合算して記載する方法

(退職給付に関する注記)

第八条の十三 退職給付（退職以後に従業員に支給される退職一時金及び退職年金をいう。以下同じ。）については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 (略)

二 退職給付債務の額（各従業員（既に退職した者を含む。以下この号において同じ。）に支給されると見込まれる退職給付（既に支給されたものを除く。）の額のうち、当該各従業員の就職の日から貸借対照表日まで（既に退職した者については、就職の日から退職の日まで）の間の勤務に基づき生じる部分に相当する額について、国債、政府関係機関債券又はその他の信用度の高い債券のうち貸借対照表日から償還期限までの期間の長いものの利回りを基礎として財務諸表提出会社の定める率（以下この項において「割引率」という。）を用いて貸借対照表日から当該従業員に退職給付を支給すると予想される日までの期間を計算期間として割引計算することにより算出した額を、すべての従業員について合計した額をいう。以下同じ。）、年金資産の額（厚生年金基金契約及び適格退職年金契約等に基づき退職給付に充てるため積み立てられている資産に相当する額をいう。）、退職給付引当金の額及びその他の退職給付債務に関する事項

三・四 (略)

2 前項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成し

(退職給付に関する注記)

第八条の十三 退職給付（退職以後に従業員に支給される退職一時金及び退職年金をいう。以下同じ。）については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 (略)

二 退職給付債務の額（各従業員（既に退職した者を含む。以下この号において同じ。）に支給されると見込まれる退職給付（既に支給されたものを除く。）の額のうち、当該各従業員の就職の日から貸借対照表日まで（既に退職した者については、就職の日から退職の日まで）の間の勤務に基づき生じる部分に相当する額について、国債、政府関係機関債券又はその他の信用度の高い債券のうち貸借対照表日から償還期限までの期間の長いものの利回りを基礎として当該会社の定める率（以下この項において「割引率」という。）を用いて貸借対照表日から当該従業員に退職給付を支給すると予想される日までの期間を計算期間として割引計算することにより算出した額を、すべての従業員について合計した額をいう。以下同じ。）、年金資産の額（厚生年金基金契約及び適格退職年金契約等に基づき退職給付に充てるため積み立てられている資産に相当する額をいう。）、退職給付引当金の額及びその他の退職給付債務に関する事項

三・四 (略)

2 前項に定める事項は、当該会社が連結財務諸表を作成している場

ている場合には、記載することを要しない。

(ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記)

第八条の十四 (略)

2 前項に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(ストック・オプションに関する注記)

第八条の十五 (略)

2～8 (略)

9 第一項から前項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(自社株式オプション及び自社の株式を対価とする取引の注記)

第八条の十六 (略)

2 (略)

3 前二項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(パーチェス法を適用した場合の注記)

第八条の十七 当事業年度においてパーチェス法を適用した企業結合

が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない

合には、記載することを要しない。

(ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記)

第八条の十四 (略)

2 前項に掲げる事項は、当該会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(ストック・オプションに関する注記)

第八条の十五 (略)

2～8 (略)

9 第一項から前項に定める事項は、当該会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(自社株式オプション及び自社の株式を対価とする取引の注記)

第八条の十六 (略)

2 (略)

3 前二項に定める事項は、当該会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(パーチェス法を適用した場合の注記)

第八条の十七 企業結合においてパーチェス法を適用した場合には、

当該事業年度において、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない

ない。

一〇十三 (略)

2 (略)

3 第一項第十二号に掲げる影響の概算額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。この場合において、同項第二号から第十一号までに掲げる事項に準ずる事項を注記しなければならない。

一 パーチェス法を適用した場合の貸借対照表及び損益計算書の次に掲げる項目の金額と存続会社に係る貸借対照表及び損益計算書の次に掲げる項目の金額との差額

イ 貸借対照表項目（資産合計、流動資産合計、固定資産合計、負債合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計及びのれん又は負ののれんをいう。）

ロ 損益計算書項目（売上高、営業利益金額又は営業損失金額、経常利益金額又は経常損失金額、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額、のれんの償却額又は負ののれんの償却額及び一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）

二 (略)

4〃6 (略)

(持分プリーング法を適用した場合の注記)

第八条の十八 当事業年度において持分プリーング法を適用した企業結合が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

らない。

一〇十三

2 (略)

3 第一項第十二号に掲げる影響の概算額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。いずれの場合においても、同項第二号から第十一号までに掲げる事項に準ずる事項を注記しなければならない。

一 パーチェス法を適用した場合の貸借対照表及び損益計算書の次に掲げる項目の金額と存続会社の貸借対照表及び損益計算書における金額との差額

イ 貸借対照表項目 資産合計、流動資産合計、固定資産合計、負債合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計及びのれん又は負ののれん

ロ 損益計算書項目 売上高、営業利益金額又は営業損失金額、経常利益金額又は経常損失金額、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額、のれんの償却額又は負ののれんの償却額及び一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額

二 (略)

4〃6 (略)

(持分プリーング法を適用した場合の注記)

第八条の十八 企業結合において持分プリーング法を適用した場合には、当該事業年度において、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

ならない。

一〇六 (略)

2〇4 (略)

第八條の十九 当事業年度において持分プーリング法を適用した合併

が行われた場合には、前条に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(共通支配下の取引等の注記)

第八條の二十 当事業年度において共通支配下の取引等が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一〇三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、共通支配下の取引等に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の共通支配下の取引等に重要性は乏しいが、企業結合が行われた事業年度における共通支配下の取引等全体に重要性がある場合には、同項に掲げる事項を当該取引等全体で記載しなければならない。

3 (略)

(子会社が親会社を吸収合併した場合の注記)

ばならない。

一〇六 (略)

2〇4 (略)

第八條の十九 合併において持分プーリング法を適用した場合には、

当該事業年度において、前条に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(共通支配下の取引等の注記)

第八條の二十 企業結合において共通支配下の取引等が行われた場合には、当該事業年度において、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一〇三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、共通支配下の取引等に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の共通支配下の取引等に重要性は乏しいが、企業結合が行われた事業年度における共通支配下の取引等全体に重要性がある場合には、前項に掲げる事項を当該取引等全体で記載しなければならない。

3 (略)

(子会社が親会社を吸収合併した場合の注記)

第八条の二十一 (略)

2 前項に掲げる影響の概算額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。

一 親会社の子会社を吸収合併したものとした場合の貸借対照表及び損益計算書の次に掲げる項目の金額と存続会社に係る貸借対照表及び損益計算書の次に掲げる項目の金額との差額

イ 貸借対照表項目(資産合計、流動資産合計、固定資産合計、負債合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計及びのれん又は負ののれんをいう。)

ロ 損益計算書項目(売上高、営業利益金額又は営業損失金額、経常利益金額又は経常損失金額、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額、のれんの償却額又は負ののれんの償却額及び一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。)

二 (略)

3 (略)

(共同支配企業の形成の注記)

第八条の二十二 当事業年度において共同支配企業を形成した場合に、は、第八条の二十第一項第一号及び第二号に準ずる事項を記載しなければならぬ。実施した会計処理の概要の記載においては、共同支配企業の形成と判定した理由を記載しなければならない。

第八条の二十一 (略)

2 前項に掲げる影響の概算額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。

一 親会社の子会社を吸収合併したものとした場合の貸借対照表及び損益計算書の次に掲げる項目の金額と存続会社の貸借対照表及び損益計算書における金額との差額

イ 貸借対照表項目(資産合計、流動資産合計、固定資産合計、負債合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計及びのれん又は負ののれん

ロ 損益計算書項目(売上高、営業利益金額又は営業損失金額、経常利益金額又は経常損失金額、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額、のれんの償却額又は負ののれんの償却額及び一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額

二 (略)

3 (略)

(共同支配企業の形成の注記)

第八条の二十二 共同支配企業を共同で支配する企業は、共同支配企業を形成した事業年度において、は、第八条の二十第一項第一号及び第二号に準ずる事項を記載しなければならない。実施した会計処理の概要の記載においては、共同支配企業の形成と判定した理由を記載しなければならない。

2・3 (略)

(事業分離の注記)

第八条の二十三 当事業年度において事業分離が行われ、当該事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一～四 (略)

2～4 (略)

(流動資産の範囲)

第十五条 次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。

一 (略)

二 受取手形(通常取引に基づいて発生した手形債権をいう。ただし、破産更生債権等で一年内に回収されることが明らかなものを除く。以下同じ。)

三 売掛金(通常取引に基づいて発生した営業上の未収金をいう。ただし、破産更生債権等で一年内に回収されることが明らかなものを除く。以下同じ。)

四～十 (略)

十一 前渡金(商品、原材料等の購入のための前渡金をいう。ただ

2・3 (略)

(事業分離の注記)

第八条の二十三 分離元企業は、事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、事業分離が行われた事業年度において、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一～四 (略)

2～4 (略)

(流動資産の範囲)

第十五条 次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。

一 (略)

二 受取手形(通常取引に基づいて発生した手形債権をいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されることが明らかなものを除く。以下同じ。)

三 売掛金(通常取引に基づいて発生した営業上の未収金をいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されることが明らかなものを除く。以下同じ。)

四～十 (略)

十一 前渡金(商品、原材料等の購入のための前渡金をいう。ただ

し、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなるものを除く。第十七条第一項第十三号において同じ。）

十二（略）

第十六条の二 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産は、流動資産に属するものとする。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

第十六条の三 所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス

・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。以下同じ。）におけるリース債権及び所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものをいう。以下同じ。）におけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなるものを除く。）は、流動資産に属するものとする。

2 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち、通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するものは、流動資産に属するものとする。

し、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなるものを除く。以下同じ。）

十二（略）

第十六条の二 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産は、流動資産に属するものとする。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で貸借対照表日後一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

（新設）

(流動資産の区分表示)

第十七条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、副産物、半成工事、未着品たる商品若しくは原材料又は積送品たる商品、製品若しくは半製品で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

一～三

四 リース債権(通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産

更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。)

一

五 リース投資資産(通常の取引に基づいて発生したものに限り、

破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。)

六

六～十四 (略)

十五 (略)

十六 (略)

2～4 (略)

第十八条 親会社株式(会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百十五條第二項及び第八百條第一項の規定により取得したものに限り。第三十一條第一号及び第三十二條の二において同じ。)のうち一年内に処分されると認められるものは、流動資産に親会社株式の科

(流動資産の区分表示)

第十七条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、副産物、半成工事、未着品たる商品若しくは原材料又は積送品たる商品、製品若しくは半製品で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

一～三

(新設)

(新設)

四～十二 (略)

十二の二 (略)

十三 (略)

2～4 (略)

第十八条 親会社株式(会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百十五條第二項及び第八百條第一項の規定により取得したものに限り。第三十一條第一号及び第三十二條の二において同じ。)のうち貸借対照表日後一年以内に処分されると認められるものは、流動資産

目をもつて別に掲記しなければならない。ただし、その金額が僅少である場合には、注記によることができる。

第十九条 第十七条第一項第十六号の資産のうち、未収収益、短期貸付金（金融手形を含む。）、株主、役員若しくは従業員に対する短期債権又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（有形固定資産の範囲）

第二十二条 次に掲げる資産（ただし、第一号から第八号までに掲げる資産については、営業の用に供するものに限る。）は、有形固定資産に属するものとする。

一〜七 （略）

八 リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が前各号及び第十号に掲げるものである場合に限る。）

九 建設仮勘定（第一号から第七号までに掲げる資産で営業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。次条において同じ。）

十 （略）

（有形固定資産の区分表示）

に親会社株式の科目をもつて別に掲記しなければならない。ただし、その金額が僅少である場合には、注記によることができる。

第十九条 第十七条第一項第十三号の資産のうち、未収収益、短期貸付金（金融手形を含む。）、株主、役員若しくは従業員に対する短期債権又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（有形固定資産の範囲）

第二十二条 次に掲げる資産（ただし、第一号から第七号までに掲げる資産については、営業の用に供するものに限る。）は、有形固定資産に属するものとする。

一〜七 （略）

（新設）

八 建設仮勘定（前各号に掲げる資産で営業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。以下同じ。）

九 （略）

（有形固定資産の区分表示）

第二十三条 有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一〇七 (略)

八| リース資産(財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が前各号及び第十号に掲げるものである場合に限る。)

九・十| (略)

2 (略)

3| 第一項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項各号(第八号及び第九号を除く。)に掲げる項目に含めることができる。

第二十四条 前条第一項第十号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(減価償却累計額の表示)

第二十五条 第二十三条第一項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、リース資産又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、次条の規定による場合のほか、当該各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額の科目をもつて掲記しなければならない。た

第二十三条 有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一〇七 (略)

(新設)

八・九| (略)

2 (略)

(新設)

第二十四条 前条第一項第九号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(減価償却累計額の表示)

第二十五条 建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、次条の規定による場合の外、当該各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額の科目をもつて掲記しなければならない。ただし、これらの固定資産に対する控除科目とし

だし、これらの固定資産に対する控除科目として一括して掲記することを妨げない。

第二十六条 第二十三条第一項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、リース資産又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。この場合においては、当該減価償却累計額は、当該各資産の資産科目別に、又は一括して注記しなければならない。

(減損損失累計額の表示)

第二十六条の二 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、次項及び第三項の規定による場合のほか、当該各資産の金額（前条の規定により有形固定資産に対する減価償却累計額を、当該資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額。）から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示しなければならない。

2 4 (略)

(無形固定資産の範囲)

第二十七条 次に掲げる資産は、無形固定資産に属するものとする。

一 のれん

て一括して掲記することを妨げない。

第二十六条 建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。この場合においては、当該減価償却累計額は、当該各資産の資産科目別に、又は一括して注記しなければならない。

(減損損失累計額の表示)

第二十六条の二 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、次項及び第三項の規定による場合の外、当該各資産の金額（前条の規定により有形固定資産に対する減価償却累計額を、当該資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額。）から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示しなければならない。

2 4 (略)

(無形固定資産の範囲)

第二十七条 のれん、特許権、借地権、地上権、商標権、実用新案権

、意匠権、鉱業権、漁業権、入漁権、ソフトウエアその他これらに

二 特許権

三 借地権

四 地上権

五 商標権

六 実用新案権

七 意匠権

八 鉱業権

九 漁業権

十 入漁権

十一 ソフトウエア

十二 リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が第二号から前号まで及び次号に掲げるものである場合に限る。）

十三 その他の無形資産で流動資産又は投資たる資産に属しないものの

（無形固定資産の区分表示）

第二十八条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一〇九 （略）

十 リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引に

進ずる資産は、無形固定資産に属するものとする。

（無形固定資産の区分表示）

第二十八条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一〇九 （略）

（新設）

おけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が
第二号から前号まで及び次号に掲げるものである場合に限る。）

十一（略）

2（略）

3 第一項の規定にかかわらず、同項第十号に掲げるリース資産に区
分される資産については、同項各号（第一号及び第十号を除く。）
に掲げる項目に含めることができる。

第二十九条 前条第一項第十一号の資産のうち、その金額が資産の総
額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付し
た科目をもつて掲記しなければならない。

（投資その他の資産の範囲）

第三十一条 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。
る。

一（三）（略）

四 前各号に掲げるもののほか、流動資産、有形固定資産、無形固
定資産又は繰延資産に属するもの以外の長期資産

第三十一条の四 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース
債権及び所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース
投資資産のうち第十六条の三に規定するもの以外のものは、投資そ

十（略）

2（略）

（新設）

第二十九条 前条第一項第十号の資産のうち、水利権又はその他の資
産でその金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当
該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（投資その他の資産の範囲）

第三十一条 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。
る。

一（三）（略）

四 前各号に掲げるものの外、流動資産、有形固定資産、無形固定
資産又は繰延資産に属するもの以外の長期資産

（新設）

の他の資産に属するものとする。

(投資その他の資産の区分表示)

第三十二条 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならぬ。

一〇九 (略)

十一 破産更生債権等

十二 (略)

十三 (略)

2 (略)

第三十三条 第三十二条第一項第十三号の資産のうち、投資不動産(投資の目的で所有する土地、建物その他の不動産をいう。)、一年

内に期限の到来しない預金又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第四十八条の二 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に

関連する繰延税金負債は、流動負債に属するものとする。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

(投資その他の資産の区分表示)

第三十二条 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならぬ。

一〇九 (略)

十一 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権

十二 (略)

十三 (略)

2 (略)

第三十三条 第三十二条第一項第十二号の資産のうち、投資不動産(投資の目的で所有する土地、建物その他の不動産をいう。)、一年

内に期限の到来しない預金又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第四十八条の二 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に

関連する繰延税金負債は、流動負債に属するものとする。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で貸借対照表日後一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

第四十八条の三 ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、

一年以内に期限が到来するものは、流動負債に属するものとする。

(流動負債の区分表示)

第四十九条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

一 三 (略)

四 リース債務

五・六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 十三 (略)

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する負債で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3 第一項第七号の未払法人税等とは、法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税の未払額をいう。

(新設)

(流動負債の区分表示)

第四十九条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

一 三 (略)

(新設)

四・五 (略)

五の二 (略)

五の三 (略)

六 十 (略)

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する負債で別に表示することが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3 第一項第五号の二の未払法人税等とは、法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税の未払額をいう。

4 第一項第十二号の引当金は、修繕引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第五十条 前条第一項第十三号の負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第五十一条の三 ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、第四十八条の三に規定するもの以外のもは、固定負債に属するものとする。

(固定負債の区分表示)

第五十二条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 一三 (略)

四 リース債務

五 (略)

六 八 (略)

2 (略)

3 第一項第六号の引当金は、退職給付引当金その他当該引当金の設

いう。

4 第一項第九号の引当金は、修繕引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第五十条 前条第一項第十号の負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(新設)

(固定負債の区分表示)

第五十二条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 一三 (略)

(新設)

三の二 (略)

四 六 (略)

2 (略)

3 第一項第四号の引当金は、退職給付引当金その他当該引当金の設

定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第五十三条 第五十二条第一項第八号の負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(繰延税金資産及び繰延税金負債の表示)

第五十四条 第十七条第一項第十五号に掲げる繰延税金資産と第四十九条第一項第八号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2 第三十二条第一項第十二号に掲げる繰延税金資産と第五十二条第一項第五号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

(のれん及び負ののれんの表示)

第五十四条の二 第二十八条第一項第一号に掲げるのれん及び第五十二条第一項第七号に掲げる負ののれんがある場合には、両者を相殺した差額をのれん又は負ののれんとして無形固定資産又は固定負債に表示することができる。この場合には、相殺している金額に重要性が乏しい場合を除き、相殺している旨及び相殺前の金額を注記し

定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第五十三条 第五十二条第一項第六号の負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(繰延税金資産及び繰延税金負債の表示)

第五十四条 第十七条第一項第十二号の二に掲げる繰延税金資産と第四十九条第一項第五号の三に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2 第三十二条第一項第十一号の二に掲げる繰延税金資産と第五十二条第一項第三号の二に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

(のれん及び負ののれんの表示)

第五十四条の二 第二十八条第一項第一号に掲げるのれん及び第五十二条第一項第五号に掲げる負ののれんがある場合には、両者を相殺した差額をのれん又は負ののれんとして無形固定資産又は固定負債に表示することができる。この場合には、相殺している金額に重要性が乏しい場合を除き、相殺している旨及び相殺前の金額を注記し

なければならぬ。

(特別法上の準備金等)

第五十四条の三 (略)

2 準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記し、その計上を規定した法令の条項を注記しなければならぬ。

3 準備金等については、一年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別を注記しなければならぬ。ただし、その区別をすることが困難なものについては、この限りでない。

(指定法人の純資産の記載)

第六十八条の三 指定法人が貸借対照表を作成する場合において、その純資産についてこの規則により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この場合において、準拠した法令又は準則を注記しなければならぬ。

(特定事業会社の原価明細書)

第七十八条 (略)

2 (略)

3 前項第一号から第三号までに掲げる附属明細表については、適当と認められる費目に要約して記載することができる。

なければならぬ。

(特別法上の準備金等)

第五十四条の三 (略)

2 前項の準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記し、その計上を規定した法令の条項を注記しなければならぬ。

3 前項の準備金等については、一年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別を注記しなければならぬ。ただし、その区別をすることが困難なものについては、この限りでない。

(指定法人の純資産の記載)

第六十八条の三 指定法人が貸借対照表を作成する場合において、その純資産についてこの規則により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この場合において準拠した法令又は準則を注記しなければならぬ。

(特定事業会社の原価明細書)

第七十八条 (略)

2 (略)

3 前項第一号から第四号までに掲げる附属明細表については、適当と認められる費目に要約して記載することができる。

(関係会社に係る営業費用の注記)

第八十八条 関係会社との取引により発生した商品若しくは原材料の仕入高、委託加工費、不動産賃借料又は経費分担額（関係会社において発生した事業年度中の経費の一定割合を財務諸表提出会社において負担する契約に基づくものをいう。）で、その金額が売上原価と販売費及び一般管理費の合計額の百分の二十を超えるものについては、その金額を注記しなければならない。

2 (略)

(原価差額の表示方法)

第九十六条 財務諸表提出会社の採用する原価計算方法に基づいて計上される原価差額は、一般に公正妥当と認められる原価計算の基準に従って処理された結果に基づいて、売上原価又はたな卸資産の期末たな卸高に含めて記載しなければならない。ただし、原価性を有しないと認められるものについては、営業外収益若しくは営業外費用として、又は特別利益若しくは特別損失として記載するものとする。

(特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額)

第九十八条の二 準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示す名称を付した科目をもって掲記

(関係会社に係る営業費用の注記)

第八十八条 関係会社との取引により発生した商品若しくは原材料の仕入高、委託加工費、不動産賃借料又は経費分担額（関係会社において発生した事業年度中の経費の一定割合を当該会社において負担する契約に基づくものをいう。）で、その金額が売上原価と販売費及び一般管理費の合計額の百分の二十を超えるものについては、その金額を注記しなければならない。

2 (略)

(原価差額の表示方法)

第九十六条 当該会社の採用する原価計算方法に基づいて計上される原価差額は、一般に公正妥当と認められる原価計算の基準に従って処理された結果に基づいて、売上原価又はたな卸資産の期末たな卸高に含めて記載しなければならない。ただし、原価性を有しないと認められるものについては、営業外収益若しくは営業外費用として、又は特別利益若しくは特別損失として記載するものとする。

(特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額)

第九十八条の二 第五十四条の二第一項に規定する準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示

しなければならない。

(特定事業を営む会社の附属明細表)

第二百二十二条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号及び第四号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については作成を要しない。

一 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)、造船業財務諸表準則(昭和二十六年運輸省告示第二百五十四号)、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第 号)、鉄道事業会計規則又は自動車道事業会計規則の適用を受ける株式会社については、前条第一項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

二・三 (略)

四 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則(昭和二十七年建設省令第二十三号)の適用を受ける株式会社については、同令に定める別表中の有価証券明細表及び信託有価証券明細表を作成するとともに、前条第一項第二号から第五号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし、有価証券明細表及び信託有価証券明細表に記載する有価証

す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(特定事業を営む会社の附属明細表)

第二百二十二条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号及び第四号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については作成を要しない。

一 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)、造船業財務諸表準則(昭和二十六年運輸省告示第二百五十四号)、証券会社に関する内閣府令、鉄道事業会計規則、自動車道事業会計規則又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百二十九号)の適用を受ける株式会社については、前条第一項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

二・三 (略)

四 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則(昭和二十七年建設省令第二十三号)の適用を受ける株式会社については、同規則に定める別表中の有価証券明細表及び信託有価証券明細表を作成するとともに、前条第一項第二号から第五号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし、有価証券明細表及び信託有価証券明細表に記載する有価証

券の種類及び銘柄については、株式は発行会社の事業の種類別に、その他のものは法第二条第一項に規定する有価証券の種類別に要約して記載することができる。

五 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の適用を受ける株式会社又は指定法人については、同令に定める書式による事業費明細表を作成するとともに、前条第一項第二号から第五号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

六 電気通信事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第四号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

イ〜ニ（略）

六の二 ガス事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第三号及び第四号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

イ〜ハ（略）

七 電気事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するものとする。

イ〜ト（略）

八（略）

証券の種類及び銘柄については、株式は発行会社の事業の種類別に、その他のものは法第二条第一項に規定する有価証券の種類別に要約して記載することができる。

五 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の適用を受ける株式会社又は指定法人については、同規則に定める書式による事業費明細表を作成するとともに、前条第一項第二号から第五号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

六 電気通信事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同規則に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第四号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

イ〜ニ（略）

六の二 ガス事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同規則に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第三号及び第四号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

イ〜ハ（略）

七 電気事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同規則に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するものとする。

イ〜ト（略）

八（略）

九 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の適用を受ける投資法人については、同令に定める様式による有価証券明細表、デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表、不動産等明細表のうち総括表、その他特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項に規定する特定資産をいう。次条第二号において同じ。）の明細表、投資法人債明細表並びに借入金明細表を作成するものとする。

十（略）

十一 高速道路事業等会計規則の適用を受ける株式会社については、同令に規定する附属明細表のうち固定資産等明細表並びに社債、長期借入金及び短期借入金の増減明細表を作成するとともに、前条第一項第一号及び第五号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

十二 社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の適用を受ける医療法人については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するものとする。

イゝホ（略）

九 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の適用を受ける投資法人については、同規則に定める様式による有価証券明細表、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）第二十七条第四項に規定する有価証券先物取引等（同項第一号、第十九号及び第二十号に掲げる取引を除く。）の契約額等及び時価の状況表、為替予約取引の契約額等及び時価の状況表、不動産等明細表のうち総括表、その他特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項に規定する特定資産をいう。次条第二号において同じ。）の明細表、投資法人債明細表並びに借入金明細表を作成するものとする。

十（略）

十一 高速道路事業等会計規則の適用を受ける株式会社については、同規則に規定する附属明細表のうち固定資産等明細表並びに社債、長期借入金及び短期借入金の増減明細表を作成するとともに、前条第一項第一号及び第五号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

十二 社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の適用を受ける医療法人については、同規則に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するものとする。

イゝホ（略）

(特定信託財産の附属明細表)

第二百二十三条 特定信託財産の附属明細表の用語、様式及び作成方法は、次の各号の定めるところによる。

一 (略)

二 投資信託財産計算規則の適用を受ける特定信託財産については、投資信託財産計算規則に定める様式による有価証券明細表、デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表、不動産等明細表、その他特定資産の明細表及び借入金明細表を作成するものとする。

第二百二十五条 当事業年度末及び直前事業年度末における短期借入金、長期借入金及び金利の負担を伴うその他の負債（社債を除く。）の金額が当該各事業年度末における負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合には、第二百一条第一項第四号の附属明細表の作成を省略することができる。

(外国会社の財務書類の作成基準)

第二百二十七条 (略)

2 4 (略)

5 前各項の規定にかかわらず、特定有価証券（法第五条第一項において規定する特定有価証券をいう。）を発行する外国会社が、当該特定有価証券に関して提出する財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。ただし、当該

(特定信託財産の附属明細表)

第二百二十三条 特定信託財産の附属明細表の用語、様式及び作成方法は、次の各号の定めるところによる。

一 (略)

二 投資信託財産計算規則の適用を受ける特定信託財産については、投資信託財産計算規則に定める様式による有価証券明細表、有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表、不動産等明細表、その他特定資産の明細表及び借入金明細表を作成するものとする。

第二百二十五条 当事業年度末及び直前事業年度末における短期借入金、長期借入金及び金利の負担を伴うその他の負債（社債を除く。）の金額が当該各事業年度末における負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合には、第二百一条第一項第四号の附属明細表の作成を省略することができる。

(外国会社の財務書類の作成基準)

第二百二十七条 (略)

2 4 (略)

5 前各項の規定にかかわらず、特定有価証券（法第二十四条第一項において規定する特定有価証券をいう。）を発行する外国会社が、当該特定有価証券に関して提出する財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。ただし、

外国会社がその本国において作成している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする。

(表示方法)

第二百二十九条 第五条第二項及び第八条の三第二号の規定は、外国会社が提出する財務書類について準用する。

2 (略)

別記

一〜四 (略)

五 第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するものに限る。)

六〜十六 (略)

十七 投資運用業(法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち、法第二条第八項第十四号に掲げる行為を業として行う場合に限る。)

十八〜二十 (略)

当該外国会社がその本国において作成している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする。

(表示方法)

第二百二十九条 第五条第二項及び第八条の三(第一号を除く。)の規定は、外国会社が提出する財務書類について準用する。

2 (略)

別記

一〜四 (略)

五 証券業

六〜十六 (略)

十七 投資信託委託業

十八〜二十 (略)

様式第一号

【関連当事者情報】

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高

(記載上の注意)

- 「種類」の欄には、第8条第17項各号に掲げられている関連当事者の種類を記載すること。
- 「所在地」の欄には、国内に住所を有する関連当事者にあつては市町村(政令指定都市においては区)まで、海外に住所を有する関連当事者にあつてはそれに準じて記載すること。ただし、関連当事者が個人である場合には記載を要しない。
- 「議決権等の所有(被所有)割合」の欄には、議決権等の所有関係を所有・被所有及び直接・間接の別がわかるように記載すること。
- 「関連当事者との関係」の欄には、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容について簡潔に記載すること。なお、関連当事者が第三者のために財務諸表提出会社との間で行う取引については、その旨を併せて記載すること。
兼任をしている財務諸表提出会社の役員の有無のほか、出向、転籍等の形態により財務諸表提出会社から派遣されている役員の有無について期末日現在の状況を記載すること。
- 財務諸表提出会社と第三者との間の取引が、実質的に当該財務諸表提出会社と関連当事者との間の取引である場合には、その旨及び当該第三者の名称又は氏名を「取引の内容」の欄に記載すること。
- 「取引金額」の欄には、事業年度中の取引について、取引の種類ごとに総額で記載すること。
財務諸表提出会社と関連当事者との間の取引が債務の保証の場合には、当該債務の保証の期末残高を「取引金額」の欄に記載し、当該債務の保証の内容を注記すること。
関連当事者に担保として資産を提供しているとき又は関連当事者から担保として資産を受け入れているときは、当該資産に対応する債権又は債務の期末残高を「取引金額」の欄に記載し、担保の提供又は担保の受け入れについて、その内容を注記すること。
- 「科目」及び「期末残高」の欄には、取引により発生した債権債務に係る主要な科目及びその期末残高を記載すること。
- 取引条件及び取引条件の決定方針を注記すること。なお、取引条件が、一般の取引に比べ著しく異なる場合には、その条件を具体的に記載すること。
- 第8条の10第1項第9号に掲げる事項については、関連当事者ごとに注記すること。ただし、第8条第17項各号に掲げる関連当事者の種類ごとに合算して注記することができる。この場合には、第8条の10第1項第1号から第8号までに掲げる事項の記載の対象となつた関連当事者について合算して注記すること又は同項第1号から第8号までに掲げる事項の記載の対象となつた関連当事者を含むすべての関連当事者について合算して注記することができる。
同項第10号に規定する引当金については、同項第9号に掲げる事項の記載に準じて記載すること。
- 関連当事者が個人である場合には、「資本金又は出資金」の欄の記載を要しない。また、関連当事者が従業員のための企業年金である場合には、「資本金又は出資金」の欄及び「議決権等の所有(被所有)割合」の欄の記載を要しない。
- 関連当事者に該当するか否かは、個々の取引の開始時点で判定するものとし、関連当事者が事業年度中に関連当事者に該当しなくなつた場合には、同一事業年度における取引であつても関連当事者に該当しなくなつた後の取引については記載を要しない。
- 関連当事者が、財務諸表提出会社の製品の販売会社で地域別に多数設立されており、それぞれの取引内容がおおむね同様である場合には、代表的な会社等を明示し、一括して記載することができるものとする。
- 関連当事者情報の記載に当たっては、(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等、(2)財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等、(3)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等並びに(4)財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等の別に記載することができる。
- 財務諸表提出会社に親会社又は重要な関連会社が存在する場合には、第8条の10の2に規定する事項について注記すること。

様式第二号

【貸借対照表】

区 分	注記 番号	前事業年度 (平成 年 月 日)		当事業年度 (平成 年 月 日)	
		金 額 (円)	構成比 (%)	金 額 (円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
	現金及び預金		×××		×××
	受取手形	×××		×××	
	貸倒引当金	-×××	×××	-×××	×××
	売掛金	×××		×××	
	貸倒引当金	-×××	×××	-×××	×××
	リース債権	×××		×××	
	貸倒引当金	-×××	×××	-×××	×××
	リース投資資産	×××		×××	
	貸倒引当金	-×××	×××	-×××	×××
	有価証券		×××		×××
	商品		×××		×××
	製品		×××		×××
	半製品		×××		×××
	原材料		×××		×××
	仕掛品		×××		×××
	貯蔵品		×××		×××
	前渡金		×××		×××
	前払費用		×××		×××
	繰延税金資産		×××		×××
	未収収益		×××		×××
	株主、役員又は従業員に対 する短期債権	×××		×××	
	貸倒引当金	-×××	×××	-×××	×××
	短期貸付金	×××		×××	
	貸倒引当金	-×××	×××	-×××	×××
	未収入金		×××		×××
		×××		×××
	流動資産合計		×××		×××
II 固定資産					
1 有形固定資産					
	建物	×××		×××	
	減価償却累計額	-×××	×××	-×××	×××

構築物	×××		×××	
減価償却累計額	-×××	×××	-×××	×××
機械及び装置	×××		×××	
減価償却累計額	-×××	×××	-×××	×××
.....	×××		×××	
.....	-×××	×××	-×××	×××
.....	×××		×××	
.....	-×××	×××	-×××	×××
土地		×××		×××
リース資産	×××		×××	
減価償却累計額	-×××	×××	-×××	×××
建設仮勘定		×××		×××
.....		×××		×××
有形固定資産合計		×××		×××
2 無形固定資産				
のれん		×××		×××
借地権		×××		×××
鉱業権		×××		×××
.....		×××		×××
無形固定資産合計		×××		×××
3 投資その他の資産				
投資有価証券		×××		×××
関係会社株式		×××		×××
関係会社社債		×××		×××
出資金		×××		×××
関係会社出資金		×××		×××
長期貸付金	×××		×××	
貸倒引当金	-×××	×××	-×××	×××
株主、役員又は従業員に 対する長期貸付金	×××		×××	
貸倒引当金	-×××	×××	-×××	×××
関係会社長期貸付金	×××		×××	
貸倒引当金	-×××	×××	-×××	×××
破産更生債権等	×××		×××	
貸倒引当金	-×××	×××	-×××	×××
長期前払費用		×××		×××
繰延税金資産		×××		×××
投資不動産	×××		×××	
減価償却累計額	-×××	×××	-×××	×××
.....		×××		×××

投資その他の資産合計		×××		×××
固定資産合計		×××		×××
Ⅲ 繰延資産				
創立費		×××		×××
開業費		×××		×××
株式交付費		×××		×××
社債発行費		×××		×××
開発費		×××		×××
繰延資産合計		×××		×××
資産合計		×××		×××
(負債の部)				
Ⅰ 流動負債				
支払手形		×××		×××
買掛金		×××		×××
短期借入金		×××		×××
リース債務		×××		×××
未払金		×××		×××
未払費用		×××		×××
未払法人税等		×××		×××
繰延税金負債		×××		×××
前受金		×××		×××
預り金		×××		×××
前受収益		×××		×××
引当金		×××		×××
修繕引当金	×××		×××	
.....	×××	×××	×××	×××
株主、役員又は従業員からの短期借入金		×××		×××
従業員預り金		×××		×××
.....		×××		×××
流動負債合計		×××		×××
Ⅱ 固定負債				
社債		×××		×××
長期借入金		×××		×××
関係会社長期借入金		×××		×××
株主、役員又は従業員からの長期借入金		×××		×××
リース債務		×××		×××
長期未払金		×××		×××
繰延税金負債		×××		×××
引当金				

退職給付引当金	×××		×××	
.....	×××	×××	×××	×××
負ののれん		×××		×××
固定負債合計		×××		×××
負債合計		×××		×××
(純資産の部)				
I 株主資本				
1 資本金		×××		×××
2 資本剰余金				
(1) 資本準備金	×××		×××	
(2) その他資本剰余金	×××		×××	
資本剰余金合計		×××		×××
3 利益剰余金				
(1) 利益準備金	×××		×××	
(2) その他利益剰余金				
××積立金	×××		×××	
.....	×××		×××	
繰越利益剰余金	×××		×××	
利益剰余金合計		×××		×××
4 自己株式		-×××		-×××
株主資本合計		×××		×××
II 評価・換算差額等				
1 その他有価証券評価差額金		×××		×××
2 繰延ヘッジ損益		×××		×××
3 土地再評価差額金		×××		×××
.....		×××		×××
評価・換算差額等合計		×××		×××
III 新株予約権		×××		×××
純資産合計		×××		×××
負債純資産合計		×××		×××

(記載上の注意)

1. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債については、第54条の規定により表示すること。

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）（第九条関係）

改 正 案	現 行
<p>様式第四号 【株主資本等変動計算書】</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ～5.</p> <p>6. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりおたい場合には、当該様式に準じて記載すること。</p> <p>様式第七号 【有価証券明細表】</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 第17条第1項第6号及び第32条第1項第1号に規定する有価証券で貸借対照表に計上されているもの（当該会社の所有に係るもので保証差入有価証券等の別科目で計上されているものを含む。）について記載すること。</p> <p>2. ～6. (略)</p>	<p>様式第四号 【株主資本等変動計算書】</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ～5. (新設)</p> <p>様式第七号 【有価証券明細表】</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 第17条第1項第4号及び第32条第1項第1号に規定する有価証券で貸借対照表に計上されているもの（当該会社の所有に係るもので保証差入有価証券等の別科目で計上されているものを含む。）について記載すること。</p> <p>2. ～6. (略)</p>

様式第十号

【借入金等明細表】

区 分	前期末残高 (円)	当期末残高 (円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				—
1年以内に返済予定の長期借入金				—
1年以内に返済予定のリース債務				—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）				
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）				
その他の有利子負債				
合 計			—	—

(記載上の注意)

1. 第49条第1項第3号に規定する短期借入金、同項第4号及び第52条第1項第4号に規定するリース債務、同項第2号及び第3号に規定する長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びに金利の負担を伴うその他の負債（社債を除く。第5号において「その他有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、財務諸表提出会社がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している場合には、リース債務については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース債務について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。
5. リース債務、長期借入金及びその他の有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。
6. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）（第十条関係）

改正案	現行
<p>（規則の適用）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定のうち第二十四条の第二項において準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表（以下「連結財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、財務諸表等規則第一条の二の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。</p>	<p>（規則の適用）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定のうち第二十四条の第二項において準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表（以下「連結財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、財務諸表等規則第一条の二の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。</p>

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 連結財務諸表提出会社 法の規定により連結財務諸表を提出すべき会社及び指定法人をいう。

二 親会社 財務諸表等規則第八条第三項の規定により、連結財務諸表提出会社の親会社とされる者をいう。

三〇七 (略)

八〇十三 (略)

十四 資金 現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第五章において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第五章において同じ。）の合計額をいう。

十五 デリバティブ取引 財務諸表等規則第十四項に規定する取引をいう。

十六 売買目的有価証券 財務諸表等規則第二十項に規定する有価証券をいう。

十七 満期保有目的の債券 財務諸表等規則第二十一項に規定する債券をいう。

十八 その他有価証券 財務諸表等規則第二十二項に規定する有価証券をいう。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 連結財務諸表提出会社 法の規定により連結財務諸表を提出すべき会社（指定法人を含む。以下同じ。）をいう。

(新設)

二〇六 (略)

七 (略)

八〇十三 (略)

十四 資金 現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第七十七条、第八十一条及び第八十四条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。以下同じ。）の合計額をいう。

十五 デリバティブ取引 財務諸表等規則第十三項に規定する取引をいう。

十六 売買目的有価証券 財務諸表等規則第十九項に規定する有価証券をいう。

十七 満期保有目的の債券 財務諸表等規則第二十項に規定する債券をいう。

十八 その他有価証券 財務諸表等規則第二十一項に規定する有価証券をいう。

十九・二十 (略)

二十一 自社株式オプション 自社の株式を原資産とするコール・オプション(一定の金額の支払により原資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。)をいう。

二十二 ストック・オプション 自社株式オプション(前号に規定する自社株式オプションをいう。)のうち、連結会社が従業員等(当該連結会社と雇用関係にある使用人のほか、当該連結会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役並びにこれらに準ずる者をいう。)に報酬(労働や業務執行等の対価として当該連結会社が従業員等に給付するものをいう。)として付与するものをいう。

二十三 企業結合 財務諸表等規則第八条第二十七項に規定する企業結合をいう。

二十四 取得企業 財務諸表等規則第八条第二十八項に規定する企業をいう。

二十五 被取得企業 財務諸表等規則第八条第二十九項に規定する企業をいう。

二十六 結合企業 財務諸表等規則第八条第三十一項に規定する企業をいう。

二十七 被結合企業 財務諸表等規則第八条第三十二項に規定する企業をいう。

二十八 結合後企業 財務諸表等規則第八条第三十三項に規定する企業をいう。

二十九 結合当事企業 財務諸表等規則第八条第三十四項に規定する企業をいう。

十九・二十 (略)

二十一 自社株式オプション 自社の株式を原資産とするコール・オプション(一定の金額の支払により原資産である連結会社の株式を取得する権利をいう。)をいう。

二十二 ストック・オプション 自社株式オプション(前号に規定する自社株式オプションをいう。)のうち、連結会社が従業員等(連結会社と雇用関係にある使用人のほか、連結会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役並びにこれらに準ずる者をいう。)に報酬(労働や業務執行等の対価として連結会社が従業員等に給付するものをいう。)として付与するものをいう。

二十三 企業結合 財務諸表等規則第八条第二十六項に規定する企業結合をいう。

二十四 取得企業 財務諸表等規則第八条第二十七項に規定する企業をいう。

二十五 被取得企業 財務諸表等規則第八条第二十八項に規定する企業をいう。

二十六 結合企業 財務諸表等規則第八条第三十項に規定する企業をいう。

二十七 被結合企業 財務諸表等規則第八条第三十一項に規定する企業をいう。

二十八 結合後企業 財務諸表等規則第八条第三十二項に規定する企業をいう。

二十九 結合当事企業 財務諸表等規則第八条第三十三項に規定する企業をいう。

三十 パーチェス法 財務諸表等規則第八条第三十五項に規定する方法をいう。

三十一 持分プーリング法 財務諸表等規則第八条第三十六項に規定する方法をいう。

三十二 共通支配下の取引等 財務諸表等規則第八条第三十七項に規定する共通支配下の取引等をいう。

三十三 事業分離 財務諸表等規則第八条第三十八項に規定する事業分離をいう。

三十四 分離元企業 財務諸表等規則第八条第三十九項に規定する企業をいう。

三十五 分離先企業 財務諸表等規則第八条第四十項に規定する企業をいう。

(連結の範囲)

第五条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる会社等(会社、指定法人、組合その他これらに類する事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下同じ。)の財政又は経営の状態等に関する事項で、当該企業集団の財政状態及び経営成績の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合には、その内容を連結財務諸表に注記しなければならぬ。

一・二 (略)

三十 パーチェス法 財務諸表等規則第八条第三十四項に規定する方法をいう。

三十一 持分プーリング法 財務諸表等規則第八条第三十五項に規定する方法をいう。

三十二 共通支配下の取引等 財務諸表等規則第八条第三十六項に規定する共通支配下の取引等をいう。

三十三 事業分離 財務諸表等規則第八条第三十七項に規定する事業分離をいう。

三十四 分離元企業 財務諸表等規則第八条第三十八項に規定する企業をいう。

三十五 分離先企業 財務諸表等規則第八条第三十九項に規定する企業をいう。

(連結の範囲)

第五条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる会社等(会社、組合その他これらに類する事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下同じ。)の財政又は経営の状態等に関する事項で、当該企業集団の財政状態及び経営成績の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合には、その内容を連結財務諸表に注記しなければならぬ。

一・二 (略)

(連結の範囲等に関する記載)

第十三条 (略)

2～4 (略)

5 第一項第四号に掲げる会計処理基準に関する事項については、次の各号に定める事項を記載するものとする。

一～四 (略)

(削る)

五 重要なヘッジ会計(財務諸表等規則第八条の二第八号に規定する会計処理をいう。第十五条の七第一項第二号において同じ。)

の方法

六 (略)

6・7 (略)

(リース取引に関する注記)

第十五条の三 財務諸表等規則第八条の六の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同条第一項第一号及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、同条第一項第二号口中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

(関連当事者の範囲)

第十五条の四 この規則において「関連当事者」とは、次に掲げる者

(連結の範囲等に関する記載)

第十三条 (略)

2～4 (略)

5 第一項第四号に掲げる会計処理基準に関する事項については、次の各号に定める事項を記載するものとする。

一～四 (略)

五 重要なリース取引の処理方法

六 重要なヘッジ会計(財務諸表等規則第八条の二第九号に規定する会計処理をいう。以下同じ。)の方法

七 (略)

6・7 (略)

(リース取引に関する注記)

第十五条の三 財務諸表等規則第八条の六の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条中「当該会社」とあるのは「当該連結会社」と、「当該事業年度」とあるのは「当該連結会計年度」と、「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

(関連当事者との取引に関する注記)

第十五条の四 財務諸表等規則第八条の十の規定(同条第一項ただし

をいう。

- 一 連結財務諸表提出会社の親会社
- 二 連結財務諸表提出会社の非連結子会社
- 三 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等
- 四 連結財務諸表提出会社のその他の関係会社（連結財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。以下この号において同じ。）並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社
- 五 連結財務諸表提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社
- 六 連結財務諸表提出会社の主要株主（法第六十三条第一項に規定する主要株主をいう。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。次号から第九号までにおいて同じ。）
- 七 連結財務諸表提出会社の役員（法第二十一条第一項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。次号及び第九号において同じ。）及びその近親者
- 八 連結財務諸表提出会社の親会社の役員及びその近親者
- 九 連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及びその近親者
- 十 前四号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社
- 十一 従業員のための企業年金（連結財務諸表提出会社又は連結子会社と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）

（関連当事者との取引に関する注記）

第十五条の四の二 連結財務諸表提出会社が関連当事者との取引（当

書を除く。）は、関連当事者との取引について準用する。この場合において、同条中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

- 2 連結財務諸表提出会社と関連当事者との間の取引のうち、連結財務諸表の作成に当たって相殺消去された取引については、注記を要しない。

（新設）

- 該関連当事者が第三者のために当該連結財務諸表提出会社との間で行う取引及び当該連結財務諸表提出会社と第三者との間の取引で当該関連当事者が当該取引に関して当該連結財務諸表提出会社に重要な影響を及ぼしているものを含む。）を行つている場合には、その重要なものについて、次の各号に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。
- 一 当該関連当事者が会社等の場合には、その名称、所在地、資本金又は出資金、事業の内容及び当該関連当事者の議決権に対する当該連結財務諸表提出会社の所有割合又は当該連結財務諸表提出会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合
 - 二 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名、職業及び当該連結財務諸表提出会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合
 - 三 当該連結財務諸表提出会社と当該関連当事者との関係
 - 四 取引の内容
 - 五 取引の種類別の取引金額
 - 六 取引条件及び取引条件の決定方針
 - 七 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高
 - 八 取引条件の変更があつた場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容
 - 九 関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権（財務諸表等規則第八条の十第一項第九号に規定する貸倒懸念債権をいう。）又は破産更生債権等（同号に規定する破産更生債権等をいう。第二十三条第一項第三号において同じ。）に区分されている場合には、次に掲げる事項

-
- イ 当連結会計年度末の貸倒引当金残高
 - ロ 当連結会計年度に計上した貸倒引当金繰入額等
 - ハ 当連結会計年度に計上した貸倒損失等（一般債権（財務諸表等規則第八条の十第一項第九号に規定する一般債権をいう。）に区分されていた場合において生じた貸倒損失を含む。）
 - 十 関連当事者との取引に関して、貸倒引当金以外の引当金が設定されている場合において、注記することが適当と認められるものについては、前号に準ずる事項
- 2 | 前項の規定にかかわらず、同項第九号及び第十号に掲げる事項は、第十五条の四各号に掲げる関連当事者の種類ごとに合算して記載することができる。
- 3 | 前二項の規定は、連結子会社と関連当事者との間に取引がある場合に準用する。
- 4 | 関連当事者との取引のうち連結財務諸表の作成に当たつて相殺消去された取引については、注記を要しない。
- 5 | 関連当事者との取引のうち次の各号に定める取引については、第一項に規定する注記を要しない。
- 一 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
 - 二 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い
- 6 | 第一項（第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項は、財務諸表等規則様式第一号に準じて注記しなければならない。
-

(親会社又は重要な関連会社に関する注記)

第十五条の四の三 連結財務諸表提出会社について、次の各号に掲げる会社が存在する場合には、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

一 親会社 当該親会社の名称並びにその発行する有価証券を金融商品取引所（法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、本邦以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。以下この号において同じ。）に上場している場合にあつてはその旨及び当該金融商品取引所の名称、その発行する有価証券を金融商品取引所に上場していない場合にあつてはその旨

二 重要な関連会社 当該関連会社の名称並びに持分法による投資利益又は持分法による投資損失の金額の算定対象となつた当該関連会社の貸借対照表及び損益計算書における次に掲げる項目の金額

イ 貸借対照表項目（流動資産合計、固定資産合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計その他の重要な項目をいう。）
ロ 損益計算書項目（売上高、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額その他の重要な項目をいう。）

2 前項第二号イ及びロに掲げる項目の金額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる方法により記載することができる。この場合には、その旨を記載しなければならない。

一 重要な関連会社について合算して記載する方法
二 持分法による投資利益又は持分法による投資損失の金額の算定

(新設)

対象となつた関連会社について合算して記載する方法

(有価証券に関する注記)

第十五条の六 有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第五号に掲げる事項については、同号に規定するその他有価証券の売却損益の合計額の金額の重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一・二 (略)

三 その他有価証券で時価のあるもの 有価証券の種類(株式及び債券等をいう。)(ごとの次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

四・五 (略)

2〜4 (略)

(デリバティブ取引に関する注記)

第十五条の七 デリバティブ取引については、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

一 (略)

二 取引の時価等に関する事項(ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。)(取引の対象物の種類(通貨、金利、株式、債券及び商品等をいう。)(ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定根拠

(有価証券に関する注記)

第十五条の六 有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第五号に掲げる事項については、同号に規定するその他有価証券の売却損益の合計額の金額の重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一・二 (略)

三 その他有価証券で時価のあるもの 有価証券の種類(株式及び債券等をいう。)(ごとの次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

四・五 (略)

2〜4 (略)

(デリバティブ取引に関する注記)

第十五条の七 デリバティブ取引については、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

一 (略)

二 取引の時価等に関する事項(ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。)(取引の対象物の種類(通貨、金利、株式、債券及び商品等)ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定根拠

2 前項第二号に定める事項は、取引の種類（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。）による区分、市場取引（財務諸表等規則第八条第十項第三号に規定する市場取引をいう。）とそれ以外の取引の区分、買付約定に係るものと売付約定に係るものの区分、連結決算日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間による区分等により、デリバティブ取引の状況が明瞭に示されるよう記載するものとする。

（パーチェス法を適用した場合の注記）

第十五条の十二 当連結会計年度においてパーチェス法を適用した企業結合が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 一十二（略）
- 二 三（略）

（事業分離の注記）

第十五条の十六 当連結会計年度において事業分離が行われ、当該事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、事業分離が行われた連結会計年度において、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 一四（略）
- 二（略）

（各資産の範囲）

2 前項第二号に定める事項は、取引の種類（先物取引、オプション取引、先渡取引及びスワップ取引）による区分、市場取引とそれ以外の取引の区分、買付約定に係るものと売付約定に係るものの区分、連結決算日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間による区分等により、デリバティブ取引の状況が明瞭に示されるよう記載するものとする。

（パーチェス法を適用した場合の注記）

第十五条の十二 企業結合において、パーチェス法を適用した場合には、当連結会計年度において、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 一十二（略）
- 二 三（略）

（事業分離の注記）

第十五条の十六 分離元企業は、事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、事業分離が行われた連結会計年度において、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 一四（略）
- 二（略）

（各資産の範囲）

第二十二條 財務諸表等規則第十五條から第十六條の三まで、第二十二條、第二十七條、第三十一條から第三十一條の四まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第二十二條第八号及び第二十七條第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と読み替えるものとする。

(流動資産の区分表示)

第二十三條 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一・二 (略)

三| リース債権及びリース投資資産(通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかでないものを除く。)

四・五| (略)

六| (略)

七| (略)

2 (略)

3 第一項第七号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を

第二十二條 財務諸表等規則第十五條から第十六條の二まで、第二十二條、第二十七條、第三十一條から第三十一條の三まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。

(流動資産の区分表示)

第二十三條 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一・二 (略)

(新設)

三・四| (略)

四の二| (略)

五| (略)

2 (略)

3 第一項第五号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を

超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(有形固定資産の区分表示)

第二十六条 有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一〇三 (略)

四 リース資産(連結会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が前三号及び第六号に掲げるものである場合に限る。)

五・六 (略)

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項各号(第四号及び第五号を除く。)に掲げる項目に含めることができる。

4 第二十三条第三項の規定は、第一項第六号の資産について準用する。

(無形固定資産の区分表示)

第二十八条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に

超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(有形固定資産の区分表示)

第二十六条 有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一〇三 (略)

(新設)

四・五 (略)

2 (略)

(新設)

3 第二十三条第三項の規定は、第一項第五号の資産について準用する。

(無形固定資産の区分表示)

第二十八条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に

従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第一号又は第二号の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、第三号に属する資産と一括して掲記することができる。

一 (略)

二 リース資産（連結会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が次号に掲げるものである場合に限る。）

三 (略)

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項第三号に掲げる項目に含めることができる。

4 第二十三条第三項の規定は、第一項第三号の資産について準用する。

5 (略)

(投資その他の資産の区分表示等)

第三十条 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第一号の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、第二号に属する資産と一括して掲記することができる。

一 (略)

(新設)

二 (略)

2 (略)

(新設)

3 第二十三条第三項の規定は、第一項第二号の資産について準用する。

4 (略)

(投資その他の資産の区分表示等)

第三十条 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一・二 (略)

三 繰延税金資産

四 その他

2と4 (略)

5 第二十三条第三項の規定は、第一項第四号の資産について準用する。

(各負債の範囲)

第三十六条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の三まで、第五十一条から第五十一条の三までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。

(流動負債の区分表示)

第三十七条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第六号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一・二 (略)

三 リース債務

四 (略)

五 (略)

六・七 (略)

一・二 (略)

三 その他

三の二 繰延税金資産

2と4 (略)

5 第二十三条第三項の規定は、第一項第三号の資産について準用する。

(各負債の範囲)

第三十六条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の二まで、第五十一条及び第五十一条の二の規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。

(流動負債の区分表示)

第三十七条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

三の二 (略)

四・五 (略)

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する負債で、別に表示すること
が適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を
付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3 (略)

4 第一項第六号の引当金は、当該引当金の設定目的を示す名称を付
した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、その金額が少
額なもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当
であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をも
つて一括して掲記することができる。

5 第一項第七号の負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額
の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した
科目をもつて別に掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第三十八条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い
、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。
ただし、第五号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資
産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括
して表示することが適当であると認められるものについては、適当
な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一・二 (略)

三 リース債務

四 (略)

五(七) (略)

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する負債で別に表示すること
が適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付
した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3 (略)

4 第一項第四号の引当金は、当該引当金の設定目的を示す名称を付
した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、その金額が少
額なもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当
であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をも
つて一括して掲記することができる。

5 第一項第五号の負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額
の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した
科目をもつて別に掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第三十八条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い
、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。
ただし、第三号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資
産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括
して表示することが適当であると認められるものについては、適当
な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一・二 (略)

(新設)

二の二 (略)

三(五) (略)

- 2 (略)
- 3 前条第四項の規定は、第一項第五号の引当金について準用する。
- 4 前条第五項の規定は、第一項第七号の負債について準用する。
- 5 (略)

(繰延税金資産又は繰延税金負債の表示)

- 第四十五条 第二十三条第一項第六号に掲げる繰延税金資産と第三十条第七号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、異なる納税主体に係るものを除き、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

- 2 第三十条第一項第三号に掲げる繰延税金資産と第三十八条第一項第四号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、異なる納税主体に係るものを除き、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

(特別法上の準備金等)

第四十五条の二 (略)

- 2 準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記し、その計上を規定した法令の条項を注記しなければならない。
- 3 準備金等については、一年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別を注記しなければならない。ただし、その区別を

- 2 (略)
- 3 前条第四項の規定は、第一項第三号の引当金について準用する。
- 4 前条第五項の規定は、第一項第四号の負債について準用する。
- 5 (略)

(繰延税金資産又は繰延税金負債の表示)

- 第四十五条 第二十三条第一項第四号の二に掲げる繰延税金資産と第三十七条第一項第三号の二に掲げる繰延税金負債とがある場合には、異なる納税主体に係るものを除き、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

- 2 第三十条第一項第三号の二に掲げる繰延税金資産と第三十八条第一項第二号の二に掲げる繰延税金負債とがある場合には、異なる納税主体に係るものを除き、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

(特別法上の準備金等)

第四十五条の二 (略)

- 2 前項の準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記し、その計上を規定した法令の条項を注記しなければならない。
- 3 前項の準備金等については、一年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別を注記しなければならない。ただし、その

することが困難なものについては、この限りでない。

(別記事業の資産及び負債の科目の記載)

第四十七条 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合において、当該別記事業に係る資産又は負債について、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第二十八条第一項、第三十条第一項、第三十七條第一項及び第三十八條第一項に規定する項目の区分に従い科目の記載をすることが適当でないときは、これらの規定にかかわらず、当該別記事業を営む会社の財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

2 (略)

(特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額)

第六十七条 準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならぬ。

区別をすることが困難なものについては、この限りでない。

(別記事業の資産及び負債の科目の記載)

第四十七条 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合において、当該別記事業に係る資産又は負債について、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第三十条第一項、第三十七條第一項及び第三十八條第一項に規定する項目の区分に従い科目の記載をすることが適当でないときは、これらの規定にかかわらず、当該別記事業を営む会社の財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

2 (略)

(特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額)

第六十七条 第四十五条の二第一項に規定する準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

繰延税金資産		×××		×××
その他		×××		×××
投資その他の資産合計		×××		×××
固定資産合計		×××		×××
Ⅲ 繰延資産				
創立費		×××		×××
開業費		×××		×××
株式交付費		×××		×××
社債発行費		×××		×××
開発費		×××		×××
繰延資産合計		×××		×××
資産合計		×××		×××
(負債の部)				
Ⅰ 流動負債				
支払手形及び買掛金		×××		×××
短期借入金		×××		×××
リース債務		×××		×××
未払法人税等		×××		×××
繰延税金負債		×××		×××
引当金				
製品保証引当金	×××		×××	
.....	×××	×××	×××	×××
その他		×××		×××
流動負債合計		×××		×××
Ⅱ 固定負債				
社債		×××		×××
長期借入金		×××		×××
リース債務		×××		×××
繰延税金負債		×××		×××
引当金				
退職給付引当金	×××		×××	
.....	×××	×××	×××	×××
負ののれん		×××		×××
その他		×××		×××
固定負債合計		×××		×××
負債合計		×××		×××
(純資産の部)				
Ⅰ 株主資本				
1 資本金		×××		×××

2	資本剰余金		×××		×××
3	利益剰余金		×××		×××
4	自己株式		-×××		-×××
	株主資本合計		×××		×××
II	評価・換算差額等				
1	その他有価証券評価差額金		×××		×××
2	繰延ヘッジ損益		×××		×××
3	土地再評価差額金		×××		×××
4	為替換算調整勘定		×××		×××
		×××		×××
	評価・換算差額等合計		×××		×××
III	新株予約権		×××		×××
IV	少数株主持分		×××		×××
	純資産合計		×××		×××
	負債純資産合計		×××		×××

(記載上の注意)

1. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債については、第 45 条の規定により表示すること。

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）（第十条関係）

改 正 案	現 行
<p>様式第六号</p> <p>【連結株主資本等変動計算書】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 連結会社が営む事業のうち別に別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。</p>	<p>様式第六号</p> <p>【連結株主資本等変動計算書】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>(新設)</p>

様式第十号

【借入金等明細表】

区 分	前期末残高 (円)	当期末残高 (円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				—
1年以内に返済予定の長期借入金				—
1年以内に返済予定のリース債務				—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）				
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）				
その他の有利子負債				
合 計			—	—

(記載上の注意)

- 第37条第1項第2号に規定する短期借入金、同項第3号及び第38条第1項第3号に規定するリース債務、同項第2号に規定する長期借入金（連結貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びに金利の負担を伴うその他の負債（社債を除く。第5号において「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
- 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
- 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
- 連結会社相互間の取引に係るものがある場合には、各区分ごとに、連結会社相互間の取引に係るものの金額を控除した金額を「前期末残高」又は「当期末残高」の欄に記載すること。
ただし、合計欄の直前に「内部取引の消去」の欄を設けて、連結会社相互間の取引に係るものの金額の合計額を一括して控除する方法によることができる。
- 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、連結会社がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分している場合には、リース債務については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース債務について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。
- リース債務、長期借入金及びその他の有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）については、連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。
- 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

○ 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）（第十一条関係）

改正案	現行
<p>(規則の適用)</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十条の四の七第一項若しくは第二項又は第二十四条の五第一項（これらの規定のうち法第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用する場合並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（第三十八条の三に規定する特定信託財産について作成するこれらの財務書類に相当するものを含む。以下「中間財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、次条を除き、この章から第五章までに定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項</p>	<p>(この規則の適用)</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条の五第一項（これらの規定のうち法第二十四条の五第五項において準用する場合及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（第三十八条の三に規定する特定信託財産について作成するこれらの財務書類に相当するものを含む。以下「中間財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、次条を除き、この章から第五章までに定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条に規定</p>

に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

第二条 外国会社（財務諸表等規則第一条の二に規定する外国会社をいう。以下同じ。）が提出する財務書類のうち、中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、第六章の定めるところによるものとする。

（定義）

第二条の二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中間財務諸表提出会社 法の規定により中間財務諸表を提出すべき会社、指定法人及び組合をいう。

二 (略)

三 中間連結財務諸表 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）第一条第一項に規定する中間連結財務諸表をいう。

四 (略)

五 資金 現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第七十一条及び第七十三条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資

する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

第二条 外国会社（財務諸表等規則第一条の二に規定する外国会社をいう。以下同じ。）が提出する財務書類のうち、中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、第五章の定めるところによるものとする。

（定義）

第二条の二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中間財務諸表提出会社 法の規定により中間財務諸表を提出すべき会社（指定法人を含む。以下同じ。）をいう。

二 (略)

三 中間連結財務諸表 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）第一条に規定する中間連結財務諸表をいう。

四 (略)

五 資金 現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第六十条及び第六十二条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資を

をいう。第七十一条及び第七十三条において同じ。）の合計額をいう。

六 デリバティブ取引 財務諸表等規則第八条第十四項に規定する取引をいう。

七 売買目的有価証券 財務諸表等規則第八条第二十項に規定する有価証券をいう。

八 満期保有目的の債券 財務諸表等規則第八条第二十一項に規定する債券をいう。

九 その他有価証券 財務諸表等規則第八条第二十二項に規定する有価証券をいう。

十・十一 (略)

十二 自社株式オプション 財務諸表等規則第八条第二十五項に規定する自社株式オプションをいう。

十三 ストック・オプション 財務諸表等規則第八条第二十六項に規定するストック・オプションをいう。

十四 企業結合 財務諸表等規則第八条第二十七項に規定する企業結合をいう。

十五 取得企業 財務諸表等規則第八条第二十八項に規定する企業をいう。

十六 被取得企業 財務諸表等規則第八条第二十九項に規定する企業をいう。

十七 存続会社 財務諸表等規則第八条第三十項に規定する会社をいう。

をいう。以下同じ。）の合計額をいう。

六 デリバティブ取引 財務諸表等規則第八条第十三項に規定する取引をいう。

七 売買目的有価証券 財務諸表等規則第八条第十九項に規定する有価証券をいう。

八 満期保有目的の債券 財務諸表等規則第八条第二十項に規定する債券をいう。

九 その他有価証券 財務諸表等規則第八条第二十一項に規定する有価証券をいう。

十・十一 (略)

十二 自社株式オプション 財務諸表等規則第八条第二十四項に規定する自社株式オプションをいう。

十三 ストック・オプション 財務諸表等規則第八条第二十五項に規定するストック・オプションをいう。

十四 企業結合 財務諸表等規則第八条第二十六項に規定する企業結合をいう。

十五 取得企業 財務諸表等規則第八条第二十七項に規定する企業をいう。

十六 被取得企業 財務諸表等規則第八条第二十八項に規定する企業をいう。

十七 存続会社 財務諸表等規則第八条第二十九項に規定する会社をいう。

十八 結合企業 財務諸表等規則第八條第三十一項に規定する企業をいう。

十九 被結合企業 財務諸表等規則第八條第三十二項に規定する企業をいう。

二十 結合後企業 財務諸表等規則第八條第三十三項に規定する企業をいう。

二十一 結合当事企業 財務諸表等規則第八條第三十四項に規定する企業をいう。

二十二 パーチェス法 財務諸表等規則第八條第三十五項に規定する方法をいう。

二十三 持分プーリング法 財務諸表等規則第八條第三十六項に規定する方法をいう。

二十四 共通支配下の取引等 財務諸表等規則第八條第三十七項に規定する共通支配下の取引等をいう。

二十五 事業分離 財務諸表等規則第八條第三十八項に規定する事業分離をいう。

二十六 分離元企業 財務諸表等規則第八條第三十九項に規定する企業をいう。

二十七 分離先企業 財務諸表等規則第八條第四十項に規定する企業をいう。

(中間財務諸表作成の一般原則)

第三條 中間財務諸表は、中間会計期間に係る中間財務諸表提出会社

十八 結合企業 財務諸表等規則第八條第三十項に規定する企業をいう。

十九 被結合企業 財務諸表等規則第八條第三十一項に規定する企業をいう。

二十 結合後企業 財務諸表等規則第八條第三十二項に規定する企業をいう。

二十一 結合当事企業 財務諸表等規則第八條第三十三項に規定する企業をいう。

二十二 パーチェス法 財務諸表等規則第八條第三十四項に規定する方法をいう。

二十三 持分プーリング法 財務諸表等規則第八條第三十五項に規定する方法をいう。

二十四 共通支配下の取引等 財務諸表等規則第八條第三十六項に規定する共通支配下の取引等をいう。

二十五 事業分離 財務諸表等規則第八條第三十七項に規定する事業分離をいう。

二十六 分離元企業 財務諸表等規則第八條第三十八項に規定する企業をいう。

二十七 分離先企業 財務諸表等規則第八條第三十九項に規定する企業をいう。

(中間財務諸表作成の一般原則)

第三條 中間財務諸表は、中間会計期間に係る当該会社(指定法人を

の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関して、有用な情報を提供するものでなければならぬ。

2・3 (略)

(中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の記載)

第四条 中間財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項で、次の各号に掲げる事項は、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

一～四 (略)

(削る)

五| ヘッジ会計(財務諸表等規則第八條の二第八号に規定する会計処理をいう。第五條の五第一項において同じ。)の方法

六・七 (略)

(重要な後発事象の注記)

第五條の二 中間貸借対照表日後、中間財務諸表提出会社の当該中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度(当該中間会計期間を除く。)以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象(以下「重要な後発事象」という。)が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

(リース取引に関する注記)

含む。以下同じ。)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関して、有用な情報を提供するものでなければならぬ。

2・3 (略)

(中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の記載)

第四条 中間財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項で、次の各号に掲げる事項は、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

一～四 (略)

五| リース取引の処理方法

六| ヘッジ会計(財務諸表等規則第八條の二第九号に規定する会計処理をいう。以下同じ。)の方法

七・八 (略)

(重要な後発事象の注記)

第五條の二 中間貸借対照表日後、当該会社の当該中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度(当該中間会計期間を除く。)以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象(以下「重要な後発事象」という。)が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

(リース取引に関する注記)

第五条の三 財務諸表等規則第八条の六の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、同条第一項第一号イ及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、同条第一項第二号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年以内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と、同条第二項中「一年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。

(有価証券に関する注記)

第五条の四 有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一・二 (略)

三 その他有価証券で時価のあるもの 有価証券の種類(株式及び債券等をいう。)(ごとの次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

2 (略)

3 第一項(同項第二号を除く。)及び前項に定める事項は、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第五条の三 財務諸表等規則第八条の六の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条中「当該事業年度」とあるのは「当該中間会計期間」と、「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。

(有価証券に関する注記)

第五条の四 有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一・二 (略)

三 その他有価証券で時価のあるもの 有価証券の種類(株式及び債券等)ごとの次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

2 (略)

3 第一項(同項第二号を除く。)及び前項に定める事項は、中間財務諸表の提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(デリバティブ取引に関する注記)

第五条の五 デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。）については、取引の対象物の種類（通貨、金利、株式、債券及び商品等をいう。）ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、この限りでない。

2 前項に定める事項は、取引の種類（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。）等による区分によりデリバティブ取引の状況が明瞭に示されるよう記載するものとする。

（ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記）

第五条の八 財務諸表等規則第八条の十四の規定は、ストック・オプション若しくは自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(デリバティブ取引に関する注記)

第五条の五 デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。）については、取引の対象物の種類（通貨、金利、株式、債券及び商品等）ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、当該会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

2 前項に定める事項は、取引の種類（先物取引、オプション取引、先渡取引及びスワップ取引）等による区分によりデリバティブ取引の状況が明瞭に示されるよう記載するものとする。

（ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記）

第五条の八 財務諸表等規則第八条の十四の規定は、ストック・オプション若しくは自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第二項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(ストック・オプションに関する注記)

第五条の九 (略)

2・3 (略)

4 前三項に定める事項は、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(持分プーリング法を適用した場合の注記)

第五条の十一 財務諸表等規則第八条の十八及び第八条の十九の規定は、持分プーリング法を適用した場合について準用する。この場合において、財務諸表等規則第八条の十八第一項から第三項まで及び第八条の十九第一項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」とあり、財務諸表等規則第八条の十八第一項第三号中「財務諸表に」とあるのは「中間財務諸表に」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第四項及び財務諸表等規則第八条の十九第二項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同条第一項第二号中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

(共通支配下の取引等の注記)

第五条の十二 財務諸表等規則第八条の二十及び第八条の二十一の規定は、共通支配下の取引等及び子会社が親会社を吸収した場合について準用する。この場合において、財務諸表等規則第八条の二十第一項及び第二項並びに第八条の二十一第一項及び第三項中「事業年

(ストック・オプションに関する注記)

第五条の九 (略)

2・3 (略)

4 前三項に定める事項は、当該会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(持分プーリング法を適用した場合の注記)

第五条の十一 財務諸表等規則第八条の十八及び第八条の十九の規定は、持分プーリング法を適用した場合について準用する。この場合において、同規則第八条の十八第一項から第三項まで及び第八条の十九第一項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同規則第八条の十八第一項第三号中「財務諸表に」とあるのは「中間財務諸表に」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第四項及び同規則第八条の十九第二項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同条第一項第二号中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

(共通支配下の取引等の注記)

第五条の十二 財務諸表等規則第八条の二十及び第八条の二十一の規定は、共通支配下の取引等及び子会社が親会社を吸収した場合について準用する。この場合において、同規則第八条の二十第一項及び第二項並びに第八条の二十一第一項及び第三項中「事業年度」とあ

度」とあるのは「中間会計期間」と、財務諸表等規則第八条の二十第三項及び第八条の二十一第一項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、財務諸表等規則第八条の二十一第一項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、同条第二項第一号及び第二号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同項第一号口中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と、「当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「中間純利益金額又は中間純損失金額」と、「一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額」と読み替えるものとする。

(事業分離の注記)

第五条の十四 財務諸表等規則第八条の二十三の規定は、事業分離について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第一項第三号中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同条第四項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(追加情報の注記)

第六条 この規則において特に定める注記のほか、中間財務諸表提出

るのは「中間会計期間」と、同規則第八条の二十第三項及び第八条の二十一第一項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同規則第八条の二十一第一項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、同条第二項第一号及び第二号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同項第一号口中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と、「当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「中間純利益金額又は中間純損失金額」と、「一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額」と読み替えるものとする。

(事業分離の注記)

第五条の十四 財務諸表等規則第八条の二十三の規定は、事業分離について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第一項第三号中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同条第三項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(追加情報の注記)

第六条 この規則において特に定める注記のほか、中間財務諸表の提

会社の利害関係人が、当該中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度に関する会社の財政及び経営の状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

(各資産の範囲)

第十二条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の三まで、第二十二條、第二十七條、第三十一條から第三十一條の四まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五條から第十六條の三までの規定中「一年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二條第八号及び第二十七條第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

(流動資産の区分表示)

第十三条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 三 (略)

四 リース債権 (通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等 (財務諸表等規則第八條の十第一項第九号に規定する

出会社の利害関係人が、当該中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度に関する会社の財政及び経営の状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

(各資産の範囲)

第十二条 財務諸表等規則第十五條から第十六條の二まで、第二十二條、第二十七條、第三十一條から第三十一條の三まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、同規則第十五條及び第十六條中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(流動資産の区分表示)

第十三条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 三 (略)

(新設)

破産更生債権等をいう。次号において同じ。)で一年内に回収されないことが明らかなるものを除く。)

五| リース投資資産(通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなるものを除く。)

六| 有価証券

七・八| (略)

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する資産で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3 第一項第八号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(投資その他の資産に係る引当金の表示)

第二十一条 財務諸表等規則第三十四条において準用する同令第二十条の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。

(各負債の範囲)

第二十七条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の三まで、第五十一条から第五十一条の三までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第四

(新設)

(新設)

四・五| (略)

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する資産を更に適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3 第一項第五号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(投資その他の資産に係る引当金の表示)

第二十一条 財務諸表等規則第三十四条の規定において準用する同令第二十条の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。

(各負債の範囲)

第二十七条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の二まで、第五十一条及び第五十一条の二の規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、同規則第四十七条中「一

十七条、第四十八条の二及び第四十八条の三中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(流動負債の区分表示)

第二十八条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

- 一～三 (略)
- 四 リース債務
- 五 未払法人税等
- 六・七 (略)

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する負債で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3 第一項第六号の引当金のうちに、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものがある場合には、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

4 第一項第七号の負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(流動負債の区分表示)

第二十八条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

- 一～三 (略)
- (新設)
- (新設)
- 四・五 (略)

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する負債を更に適当と認められる項目に分類し、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3 第一項第四号の引当金のうちに、その金額が負債及び資本の合計額の百分の一を超えるものがある場合には、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

4 第一項第五号の負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第二十九条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 リース債務
- 四・五 (略)

2 (略)

3 前条第三項の規定は、第一項第四号の引当金について準用する。

4 前条第四項の規定は、第一項第五号の負債について準用する。

(偶発債務の注記)

第三十一条 偶発債務（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。））、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるもの（いう。）がある場合には、その内容及び金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができ。

(自己株式申込証拠金の表示)

第三十六条の二の二 財務諸表等規則第六十六条の二の規定は、自己株式申込証拠金について準用する。

第二十九条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

- 一・二 (略)
- (新設)
- 三・四 (略)

2 (略)

3 前条第三項の規定は、第一項第三号の引当金について準用する。

4 前条第四項の規定は、第一項第四号の負債について準用する。

(偶発債務の注記)

第三十一条 財務諸表等規則第五十八条の規定は、偶発債務について準用する。

(自己株式申込証拠金の表示)

第三十六条の二の二 財務諸表等規則第六十六条の二の規定は、自己株式の処分に係る申込期日経過後における申込証拠金について準用する。

(一株当たり純資産額の注記)

第三十六条の三 一株当たり純資産額は、注記しなければならない。ただし、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、この限りでない。

(特別法上の準備金等)

第三十七条 (略)

2 準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記し、その計上を規定した法令の条項を注記しなければならない。

3 準備金等については、一年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別を注記しなければならない。ただし、その区別をすることが困難なものについては、この限りでない。

(別記事業の資産及び負債の記載)

第三十八条 財務諸表等規則別記に掲げる事業(以下「別記事業」という。)を営む株式会社又は指定法人が中間貸借対照表を作成する場合において、その資産及び負債についてはこの規則により記載することが適当でないときは、当該別記事業を営む株式会社又は指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則(財務諸表等規則第二条に規定する法令又は準則をいう。以下同じ。)の定めるところに準じて記載することができる。

2 (略)

(一株当たり純資産額の注記)

第三十六条の三 一株当たり純資産額は、注記しなければならない。ただし、中間財務諸表の提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、当該注記を省略することができる。

(特別法上の準備金等)

第三十七条 (略)

2 前項の準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記し、その計上を規定した法令の条項を注記しなければならない。

3 前項の準備金等については、一年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別を注記しなければならない。ただし、その区別をすることが困難なものについては、この限りでない。

(別記事業の資産及び負債の記載)

第三十八条 財務諸表等規則別記に掲げる事業(以下「別記事業」という。)を営む会社が中間貸借対照表を作成する場合において、その資産及び負債についてはこの規則により記載することが適当でないときは、当該別記事業を営む会社は、その財務諸表について適用される法令又は準則(財務諸表等規則第二条に規定する法令又は準則をいう。以下同じ。)の定めるところに準じて記載することができる。

2 (略)

第五十二条 (略)

一 当中間会計期間に係る法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。次号において同じ。）

二 (略)

2～4 (略)

(特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額)

第五十四条 準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならぬ。

(別記事業の収益及び費用の記載)

第五十七条 別記事業を営む株式会社又は指定法人が中間損益計算書を作成する場合において、その収益及び費用についてこの規則により記載することが適当でないときは、当該別記事業を営む株式会社又は指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

2 (略)

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第五十二条 (略)

一 当該中間会計期間に係る法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。次号において同じ。）

二 (略)

2～4 (略)

(特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額)

第五十四条 第三十七条第一項に規定する準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(別記事業の収益及び費用の記載)

第五十七条 別記事業を営む会社が中間損益計算書を作成する場合において、その収益及び費用についてこの規則により記載することが適当でないときは、当該別記事業を営む会社は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

2 (略)

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第七十二条 財務諸表等規則第百十三条から第百十八条までの規定は、中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、財務諸表等規則第百十三条第二号中「税引前当期純利益金額又は税引前中期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と、同号イ及びハ中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

(外国会社の中間財務書類の作成基準)

第七十四条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定にかかわらず、特定有価証券(法第五条第一項において規定する特定有価証券をいう。)を発行する外国会社が、当該特定有価証券に関して提出する中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。ただし、当該外国会社がその本国において作成している財務計算に関する書類を中間財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする。

(表示方法)

第七十六条 第三条第三項及び第五条第一項第二号の規定は、外国会

第七十二条 財務諸表等規則第百十三条から第百十八条までの規定は、中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、同規則第百十三条第二号中「税引前当期純利益金額又は税引前中期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と、同号イ及びハ中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

(外国会社の中間財務書類の作成基準)

第七十四条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定にかかわらず、特定有価証券(法第二十四条第一項において規定する特定有価証券をいう。)を発行する外国会社が、当該特定有価証券に関して提出する中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。ただし、当該外国会社がその本国において作成している財務計算に関する書類を中間財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする。

(表示方法)

第七十六条 第三条第二項及び第五条(第一号を除く。)の規定は、

2
(略)
社が提出する中間財務書類について準用する。

2
(略)
外国会社が提出する中間財務書類について準用する。

様式第一号

【中間貸借対照表】

区 分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成 年 月 日)		当中間会計期間末 (平成 年 月 日)		前事業年度の要約 貸借対照表 (平成 年 月 日)	
		金 額 (円)	構成比 (%)	金 額 (円)	構成比 (%)	金 額 (円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
現金及び預金		×××		×××		×××	
受取手形		×××		×××		×××	
売掛金		×××		×××		×××	
リース債権		×××		×××		×××	
リース投資資産		×××		×××		×××	
有価証券		×××		×××		×××	
たな卸資産		×××		×××		×××	
その他		×××		×××		×××	
流動資産合計			×××		×××		×××
II 固定資産							
有形固定資産		×××		×××		×××	
無形固定資産		×××		×××		×××	
投資その他の資産		×××		×××		×××	
固定資産合計			×××		×××		×××
III 繰延資産			×××		×××		×××
資産合計			×××		×××		×××
(負債の部)							
I 流動負債							
支払手形		×××		×××		×××	
買掛金		×××		×××		×××	
短期借入金		×××		×××		×××	
リース債務		×××		×××		×××	
未払法人税等		×××		×××		×××	
引当金		×××		×××		×××	
その他		×××		×××		×××	
流動負債合計			×××		×××		×××
II 固定負債							
社債		×××		×××		×××	
長期借入金		×××		×××		×××	
リース債務		×××		×××		×××	
引当金		×××		×××		×××	

その他	×××		×××		×××	
固定負債合計		×××		×××		×××
負債合計		×××		×××		×××
(純資産の部)						
I 株主資本						
1 資本金		×××		×××		×××
2 資本剰余金						
(1) 資本準備金	×××		×××		×××	
(2) その他資本剰余金	×××		×××		×××	
資本剰余金合計		×××		×××		×××
3 利益剰余金						
(1) 利益準備金	×××		×××		×××	
(2) その他利益剰余金						
××積立金	×××		×××		×××	
.....	×××		×××		×××	
繰越利益剰余金	×××		×××		×××	
利益剰余金合計		×××		×××		×××
4 自己株式		-×××		-×××		-×××
株主資本合計		×××		×××		×××
II 評価・換算差額等						
1 その他有価証券評価差額金		×××		×××		×××
2 繰延ヘッジ損益		×××		×××		×××
3 土地再評価差額金		×××		×××		×××
.....		×××		×××		×××
評価・換算差額等合計		×××		×××		×××
III 新株予約権		×××		×××		×××
純資産合計		×××		×××		×××
負債純資産合計		×××		×××		×××

(記載上の注意)

別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

○ 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）（第十一条）

改正案	現行
<p>様式第三号 【中間株主資本等変動計算書】 (記載上の注意) 1. ～5. 6. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりおきたい場合には、当該様式に準じて記載すること。</p>	<p>様式第三号 【中間株主資本等変動計算書】 (記載上の注意) 1. ～5. (新設)</p>

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）（第十二条関係）

改正後	改正前
<p>（規則の適用）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十条の四の七第一項若しくは第二項又は第二十四条の五第一項（これらの規定のうち法第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用する場合並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書（以下「中間連結財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第二条の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p>	<p>（規則の適用）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条の五第一項（これらの規定のうち第二十四条の五第五項において準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書（以下「中間連結財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第二条の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p>

2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

（定義）

第二条（略）

一 中間連結財務諸表提出会社 法の規定により中間連結財務諸表を提出すべき会社及び指定法人をいう。

二 十（略）

十一 資金 現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第八十四条及び第八十六条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第八十四条及び第八十六条において同じ。）の合計額をいう。

十二 デリバティブ取引 財務諸表等規則第八条第十四項に規定する取引をいう。

十三 売買目的有価証券 財務諸表等規則第八条第二十項に規定する有価証券をいう。

十四 満期保有目的の債券 財務諸表等規則第八条第二十一項に規定する債券をいう。

十五 その他有価証券 財務諸表等規則第八条第二十二項に規定す

2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

（定義）

第二条（略）

一 中間連結財務諸表提出会社 法の規定により中間連結財務諸表を提出すべき会社（指定法人を含む。以下同じ。）をいう。

二 十（略）

十一 資金 現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第七十八条及び第八十条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。以下同じ。）の合計額をいう。

十二 デリバティブ取引 財務諸表等規則第八条第十三項に規定する取引をいう。

十三 売買目的有価証券 財務諸表等規則第八条第十九項に規定する有価証券をいう。

十四 満期保有目的の債券 財務諸表等規則第八条第二十項に規定する債券をいう。

十五 その他有価証券 財務諸表等規則第八条第二十一項に規定す

る有価証券をいう。

十六く十九 (略)

二十 企業結合 財務諸表等規則第八條第二十七項に規定する企業結合をいう。

二十一 取得企業 財務諸表等規則第八條第二十八項に規定する企業をいう。

二十二 被取得企業 財務諸表等規則第八條第二十九項に規定する企業をいう。

二十三 結合企業 財務諸表等規則第八條第三十一項に規定する企業をいう。

二十四 被結合企業 財務諸表等規則第八條第三十二項に規定する企業をいう。

二十五 結合後企業 財務諸表等規則第八條第三十三項に規定する企業をいう。

二十六 結合当事企業 財務諸表等規則第八條第三十四項に規定する企業をいう。

二十七 パーチェス法 財務諸表等規則第八條第三十五項に規定する方法をいう。

二十八 持分プーリング法 財務諸表等規則第八條第三十六項に規定する方法をいう。

二十九 共通支配下の取引等 財務諸表等規則第八條第三十七項に規定する共通支配下の取引等をいう。

三十 事業分離 財務諸表等規則第八條第三十八項に規定する事業

る有価証券をいう。

十六く十九 (略)

二十 企業結合 財務諸表等規則第八條第二十六項に規定する企業結合をいう。

二十一 取得企業 財務諸表等規則第八條第二十七項に規定する企業をいう。

二十二 被取得企業 財務諸表等規則第八條第二十八項に規定する企業をいう。

二十三 結合企業 財務諸表等規則第八條第三十項に規定する企業をいう。

二十四 被結合企業 財務諸表等規則第八條第三十一項に規定する企業をいう。

二十五 結合後企業 財務諸表等規則第八條第三十二項に規定する企業をいう。

二十六 結合当事企業 財務諸表等規則第八條第三十三項に規定する企業をいう。

二十七 パーチェス法 財務諸表等規則第八條第三十四項に規定する方法をいう。

二十八 持分プーリング法 財務諸表等規則第八條第三十五項に規定する方法をいう。

二十九 共通支配下の取引等 財務諸表等規則第八條第三十六項に規定する共通支配下の取引等をいう。

三十 事業分離 財務諸表等規則第八條第三十七項に規定する事業

分離をいう。

三十一 分離元企業 財務諸表等規則第八條第三十九項に規定する企業をいう。

三十二 分離先企業 財務諸表等規則第八條第四十項に規定する企業をいう。

(連結の範囲)

第五條 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる会社等(会社、指定法人、組合その他これらに類する事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下同じ。)の財政又は経営の状態等に関する事項で、当該企業集団の財政状態及び経営成績の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合には、その内容を中間連結財務諸表に注記しなければならない。

一・二 (略)

(連結の範囲等に関する記載)

第十條 (略)

2と4 (略)

5 第一項第四号に掲げる会計処理基準に関する事項については、次の各号に定める事項を記載するものとする。

一と四 (略)

分離をいう。

三十一 分離元企業 財務諸表等規則第八條第三十八項に規定する企業をいう。

三十二 分離先企業 財務諸表等規則第八條第三十九項に規定する企業をいう。

(連結の範囲)

第五條 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる会社等(会社、組合その他これらに類する事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下同じ。)の財政又は経営の状態等に関する事項で、当該企業集団の財政状態及び経営成績の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合には、その内容を中間連結財務諸表に注記しなければならない。

一・二 (略)

(連結の範囲等に関する記載)

第十條 (略)

2と4 (略)

5 第一項第四号に掲げる会計処理基準に関する事項については、次の各号に定める事項を記載するものとする。

一と四 (略)

(削る)

五 重要なヘッジ会計（財務諸表等規則第八條の二第八号に規定する会計処理をいう。第十七條第一項において同じ。）の方法

六 (略)

(リース取引に関する注記)

第十五條 財務諸表等規則第八條の六の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同條第一項及び第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同條第一項第一号イ及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、同條第一項第二号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年以内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と、同條第二項中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、同條第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

(有価証券に関する注記)

第十六條 有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 (略)

二 その他有価証券で時価のあるもの 有価証券の種類（株式及び

五 重要なリース取引の処理方法

六 重要なヘッジ会計（財務諸表等規則第八條の二第九号に規定する会計処理をいう。以下同じ。）の方法

七 (略)

(リース取引に関する注記)

第十五條 財務諸表等規則第八條の六の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同條中「当該会社」とあるのは「当該連結会社」と、「当該事業年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と、「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

(有価証券に関する注記)

第十六條 有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 (略)

二 その他有価証券で時価のあるもの 有価証券の種類（株式及び

債券等をいう。)ごとの次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

2 (略)

(デリバティブ取引に関する注記)

第十七条 デリバティブ取引(ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。)については、取引の対象物の種類(通貨、金利、株式、債券及び商品等をいう。)ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益を注記しなければならない。

2 前項に定める事項は、取引の種類(先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。)等による区分によりデリバティブ取引の状況が明瞭に示されるよう記載するものとする。

(持分プーリング法を適用した場合の注記)

第十七条の五 財務諸表等規則第八条の十八(第四項を除く。)の規定は、持分プーリング法を適用した場合について準用する。この場合において、同条中「事業年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第一項第三号中「財務諸表に」とあるのは「中間連結財務諸表に」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

債券等)ごとの次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

2 (略)

(デリバティブ取引に関する注記)

第十七条 デリバティブ取引(ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。)については、取引の対象物の種類(通貨、金利、株式、債券及び商品等)ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益を注記しなければならない。

2 前項に定める事項は、取引の種類(先物取引、オプション取引、先渡取引及びスワップ取引)等による区分によりデリバティブ取引の状況が明瞭に示されるよう記載するものとする。

(持分プーリング法を適用した場合の注記)

第十七条の五 財務諸表等規則第八条の十八(第四項を除く。)の規定は、持分プーリング法を適用した場合について準用する。この場合において、同条中「事業年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第一項第三号中「財務諸表に」とあるのは「中間連結財務諸表に」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。

(注記の方法)

第十八条 この規則の規定により記載すべき注記は、第十条及び第十一条の規定による記載の次に記載しなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

- 一・二 (略)
- 2・3 (略)

(各資産の範囲)

第二十四条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の三まで、第二十二條、第二十七條、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から第十六条の三までの規定中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二條第八号及び第二十七條第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と読み替えるものとする。

(流動資産の区分表示)

第二十五条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適

(注記の方法)

第十八条 この規則により記載すべき注記は、第十条及び第十一条の規定による記載の次に記載しなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

- 一・二 (略)
- 2・3 (略)

(各資産の範囲)

第二十四条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二條、第二十七條、第三十一条から第三十一条の三まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、同規則第十五条及び第十六条中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、同規則第十六条の二中「貸借対照表日後一年以内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(流動資産の区分表示)

第二十五条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適

当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一・二 (略)

三 リース債権及びリース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等（財務諸表等規則第八条の十第一項第九号に規定する破産更生債権等をいう。）で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

四〇六 (略)

2 (略)

3 第一項第六号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。

（投資その他の資産に係る引当金の表示）

第三十二条 財務諸表等規則第三十四条において準用する財務諸表等規則第二十条の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。

（各負債の範囲）

第三十七条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の三まで、第五十一条から第五十一条の三までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第四十七條、第四十八條の二及び第四十八條の三中「一年内」とあるの

当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一・二 (略)

(新設)

三〇五 (略)

2 (略)

3 第一項第五号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。

（投資その他の資産に係る引当金の表示）

第三十二条 財務諸表等規則第三十四条において準用する同規則第二十条の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。

（各負債の範囲）

第三十七条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の二まで、第五十一条及び第五十一条の二の規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、同規則第四十七条中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の

は、「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(流動負債の区分表示)

第三十八条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第六号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一・二 (略)

三| リース債務

四| 未払法人税等

五・六| (略)

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する負債で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付した科目をもって別に掲記することを妨げない。

3 第一項第五号の引当金のうちに、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものがある場合には、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

4 第一項第六号の負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した

日」と、同規則第四十八条の二中「貸借対照表日後一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(流動負債の区分表示)

第三十八条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第三号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

三・四| (略)

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する負債で別に表示することが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付した科目をもって別に掲記することを妨げない。

3 第一項第三号の引当金のうちに、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものがある場合には、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

4 第一項第四号の負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した

科目をもって別に掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第三十九条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第四号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一・二 (略)

三 リース債務

四〇六 (略)

2 (略)

3 前条第三項の規定は、第一項第四号の引当金について準用する。

4 前条第四項の規定は、第一項第六号の負債について準用する。

5 (略)

(のれん及び負ののれんの表示)

第四十一条の二 財務諸表等規則第五十四条の二の規定は、第二十九条第一項第一号に掲げるのれん及び第三十九条第一項第五号に掲げる負ののれんについて準用する。

(特別法上の準備金等)

科目をもって別に掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第三十九条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第三号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一・二 (略)

(新設)

三〇五 (略)

2 (略)

3 前条第三項の規定は、第一項第三号の引当金について準用する。

4 前条第四項の規定は、第一項第四号の負債について準用する。

5 (略)

(のれん及び負ののれんの表示)

第四十一条の二 財務諸表等規則第五十四条の二の規定は、第二十九条第一項第一号に掲げるのれん及び第三十九条第一項第四号に掲げる負ののれんについて準用する。

(特別法上の準備金等)

第四十七条 (略)

2 準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記し、その計上を規定した法令の条項を注記しなければならぬ。

3 準備金等については、一年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別を注記しなければならない。ただし、その区別をすることが困難なものについては、この限りでない。

(中間純利益又は中間純損失)

第六十四条 (略)

一 当中間連結会計期間に係る法人税、住民税及び事業税(利益に
関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。次号に
おいて同じ。)

二・三 (略)

2～4 (略)

(特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額)

第六十七条 準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額
又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩
しによるものであることを示す名称を付した科目をもって掲記しな
ければならぬ。

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第四十七条 (略)

2 前項の準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称
を付した科目をもって掲記し、その計上を規定した法令の条項を注
記しなければならぬ。

3 前項の準備金等については、一年内に使用されると認められるも
のであるかどうかの区別を注記しなければならない。ただし、その
区別をすることが困難なものについては、この限りでない。

(中間純利益又は中間純損失)

第六十四条 (略)

一 当中間連結会計期間に係る法人税、住民税及び事業税(利益
に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。次号に
おいて同じ。)

二・三 (略)

2～4 (略)

(特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額)

第六十七条 第四十七条第一項に規定する準備金等の繰入れ又は取崩
しがあるときは、当該繰入額又は取崩額は、特別損失又は特別利益
として、当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示す名称を
付した科目をもって掲記しなければならない。

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第八十五条 連結財務諸表規則第八十四条から第八十九条までの規定は、中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、財務諸表等規則第八十四条第二号中「税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額」とあるのは「税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額」と、「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

第八十五条 連結財務諸表規則第八十四条から第八十九条までの規定は、中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、同規則第八十四条第二号中「税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額」とあるのは「税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額」と、「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

様式第四号

【中間連結貸借対照表】

区 分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成 年 月 日)		当中間連結会計期間末 (平成 年 月 日)		前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 (平成 年 月 日)	
		金 額 (円)	構成比 (%)	金 額 (円)	構成比 (%)	金 額 (円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
現金及び預金		×××		×××		×××	
受取手形及び売掛金		×××		×××		×××	
リース債権及びリース投 資資産		×××		×××		×××	
有価証券		×××		×××		×××	
たな卸資産		×××		×××		×××	
その他		×××		×××		×××	
流動資産合計		×××		×××		×××	
II 固定資産							
有形固定資産		×××		×××		×××	
無形固定資産		×××		×××		×××	
のれん		×××		×××		×××	
その他		×××	×××	×××	×××	×××	×××
投資その他の資産			×××		×××		×××
固定資産合計			×××		×××		×××
III 繰延資産			×××		×××		×××
資産合計			×××		×××		×××
(負債の部)							
I 流動負債							
支払手形及び買掛金		×××		×××		×××	
短期借入金		×××		×××		×××	
リース債務		×××		×××		×××	
未払法人税等		×××		×××		×××	
引当金		×××		×××		×××	
その他		×××		×××		×××	
流動負債合計			×××		×××		×××
II 固定負債							
社債		×××		×××		×××	
長期借入金		×××		×××		×××	

リース債務	×××	×××	×××
引当金	×××	×××	×××
負ののれん	×××	×××	×××
その他	×××	×××	×××
固定負債合計	×××	×××	×××
負債合計	×××	×××	×××
(純資産の部)			
I 株主資本			
1 資本金	×××	×××	×××
2 資本剰余金	×××	×××	×××
3 利益剰余金	×××	×××	×××
4 自己株式	-×××	-×××	-×××
株主資本合計	×××	×××	×××
II 評価・換算差額等			
1 その他有価証券評価差額金	×××	×××	×××
2 繰延ヘッジ損益	×××	×××	×××
3 土地再評価差額金	×××	×××	×××
4 為替換算調整勘定	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	×××	×××
III 新株予約権	×××	×××	×××
IV 少数株主持分	×××	×××	×××
純資産合計	×××	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××	×××

(記載上の注意)

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）（第十二条）

改 正 案	現 行
<p>様式第六号</p> <p>【中間連結株主資本等変動計算書】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 連結会社が営む事業のうち、別記事業がある場合その他上記の様式に上りのがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。</p>	<p>様式第六号</p> <p>【中間連結株主資本等変動計算書】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>(新設)</p>

○ 業務補助等に関する規則（昭和二十五年公認会計士管理委員会規則第七号）（第十三条関係）

改正案	現行
<p>2 (略)</p> <p>第二条 業務補助は、一年につき二以上の法人（当該法人が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十三条の二の規定により公認会計士若しくは監査法人の監査を受けることとなつている場合又は会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社（最終事業年度に係る貸借対照表（同法第四百三十九条前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時株主総会に報告された貸借対照表をいい、株式会社の成立後最初の定時株主総会までの間においては、同法第四百三十五条第一項の貸借対照表をいう。）に資本金として計上した額が一億円を超える株式会社に限る。）である場合には一社以上）の財務書類の監査又は証明業務を対象として行わなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>第二条 業務補助は、一年につき二以上の法人（当該法人が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十三条の二の規定により公認会計士若しくは監査法人の監査を受けることとなつている場合又は会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社（最終事業年度に係る貸借対照表（同法第四百三十九条前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時株主総会に報告された貸借対照表をいい、株式会社の成立後最初の定時株主総会までの間においては、同法第四百三十五条第一項の貸借対照表をいう。）に資本金として計上した額が一億円を超える株式会社に限る。）である場合には一社以上）の財務書類の監査又は証明業務を対象として行わなければならない。</p>

○ 公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令（昭和四十九年大蔵省令第五十八号）（第十四条関係）

改正案	現行
<p>（特別の事情を有する債権又は債務）</p> <p>第一条 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号。以下「令」という。）第七条第一項第四号及び第八条第一号に規定する内閣府令で定める特別の事情を有する債権又は債務は、第一号から第十二号までに掲げるものに係る債権（第十一号及び第十二号にあつては、当該各号に掲げるものに基づく債権）又は第十三号から第十七号までに掲げるものに係る債務とする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 内国法人の発行する社債のうち、契約により、発行に際して応募額が総額に達しない場合に金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者）に限る。）がその残額を取得するものとされたもの</p> <p>九〇七（略）</p> <p>（業務の制限）</p> <p>第五条 法第二十四条の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p>	<p>（特別の事情を有する債権又は債務）</p> <p>第一条 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号。以下「令」という。）第七条第一項第四号及び第八条第一号に規定する内閣府令で定める特別の事情を有する債権又は債務は、第一号から第十二号までに掲げるものに係る債権（第十一号及び第十二号にあつては、当該各号に掲げるものに基づく債権）又は第十三号から第十七号までに掲げるものに係る債務とする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 内国法人の発行する社債のうち、契約により、発行に際して応募額が総額に達しない場合に証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社又は外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社の同条第八号に規定する支店がその残額を取得するものとされたもの</p> <p>九〇七（略）</p> <p>（業務の制限）</p> <p>第五条 法第二十四条の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p>

一〇五 (略)

(削る)

(削る)

六| 前各号に掲げるもののほか、監査又は証明（法第二条第一項の業務として行う監査又は証明をいう。）をしようとする財務書類を自らが作成していると認められる業務又は被監査会社等の経営判断に關与すると認められる業務

一〇五 (略)

六| 証券取引法第二条第八項に規定する証券業

七| 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第二項に規定する投資顧問業

八| 前各号に掲げるもののほか、監査又は証明（法第二条第一項の業務として行う監査又は証明をいう。）をしようとする財務書類を自らが作成していると認められる業務又は被監査会社等の経営判断に關与すると認められる業務

改正案	現行
<p>（試験科目の分野及び範囲） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める分野は、次に掲げる分野とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 金融商品取引法（企業内容等の開示に関する部分に限る。）</p> <p>四（略）</p> <p>4（略）</p> <p>5 法第八条第一項各号又は第二項各号に掲げる試験科目のうち、次の各号に掲げる試験科目の範囲については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 監査論 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）及び会社法（平成十七年法律第八十六号）に基づく監査制度及び監査諸基準その他の監査理論</p> <p>二・四（略）</p> <p>（実務経験による短答式試験科目の免除）</p> <p>第七条 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号。以</p>	<p>（試験科目の分野及び範囲） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める分野は、次に掲げる分野とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 証券取引法（企業内容等の開示に関する部分に限る。）</p> <p>四（略）</p> <p>4（略）</p> <p>5 法第八条第一項各号又は第二項各号に掲げる試験科目のうち、次の各号に掲げる試験科目の範囲については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 監査論 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）及び会社法（平成十七年法律第八十六号）に基づく監査制度及び監査諸基準その他の監査理論</p> <p>二・四（略）</p> <p>（実務経験による短答式試験科目の免除）</p> <p>第七条 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号。以</p>

下「施行令」という。）第一条の二に規定する内閣府令で定める法人は、次の各号に掲げるものとする。この場合において、次の各号（第三号、第四号及び第十三号から第十五号までを除く。）に定める法人が、法令に基づき、免除申請者の同条に規定する会計又は監査に関する事務又は業務に従事した期間を通じて、公認会計士又は監査法人の監査を受けていることを要する。

一 上場会社等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十七条の二各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券に該当するものを除く。）の発行者をいう。）

二 十五（略）

2
（略）

下「施行令」という。）第一条の二に規定する内閣府令で定める法人は、次の各号に掲げるものとする。この場合において、次の各号（第三号、第四号及び第十三号から第十五号までを除く。）に定める法人が、法令に基づき、免除申請者の同条に規定する会計又は監査に関する事務又は業務に従事した期間を通じて、公認会計士又は監査法人の監査を受けていることを要する。

一 上場会社等（証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十七条の二各号に掲げる有価証券（証券取引法第四十条第一項第一号に規定する取扱有価証券に該当するものを除く。）の発行者をいう。）

二 十五（略）

2
（略）

○ 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則（平成十一年^総理府令第三十一号）（第十六条関係）
大蔵省

改正案	現行
<p>（貸付資金の受入方法）</p> <p>第二条 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 借入金その他の何らの名義をもってするを問わず、当該金融業者以外の者が当該金融業者の貸付資金とする目的をもってする社債又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十五号に掲げる約束手形の発行により受け入れた金銭の受入れ</p> <p>二 次に掲げる金銭の受入れ</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第八条第二号イに規定する特別目的法人（同号イに規定する譲渡資産のうちに指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権を含むものに限る。）に対する貸付債権の譲渡の対価としての金銭の受入れであって、当該特別目的法人がする同号に掲げる有価証券又は同令第八条第四号に掲げる有価証券（金融商品取引法第二条第一項第四号、第五号</p>	<p>（貸付資金の受入方法）</p> <p>第二条 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 借入金その他の何らの名義をもってするを問わず、当該金融業者以外の者が当該金融業者の貸付資金とする目的をもってする社債又は証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第八号に掲げる約束手形の発行により受け入れた金銭の受入れ</p> <p>二 次に掲げる金銭の受入れ</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 証券取引法施行令第三条の四第五号に掲げる特定有価証券を定める内閣府令（平成五年大蔵省令第十五号）第一号イに規定する特別目的法人（同号イに規定する譲渡資産のうちに指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権を含むものに限る。）に対する貸付債権の譲渡の対価としての金銭の受入れであって、当該特別目的法人がする同号に掲げる有価証券又は同令第二号に掲げる有価証券（証券取引法第二条第一項第三号</p>

<p>又は第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。)の発行により受け入れた金銭が、一連の行為として、当該貸付債権の譲渡の対価に充てられるもの</p> <p>(登録申請書のその他の記載事項)</p> <p>第四条 法第四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 <u>金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書の提出の有無</u></p> <p>五・六 (略)</p> <p>別紙様式第1号(第3条関係)</p> <p>(略)</p> <p>(日本工業規格A4)</p> <p>(第3面)</p> <p>5.・6. (略)</p> <p>7. <u>金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書の提出の有無</u></p> <p>有 無</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 「6. 金融会社等の種類」及び「7. <u>金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書の提出の有無</u>」は、該当するものに○印を付けること。この場合において、貸金業の登録又は質屋営業の許可を受けているものは、当該登録番号及び登録年月日又は許可証を交付した都道府県名、許可証の番号及び交付年月日を記載すること。</p>	<p>の二、第四号又は第八号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。)の発行により受け入れた金銭が、一連の行為として、当該貸付債権の譲渡の対価に充てられるもの</p> <p>(登録申請書のその他の記載事項)</p> <p>第四条 法第四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 <u>証券取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書の提出の有無</u></p> <p>五・六 (略)</p> <p>別紙様式第1号(第3条関係)</p> <p>(略)</p> <p>(日本工業規格A4)</p> <p>(第3面)</p> <p>5.・6. (略)</p> <p>7. <u>証券取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書の提出の有無</u></p> <p>有 無</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 「6. 金融会社等の種類」及び「7. <u>証券取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書の提出の有無</u>」は、該当するものに○印を付けること。この場合において、貸金業の登録又は質屋営業の許可を受けているものは、当該登録番号及び登録年月日又は許可証を交付した都道府県名、許可証の番号及び交付年月日を記載すること。</p>
---	--

○ 内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）（第十七条関係）

改正案	現行
<p>（電子情報処理組織による申請等） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 申請等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）第一条の二、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第三条並びに第十三条第一項及び第四項、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第五条並びに第十五条の二第一項及び第五項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第六条並びに第二十四条第一項及び第五項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第二条第七項に規定する申請等を除く。）を行う者は、第一項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。</p> <p>一〜四（略）</p>	<p>（電子情報処理組織による申請等） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 申請等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）第一条の二、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第三条並びに第十三条第一項及び第四項、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第五条、<u>第六条並びに第十五条の二第一項及び第五項</u>、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）<u>第六条、第七条並びに第二十四条第一項及び第五項</u>並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第二条第七項に規定する申請等を除く。）を行う者は、第一項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。</p> <p>一〜四（略）</p>

4・5 (略)

別表 (第一条関係)

一〇七 (略)

(削る)

八〇十 (略)

(削る)

十一〇十四 (略)

(削る)

十五〇二十五 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

二六〇二十八 (略)

二十九 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令 (平

4・5 (略)

別表 (第一条関係)

一〇七 (略)

八 証券取引所に関する内閣府令 (昭和二十八年大蔵省令第七十六号)

九〇十一 (略)

十二 証券会社の行為規制等に関する内閣府令 (昭和四十年大蔵省令第六十号)

十三〇十六 (略)

十七 安定操作取引の届出等に関する内閣府令 (昭和四十六年大蔵省令第四十三号)

十八〇二十八 (略)

二十九 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則 (昭和六十一年大蔵省令第五十四号)

三十 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令 (昭和六十一年政令第三百三十三号)

三十一 抵当証券業の規制等に関する法律施行規則 (昭和六十三年大蔵省令第三十五号)

三十二 金融先物取引法施行規則 (平成元年大蔵省令第十八号)

三十三 金融先物取引法施行令 (平成元年政令第五十三号)

三十四〇三十六 (略)

三十七 証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令 (平成五

成五年大蔵省令第十四号)

三十〜三十五 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

三十六〜三十九 (略)

四十 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び
特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令(平成十二年総理府
令第三百三十号)

令第三百三十号)

四十一〜四十三 (略)

(削る)

四十四〜四十六 (略)

(削る)

(削る)

四十七〜五十一 (略)

(削る)

年大蔵省令第十四号)

三十八〜四十三 (略)

四十四 証券会社に関する内閣府令(平成十年大蔵省令第三十二号)

四十五 金融機関の証券業務に関する内閣府令(平成十年大蔵省令第
三十五号)

三十五号)

四十六 外国証券業者に関する内閣府令(平成十年大蔵省令第三十七
号)

号)

四十七〜五十 (略)

五十一 資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為
規制等に関する内閣府令(平成十二年総理府令第三百三十号)

五十二〜五十四 (略)

五十五 証券会社の自己資本規制に関する内閣府令(平成十三年内閣
府令第二十三号)

五十六〜五十八 (略)

五十九 証券仲介業者に関する内閣府令(平成十六年内閣府令第一号)

一

六十 外国証券取引所に関する内閣府令(平成十六年内閣府令第二号)

一

六十一〜六十五 (略)

六十六 金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令(平成十

五十二・五十三 (略)	七年内閣府令第七十六号)
五十四 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧	(新設)
特定目的会社に関する内閣府令 (平成十八年内閣府令第四十六号)	(新設)
五十五 金融商品取引業等に関する内閣府令 (平成十九年内閣府令第	(新設)
号)	(新設)
五十六 金融商品取引所等に関する内閣府令 (平成十九年内閣府令第	(新設)
号)	(新設)
五十七 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令 (平成十九年内閣	(新設)
府令第 号)	(新設)
五十八 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため	(新設)
の体制に関する内閣府令 (平成十九年内閣府令第 号)	(新設)

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（証券取引法施行令第三条の四第五号に掲げる特定有価証券を定める内閣府令の廃止）

第二条 証券取引法施行令第三条の四第五号に掲げる特定有価証券を定める内閣府令（平成五年大蔵省令第十五号）は、廃止する。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第一条の規定による改正前の企業内容等の開示に関する内閣府令（次項及び第三項において「旧開示府令」という。）第十条第一項第一号トに定める書面（以下この項において「届出書確認書」という。

）並びに同項第二号ロに定める書類、同項第三号ロに定める書類、同項第三号の二に定める書類、同項第三号の三に定める書類、同項第四号イに定める書類、同項第五号イに定める書類及び同項第六号イに定める書類のうち届出書確認書につき、改正法第三条の規定による改正後の金融商品取引法（以下「新金融商

品取引法」という。)第五条第一項の規定により平成二十年三月三十一日までに提出する有価証券届出書(第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令(以下この条において「新開示府令」という。))第一条第十四号に掲げる有価証券届出書をいう。以下同じ。)に添付する場合には、なお従前の例による。

2 旧開示府令第十七条第一項第一号へに定める書面(以下この項において「有価証券報告書確認書」という。))及び同項第二号イに掲げる書類のうち有価証券報告書確認書につき、新金融商品取引法第二十四条第一項の規定により平成二十年三月三十一日までに提出する有価証券報告書(新開示府令第一条第十八号に掲げる有価証券報告書をいう。以下同じ。))に添付する場合には、なお従前の例による。

3 旧開示府令第十八条第二項に規定する書面につき、新金融商品取引法第二十四条の五第一項の規定により平成二十年三月三十一日までに提出する半期報告書(新開示府令第一条第十九号に掲げる半期報告書をいう。以下同じ。))に添付する場合及び旧開示府令第十八条第三項第三号に掲げる書面につき、新金融商品取引法第二十四条の五第一項の規定により平成二十年三月三十一日までに提出する半期報告書に添付する場合には、なお従前の例による。

4 新開示府令第一号様式から第二号の五様式まで及び第六号様式から第七号の三様式までは、施行日以後に開始する有価証券発行勧誘等（新金融商品取引法第四条第二項に規定する有価証券発行勧誘等をいう。次条及び第五条において同じ。）又は有価証券交付勧誘等（新金融商品取引法第四条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。次条及び第五条において同じ。）について適用し、施行日前に開始した改正法第三条の規定による改正前の証券取引法（以下「旧証券取引法」という。以下同じ。）第二条第一項各号に掲げる有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（以下「旧有価証券」という。）の取得の申込みの勧誘又は旧有価証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘については、なお従前の例による。

（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第二条の規定による改正後の外国債等の発行者の開示に関する内閣府令第一号様式及び第二号様式は、施行日以後に開始する有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等について適用し、施行日前に開始した旧有価証券の取得の申込みの勧誘又は旧有価証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘については、なお従前の例による。

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第一号様式から第三号の二様式、第三号の五様式から第六号の二様式、第六号の五様式及び第六号の六様式は、施行日以後に開始する有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等について適用し、施行日前に開始した旧有価証券の取得の申込みの勧誘又は旧有価証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘については、なお従前の例による。

(発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第四条の規定による改正後の発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第二号様式及び第六号様式は、施行日以後に開始する金融商品取引法第二十七条の二第一項に規定する株券等の買付け等について適用し、施行日前に開始した旧証券取引法第二十七条の二第一項に規定する株券等の買付け等については、なお従前の例による。

(発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第五条の規定による改正後の発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第二号

様式は、施行日以後に開始する金融商品取引法第二十七条の二十二の二第一項に規定する上場株券等の買付け等について適用し、施行日前に開始した旧証券取引法第二十七条の二十二の二第一項に規定する上場株券等の買付け等については、なお従前の例による。

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正）

第八条 第八条の規定による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令は、平成二十年四月一日以後開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表及び連結財務諸表、中間財務諸表及び中間連結財務諸表並びに四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表の監査証明に適用し、同日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表及び連結財務諸表並びに中間財務諸表及び中間連結財務諸表についての監査証明については、なお従前の例による。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条 第九条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定の適用は、当該各号に定めるところによる。

一 新財務諸表等規則第八条第三項、第四項、第五項、第七項及び第十七項、第八条の十並びに第八条の十の二の規定 平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係るもののうち、施行日以後に提出する有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されるものについては、これらの規定を適用することができる。

二 新財務諸表等規則第八条の二（第八号から第十号までを除く。）、第八条の六、第十六条の三、第十七条第一項第四号及び第五号、第二十二号第八号、第二十三条第一項第八号及び第三項、第二十五条、第二十六条、第二十七条第十二号、第二十八条第一項第十号及び第三項、第三十一条の四、第四十八条の三、第四十九条第一項第四号、第五十一条の三並びに第五十二条第一項第四号の規定 平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係るものうち、施行日以後に提出する有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されるものについては、これらの規定を適用することができる。

3 平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について新財務諸表等規則第八条の二（第八号から第十号までを除く。）、第八条の六、第十六条の三、第十七条第一項第四号及び第五号、第二十条第八号、第二十三条第一項第八号及び第三項、第二十五条、第二十六条、第二十七条第十二号、第二十八条第一項第十号及び第三項、第三十一条の四、第四十八条の三、第四十九条第一項第四号、第五十一条の三並びに第五十二条第一項第四号の規定を適用する場合において、所有権移転外ファイナンス・リース取引のリース取引開始日（リース物件を使用収益する権利を行使することができることとなった日をいう。以下同じ。）が平成二十年四月一日前に開始する事業年度に属するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 財務諸表提出会社がリース物件の借主である場合において、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているとき 第九条の規定による改正前の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「旧財務諸表等規則」という。）第八条の二第八号及び第八号の六第一項第一号（同条第二項、第三項及び第六項の規定を適用する場合を含ま

む。）に定める事項

二 リース取引を通常の取引以外の取引とする財務諸表提出会社がリース物件の貸主である場合において、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているとき 旧財務諸表等規則第八条の二第八号及び第八条の六第一項第二号（同条第四項の規定を適用する場合を含む。）に定める事項

三 リース取引を通常の取引とする財務諸表提出会社がリース物件の貸主である場合において、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度の直前の事業年度の末日におけるリース物件に係る固定資産の適正な帳簿価額（当該固定資産に対する減価償却累計額を控除した金額をいう。以下同じ。）を平成二十年四月一日以後に開始する事業年度の開始の日におけるリース投資資産の価額として計上する会計処理を行っているとき 税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額と当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行った場合に計上されるべき税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額との

差額

4 前項の規定は、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について、新財務諸表等規則第八条の二（第八号から第十号までを除く。）、第八条の六、第十六条の三、第十七条第一項第四号及び第五号、第二十二号第八号、第二十三条第一項第八号及び第三項、第二十五条、第二十六条、第二十七条第十二号、第二十八条第一項第十号及び第三項、第三十一条の四、第四十八条の三、第四十九条第一項第四号、第五十一条の三並びに第五十二条第一項第四号の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同項中「平成二十年四月一日」とあるのは、「平成十九年四月一日」と読み替えるものとする。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十条 第十条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新連結財務諸表規則」という。）の規定は、施行日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定の適用は、当該各号に定めるところによる。

一 新連結財務諸表規則第二条第一号から第七号まで、第五条第三項及び第十五条の四から第十五条の四の三までの規定 平成二十年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し

、同日前に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成十九年四月一日以後に開始する連結会計年度に係るものうち、施行日以後に提出する有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されるものについては、これらの規定を適用することができる。

二 新連結財務諸表規則第十三条第五項（第五号及び第六号を除く。）、第十五条の三、第二十二条、第二十三条第一項第三号、第二十六条第一項第四号及び第三項、第二十八条第一項第二号及び第三項、第三十六条、第三十七条第一項第三号並びに第三十八条第一項第三号の規定 平成二十年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成十九年四月一日以後に開始する連結会計年度に係るものうち、施行日以後に提出する有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されるものについては、これらの規定を適用することができる。

3 平成二十年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について新連結財務諸表規則第十三条第五項（第五号及び第六号を除く。）、第十五条の三、第二十二条、第二十三条第一項第三号、第二十六条第一項第四号及び第三項、第二十八条第一項第二号及び第三項、第三十六条、第三十七条第一項第

三号並びに第三十八条第一項第三号の規定を適用する場合において、所有権移転外ファイナンス・リース取引のリース取引開始日が平成二十年四月一日前に開始する連結会計年度に属するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 連結会社がリース物件の借主である場合において、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているとき 第十条の規定による改正前の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この号及び次号において「旧連結財務諸表規則」という。）第十三条第五項第五号及び第十五条の三（同条において準用する旧財務諸表等規則第八条の六第一項第一号（同条第二項、第三項及び第六項の規定を適用する場合を含む。）の規定に限る。）に定める事項

二 リース取引を通常の取引以外の取引とする連結会社がリース物件の貸主である場合において、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているとき 旧連結財務諸表規則第十三条第五項第五号及び第十五条の三（同条において準用する旧財務

諸表等規則第八条の六第一項第二号（同条第四項の規定を適用する場合を含む。）の規定に限る。）に定める事項

三 リース取引を通常の取引とする連結会社がリース物件の貸主である場合において、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について、平成二十年四月一日以後に開始する連結会計年度の直前の連結会計年度の末日におけるリース物件に係る固定資産の適正な帳簿価額を平成二十年四月一日以後に開始する連結会計年度の開始の日におけるリース投資資産の価額として計上する会計処理を行っているとき税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額と当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行った場合に計上されるべき税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額との差額

4 前項の規定は、平成十九年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について、新連結財務諸表規則第十三条第五項（第五号及び第六号を除く。）、第十五条の三、第二十二條、第二十三条第一項第三号、第二十六条第一項第四号及び第三項、第二十八条第一項第二号及び第三項、第三十六条、第三十七条第一項第三号並びに第三十八条第一項第三号の規定を適用する場合に準用する。この場合におい

て、同項中「平成二十年四月一日」とあるのは、「平成十九年四月一日」と読み替えるものとする。

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第十一条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間財務諸表等規則」という。）の規定は、施行日以後に終了する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、新中間財務諸表等規則第四条（第五号から第七号までを除く。）、第五条の三、第十二条、第十三条第一項第四号、第五号及び第六号、第二十七条、第二十八条第一項第四号及び第五号並びに第二十九条第一項第三号の規定は、平成二十年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成十九年四月一日以後に開始する中間会計期間に係るものうち、施行日以後に提出する有価証券届出書又は半期報告書に記載されるものについては、これらの規定を適用することができる。

3 平成二十年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について新中間財務諸表等規則第四条（第五号から第七号までを除く。）、第五条の三、第十二条、第十三条第一項第四号、第五号及び第

六号、第二十七条、第二十八条第一項第四号及び第五号並びに第二十九条第一項第三号の規定を適用する場合において、所有権移転外ファイナンス・リース取引のリース取引開始日が平成二十年四月一日前に開始する事業年度に属するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならぬ。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 中間財務諸表提出会社がリース物件の借主である場合において、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているとき 第十一条の規定による改正前の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この号及び次号において「旧中間財務諸表等規則」という。）第四条第五号及び第五条の三（同条において準用する旧財務諸表等規則第八条の六第一項第一号（同条第二項、第三項及び第六項の規定を適用する場合を含む。）の規定に限る。）に定める事項

二 リース取引を通常の取引以外の取引とする中間財務諸表提出会社がリース物件の貸主である場合において、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているとき 旧中間財務諸表等規則第四条第五号及び第五条の三（同条において準用する旧

財務諸表等規則第八条の六第一項第二号（同条第四項の規定を適用する場合を含む。）の規定に限る。

）に定める事項

三 リース取引を通常の取引とする中間財務諸表提出会社がリース物件の貸主である場合において、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について、平成二十年四月一日以後に開始する中間会計期間の直前の事業年度の末日におけるリース物件に係る固定資産の適正な帳簿価額を平成二十年四月一日以後に開始する中間会計期間の開始の日におけるリース投資資産の価額として計上する会計処理を行っていないとき 税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額と当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行った場合に計上されるべき税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額との差額

4 前項の規定は、平成十九年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について、新中間財務諸表等規則第四条（第五号から第七号までを除く。）、第五条の三、第十二条、第十三条第一項第四号、第五号及び第六号、第二十七条、第二十八条第一項第四号及び第五号並びに第二十九条第一項第三号の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同項中「平成二十年四月一日」とあるのは「平成

十九年四月一日」と読み替えるものとする。

(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 第十二条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「新中間連結財務諸表規則」という。)の規定は、施行日以後に終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、新中間連結財務諸表規則第十条第五項(第五号及び第六号を除く。)、第十五条、第二十四条、第二十五条第一項第三号、第三十七条、第三十八条第一項第三号及び第四号並びに第三十九条第一項第三号の規定は、平成二十年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成十九年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係るものうち、施行日以後に提出する有価証券届出書又は半期報告書に記載されるものについては、これらの規定を適用することができる。

3 平成二十年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について新中間連結財務諸表規則第十条第五項(第五号及び第六号を除く。)、第十五条、第二十四条、第二十五条第一項第三号

、第三十七条、第三十八条第一項第三号及び第四号並びに第三十九条第一項第三号の規定を適用する場合において、所有権移転外ファイナンス・リース取引のリース取引開始日が平成二十年四月一日前に開始する連結会計年度に属するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならぬ。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 連結会社がリース物件の借主である場合において、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているとき 第十二条の規定による改正前の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この号及び次号において「旧中間連結財務諸表規則」という。）第十条第五項第五号及び第十五条（同条において準用する旧財務諸表等規則第八条の六第一項第一号（同条第二項、第三項及び第六項の規定を適用する場合を含む。）の規定に限る。）に定める事項

二 リース取引を通常の取引以外の取引とする連結会社がリース物件の貸主である場合において、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているとき 旧中間連結財務諸表規則第十条第五項第五号及び第十五条（同条において準用する旧財務諸

表等規則第八条の六第一項第二号（同条第四項の規定を適用する場合を含む。）の規定に限る。）に定める事項

三 リース取引を通常の取引とする連結会社がリース物件の貸主である場合において、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について、平成二十年四月一日以後に開始する中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日におけるリース物件に係る固定資産の適正な帳簿価額を平成二十年四月一日以後に開始する中間連結会計期間の開始の日におけるリース投資資産の価額として計上する会計処理を行っていないとき 税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額と当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行った場合に計上されるべき税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額との差額

4 前項の規定は、平成十九年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について、新中間連結財務諸表規則第十条第五項（第五号及び第六号を除く。）、第十五条、第二十四条、第二十五条第一項第三号、第三十七条、第三十八条第一項第三号及び第四号並びに第三十九条第一項第三号の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同項中「平成二十年四月一日」とあるのは、「平成十

九年四月一日」と読み替えるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十三条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。